

I 総括的概要

平成 21 年度のわが国経済は、大幅な需要不足によるデフレの進行に加え、年央からの原材料価格高騰にともなう販売価格への転嫁難も収益悪化の要因となり、地域経済を支える中堅企業や中小・小規模企業の経営環境は厳しいまま推移した。わが国経済は、新興国を中心とした海外需要の回復や経済対策の効果などにより、生産・輸出などが持ち直し、緩やかな回復過程にあったものの、大幅な国内需要の不足によるデフレの深刻化、設備・雇用の過剰感、円高の長期化などもあって自律的回復には至らず、特に、中小企業は、倒産・廃業が高水準で推移するなど極めて厳しい状況が続いた。

こうした状況を踏まえ、当所では、わが国経済を再び回復軌道に乗せるための政府による景気対策と雇用対策の切れ目ない実施、地方や中小企業の隅々にまで経済対策の効果を浸透させていくこと等を再三にわたり、政府に強く要望。9 月に初めて開催した「会員大会」をはじめ、各地商工会議所の声を結集した政策提言活動は年間を通じて継続的に実施し、9 月の政権交代後も、新政権に対し、鳩山首相、菅副首相はじめ主要閣僚等に延べ 10 数回にわたり、岡村会頭が直接要望書を手渡すなど、あらゆる機会を通じて、要望活動を積極展開した。また、『『新成長戦略』のとりまとめに向けた提言』（22 年 3 月）では、政府が「新成長戦略（基本方針）」の具体策を早期に策定・実行することで、有効需要の拡大に加えて、企業のイノベーションや国際競争力の強化等、供給サイドの施策も合わせたバランスのとれた持続的な経済成長とデフレ克服を確実に実現していくことを強く求めた。

こうした働きかけの結果、政府の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（12 月）において、中小企業金融対策等が実現。「新成長戦略（基本方針）」（12 月）にも、「名目成長率の実現を最重要課題と位置付け、2020 年度までの平均で名目 3%、実質 2%を上回る成長、2020 年度におけるわが国の経済規模（名目 GDP）650 兆円を目指す」ことが明記されたほか、22 年度予算にも、多くの要望項目が盛り込まれた。また、22 年 6 月に政府が取りまとめた「新成長戦略」において、当所が再三にわたり主張してきた「デフレの早期克服」を最重要視し、2020 年度までの前半でデフレを終結させ、後半で成長力を高めるという経済財政運営の基本方針を定めるなど多くの分野で当所の要望内容が反映された結果となった。

一方で、税制、社会保障制度、中小企業活力強化、労働、地方分権、農商工連携、地域経済活性化等に関する意見・要望活動も適時・適切に実施。中小企業の活力強化に向けては、金融支援策を中心に多くの要望が実現したほか、制度創設以来、商工会議所が要望してきた一人オーナー課税の廃止が実現し、中小企業の経営基盤強化に資する税制措置が実現したほか、地球温暖化対策税の導入が見送られた。

他方、経済のグローバル化に対応するため、中国に岡村会頭を団長とする大型経済ミッション（22 年 3 月）を派遣し、張徳江国務院副総理との会談や現地日系企業との懇談会を実施。同時に派遣した「中国ビジネス拡大促進ミッション」と合同で初の「日中中小企業発展フォーラム」を開催した。また、各国要人との懇談や多国間・二国間経済委員会等の国際会議も年間約 70 回開催し、国際交流促進に尽力したほか、実務型ミッションの派遣や地域産品の海外販路開拓事業等を通じて、中小企業の海外進出を強力に後押しした。

また、デジタル化・ネットワーク化に対応するため、電子証明書の発行や中小企業経営者向けの

研修会等の開催に努めたほか、昨年度に引き続き、各地商工会議所と連携して、ジョブ・カード事業や中小・小規模企業向け人材確保・育成事業に取り組み、中小企業の雇用確保に貢献。2 年目となる検定拡充 5%運動では、目標を大きく上回る 94 万人が受験した。

商工会議所運営においては、「緊急行動計画」（21 年 2 月）に沿って、厳しい経済情勢・経営環境に直面し、その打開を図る各地商工会議所の取り組みへの支援を強化。日商役職員による全商工会議所訪問を 22 年 3 月に達成したほか、22 年 2 月から各地商工会議所と連携した「商工会議所を知ってもらおうキャンペーン」を開始。各地商工会議所では、1,515 件の「不況克服・元気プロジェクト」を実施し、地域の景気浮揚に総力を傾注した。

21 年度の各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。



鳩山首相、菅副首相に要望書を手渡し岡村会頭（写真左は22年3月、同右は21年10月）

1. 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現

(1) 新政権に対し、各地商工会議所と連携し、要望活動を強力に展開

21 年 4 月に大型総合経済対策の早期実施等を求める「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」を取りまとめ、政府に提出し、その実現を強く要望した結果、政府の「経済危機対策」の中で、要望事項の多くが実現した。

9 月に発足した鳩山新内閣に対しても、「新内閣に期待する」を取りまとめ、要望活動を強力に展開した。特に、歴史的な政権交代にあたり、「国家ビジョンの明確な提示」「早期の自律的な景気回復」「内外需一体となった民間主導の持続的成長の実現」の 3 項目の実現を求めた。

また、政府が 12 月に新成長戦略（基本方針）を発表したことを受け、22 年 3 月に「『新成長戦略』のとりまとめに向けた提言」をまとめ、岡村会頭が鳩山首相に直接手渡し要望した。その中で、新成長戦略（基本方針）を具現化する政策・工程表など具体的な戦略を、財源を担保する長期的な財政健全化への道筋を含めて策定することが重要であるとし、2 年以内のデフレ克服や科学技術、ものづくりなど、具体的戦略策定にあたり重視すべき 4 つの考え方と、持続的な経済成長を支える 5 つの具体的な方策を提案した。

さらに、同じく 3 月に取りまとめた「第 111 回通常会員総会決議」では、早期の景気回復には、有効需要を創出し、デフレを克服する政策の実行が喫緊の課題であることを強調。具体的には「景気の早期回復と 2 年以内のデフレ克服を」「科学技術とものづくりに重点投資を」「成長産業の徹底支援を」「グリーン公共投資で地域活性化を」「アジア諸国の成長を日本の成長へ」の 5 項目を当面の課題として、政府に実現を強く迫った。

新政権に対しては、政権発足の翌日、会員大会開催時の直嶋経済産業大臣との懇談を皮切りに、精力的に要望活動を展開。藤井財務大臣、野田財務副大臣、福島少子化担当大臣、亀井金融担当大臣（9月）、直嶋経産大臣（9月、10月）、前原国土交通大臣、長妻厚生労働大臣、小沢環境大臣（10月）、菅副首相（11月）、鳩山首相、平野官房長官、仙石国家戦略大臣、枝野行政刷新大臣（22年3月）など主要閣僚に岡村会頭が直接面談し、強く要望した。また、政府・政党における審議会・委員会・研究会等での意見陳述等を通じて、わが国経済の早期回復や中小企業の活力強化に向けた諸施策の実現を訴え続けた。

その結果、「新内閣に期待する」については、政府による「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（12月）において、中小企業金融対策等が実現。「新成長戦略（基本方針）」（12月）にも、「名目成長率の実現を最重要課題と位置付け、2020年度までの平均で名目3%、実質2%を上回る成長、2020年度における我が国の経済規模（名目GDP）650兆円を目指す」ことが明記されたほか、22年度予算にも、多くの要望項目が盛り込まれた。また、『新成長戦略』のとりまとめに向けた提言「第111回通常会員総会決議」（22年3月）については、22年6月に政府が取りまとめた「新成長戦略」において、商工会議所が再三にわたり主張してきた「デフレの早期克服」を最重要視し、2020年度までの前半でデフレを終結させ、後半で成長力を高めるという経済財政運営の基本方針を定めるなど多くの分野で当所の要望内容が反映された結果となった。

前政権下の「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」（4月）については、「経済危機対策」（同4月）において、多年度による対応も視野に入れ、補正予算（国費約15.4兆円、事業費約56.8兆円）が計上されるなど、多くの要望項目が実現している。



直嶋経済産業大臣に要望書を手渡す岡村会頭（写真は21年9月）

（2）各地の声を盛り込んだ政策提言活動を展開

不況克服と地域経済の再生に向け、全国の商工会議所が一丸となって中小企業や地域の声をアピールしていくことを目的として、9月の通常会員総会にあわせ、会員大会を開催。会員大会では、会頭、副会頭、常議員、議員、青年部役員・会員、女性会役員・会員などに幅広く呼び掛け、例年の会員総会の2倍にあたる1,502名が出席し、各地商工会議所からの意見発表を踏まえた大会決議「新内閣に期待する」を採択した。

会員総会、常議員会、夏季政策懇談会、ブロック総会の開催に合わせて、各地商工会議所会頭等の意見発表や日商会頭・副会頭との意見交換の場を数多く設定。地域経済の動向や地域活性化のための取り組みなどについて各地商工会議所からの意見発表・検討結果を、当所の政策提言等に反映した。

商工会議所LOBO（早期景気観測）調査については、21年度は調査対象を拡充（3会議所、53

業種組合が新たに参加し、22 年 3 月現在、408 商工会議所管内の 2,638 業種組合等が参加)。加えて、四半期毎に、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て 12 大都市の地域の経済動向・実態を把握する調査を実施。景気動向の的確な把握に努めるとともに、調査結果を各種政策提言等の裏付けとして、要望活動を展開した。

21 年 2 月に決定した「各地商工会議所緊急支援本部」の活動として、各地商工会議所の事業活動・組織運営に対する支援を強化するため、商工会議所訪問等による各地の実情把握を精力的に実施したほか、日商経由の補助・委託事業の効果的な活用、税制改正の概要、各種委託・補助・助成等の情報提供サービスの強化、「会議所ニュース」や「石垣」、日商ホームページ等による各地商工会議所の活動状況や先進事例の情報提供等に取り組んだ。

一方、各地商工会議所においても、「全国商工会議所 不況克服・元気プロジェクト“1515”」を実施し、地域の景気浮揚に総力を傾注した。また、地域経済再生に向けて活躍する商工会議所活動の存在を広く社会にアピールするため、公式サイトに特設コーナーを設け、各地商工会議所のグッド・プラクティス情報や取り組み事例を紹介した。

(3) 中小企業関係施策の拡充強化を要望・実現

中小・小規模企業および中堅企業において事業継続と絶え間ないイノベーションへの挑戦が可能となる政策面での環境整備を強く求める「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」(6 月)を取りまとめ、政府に提出した。この結果、平成 20 年 10 月から実施されていた「緊急保証制度」が、平成 22 年 2 月から「景気対応緊急保証制度」として、利用枠の拡大、認定基準の緩和等、拡充・改善された。また、12 月から「中小企業金融円滑化法」が施行され、金融機関による中小企業への信用供与(融資)および貸出条件変更や旧債借換えの実施に関する努力義務や、それら対応状況に係る行政庁への報告義務が盛り込まれる等、金融支援を中心に多くの要望が実現した。

さらに、「小規模企業共済法」および「中小企業倒産防止共済法」の一部改正法が平成 22 年 4 月に国会で成立し、小規模企業共済制度において、個人事業主の配偶者や後継者などを「共同経営者」として加入を認めることや、中小企業倒産防止共済制度における、共済事由の拡充や共済限度額の引き上げ等が実現することになった。

(4) オーナー課税の廃止等中小企業の活力強化に向けた税制改正が実現

各地商工会議所へのアンケート調査等に基づき、10 月に「平成 22 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、政府に対し、わが国中小企業の活力強化に資する税制措置等の実現を要望した。例年、税制改正要望は、9 月に関係先へ提出していたが、本年は、政権交代により新内閣や新政府税制調査会の状況を見極めた上で、新政権での税制改正プロセスが動き始めた 10 月に要望書として提出。また、事業承継税制については、事業承継対策特別委員会において、10 月に「平成 22 年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」を取りまとめ、「平成 22 年度税制改正に関する要望」とともに要望した。

10 月から 12 月にかけて、政府税制調査会や経済産業省政策会議等において意見陳述を行うとともに、全国の商工会議所と連携して積極的な要望活動を展開。この結果、12 月の「平成 22 年度税制改正大綱」において、制度創設以来、商工会議所が要望してきた一人オーナー課税の廃止が実現し、中小企業の経営基盤強化に資する税制措置が実現したほか、地球温暖化対策税の導入が見送ら

れた。

具体的には、当初は廃止を前提に議論が進められていた、設備投資・研究開発促進に資する中小企業関係の租税特別措置については、少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の2年延長、中小企業投資促進税制の2年延長、中小企業等基盤強化税制の拡充（情報基盤強化税制対象設備を統合）、中小企業技術強化税制（増加型・高水準型）の2年延長等が実現した。また、租税特別措置透明化法案については、中小企業の取引関係に悪影響を与えないよう粘り強く要望した結果、中小企業等の実名公表は見送り（匿名での公表）となった。

さらに、中小企業の経営基盤強化については、中小企業の交際費の損金算入特例（600万円までは90%）の2年延長、経営者の役員退職金確保に資する小規模企業共済制度の加入対象者に共同経営者を追加、連鎖倒産の防止のための中小企業倒産防止共済制度の貸付・掛金限度額の引き上げが実現した。

制度創設以来の廃止要望が実現した「特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置（オーナー課税）」については、個人事業主との課税の不均衡を是正するための抜本的措置を、平成23年度税制改正で講じるとされた。また、企業グループを支援するために創設された「グループ法人税制」では、グループ内法人の受取配当は負債利子控除が不要となり全額益金算入となるほか、グループ法人間で寄附を行う場合、出し手は全額損金不算入、受け手は全額益金不算入となった。さらに、親会社の資本金が5億円未満（原案1億円未満）の場合、その100%子会社は中小法人特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）が維持されることとなった。

「地域経済の活性化」については、経済波及効果が大きい住宅投資の促進を要望した結果、住宅資金に係る贈与税の非課税枠が大幅に拡大（平成22年：1,500万円、平成23年：1,000万円）されたほか、住宅に係る省エネ・バリアフリー改修促進税制の3年延長等が実現した。

税制全般の抜本改革については、平成22年度税制改正大綱に、税制と社会保障制度の一体的な改革の推進や、地域主権を確立するための税制の構築等が重要な視点として打ち出された。その取り組みの一つである納税環境の整備については、①納税者権利憲章（仮称）の制定、②国税不服審判所の改革、③社会保障・税共通の番号制度導入、④歳入庁の設置等について検討を行うため、政府税制調査会の下に、プロジェクトチーム（PT）が設置されるなど、要望の趣旨に沿った対応策が提示された。

(5) 中小企業の経営実態を踏まえた労働法制や雇用対策の実現

労働者派遣制度のあり方について、当所は、労働政策審議会において、製造業務派遣と登録型派遣の原則禁止については、企業経営への影響が大きく、特に、中小企業の場合、必要な時に必要な人材を迅速に確保できなくなることが懸念されるとともに、国内における雇用機会の減少・雇用喪失に繋がる可能性が高いため、両制度の存続を主張。また、日雇派遣の原則禁止については、今後、労働者と企業とのマッチング機能が担保されるよう、政府はハローワークなどを通じて責任を持って対応すべきと主張した。こうした意見を踏まえ、審議会では、製造業務派遣については6割を占める常用雇用の派遣を例外とすること、登録型派遣については専門26業務などを例外とすることなど、中小企業の現状に一定の配慮がされた。この答申を受けて、製造業務派遣の原則禁止（期間の定めのない労働者および1年以上反復更新している労働者は除く）、登録型派遣の原則禁止（専門26業務、産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣、高齢者派遣、紹介予定派遣は

除く)、日雇派遣(日々および2カ月以内の期間を定めて派遣元事業主に雇用される形態)の原則禁止などを盛り込んだ労働者派遣法改正の政府案が22年3月に国会に提出された。

21年度最低賃金水準については、当所の主張が概ね受け入れられ、審議会の答申では、厳しい経済・企業・雇用動向等が勘案され、現状維持を基本とし引上げ額の目安は示されなかった。一方、生活保護との乖離解消期間については、(ア)解消期間残り1年の地域(宮城、埼玉、京都、大阪、兵庫、広島)は、1年延長(22年度までに解消)。ただし、宮城は、地方最低賃金審議会が1年延長で足りないと判断すれば、さらに1年延長(23年度までに解消)。(イ)昨年解消したが本年度再度乖離が生じた地域(青森、秋田、千葉)は、「原則2年以内」(22年度までに解消)。ただし、青森は、「地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼす」としてさらに1年延長(23年度までに解消)。(ウ)解消期間残りが複数年の地域(北海道:4年、東京・神奈川:2年)は、当年度の解消額について「1年延長を想定」。ただし、東京は、「地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼさないと考えられる」として、「1年延長を想定した場合の解消額」と「延長しない場合の解消額」との間の範囲とする、という結論となった。その結果、全国加重平均で713円と、前年度に比べ10円の引き上げ幅となった。

雇用保険制度について、当所は、失業等給付分に対する国庫負担割合に関し、国庫負担の廃止・減額に反対を表明し、また、事業主負担100%の雇用保険二事業について、廃止を原則として徹底的な評価を行い、そのあり方について抜本的な見直しを行うよう主張した。その結果、国庫負担について、22年度分は、21年度第二次補正で一般財源を投入し、23年度以降は、安定財源を確保した上で国庫負担を本則(25/100)に戻すこととなった。また、セーフティネット強化の観点から、雇用保険の適用範囲の拡大(6カ月以上雇用見込み→31日以上雇用見込み、受給資格要件[原則、被保険者期間1年以上]は変更なし)等を内容とする改正雇用保険法が22年3月に成立、翌日施行された。

なお、失業給付に係る保険料率は、22年度より、現行8/1000から12/1000(労使折半のため、事業主負担は6/1000)に変更、また、雇用保険二事業に係る保険料率は、財源不足解消のため、失業等給付に係る積立金から暫定的な特例措置として借り入れを行うとともに、22年度より、現行3/1000から3.5/1000(事業主のみ負担)に変更されることとなった。その結果、22年度における事業主負担は9.5/1000、労働者負担は6/1000となった。

雇用調整助成金制度について、当所は、審査に要する時間の短縮、および、支給要件の緩和などを求めた。その結果、支給に要する処理期間の設定(初回申請2カ月以内、2回目以降1カ月以内)、支給要件の緩和(売上高または生産量の最近3カ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字の事業主についても利用可能に)、支給申請期限の延長(実際に休業を行う判定基礎期間終了後2カ月以内に拡大)などが実施された。なお、21年度の支給決定状況は、796,156事業所(前年度比約26倍増)、対象者21,929,342名(同約86倍増)、支給額653,587,674千円(同約96倍増)であった。

新卒採用に関して、12月に文科相、厚労相、経産相から、また、22年3月に3省の大臣政務官から、それぞれ新規学校卒業者の採用拡大の要請を受け、21年度において、合同就職説明会を全国で283回(人材対策基金事業:240回、自主事業:43回)実施した。

さらに、当所は、政府が緊急雇用対策(10月)に基づき設置した雇用戦略対話に参画し、中小企業の立場からの意見を主張。その結果、11月に雇用調整助成金の支給要件緩和、採用拡大の努力、雇用戦略の推進などに合意した。その後、同対話における議論の結果を政府の新成長戦略(22年6

月)に反映させた。

(6) 行財政改革の徹底・地方分権や道州制の推進に向けた調査・研究を実施

行財政改革専門委員会と政策委員会において、地域活性化に資する真の地方分権改革や道州制の実現について検討を行い、4月に提言「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について」を取りまとめた。提言では、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、地方分権改革を進め、地域の実情に沿った、より効率的で効果的な地域の運営を選択できる環境整備が必要であり、また、環境や交通など広域的課題に対応していくためにも、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、権限・財源・人材を国と地方自治体間で大幅に再編成する道州制の導入が有効であることを訴えた。

これに対し、政府は、内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関する「第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～」(10月)、地方税財政に関する「第4次勧告～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～」(11月)を取りまとめた。また、鳩山政権の重要政策の「一丁目一番地」として「地域主権改革」が位置づけられ、総理大臣をトップとする「地域主権戦略会議」を設置(11月)。「地域主権戦略会議」で、地域主権戦略の具体的な工程表を取りまとめ(12月)、その中で、法令による自治体への義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、一括交付金化、地方政府基本法の制定、出先機関改革などが期限とともに明示された。

(7) 持続可能な社会保障制度の確立

国民の将来への安心を確保するため、信頼性の高い持続可能な社会保障制度の再構築が不可欠となっていることから、社会保障専門委員会において、今後の社会保障制度改革や適格年金制度の廃止等について調査・検討を行うとともに、「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」(4月)、「新内閣に期待する」(9月)において、持続可能な社会保障制度の確立について要望した。

また、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会(政府管掌健康保険を引き継ぎ平成20年10月発足)の保険財政が当初の予測より大幅に悪化したことから、保険料率の大幅な引き上げを余儀なくされるなどの状況の中、保険料率の引き上げによる大幅な負担増は、中小企業の経営に大きな影響を与えることから、11月に「中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引き上げについて(要望)」を、当所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会の3団体連名で取りまとめた。要望書では、全国健康保険協会に対する国庫補助率を、暫定的に低く抑えられている現行料率(13%)から健康保険法の本則で定める水準(16.4%～20%)まで引き上げるよう提言。その結果、平成22年度政府予算において、平成22年度から24年度にかけて国庫補助率が13%から16.4%に引き上げられる等の措置が講じられた。これにより、国庫補助率の引き上げがなければ9.9%と見込まれていた保険料率は約0.6%抑制され、9.3%となった。

(8) 地方幹線道路等の早期整備促進に向け要望活動を展開

地方幹線道路・整備新幹線など社会資本整備の早期実現に向け、「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」「中小企業等関係施策に関する要望」「新内閣に期待する」「『新成長戦略』のとりまとめに向けた提言」などあらゆる機会において、政府・政党等への要望活動を展開した。

10 月には、岡村会頭が前原国土交通大臣を訪問し、「地域活性化や地域間格差の是正に資する社会資本整備は、産業の活力や生活の利便性向上、国際競争力に不可欠」、「単に費用対便益でなく、幹線道路とそのネットワークが持つ社会的な波及効果に加え、国民生活上の視点も最大限重視すべき」、との観点から、地方幹線道路・整備新幹線などの社会資本整備を要望。また、22 年 3 月の『『新成長戦略』のとりまとめに向けた提言』を、改めて前原大臣に提出。経済活動や国民生活に重要な社会資本整備は経済成長にとり不可欠である旨、要望した。

(9) 少子化対策・地域における教育再生を推進

「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」（6 月）では、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する子育て支援助成金の拡充や顕彰制度、税制面での優遇措置の付与、低利の融資制度の創設、公共事業の入札要件への一定の評価、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与に際して中小企業の柔軟な対応が評価されるような認定基準の見直し等、中小企業の自主的な両立支援の取り組みを支援する政策の拡充を要望。「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」（4 月）、「新内閣に期待する」（9 月）、『『新成長戦略』のとりまとめに向けた提言』（22 年 3 月）においても、少子化対策の予算の拡充等について繰り返し、政府に要望した。

こうした働きかけの結果、政府は 21 年度補正予算で、保育サービスの拡充等女性の就労支援として 200 億円を計上（厚労省分）。22 年度の子ども・子育て関連予算は、子ども手当の創設等により、3 兆 4,488 億円となり、前年度比で約 2 倍の予算が計上された。

「教育のあり方」については、教育専門委員会を中心に検討を重ねるとともに、各地商工会議所の教育支援活動の一層の推進を図るため、「商工会議所における『教育に対する支援・協力活動』に関するアンケート」を実施し、調査結果をフィードバック。また、人材育成に係る産学双方の横断的課題や業種・分野別課題等について幅広く対話を行う「産学人材育成パートナーシップ」に参加した。さらに、文部科学省の中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会において、商工会議所の教育支援活動の紹介を行うとともに、産業界と教育界が連携して地域が一体となって取り組むことの重要性を訴えた結果、同部会報告（7 月）にその内容が明記された。

(10) 経済法規改正への対応

国の法制審議会総会（10 月）で、民法のうち債権関係の規定について、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があるとした諮問がなされたことを受け、11 月に設置された民法（債権関係）部会、会社法制部会（22 年 4 月）において、商工会議所代表委員が参画し、中小企業経営の実態に即した内容とすべく意見陳述を行った。

(11) 中小企業における適正な取引の推進

取引適正化小委員会での検討を踏まえ、「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望（6 月）」において、下請取引の適正化推進に関して要望。また、中小企業庁や財団法人全国取引振興協会と連携し、下請取引適正化の推進や「下請かけこみ寺」および「下請適正取引ガイドライン」（望ましい企業間取引事例集）について各地商工会議所を通じて事業者向けに周知を図るとともに、下請代金法の説明会や弁護士無料相談等についての案内を行った。

(12) 外国人労働者問題への対応

外国人研修・技能実習制度の適正化を図る改正入国管理法が7月に成立したことを受け、12月に会員企業への研修生・技能実習生を受け入れている商工会議所を対象に、新制度についての説明会「研修・技能実習制度実施商工会議所連絡会議」を開催するなど、円滑な対応を支援するため各種情報提供を実施。また、外国人の入国・在留に関する施策の基本となる「第4次出入国管理基本計画（案）」（22～26年度）について、在留資格認定要件の緩和、入国手続の簡素化・迅速化、中小企業への就職を希望する留学生に係る支援策の拡充、研修・技能実習制度の適正化への取り組みの推進などを求める意見書を法務省に提出した。その結果、同計画に、入国手続の簡素化・迅速化および在留資格変更手続の円滑化の推進などが盛り込まれた。

2. 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

(1) 起業や新事業展開の実現を図る創業塾・経営革新塾の継続実施

中小企業庁の補助事業として、創業人材育成事業（創業塾・経営革新塾）を実施した。創業希望者に対し、ビジネスプランを完成させ、創業に必要な実践能力を習得してもらうことを目的とした「創業塾」（30時間程度）を、全国で延べ129回（受講者4,543名）開催。また、既に事業を営んでいる者や若手後継者等に対し、新たな事業展開のために必要な経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを体得させ、その上で、実現可能な経営革新アクションプランを完成させることを目的とした「経営革新塾」（20～30時間程度）を、全国で延べ131回（受講者3,529名）開催した。さらに、管内人口10万人未満の商工会議所で、過去3年間に創業塾・経営革新塾を開催したことのない商工会議所を対象とする「小規模会議所向けモデル開催」を全国11商工会議所（創業塾5回、経営革新塾6回）で実施した。

受講者に対し実施している満足度調査では、各種項目で100点満点中80点を超える満足度が示されるなど、受講者のニーズをとらえた各種講座は高い評価を得た。また、過年度受講生に対するフォローアップ調査では、準備中を含め、約5割が開業、約4割が新事業展開に結びついたと答えるなど、大きな成果が上がっている。

その他にも、「逆境に打ち勝ち、ビジネスをつくりだす起業・経営法」を統一テーマに、創業・経営革新希望者の掘り起こしを目的とした啓発セミナーを開催。3月上旬に、全国6か所（仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡）で開かれ、多くの創業、経営革新希望者の参加を得、裾野拡大に貢献した。



受講者から高い評価を受けている創業塾・経営革新塾

(2) 中小・中堅企業に対する金融支援の強化

小企業等経営改善資金融資（マル経）制度について、当所の長年の要望活動が実り、21年度から融資限度額の拡大と融資期間・据置期間の延長が図られることとなったが、制度拡充の内容や、政府の施策（設備資金貸付に対する金利低減措置等）について資料提供等を通じて各地商工会議所に周知徹底を行うなど、同制度の積極的な推進に注力した。

21年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数 24,441 件（前年度比 93.04%）、金額 1,219 億 6,972 万円（同 103.7%）であった。商工会を含む全体の融資実績は 1,872 億 4,400 万円（同 100.9%）で、予算上の当初貸付規模 3,900 億円に対する消化率は 48.0%となった。

「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」（6 月）により、中小・中堅企業の資金繰り対策の強化・拡充策に関して要望を行ったほか、「中小企業向け金融の円滑化に関する意見」により、中小企業金融円滑化法の制定に向け、経営改善の見込みがある企業に対し、借換えや条件変更が容易かつ迅速に行えるような適切な仕組みが構築されるよう要望を行った。

政府の中小企業金融対策の拡充措置等の内容（景気対応緊急保証制度をはじめとする信用保証協会の各保証制度、セーフティネット貸付をはじめとする日本公庫の各貸付制度、商工中金の危機対応貸付）や、中小企業金融円滑化法、金融検査マニュアルおよび監督指針の見直し内容については、各地商工会議所を通じ事業者宛て周知し、活用促進を図った。

当所が、公正取引委員会に対して平成 21 年 4 月 30 日付で提出した意見書に盛り込んだ「電子記録債権制度において手形同様の仕組みを整備すること」については、平成 21 年 6 月 19 日の公正取引委員会からの通達および通知により、下請代金支払防止法上、親事業者が下請事業者に対し禁じている行為について適用対象とされることとなった。なお、全国銀行協会は、平成 21 年 3 月 24 日に公表した「電子債権記録機関要綱」（記録機関の基本的枠組みや記録請求・決済・開示等の業務上の基本要件を取りまとめたもの）に基づき、平成 21 年 9 月 24 日に「全銀行参加型」の電子債権記録機関の商号（株式会社 全銀電子債権ネットワーク）を決定した。

当所が活用推進を要望している ABL（アセットベースドレンディング：動産・債券担保融資）については、経済産業省のテキスト「ABLのご案内」作成に協力したほか、各地商工会議所に紹介、事業者に対する経営指導のツールとしての積極的活用・周知を依頼した。

(3) 各地商工会議所が行う地域力連携拠点事業による中小企業支援の強化

21 年度、応援コーディネーターが中心となり国の支援制度の活用や高度専門人材の派遣を行う「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業」（地域力連携拠点事業）は、2 年度目を迎え、全国で 327 の中小企業支援機関（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、都道府県支援センター、金融機関等）が地域力連携拠点として選定された（うち、商工会議所は 122 カ所）。当所では、9 月に同事業実施商工会議所担当者を集めた連絡会議を開催し、情報交換、取り組み事例紹介等を行った。なお、同事業は、その後、スキームが変更され、商工会議所等の中小企業支援機関を補完・強化する後方支援に特化した「中小企業応援センター事業」として再整備された（平成 22 年度予算額 40.2 億円。全国で 84 カ所採択。うち、商工会議所が関わる応援センターは 50 カ所）。

(4) 企業再生・事業継続・倒産防止体制の強化

中小企業再生支援協議会の平成 21 年度の相談企業数は 2,873 件（前年度比 90.8%）、平成 15 年 2

月の発足以来の計画策定完了件数は2,581件となった。

中小企業基盤整備機構の中に置かれた「中小企業再生支援全国本部」との情報交換を通じて、各地の中小企業再生支援協議会の機能強化を促すとともに、企業再生支援機構に係るユーザー向け説明会を各地商工会議所の協力のもと全国9カ所で実施し、同機構の機能や業務内容、中小企業再生支援協議会との関わり等について事業者等への周知および活用推進を図った。

B C P（事業継続計画）の普及促進に関しては、平成21年度に中小企業庁が作成した冊子「B C P策定のためのヒント」（当所も委員として冊子作成委員会に参加）を各地商工会議所に紹介するとともに、当所のホームページに、中小企業にB C Pを普及促進するための事業者向けの動画コーナーを開設し、各地商工会議所を通じて事業者への周知を行った（同時に経営指導員向けのB C P解説動画を作成し、各地商工会議所に活用を促した）。

新型インフルエンザ対策においては、平成21年度に中小企業庁が作成した冊子「新型インフルエンザ対策のための中小企業B C P策定指針」（当所も委員として冊子作成委員会に参加）等を各地商工会議所を通じて事業者を紹介し、5月の流行時には、中小企業庁からの事業者への相談対応上の留意点や、同庁が作成した「相談窓口応答要領」等について各地商工会議所に迅速に周知徹底を図った。

経営安定特別相談室を設置している213商工会議所の21年度の相談受付件数の合計は2,463件であり、そのうち1,898件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。また、平成21年度に各地商工会議所が受けた相談事例のうち有効事例を抽出した「経営安定特別相談事業相談事例集」を作成、各地商工会議所に周知した。さらに、経営安定対策事業の実施状況を把握するため実施したアンケート調査結果を、各地商工会議所向けにフィードバックした。

(5) 経営改善普及事業等、商工会議所が行う中小・小規模企業支援事業の強化

各都道府県の厳しい財政事情等を受け、多くの地域で小規模企業対策予算の縮小が行われているため、当所では、平成21年6月決議の「平成22年度中小企業等関係施策に関する要望」において、政府に対し、小規模企業対策予算の十分かつ安定的な確保について、都道府県知事に対する強い指導力の発揮を要請したほか、同年11月には、全国知事会長等に対し、平成22年度の小規模企業対策予算の十分な確保、確実な執行を求めた。また、地域力連携拠点事業における先進的な支援手法を伝授するブロック別先進事例普及研修会を実施したほか、研修会等を通じて、各地商工会議所の中小企業相談所における一層の支援力向上を図った。

(6) 中小企業の知的財産権取得・活用保護の推進

「知的財産立国」を支えるわが国の中小企業が、知的財産権を容易に取得・活用保護できる環境の実現に向け、当所では、平成22年3月に取りまとめた『「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言』において、中小企業の知財活用の促進のため、「全ての中小企業を対象とした国内外における特許等関係料金半額制度の創設」、「創造した知的財産（デザイン等含む）の事業化・市場化支援」を提言した。また、知的財産の活用に問題を抱える中小企業のため、平成18年度より全国の商工会議所の協力を得て設置している「知財駆け込み寺」において、知財の活用ノウハウや問題解決の相談を行った。

(7) 中小企業会計の普及推進

会計の国際化（非上場企業の会計のあり方）に関し、国際財務報告基準（I F R S）との収斂（コンバージェンス）が進展し、中小企業を中心とした「非上場企業」への影響が懸念される中、税制委員会の下に企業会計専門委員会を設置するとともに、より専門的に議論を行うために、同専門委員会の中に非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会を設置し、非上場企業の会計のあり方について研究を行い、平成 21 年 4 月に報告書を取りまとめた。

一方、平成 22 年 2 月には、中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する研究会」に参画するとともに、同じく 2 月に設置された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」にも参画し、非上場企業に適用される会計基準のあり方について検討を開始した。

また、平成 17 年 8 月に企業会計基準委員会等とともに策定した「中小企業の会計に関する指針」について、企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準等のうち、中小企業にとって重要な企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」等に対応した会計処理の見直しの検討を行い、21 年 4 月に本指針の改正版を公表した。

3. 急速に進む国際化・グローバル化への対応

(1) 大型訪中経済ミッションを派遣、初の「日中中小企業発展フォーラム」を開催

22 年 3 月に、岡村会頭を団長とする 70 名の経済ミッションを中国に派遣、各地商工会議所の会員企業を主体とする中国ビジネス拡大ミッションのメンバーなどとあわせて、総勢 170 名が中国を訪問した。北京で岡村会頭は、張徳江国務院副総理など主要閣僚と懇談、両国の中小企業交流が重要であることを確認し、今後の日商の中国における活動を強化していくことを表明。また、中国政府への提言を商務部に提出した。

また、中国の中小企業と今後の両国の中小企業のビジネス交流拡大について話し合う「日中中小企業発展フォーラム」を開催し、両国から 430 名が参加したほか、現地日系企業との懇談会も開催した。



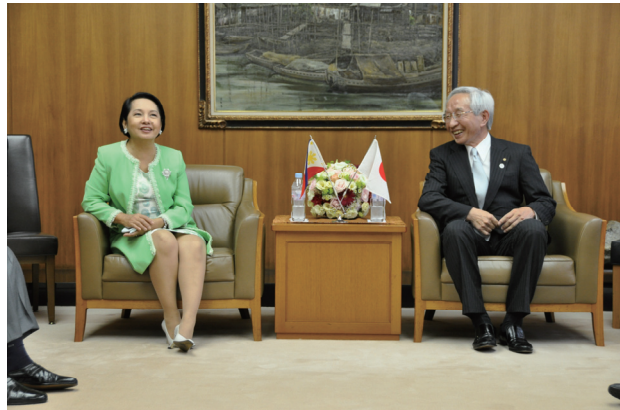
張徳江・中国国務院副総理と懇談する岡村会頭
（写真は22年3月）



日中中小企業発展フォーラムで挨拶する岡村会頭
（写真は22年3月）

(2) 外国要人等との国際交流を促進

アロヨ・フィリピン大統領の議員総会での講演（6 月）をはじめ、キー・ニューージーランド首相（10 月）、メコン5 カ国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）首脳歓迎昼食会、ガルシア・ペルー大統領との朝食懇談会（11 月）、チュンマリー・ラオス国家主席との昼食会（22 年 3 月）の開催など、



アロヨ・フィリピン大統領と懇談する岡村会頭（写真は21年6月）

岡村会頭はじめ当所役員が海外要人・各国大使等延べ約 50 人と懇談し、国際経済交流を促進した。

(3) 特定原産地証明書発給体制の整備と利用者拡大

スイス（9 月）、ベトナム（10 月）の E P A（経済連携協定）発効等もあり、特定原産地証明書の発給件数が前年度比約 22,000 件増加（前年度比 49.6%増）。E P A の制度内容や活用方法などに関する説明会を開催し、利用者拡大を推進したほか、特定原産地証明書発給手続き等における利用者の利便性の向上を目指し、4 月に日本メキシコ E P A 用発給システムを整備するなど発給手続きの円滑化に努めた。

(4) 多国間・二国間経済委員会活動の強化と中小企業の国際化を支援

多国間会議では、アジア商工会議所連合会（C A C C I）の総会が 5 月に横浜で開催され、18 カ国から 250 名が出席。中小企業分科会や観光分科会、若手経営者分科会なども同時に開催した。

A S E A N + 3 の経済人による諮問機関である東アジアビジネスカウンシル（E A B C）では、8 月にバンコクにおいて A S E A N + 3 の経済大臣に、域内中小企業支援の充実などを求める提言を提出したほか、22 年は日本が議長国となり、2 月に東京で同会合を開催した。また、22 年 11 月に横浜で開催される A P E C 中小企業サミットの実施に向けて、所内に実施本部を設置した。

4 月に、第 26 回日智経済委員会がサンチャゴで開催され、E P A の活用などについて意見交換。5 月に、パキスタンとの間で、第 5 回日パ民間経済人会議を、7 月に日韓商工会議所首脳会議と日韓中小企業 C E O フォーラムをそれぞれ東京で開催した。10 月には、第 15 回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議がダッカで行われ、繊維製品の日本市場へのアクセスなどについて討議。また、第 47 回日豪経済合同委員会会議が東京で開催され、日豪両国の中長期的協力の促進につき討議を行ったうえ、日豪 E P A の早期締結を求める共同声明を採択した。同じく東京で開催された第 36 回日本ニューージーランド経済人会議では、食品や環境、観光について意見交換。11 月には、第 7 回日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議がヤンゴンで開催され、電力・鉱物・食品などについて議論が交わされ、コロンボで行われた第 15 回日本・スリランカ経済合同委員会会議では、内戦終了後のスリランカの政治見通しと日本が持つ対スリランカ投資の優位性について議論した。12 月には、第 36 回日印経済合同委員会会議がニューデリーで開催され、デリー・ムンバイ産業大動脈構想の現状などについて議論。インド特別関税の撤廃を実現した。22 年 1 月に東京で

開催した第 22 回日亜経済合同委員会では、日本とアルゼンチンとの両国経済関係について意見交換を行った。

インフラ分野では、日印経済委員会がインド道路インフラ・システム・セミナーや、インフラワーキンググループを開催。日豪経済委員会では、インフラへの民間資金活用の手法を学ぶため、8 月にメルボルンとシドニーにインフラ・ミッションを派遣した。

タイ・ベトナム・カンボジアへの食品市場ミッション（11 月）や、上記中国ビジネス拡大ミッション、ラオスやミャンマーへの訪メコン経済ミッション（10 月）など、具体的な業種や新たな中小企業の進出を支援する実務型ミッションを派遣。中小企業向けの情報提供として、当所のホームページ内に新設した「中小企業国際化支援ナビゲーター」を通じて、中小企業向け施策の紹介、セミナーの案内等、各種情報提供の発信を強化した。在外の日本人商工会議所とのネットワークを活かした現地での中小企業からの個別相談受け付け、在日外国商工会議所と連携したビジネス交流会の開催など、個々の企業の海外ビジネスのニーズに合った支援を展開した。

また、インド、パキスタン、バングラデシュ、ベトナム、モンゴル、カンボジア、ルーマニア、グルジア、エジプト、イラン、アルゼンチンなどの新興国の政府や大使館、商工会議所から講師を迎えてセミナーを行い、最新の情報提供を行った。

人材育成の分野では、6～7 月に、日本政府の「21 世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、日豪経済委員会と日本ニュージーランド経済委員会が、オーストラリアとニュージーランドの若手社会人それぞれ 50 名の受け入れに協力。AOTS（海外技術者研修協会）が実施した商工会議所機能強化研修コースにも協力し、22 年 1 月には、アジア各国の商工会議所等経済団体による中小企業支援体制の強化を図ることを目的に、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、インドの各商工会議所等から参加した約 23 名に対して、各種研修プログラムを提供したほか、同 3 月には、インドネシア商工会議所からの 27 名の研修生も受け入れた。

21 年度から各経済産業局にて執行管理が行われることとなった「JAPAN ブランド戦略展開支援事業」は、補助対象事業者が従来の商工会議所・商工会に加え、NPO や事業協同組合等へも広がった。中小企業庁は、各プロジェクトの側面支援事業を実施する団体の委託公募を実施し、当所と全国商工会連合会が共同事務局として採択された。

共同事務局では、各プロジェクトの製品を紹介するイベント「JAPAN BRAND EXHIBITION in 100%Design Tokyo（東京デザイナーズウィーク）」（10～11 月）の開催や、参画事業者と欧州のバイヤーなどとのマッチングを行う海外共同展示商談会「JAPAN ブランドエキジビション in Paris」の開催（22 年 1 月）、欧米の消費者・流通関係者に向けて認知度拡大と現地でのトレンド・価格などのマーケティング調査を行う「海外テストマーケティング」のニューヨーク（11～12 月）、ジェノバ（22 年 2 月）での実施など、JAPAN ブランド製品の認知度拡大と海外販路拡大をサポートした。また、ホームページを活用した情報発信、事業評価の実施などを通じ、各プロジェクトを総合的に支援した。

4. ビジネスの現場に大きな変化をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応

(1) 中小企業のIT化を支援

経営資源の有効活用をITの利活用により実現するIT経営を中小企業経営者に普及するために、ITコーディネータや日商マスター等（IT経営支援者）を講師とする「IT経営気づき研修会」を開催し、全国で59回945名が参加した。また、IT経営の実現により、経営成果をあげた中小企業を顕彰するために、経済産業省が創設した「中小企業IT経営力大賞2010」に共催団体として参画、18企業等が経済産業大臣賞、日商會頭賞等を受賞、そのほか、110社・4組織がIT経営実践認定企業として認定された。

インターネット経由で各種ソフトウェアを利用し、財務会計などバックオフィス業務から電子申告までを一貫して行えるサービス「J-SaaS」の普及により、中小企業におけるIT経営の促進を図るため、各地商工会議所との共催によりJ-SaaS普及研修会を開催し、全国30カ所で91回1,119名が参加した。



IT経営気づき研修等を通じて中小企業のIT化を支援

(2) 電子入札・電子申告等に取り組む中小企業等への継続支援

中小企業の電子政府・電子自治体への対応等を支援するため、当所が実施しているビジネス認証サービスでは、国税電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータルシステム（eLTax）、電子入札コアシステム、国土交通省のワンストップサービス、厚生労働省申請システムなどへの継続的な対応など、電子証明書の利用範囲の拡大を図ったほか、JIPDEC（財団法人日本情報処理開発協会）開催セミナーへの講師あっせんなど、電子政府・電子自治体への対応と本サービスの普及促進に努めた。その結果、電子証明書の発行枚数は6,712枚（前年度比9.9%増）となった。

(3) TOAS活用支援と会員サービス事業等の研究開発の継続

TOAS（商工会議所トータルOAシステム）ユーザー商工会議所から寄せられた意見等を反映し、マル経融資推薦書の様式変更等への対応や伝票入力画面からの領収書発行機能の追加等、プログラムを改善。システムサポートの体制を強化したほか、TOAS研修会の開催など、導入や活用のためのスキルアップを支援した。

(4) 日本商工会議所ホームページのリニューアルによる情報発信機能の強化

当所のホームページについて、「見やすさ」「探しやすさ」「使いやすさ」を向上するため、カテゴリ整理や既存コンテンツの見直し、コンテンツ管理システムの導入による検索エンジンでのヒット率向上、新着記事を自動配信するRSS機能の実装によるプッシュ型情報提供の実現をポイント

としてリニューアルを実施した。

(5) JANメーカー（企業）コードの一層の普及

流通分野のIT化、生産性の向上を促進するため、企業コード登録を各地商工会議所と協力して行った。21年度の登録件数は15,158件を数え、昨年度と比較して435件増加した。昭和60年受付開始以来の累計で39万件を超えた。

5. 中小企業の人材育成・確保

(1) ジョブ・カード制度を推進、正規雇用者拡大に寄与

国の施策であるジョブ・カード制度を推進するため、平成20年度に引き続き、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国134の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンターおよび地域ジョブ・カードサポートセンターを設置した。中央ジョブ・カードセンターでは、担当者研修会を3回、業務連絡会議を2回、ブロック会議を各2回開催して情報提供・意見交換を行うとともに、ジョブ・カード専用サイトやジョブ・カード事業通信（メール）を活用して訓練実施計画の作成や事務処理に関する問い合わせに対応するなど、地域ジョブ・カード（サポート）センターが事業を円滑に実施できるよう相談・指導に努めた。また、全国35カ所の地域ジョブ・カード（サポート）センターを訪問して、個別の業務指導や意見交換を行うとともに、このうち8カ所では、事業の進捗状況や委託費の執行状況を確認するための期中監査を実施した。

こうした各種会議や個別訪問の機会等を活用し、制度を普及促進していくために制度や運用の見直しが必要な事項等についてヒアリングを行い、それらを「平成22年度中小企業等関係施策に関する要望」に盛り込み、関係各方面に働きかけた。その結果、有期実習型訓練の対象要件や各種申請に係る手続きの緩和、キャリア形成促進助成金の拡充等が実現した。

制度のより一層の普及促進を図るため、各地の担当者や学識経験者等で構成する「ジョブ・カード制度普及促進研究会」を3回開催し、企業に対する支援や地域ジョブ・カード（サポート）センターにおけるマネジメント等に関する成功事例内容等について検討。結果を報告書としてとりまとめ、地域ジョブ・カード（サポート）センターが今後の事業を推進するための参考として活用できるよう情報提供した。また、制度を活用する企業にとってのメリット、実際に制度を活用した企業の声、各種手続きや助成金・奨励金の概要を盛り込んだリーフレットやチラシを作成し、地域ジョブ・カード（サポート）センターが行うPR活動を側面支援。さらに、制度の概要や制度を活用した企業の「実施レポート」等を掲載する企業向けホームページの運営、当所の機関紙をはじめ、全国紙に制度のPR広告を掲載するなど、制度の周知徹底に努めた。



ジョブ・カードセンターの専門家が正規雇用の実現に向けて積極的にサポート

一方、各地の地域ジョブ・カード（サポー

ト) センターでは、企業への個別訪問(1社平均で5回程度)や業界団体等への説明をはじめ、普及促進フェア(企業への説明会)や職場見学・体験講習、訓練指導・評価担当者講習等を積極的に実施した結果、協力企業数は、年間目標(3,000社以上)を大きく上回る8,882社に達した。21年度は、職業訓練を実施するための計画の作成に重点をシフトしてきめ細かな支援を行った結果、年間目標(1,000社)を大きく上回る4,197社の訓練実施計画が雇用・能力開発機構から認定された。そのうち、1,206社が職業訓練を修了し、訓練修了者は2,093名にのぼる。訓練修了者のうち、1,382名(約65%)が正規雇用に結びついている。

本事業は、公募の結果、商工会議所として22年度も引き続き受託し、制度を活用した中小企業の人材育成・確保の取り組みを支援する。

(2) 中小・小規模企業向け人材確保・育成事業を推進

中小企業庁補助事業「中小企業経営支援等対策費補助金(人材対策基金補助金)」により造成する基金を活用し、各地商工会議所等とともに、中小・小規模企業の人材確保・育成事業(合同就職説明会開催事業、国内インターンシップ事業、通学型基礎力養成研修事業、海外展開人材育成支援事業、地域魅力発見バスツアー事業、観光関係人材育成支援事業、地域連携型雇用情報提供事業/ジョブカフェ・地域ネットワーク強化事業、中小企業緊急雇用安定助成金申請支援事業)を実施・支援した。各事業には、延べ約4,000社の求人企業と求職者約42,000人が参加した。

(3) 検定拡充5%運動を推進

25年度に商工会議所検定の年間受験者数を100万人とすることを目標に、毎年5%の受験者増に向けて取り組む「検定拡充5%運動」を展開。受験者数全体の9割を占める①簿記、②販売士、③日商PCの3検定を中心に運動を推進し、各種媒体を活用した戦略的な広報活動を展開するとともに、各地で簿記検定試験指導者との意見交換会を開催し連携強化を図った。また、受験者増につながった事例の収集・提供や簿記検定のネット申込受付システムの導入支援など各地商工会議所の取り組みを支援した。

その結果、21年度の受験者数は、目標の89万人を大きく上回る94万人(前年度比9.0%増)となった。なお、22年度は、受験者数96万人を目標に設定し、同運動を継続していく。

(4) ネット試験会場を学習センターと位置付けた人材育成・確保支援事業を推進

各地商工会議所との連携のもと、大学、高校、専門学校、パソコンスクール等の教育機関に働きかけてネット試験会場の拡大に努めた(22年3月末現在、全国で約1,930カ所)。また、これらネット試験会場を地域における「学習センター」と位置づけ、ネット試験等による資格取得、対面講習やeラーニングを活用した学習指導、さらにはジョブ・カード等を用いた就職支援をワンストップで提供するモデル事業を全国10カ所で実施した。

同モデル事業は、中小企業庁の「通学型基礎力養成研修事業」や厚生労働省の「緊急人材育成支援事業」など、国および都道府県の職業訓練事業とも相まって、各会場で求職者の就職支援につながる実績をあげ、日商PC検定はじめ各種検定試験の普及にもつながった。

(5) 各種検定試験のPR活動を積極的に推進

日商PC検定について、全国各地で指導者を集めた説明会（計330名参加）を開催するなど、大学、専門学校、PCスクール等の教育機関にその活用を強力に働きかけた。また、「通学型基礎力養成研修事業」や「緊急人材育成支援事業」へのカリキュラムの提供など訓練における日商PC検定の活用を促進した。さらに、試験結果に加えて分野別にIT知識・スキルの習得度を表示する機能を拡充した。

「就職力」「即戦力」をキーワードに、各種検定試験の戦略的なPR活動も展開。検定ホームページをリニューアルし、ビジュアル重視の分かりやすい内容にするとともに、コンテンツを整理・拡充した。また、首都圏・関西圏における検定試験PRポスターの電車内への掲出、経済誌・週刊誌への広告掲載、企業向けPRチラシの作成・配布（45万部）、および就職情報専門誌等と連携した就職活動中の学生向けのパンフレット送付（1万部）などの広報活動を行った。さらに、資格情報誌の巻頭において日商PC検定の特集記事を掲載した。このほか、会報、PRポスター（12.9万枚）、「商工会議所検定試験ガイド」（22万部）、メールマガジン「QUALI（クオリ）」（毎月1回、約3,600名に配信）等による情報提供を随時実施した。

(6) 各種検定試験の厳正施行等

検定試験の施行については、「商工会議所検定試験に係る管理規則」（13年9月制定）に基づく施行の徹底と、身分証明書による受験者の本人確認を厳格に実施。検定担当職員研修会や業務・検定担当者会議などの諸会議において、コンプライアンスの徹底について注意喚起し、厳正施行の徹底に努めた。また、新型インフルエンザの国内感染発生に伴う対応として、不測の事態に備えた試験実施体制を整備するとともに、CCIスクエアを通じて適宜迅速な情報提供を行った。

(7) 大学等との産学連携による人材育成事業を推進

包括協定を締結している法政大学（17年度締結）、明治大学商学部（18年度締結）、学校法人立命館（20年度締結）と連携し、全国の商工会議所のネットワークを活用した地方への円滑な人材還流・供給、簿記検定をはじめとする商工会議所検定試験を活用した人材育成、さらに、地域活性化や留学生の就職支援に関するセミナーやイベントの共同開催など幅広く事業を展開した。

6. 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

(1) コンパクトでにぎわいのあるまちづくりに対する支援の強化

「平成22年度中小企業関係施策に関する要望」（6月）、「『新成長戦略』のとりまとめにむけた提言」（22年3月）において、中心市街地活性化の促進のための各種施策の拡充、計画的な土地利用制度の確立、商店街の活性化等を要望した。また、各種研修会や当所のホームページなどを通じ、各地の取り組みの参考に資するまちづくり情報や各省庁の支援施策等に関する情報を発信。この結果、21年度末時点で全国100地域（うち商工会議所管内96地域）の中心市街地活性化計画が認定され、143地域（うち商工会議所管内129地域）に中心市街地活性化協議会が設置された。

また、共通の地域性を有する商工会議所が組織する、「全国原子力立地市町村商工団体協議会」「特定第三種漁港都市等・全国主要水産都市小連絡協議会」「基地立地商工会議所連絡協議会」のまちづ

くり等地域振興活動を支援した。

(2) 計画的な土地利用制度確立に向けた要望活動の実施

計画的な土地利用制度の確立の観点に立ち、農振・農転制度の厳格な運用の実現、改正都市計画法の周知・徹底の実現を目指して要望活動を継続し、この結果、12月に農地法等の一部を改正する法律が施行された。同法の改正には、国や都道府県による公共施設（学校、病院等）への転用に際しての法定協議制の導入、都道府県の農地転用許可事務が不適正な場合の国による是正要求措置の新設、違反転用に対する罰則強化・違反転用に係る現状回復についての行政代執行制度の整備など当所の要望事項が多く盛り込まれ、農地転用規制の厳格化が図られた。また、担い手により利用されている農地等について、農用地区域からの除外の厳格化も実現した。

都市計画法の見直しについては、国土交通省の「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会、都市計画部会 都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」における検討に合わせて、まちづくり特別委員会において意見の集約に努めた。

(3) 商店街への支援を強化

4月に全国商店街振興組合連合会などの中小企業関係団体とともに、「株式会社全国商店街支援センター」を設立し、各地域の商店街に対して、リーダー等の人材育成研修や個店経営研修など商店街を活性化させる取り組みを実施。

商店街への支援については、空き店舗対策の強化、人材育成など総合的な商店街支援を通じて、商店街の地域コミュニティの担い手としての役割を強化する「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法）」が8月に施行された。同法により、ソフト事業を含めた商店街活動への支援を図るべく資金・税制支援策が拡充された（同法に基づく商店街活性化事業計画は33件認定＜21年度末現在＞）。

(4) 国内・国際観光の振興に対する支援の強化

観光委員会・観光専門委員会できとりまとめた「平成22年度観光振興施策に関する要望」（6月）で、新型インフルエンザ問題による影響への対応やインバウンド振興策の推進、観光振興のための基盤整備などを要望。また、6回目となる観光振興大会については、11月に、全国の商工会議所関係者等、過去最多となる1,700人の参加を得て、「全国商工会議所観光振興大会2009 in 神戸」を開催した。大会では、「デザイン都市づくりと生活文化体感型観光の推進」をテーマに、神戸市、姫路市、西宮市で開催した。大会では、神戸アピールを採択したほか、第2回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行った。

【第2回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

「大賞」 豊後高田商工会議所（大分県）

「振興賞」	境港商工会議所（鳥取県）、 武雄商工会議所（佐賀県）
「奨励賞」	新潟商工会議所（新潟県）、 桐生商工会議所（群馬県）、 鳥羽商工会議所（三重県）、 大阪商工会議所（大阪府）、 横浜商工会議所（神奈川県）、 西宮商工会議所（兵庫県）



「全国商工会議所さらり輝き観光振興大賞」
表彰式（21年11月）

（5） 地域資源を活用した地域産業の振興に対する支援の強化

①農商工連携の推進による地域経済活性化の検討

政策委員会で、地域の中小商工業者と農業生産者の連携による地域経済活性化を目指すための方策について検討を行い、「農商工連携の推進による地域経済の活性化に関する提言」を22年3月に取りまとめた。提言では、①農商工連携は生産者に「消費者視点」の意識・マインドを促す契機になる、②「消費者視点」が農業再生・成長産業化のキーワードである、③連携事業を幅広い分野で消費者ニーズに的確かつ効果的に対応していく企業体に発展させることにより農業とのWin-Win関係を築くことができる、④地域間格差を解消して全国的な底上げを図る「点から面への拡大」が喫緊の課題であること等を指摘した。さらに、商工会議所として、自ら研修会やマッチング等の具体的な施策を実行するとともに、生産者・団体に「消費者視点」への意識・マインドの転換を呼びかけることとした。政府・地方自治体に対しては、農商工連携促進策の拡充を求めた。

②「JAPAN ブランド戦略展開支援事業」の推進（再掲）

21年度から各経済産業局にて執行管理が行われることとなった「JAPAN ブランド戦略展開支援事業」は、補助対象事業者が従来の商工会議所・商工会に加え、NPOや事業協同組合等へも広がった。中小企業庁は、各プロジェクトの側面支援事業を実施する団体の委託公募を実施し、当所と全国商工会連合会が共同事務局として採択された。

共同事務局では、各プロジェクトの製品を紹介するイベント「JAPAN BRAND EXHIBITION in 100%Design Tokyo（東京デザイナーズウィーク）」（10～11月）の開催や、参画事業者と欧州のバイヤーなどとのマッチングを行う海外共同展示商談会「JAPAN ブランドエキジビション in Paris」の開催（22年1月）、欧米の消費者・流通関係者に向けて認知度拡大と現地でのトレンド・価格などのマーケティング調査を行う「海外テストマーケティング」のニューヨーク（11～12月）、ジェノバ（22年2月）での実施など、JAPAN ブランド製品の認知度拡大と海外販路拡大をサポートした。また、ホームページを活用した情報発信、事業評価の実施などを通じ、各プロジェクトを総合的に支援した。

③「地域資源∞全国展開プロジェクト」

20 年度に引き続き「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」（中小企業庁補助事業）を実施し、21 年度は、「本体事業」73 件、調査研究事業 24 件の計 97 件のプロジェクトが採択された。調査研究事業や条件付き採択となったプロジェクトに対してコンサルタントを派遣し、事業基盤の強化支援を行ったほか、全国各地で「地域資源掘り起こしセミナー」を実施。各プロジェクトで開発された特産品や観光商品などを集めた共同展示商談会「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」を国内最大級の見本市「東京インターナショナルギフトショー」と同時開催（10 月、22 年 2 月）し、流通関係者との商談支援を行うとともに、東京・銀座の百貨店において本事業で開発された商品を実際に消費者に販売して市場調査を行うテストマーケティング事業「ニッポンの食と文化の物産展」を開催（22 年 2 ～3 月）した。プロジェクトを紹介するサイト「feel NIPPON」では、月ごとにテーマを設け、各プロジェクトの特集記事を掲載。日本の魅力を伝える雑誌とのタイアップで約 50 ページにわたる特集記事を掲載した。



「地域資源∞全国展開プロジェクト」で
テストマーケティングを実施（22年2月）

(6) 地域活性化に関する情報提供の収集・提供の強化

地域資源の活用に関して、実践的な研修会やセミナーを9ブロックで複数回実施し、きめ細かい情報提供に努めたほか、まちづくりや観光振興への取り組み状況等に係る定点調査を実施し、その結果を各地商工会議所にフィードバック。また、日商ホームページの「まちづくり情報ナビゲーター」「観光振興ナビゲーター」「ものづくり情報ナビゲーター」などを通じ、各地商工会議所の地域活性化に向けた取り組み事例や行政等の各種支援策などの情報を提供した。また、商工会議所地域活性化情報センター（カリアック内）において、全国の商工会議所が取り組む地域活性化事業を幅広く展示した。

7. 地球環境問題への対応

(1) 商工会議所環境行動計画を推進

20 年度に策定した「商工会議所環境行動計画～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～」に基づき、全国の商工会議所に環境行動計画策定推進を呼びかけた結果、21 年度末までに 142 商工会議所が行動計画を策定。また、会員中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握できるよう、電気・ガス・ガソリン・軽油などの使用量を入力することで、二酸化炭素排出量などを自動計算できる「CO₂チェックシート」の普及に努めた結果、21 年度末現在で 857 社が登録し、活用している。

(2) 国内クレジット制度の活用を支援

会員中小企業等の省エネや二酸化炭素排出削減を具体的に進める仕組みである「国内クレジット

制度」の普及・推進に努めた。20 年度に引き続き、経済産業省より「国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業」を受託し、9 月から 22 年 3 月にかけて、再委託先である全国 18 商工会議所とともに同事業を実施し、企業の取り組みを支援した。

(3) 地球温暖化対策の中期目標・基本法案等に対する意見活動を展開

政府による温室効果ガス削減の中期目標（2020 年）に対し、「主要排出国の参加」、「国際的な公平性の確保」、「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」などを求める意見活動を展開。政権交代後、「1990 年比 25%削減」を掲げる鳩山政権に対しても積極的な意見活動を展開した結果、22 年 3 月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案には、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意が、わが国の中期目標の前提とされるなど、当所の主張が盛り込まれた。

(4) 環境税導入反対を表明

「平成 22 年度税制改正に関する要望」において、「二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、『環境と経済の両立』を阻害するものであり、『環境』を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である」旨の意見を表明。22 年度改正での環境税導入は見送られた。

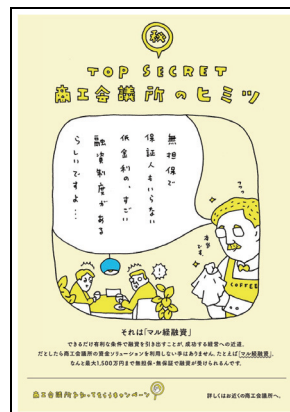
(5) 容器包装リサイクル制度の普及・啓発

各地商工会議所の協力のもと、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について、財団法人日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図った。また、容器包装リサイクル制度の普及・啓発活動を展開したほか、各地商工会議所における同受託業務の円滑な遂行のため、7月に各地商工会議所担当者を対象とした研修会を開催した。

8. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

(1) 「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」をスタート

商工会議所の役割や事業活動を会員企業だけでなく、広く市民に理解してもらい、商工会議所の知名度アップと商工会議所事業の理解促進を目指して22年2月に「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」を開始。商工会議所の役割や事業を表現したイラストを活用し、「商工会議所とは編」「事業編」「検定試験編」の3分野でイラストを発表したほか、サイト上に専用コーナー「商工会議所のヒミツ」を開設。また、各地商工会議所の広報活動に活用できるよう、関



商工会議所の役割や事業を「商工会議所のヒミツ」と題してイラスト形式で幅広くPR

連データを随時提供した。

(2) 商工会議所の役割や存在意義等を周知するための広報活動の強化

財界記者クラブ、東商記者クラブのほか、テーマに応じて各種記者クラブにアプローチ。活動内容の理解を深めるため、役職員による記者へのレクチャー機会を増加させ、記事掲載の拡大を図るなど、マスコミに対するパブリシティ活動を積極的に推進した。

各地商工会議所の先進取り組み事例を紹介したほか、全国共通で利用できる「商工会議所CMコンテンツ」を、8 商工会議所、2 商工会議所連合会、1 ブロック商工会議所連合会に提供した。

「会議所ニュース」については、当所や各地商工会議所の活動を中心にきめ細かな情報を提供。「石垣」では、厳選した特集企画、各地のまちづくりの事例を紹介する「まちの解体新書」とともに、広く商工会議所活動を知ってもらい活用してもらおうと「商工会議所活用レシピ」のコーナーを設置するなど、内容の充実を図った。各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事（希望登録制）に会頭コメントや会頭記者会見の様子、重要会議等の内容を直接電子メールで速報する「ニュースファイル」（21 年度末送信登録先 1,106）は年間 64 回送信。編集実務の初級者を対象にした「会報編集担当者研修会」を開催したほか、各地商工会議所の会報発行を支援する「所報サービス」（記事提供システム）の一層の充実を図った。

(3) 各地商工会議所の会員増強運動の継続した取り組みへの支援強化

会員増強をはじめとする組織財政基盤の強化に資するため、各地商工会議所の会員数や取り組み等に関する調査を実施するとともに、全国的に企業数が減少する中においても会員数が増加している商工会議所の会員増強事例や各地商工会議所における全会員事業所訪問活動事例等の情報提供を行った。また、全国商工会議所専務理事・事務局長会議（徳島市）等における先進事例発表や意見交換を通じて、組織財政基盤の強化に向けた各地商工会議所の取り組みを支援した。

(4) 各地商工会議所のビジョンづくりを支援

当所のホームページ内に開設した「商工会議所ビジョン等紹介コーナー」等で先進取り組み事例を紹介。その結果、各地商工会議所のビジョンやアクションプラン（プログラム）、中期行動計画の策定数は、11 月現在で 69 カ所となっている。

(5) コンプライアンスの徹底、危機管理強化等各地商工会議所の取り組みを支援

「商工会議所会計実務（五訂版）」「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各地商工会議所におけるコンプライアンスの徹底や危機管理対策強化の取り組みを支援した。また、新型インフルエンザの流行で影響を受けた近畿地方を支援するため、10 月に大阪市で移動常議員会を開催したほか、当所のホームページ内に「近畿ブロック観光応援情報」コーナーを設置し、風評被害の払しょくに努めた。さらに、中小企業を対象としてBCP作成に関する情報を提供するため、当所のホームページ内に中小企業向けBCP（事業活動計画）のコーナーを設置した。

(6) 日商役職員の全商工会議所訪問運動の実施

平成 18 年度から 21 年度の 4 年間で、全 515 商工会議所の訪問を実現した。各地の役職員と面会

して、地域経済の動向や当所への要望などについてヒアリングを行い、政策提言活動に活用した。
22 年 3 月から二巡目の訪問を開始した。

(7) 商工会議所職員の人材育成に向け各種研修を実施

日本商工会議所、ブロック連合会、都道府県連合会が役割分担して実施する商工会議所職員の研修体系・プログラムに沿った各種研修事業を延べ 71 回開催し、延べ各地商工会議所役職員 4,511 名が参加。各地の人材育成を支援した。また、マル経融資推薦業務の経験が浅い各地商工会議所の経営指導員を対象に、同融資の推薦に必要な基礎知識の習得を目的に、①実務研修（マル経基礎研修）を初めて実施（参加人員 130 名）するとともに、②「経営指導員のための金融支援ハンドブック」（企業の経営実態や内容の把握・分析に関する基礎テキスト）を作成、配布した。



若手職員研修でのグループ討議風景

(8) 新たな会員サービス事業を研究・事業化

現在実施している休業補償プランを拡充し、低廉な保険料による会員企業の労災への備えを可能にする制度として、労災による死亡やケガでの入通院等費用（従業員への補償）や労災認定による賠償金等の支払い（企業の経営リスク）を補償する「業務災害補償プラン」を、22 年 10 月から導入することを決めた。

(9) 日本商工会議所表彰制度の利用を促進

「商工会議所中期行動計画」で掲げた、「商工会議所表彰制度の活用促進」を踏まえ、商工会議所表彰制度（日本商工会議所表彰規則第 5 条：当該商工会議所会頭の推薦（自薦）にもとづく「運営・事業活動表彰」）の活用を呼び掛け、5 商工会議所を表彰した。

＜第 110 回＞ 横須賀商工会議所（人材育成事業）

＜第 111 回＞ 札幌商工会議所（地域企業の海外進出・販路拡大事業）、松本商工会議所（中小企業インターネット利用支援事業）、松山商工会議所（ジョブ・カード制度普及促進事業）、太田商工会議所（工場現場改革・改善支援事業「ブレイクスルー in オータ」ほか）

また、同規則第 7 条第 8 号の規定による「連名表彰」（非会員であっても、「その他、日本商工会議所会頭が特に必要と認めたもの」であれば、幅広く日商会頭と各地商工会議所会頭との連名で表彰できる制度）の活用を呼び掛け、10 商工会議所を表彰した。

(10) 財団法人日本対がん協会との医産連携事業の推進

財団法人日本対がん協会との医産連携事業の一環で、全国商工会議所女性会連合会と連携し、乳がんをはじめとするがん予防に関する啓発活動や情報提供を実施。各地商工会議所との連携を通じ、

地域事情とニーズに合わせた健康啓発普及セミナーや高度ながん検診の実施、がん予防や生活習慣病等に関する健康情報提供等の各種連携事業を実施した。

(11) 全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の活動を支援

9月に長野県長野市で、「第41回全国商工会議所女性会連合会長野全国大会」を開催し、全国から約3,200名が参加した。また、「第8回女性起業家大賞」については、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）は権藤光枝氏（有限会社 Branches 代表取締役）、優秀賞（全商女性連会長賞）は秋山晶子氏（株式会社たび寅代表取締役社長、スタートアップ部門）と光畑由佳氏（モーハウス（モネット有限会社）代表、グロース部門）が、それぞれ輝いた。

各地の功労者や優れた取り組みなどを表彰する「全商女性連表彰」では、特別功労者21人、会員増強など組織強化に取り組んだ12女性会等を表彰。20年度に新設した「個として光る女性会事業表彰」については、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）に伊那女性会のオリジナル環境紙芝居、優秀賞（全商女性連会長賞）に、福島女性会（花と街のふれあいプロジェクト）と尾道女性会（さくら茶会）、会長特別賞には長年、作文・絵画コンクールを実施している塩釜女性会と米沢女性会がそれぞれ輝いた。また、第40回沖縄全国大会で採択した「環境行動宣言」に沿った活動を引き続き全国で展開していくことを確認した。

平成22年3月末現在の女性会設置数は428カ所（515商工会議所中の設置率83.1%）、うち全商女性連加入数は403カ所（加入率94.2%）となっている。

(12) 商工会議所青年部の活動支援

21年度の日本商工会議所青年部（日本YEG）は「One Team! 力強い日本の創造 原点回帰、そして新たな進化」をスローガンに、「YEG会員企業発展の支援」「提言活動」「年間事業サイクル変更の円滑な実施」「環境問題への積極的な取り組み」の4テーマを中心に活動を展開。会員相互の「親睦・交流」「研修・研鑽」を促進し、各地のYEG活動の活性化を図ることを目的として、全国9ブロックでブロック大会を開催した。また、11月に奈良市で「第27回全国会長研修会奈良まほろば会議」（参加者数1,410名）を開催。22年3月には、愛媛県松山市で3,969名が参加して「第28回全国大会えひめ松山大会」を開催し、各地青年部の意識高揚、連携強化等を図った。

地域活性化や青年部活動の模範となる事業等に取り組んだ青年部を表彰する「YEG大賞」や、青年部会員を対象に経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上を図る「ビジネスプランコンテスト」、若手国家公務員との交流・意見交換を行う「故郷の風会議」、青年部会員同士のビジネスマッチングを促進する「ご縁満開ビジネスサイト」の運営やビジネス交流会等、多岐にわたって商工会議所青年部および会員企業の発展に資する活動を展開した。

22年3月末現在の青年部設置数は446カ所（515商工会議所中の設置率86.6%）、うち日本商工会議所青年部加入数は400カ所（加入率89.7%）となっている。

Ⅱ 事 項 別 状 況

1. 法人の概要

(1) 所 在 地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

T E L (03)3283-7823

F A X (03)3211-4859

U R L <http://www.jccci.or.jp>

E-mail : info@jccci.or.jp

(2) 沿 革

①変 遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

日本商工会議所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア．設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ．業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目 的

日本商工会議所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつ旋を行なうこと

- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと
- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
国庫補助金等	国 庫 補 助 金	83,551	615,416	191,294
	その他(委託費)	203,626	172,014	185,882
	計	287,177	787,430	377,176
	一 般 会 計	287,177	646,326	212,951
	特 別 会 計	—————	141,103	164,225
	特別会計名	—————	労働保険特別会計	労働保険特別会計
政 府 出 資 金 額		—————	—————	—————
財 政 投 融 資		—————	—————	—————
借 入 金 等 (借 入 先)		0	0	0

2. 定款および規約等

(1) 定 款

21 年度においては、定款の変更は行われなかった。

(2) 規 約（規則・規程）

平成 21 年 9 月 16 日開催の第 585 回常議員会・第 211 回議員総会において、日本商工会議所委員会規則の一部変更について承認された。

（日本商工会議所委員会規則の一部変更について）

①変更理由

商工会議所が直面している解決すべき重要政策課題の多様化、高度化、専門化に対応するためには、幅広い分野において、高度で専門的なディスカッションが必要。

一方で、商工会議所の重要な使命である政策提言活動においては、質の高い提言・要望をとりまとめるだけでなく、政府や政党を始めとする様々な場面において、陳情や意見を述べて、その実現を図ることが最も重要であり、最近では、政府のみならず、各政党やマスコミ等からの求めにより、意見陳述する機会が増加している。

しかし、首相官邸や各政党からの出席要請には時間的な余裕がなく緊急な呼び出しが多いため、地方におられる日本商工会議所の委員会・特別委員会の委員長等に出席いただけない場合等に備え、あらかじめ体制を整備しておく必要が生じている。また、その際に使用する肩書の名称は、日本商工会議所を代表し、かつ、日本経団連等、他団体の出席者の肩書とのバランスにも配慮したものとする必要も必要。

このため、「小委員会」の「専門委員会」への改称、「委員長代理」の「共同委員長」への改称等を行い、機動的かつ時代の流れに対応した政策提言活動の強化を図ることとする。具体的には以下のとおり。

- (1) 委員会規則を改正して、専門的・多角的な検討を行うことを目的に設置した「小委員会」の名称を、実態に合わせて「専門委員会」に改称する。これにより、現在の「小委員長」は全員「専門委員長」に肩書が変更になる。
- (2) 委員会規則を改正して、委員会の副委員長の数を現行の「8人以内」から「10人以内」に増員し、うち若干人を「共同委員長」とすることができるようにする。これにより、現在の「委員長代理」は「共同委員長」に肩書が変更になる。また、専門委員長についても、共同委員長への就任をお願いする場合がある。ただし、共同委員長を置いた場合でも、委員長の方が上位の役職であることに変わりはない。

②変更箇所（※アンダーラインの部分）

第3条 委員会に委員長1人、副委員長 10人以内（若干人を共同委員長とすることができる） および委員を置く。

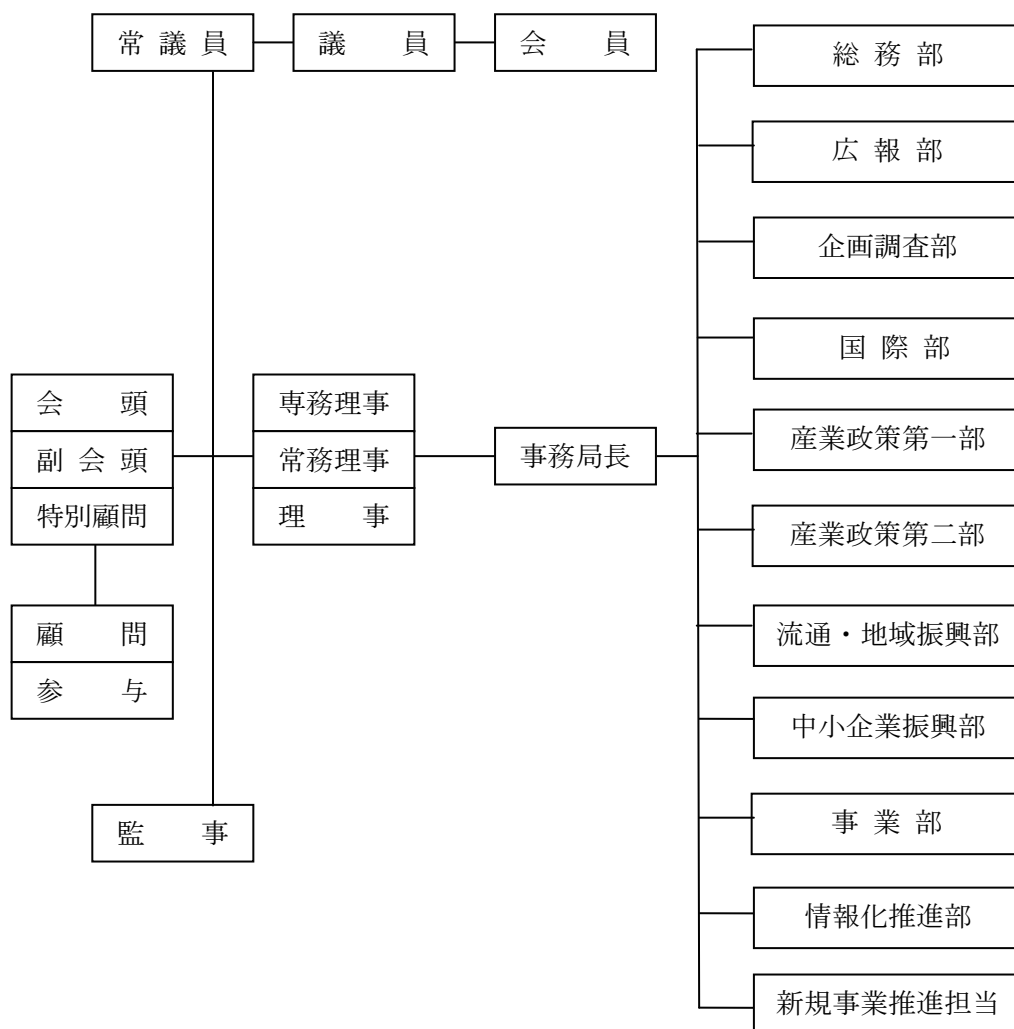
2 略

第9条 委員会は、その定めるところにより 専門委員会 を設けて審議することができる。

附則

この規則は、平成21年9月17日から実施する。

3. 組 織



※平成21年4月1日より、産業政策部は産業政策第一部と産業政策第二部となった（平成21年3月19日日本商工会議所事務規則改正）。

(1) 会 員（平成22年 3 月31日現在）

平成21年度末における日本商工会議所の会員数は、515商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東京都	8	岡山県	12
東北地区	45	神奈川県	14	広島県	13
青森県	7	山梨県	2	山口県	14
岩手県	9	静岡県	16	四国地区	27
宮城県	6	東海地区	49	徳島県	6
秋田県	6	岐阜県	15	香川県	6
山形県	7	愛知県	22	愛媛県	9
福島県	10	三重県	12	高知県	6
北陸・信越地区	49	近畿地区	71	九州地区	79
新潟県	16	福井県	7	福岡県	19
富山県	8	滋賀県	7	佐賀県	8
石川県	7	京都府	8	長崎県	9
長野県	18	大阪府	20	熊本県	9
関東地区	102	兵庫県	18	大分県	10
茨城県	8	奈良県	4	宮崎県	9
栃木県	9	和歌山県	7	鹿児島県	11
群馬県	10	中国地区	51	沖縄県	4
埼玉県	15	鳥取県	4		
千葉県	20	島根県	8	合 計	515

なお、平成21年度における商工会議所の合併は以下のとおり。

平成21年 4 月 1 日 水沢、江刺が合併（水沢が存続。名称を奥州に変更）

(2) 特別会員（平成22年 3 月31日現在）

平成21年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所（国外）（17）	商工会議所連合会（15）	その他団体・法人（4）
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
南加日系商工会議所	埼玉県	
ブラジル日本商工会議所	千葉県	
シドニー日本商工会議所	神奈川県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	静岡県	
マレーシア日本人商工会議所	三重県	
シンガポール日本商工会議所	福井県	
パラー日系商工会議所	滋賀県	
在亜日本商工会議所	山口県	
メキシコ日本商工会議所	愛媛県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞役員（平成22年3月31日現在）

役員の役職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。（敬称略）

役 職	定 数	氏 名	経 歴
会 頭 (非常勤)	1 人	岡 村 正	(東京商工会議所会頭) ㈱東芝相談役
名誉会頭 (非常勤)	1 人	山 口 信 夫	(東京商工会議所名誉会頭) 旭化成㈱代表取締役会長
副会頭 (非常勤)	5 人	佐 藤 茂 雄	(大阪商工会議所会頭) 京阪電気鉄道㈱代表取締役CEO・取締役 会議長
		岡 田 邦 彦	(名古屋商工会議所会頭) J.フロント リテイリング㈱取締役相談 役
		佐々木 謙 二	(横浜商工会議所会頭) 日本発条㈱代表取締役会長
		立 石 義 雄	(京都商工会議所会頭) オムロン㈱代表取締役会長
		水 越 浩 士	(神戸商工会議所会頭) ㈱神戸製鋼所相談役
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6 人	綾 田 修 作	(高松商工会議所会頭) ㈱百十四銀行相談役
		高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) ㈱北洋銀行代表取締役会長
		丸 森 仲 吾	(仙台商工会議所会頭) ㈱七十七銀行相談役
		河 部 浩 幸	(福岡商工会議所会頭) ㈱九電工代表取締役会長
		敦 井 榮 一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス㈱代表取締役社長
		大 田 哲 哉	(広島商工会議所会頭) 広島電鉄㈱代表取締役社長
専務理事 (常勤)	1 人	中 村 利 雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1 人	宮 城 勉	平成15年7月 近畿経済産業局長 平成18年7月 内閣府大臣官房審議官 平成20年7月 日本商工会議所常務理事
常 議 員 (非常勤)	51人	高 野 洋 藏	(函館商工会議所会頭) ㈱道水代表取締役会長
		鎌 田 力	(小樽商工会議所会頭) 小樽信用金庫会長
		高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) ㈱北洋銀行代表取締役会長
		新 谷 龍 一 郎	(旭川商工会議所会頭) 新谷建設㈱代表取締役社長
		林 光 男	(青森商工会議所会頭) 青森三菱電機機器販売㈱代表取締役社長
		永 野 勝 美	(盛岡商工会議所会頭) ㈱岩手銀行特別常任相談役
		丸 森 仲 吾	(仙台商工会議所会頭) ㈱七十七銀行相談役
		山 澤 進	(山形商工会議所会頭) ㈱ヤマザワ代表取締役会長
		瀬 谷 俊 雄	(福島商工会議所会頭) ㈱東邦銀行取締役会長
		敦 井 榮 一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス㈱代表取締役社長
		犬 島 伸 一 郎	(富山商工会議所会頭) ㈱北陸銀行特別参与
		深 山 彬	(金沢商工会議所会頭) ㈱北國銀行代表取締役会長
		加 藤 久 雄	(長野商工会議所会頭) ㈱本久代表取締役社長
		井 上 保	(松本商工会議所会頭) ㈱井上代表取締役社長
		加 藤 啓 進	(水戸商工会議所会頭) 茨城日産自動車㈱代表取締役会長
		築 郁 夫	(宇都宮商工会議所会頭) ㈱福田屋百貨店取締役会長

監 事 (非常勤)	3 人	曾 我 孝 之	(前橋商工会議所会頭)	中屋商事(株)代表取締役社長
		川 本 宜 彦	(さいたま商工会議所会頭)	(株)サイサン取締役会長
		千 葉 滋 胤	(千葉商工会議所会頭)	(株)ケーブルネットワーク千葉取締役会長
		西 岡 浩 史	(川崎商工会議所会頭)	(株)東芝顧問
		上 原 勇 七	(甲府商工会議所会頭)	(株)印傳屋上原勇七代表取締役会長
		松 浦 康 男	(静岡商工会議所会頭)	(株)静岡銀行代表取締役会長
		御 室 健 一 郎	(浜松商工会議所会頭)	浜松信用金庫理事長
		小 島 伸 夫	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行顧問
		磯 村 直 英	(豊橋商工会議所会頭)	ユタカコーポレーション(株)代表取締役社長
		佐々木 光 男	(一宮商工会議所会頭)	ササキセルム(株)会長
		齋 藤 彰 一	(四日市商工会議所会頭)	(株)三重銀行取締役
		川 田 達 男	(福井商工会議所会頭)	セーレン(株)代表取締役社長
		宮 崎 君 武	(大津商工会議所会頭)	大津板紙(株)代表取締役社長
		寺 西 重 博	(吹田商工会議所会頭)	摂津水都信用金庫会長
		尾 上 壽 男	(姫路商工会議所会頭)	グローリー(株)代表取締役会長
		西 口 廣 宗	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行取締役会長
		片 山 博 臣	(和歌山商工会議所会頭)	(株)紀陽銀行取締役頭取
		八 村 輝 夫	(鳥取商工会議所会頭)	(株)鳥取銀行取締役相談役
		丸 磐 根	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行特別顧問
		岡 崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山瓦斯(株)取締役社長
		大 田 哲 哉	(広島商工会議所会頭)	広島電鉄(株)代表取締役社長
		林 孝 介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通(株)代表取締役社長
		近 藤 宏 章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテナンス(株)代表取締役
		綾 田 修 作	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行相談役
		麻 生 俊 介	(松山商工会議所会頭)	(株)伊予銀行代表取締役会長
		西 山 昌 男	(高知商工会議所会頭)	高知トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		河 部 浩 幸	(福岡商工会議所会頭)	(株)九電工代表取締役会長
		重 渕 雅 敏	(北九州商工会議所会頭)	TOTO(株)相談役
		指 山 弘 養	(佐賀商工会議所会頭)	(株)佐賀銀行取締役会長
		松 藤 悟	(長崎商工会議所会頭)	松藤商事(株)代表取締役社長
		中 尾 保 徳	(熊本商工会議所会頭)	(株)鶴屋百貨店代表取締役会長
		姫 野 清 高	(大分商工会議所会頭)	(株)桃太郎海苔代表取締役社長
			(宮崎商工会議所会頭)	
		諏 訪 秀 治	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島トヨタ自動車(株)代表取締役社長
		國 場 幸 一	(那覇商工会議所会頭)	(株)國場組代表取締役社長
		渡 邊 靖 彦	(秋田商工会議所会頭)	秋田中央交通(株)取締役社長
		木 村 忠 昭	(横須賀商工会議所会頭)	(株)エイヴイ代表取締役
		光 井 一 彦	(宇部商工会議所会頭)	宇部マテリアルズ(株)取締役相談役
理 事 (常勤)	4 人 以内	坪 田 秀 治	平成12年4月 日本商工会議所産業政策部長	
			平成14年6月 日本商工会議所理事・産業政策部長	
			平成19年4月 日本商工会議所理事・事務局長	

青 山 伸 悦	平成19年 4 月	日本商工会議所産業政策部長
	平成19年11月	日本商工会議所理事・産業政策部長
	平成21年 4 月	日本商工会議所理事・産業政策第一部長
高 橋 和 憲	平成12年 4 月	日本商工会議所流通・地域振興部長
	平成19年11月	日本商工会議所理事・流通・地域振興部長
	平成21年10月	日本商工会議所理事・企画調査部長兼流通・地域振興部長

(4) 第27期＜平成19年11月 1 日～平成22年10月31日＞議員（平成22年 3 月31日現在）

議員商工会議所名（※印は議員に準ずる者）、定数は次のとおりである。

選挙区名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北 海 道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広、稚内、※紋別
東 北 (9)	青森、八戸、盛岡、大船渡、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※飯田、※佐久
関 東 (22)	水戸、石岡、※ひたちなか、宇都宮、足利、高崎、前橋、桐生、川口、さいたま、狭山、 ※本庄、千葉、佐原、茂原、野田、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東 海 (10)	岐阜、大垣、高山、岡崎、豊橋、一宮、※豊田、春日井、四日市、津、伊勢、※尾鷲
近 畿 (14)	福井、※敦賀、大津、宮津、亀岡、高槻、※堺、※東大阪、※泉大津、吹田、泉佐野、 北大阪、姫路、尼崎、明石、加西、奈良、和歌山
中 国 (10)	鳥取、松江、岡山、倉敷、※津山、広島、呉、福山、※府中、※東広島、下関、宇部、徳山
四 国 (5)	徳島、高松、※丸亀、松山、今治、高知
九 州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、佐世保、熊本、※人吉、別府、大分、宮崎、 鹿児島、鹿屋
沖 縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	102（※議員に準ずる者は18）

(5) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞委員会（平成22年3月31日現在）

委 員 会 名	委 員 長（商工会議所）	副 委 員 長
＜委 員 会＞		
政 策	児 玉 幸 治（日本・東京）	大阪、名古屋、横浜、倉敷、 大前 孝治（社団法人全国信用金庫協会会長）
産 業 経 済	立 石 義 雄（京 都）	〔共同委員長〕 築 郁 夫（宇都宮） 釧路、石巻、三条、上田、桐生、川崎、長崎
国 際 経 済	大 橋 信 夫（東 京）	千歳、花巻、水戸、横須賀、赤穂、新居浜、那覇
観 光	高 向 巖（札 幌）	〔共同委員長〕 丸 磐 根（松 江） 小樽、新庄、日光、浜松、倉敷、高知、宮崎
中 小 企 業	西 村 貞 一（大 阪）	〔共同委員長〕 井 上 裕 之（東 京） 北見、燕、本庄、青梅、東大阪、松山、久留米
地 域 活 性 化	岡 田 邦 彦（名古屋）	〔共同委員長〕 松 村 保 雄（柏 崎） 弘前、小松、諏訪、熊谷、松阪、津山、今治
税 制	井 上 裕 之（東 京）	〔共同委員長〕 奥 原 征一郎（呉） 十日町、石岡、豊橋、福知山、尼崎、飯塚、島原
労 働	伊 藤 雅 人（東 京）	〔共同委員長〕 渡 辺 祥 二（豊 田） いわき、佐久、古河、高崎、立川、大垣、福井
情 報 化	小 嶋 淳 司（大 阪）	〔共同委員長〕 田 辺 隆一郎（八王子） 米沢、加茂、土浦、北大阪、豊中、府中、日南
環境・エネルギー	大 田 哲 哉（広 島）	〔共同委員長〕 重 渕 雅 敏（北九州） 帯広、八戸、高岡、小田原箱根、富士、樫原、岩国
国 民 生 活	河 部 浩 幸（福 岡）	〔共同委員長〕 松 浦 康 男（静 岡） 栗山、さいたま、船橋、上野、亀岡、鳥取、延岡
教 育	水 越 浩 士（神 戸）	〔共同委員長〕 島 村 元 紹（東 京） 苫小牧、青森、太田、桑名、八尾、岡山、尾道
運 営	佐々木 謙 二（横 浜）	〔共同委員長〕 海 野 肇（ひたちなか） 恵庭、郡山、小千谷、泉大津、東広島、丸亀、諫早
＜特別委員会＞		
行 財 政 改 革	丸 森 仲 吾（仙 台）	〔共同委員長〕 山 本 忠 安（日 立） 稚内、松戸、岡崎、津、伊勢、徳山、徳島
事 業 承 継 対 策	神 谷 一 雄（日 本）	〔共同委員長〕 大和田 達郎（石岡） 大阪、京都
広 報	綾 田 修 作（高 松）	〔共同委員長〕 篠 塚 清（堺） 旭川、盛岡、松本、川口、四日市、大田、福山
信 用 基 金 管 理	敦 井 榮 一（新 潟）	酒田、福島、上越、蒲郡、相生、出雲、中間、日本
表 彰	中 村 利 雄（日 本）	
ま ち づ く り	高 橋 光 壽（守口門真）	〔共同委員長〕 有 馬 義 一（敦 賀） 足利、八王子
幹線道路網の整備 促進に関する	児 玉 幸 治（日 本）	森地 茂（政策研究大学院大学 特別教授、 財団法人運輸政策研究機構 運輸政策研究所 所長）

(6) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞特別顧問（平成22年3月31日現在）

杉 山 和 男	（電源開発㈱顧問）	吉 野 浩 行	（本田技研工業㈱特別顧問）
小 島 順 彦	（三菱商事㈱社長）	井 上 裕 之	（愛知産業㈱社長）
池 田 守 男	（㈱資生堂相談役）	小 柴 和 正	（㈱伊勢丹相談役）
上 條 清 文	（東京急行電鉄㈱会長）	池 田 彰 孝	（SMK㈱常勤監査役）
本 庄 八 郎	（㈱伊藤園会長）	渡 邊 佳 英	（大崎電気工業㈱会長）
児 玉 幸 治	（財機システム振興協会会長）	市 野 紀 生	（東京ガス㈱会長）
神 谷 一 雄	（松久㈱社長）	中 村 胤 夫	（㈱三越特別顧問）
齋 藤 朝 子	（㈱山翠楼会長）	宮 村 眞 平	（三井金属鉱業㈱会長）
馬 場 彰	（㈱オンワードホールディングス 名誉顧問）	西 澤 広 繁	（㈱企業再生支援機構社長）
大 橋 信 夫	（三井物産㈱顧問）	村 田 純 一	（村田機械㈱代表取締役会長）
佐々木 幹 夫	（三菱商事㈱会長）		

(7) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞顧問・参与（平成22年3月31日現在）

①顧 問

御手洗 富士夫	（㈲日本経済団体連合会会長）	桜 井 正 光	（㈲経済同友会代表幹事）
白 川 方 明	（日本銀行総裁）	勝 俣 宣 夫	（㈲日本貿易会会長）
林 康 夫	（(独)日本貿易振興機構理事長）		

②参 与

高 橋 淑 郎	井 川 博	谷 村 昭 一	植 松 敏	守 屋 一 彦
西 川 示 貞 一	波田野 雅 弘	佐々木 修	中 島 芳 昭	篠 原 徹

4. 選挙および選任等

(1) 議 員

選任は行われなかった。

(2) 常議員

大分商工会議所会頭交代に伴い、平成21年5月27日付けで姫野清高氏が常議員に就任した。

和歌山商工会議所会頭交代に伴い、島正博氏が退任し、平成21年7月23日付けで片山博臣氏が常議員に就任した。

吹田商工会議所会頭交代に伴い、夜久宥宥氏が退任し、平成21年11月1日付けで寺西重博氏が常議員に就任した。

(3) 役員等

①会頭・副会頭

大阪商工会議所会頭交代に伴い、野村明雄氏が退任し、平成22年3月29日付けで佐藤茂雄氏が副会頭に就任した。

②監事

選任は行われなかった。

③特別顧問

選任は行われなかった。

④専務理事・常務理事・理事

選任は行われなかった。

(4) 顧問・参与

委嘱は行われなかった。

5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成 22 年 3 月 31 日現在）

①国内事務所

部（室）	役 職	氏 名	部（室）	役 職	氏 名
総 務 部	理 事・ 事 務 局 長	坪 田 秀 治	産 業 政 策 第 一 部	理 事・部長	青 山 伸 悦
	部 長	朽 原 克 彦		副 部 長	佐 藤 健 志(兼)
	副 部 長	荒 井 恒 一		課 長	加 藤 正 敏
	課 長	高 山 祐志郎		課 長	平 澤 哲 哉
広 報 部	課 長	稲 垣 明 美	産 業 政 策 第 二 部	部 長	関 口 史 彦
	部 長	間 部 彰 成		副 部 長	佐 藤 健 志
	課 長	上 田 裕 子		課 長	矢 口 和 彦
企 画 調 査 部	課 長	高 野 晶 子	流 通 ・ 地 域 振 興 部	理 事・部長	高 橋 和 憲(兼)
	理 事・部長	高 橋 和 憲		担 当 部 長	鈴 木 眞 人
	課 長	森 まり子		副 部 長	會 本 尚
国 際 部	主 任 調 査 役	福 田 康 司		課 長	羽 生 明 央
	部 長	鈴 木 秀 昭	中 小 企 業 振 興 部	部 長	五十嵐 克 也
	担 当 部 長	栗 原 博		課 長	篠 原 崇
	副 部 長	岡 山 英 弘		課 長	大 内 博
	副 部 長	中 村 仁		主 任 調 査 役	番 田 幸 博
	副 部 長	西 谷 和 雄	事 業 部	部 長	小 野 明
	課 長	小 林 英 文		担 当 部 長	菊 地 敏 義
	課 長	松 岡 鉄 也		I T 検 定 担 当 部 長	岩 崎 浩 平
	課 長	山 内 清 行		担 当 部 長	立 松 裕 之
	主 任 調 査 役	小 室 至	情 報 化 推 進 部	課 長	岩 間 信 弥
	主 任 調 査 役	内 田 一 雄		課 長	木 内 洋 一
	主 任 調 査 役	今 井 明 良		部 長	小 松 靖 直
				課 長	塩 野 裕
			新 規 事 業 推 進 担 当	部 長	小 野 明(兼)

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所 長 渡 邊 泰 一

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8th fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taeppung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

T E L 82-2-3210-2411

F A X 82-2-3210-2413

E-mail : jcciseo@kornet.net

③事務局員数（平成 21 年 3 月 31 日現在）

平成 20 年度	平成 22 年度	増 減
93	95	+2

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

平成 21 年度
99

（※うち、地方事務所所属職員は 91）

【注】定数なし

6. 庶 務

(1) 文 書

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの発信および受信数は次のとおり。

月 別	発 信 数		計	月 別	受 信 数		計
	国 内	国 外			国 内	国 外	
4 月	11,530	629	12,159	4 月	4,665	180	4,845
5 月	9,521	355	9,876	5 月	3,531	193	3,724
6 月	9,586	1,099	10,685	6 月	4,189	183	4,372
7 月	12,658	140	12,798	7 月	4,359	167	4,526
8 月	13,102	1,134	14,236	8 月	3,572	125	3,697
9 月	10,460	602	11,062	9 月	3,726	108	3,834
10 月	9,704	544	10,248	10 月	3,955	151	4,106
11 月	6,823	1,151	7,974	11 月	3,809	178	3,987
12 月	16,541	414	16,955	12 月	3,798	226	4,024
1 月	8,219	1,306	9,525	1 月	5,767	218	5,985
2 月	15,794	716	16,510	2 月	3,324	181	3,505
3 月	10,480	102	10,582	3 月	4,558	178	4,736
計	134,418	8,192	142,610	計	49,253	2,088	51,341

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の叙勲（4月29日発令）

○旭日中綬章

横須賀商工会議所（元）会頭 小澤 一彦

○旭日小綬章

糸魚川商工会議所会頭 高瀬 衛

青梅商工会議所会頭 清水 保男

串間商工会議所会頭 井手 徳幸

本庄商工会議所会頭 高橋 福八

安城商工会議所（元）会頭 石原 勝茂

沖縄商工会議所（元）会頭 太田 範雄

○旭日双光章

赤平商工会議所（元）副会頭 田島 隆男

三浦商工会議所会頭 杉浦 壽久

赤穂商工会議所会頭 小西 利夫

古河商工会議所会頭 小淵 博

東大阪商工会議所（元）会頭 地引 啓

鳥栖商工会議所（元）副会頭 陶山 萬年

○旭日単光章

大津商工会議所（元）女性会会長 西居 咲子

イ．秋の叙勲（11月3日発令）

○旭日小綬章

士別商工会議所（元）会頭 佐藤 安司

茂原商工会議所会頭 安藤 轟勇

名古屋商工会議所副会頭 高橋 治朗

久居商工会議所（元）会頭 庄山 源一

中村商工会議所（元）会頭 藤近 馨

鹿児島商工会議所（元）会頭 大西 洋逸

塩尻商工会議所（元）会頭 小松 守

立川商工会議所（元）会頭 岩崎 泉

犬山商工会議所会頭 桑原 正則

泉大津商工会議所会頭 澤田 隆夫

本渡商工会議所（元）会頭 平山 松若

指宿商工会議所会頭 今林 重夫

○旭日双光章

むさし府中商工会議所副会頭 北川 勉

西宮商工会議所（元）副会頭 加藤 武雄

紀州有田商工会議所（元）副会頭 名倉 佳男留

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の褒章（4月29日発令）

○藍綬褒章

佐久商工会議所会頭 樫山 孝

イ．秋の褒章（11月3日発令）

○藍綬褒章

秋田商工会議所（元）副会頭 岸部 恵一

宮津商工会議所会頭 今井 一雄

③表彰

ア．第 110 回日本商工会議所表彰（平成 21 年 9 月 17 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		1 商工会議所・	1 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	60 年	1 商工会議所・	1 名
	50 年	2 商工会議所・	2 名
	40 年	12 商工会議所・	15 名
	30 年	69 商工会議所・	118 名
	20 年	105 商工会議所・	285 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		144 商工会議所・	233 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40 年	14 商工会議所・	14 名
	30 年	96 商工会議所・	130 名
	20 年	100 商工会議所・	156 名
	10 年	96 商工会議所・	133 名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業、事業活動）

・マル経資金関係：12 商工会議所

稚内、赤平、須賀川、富士、掛川、袋井、瀬戸、桑名、熊野、大野、倉敷、下松

・検定事業推進：16 商工会議所

加茂、小山、松戸、浦安、武蔵野、立川、町田、多摩、津島、江南、草津、大阪、吹田、龍野、大和高田、竹原

・受験者数拡大：16 商工会議所

十和田、天童、さいたま、本庄、所沢、成田、青梅、むさし府中、藤沢、相模原、上野、亀山、彦根、宮津、伊丹、鹿島

・事業活動：1 商工会議所

横須賀

イ．第 111 回日本商工会議所表彰（平成 22 年 3 月 18 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		1 商工会議所	1 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	60 年	1 商工会議所・	1 名
	50 年	2 商工会議所・	2 名
	40 年	10 商工会議所・	10 名
	30 年	60 商工会議所・	88 名
	20 年	87 商工会議所・	213 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		92 商工会議所・	139 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40 年	6 商工会議所・	6 名
	30 年	48 商工会議所・	63 名
	20 年	47 商工会議所・	63 名
	10 年	40 商工会議所・	52 名

○商工会議所表彰（組織強化関係・財政基盤強化・事業活動）

・会員増強：16 商工会議所

旭川、赤平、むつ、氷見、石岡、飯能、清水、富士宮、美濃、各務原、刈谷、稲沢、伊勢、神戸、竹原、佐伯

・高組織率：16 商工会議所

郡山、諏訪、塩尻、秩父、八街、町田、美濃加茂、鈴鹿、姫路、府中、小野田、新居浜、四国中央、久留米、水俣、阿久根

・財政基盤強化：16 商工会議所

石狩、千曲、本庄、浦安、町田、横須賀、厚木、富士宮、西尾、大府、堺、高槻、池田、加西、丸亀、臼杵

・事業活動：4 商工会議所

札幌、松本、太田、松山

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	117 件	27 件
出席	39 件	0 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 110 回通常会員総会・会員大会

○日 時 平成 21 年 9 月 17 日（木） 9 時 00 分～12 時

○場 所 グランドプリンスホテル赤坂 五色 2 階「五色の間」

○来 賓

<政府>

経済産業大臣 直 嶋 正 行 殿

<政党>

自由民主党幹事長 細 田 博 之 殿

公明党代表 山 口 那津男 殿

社会民主党国会対策委員長 辻 元 清 美 殿

国民新党幹事長 自 見 庄三郎 殿

○出席者 425 商工会議所・1,445 名

委任状による出席 68 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 小樽商工会議所・鎌田会頭、春日井商工会議所・清水会頭

○表 彰

日本商工会議所第 110 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭から挨拶が述べられた後、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に小樽商工会議所・鎌田会頭ならびに春日井商工会議所・清水会頭を指名した。

（議案第 1 号）平成 20 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 20 年度収支決算（案）について

議案第 1 号については中村専務理事から、引き続き議案第 2 号については宮城常務理事から一括して説明があり、横須賀商工会議所・木村会頭の監査報告の後、両案とも異議なく承認された。

なお、議案第 2 号の「収支決算（案）」について、収入総計（一般会計と広報特別会計の合計）は 66 億 9,585 万円となり、予算対比で 14 億 370 万円の減（▲17.3%）、前年度決算対比で 10 億 1,382 万円の増（17.8%）、また、支出総計（同じく、一般会計・広報特別の会計）は 65 億 705 万円となり、予算対比で 15 億 9,249 万円の減（▲19.7%）、前年度決算対比では 9 億 4,783 万円の増（17.0%）となり、収支 1 億 8,879 万円となったこと等の説明があった。

（議案第 3 号）日本商工会議所 会員大会決議「新内閣に期待する（案）」について

神戸商工会議所・水越会頭、気仙沼商工会議所・臼井会頭から、地域経済の厳しさ、深刻さを踏まえ、それぞれの地域が活力を生むためにはどうしたらよいか、その方策や取組みについて意見発表がなされた。二人の意見を踏まえ、大阪商工会議所・野村会頭から、大会決議「新内閣に期待する（案）」

が読みあげられ、万雷の拍手を持って満場一致で採択された。決議の採択後、議長から、商工会議所の声を実際の政策に反映させるためには、各地域で声をあげていただくことが重要であり、各地商工会議所においては、この決議の実現のため、それぞれの地元において、国会議員や地方自治体に対して、積極的な働きかけをお願いしたい旨の依頼がなされた。

②第 111 回通常会員総会

○日 時 平成 22 年 3 月 18 日（木）15 時～17 時 30 分

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政府>

経済産業大臣 直 嶋 正 行 殿

○出席者 377 商工会議所・727 名

委任状による出席 126 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 小諸商工会議所・香坂会頭、吹田商工会議所・寺西会頭

○表 彰

日本商工会議所第 111 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭から挨拶が述べられた後、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に小諸商工会議所・香坂会頭ならびに吹田商工会議所・寺西会頭を指名した。

（議案第 1 号）平成 22 年度事業活動計画（案）について

中村専務理事から、平成 22 年度事業活動計画（案）について、「勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～」をスローガンに、全国の商工会議所間のネットワーク強化を図り、直面する最大の課題である景気回復と、新成長戦略の早期策定・実行に向けた働きかけ、苦境にある中小企業の経営基盤強化・イノベーション、疲弊する地域の活性化に向けた取り組みを積極的に支援していくことを基本方針とし、同時に、新しい時代の変化に即応した商工会議所のイノベーションを推進するとともに、中期行動計画の検証・評価を踏まえ、第 28 期の行動計画を策定していくこととしている。これらを実現させるための重点テーマとして、「1. 景気回復と経済成長の実現」「2. 中小企業の経営力強化」「3. 国際化・グローバル化への対応強化」「4. 地域資源の活用による地域活性化」「5. 地球温暖化対策の推進」「6. 新時代に対応した商工会議所の組織力強化」を掲げていることについて、説明がなされた。

（議案第 2 号）平成 22 年度収支予算（案）について

宮城常務理事から、「平成 22 年度収支予算（案）」について、全体の予算規模は、一般会計、広報特別会計合わせて、78 億 7,830 万円となり、前年度予算と比べ、2,351 万円の増（0.3%）となっている。現下の厳しい経済情勢の下、各地商工会議所の会費収入減を反映し、会費収入は前年度予算対比で 2,306 万円の減（▲2.8%）となるが、事業収入は、「検定拡充 5%運動」による受験者増を見込み、前年度予算対比で 4,790 万円の増（+2.3%）となるなどの説明がなされた。

以上、議案第1号および第2号についてそれぞれ説明が行われた後、両案につき審議したところ、いずれも異議なく承認された。

(議案第3号)「総会決議(案)」について

岡村会頭から、わが国経済は、未だ自律的な回復への道筋が見えておらず、かつてない難局にあることから、本日の会員総会で、総会決議(案)を決議したい旨の提案がなされた。決議に先立ち、本日出席の商工会議所を代表して会津若松商工会議所・宮森会頭、京都商工会議所・立石会頭から、地域の厳しさ、深刻さを踏まえたそれぞれの地域の取組みについて意見発表をいただいた後、大阪商工会議所野村会頭から、総会決議(案)が読み上げられた。総会決議(案)は、「1. 景気の早期回復と2年以内のデフレ克服を」「2. 科学技術とものづくりに重点投資を」「3. 成長産業の徹底支援を」「4. グリーン公共投資で地域活性化を」「5. アジア諸国の成長を日本の成長へ」の5項目について迅速かつ果敢に取り組み、実現されることを、政府・国会に強く要望するもの。決議の採択後、議長から、商工会議所の声を実際の政策に反映させるためには、各地域で声をあげていただくことが重要であり、各商工会議所におかれては、この決議の実現のため、それぞれの地元において、国会議員や地方自治体に対して、積極的な働きかけをお願いしたいとの依頼がなされ旨の依頼がなされた。

○記念講演 「日本が科学技術創造立国となるために」

評論家・ジャーナリスト 立花 隆氏

(2) 議員総会

①第 210 回議員総会

- 日 時 平成 21 年 6 月 18 日（木）12 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 106 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 川崎商工会議所・西岡会頭、岡山商工会議所・岡崎会頭
- 議 事

議 案（1） まちづくり特別委員会委員長代理および副委員長の委嘱について

岡村会頭から、まちづくり特別委員会委員長代理に敦賀商工会議所会頭の有馬義一氏を、また副委員長に八王子商工会議所会頭の田辺隆一郎氏を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

（2） 「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望（案）」について

西村中小企業委員長から、「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。本要望は 3 月から 4 月にかけて、各地商工会議所を対象に実施したアンケート調査で寄せられた要望等を基に取りまとめたもの。概要は以下のとおり。

- ①「企業の存続と経営力の向上を図る」ことを第一に掲げ、中小・中堅企業の資金繰り対策の強化・拡充、再生支援、さらには経営改善支援を挙げている。経営改善普及事業については、小規模企業の経営安定や事業展開に不可欠であることと、国として小規模事業対策の基本施策であることを明確にするよう、改めて国に求めるほか、各地において十分かつ安定的な予算が確保されるよう、国の指導力の発揮を強く求めている。
- ②「暮らしの安定と安心を確保する」では、最低賃金や労働者派遣制度に関し、これまで商工会議所が主張してきた考え方を改めて示している。
- ③「地域振興の推進」では、中心市街地の活性化等によるまちづくりの推進、商店街の活性化、地域産業振興施策の拡充や、支援策間の連携強化と新たな販路拡大策の創設、地方幹線道路等の早期整備を求めている。
- ④「経営環境変化に即した新たな展開の支援」では、省エネ、低炭素経営の促進、IT の利活用、国際化、グローバル化への対応のための支援策を要望している。
- ⑤「企業活力増進のための税制改革」では、中小企業の軽減税率の適用所得金額の引き上げをはじめとする中小法人税制等の拡充、事業承継に係る税制措置の拡充等について要望している。

（3） 「地球温暖化対策の中期目標」に対する意見について（追認）

中村専務理事から、「地球温暖化対策の中期目標」に対する意見について（追認）の説明がなされ異議なく追認された。概要は以下のとおり。

- ① 6 月 10 日に麻生総理が、我が国の温室効果ガスの排出削減の中期目標として、2020 年までに 2005 年比でマイナス 15%削減という非常に厳しい目標を発表した。これに先立ち、4 月 17 日に政府からプラス 4%からマイナス 25%までの 6 つの選択肢が示され、日商は正副会頭会議所や環境小委員会委員の意見を聞き、急きょ意見書を取りまとめ提出

した。

②意見書では、何より重要なことは国際的な公平性の担保であるとの考えのもと、限界削減費用（温室効果ガスを追加的に1 t削減するのに必要な費用）で見て、欧米など他の先進国が同等の負担を約束し、中国やインドなど主要排出国が公平な義務を負うことを大前提とした上で、中期目標は「国際的な公平性の担保」「国内対策による実現の可能性」「経済と環境の両立」の三つの視点で決定されるべきこと、次期枠組みの構築に向け国際交渉をリードしていく必要があることから、「選択肢2」（05年比▲6～▲12%）を妥当とした。それより厳しい目標には、日本経済の活力を削ぎ、中小企業に多大な影響を及ぼすことを懸念し、反対した。

③日商では5月15日に意見書を政府に提出したほか、4月20日の環境大臣、経済産業副大臣との意見交換会、5月24日に総理出席のもと開催された「地球温暖化問題に関する懇談会」において、市野環境小委員長が出席して意見を発表した。また、6月3・4日に、中小企業関係4団体で「地球温暖化対策の中期目標に対する意見」を取りまとめ、河村官房長官および与党幹部に要望、6月8日には、岡村会頭が経団連・御手洗会長らと麻生総理に面会し、「ポスト京都議定書におけるわが国の中期目標について」を提出し、その実現を働きかけた。

④今回、麻生総理は日本の中期目標を表明したが、これは日本の交渉スタンスを決めたものであり、実際には、今後気候変動枠組み条約の中で議論が重ねられ、12月に開催されるCOP15で日本の中期目標が最終的に確定する。それまでの間、日商としては、国際的な公平性を確保し、京都議定書のようにわが国が不利になることのないよう交渉を進めることを求めている。併せて、厳しい経営環境のもと、地道に温暖化対策に取り組む中小企業への支援を充実するよう、関係各方面に働きかけていく。

（4）「平成22年度観光振興施策に関する要望（案）」について

須田観光専門委員長から、「平成22年度観光振興施策に関する要望（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。

要望は、毎年政府の来年度予算の概算要求のタイミングに合わせて、各地商工会議所からいただいた意見・要望等をもとに、観光専門委員会において検討を行い、取りまとめているもの。

今回の要望案は、景気の落ち込みに加え、新型インフルエンザの発生により、地域中小企業で支える観光産業が非常に厳しい状況に直面している現状に鑑み、官民を挙げた一層の観光振興により、地域経済の再生を図ることを目的としている。具体的な項目は以下の5項目で構成されている。

①「新型インフルエンザ問題による影響への対応」では、過剰な反応の払拭や、「風評被害」の拡大防止策について、政府としての具体的な検討等を求めている。

②「観光立国実現のための連携と協働」では、既に設置された中央における「観光立国に関する官民協議会」に続き、地方ブロック単位での官民の観光振興の検討の場を設置すること、およびワンストップサービスなど観光庁の機能発揮等を求めている。

③「ニューツーリズムの推進等国内観光の一層の促進」では、多様化する観光ニーズへ対応するため、産業観光、広域観光等に係る政府の各種支援策の拡充を要望している。

④「訪日観光客 2 千万人を目指した施策の展開」では、中国等の個人富裕層など観光客の増加を図るため、ビザ発給要件の一層の緩和等、訪日促進策の拡充を図るとともに、訪日外国人の不安を払拭する正確な情報の発信、受入れ体制の強化等を求めている。

⑤「観光振興のための基盤整備」においては、人材育成の支援、交通システム等の整備、良好な景観創出への支援、休暇の分散化等を要望している。

(5) 「平成 20 年度保証事業等事業報告書(案)」および「平成 20 年度信用基金特別会計収支計算書(案)」について

宮城常務理事から、「平成 20 年度保証事業等事業報告書(案)」および「平成 20 年度信用基金特別会計収支計算書(案)」について説明がなされた。事業報告書(案)については、平成 20 年度に実施した事業として、諸会議を通じた関連情報の提供や、保証事業の前提となる基盤施設事業の実施予定調査を行ったこと、収支計算書(案)については、保証事業がなかったことによる収入および支出減等であり、異議なく承認された。なお、本件については経済産業大臣宛に承認申請を行うこととなった。

(6) 「平成 21 年度人材対策基金特別会計収支補正予算(案)」について

宮城常務理事から、「平成 21 年度人材対策基金特別会計収支補正予算(案)」について説明がなされた。人材対策基金事業については、3 月の議員総会において、国の補助金を基金として受け入れ、特別会計を設けて管理・運営するということで承認を得ている。その際に平成 21 年度予算が確定していなかったため、金額が確定した今回、改めて補正予算を組むもの。

3 月の段階では収入・支出とも金額が固まっていなかったことから、予算額には仮の数字として 1,000 円を計上していたが、事業見通しが立ったことから、今般補正予算(案)として、28 億円弱を計上することとした。

報告事項(1) 塩谷文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会について

中村専務理事から、18 日の 8 時から開催した、塩谷文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会について報告がなされた。文部科学省からは塩谷大臣はじめ幹部 12 名、日商側からは岡村会頭はじめ副会頭、特別顧問など 13 名が出席した。懇談では、野村副会頭からスクール・ニューディール構想、キャリア教育について、岡田副会頭から理工系人材の育成や文理融合人材を育てる教育の推進について、高向副会頭から学校教育と地域社会の連携や現職教員再教育への期待について発言があった後、出席者間で積極的な意見交換が行われた。最後に、岡村会頭から、「塩谷大臣を中心に積極的に施策を展開されており、心強く感じている。今後は施策の PR をしっかりと行っていただきたい。商工会議所は、各地域において、地域のビジョン作りに積極的に参画し、行政・住民等と一緒に、子どもたちが地域に生きる喜びを感じられるような環境を作っていかなければならない」との発言があり、会合を終えた。

(2) 訪中国経済ミッションの実施について

訪中国経済ミッションの実施について中村専務理事から報告がなされた。来る 9 月 21 日(月)～26 日(土)の 6 日間にわたって、岡村会頭を団長として訪中国経済ミッションを派遣する。中国への経済ミッションの派遣は 16 年ぶり。ミッション派遣の目的は、中国の現状や今後の展望や政策などを見聞きし、日本企業が中国で活躍できる分野や中国への貢

献が期待される分野を探り、日中間の経済関係の強化に資することである。訪問都市は北京と上海で、政府要人を表敬訪問するほか、現地の政府機関や経済団体と、中小企業の対中進出促進等のテーマで懇談する予定。上海では地元の中国企業や日本企業、市政府関係者、経済団体関係者などを対象に日本の中小企業の強さの源泉、中小企業支援の諸施策、大企業と中小企業の連携などを紹介するセミナーも開催する予定である。

(3) 新型インフルエンザの実情を踏まえた柔軟な対応のお願いについて

新型インフルエンザの実情を踏まえた柔軟な対応のお願いについて、宮城常務理事から、新型インフルエンザ発生により、関西において予想以上の風評被害が発生しており、観光・外食・ホテル業は、非常に大きな影響を受けていること、大阪・神戸両商工会議所から、風評被害防止に向けた情報発信等についての協力要請を踏まえ、各地商工会議所に向けて、企業の関西への主張自粛解除、関西での会合・視察会等の開催を検討いただきたいこと、日商においても、10月に大阪で移動常議員会を開催すること、11月に神戸で開催する全国商工会議所観光振興大会 2009 in 神戸へ多くの方に参加してほしい旨、報告がなされた。また、大阪商工会議所・小嶋副会頭、神戸商工会議所・中西専務理事から、それぞれの地域の状況とこれらの会合に多くの方に参加いただきたい旨、発言がなされた。

(4) 夏季政策懇談会について

宮城常務理事から、現下の危機状況を克服し、地域を元気にしていくために、多様化、高度化する中小企業や地域の課題の解決に向けた取り組みを強化していく必要があることから、商工会議所の果たすべき役割、取り組むべき事業活動、商工会議所の機能強化の方向性等について、現場で生の声で自由闊達に語り合うべく、7月15日に、常議員会メンバーによる夏季政策懇談会を開催する旨、報告がなされた。

(5) その他

宮城常務理事から、9月「通常会員総会・会員大会（仮称）」の開催について報告がなされた。地域経済が厳しい状況に直面している今こそ、全国の商工会議所が一丸となり、地域を元気にするための取り組みを強化していかなければならないことから、各地商工会議所の会頭、副会頭、専務理事、常議員、議員、青年部役員、女性会役員を対象に、9月17日（木）に通常会員総会・会員大会を開催するので、多くの方にご参加いただきたい旨、説明がなされた。

②第211回議員総会

- 日 時 平成21年9月16日（水）12時00分～13時10分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル7階）
- 出席者数 106名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 富山商工会議所・犬島会頭、北九州商工会議所・重渕会頭
- 議 事 議 案（1）第110回通常会員総会への提案事項について

第110回通常会員総会への提案事項である①「平成20年度事業報告（案）」について中村専務理事から、②「平成20年度収支決算（案）」について宮城常務理事からそれぞれ説

明がなされ、一括審議を行ったところ、異議なく承認された。また、③「日本商工会議所
会員大会決議『新内閣に期待する（案）』』について、中村専務理事から説明がなされ、審
議を行ったところ、異議なく承認された。

（２）日本商工会議所委員会規則の改正（案）について

中村専務理事から「日本商工会議所委員会規則の改正（案）」について説明がなされ、
異議なく承認された。趣旨としては、①商工会議所が直面する課題が多様化、高度化、専
門化、②要望実現等のために、急な出席要請に対応できる体制が必要、③このため、対外
的な活動を円滑・機動的に行うための委員会等に関する名称等の変更をするというもの。
講ずべき措置としては、①専門的・多角的な検討を行うことを目的として設置した「小委
員会」の名称を「専門委員会」に改称すること、②委員会の副委員長の数を現行の「８人
以内」から「10人以内」に増員し、うち若干人を、現行の「委員長代理」にかえて「共同
委員長」とすることができることである。なお、共同委員長を置いた場合でも、委員長の
方が上位の役職であることに変わりはない。

報告事項（１）京都 知恵と力の博覧会について

京都商工会議所の立石会頭から、今年 10 月から開催される「京都 知恵と力の博覧会」
について報告がなされた。同博覧会は「魅せます！ほんまもんの京都」をキャッチフレー
ズに、京都の「知恵」と「力」を改めて内外へアピールし、観光需要の創造、環境との共
生、雇用機会の創出を図り、元気な京都づくり、日本づくりにつなげていくものである。

（２）全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について

日本 Y E G 会長の山内会長、全商女性連の吉川会長からそれぞれ活動内容について報告
がなされた。

（３）その他

中村専務理事から、9 月 21 日から 26 日の日程で、北京および上海に派遣を予定してい
た、訪中国経済ミッションの延期について報告がなされた。概要は次のとおり。

ミッションが訪中する上記期間は、中国側にとって非常に多忙な時期であり、四中全会
や国連総会、国慶節など、日程が非常にタイトであることから、所期の目的を達成するこ
とは困難であると判断し、ミッションの延期を決定したもの。ただしあくまでも延期であ
り、できるだけ早い時期に訪中ミッション実施を考えている。日程が固まり次第、改めて
ご案内いたす予定としており、その際は多数にご参加いただきたい。

③第 212 回議員総会

○開催趣旨	平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザの感染者が確認された関西各都市に おいては、感染地として印象が植付けられ、観光産業を中心に大きな被害を受けた。 このため、大阪商工会議所および神戸商工会議所からの要請を受け、関西各都市の にぎわいを回復するため、大阪商工会議所のご協力の下、10 月の定例会議を大阪市 において開催することとした。
○日 時	平成 21 年 10 月 15 日（木）10 時 00 分～11 時 50 分
○場 所	国際会議ホール（大阪商工会議所）
○出席者数	102 名

○議 長 岡村正

○議事録署名人 盛岡商工会議所・永野会頭、松山商工会議所・麻生会頭

○議 事

議 案（１）税制委員長の委嘱について

岡村会頭から、株式会社企業再生支援機構の社長に、西澤税制委員長がご就任されたことに伴い、西澤委員長から、税制委員長辞任の申し出がなされたため、後任の委員長には、税制専門委員長である特別顧問の井上裕之氏を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

（２）平成 22 年度税制改正に関する要望（追認）について

井上税制委員長から、「平成 22 年度税制改正に関する要望（追認）」について説明がなされ、異議なく追認された。例年税制改正要望は、9 月の常議員会の決議を受け、政府・関係先へ提出しているが、今年は政権交代による新内閣や新政府税制調査会の状況を見極めるため、9 月の決議を見送りとしていた。新政権での税制改正のプロセスが動き始め、「新しい政府税制調査会」の初会合や「経済産業省による公募」があったことから、10 月 8 日付で税制改正要望を、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣をはじめ関係各方面へ提出したもの。概要は以下のとおり。

（Ⅰ）基本認識として、わが国経済は、二番底やデフレ懸念が心配され、中小企業や地域は厳しい局面を迎えており、経済危機からの早期脱却に向け、企業の活力を引き出すために、税制面での思い切った措置が必要である。わが国の経済基盤を支え、経済成長の源泉である中小企業の活力強化と地域経済の活性化を実現する税制措置の必要性を訴えるとともに、まずは景気回復が最優先であり、その上で、個人消費の拡大に向け、社会保障制度を早急に構築すべきであることを示している。

（Ⅱ）「企業の競争力・成長力の強化」では、まず、「中小企業等の経営基盤強化に資する税制」として、民主党が租税特別措置について、抜本的な見直しを行い、真に必要な措置は恒久化すると表明していることから、「設備投資・研究開発促進に資する租税特別措置の拡充・恒久化」を強く主張している。「事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充」として、この 9 月から申請受け付けが開始された事業承継税制について、円滑かつ確実に運用されるよう、使いやすい制度にすべきであることを要望している。「環境対策（地球温暖化対策等）の促進」として、国内クレジット取得費用の全額損金算入や省エネや低炭素経営を促進する税制措置、「環境」を名目にした新たな税負担の反対を、また「雇用を促進する税制措置等」として、雇用の維持・増大に努めている中小企業を支援する税制措置等を、さらに「グループ法人税制」について、この制度の導入による中小・中堅企業への課税強化には断固反対である旨を主張している。

報告事項（１）新内閣における政策決定システム等について

中村専務理事から、「新内閣における政策決定システム等」について、報告がなされた。概要は以下のとおり。

（Ⅰ）新政権では、「重要政策は、政治主導で意思決定を行う」こととしており、①「脱官僚」を目指す、②政策要望・陳情は、政治家が対応する、③府省の記者会見は、原則、政治家が行い、事務次官などの定例記者会見は中止、ということが特徴となっている。さらに、「内閣に与党を取り込み、政策決定のプロセスを一元化する」こととしており、従

来の民主政策調査会を廃止すること、「政務三役」（大臣、副大臣、大臣政務官）が各省の政策を決定、官僚が執行することになっている。

（Ⅱ）脱官僚・政治主導による政策決定の流れは、まず、当所などの団体等が与党の議員に要望・陳情活動を行い、与党議員は、各省の副大臣が主催する「各省政策会議」に出席し、政策提案や意見等を述べる。副大臣は、与党議員からの意見・提案を踏まえ、大臣・副大臣・大臣政務官の３者で構成される「政務三役会議」で検討し、政治主導により政策が決定し、最後に閣議を経て、政府としての政策が決定する。当所としては、要望の実現に向け、首相、政務三役をはじめ、与党議員への要望・陳情活動を行ってまいりたい。

（Ⅲ）新政権においては、「国家戦略室」や「行政刷新会議」が中心的な役割を担い、さらに、連立政権を担っている民主党・社民党・国民新党の党首級で構成される「基本政策閣僚委員会」において、予算編成の方針など、最も重要な政策が協議される。

（Ⅳ）新しい「税制改正」のプロセスについては、従来の政府税制調査会と与党税制調査会の二元体制を廃止し、新政権では、政治家をメンバーとする「新しい政府税制調査会」を設置、内閣において一元的に政治主導の税制改正の決定を行うこととしている。10月8日に新しい税制調査会の初会合が開かれ、当面、「租税特別措置の見直し」について、①政策の「合理性」、②政策実現の手段としての「有効性」、③他の政策手段と比較しての「相当性」を含めた視点に立ち、審議されることになった。その後11月以降、各省から提出された税制改正意見等について本格的な審議が行われ、その上で、12月中に、税制改正大綱がまとめられる予定となっている。

（２）直嶋経済産業大臣との懇談会について

中村専務理事から、10月8日（木）に開催された「直嶋経済産業大臣との懇談会」について報告がなされた。経済産業省からは、直嶋大臣、増子副大臣、高橋大臣政務官、近藤大臣政務官をはじめ16名が、日商側からは岡村会頭、野村副会頭、岡田副会頭、高向副会頭、丸森副会頭、井上特別顧問、中村専務理事の7名が出席。このほか全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会および全国商店街振興組合連合会の中小企業3団体から12名が出席した。

懇談会では、野村副会頭が、「信用保証制度や公的融資の充実など資金繰り対策の強化および有効需要の喚起」について、岡田副会頭が、「中小企業等の財務基盤強化に資する財政措置などの中小企業関係税制の拡充」について、高向副会頭が、「地球温暖化対策、製造業派遣、最低賃金の問題に対する慎重な取組み」について、それぞれ地域経済の現状の報告とともに意見・要望を披露し、また、自由懇談の中で、井上特別顧問が中小企業向け予算の大幅拡充などについて発言した。これに対して、直嶋大臣からは、まずは、中小企業への金融対策および雇用問題について、年末、年度末に向けて実効性のある対策を実施して経済を回復させたい。経済が回復したら、経済全体のパイが拡大するような中長期的な成長戦略について検討していく。今後も引き続きご意見をお伺いしたい。補正予算の一部保留は、今週中にも結論が出る。ものづくり支援等は必要なものと考えている。皆さんにご迷惑をかけることはない等のコメントがあった。

（３）2010年日本商工会議所主催APEC SMEサミットの開催について

宮城常務理事から2010年日本商工会議所主催APEC SMEサミットの開催について

報告がなされた。これは、来年、日本が議長国となるAPEC会合にあわせ、中小企業をテーマとして、APEC地域の企業関係者等による民間会合である「APEC SMEサミット」を、日本商工会議所が主催するもの。日本経団連、経済同友会、ABAC日本支援協議会に後援をいただく予定。APEC SMEサミットの期日は、平成22年11月11日（木）で、場所は首脳会議が行われる横浜で開催すべく調整を行っている。テーマや内容に関しては、2010年のAPECのテーマ等も勘案し、決定していく。開催形式については、中小企業経営者の講演や中小企業の成長支援等に向けたディスカッションを含むシンポジウム形式を、参加者は国内から300名程度、海外からは200名程度、全体で500名程度を想定している。概要が固まり次第、順次案内させていただくので、ぜひご参加ならびに、周知・広報ならびに参加者勧誘等ご支援・ご協力いただきたい。

（4）オリンピック・パラリンピック開催都市決定について

中村専務理事から、2016年オリンピック・パラリンピック開催都市決定について報告がなされた。コペンハーゲンで行われたIOC（国際オリンピック委員会）総会において、2016年夏季オリンピック・パラリンピック大会の開催地がリオデジャネイロに決定した。昨年6月の常議員会における東京開催に関する決議をはじめ、全国の商工会議所では、各種会議でのPRチラシの配布や、イベントへの協力など、多大なる支援をいただいた。今回の結果は大変残念であるが、全国の商工会議所のご協力に改めて感謝申しあげる。

（5）その他

その他として、神戸商工会議所・水越会頭から、全国商工会議所観光振興大会2009 in 神戸における、基調講演の講師変更について報告がなされた。

④第213回議員総会

- 日 時 平成22年1月21日（木）12時00分～13時50分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル7階）
- 出席者数 109名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 前橋商工会議所・曾我会頭、四日市商工会議所・齋藤会頭
- 議 事

議 案（1）平成21年度一般会計および人材対策基金と区別会計収支補正予算(案)について

宮城常務理事から、「平成21年度一般会計および人材対策基金特別会計収支補正予算(案)」について説明がなされた。平成21年度予算の承認の際に、金額が未確定のため、備忘額を仮計上していた事業の予算額が確定したこと、また、委託費・補助金について実態に合わせて減額したり、政府の補正予算に伴う追加の記載が必要になったことなどにより、予算の補正を行うもの。概要は以下のとおり。

1. 一般会計

①事業収入

金額未確定のため備忘額1,000円で計上していた「中小企業経営革新基盤整備委託費」の予算額1,300万円を計上。また、(株)新社会システム総合研究所からの受託事業として「SaaS活用基盤整備事業ユーザ研修会事業委託費」として19,986千円を計上。

②交付金収入

委託費として、当初予算額 30 億 5,729 万 8 千円で計上していた「ジョブ・カード制度」普及促進事業費は、支出額の減小により 5 億 5,333 万 6 千円減の 25 億 396 万 2 千円に、また、「国内排出削減量認証制度基盤整備事業費」については、備忘額 1,000 円から契約金額の 3,522 万 5 千円に更正。補助金では、平成 21 年度補正予算として経済産業省から受けた「中小企業雇用情勢対応人材支援事業費」4 億 6,554 万 3 千円を、また、各地商工会議所の会員企業のグローバル化を支援するため、農林水産省の「食品産業競争力強化対策補助事業」に応募し、採択された 548 万 2 千円を計上する。

③その結果収入の部全体では 75 億 7,582 万 4 千円となり、当初予算 75 億 8,992 万 6 千円に比べ 1,410 万 2 千円の減となる。支出の部についても同額を見込んでいる。

2. 人材対策基金特別会計

事業実施団体との委託契約額の実態に合わせて減額補正を行うものであり、収入の部、支出の部とも当初予算 27 億 8,500 万円から補正額 20 億 1,361 万 4 千円となり 7 億 7,138 万 6 千円の減となる。

(2) 「小規模企業共済法および中小企業倒産防止共済法の一部改正案」の早期成立について(追認)

宮城常務理事から、「小規模企業共済法および中小企業倒産防止共済法の一部改正法案」の早期成立(追認)について説明がなされた。概要は以下のとおり。

①小規模企業共済および中小企業倒産防止共済制度は、既に平成 22 年度税制改正大綱に盛り込まれており、本国会に改正法案が提出される予定であるが、このたび中小企業関係四団体で同法案の早期成立に関して与党の関係要路に陳情を行った。

②小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者が事業の廃止や、役員を退職する際の退職金として積み立てを行う制度であり、積立金は月額 7 万円を限度として所得控除を受けられるメリットがある。

③また、中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、取引先の倒産等で資金回収が困難となった場合、納付済みの掛金総額の十倍を限度に、無担保・無保証・無利子で貸し付けが受けられるもの。今回の法改正では、貸付限度額が、3,200 万円から 8,000 万円に大幅に引き上げられるほか、共済金の貸付を行う事由に、「私的整理」が追加される。さらに返済のインセンティブを付与するため、貸付金を期限前に完済した場合に、完済手当金が支給される制度が創設される。

④両共済の制度改正については、日本商工会議所でも各地商工会議所の要望を受け従来から政府に要望していたものである。

報告事項 (1) 主要政策課題の動向について

中村専務理事から、主要政策課題の動向について、報告がなされた。主な内容は以下のとおり。

①平成 22 年度政府予算案

平成 22 年 12 月 25 日に閣議決定した政府予算案は、09 年度当初予算比で 4.2%増の 92 兆 2,992 億円であり、当初予算段階で過去最大となった。主な歳出区分、予算額、伸び率としては、社会保障関係費が 9.8%増の 27 兆 2,686 億円、地方交付税等が 5.5%増の 17

兆 4,777 億円、公共事業関係費が 18.3%減の 5 兆 7,731 億円、中小企業対策費が 1.1%増の 1,911 億円となっている。中小企業関係予算のポイントとしては、21 年度予算対比から +21 億円となり、中小企業の資金調達の円滑化や、仕事を創るための研究開発等に関する施策に重点的に予算配分を行っている。

②明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成 21 年度第 2 次補正予算）

平成 21 年 12 月 15 日の閣議決定による緊急経済対策は、事業規模 24 兆 4 千億円、国費 7 兆 2 千億円となっており、財源は第 1 次補正予算の見直しで生まれた 2.7 兆円のほか、国債の利払費の圧縮や予備費、建設国債を充てる。今回の経済対策は、緊急対応と成長戦略への布石であり、対策の柱として、「雇用」「環境」「景気」を掲げ、くらしの再建と低炭素社会への転換に取り組むとしている。

③成長戦略

平成 21 年 12 月 30 日、新成長戦略の基本方針「輝きのある日本へ」を決定。枠組みは、強みを活かす成長分野として、環境・エネルギー、健康を、フロンティアの開拓による成長分野として、アジア、観光・地域活性化を、成長を支えるプラットフォームとして、科学・技術、雇用・人材を挙げ、需要の創出を図るとしている。目標として、2020 年までの平均で、名目 3%、実質 2%を上回る成長、2020 年度の GDP 650 兆円、失業率 3%台を目指す。商工会議所としては、成長戦略を具現化する工程表の早期明示、実現にあたっての国民への説明と十分な理解、中長期的な財政規律のあり方を含む「財政運営戦略」の策定とあわせた一体的な戦略の構築を求めている。

④行財政改革

政府は、約 450 事業および組織を対象に事業仕分けを実施し、11 月 30 日の第 4 回行政刷新会議において、「行政刷新の観点から今後に臨む基本姿勢」を決定した。仕分け対象にならなかった事業についても、11 項目の方針に沿って横断的な見直しを行うことにしている。

⑤税制・企業会計

報告 2（平成 22 年度税制改正について）を参照。

⑥雇用・労働

労働政策審議会答申のポイントとして、製造業務派遣の原則禁止、登録型派遣の原則禁止、日雇派遣の原則禁止、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先企業の労働者との均衡を考慮する均衡待遇、違法派遣時の直接雇用の促進、施行期日を改正法公布日から 6 ヶ月以内とすること（ただし製造業務派遣の原則禁止および登録型派遣の原則禁止は公布日から 3 年以内とする）、施行後一定期間経過後に施行状況を見ながら検討を行い、必要に応じて見直し、中小企業および中小企業で働く労働者への影響を十分把握し、実態を踏まえた検討を行うとしている。

⑦環境

報告 3（環境問題に関する当面の課題と対応について）を参照。

⑧地方主権・地方分権

地方分権改革推進委員会は事実上廃止となり、11 月 17 日に「地域主権戦略会議」の設置が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化、一括交付

金の導入等に取り組む。また、総務省は地方自治法の抜本改正について検討する「地方行財政検討会議」を1月下旬にも発足する。同会議でまとめた合意事項については、今後制定予定の「地方政府基本法（仮称）」に盛り込まれる方針。一方経済3団体（日商、日本経団連、経済同友会）では、「地域主権と道州制を推進する国民会議」を開催。今後も道州制の早期実現と、地方分権の推進に向け、国民の合意形成や機運醸成を図るべく、提言、啓発、広報等の各種活動を行う。

（2）平成22年度税制改正について

井上特別顧問・税制委員長から、平成22年度税制改正について報告がなされた。概要は以下のとおり。

①企業の競争力強化・成長力の強化

オーナー課税の廃止が最大の成果である。平成18年度に制度が創設されて以来、その廃止を粘り強く要望してきたが、今般「廃止」を実現することができた。設備投資・研究開発の優遇については、「中小企業投資促進税制」「少額減価償却資産特例」などが縮減されずに、2年延長されることになった。租税特別措置透明化法案は、政府税制調査会で実名公表に強く反対したところ、実名公表は行われないことになった。中小企業の経営基盤強化の支援について、「交際費の損金算入特例の2年延長」や「小規模企業共済制度の拡充」「中小企業倒産防止共済制度の拡充」が実現した。グループ法人税制での中小・中堅企業への配慮として、所得通算を行う「連結納税制度」とは別に、今回、所得通算を行わない「親会社と100%子会社」をグループ法人とする税制が、創設されることになったが、同税制において、商工会議所だけが主張していた要望が実り、中小・中堅企業に配慮するため、親会社の資本金が5億円未満の子会社の中小特例（軽減税率、交際費特例等）の適用が維持されることになった。また、「地球温暖化対策税」について、全国一斉にその導入反対の要望活動を行ったところ、地球温暖化対策税の導入が見送られた。

②地域経済の活性化等

経済への波及効果が大きい住宅投資を促進するため、「住宅資金に係る贈与税の非課税枠の拡大」などが講じられる。

③会員企業への周知」について

精力的な要望活動で勝ち取った成果を、チラシ「中小企業向け 平成22年度税制改正のポイント」などをご活用いただきながら、貴所の役員・議員・会員に対し、広く周知いただきたい。

（3）環境問題に関する当面の課題と対応について

大田副会頭・環境・エネルギー委員長から、環境問題に関する当面の課題と対応について報告がなされた。概要は以下のとおり。

①環境省と日本商工会議所幹部との懇談会

1月21日（木）7時半から、都内にて開催。環境省から、小沢環境大臣はじめ幹部13名、日商側からは岡村会頭はじめ副会頭、特別顧問など17名が出席した。懇談では、冒頭、小沢大臣から、環境はコストがかかるが、だからこそ成長が生まれることなど、温暖化対策が経済を引っ張っていくことを念頭に政策を行っているとの話があり、一方、岡村会頭は、地球温暖化対策の中期目標について、「主要排出国の参加」「国際公平性の確保」

「環境と経済が両立する国内対策の実現可能性」の3条件が重要であることを指摘した。またその後の意見交換では、野村副会頭から地球温暖化対策について、大田副会頭から商工会議所の取組み、新成長戦略について、岡田副会頭から生物多様性について、それぞれ発言がなされた。

②環境問題に関する当面の課題と対応について

昨年12月開催のCOP15において、コペンハーゲン合意に留意することが決定されたことを受け、12月28日に、「地球温暖化対策の基本法の制定に関する意見」を、同22日に、「再生可能エネルギーの全量買い取り制度の導入に対する意見」を提出した。

(4) 中小企業発展フォーラムおよび中国ビジネス拡大推進ミッションについて

宮城常務理事から、「中小企業発展フォーラムおよび中国ビジネス拡大促進ミッション」について報告がなされた。日本商工会議所では、3月22日から25日にかけて、中国に中国ビジネス拡大促進ミッションを派遣する。ミッションは、日中経済交流の活性化が目的であり、特に、会員企業の中国ビジネスの進展に資することを目指しており、中小企業発展フォーラムや在中国日系企業組織との懇談会へのご参加など、様々な方々との交流の中から、中国ビジネス展開のヒントを得ていただきたい。また、中国の最新の経済発展状況を視察する予定。会員企業にとって、参加意義のあるミッションとなるよう工夫しているので、幅広く広報いただき、参加者を募っていただくよう、ご協力申しあげる。

(5) その他

岡村会頭から、訃報として、去る1月2日に、日本商工会議所の常議員で、宮崎商工会議所会頭の中島 勝美氏が、また、10日に、日本商工会議所・東京商工会議所特別顧問の田中 順一郎氏のご逝去されたことにつき、報告がなされた。

⑤第214回議員総会

○日 時 平成22年3月18日(木) 11時30分～12時30分

○場 所 帝国ホテル2階「孔雀西の間」

○出席者数 104名

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 松本商工会議所・井上会頭、水戸商工会議所・加藤会頭

○議 事

議 案(1) 政策委員会提言「農工商連携の推進による地域経済の活性化に関する提言(案)」について

中村専務理事から、政策委員会提言「農工商連携の推進による地域経済の活性化に関する提言(案)」について説明がなされた。昨年の4月から、日商・東商合同の政策委員会において議論を重ねていたもの。概要は以下のとおり。

①地域の活性化につながる提言とすべく、商工会議所としても熱心に取り組んでおり、地域活性化の一つの方策として注目を集めている農工商連携の推進策を中心とした。

②提言の要旨は、(Ⅰ)中小小工業者と生産者の連携である農工商連携の成功が農業の再生、そして地域活性化につながること、(Ⅱ)農工商連携によって生産者側に「消費者視点」の意識が生まれるとともに、その「消費者視点」が農業の再生・成長のキーワード

になること、(Ⅲ)連携を企業体に発展させ、農業と商工業とのWin-Winの関係を確固たるものとし、地域間格差を解消して全国的な底上げを図る、すなわち取組みの「点から面への拡大」が喫緊の課題であること、(Ⅳ)政府等に要望するだけでなく、商工会議所自らが、研修会開催、連携データベースの共有化等の取組みを行うことである。

③連携の成功のためには農協の協力が重要であるため、「生産者・団体への呼びかけ」として、農業経営における「消費者視点」への意識の転換、各地農協の農商工連携への積極的な取組みを訴えていきたいと考えている。

④「政府・地方自治体への提言」として、人材の確保・育成支援策の創設や既存の農商工連携支援策の充実も求めている。

(2) 第111回通常会員総会への提案事項について

①平成22年度事業計画(案)

②平成22年度収支予算(案)

第111回通常会員総会への提案事項である「平成22年度事業計画(案)」について中村専務理事から、また「平成22年度収支予算(案)」について宮城常務理事からそれぞれ説明がなされ、一括審議を行ったところ、異議なく承認された。この二つの議案については、いずれも原案どおり会員総会に付議することとなった。

③「総会決議(案)」について

第111回通常会員総会への提案事項である「総会決議(案)」について、中村専務理事から説明がなされ、審議を行ったところ、原案どおり会員総会に付議することとなった。概要は以下のとおり。

(Ⅰ) わが国経済は、緩やかな回復傾向にあるものの、依然として予断を許さず、特に、地域の雇用を支える中小企業は、「仕事がなく、売上がたたない」厳しい状況に追い込まれている。早期の景気回復のためには、有効需要を創出し、デフレを克服する政策の実行が喫緊の課題であり、21年度緊急経済対策および平成22年度予算の前倒し執行が急務である。同時に、新成長戦略(基本方針)の具体的な策定にあたっては、「需要面と供給面のバランスのとれた戦略」とすることを基本に、持続的成長を実現していくことが重要である。

(Ⅱ) 政府・国会におかれては、デフレの早期脱却と、名目3%成長・実質2%の成長戦略を確実にしていくため、「1. 景気の早期回復と2年以内のデフレ克服を」「2. 科学技術とものづくりに重点投資を」「3. 成長産業の徹底支援を」「4. グリーン公共投資で地域活性化を」「5. アジア諸国の成長を日本の成長へ」の5項目に迅速かつ果断に取り組み、実現されることを、強く要望する。

(3) 会員の加入について

岡村会頭から、千葉県の流山市商工会が、4月1日をもって商工会議所として新たに発足する運びとなり、発足後は日本商工会議所への入会を希望しているため、流山商工会議所の日本商工会議所への加入について、ご承認をいただきたい旨説明がなされ、異議なく承認された。なお、同じく4月1日をもって、静岡県静岡商工会議所と清水商工会議所が合併し、新生・静岡商工会議所としてスタートする運びとなっている。以上により、4月1日以降の全国の商工会議所数は、現在と変わらず、「515」となる。

報告事項（１）「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言について

中村専務理事から、「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言について説明がなされた。本提言は２月常議員会にてご承認いただいたもの。基本的な考え方としては、①新成長戦略（基本方針）を具現化する政策・工程表など具体的な戦略を、財源を担保する長期的な財政健全化への道筋を含めて策定することが重要であること、②真に世界の中で誇りある重要な地位を占める国家、また新しい世界経済秩序に対応した産業構造に転換していく国家形成の実現を期待している。

（２）「地球温暖化対策基本法案（仮称）に対する意見」について

中村専務理事から、「地球温暖化対策基本法案（仮称）に対する意見」について説明がなされた。本意見も２月常議員会にてご承認いただいていたが、その後、２月２４日に、岡村会頭が小沢環境大臣と面談し、商工会議所の意見を説明した。その結果、閣議決定された「地球温暖化対策基本法案」では、基本原則として、地球温暖化対策は「産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現し」「雇用の安定が図られ」「事業者及び国民の理解を得つつ」行うことが明記された。また、地球温暖化対策税について、税制全体のグリーン化の一環として検討を行うとされるとともに、温室効果ガス排出抑制のための施策として「原子力に係る施策の推進」が盛り込まれるなど、商工会議所の意見が反映された。今後も、法案審議や基本計画作成の過程で、関係方面に対し働きかけていくこととしている。

（３）６月移動常議員会・議員総会の開催について

宮城常務理事から、６月移動常議員会・議員総会（北九州）の開催について説明がなされた。中小・小規模企業の経営基盤・活力強化と、疲弊する地域の活性化を図るためには、日本商工会議所と全国商工会議所の強固なネットワーク・連携を通じた政策実現の一層の強化が大事であり、会員とのコミュニケーションの強化を図り、地域の声を政策提言活動に反映させるべく、現場の声に立脚した活動を展開していくことが必要である。今般その一環として、九州商工会議所連合会のご協力のもと、６月定例会議を北九州市において開催するもの。日程は６月１６日（水）、１７日（木）に日商会頭・副会頭と九州ブロック商工会議所との懇談会、常議員会・議員総会等を予定しており、メンバー以外の皆様もオブザーバーとして出席いただけるため、多くの方々にご参加いただきたい。

（４）その他

まず、宮城常務理事からチリ大地震に対する支援について説明がなされた。今回は、商工会議所としての目標額を決めた義援金の取りまとめは行わず、国際人道支援組織である、ジャパン・プラットフォームと日本赤十字社の義援金口座を、各地商工会議所ならびに連合会にご案内させていただいたので、できるだけ多くの皆様にご協力をお願いしたい。

続いて、任期満了により３月末をもって退任する日本ＹＥＧの山内会長から、「全国商工会議所青年部連合会の活動（平成２１年度後期活動報告）」として、第２７回全国会長研修会奈良まほろば会議、第２９回全国大会えひめ松山大会等について報告がなされた。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 582 回 4. 16 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 53 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (小樽・鎌田会頭 浜松・御室会頭)	議案 (1) 「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」(追認)について (2) 「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について(案)」について (3) 「(株)全国商店街支援センター」の設立に係る出資(案)について 報告事項 (1) 「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」について (2) 人材対策基金事業の進捗状況について (3) 商工会議所の組織・財政の現状について (4) 日韓中小企業 CEO フォーラムについて (5) その他
第 583 回 6. 18 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 55 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (川崎・西岡会頭 岡山・岡崎会頭)	議案 (1) まちづくり特別委員会委員長代理および副委員長の委嘱について (2) 「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望(案)」について (3) 「地球温暖化対策の中期目標」に対する意見について(追認) (4) 「平成 22 年度観光振興施策に関する要望(案)」について (5) 「平成 20 年度保証事業等事業報告書(案)」および 「平成 20 年度信用基金特別会計収支計算書(案)」について (6) 「平成 21 年度人材対策基金特別会計収支補正予算(案)」について 報告事項 (1) 塩谷文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会について (2) 訪中国経済ミッションの実施について (3) 新型インフルエンザの実情を踏まえた柔軟な対応のお願いについて (4) 夏季政策懇談会について (5) その他 ※昼食懇談会 ゲストスピーカー：フィリピン共和国 大統領 グロリア・マカパガル・アロヨ 氏
第 584 回 7. 16 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 55 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (金沢・深山会頭 吹田・夜久会頭)	議案 (1) 第 110 回日本商工会議所表彰(案)について 報告事項 (1) 夏季政策討議・政策懇談会の結果概要について (2) 日本商工会議所と連合との懇談会に結果概要について (3) 日韓商工会議所首脳会議・日韓中小企業 CEO フォーラムの結果概要につ いて (4) 10 月移動常議員会・議員総会(大阪)の開催について (5) 「全国商工会議所観光振興大会 2009in 神戸」について ※昼食懇談会 演題：「中国経済の現状と課題」 ゲストスピーカー：野村資本市場研究所 シニアフェロー 関 志雄 氏
第 585 回 9. 16 12 時 00 分 ～13 時 10 分	国際会議場 出席者数 55 人(委任 状提出による代理出 席を含む)	議案 (1) 「第 110 回通常会員総会への提案事項について」 ①平成 20 年度事業報告(案) ②平成 20 年度収支決算(案) ③日本商工会議所 会員大会決議「新内閣に期待する(案)」について

	(富山・犬島会頭 北九州・重渕会頭)	(2) 日本商工会議所委員会規則の改正(案)について 報告事項 (1) 京都 知恵と力の博覧会について (2) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会 活動報告について (3) その他
第 586 回 10. 15 10 時～ 11 時 50 分	国際会議ホール(大 阪商工会議所) 出席者数 53 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (盛岡・永野会頭 松山・麻生会頭)	議案 (1) 税制委員長の委嘱について (2) 平成 22 年度税制改正に関する要望(追認)について 報告事項 (1) 新内閣における政策決定システム等について (2) 直島経済産業大臣との懇談会について (3) 2010 年日本商工会議所主催 APEC SME サミットの開催について (4) 2016 年オリンピック・パラリンピック開催都市決定について (5) その他 ※昼食懇談会 演題:「熱湯経営 夢を抱いてチャレンジする熱さ心」 ゲストスピーカー:大和ハウス工業㈱代表取締役兼 CEO (大阪商工会議所副会頭) 樋口 武雄 氏
第 587 回 11. 19 13 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 53 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (旭川・新谷会頭 宮崎・中島会頭)	議案 (1) 中小企業向け金融の円滑化に関する意見(追認)について (2) 小規模企業対策予算の確保に関する要望(案)等について (3) 平成 22 年度各種検定試験の施工日および受験料(案)について 報告事項 (1) 新政権下における主要政策課題の動向について (2) 訪中国ミッションの実施について (3) その他
第 588 回 12. 17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 56 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (青森・林会頭 松江・丸会頭)	議案 (1) 中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引き上げについて(追認) (2) 日本ペルー経済関連協定に関する意見(案)について 報告事項 (1) 主要政策課題の動向について (2) 平成 22 年度税制改正について (3) 地域主権と道州制を推進する国民会議について (4) 全国商工会議所観光振興大会 2009in 神戸の開催結果について (5) その他 ※昼食懇談会 演題:「2010 年 低迷が持続するわが国経済」 ゲストスピーカー:日本総合研究所 調査部 主任研究員 森村 秀樹 氏
第 589 回 22. 1. 21 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (前橋・曾我会頭 四日市・齋藤 会頭)	議案 (1) 平成 21 年度一般会計および人材対策基金特別会計収支補正予算(案)につ いて (2) 「小規模企業共済法および中小企業倒産防止共済法の一部改正案」の早期 成立について(追認) 報告事項 (1) 主要政策課題の動向について (2) 平成 22 年度税制改正について (3) 環境問題に関する当面の課題と対応について

		(4) 中小企業発展フォーラムおよび中国ビジネス拡大促進ミッションについて (5) その他 ※昼食懇談会 演題：「2010 年 日本外交の進路」 ゲストスピーカー：東京大学 理事・副学長 東洋文化研究所 教授 田中 明彦 氏
第 590 回 2. 18 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 56 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (豊橋・磯村会頭 熊本・中尾会頭)	議案 (1) 第 111 回日本商工会議所表彰（案）について 報告事項 (1) 「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言（中間報告）について (2) 「地球温暖化対策基本法案（仮称）に対する意見（中間報告）」について (3) 「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」について (4) 休業補償制度の拡充について (5) 「平成 23 年度全国商工会議所観光振興大会」開催地について (6) その他
第 591 回 3. 19 11 時 30 分～ 12 時 30 分	帝国ホテル孔雀西の 間 出席者数 56 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (松本・井上会頭 水戸・加藤会頭)	議案 (1) 政策委員会提言「農工商連携の推進による地域経済の活性化に関する提言（案）」について (2) 第 111 回通常会員総会への提案事項について (3) 会員の加入について 報告事項 (1) 「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言について (2) 「地球温暖化対策基本法案（仮称）に対する意見」について (3) 6 月移動常議員会・議員総会（北九州）の開催について (4) その他

(4) 監事会

- 日 時 平成 21 年 9 月 15 日（火）10 時 45 分～11 時 40 分
- 場 所 401 会議室
- 出席者 6 名
- 内 容 平成 20 年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事 3 名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
4. 15	第 6 回観光・第 17 回中小企業・第 13 回地域活性化合同委員会	120 名	(1) 中小企業の資金繰りの現状と課題について 株式会社 帝国データバンク 東京支社 情報部長 江口 一樹 氏 (2) インバウンド振興の取組について 日本政府観光局（JNTO） 理事長 間宮 忠敏 氏 (3) 新たな商店街振興策について 日商事務局 (4) その他
4. 15	第 16 回産業経済・第 7 回環境・エネルギー合同委員会	121 名	(1) 環境問題への取り組みについて ①豊田商工会議所の環境問題への取り組みについて 豊田商工会議所 専務理事 土居 友二 氏 ②省エネを通じた経営改善の取り組みについて 財団法人 省エネルギーセンター 診断指導部長 布施 征男 氏 (2) 今後の産業動向について 日本政策投資銀行 調査部長 鍋山 徹 氏 (3) 「経済危機対策」について 日商事務局 (4) その他
4. 16	第 18 回中小企業・第 3 回教育・第 18 回運営合同委員会	107 名	(1) 各地商工会議所の事業に関する先進事例発表 ①地域力連携拠点事業について 相模原商工会議所 専務理事 座間 進 氏 同 経営支援課主幹 経営支援係長 布施 昭愛 氏 ②商工会との統合と三遠南信地域広域連携に関する事例発表 飯田商工会議所 専務理事 尾澤 敏秀 氏 ③「中学生“自分再発見”プロジェクト」について 横須賀商工会議所 事務局長 菊池 匡文 氏 (2) その他
6. 17	第 17 回産業経済・第 7 回観光・第 14 回地域活性化・第 8 回環境・エネルギー合同委員会	144 名	(1) 「平成 22 年度観光振興施策に関する要望（案）」について 日商事務局 (2) 全国商店街支援センターについて ㈱全国商店街支援センター 取締役・支援センター長 服部 年明 氏 (3) 環境問題における最近の動向について ①地球温暖化対策の中期目標について ②環境行動計画の策定状況について ③国内クレジット制度について 日商事務局 (4) 世界経済の展望と日本企業 日興シティグループ証券株式会社 投資戦略部 株式投資戦略グループストラテジスト 藤田 勉 氏 (5) その他

6.17	第18回産業経済・第20回中小企業・第19回運営合同委員会	108名	(1) 平成21年度人材対策基金特別会計収支補正予算(案)について 日商事務局 (2) 新型インフルエンザ対策と危機管理対応について ①「東商の新型インフルエンザ対策と会員企業の危機対応支援について」 東京商工会議所 総務統括部 部長 西堀 誠一郎 氏 ②その他 日商事務局 (3) 中堅企業・大企業版の債務保証制度について 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課長 浜辺 哲也 氏 (4) 危機対応業務と中堅企業への対応について 株式会社日本政策投資銀行 業務企画部 次長 池田 良直 氏 (5) その他
6.18	第19回産業経済・第21回中小企業・第9回労働・第20回運営合同委員会	109名	(1) 「平成22年度中小企業等関係施策に関する要望(案)」について 日商事務局 (2) 株式会社企業再生支援機構について 内閣府 地域力再生機構準備室 参事官 讀谷山 洋司 氏 (3) 日本語検定(特定非営利活動法人日本語検定委員会主催)に対する協力支援について 特定非営利活動法人 日本語検定委員会 常務理事 武元 善広 氏 日商事務局 (4) アジア人財資金構想について 経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室長 新川 達也 氏 (5) その他
7.15	第8回観光・第15回地域活性化合同委員会	131名	(1) ビジット・ジャパン・イヤーの事業概要について 観光庁 国際交流推進課 外客誘致室長 勝又 正秀 氏 (2) 生活文化創造都市推進事業について 都市文化創造機構 理事 杉浦 幹男 氏 (3) (事例発表) 地域資源∞全国展開プロジェクトの実施について 飯山商工会議所 専務理事 上野 和則 氏 (4) その他
7.15	第20回産業経済・第8回国際経済・第7回情報化・第9回環境・エネルギー合同委員会	100名	(1) 経済財政改革の基本方針2009 内閣府 政策統括官(経済財政運営担当) 付 参事官(総括担当) 中村 昭裕 氏 内閣府 政策統括官(経済社会システム担当) 付 参事官(企画担当) 河越 正明 氏 (2) 農林水産物・食品の輸出促進について 農林水産省 大臣官房参事官 福岡 徹 氏 (3) 輸出促進のためのEPA活用(特定原産地証明書) 日商事務局 (4) 強いものづくり集団を活用するためのIT活用 岡田鋳金(株)(中小企業IT経営力大賞2009 日本商工会議所 会頭賞受賞企業)代表取締役 増田 道造 氏 (5) 名古屋商工会議所女性会の環境問題への取り組みについて 名古屋商工会議所 女性会 会長 加藤 あつこ 氏 (6) その他

7. 16	第 22 回中小企業・第 21 回 運営合同委員会	115 名	(1) 最近の元気なものづくり中小企業と支援のあり方 政策研究大学院大学 教授 橋本 久義 氏 (2) 中小企業経営相談センター事業への第三者事業評価制度の導入について 京都商工会議所 理事・中小企業経営相談センター所長 龍 不可止 氏 (3) 西宮商工会議所 中期行動計画の策定について 西宮商工会議所 専務理事 北村 直臣 氏 (4) その他
9. 15	第 16 回地域活性化・第 10 回 税制・第 22 回運営合同 委員会	130 名	(1) 農地制度の見直しについて（優良農地の確保について） 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課課長補佐 室賀 豊史 氏 (2) 広域・自立的な地域づくりの推進について 国土交通省 国土計画局 広域地方整備政策課長 渋谷 和久 氏 (3) 平成 22 年度税制改正に関する要望（案）について 日商事務局 (4) 企業会計専門委員会の設置について 日商事務局 (5) 高齢者運転免許証自主返納支援制度を活用した地域活性化策について 会津若松商工会議所 会頭 宮森 泰弘 氏 (6) その他
9. 15	第 21 回産業経済・第 10 回 環境・エネルギー・第 23 回 運営合同委員会	109 名	(1) 国内クレジット制度の活用事例 アルバック成膜株式会社 工務部 担当部長 町田 充 氏 (2) 日本商工会議所 会員大会決議「新内閣に期待する（案）」について 日商事務局 (3) ジョブ・カード事業への取り組み状況等について 日商事務局 (4) 平成 20 年度事業報告（案）および平成 20 年度収支決算（案）について 日商事務局 (5) 日本商工会議所委員会規則の改正（案）について 日商事務局 (6) 商工会議所法の規制緩和・権限移譲について 日商事務局 (7) その他
9. 16	第 23 回中小企業・第 10 回 労働合同委員会	120 名	(1) 平成 22 年度中小・小規模企業対策予算の概算要求について 中小企業庁 長官官房参事官 後藤 収 氏 (2) 中小企業対策に関する要望について 日商事務局 (3) 育児・介護休業法の改正について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 定塚 由美子 氏 (4) その他
10. 14	第 24 回中小企業委員会	83 名	(1) 株式会社企業再生支援機構について 内閣府 企業再生支援機構準備室 参事官 片桐 一幸 氏 (2) 動画を活用した中小・小規模企業支援について 日商事務局 (3) 「M o T T o 省エネ・創エネ O S A K A フォーラム」事業について 大阪商工会議所 経済産業部長 中川 正隆 氏 (4) その他

10.14	第8回情報化委員会	85名	(1) WEB活用による地域集客力アッププロジェクトについて 北大阪商工会議所 専務理事 岩城 宏司 氏 (2) その他
11.18	第22回産業経済・第17回地域活性化合同委員会	128名	(1) Jクラブの存在が地域にもたらす効果～“サッカー”を超えて～ (財)日本経済研究所 地域未来研究センター長 傍士 銑太 氏 (2) JAPANブランド育成支援事業の活用について ①事例発表「京都商工会議所におけるJAPANブランド育成支援事業の取組み」 京都商工会議所 産業振興部 ブランド推進担当課長 新見 覚紀 氏 ②JAPANブランド育成支援事業の現状と課題 日商事務局 (3) 新政権下における主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (4) その他
11.18	第11回環境・エネルギー・第4回国民生活・第4回教育・第24回運営合同委員会	100名	(1) 改正省エネ法と中小企業の省エネ促進について 財団法人 省エネルギーセンター 診断指導部長 駒井 啓一 氏 (2) 3日間社長のカバン持ち体験事業について 八王子商工会議所 専務理事 河合 和郎 氏 サイバーシルクロード八王子 事務局 高橋 広昭 氏 (3) 大田市の出会いの場創出事業について 大田商工会議所 青年部 会長 山下 正一 氏 (4) 平成22年度各種検定試験の施行日および受験料(案)について 日商事務局 (5) その他
11.19	第25回中小企業委員会	103名	(1) 平成22年度予算等中小企業対策について 中小企業庁 長官官房参事官 後藤 収 氏 (2) 「小規模企業対策予算の確保に関する要望」(案)について 日商事務局 (3) 「大分商工会議所ビジネス何でも応援隊」について 大分商工会議所 専務理事 武田 寛 氏 (4) その他
12.16	第18回地域活性化・第11回税制合同委員会	133名	(1) 地域資源∞全国展開プロジェクトで地域を元気にする！ 株式会社クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 三宅 曜子 氏 (2) 平成22年度税制改正について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 濱野 幸一 氏 (3) 企業会計専門委員会について 日商事務局 (4) その他
12.16	第23回産業経済・第5回国民生活・第25回運営合同委員会	126名	(1) 春日井商工会議所のビジョン策定について 春日井商工会議所 専務理事 小形 修 氏 (2) 平成22年度日本商工会議所事業計画(たたき台)について 日商事務局 (3) 協会けんぽにおける来年度保険料率の見通しについて 全国健康保険協会 理事 貝谷 伸 氏 (4) 主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (5) その他

12. 17	第 9 回国際経済・第 26 回 中小企業合同委員会	108 名	(1) 日本弁護士連合会における中小企業支援業務について 日本弁護士連合会 中小企業法律支援センター副本部長 高橋 理一郎 氏 中小企業法律支援センター事務局長 吉岡 毅 氏 事務次長 伊東 卓 氏 (2) 中小企業向け金融支援について ①中小企業金融円滑化法とその運用について 金融庁 総務企画局 企画課 信用制度参事官室 企画調整官 廣川 斉 氏 ②資金繰り対策の拡充について 中小企業庁 事業環境部 金融課長 多田 明弘 氏 (3) 日本ペルー経済関連協定に関する意見（案）について 日商事務局 (4) その他
22. 1. 20	第 12 回税制・第 26 回運 営・第 3 回広報特別合同委 員会	130 名	(1) 商工会議所広報活動に関する取り組み事例について ①地元テレビ・ラジオを活用した広報活動について 三重県商工会議所連合会 専務理事 井ノ口 輔胖 氏 ②～松山商工会議所ニュースの発行～ 松山商工会議所 専務理事 門田 誓 氏 (2) 平成 22 年度税制改正について ①平成 22 年度税制改正（国税）について 財務省 主税局 総務課長 佐川 宣寿 氏 ②平成 22 年度税制改正（地方税）について 総務省 自治税務局 企画課長 青木 信之 氏 (3) 平成 21 年度一般会計および人材対策基金特別会計収支補正 予算（案）について 日商事務局 (4) その他
1. 20	第 24 回産業経済・第 9 回 観光・第 19 回地域活性化 合同委員会	136 名	(1) 司法書士の活用等について 日本司法書士連合会 会長 細田 長司 氏 (2) 主要政策課題の動向について（成長戦略、22 年度政府予算案、 労働など） 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (3) 地域活性化に関する各地商工会議所の取り組み事例について ①事例発表「J A P A Nブランド育成支援事業の取り組み」 城陽商工会議所 指導課長 生駒 智史 氏 泉工業株式会社 専務取締役 福永 順 氏 ②まるごと関東 街めぐりについて 関東商工会議所連合会 平成 21 年度プロジェクトチーム 座長 埜瀬 武 氏（川崎商工会議所 専務理事） (4) 「着地型地域中小・小規模企業支援事業」について 日商事務局 (5) その他
1. 21	第 27 回中小企業・第 20 回地域活性化合同委員会	114 名	(1) 平成 22 年度政府予算案等について ①平成 22 年度まちづくり関連予算について 国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 企画専門官（中心市街地活性化担当） 多田 英明 氏 ②平成 22 年度中小企業対策関連予算案の概要について 中小企業庁 長官官房参事官 後藤 収 氏 ③平成 22 年度人材対策基金事業等について 日商事務局 (2) その他

2.17	第 21 回地域活性化・第 9 回情報化・第 27 回運営・第 4 回広報特別合同委員会	112 名	(1) I Tを活用した中小企業支援の取組み ①地域産品の販路拡大による地域活性化策について 宇治商工会議所 専務理事 西江 穂積 氏 商工課 稲田 将人 氏 ②会員満足度向上のためのビジネスマッチング～ザ・ビジネスモールの活用について～ 大阪商工会議所 経営情報センター 所長 松田 聡 氏 (2) 福岡商工会議所における『危機管理支援事業』の推進概要 福岡商工会議所 専務理事 橋本 洸 氏 参与 渡邊 達哉 氏 (3) 「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」の開始について 日商事務局 (4) 休業補償制度の拡充について 日商事務局 (5) その他
2.17	第 25 回産業経済・第 10 回国際経済合同委員会	124 名	(1) 主要政策課題の動向について 日本商工会議所 常務理事 宮城 勉 (2) 中小企業の国際化に向けた取組み ①台湾経済の重要性と日台中小企業・地域交流の促進について 交流協会 専務理事 井上 孝 氏 ②中小企業の国際化支援について 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 海外展開相談課長 宮本 幹 氏 ③中小企業国際化に係る競争法コンプライアンス体制について 経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室 室長 夏目 健夫 氏 (3) その他
2.18	第 26 回産業経済・第 28 回中小企業・第 28 回運営合同委員会	88 名	(1) ジョブ・カード事業および検定拡充 5 %運動の取組み状況について ①ジョブ・カード制度を活用した人材育成・確保 小杉造園株式会社 取締役・総務部長 畠山 利徳 氏 ②各地商工会議所および日商における取組み 日商事務局 (2) 平成 22 年度「戦略的基盤技術高度化支援事業」について 中小企業庁 経営支援部 創業・技術課長 喜多見 淳一 氏 (3) 国の施策を活用した中小企業の技術開発支援事例について 富士吉田商工会議所 専務理事 渡邊 則明 氏 (4) 平成 22 年度経営指導員向け研修について 日商事務局 (5) その他（マル経制度の現状と課題、その積極的な取り組みについて） 日商事務局

3. 17	第 22 回地域活性化・第 13 回税制・第 4 回行財政改革特別合同委員会	122 名	(1) まちづくり支援施策について ①中心市街地活性化施策について 内閣官房地域活性化統合事務局 内閣参事官 河本 光明 氏 ②全国商店街支援センターの平成 22 年度事業計画（案）について (株)全国商店街支援センター 取締役・センター長 服部 年明 氏 (2) グループ法人税制の整備等について 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 課長補佐 鮫島 大幸 氏 (3) 地域主権改革関連 2 法案について 内閣府 地域主権戦略室 総括参事官 高野 修一 氏 (4) その他
3. 17	第 29 回中小企業・第 11 回労働・第 29 回運営合同委員会	118 名	(1) わが国中小企業政策の変遷と今後の課題について 東洋大学 経済学部 教授 安田 武彦 氏 (2) 労働法制に対する企業の対応すべき点について 兼子・山下経営労務事務所 社会保険労務士 兼子 憲一 氏 (3) 平成 22 年度事業計画（案）および収支予算（案）について 日商事務局 (4) その他

(6) 特別委員会

特別委員会名	期 日	出席者数	議 題 等
第 5 回まちづくり特別委員会	6. 3	24 名	(1) 委員等の交替について (2) 国土利用のマスタープランとしての「土地利用基本計画」について～土地利用基本計画とまちづくり～ 国土交通省 土地・水資源局 土地利用調整課 土地調整官 梅田 勝也 氏 (3) 「各地商工会議所におけるまちづくり状況等に関する実態調査」（中間報告）について (4) 「平成 22 年度中小企業関係施策に関する要望」のまちづくり・ものづくり関係項目について（案） (5) その他・報告事項
第 4 回信用基金管理特別委員会	6. 12	22 名（書面表決）	(1) 平成 20 年度保証事業等事業報告書（案）について (2) 平成 20 年度信用基金特別会計収支計算書（案）について
第 1 回幹線道路網の整備促進に関する特別委員会	6. 18	19 名	(1) 道路行政の現状と今後の方向性について 国土交通省 道路局 企画課長 徳山 日出男 氏 (2) 「経済危機対策」について (3) その他
第 4 回表彰特別委員会	7. 15	13 名	(1) 第 108 回日本商工会議所表彰（案）について －特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 －商工会議所表彰（組織強化関係、財政基盤強化、事業活動） (2) その他
第 5 回事業承継対策特別委員会 （東京商工会議所事業承継問題委員会と合同開催）	8. 26	10 名	(1) 講演「自社株式の評価と事業承継問題について」 早稲田大学 教授 品川 芳宣 氏 (2) 討議「平成 22 年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望（案）」について (3) その他

第6回まちづくり特別委員会	9. 8	19 名	(1) 長浜のまちづくり 長浜商工会議所 会頭 高橋 政之 氏（株式会社黒壁社長） (2) まちづくり関連の最近の動き (3) 都市計画制度の見直しについて 国土交通省都市・地域整備局 都市計画課 課長 樺島 徹 氏 (4) その他
第7回まちづくり特別委員会	12. 2	23 名	(1) (株)全国商店街支援センターの取り組みについて (株)全国商店街支援センター取締役・センター長 服部 年明 氏 (2) まちづくりに関する最近の動き (3) 富山市中央通りが進めるまちづくり 富山市中央通り地区市街地再開発推進協議会 会長 黒田 輝夫 氏 (富山商工会議所監事、日商まちづくり特別委員会委員) (4) 意見交換 (5) その他・報告事項
第3回広報特別委員会	22. 1. 20	130 名	商工会議所広報活動に関する取り組み事例について ① 地元テレビ・ラジオを活用した広報活動について 三重県商工会議所連合会 専務理事 井ノ口 輔胖 氏 ② ～松山商工会議所ニュースの発行～ 松山商工会議所 専務理事 門田 誓 氏
第4回広報特別委員会	2. 17	112 名	「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」について
第5回表彰特別委員会	2. 18	15 名	(1) 第109回日本商工会議所表彰（案）について －特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 － 商工会議所表彰（組織強化関係） (2) 日本商工会議所表彰制度の活用促進について (3) その他
第6回事業承継対策特別委員会 （東京商工会議所事業承継問題委員会と合同開催）	3. 9	8 名	(1) 講演「平成22年度税制改正における事業承継税制の改正点等について」 中小企業庁事業環境部 財務課長補佐 日暮 正毅 氏 (2) 討議「平成23年度税制改正要望に向けた主な検討課題について」 (3) その他
第8回まちづくり特別委員会	3. 10	23 名	(1) 中心市街地活性化施策の現状について 内閣官房地域活性化統合事務局次長 酒匂 宗二 氏 (2) 経済産業省の中心市街地活性化支援策について 経済産業省商務流通グループ 流通政策課 中心市街地活性化室長 須藤 治 氏 (3) 地域主権推進一括法案について（意見交換） (4) 各地商工会議所におけるまちづくり状況等に関する実態調査の実施について (5) その他・報告事項
第5回信用基金管理特別委員会	3. 12	22 名（書面表決）	(1) 平成22年度保証事業等事業計画（案）について (2) 平成22年度信用基金特別会計収支予算（案）および資金計画（案）について

(7) 専門委員会等

委 員 会 名	期 日	出席者数	講 師・議 題 等
最低賃金審議会 商工会議 所関係委員懇談会	5. 11	26 名	(1) 最低賃金とめぐる動向について (2) 平成 21 年度最低賃金について (3) 今後の最低賃金制度（目安制度、特定最低賃金を含む）の あり方について (4) その他
第 6 回環境小委員会	5. 20	13 名	(1) 地球温暖化対策の中期目標について ①講演「地球温暖化交渉の最近の動向と中期目標の検討状況 等について」 経済産業省大臣官房審議官（地球環境問題担当） 有馬 純 氏 ②報告「地球温暖化対策の中期目標に対する意見について」 (2) 平成 20 年度活動のレビューおよび平成 21 年度活動につ いて (3) 排出量取引の試行的実施、国内クレジット制度について (4) その他
第 5 回中小企業国際ビジネ ス小委員会	5. 21	16 名	(1) 今後の中小企業国際ビジネス小委員会の活動計画について ①取り組むべき事業内容について〔意見交換〕 ②活動スケジュールについて (2) 日商中小企業関係施策に関する要望に盛り込むべき事項案 について〔意見交換〕 (3) その他
第 5 回観光専門委員会	5. 25	20 名	(1) 講演「観光産業と地域振興について」 平安女学院大学 国際観光学部長 佐藤 喜子光 氏 (2) 海外視察ミッションの派遣について (3) 「各地における観光振興への取り組み状況等に係る調査(中 間集計)」について (4) 平成 22 年度観光振興施策に関する要望項目(案)について (5) 平成 21 年度全国商工会議所観光振興大賞の実施について (6) 全国商工会議所観光振興大会 2009in 神戸の準備状況につ いて (7) その他
第 6 回社会保障小委員会	6. 1	8 名	(1) 社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書に ついて 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 社会保障カード推進室長 赤澤 公省 氏 (2) 規制改革会議における医療分野の規制改革について 内閣府 規制改革推進室政策企画調査官 岩村 有広 氏 (3) 適格退職年金の移行に関する現状と問題点について 社団法人 生命保険協会 企業保険第一部会 部会長 湯浅 恭央 氏 (4) その他
第 5 回教育小委員会	6. 4	9 名	(1) 講演「キャリア教育・職業教育の在り方にかかる検討状況 及び教育振興基本計画について」 文部科学省生涯学習政策局政策課長 栗山 雅秀 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第 9 回税制小委員会 (東京商工会議所税制委員 会と合同開催)	6. 4	11 名	(1) 講演「税制改正をめぐる今後の課題と展望について」 財務省 主税局長 加藤 治彦 氏 (2) 報告「本支部税制懇談会結果概要」について (3) その他

第 5 回行財政改革小委員会	6. 19	10 名	(1) 講演「規制改革会議の取組」 内閣府規制改革推進室 参事官 吉田 正一 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第 7 回労働小委員会	7. 14	17 名	(1) 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応について 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部長 岡崎 淳一 氏 (2) 平成 21 年度最低賃金の動向（中央最低賃金審議会の審議 状況等）について (3) その他
第 10 回税制小委員会	7. 23	12 名	(1) 「平成 22 年度税制改正に関する要望項目（たたき台）」に ついて (2) その他
第 11 回税制小委員会	9. 2	12 名	(1) 平成 22 年度税制改正の見通しについて 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 糟谷 敏秀 氏 (2) 「平成 22 年度税制改正に関する要望（案）」について (3) その他
第 6 回教育小委員会	9. 11	7 名	(1) 講演「中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会『今 後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について ～審議経過報告～』について」 文部科学省生涯学習政策局政策課長 上月 正博 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第 8 回運営小委員会	9. 16	25 名	(1) 特定退職金共済について (2) 規制緩和・地方分権の進展に伴う商工会議所法の改正につ いて (3) その他
第 6 回観光専門委員会	10. 1	19 名	(1) 平成 21 年度「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」 本審査 (2) 「全国商工会議所観光振興大会 2009in 神戸」について (3) 観光振興に係る海外視察ミッションの実施について (4) 観光振興に係る新たな提言について（案） (5) 平成 23 年全国商工会議所度観光振興大会について (6) その他
第 6 回行財政改革専門委員 会	10. 21	10 名	(1) 講演「地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告と今後の展望」 内閣府 地方分権改革推進委員会事務局 次長 金澤 和夫 氏 参事官 柴崎 澄哉 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第 7 回教育専門委員会	11. 2	11 名	(1) 意見発表「日本の教育に関する意見」 三重県商工会議所連合会 副会長 上野商工会議所 会頭 木津 龍平 氏 (2) 講演「今後の教育政策について」 株式会社三菱総合研究所 主任研究員 仲伏 達也 氏 (3) 協議「今後の教育専門委員会の進め方について」 (4) その他

第 8 回労働専門委員会兼東 商労働委員会	11. 5	46 名	(1) 新政権の非正規雇用政策とその影響 株式会社リクルート ワークス研究所 所長 大久保 幸夫 氏 (2) 労働者派遣法改正問題への対応について (3) 雇用保険の対象範囲拡大への対応について (4) 最低賃金の改定状況等について (5) その他
第 6 回貿易関係証明専門委 員会	11. 19	18 名	(1) 商工会議所貿易関係証明に係る発給業務マニュアル改訂 (報告) (2) 特定原産地証明書発給事業に係る現状報告
第 7 回社会保障専門委員会	11. 27	6 名	(1) 企業年金の現状と課題 中央三井アセット信託銀行 年金コンサルティング部部長 杉田 健 氏 (2) その他
第 7 回環境専門委員会 (東京商工会議所 環境委員会と合同開催)	12. 7	51 名	(1) 講演「地球温暖化対策を巡る国内外の動向」－中期目標達 成に向けた方策と COP15 での国際交渉について－ 内閣官房 内閣参事官 小宮 義則 氏 (2) 意見交換 (3) 報告 ①各地商工会議所の環境行動計画取り組み状況 ②東京商工会議所会員企業の地球温暖化問題に関するアン ケート調査結果
研修・技能実習制度実施商工 会議所連絡会議－入管法改 正及び職業紹介事業につい て－	12. 9	32 名	(1) 入管法改正および入管法基準省令改正の概要について 法務省 入国管理局 入国管理調整官 丸山 秀治 氏 (2) 入管法改正に伴う職業紹介事業の適用について 厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課 職業紹介事業係長 十川 昌明 氏
第 6 回中小企業国際ビジネ ス専門委員会	12. 15	16 名	(1) 各地商工会議所における国際化関連機関との連携事例につ いて〔意見交換〕 (2) 各地商工会議所における国際化関連機関との連携モデル例 について〔意見交換〕 (3) その他
第 9 回運営専門委員会	22. 1. 20	25 名	(1) 平成 22 年度の経営指導員研修のあり方について (2) 休業補償制度の拡充案(セーフティ・ガードプラン(仮称)) について (3) 商工会議所の役割や存在意義のより広い周知に向けた P R 活動の強化等について (4) その他
第 7 回観光専門委員会	1. 25	21 名	(1) 平成 22 年度観光関係施策について (2) 平成 23 年度全国商工会議所観光振興大会の開催地につい て (3) 観光振興に係る新たな提言について ・第 1 回 MICE 振興連絡協議会報告 ・観光振興に係る海外視察ミッションの視察結果報告 ・観光振興に係る新たな提言構成案について説明 (4) 「平成 22 年度観光振興大会 in 青森」の準備状況等につい て (5) その他
第 12 回税制専門委員会	2. 4	10 名	(1) 税制改正をめぐる今後の課題と展望について 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 糟谷 敏秀 氏 (2) 平成 23 年度税制改正要望に向けた主な検討課題について (3) その他

第1回企業会計専門委員会	2. 8	18 名	(1) 企業会計専門委員会の概要について (2) 非上場企業の会計のあり方を巡る動向について (3) 会計の国際化にかかる非上場企業の会計のあり方について ①経済産業省 経済産業政策局 企業行動課 会計基準担当企画官 平塚 敦之 氏 ②中小企業庁 事業環境部 財務課 税制企画調整官 藪内 雅幸 氏 ③非上場企業会計研究会での検討概要 (4) 意見交換 (5) その他
第8回環境専門委員会 (東京商工会議所 環境委員会と合同開催)	2. 16	37 名	(1) 意見交換「地球温暖化対策基本法案（仮称）に対する商工会議所の意見について」
第8回社会保障専門委員会	2. 25	7 名	(1) 医療保険制度の現状と課題 株式会社日本総合研究所 調査部副主任研究員 飛田 英子 氏 (2) 協会けんぽの事業運営と財政状況 全国健康保険協会 理事 貝谷 伸 氏 (3) その他
第8回教育専門委員会	3. 9	6 名	(1) 教員の資質向上について 文部科学省大臣官房教育改革調整官 池田 貴城 氏 (2) 意見交換 (3) 協議「『教員の資質向上について』意見について」 (4) 協議「第27期教育専門委員会報告書の作成について」 (5) その他
第2回企業会計専門委員会	3. 29	18 名	(1) 非上場企業の会計のあり方を巡る動向について (2) 中小企業の会計のあり方について 中小企業庁 事業環境部 財務課 税制企画調整官 藪内 雅幸 氏 (3) 非上場企業の会計のあり方に関する中間とりまとめ（案）について (4) その他
第8回観光専門委員会	3. 30	14 名	(1) 観光振興に係る新たな提言について (2) 観光立国推進本部休暇分散化ワーキングチームヒアリングについて (3) 「平成22年度全国商工会議所観光振興大会 in 青森」の準備状況について (4) 講演「ようこそ奥浜名湖へ」 奥浜名湖観光連絡協議会 事務局長 武藤 佑吉 氏 (5) その他
	3. 31	8 名	視察会 ・スズキ歴史館 ・うなぎパイファクトリー

(8) 政策委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
4. 20	第 13 回政策委員会	34 名	講演「規制改革会議の取り組みについて」 規制改革会議 議長 草刈 隆郎 氏（日本郵船株式会社取締役・相談役） 議長代理 八田 達夫 氏（政策研究大学院大学学長） 委員 松井 道夫 氏（松井証券株式会社代表取締役社長） 委員 扇 百合 氏（株式会社日本総合研究所理事）
5. 26	第 14 回政策委員会	25 名	講演「農商工連携の推進について」 経済産業省 大臣官房地域経済産業審議官 栗山 信也 氏
6. 30	第 15 回政策委員会	30 名	講演「農政改革について」 農林水産省 大臣官房総括審議官 針原 寿朗 氏
7. 30	第 16 回政策委員会	30 名	講演「企業の農業参入について」 株式会社 モスフードサービス 商品開発部 購買戦略グループ チーフリーダー 由井 誠一 氏 株式会社イトヨーカ堂 青果部 セブンファーム開発担当 チーフデストリビューター 久留原 昌彦 氏
9. 29	第 17 回政策委員会	31 名	講演「農業情勢と J A グループの基本的な考え方」 全国農業協同組合中央会 常務理事 前嶋 恒夫 氏
10. 22	第 18 回政策委員会	29 名	講演 「全国ふる里ふれあいショップとれたて村について」 ハッピーロード大山商店街振興組合 理事長 小原 貢久 氏 「地域資源∞全国展開プロジェクト 「かんぴょう」の食材化と「かんぴょううどん」発表」について」 小山商工会議所 事務局長 大関 幸秀 氏
12. 10	第 19 回政策委員会	30 名	講演 「地域資源を活用した農商工連携事業の取り組み状況と課題」 株式会社日本総合研究所 新社会システム創成クラスター 上席主任研究員 金子 和夫 氏 「食料・農業・農村基本計画の検討状況」 農林水産省 大臣官房 参事官 榎 浩行 氏 総合食料局 食品産業企画課 課長補佐（総括） 中澤 克典 氏
22. 1. 21	第 20 回政策委員会	21 名	協議 「農商工連携の推進による地域経済の活性化に関する提言（案）」 について
22. 2. 19	第 21 回政策委員会	19 名	協議 「農商工連携の推進による地域経済の活性化に関する提言（案）」 について

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回 数	期 日	出席者数	議 題
397	4. 16	13 名	「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」(追認)について、ほか
398	6. 18	14 名	「平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望(案)」について、ほか
399	7. 16	15 名	平成 22 年度税制改正に関する要望項目について、ほか
400	9. 16	16 名	第 110 回通常会員総会・会員大会における会頭挨拶について、ほか
401	10. 15	14 名	平成 22 年度税制改革に関する要望(追認)について、ほか
402	11. 19	15 名	中小企業向け金融の円滑化に関する意見(追認)について、ほか
403	12. 17	14 名	中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助金の引き上げについて(追認)、ほか
404	22. 1. 21	15 名	主要政策課題の動向(成長戦略、22 年度政府予算案、労働など)について、ほか
405	2. 18	16 名	「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言(中間報告)について、ほか
406	3. 17	13 名	第 111 回通常会員総会における会頭挨拶について、ほか

(10) その他の会議

①規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 5月12日 ○場 所 ホテルクレメント徳島（徳島市）

○内 容 「元気を出そう！今こそ商工会議所の出番だ」

- ・⑧⑦⑥グループ <出席者> 86名
- ・⑤グループ <出席者> 61名
- ・④グループ <出席者> 57名
- ・③グループ <出席者> 67名
- ・②①グループ <出席者> 67名

②第63回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 5月13日 ○場 所 ホテルクレメント徳島（徳島市） ○出席者 338名

○内 容

- ・規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の報告・事例発表

<規模別懇談会各グループ座長>

山形商工会議所 専務理事 舟山 政紘 氏（⑧⑦⑥グループ座長）

会津若松商工会議所 専務理事 田尻 早苗 氏（⑤グループ座長）

奥州商工会議所 専務理事 後藤 新吉 氏（④グループ座長）

五所川原商工会議所 専務理事 藤田 治一 氏（③グループ座長）

黒石商工会議所 専務理事 柴田 正大 氏（②①グループ座長）

- ・講演 「そうだ葉っぱを売ろう！過疎の町、どん底からの再生」

講師 ㈱いろどり代表取締役副社長 横石 知二 氏

③塩谷文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 6月18日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 25名

○懇談事項 「キャリア教育の重要性」「文理融合人材の育成」「学校教育と地域社会の連携」等

④日本商工会議所 夏季政策討議・政策懇談会

○期 日 7月15日 ○場 所 グランドプリンスホテル赤坂

○内 容 夏季政策討議

<討議テーマ> 「直面する重要政策課題への対応について」

政策懇談会

<討議テーマ> 「『役立つ商工会議所』『なくてはならない商工会議所』をめざして
一商工会議所のあり方について生の声で語り合う」

⑤日本商工会議所と連合との懇談会

○期 日 7月16日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 34名

○懇談事項 「景気の現状と雇用創出」「中小企業における人材の確保・育成」「中小企業の雇用問題への対応」「取引関係の適正化」等

⑥直嶋経済産業大臣との懇談会

○期 日 10月8日 ○場 所 東京會館 ○出席者 35名（全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会および全国商店街振興組合連合会からの出席者を含む）

○内 容 経済産業大臣挨拶、中小企業施策や地域経済の現状に関する各団体からの意見発表等

⑦観光振興に係る海外視察ミッション

○期 日 10月4日～10日

○場 所 シンガポール、マレーシア、タイ

○内 容 観光を地域経済の活性化の基軸としてとらえ、中長期的な視点に立った施策の実施に資するよう、観光に関する取り組みに積極的かつ実績を有する東南アジア諸国を訪問し、調査を実施。

⑧全国商工会議所観光振興大会 2009 in 神戸

○期 日 11月20日～22日

○場 所 兵庫県神戸市、姫路市、西宮市

○内 容 観光振興大会「デザイン都市づくりと生活文化体感型観光の推進」

20日 本大会・交流会 神戸ポートピアホテル <参加者>約1700名

21日 分科会

①神戸分科会Ⅰ：「観光客の誘客につながるまちづくりとは」

神戸ポートピアホテル

②神戸分科会Ⅱ：「生活文化のブラッシュアップと情報発信」

神戸ポートピアホテル

③神戸分科会Ⅲ：「観光客が再訪したくなるような「おもてなしの心」の育成」

神戸ポートピアホテル

④姫路分科会：「世界文化遺産と産業観光」

姫路商工会議所ほか

22日 オプショナルツアー（各地）

⑨郵政民営化見直し問題に関する懇談会

○期 日 12月10日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 28名

○懇談事項 「日本郵政の体制、事業・サービス、地域貢献等」等

⑩地域主権と道州制を推進する国民会議

○期 日 12月17日 ○場 所 経団連会館 ○出席者 500名

○内 容 「原口総務大臣挨拶、パネルディスカッション、大会宣言採択」等

⑪環境省と日本商工会議所との懇談会

○期 日 平成22年1月21日 ○場 所 グランドプリンスホテル赤坂 ○出席者 30名

○懇談事項 「COP15における成果と概要」「チャレンジ25キャンペーン」「COP10について」

「地球温暖化対策について」「商工会議所の取組み、新成長戦略について」
「生物多様性について」等

⑫「経営指導員研修プログラムに関するワーキンググループ」

○期 日 1月27日 ○場 所 T K P 東京駅丸の内会議室 ○出席者 27名
○内 容 経営指導員の支援力向上策（日商が平成22年度に実施する研修会のあり方等）について

⑬都道府県商工会議所連絡会議

○期 日 3月17日 ○場 所 国際会議場（東商ビル） ○出席者 47名
○内 容 政策課題をめぐる動向について

⑭代表専務理事会議

第580回・4月15日、第581回・6月17日、第582回・7月15日、第583回・8月21日
第584回・9月15日、第585回・10月14日、第586回・11月18日、第587回・12月16日
第588回・1月20日、第589回・2月17日、第590回・3月16日

⑮各部別会議

国 際 部

開催期日	会 議 名
4. 24	第15回特定原産地証明に関する研究会（東京）
5. 13	第2回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）
5. 13	第3回貿易関係証明発給マニュアル作成ワーキンググループ（東京）
6. 25	第16回特定原産地証明に関する研究会（東京）
7. 28	第4回貿易関係証明発給マニュアル作成ワーキンググループ（東京）
10. 6	第3回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）
10. 6	第5回貿易関係証明発給マニュアル作成ワーキンググループ（東京）
8. 24	第17回特定原産地証明に関する研究会（東京）
9. 29	第18回特定原産地証明に関する研究会（東京）
12. 10	第19回特定原産地証明に関する研究会（東京）
12. 10	第4回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）
2. 22	第20回特定原産地証明に関する研究会（東京）

産業政策第一部

開催期日	会 議 名
4. 30	産業懇談会
5. 29	産業懇談会
6. 29	産業懇談会
7. 30	産業懇談会
8. 31	産業懇談会
9. 29	第1回非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会
9. 30	産業懇談会
10. 7	第2回非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会
10. 30	第3回非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会
10. 29	産業懇談会
11. 30	産業懇談会
12. 28	産業懇談会
22. 1. 27	第4回非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会
1. 29	産業懇談会
2. 10	第5回非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会
2. 26	産業懇談会
3. 19	第6回非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会
3. 31	産業懇談会

中小企業振興部

開催期日	会 議 名
4. 1	第 1 回人材対策基金 管理運営委員会
4. 1	第 2 回人材対策基金 管理運営委員会
4. 1	第 1 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
4. 9	第 3 回人材対策基金 管理運営委員会
4. 16	第 4 回人材対策基金 管理運営委員会
5. 18	第 5 回人材対策基金 管理運営委員会
6. 10	第 2 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
6. 10	第 6 回人材対策基金 管理運営委員会
6. 30	第 3 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
6. 30	第 7 回人材対策基金 管理運営委員会
7. 23	第 4 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
7. 23	第 8 回人材対策基金 管理運営委員会
8. 7	第 5 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
8. 7	第 9 回人材対策基金 管理運営委員会
8. 25	第 6 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
8. 25	第 10 回人材対策基金 管理運営委員会
9. 18	第 7 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
9. 18	第 11 回人材対策基金 管理運営委員会
9. 8～9	地域力連携拠点事業連絡会議
10. 2	S B I R 推進協議会第 15 回幹事会
11. 24	第 8 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
11. 24	第 12 回人材対策基金 管理運営委員会
2. 26	第 9 回人材対策基金 事業採択・評価委員会
2. 26	第 13 回人材対策基金 管理運営委員会
3. 12	第 14 回人材対策基金 管理運営委員会

事 業 部

開催期日	会 議 名
7. 30	「日商簿記推進アドバイザーボード」メンバーによる地方意見交換会（大阪）
8. 7	「日商簿記推進アドバイザーボード」メンバーによる地方意見交換会（札幌）
8. 24	「日商簿記推進アドバイザーボード」メンバーによる地方意見交換会（松山）

各 種 検 定 関 係 会 議 等

検定名	会 議 名	開 催 期 日
珠 算	珠算能力検定試験作問委員会 1 級満点合格審査会	4/13, 6/8, 8/16, 10/7, 11/30, 2/3 8/5, 12/2, 3/10

簿記	簿記検定部会 第 122 回簿記検定試験 1 級審査会 第 123 回簿記検定試験 1 級審査会 簿記検定参与および委員打合会	8/21, 8/28, 9/11, 9/18, 9/25, 11/6, 1/15, 1/22, 1/29, 2/5, 2/12, 2/26, 3/5, 3/12, 3/19, 3/26 7/10 12/11 12/11
販売士	中央検定試験委員会（1 級合否判定会議） 試験問題検討ワーキンググループ、リーダー会議	3/11 5/15, 5/20, 5/22, 5/24, 5/27, 7/17, 7/24, 7/31, 8/7, 8/20, 10/16, 10/23, 10/30, 11/13, 11/20, 11/25, 12/4, 12/11, 12/16, 1/16, 1/18, 1/22, 1/24, 1/25, 1/27, 1/29, 2/10
日商 P C	日商 P C 検定部会 日商 P C 検定ワーキング	10/29, 3/12 5/26, 6/24, 6/29, 7/9, 7/14, 8/3, 8/20, 9/1, 9/2, 9/14, 9/18, 10/13, 10/14, 10/28, 12/1, 12/9, 12/11, 12/18, 12/22, 12/24, 1/19, 1/28, 2/5, 2/9, 2/12, 2/23, 3/2, 3/3, 3/12
ネス英語	日商ビジネス英語検定部会	8/11, 10/5, 11/2, 2/22
実電子会計	部会 ワーキング データ検証ワーキング	9/9 5/20, 7/8, 7/22, 9/9, 9/10, 10/14 9/10, 1/20

情報化推進部

開催期日	会 議 名
22. 3. 1	平成 21 年度 T O A S ユーザ会
3. 26	平成 21 年度ビジネス認証サービス管理運営委員会及び I T 事業化研究会

8. 事業

(1) 各種事業活動

1. 国際会議等

(1) アジア商工会議所連合会（C A C C I）

1) 第 23 回 C A C C I 総会

6 月 1 日（250 名）a. 総会

開会挨拶：ハーベイ・チャン・C A C C I 会長

横浜商工会議所会頭 佐々木 謙二 氏

神奈川県知事 松沢 成文 氏

基調講演：横浜市長 中田 宏 氏

全体会議：「経済危機における中小企業への支援～その課題とチャレンジ～」

アジア開発銀行地域経済統合室長 ジョン・ワー・リー 氏

シンガポール国会議員 インダージェット・シン 氏

「新たなエネルギー源の利用により発展するビジネスのケース・スタディ」

日産自動車(株)取締役 高橋 忠生 氏

東日本旅客鉄道(株)執行役員 荒井 稔 氏

b. 昼食講演会：「観光立国に向けての取り組みについて」

観光庁長官 本保 芳明 氏

c. フェアウエル・ディナー

挨拶：日本商工会議所会頭 岡村 正

横浜市副市長 野田 由美子 氏

開催地：横浜

招致者（ホスト）：横浜商工会議所

参加国・地域：18 カ国・地域（順不同）

オーストラリア、バングラデシュ、グルジア、香港、インド、イラン、日本、韓国、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、スリランカ、台湾、トルコ（欠席：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、パキスタン、タイ、ウズベキスタン、ベトナム）

出席者：約 250 名（総会出席者）

・海外出席者：約 140 名

・日本人出席者：村田純一・日商特別顧問（京商名誉会頭）をはじめ、約 110 名

・日本商工会議所、東京商工会議所出席者 22 名

関連イベント・分科会

5 月 31 日 横浜開港 150 周年イベント

横浜開港 150 周年記念式典

企業・商工会議所展示

同時分科会

アジア太平洋若手企業家グループ

アジア諸国における若手企業家の現況について

2009 年度日本 Y E G 会長 山内 毅 氏

C A C C I 女性企業家カウンスル

アジア諸国における女性企業家の現況について－発表および体験談

パネリスト (有)ヒロ・ワールド代表取締役

末廣 博子 氏

(株) K A O R U K O 代表取締役

杉本 薫子 氏

(有)デコデコ代表取締役

深井 仁美 氏

アジア I C T カウンスル

経済危機の中の情報通信技術 (I C T) について

－アジア諸国の発表および体験談－

講演 アジア I C T カウンスル会長

ゴージン・フアン 氏

パネリスト モンゴル情報通信ネットワーク機構

L L C 副所長 ナランツンガラ 氏

モンゴルゴディルム・インターナショ

ナル取締役 エルデネブルガン 氏

6 月 1 日 同時分科会

中小企業分科会

アジア諸国における中小企業の現況と開発について

講演 シンガポール A C E (起業のための活動団体) 副議長

インダージット・シン氏

日本商工会議所 専務理事 中村 利雄

G A グループ会長・最高経営責任者

ジョージ・エイブラハム 氏

ディスカッション

中小企業開発カウンスルの今後の活動、予定について

観光分科会

アジア諸国における観光産業の現況について

招待講演

スリランカ コンベンション・ビューロー会長

ブレマ・クレーイ 氏

日商観光専門委員会委員長・東海旅客鉄道㈱相談役

須田 寛 氏

韓国観光公社東京支社長 呉 龍洙 氏

ディスカッション

アジア観光カウンシルの今後の活動、予定について

アジア観光カウンシルの組織化について

ニュースレター

会員の拡大とネットワーク

パシフィックアジア・トラベルアソシエーション(PATA)との
連携

2) C A C C I 第 76 回理事会

- 6 月 1 日 議 題
- a. 前回議事録の承認
 - b. 事務総長報告
 - c. 財政報告
 - d. 会員報告
 - e. 顧問委員会報告
 - f. 予算委員会報告
 - g. 合同ワーキンググループ報告
 - h. 分科会報告
 - i. 第 24 回総会への準備

開催地 横浜商工会議所

出席者：45 名

海外出席者：18 カ国・地域 38 名

日本人出席者：日商中村専務理事など 7 名

3) C A C C I 企画委員会

- 1 月 11 日 議 題
- a. コロンボ総会について
 - b. 2010 年の C A C C I の活動について
 - c. C A C C I 表彰について
 - d. C A C C I ファンデーションについて

開催地 コロンボ（スリランカ）

参加者：8 カ国・地域 29 名

4) C A C C I 商工会議所運営研修

8 月 10 日 台北の C A C C I 事務局で行われた商工会議所運営研修（17 カ国・地域から 22 人が参加）において、坪田事務局長が商工会議所運営や会員サービスについて講義

(2) A S E A N ・日本経済協議会日本委員会

1) A S E A N ・日本経済協議会勉強会

12 月 3 日（24 名） 議 題 a. 「日本とASEAN関係の現状と今後について」

外務省南部アジア部長 猪俣 弘司 氏

b. 「日本とASEANの経済関係の現状と今後について」

経済産業省通商政策局通商交渉官 貞森 恵祐 氏

2) 東アジア・ビジネスカウンスル (E A B C)

第 14 回会合 (ミャンマー・ヤンゴン)

- 6 月 23 日 (16 名) 議 題
- a. 第 13 回会合の議事録承認
 - b. A S E A N + 3 各国政府の戦略 (イニシアチブ) について
 - c. 東アジアフォーラムについて
 - d. ワーキンググループの報告
中小企業ワーキンググループ
運輸・物流ワーキンググループ
貿易・投資ワーキンググループ
 - e. A S E A N + 3 2 カ年実行計画について
 - f. 地域経済統合について
 - g. 経済支援について
 - h. A S E A N + 3 経済大臣との対話について
 - i. 次回会合の日時場所について

第 15 回会合 (タイ・バンコク)

- 8 月 14 日 (15 名) 議 題
- a. 第 14 回会合の議事録承認
 - b. 東アジアフォーラムについて
 - c. ワーキンググループについて
 - d. A S E A N + 3 2 カ年実行計画について
 - e. E A B C 執行役員会について
 - f. A S E A N + 3 経済大臣会合への提言について
 - g. A S E A N + 3 協力活動計画 2007-2017 の進捗状況
 - h. ワーキンググループの報告
中小企業ワーキンググループ
運輸・物流ワーキンググループ
貿易・投資ワーキンググループ
 - i. A S E A N + 3 首脳との会合への議題
 - j. 次回会合の日時場所について

E A B C と A S E A N + 3 経済大臣との懇談

8 月 15 日 (14 名)

第 16 回会合 (東京)

- 2 月 1 日 (20 名) 議 題
- a. 議長交代 (藤田純孝東商特別顧問が 2010 年の議長に就任)
 - b. 講演「アジア開発銀行の民間部門における業務について」

アジア開発銀行民間部門業務局主席専門官 マッツ・エレウド氏

- c. 第15回会合の議事録承認
- d. ワーキンググループの報告
 - 観光ワーキンググループ
 - 中小企業ワーキンググループ
 - 運輸・物流ワーキンググループ
 - 貿易・投資ワーキンググループ
- e. 講演「東アジアにおける経済連携の強化について」
 - 経済産業省通商政策局通商交渉官 貞森 恵祐 氏
- f. ASEAN+3 経済大臣会合報告
- g. 第7回東アジアフォーラムについて
- h. 第2回東アジア首脳会議貿易金融ワークショップの概要について
- i. 2010年および今後の活動計画
- j. 次回会合について

(3) 日印経済委員会

1) インド工業団地セミナー開催

7月28日(60名) 基調講演「インドの投資環境について」 ASSOCHAM 会長 S. ジンダル 氏
プレゼンテーション「インド工業団地現状及び投資機会について」
ASSOCHAM 工業団地委員会委員長 N. ラヘジャ 氏
インド商工省輸出・経済特区協議会長官 L.B. シンガル 氏
開催地 東京

2) 第36回日印経済合同委員会

12月1日(166名) 基調講演 商工省工業次官 R. シャンカール 氏
インド政治・経済の現状について
議 題

- a. デリー・ムンバイ産業大動脈構想(DMIC)の現状と展望
- b. 日本企業の DMIC 構想への期待とジェトロの役割
- c. インド経済の現状と展望
- d. 日本経済の現状と展望
- e. DMIC に関連する各州のプロジェクト進展状況について

日本側：58名

インド側：108名

12月2日 要人表敬

- a. ムカジー財務大臣
- b. チャトゥルベディ国家計画委員会副委員
- c. カマル・ナート道路交通・高速道路大臣

12月3日～4日 タミルナド州チェンナイ訪問

チェンナイ商工会議所及び日本商工会との懇談会

12月4日 工業団地視察

3) インド道路インフラ・システム・セミナー

1月19日（155名） 基調講演「インドのインフラ整備の現状と日本企業の投資機会について」

道路交通・高速道路大臣 カマル・ナート 氏

プレゼンテーション「インドの道路整備の現状と外資の参入状況について」

インド高速道路委員会総裁 B. シン 氏

インド工業連盟 CEO 代表団団長 A. グラブチャンド 氏

開催地 東京

4) 経済連携協定ワーキング・グループ

3月12日（18名） 説明会 日印 EPA 交渉の現状について

5) インフラ・ワーキング・グループ

7月15日（95名） デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクト・経済産業省・ジェトロとの懇談会

2月16日（100名） デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクト・経済産業省・ジェトロとの懇談会

6) 懇談会・セミナー

5月29日（108名） 外務省猪俣南部アジア部長講演会

インドを中心とする南アジアの現状と展望について

7月3日（56名） ジェトロ・ニューデリーセンター 松嶋ダイレクター講演会

総選挙後のインド政治・経済情勢とビジネス・チャンスについて

7月22日（44名） インド繊維省 ダヤニディ・マラン大臣との懇談会

インドの繊維産業の現状と日本企業の投資機会について

1月20日（115名） 外務省猪俣南部アジア部長講演会

鳩山首相訪印結果と今後の日印関係の展望について

7) 常設委員会 アドバイザリー・グループ会合

4月15日、5月21日、7月22日、10月19日、12月22日、3月12日

(4) 日本・パキスタン経済委員会

1) 平成21年度総会兼第5回日パ民間経済人会議事前打合せ会

5月19日（16名） 議 題 a. 高話「最近のパキスタン情勢について」

外務省アジア大洋州局南部アジア部 南西アジア課上席専門官

澁田 一正 氏

経済産業省通商政策局企画官（南西アジア・大洋州担当）

関根 仁博 氏

b. 第5回日パ民間経済人会議について

両国出席者

日程・議題（案）

団費見積書（案）

c. 日本・パキスタン経済委員会について

平成 20 年度事業活動報告(案) 及び平成 20 年度収支決算見込(案)

平成 21 年度事業活動計画(案) 及び平成 21 年度収支予算(案)

日パ共同研究会提言書(案)

2) 第 5 回日パ民間経済人会議

5 月 25 日(78 名) 議 題 a. 開会式

b. 全体会議Ⅰ「パキスタンの長期的な経済発展戦略」

日パ共同研究会提言書の報告

立命館大学 政策科学部准教授 小田 尚也 氏

カラチ経営大学院 准教授 藤田 俊夫 氏

パキスタンの経済発展に資する両国政府の支援

パキスタン投資庁 長官 サリーム・マンディワラー 氏

パキスタン貿易開発庁 長官 モヒブッラ・シャー 氏

c. 全体会議Ⅱ「パキスタンの主要セクターにおける課題と対応

～日パ共同研究会提言書の具体化に向けて」

モデレーター： 九州電力(株)顧問 掛林 誠 氏

パネリスト： 明治学院大学名誉教授 平島 成望 氏

三菱商事(株) パキスタン総代表 堂道 雅治 氏

スズキ(株) 海外営業本部副本部長 鮎川 堅一 氏

前日本貿易振興機構(ジェトロ)カラチ事務所所長

宮川 裕之 氏

パキスタン投資庁長官 サリーム・マンディワラー 氏

パキスタン貿易開発庁長官 モヒブッラ・シャー 氏

ジャハンディールシッディキグループ

国際業務担当取締役 ステファン・スミス 氏

タルエンジニアリング チーフエグゼクティブ

ソハイル P アヒド 氏

日本側：55 名

パキスタン側：23 名

開催地：東京

3) セミナー

6 月 9 日(46 名) パキスタンにおける日本経済特区説明会

2 月 19 日(75 名) パキスタン経済セミナー

4) その他

4 月 16 日 ザルダリ パキスタン大統領との昼食懇談会への辻・日パ経済委員会会長の出席

1 月 15 日(12 名) 進藤雄介外務省南西アジア課長のブリーフィング

2 月 18 日 新旧カラチ総領事の朝田日本・パキスタン経済委員会会長表敬

2 月 26 日 渥美駐パキスタン大使の朝田日本・パキスタン経済委員会会長表敬

(5) 日本・Bangladesh経済委員会

1) 後援名義

6月10日 「Bangladesh・ビジネスセミナー」

2) 昼食懇談会

7月7日(22名) 井上 正幸 駐Bangladesh大使との昼食懇談会

3) 要人表敬

8月12日 篠塚 保 新駐Bangladesh大使の丹波委員長表敬

4) 第15回日本・Bangladesh商業・経済協力合同委員会会議事前打合せ会

10月7日(16名) 議 題 a. 最近のBangladesh情勢

外務省アジア大洋州局南西アジア課長 進藤 雄介 氏

b. Bangladeshの経済概況

経済産業省通商政策局企画官 関根 仁博 氏

c. 第15回日本・Bangladesh商業・経済協力合同委員会会議について

日程・議題及び発言者

両国代表団

日本側共通経費見積り

日本・Bangladesh経済委員会委員の異動について

d. その他

5) 第15回日本・Bangladesh商業・経済協力合同委員会会議

10月14日(156名) 議 題 a. 「Bangladesh経済概要解説と将来の展望」

Bangladesh商工会議所連合会理事(日本Bangladesh商工会議所会頭) アブダル・ホック 氏

日本貿易振興機構(ジェトロ)ダッカ事務所長

木ノ本 知弘 氏

b. 「対Bangladesh投資・貿易の現状と障害」

Bangladeshにおける投資機会(産業政策、外資誘致策を含む)

Bangladesh投資庁外国投資担当部長

ジャラルル・ハイ 氏

対Bangladesh投資・貿易の現状とその阻害要因

在ダッカ日本商工会会長 杉山 雅彦 氏

c. 「日本市場へのアクセスと輸出促進について」

日本向けの輸出とBangladesh企業の現状

エイペックス・アデルチ・フットウェア社社長

シエド・ナシム・マンズール 氏

日本市場の現状と輸出に向けての課題

ユニクロ(株)ダッカ事務所長 金子 裕爾 氏

日本とビジネスをする上での展望と阻害要因

ニット製品製造業輸出業協会会長

ファズルル・ホック 氏

日本側：36 名

バングラデシュ側：120 名

開催地：ダッカ（バングラデシュ）

(6) 日本・スリランカ経済委員会

1) 懇談会

6 月 2 日（36 名） ジー・エル・ピーレス国際貿易輸出開発大臣との昼食懇談会

2) 第 15 回日本・スリランカ経済合同委員会会議事前打合せ会

11 月 13 日（13 名） 議 題 a. 高話

最近のスリランカ情勢と我が国の対応

外務省アジア大洋州局南西アジア課長 進藤 雄介 氏

スリランカの経済概況

経済産業省通商政策局アジア大洋州課

南西アジア係長 小池 眞也 氏

b. 第 15 回日本・スリランカ経済合同委員会会議について

日程・議題及び発言者

両国代表団

日本側共通経費見積り

日本・スリランカ経済委員会委員の異動について

c. その他

3) 第 15 回日本・スリランカ経済合同委員会会議

11 月 18 日（106 名） 「第一セッション」

a. スリランカの政治状況のレビューと将来の見通し

輸出振興・国際貿易大 G. L. ピーレス 氏

b. スリランカの経済状況のレビューと北部・東部のための開発機会

財務次官 P.B. ジャヤスンドラ 氏

c. 海外取引の機会

スリランカ輸出開発庁長官 アニル・コスナッテ 氏

d. 日本の経済状況のレビューとアジア向け投資の現状と展望

日本貿易振興機構海外調査部部長 藪内 正樹 氏

e. スリランカ向け日本投資の展望

行政・国内問題大臣兼財務計画副大臣 サラット・アマヌガマ氏

「第二セッション」

f. 投資促進のためのスリランカ政府の戦略

企業開発・投資促進大臣 アヌラ・プリヤダルシャナ 氏

g. スリランカ向け投資の見通し

スリランカ投資庁長官 ダミカ・ペレラ 氏

h. 日系企業のコメント

スリランカ日本商工会会頭 米ノ井 正 氏

スリランカ日本商工会事務局長 崎重 雅英 氏

「第三セッション」

i. IT と外部委託業務の発展

ソフトウェアエクスポート前社長 ジャヤンタ・ド・シルヴァ 氏

メタテクノランカ社取締役部長 キツリ・ラトナプリヤ 氏

j. ホスピタリティとレジャー産業

スリランカ観光開発局長官 ベルナルド・グーネスリカ 氏

コックス・アンド・キングス・ジャパン

代表取締役 松井 千枝子 氏

k. インフラ整備と建設開発の機会

都市開発・聖地域開発省次官 P. ラマヌジャン 氏

熊谷組 スリランカ営業事務所長 竹山 年郎 氏

l. スリランカと日本 協力の機会（農業、漁業、電気産業分野）

農業分野

ケミカル・インダルトリー・コロombo PLC 取締役

B. R. L. フェルナンド 氏

漁業分野

漁業・水産資源省次官 G. ピヤセナ 氏

電気産業分野

トスランカ代表取締役社長 メリック・グーネラタ 氏

m. JICA のスリランカ向け国別援助戦略

コロombo・パワー社長 真下 和樹 氏

コロombo・パワー副社長 米ノ井 正 氏

日本側：36 名

スリランカ側：70 名

開催地：コロombo（スリランカ）

(7) 日本マレーシア経済協議会

1) 会合等

7 月 30 日 連絡担当者との打合せ会

2) 表敬訪問・懇談

10 月 9 日 ダロス クアラルンプールマレー商業会議所副会頭の山田 日本マレーシア経済協議会事務総長表敬訪問

2 月 25 日 ラジェンダラン マレーシア工業開発庁東京事務所長の山田 日マ経済協議会事務総長表敬訪問

2 月 26 日 甲斐 ペナン総領事の山田・日マ経済協議会事務総長表敬訪問

(8) 日比経済委員会

1) 表敬訪問・懇談

6月19日 日比経済委員会・比日経済委員会共催・アロヨ大統領歓迎昼食会

2月26日 桂駐フィリピン日本大使の萩原日比経済委員会代表世話人表敬訪問

(9) 日豪経済委員会

1) 幹事会

5月14日（22名）議題

a. 「最新の豪州情勢と日豪関係」

外務省アジア大洋州局大洋州課首席事務官

高橋 政司 氏

b. 「最近の日豪経済関係」

経済産業省通商政策局アジア大洋州課課長補佐

竹村 成彦 氏

c. 「第47回日豪経済合同委員会会議」

d. 「日豪シンポジウム（6月4日）の開催について」

e. 「豪州からの若手社会人招聘計画について」

f. 「日本からのインフラミッション派遣について」

8月7日（20名）議題

a. 「日豪EPA第9回交渉の概要」

外務省経済局経済連携課企画官兼

南東アジア経済連携協定交渉室長 松永 健 氏

外務省経済局国際貿易課サービス貿易室長

古谷 徳郎 氏

経済産業省通商政策局企画官（南西アジア・大洋州担当）

関根 仁博 氏

農林水産省大臣官房国際部経済連携チーム国際交渉官

横井 誠一 氏

財務省関税局参事官室企画官

桜町 道雄 氏

b. 「第47回日豪経済合同委員会会議について」

c. 「第25回日豪／豪日経済委員会運営委員会について」

d. 「訪オーストラリア・インフラ・ミッション派遣について」

2月17日（20名）議題

a. 「最新の豪州情勢と日豪関係について」

外務省アジア大洋州局大洋州課長 市川 恵一 氏

b. 「最近の日豪経済関係について」

経済産業省通商政策局企画官（南西アジア・大洋州担当）

関根 仁博 氏

c. 「第26回日豪／豪日経済委員会運営委員会（TV会議）」

d. 「日豪経済委員会インフラ小委員会活動について」

e. 「豪州からの若手社会人招聘プログラムについて」

f. 「日豪シンポジウムの開催について」

2) 第 25 回日豪／豪日経済委員会運営委員会

10 月 12 日（23 名）議 題

- a. 「第 47 回日豪経済合同委員会会議の日程・議題」
- b. 「第 48 回日豪経済合同委員会会議の日程」
- c. 「第 26 回日豪／豪日経済委員会運営委員会（TV 会議）の日程」
- d. 「両国のインフラ活動に関する報告」
- e. 「日本側委員会の活動について」
- f. 「豪州側委員会サブコミッティの活動について」
- g. 「WTO 交渉の行方と日豪 EPA 交渉の進捗」
- h. 「両国の政治経済情勢」

日本側：9 名

豪州側：14 名

開催地：東京

3) 第 26 回日豪／豪日経済委員会運営委員会

3 月 26 日（22 名）議 題

- a. 「第 48 回日豪経済合同委員会会議の日程・議題」
- b. 「第 49 回日豪経済合同委員会会議の日程」
- c. 「日豪経済合同委員会会議 第 50 回記念行事について」
- d. 「両国インフラストラクチャー関連活動の報告」
- e. 「日豪 EPA／FTA 交渉と TPP 交渉（メルボルン）の報告」
- f. 「COP15 コペンハーゲンに対する反応と COP16 への期待」
- g. 「豪日産学による日本語学習強化支援について」
- h. 「両国の政治・経済情勢の見通し」
- i. 「インターフェースの拡大

ーピーター・ドライスデール教授のレポート」

日本側：10 名

豪州側：12 名

開催地：東京～メルボルン・パース（TV 会議）

4) 平成 21 年度総会兼第 47 回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

10 月 20 日（62 名）議 題

- a. 「来賓ブリーフィング」

外務省アジア大洋州局参事官

富田 浩司 氏

経済産業省通商政策局大臣官房審議官

新美 潤 氏

農林水産省大臣官房国際部経済連携チーム国際交渉官

横井 誠一 氏

- b. 「第 47 回日豪経済合同委員会会議について」

- c. 「平成 21 年度日豪経済委員会総会について」

5) 第 47 回日豪経済合同委員会会議

10 月 25 日～27 日（227 名）議 題

- a. 基調講演「新政権の発足と日豪関係」
- b. 「世界金融危機～キー・セクターの経験と見通し」

金融と製造業」

- c. 「近づくCOP15コペンハーゲン
ー両国の気候変動への取り組みと現在の課題」
- d. 「アグリビジネスと観光が直面する『安全』と
『安心』、及び、その他の世界的な懸念」
- e. 「APEC、地域統合と日豪EPA」
- f. 「希望の兆しー二国間協力の新しい分野」
- g. 「未曾有の混乱期における自動車セクターの生産性
とイノベーション」
- h. 「『課題先進国』日本と日豪協力」

(パネル・ディスカッション)

日本側参加者：137名

豪州側参加者：90名

開催地：東京

6) インフラ小委員会

12月17日(22名) 議題 a. 開会挨拶

b. ブリーフィング

(株)野村総合研究所副主任研究員 福田 隆之 氏

c. 今後の活動について

d. その他

3月19日(30名) 議題 a. 「日本のPFIにおける経験」

新日鐵エンジニアリング(株) 建築・鋼構造事業部

PFI事業推進部長 平原 章次 氏

b. 「デリー・ムンバイ産業大動脈について」

経済産業省アジア大洋州課課長補佐 豊福 健一郎 氏

c. 「日豪合同インフラミッションの派遣及び今後の活動について」

7) その他の会議・イベント

6月4日(220名) 日豪シンポジウム

「わが国の農業改革と日豪EPA～日本の食料安全保障に向けて」

基調スピーチ

衆議院議員 安倍 晋三 氏

講演

慶應義塾大学経済学部 教授 木村 福成 氏

パネル・ディスカッション

モデレータ:

慶應義塾大学経済学部教授 木村 福成 氏

パネリスト: NPO法人日本プロ農業総合支援機構 副理事長

高木 勇樹 氏

東京大学農学部教授 本間 正義 氏

日本貿易振興機構副理事長 中富 道隆 氏

(株)モスフードサービス取締役専務執行役員

石川 芳治 氏

豪日交流基金理事長 ピーター・コリッシュ 氏

8月31日～9月3日（63名） 訪オーストラリア インフラ・ミッション

開催地：メルボルン・シドニー

8) 共催・協力・後援

6月23日～7月5日 オーストラリアからの若手社会人招聘プログラム

9) 表敬・懇談

4月 8日 ホルスタイン豪州ビクトリア州政府駐日代表の岡部事務総長表敬訪問

7月 2日 正宗オーストラリア貿易促進庁日本地区代表・オーストラリア大使館公使の岡部事務総長表敬訪問

9月15日 ロバートソン豪クイーンズランド州資源・鉱山・エネルギー兼通商大臣の三村日豪経済委員会会長表敬訪問

(10) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 幹事会

4月24日（14名）議 題 a. 最近のニュージーランド情勢について

外務省アジア大洋州局大洋州課課長補佐 平山 達夫 氏

b. 最近の両国経済関係について

経済産業省通商政策局アジア大洋州課課長補佐

竹村 成彦 氏

c. ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラムについて

d. 第36回日本ニュージーランド経済人会議について

8月3日（17名）議 題 a. 最近のニュージーランド情勢について

外務省アジア大洋州局大洋州課課長補佐 笠原 謙一 氏

b. 最近の両国経済関係について

経済産業省通商政策局アジア大洋州課企画官

関根 仁博 氏

c. 日NZ間の農林水産物貿易及び農業協力について

農林水産省大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム

国際交渉官 横井 誠一 氏

d. 第36回日本ニュージーランド経済人会議について

2) 平成21年度総会兼第36回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

10月19日（23名）議 題 a. 開会挨拶

b. 来賓ブリーフィング

外務省アジア大洋州局大洋州課長 市川 恵一 氏

経済産業省通商政策局アジア大洋州課企画官

関根 仁博 氏

農林水産省大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム

国際交渉官 横井 誠一 氏

- c. 第 36 回日本ニュージーランド経済人会議について
 - d. 日本ニュージーランド経済委員会委員の異動について
 - e. 日本ニュージーランド経済委員会平成 20 年度収支決算（案）
および平成 21 年度収支予算（案）について
 - f. その他
- 3) 第 36 回日本ニュージーランド経済人会議
10 月 29 日～30 日 議 題 a. 開会式
(102 名) b. 基調講演「ニュージーランドと日本のビジネス - 成果の向上」
c. 第 1 回全体会議「両国経済の現状と展望」
d. 第 2 回全体会議「両国のビジネス協力：食品と農林水産業」
e. 第 3 回全体会議「両国のビジネス協力：環境と観光」
f. 第 4 回全体会議「地域経済統合の進展と両国経済関係の強化策」
日本側参加者：49 名
N Z 側参加者：53 名
開催地：東京
- 4) 表敬・懇談
4 月 17 日 スティーブン・ジャコービ・N Z インターナショナル・ビジネス・フォー
ラム専務理事の坪田事務総長表敬訪問
- 5) その他
7 月 5 日～18 日 「ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラム」への協力
10 月 30 日 「第 2 回日本・ニュージーランド・パートナーシップ・フォーラム」後援・
参加

(11) 日智経済委員会

- 1) 平成 21 年度総会兼第 26 回日智経済委員会日本代表団事前打合せ会
4 月 7 日（30 名） 議 題 a. 開会挨拶
b. 高話 外務省中南米局南米課長 高杉 優弘 氏
経済産業省通商政策局中南米室長 本間 英一 氏
c. 第 26 回日智経済委員会
d. 平成 21 年度日智経済委員会日本国内委員会総会
e. その他
- 2) 第 26 回日智経済委員会
4 月 16 日（146 名） 議 題 a. 開会式
b. 第 1 回全体会議
「日智 E P A 活用の評価－貿易・投資の傾向と見通し」
c. 第 2 回全体会議
「アジアとラテンアメリカにおける世界金融危機の影響」
d. 第 3 回全体会議
「再生可能エネルギーと原子力発電における日智間での

e. 閉会式

日本側：70 名

チリ側：76 名

開催地：サンチャゴ(チリ)

3) 実務担当者会合

7 月 31 日 (29 名) 議 題 a. 「チリの現況について」

経済産業省通商政策局中南米室長 星野 雄一 氏

b. 「租税条約の意義と内容について」

財務省主税局参事官室参事官補佐 原田 浩気 氏

c. 「日智租税条約について」

(12) 日亜経済委員会

1) 平成 21 年度総会

12 月 9 日

平成 21 年度日亜経済委員会総会（紙上総会）

2) 実務担当者会合

6 月 16 日 (28 名) 議 題 a. 亜日関係の再活性化について

アルゼンチン共和国大使館公使 ホルヘ・A・オセラ 氏

b. 最近のアルゼンチン政治情勢及び日亜関係

外務省 中南米局 南米課長 高杉 優弘 氏

c. アルゼンチンとの経済関係強化について

経済産業省 通商政策局 中南米室長 本間 英一 氏

d. 亜日経済委員会との懇談・会合の設定について

e. その他

12 月 1 日 (21 名) 議 題 a. 最近のアルゼンチン政治情勢及び日亜関係

外務省中南米局南米課首席事務官 水口 章史 氏

b. アルゼンチンの経済動向について

経済産業省中南米室係長 中山 裕二 氏

c. 第 22 回日亜経済合同委員会開催について

d. その他

3) 第 22 回日亜経済合同委員会

1 月 15 日 (220 名) 議 題 a. 開会

b. 基調講演「日亜関係の発展に向けて」

c. 全体会議

「亜国経済と日亜経済関係」

「日亜関係の将来展望」

「亜国におけるビジネスの全体観」

「アルゼンチン自動車産業とトヨタ」

「貨物鉄道用アンデス横断トンネル建設事業」

d. 閉会挨拶

日本側：173 名

亜国側： 47 名

開催地：東京

4) アルゼンチン・ビジネス・セミナー

1 月 15 日（約 140 名）議 題 a. 開会挨拶

b. プレゼンテーション

「アルゼンチンの有望投資分野」

「アルゼンチンの農業・フードセキュリティ」

「アルゼンチン貿易投資銀行の活動」

「アルゼンチンの鉱山の未来性」

c. 閉会挨拶

(13) 日本ペルー経済委員会

1) 平成 21 年度総会

11 月 25 日

平成 21 年度日本ペルー経済委員会総会（紙上総会）

2) 幹事会

1 月 26 日（18 名） 拡大幹事会

議 題 a. 「最近のペルー政治・経済情勢について」

外務省中南米局南米課首席事務官 水口 章史 氏

「最近のペルー経済動向の現状について」

経済産業省通商政策局中南米室長 星野 雄一 氏

b. 第 9 回日本ペルー経済協議会について

c. ペルー・ビジネス・ミッション派遣について

3) 表敬・懇談

7 月 7 日

リマ商工会議所エゴ副会頭の宮村委員長表敬訪問

11 月 11 日（44 名）

アラン・ガルシア ペルー共和国大統領との朝食懇談会

11 月 25 日

目賀田駐ペルー共和国大使と宮村委員長の面談

2 月 9 日

目賀田駐ペルー共和国大使の宮村委員長表敬訪問

4) その他

12 月 17 日

「日本ペルー経済連携協定（E P A）に関する意見」の提出

2 月 17 日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構主催

「ペルー共和国鉱業投資セミナー」後援

(14) 日本・エジプト経済委員会

1) セミナー

12 月 10 日（149 名） エジプト投資セミナー

(15) 大メコン圏ビジネス研究会

1) 平成 21 年度総会

9 月 7 日 (23 名) a. 講演「メコン圏諸国の現状と日本との関係について」

外務省 アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課 課長

小野 啓一 氏

b. 平成 20 年度事業報告(案)および収支決算(案)について

c. 平成 21 年度事業計画(案)および収支予算(案)について

d. 第 7 回日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議ならびに
訪メコン地域経済ミッションについて

2) 第 7 回日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

11 月 2 日 (110 名) 「日本の経済状況等について」

日揮(株)取締役企画・F T 本部長 島田 豊彦 氏

「ミャンマーの経済状況等について」

ミャンマー連邦商工会議所シニアリサーチャー マウン・アウン 氏

「電力について」

第 1 電力省水力発電計画局副局長 ウー・フォン・ミン 氏

「ミャンマーにおける鉱物産業への投資について」

鉱業省鉱物局副理事 ウー・ミン・ルイン 氏

「ミャンマーの繊維・縫製産業の現状と見通しについて」

ミャンマー連邦商工会議所共同事務局長 ウー・ミン・ソエ 氏

「食品産業について」

ミャンマー農産食品製造者・輸出者協会執行委員

ティン・マン・ウイン 氏

「観光産業について」

ミャンマー観光協会 ウー・マウン・マウン・スウェ 氏

「第 2 回官民合同貿易投資ワークショップの報告」

ヤンゴン日本人商工会議所会頭、双日(株)ヤンゴン事務所所長

兼子 敏明 氏

「両国商工会議所間の連携について」

大メコン圏ビジネス研究会事務総長、日本商工会議所国際部担当部長

栗原 博

3) 訪メコン地域経済ミッション (訪問国：タイ、ラオス、ミャンマー)

10 月 28 日～11 月 5 日 (31 名)

タイ商業会議所ドゥシット会頭およびGMS－B F (大メコン圏ビジネス
フォーラム) ジンジャイ委員長との懇談(タイ)

タイ工業連盟サンティ会長との懇談 (タイ)

小町駐タイ大使との懇談 (タイ)

バンコク日本人商工会議所との懇談 (タイ)

ジェトロ・バンコクセンターからのブリーフィング（タイ）
 ブアソーン首相との懇談（ラオス）
 シンラボン計画投資大臣との懇談（ラオス）
 ソンボン・エネルギー鉱業副大臣との懇談（ラオス）
 ラオス商工会議所ウーデット副会頭との懇談（ラオス）
 宮下駐ラオス大使との懇談（ラオス）
 在ラオス日系企業（ビエンチャン日本人商工会議所）との懇談（ラオス）
 タイーラオス友好橋等国境周辺施設視察（ラオス）
 第7回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議をミャンマー
 連邦商工会議所と開催（ミャンマー・ヤンゴン）
 アウン・トゥン商業副大臣との懇談（ミャンマー・ヤンゴン）
 ソータ国家経済開発大臣との懇談（ミャンマー・ネーपीドー）
 ソー・テイン第2工業大臣との懇談（ミャンマー・ネーピードー）
 ティン・チュー農業灌漑省農業計画局長との懇談
 （ミャンマー・ネーピードー）
 野川駐ミャンマー大使との懇談（ミャンマー・ヤンゴン）
 ザイカバール工業団地視察（ミャンマー・ヤンゴン）
 ミンガラドン工業団地視察（ミャンマー・ヤンゴン）
 日系縫製メーカー視察（ミャンマー・ヤンゴン）

4) 表敬訪問・懇談等

9月17日 シンラボン計画投資大臣（ラオス）の藤田大メコン圏ビジネス研究会会長表敬訪問
 10月20日 ラー・ミィン駐日ミャンマー大使と藤田大メコン圏ビジネス研究会会長の面談
 10月22日 シートン駐日ラオス大使と藤田大メコン圏ビジネス研究会会長の面談
 11月26日 ラー・ミィン駐日ミャンマー大使と藤田大メコン圏ビジネス研究会会長の面談
 12月14日 ウィン・ミンミャンマー連邦商工会議所会頭と藤田大メコン圏ビジネス研究会会長
 との昼食懇談会

5) その他

毎月、新聞資料サービスや月刊誌「ミャンマーフォーカス」「ベトナムの経済情勢」等を送付

(16) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

1) アドバイザリー・グループ会合（訪中国经济ミッション派遣に向けて）

8月6日（10名）議 題 a. 中国に関する関心事項・要望・提言事項
 b. 商工会議所として中国に協力できる事項（中小企業協力など）

2) その他

研究会登録メンバー数：547（3月末現在）

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信（3月10日時点で第87号を発行）

(17) 日韓商工会議所首脳会議

1) 7月3日 a. 第3回日韓商工会議所首脳会議

b. 場 所：東京商工会議所ビル7階 「国際会議場」

c. 参加者：日本商工会議所正副会頭等16名、大韓商工会議所正副会頭等14名

d. 概 要：日本商工会議所は、平成21年7月3日、大韓商工会議所との共催で、「第3回日韓商工会議所首脳会議」を国際会議場（東京商工会議所ビル7階）で開催した。2003年以来、6年ぶりの開催となった本会議には、日本商工会議所および大韓商工会議所首脳30名が参加し、日韓商工会議所間の交流促進や協力体制の構築のあり方などについて意見交換した。

・開会挨拶

日本商工会議所会頭 岡村 正
大韓商工会議所会長 孫 京植 氏

・議題1：両国の経済情勢と今後の展望について

「日本の経済情勢と今後の展望」

大阪商工会議所会頭 野村 明雄 氏

「韓国の経済現況と見通し」

ソウル商工会議所副会長 徐 敏錫 氏

・議題2：両国商工会議所が直面する当面の課題

「商工会議所の役割と地域での活動」

名古屋商工会議所会頭 岡田 邦彦 氏

「韓国商工会議所の主な事業と両国商工会議所の協力強化策」

釜山商工会議所会長 申 正澤 氏

・議題3：両国における人的およびビジネス交流促進に向けた方策

「両国における商工会議所の観光振興および地域振興への取り組み」

札幌商工会議所会頭 高向 巖 氏

「日韓観光交流の活性化方策」

ソウル商工会議所副会長 李 鍾熙 氏

「両国間のビジネス交流促進への取り組み」

福岡商工会議所会頭 河部 浩幸 氏

「日韓産業人材・技術交流の活性化方策」

大邱商工会議所会長 李 仁中 氏

・閉会挨拶

大韓商工会議所会長 孫 京植 氏
日本商工会議所会頭 岡村 正

2) 10月9日 日韓商工会議所首脳会議第1回実務協議会WG

a. 場 所：大韓商工会議所会館小会議室5（B2）

b. 参加者：日本商工会議所側6名、大韓商工会議所側6名

c. 概 要：「観光」「交流促進」の2分科会で開催し、観光に関しては両国商工会議所

の取組み状況などを確認した。

3) 7月3日 日韓中小企業CEOフォーラム

a. 場 所 : 東京會館

b. 参加者 : 日本側 170 名 韓国側 90 名 計 260 名

c. 議 題 :

・開会挨拶

・日本・東京商工会議所会頭 岡村 正

・大韓商工会議所会長 孫 京植 氏

・来賓挨拶

中小企業庁長官 長谷川 榮一 氏

中小企業庁長官 洪 錫禹 氏

第一部

コーディネーター : 信州大学教授 真壁 昭夫 氏

議題 1 「両国中小企業の現状および課題」

日本商工会議所中小企業委員長、大阪商工会議所副会頭

(株)サクラクレパス 社長 西村 貞一 氏

大韓商工会議所中小企業委員長、大韓商工会議所副会長、

株式会社乙支電機会長 白 南紅 氏

議題 2 「両国中小企業協力のあり方」

大韓商工会議所中小企業委員会幹事、和一電子(株)代表理事

尹 章赫 氏

日韓経済協会副会長、日韓産業技術協力財団副理事長、

大垣精工(株)、社長 上田 勝弘 氏

第二部

議題 3 「中小企業協力成功事例」

(株)やまやコミュニケーションズ社長 山本 正秀 氏

(株)エル・マール・サービス社長 高山 麻弓 氏

(株)白山機工社長 穂田 竹男 氏

韓国 O S G 株式会社 代表理事 鄭 台一 氏

ジョヨンソルーテック(株) 代表理事 金 學權 氏

(株)シンセイコーポレーション代表取締役社長 大東 敏郎 氏

・閉会挨拶

(韓国) 中小企業中央会会長 金 基文 氏

全国中小企業団体中央会会長 鶴田 欣也 氏

(18) 研修の受入・派遣

1) 商工会議所機能強化研修コース

a. A S E A N + 印コース 商工会議所機能強化研修コースの実施。海外技術者研修協会 (A O T S)

に講師派遣・見学先紹介等の協力を行う形で実施している研修。

1月28日～2月11日

プログラム：＜講義等＞ オリエンテーション
 カントリーレポート発表
 経営指導員制度について
 中小企業向け融資制度について
 最終発表会
 場所：日商・東商、AOTS

＜視察＞

- ・視察先：東商台東支部、中小企業基盤整備機構、中小企業大学校東京校、恵那商工会議所、各務原商工会議所等
- ・参加国：8カ国23名（カンボジア、インド、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム）

- b. インドネシアコース インドネシア商工会議所（KADIN）を対象とした商工会議所機能強化研修コースの実施。

3月1日～10日

プログラム：＜講義等＞： オリエンテーション
 カントリーレポート発表
 経営指導員制度について
 中小企業向け融資制度について
 最終発表会
 場所：日商・東商、AOTS

＜視察＞

- ・視察先：東商渋谷支部、中小企業基盤整備機構、中小企業大学校東京校、恵那商工会議所、各務原商工会議所等
- ・参加者：27名（インドネシア商工会議所をはじめ、インドネシア国内7会議所24名、2機関3名）

2) 他団体の研修コースの受け入れ

7月8日 CLMV若手有望指導者招聘（財団法人貿易研修センター）受け入れ
11月16日 中央アジア経済団体強化コース（太平洋人材交流センター）受け入れ
12月2日 UNIDO研修生受け入れ
1月21日 BIMP-EAGA若手経営者研修（JICE）受け入れ
2月18日 ラオス貿易強化研修（JICA）受け入れ
3月10日 パキスタン貿易促進研修（JICA）受け入れ
3月10日 ソムナーン・カンボジア国防省政策局長へのブリーフィング（外務省招聘）

(19) APEC・SMEサミット実施本部

1) APEC・SMEサミット実施本部設置

10月19日 a. 目的

平成22年11月に日本で開催予定のAPEC（アジア太平洋経済協力）において、日本商工会議所が主催するSMEサミットに向けたプロジェクトチームを設置し、その開催準備と実施にあたる。

b. 設置期間：平成21年10月19日～平成22年12月末（予定）

c. 場所：国際部内に置く

d. 体制：本部長 中村利雄専務理事（日商・東商）

本部長代行 宮城勉常務理事（日商）

副本部長 坪田秀治理事・事務局長（日商）

副本部長 高野秀夫理事・事務局長（東商）

プロジェクトマネージャー 小林恒行会頭補佐役（日商・東商）

プロジェクトリーダー 岡山英弘国際部副部長（東商）〔実務担当責任者〕

2) APEC中小企業（SME）サミット実施本部会合

11月17日 第1回会合 議題 a. シンガポール出張報告について

b. 当面の準備スケジュール（案）について

c. APEC 中小企業サミットに関する要検討事項について

d. その他

3月16日 第2回会合 議題 a. 寄付依頼・資金集めの状況について

b. アンケート調査結果について

c. テーマおよびプログラム編成について

d. ロゴマークおよびホームページについて

e. 会場について

f. その他

(20) その他国際関係会議

4月24日（228名） ベトナム工業投資セミナーの開催（東京）

5月15日（25名） グルジア貿易・投資セミナーの主催（東京）

5月28日（109名） イラン・ビジネスセミナーの主催（東京）

9月13～15日 第41回日本・米国中西部会合会議へ岡村会頭の出席（東京）

11月26日 中南米地域駐箚大使との懇談会への参加（東京）

12月8日（80名） ベトナム農業協力・投資セミナーの開催（東京）

1月26日（94名） カンボジア投資・貿易セミナーの主催（東京）

2月25日（103名） 日本・モンゴルビジネス交流セミナーの主催（東京）

2月25日（55名） アジア・大洋州地域大使との懇談会の開催（東京）

3月10日（187名） ルーマニア経済フォーラムの主催（東京）

(21) 使節団派遣

1) 訪中国経済ミッション

a. 訪中国経済ミッション 事前調査

7月14日～18日

場 所：北京、上海

b. 訪中国経済ミッション 連絡担当者事前打合せ

2月26日

ミッションの準備状況について

参加申込状況

全体日程（案）

団費

要人表敬および現地政府との懇談会

中小企業発展フォーラム

日系企業組織との懇談会

日本側発言項目および発言者（案）

中国ビジネス拡大促進ミッション

ミッション当日までのスケジュールについて

質疑応答

閉会

c. ミッション結団式

3月11日（40名） 講話 団長挨拶

来賓ブリーフィング

「中国の政治情勢ならびにこれからの日中関係について」

外務省アジア大洋州局長 斎木 昭隆 氏

「中国の経済情勢ならびにこれからの日中関係について」

経済産業省通商政策局長 岡田 秀一 氏

議題 訪中国経済ミッションについて

d. 訪中国経済ミッション

3月21日～26日

参加者：岡村正日本・商工会議所会頭を団長に総勢70名

訪問地：中国（北京、上海）

内 容

・北京

①国家発展改革委員会による中国経済に関する講演

②在中国日本国大使主催昼食会

③在中国日系企業組織との懇談会

④在中国日系企業組織との夕食懇親会

⑤日中中小企業発展フォーラム

⑥フォーラム協力団体（中国側）との昼食会

⑦中国国際貿易促進委員会主催夕食会

⑧商務部との懇談会

⑨中華全国工商業連合会表敬訪問

⑩張徳江副総理への表敬訪問

・上海

①在上海日本国総領事との昼食懇談会

②上海万博会場視察

③上海中国国際貿易促進委員会主催夕食会

④唐登杰上海副市長への表敬訪問

⑤上海マート視察

2) 中国ビジネス拡大ミッション

3月22日～25日

a. 参加者：山本忠安・日立商工会議所会頭、宮城勉常務理事、坪田秀治理事・事務局長はじめ
全国の商工会議所会員からなる団員計60名

b. 訪問地：中国（北京、唐山、天津）

c. 内 容

・北京

①在中国日系企業組織との懇談会（3月22日 於：長富宮飯店）

②在中国日系企業組織との夕食懇談会（3月22日 於：同）

③日中中小企業発展フォーラム（3月23日 於：同）

④交流昼食会（3月23日 於：同）

・唐山

①唐山現代装備製造工業区概観見学（3月23日）

②唐山市幹部との懇談（3月23日於：南湖公園内）

③唐山市曹妃甸（そうひでん）工業区視察（3月24日）

・天津

①天津経済技術開発区訪問（3月24日 於：天津開発区投資サービスセンター）

②現地日系企業（天津天富軟管工業有限公司）視察

（3月24日 於：天津経済技術開発区内）

③天津市商務委員会との懇談（3月24日 於：ホテルニッコー天津）

3) タイ・ベトナム・カンボジア食品産業市場ミッション

a. タイ・ベトナム・カンボジア食品産業市場ミッション結団式兼勉強会

11月16日（16名）

「東アジア食品産業海外展開支援事業」について

農林水産省総合食料局食品産業企画課食品企業班 課長補佐 齋藤 勇一 氏

「タイ・ベトナム・カンボジア地域の経済概況について」

農林水産省大臣官房経済連携担当参事官 幸田 淳 氏

「タイ消費者の嗜好、タイのコンビニ事情について」

伊藤忠(株)生鮮・食材部門長代行前サイアムファミリーマート社長 高杉 豪 氏

b. タイ・ベトナム・カンボジア食品産業市場ミッション

11月22日～29日

農林水産省「東アジア食品産業海外展開支援事業」補助事業として実施

訪問地：バンコク（タイ）、シェムリアップ（カンボジア）、ホーチミン（ベトナム）

参加者：全国の商工会議所会員等14名

内容：

・タイ

盤谷日本人商工会議所訪問

タイ味の素訪問

在タイ日系食品企業との意見交換会

タイ投資委員会（BOI）訪問

イオンタイランド（マックスバリュ ラクシー店）

・カンボジア

クメール・アンコール・フーズ工房・店舗訪問

クメール・アンコール・フーズとの意見交換会

・ベトナム

ホーチミン日本商工会・ジェトロホーチミン事務所との意見交換会

ベトナム味の素訪問

ベトナムヤクルト訪問

ベトナム商工会議所ホーチミン支部訪問

在ホーチミン日系食品企業との意見交換会

c. タイ・ベトナム・カンボジア食品産業市場ミッション報告会

3月5日（14名）

参加者近況報告

「中小企業とメコン地域」 日本商工会議所国際部副部長 西谷 和雄

2. レセプション・懇談会等

日 時	内 容
4 月 1 日	中国対外貿易中心訪日団の栗原担当部長表敬訪問
4 月 1 日	リバデネイラ在日エクアドル大使館参事官の鈴木部長表敬訪問
4 月 2 日	ロドヴィッチ駐日ポーランド大使の岡村会頭表敬訪問
4 月 7 日	ペイ・ドゥ・ラ・ロワール地方（フランス北西部）商工会議所の鈴木部長表敬訪問
4 月 8 日	ポルテラ在日キューバ大使館参事官の鈴木部長表敬訪問
4 月 9 日	鳶 日本ウズベキスタン協会会長の岡村会頭表敬訪問
4 月 20 日	麻生総理主催ベトナム・マイン書記長歓迎晩餐会への岡村会頭の出席
4 月 22 日	ブイ ベトナム商工副大臣の吉野特別顧問表敬訪問
4 月 22 日	訪日ポーランドミッションによる岡村会頭表敬訪問
4 月 22 日	カマルディノフ駐日カザフスタン大使の岡村会頭表敬訪問
4 月 24 日	井上 交流協会専務理事の中村専務理事表敬訪問
5 月 11 日	ナザン シンガポール共和国大統領歓迎宮中晩餐会への岡村会頭の出席
5 月 12 日	プーチン ロシア連邦首相歓迎昼食会への岡村会頭の出席
5 月 29 日	ナハバンディアン イラン商工鉱業会議所会頭の岡村会頭表敬訪問
6 月 2 日	シャムシ アブダビ商工会議所会頭と岡部東商常務理事との懇談
6 月 10 日	シアゾン駐日フィリピン大使の岡村会頭表敬訪問
6 月 16 日	桂 駐フィリピン日本大使の岡村会頭表敬訪問
6 月 18 日	アロヨ フィリピン大統領との懇談会開催
7 月 2 日	日韓商工会議所首脳会議 日本商工会議所主催夕食会の開催
7 月 3 日	日韓商工会議所首脳会議 大韓商工会議所主催昼食会への岡村会頭の出席
7 月 3 日	日韓中小企業CEOフォーラム夕食交流会への中村専務理事の出席
7 月 8 日	目賀田 駐ペルー大使の岡村会頭表敬訪問
7 月 14 日	パリ商工会議所との昼食懇談会への岡村会頭・中村専務理事の出席
7 月 16 日	ケネディ駐日ニュージーランド大使の岡村会頭表敬訪問
7 月 27 日	中村 外務省大使（国際貿易・経済担当）の岡村会頭表敬訪問
7 月 31 日	広瀬 駐ブルネイ大使の岡村会頭表敬訪問
8 月 7 日	篠塚 新駐バングラデシュ大使の岡村会頭表敬訪問

8月	24日	中華全国工商業連合会とのビジネスランチミーティングの開催
8月	24日	孫 中華全国工商業連合会副主席の岡村会頭表敬訪問
8月	28日	飯村 外務省日本政府代表の岡村会頭表敬訪問
9月	3日	ジョシ ネパール商工会議所連合会会長の中村専務理事表敬訪問
9月	3日	シュワブ 世界経済フォーラム会長の岡村会頭表敬訪問
9月	8日	近藤 駐バーレーン大使の岡村会頭表敬訪問
9月	14日	田中 ブラジル日本商工会議所会頭の中村専務理事表敬訪問
9月	30日	リナレス パナマ商工農会議所会頭の中村専務理事表敬訪問
10月	7日	實方 盤谷日本人商工会議所会頭の中村専務理事表敬訪問
10月	27日	ヒサルジュクルオール トルコ商工会議所連合会頭の辻東商特別顧問表敬訪問
10月	28日	キー ニュージーランド首相と岡村会頭の面談
11月	6日	メコン5カ国首脳歓迎昼食会の開催
11月	9日	ムババジ ルワンダ開発公社投資促進局長の鈴木国際部長表敬訪問
11月	10日	ライチャーク スロヴァキア共和国外務大臣の岡村会頭表敬訪問
11月	11日	ガルシア ペルー共和国大統領との朝食懇談会の開催
11月	17日	ムーサ ジブチ商工会議所会頭の坪田事務局長表敬訪問
11月	17日	プアイファー ドイツ貿易・投資振興機関総裁の岡村会頭表敬訪問
11月	24日	メレリオ 日仏経済交流委員会会長代行による中村専務理事表敬訪問
12月	8日	ブー ベトナム農業農村開発副大臣の中村専務理事表敬訪問
12月	21日	平田ブラジル日本商工会議所事務局長の鈴木国際部長表敬訪問
1月	26日	崔 中国大使離任レセプションへの岡村会頭の出席
1月	29日	シャフィーグ モルディブ共和国新任公使の鈴木国際部長表敬訪問
2月	1日	田村 駐クロアチア共和国大使の中村専務理事表敬訪問
2月	4日	ハダット 駐日ヨルダン大使の鈴木国際部長表敬訪問
2月	16日	目賀田 駐ペルー共和国大使の岡村会頭表敬訪問
2月	17日	辜 台日経済貿易発展基金会董事長の岡村会頭表敬訪問
2月	19日	ダニエル ナミビア貿易産業省副次官の鈴木国際部長表敬訪問
2月	25日	デンベレル モンゴル国商工会議所会頭の岡村会頭表敬訪問
2月	26日	堀江 駐マレーシア特命全権大使の岡村会頭表敬訪問
2月	26日	シャフェイ イラン商工会議所副会頭の辻東商特別顧問表敬訪問

3 月	2 日	チュンマリー ラオス国家主席兼人民革命党書記長との昼食懇談会の開催
3 月	2 日	中国山東省荷澤市副市長の栗原担当部長訪問
3 月	3 日	メクネス モロッコ商工会議所会頭の日商訪問
3 月	4 日	鳩山総理夫妻主催チュンマリー ラオス国家主席歓迎夕食会への岡村会頭の出席
3 月	11 日	王 中国対外貿易中心主任の栗原担当部長訪問
3 月	11 日	カンボジア国会議員一行の岡部東商常務理事表敬訪問
3 月	12 日	日中 7 団体主催唐家璇中国前国務委員歓迎レセプションへの岡村会頭・中村専務理事出席

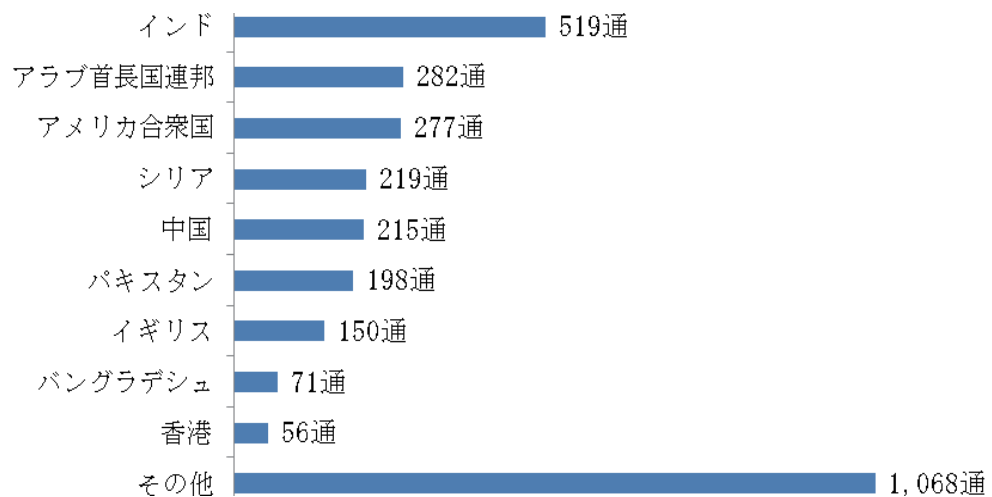
3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が活性化している中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を確立し、発給を行った

(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールの国別内訳は次のとおり。

・国別内訳



計 3,055 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（1,385 件）

―日本からの輸入希望―

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	5	2	0	1	9	2	0	1	20
輸送用機器	4	2	1	2	11	9	0	3	32
光学・精密機器	2	0	0	1	2	0	0	1	6
一般機器	15	1	1	2	14	6	0	4	43
鉄鋼	13	0	0	1	5	6	0	0	25
化学製品	10	0	1	4	7	3	0	2	27
繊維	10	0	0	4	11	3	0	1	29
皮革	6	0	0	2	7	2	0	1	18
木材	0	0	0	1	1	2	0	1	5
プラスチック	7	1	0	0	4	2	0	3	17
セメント	1	0	0	0	4	0	0	1	6
食料品	18	0	0	1	6	3	0	0	28
宝飾品	3	1	0	2	12	6	0	2	26
その他	24	3	0	10	23	15	0	5	80
合計	118	10	3	31	116	59	0	25	362

―日本への輸出希望―

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	64	7	1	6	8	4	1	11	102
輸送用機器	17	0	1	3	2	3	0	1	27
光学・精密機器	23	0	0	3	2	2	0	0	30
一般機器	27	0	0	8	4	5	0	2	46
鉄鋼	39	1	1	4	0	4	0	0	49
化学製品	26	1	0	6	3	4	0	5	45
繊維	112	1	1	8	5	7	0	15	149
皮革	32	2	0	2	2	2	0	5	45
木材	9	0	1	3	1	0	0	2	16
プラスチック	14	0	0	0	0	2	0	2	18
セメント	14	0	0	5	18	4	0	8	49
食料品	71	3	8	20	16	14	1	4	137
宝飾	53	0	0	4	7	3	0	9	76
その他	136	7	9	22	16	24	0	20	234
合計	637	22	22	94	84	78	2	84	1023

—その他の照会—

合併	12
投資	81
その他	2,300

※1通で複数の案件照会があるため、受信数と照会数の累計は必ずしも一致しない。

(2) 特定原産地証明書の発給体制の構築

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給体制の構築

札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡の各地商工会議所内（21ヵ所）に日商の特定原産地証明書発給事務所を設置し、日商による一元的な特定原産地証明書の発給を行った。平成21年度は、新たに日本スイス経済連携協定（9月発効）、日本ベトナム経済連携協定（10月発効）が発効し、それぞれ発給機関の指定を受け、特定原産地証明書の発給を開始した。

このため、上記2協定の他、平成20年12月に発効した日本アセアン包括的経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会をJETRO、各地商工会議所と協力して開催した。説明会の開催状況、並びに証明の発給件数は以下のとおり。

○日本アセアン包括的経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
6.15	大阪商工会議所	361	○「日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定と原産地規則について」（経済産業省原産地証明室国際係長 山田高広氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」（日本商工会議所国際部課長 山内清行）
6.17	東京商工会議所	405	○「日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定と原産地規則について」（経済産業省通商政策局経済連携課長 三田紀之氏、経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐 宮崎拓夫氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」（日本商工会議所国際部主査 原伸一）

○日本スイス経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
8.25	東京商工会議所	230	○「日本・スイス経済連携協定と原産地規則概要について（法改正、制度変更を含む）」（経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室係長 吉野欣臣氏） ○「第一種特定特定原産地証明書の発給手続きについて（第三者証明制度）」（日本商工会議所国際部課長 山内清行） ○「第二種特定特定原産地証明書の認定手続きについて（認定輸出者制度）」（経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室係長 吉野欣臣氏）
8.26	大阪商工会議所	90	○「日本・スイス経済連携協定と原産地規則概要について（法改正、制度変更を含む）」（経済産業省貿易管理課原産地証明室長 赤木俊則氏） ○「第一種特定特定原産地証明書の発給手続きについて（第三者証明制度）」（日本商工会議所国際部課長 山内清行） ○「第二種特定特定原産地証明書の認定手続きについて（認定輸出者制度）」（経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室長 赤木俊則氏）

○日本ベトナム経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
9. 24	東京商工会議所	354	○「日ベトナム経済連携協定と原産地規則について」 （経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐 宮崎拓夫氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部主査 原伸一）
9. 25	大阪商工会議所	262	○「日ベトナム経済連携協定と原産地規則について」 （経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室室長補佐 笠井康広氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部主査 原伸一）

○特定原産地証明書発給手続説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
12. 7	浜松商工会議所	38	○「E P Aの概要と原産地規則」 （日本商工会議所東京事務所主任調査役 加藤和夫氏） ○「特定原産地証明書の発給手続き」 （日本商工会議所国際部主査 原伸一）
2. 10	名古屋商工会議所	118	○「E P Aの概要と原産地規則」 （経済産業省原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏） ○「特定原産地証明書の発給手続き」 （日本商工会議所国際部主査 原伸一）
2. 17	福井商工会議所	35	○「E P Aの概要と原産地規則」 （経済産業省原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏） ○「E P Aとビジネスチャンス（繊維分野を例にした原産地規則の考え方とその活用）」 （日本繊維産業連盟 常任幹事 伊集院秀樹氏） ○「E P Aにおける原産判定と発給申請の方法・留意点－繊維分野を中心に－」 （日本商工会議所大阪事務所長 麻野良二氏） ○「特定原産地証明書の発給手続き」 （日本商工会議所国際部主査 原伸一）
2. 18	福山商工会議所	37	○「E P Aの概要と原産地規則」 （経済産業省原産地証明室国際係長 山田高広氏） ○「E P Aとビジネスチャンス（繊維分野を例にした原産地規則の考え方とその活用）」 （日本繊維産業連盟 常任幹事 伊集院秀樹氏） ○「E P Aにおける原産判定と発給申請の方法・留意点－繊維分野を中心に－」 （日本商工会議所大阪事務所長 麻野良二氏） ○「特定原産地証明書の発給手続き」 （日本商工会議所国際部主査 原伸一）

○特定原産地証明書発給件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
日メキシコ（17 年 4 月発効）	5,928	5,761	5,735	5,368
日マレーシア（18 年 7 月発効）	1,018	5,335	6,194	6,334
日チリ（19 年 9 月発効）		1,503	4,460	3,613
日タイ（19 年 11 月発効）		6,677	21,129	28,255
日インドネシア（20 年 7 月発効）			6,579	16,013
日ブルネイ（20 年 7 月発効）			0	3
日アセアン（20 年 12 月発効）			239	2,832
日フィリピン（20 年 12 月発効）			225	2,477
日スイス（21 年 9 月 1 日発効）				1,277
日ベトナム（21 年 10 月 1 日発効）				500
計	6,946	19,276	44,561	66,672

② 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書並びに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明専門委員会」、同委員会の下に設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明等に関する研究会」で審議・検討した。

4. 在外日本(人)商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本(人)商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本(人)商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。79カ所の在外日本(人)商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内 18カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。フィリピン日本人商工会議所、中国日本商会、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。また、ソウル・ジャパン・クラブでは、当所ソウル事務所長が常務理事として支援している。

さらに、各地商工会議所はじめ関係団体の経済ミッション派遣が活発化している中、当所ではこれら各地商工会議所等の要請に応じて、在外日本(人)商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

平成 21 年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
船橋商工会議所	11 月 2 日	西安日本人倶楽部	懇談会
シンガポール日本商工会議所	11 月 2 日、 4 日	川崎商工会議所	懇談会
日本ファッション協会	11 月 21 日 ～23 日	ベトナム日本商工会、ホーチミン 日本商工会	イベントの周知依頼
泉佐野商工会議所	1 月 25 日	厦門日本商工クラブ	会員企業視察
秋田県貿易促進協会	2 月 18 日	盤谷日本人商工会議所	懇談会
犬山商工会議所	2 月 24 日	ソウル・ジャパン・クラブ	懇談会

5. 中小企業国際化対策事業

(1) 海外事業

日系中小企業が現地で活動するうえで隘路事項となっている法制、税制、為替管理等の改善を図ることを目的に、当所ソウル事務所、インドネシア、北京、上海、フィリピン、マレーシアの各日本人商工会議所等において、アジア地域へ進出している日本企業、これから海外進出を検討している日本企業への情報提供など、以下の事業を中小企業庁の支援を受け、行った。

① 中小企業経営インフラ整備事業

海外日本人商工会議所等に「中小企業委員会」を設置。進出日系企業からの意見聴取、各地における実態調査を行い、日系企業の経営活動上の隘路事項について、当該国政府および政府関係機関等に対する要望を取りまとめた。

各地の事業の実施状況

国・地域名	中小企業委員会等	実態調査
韓国	3 回	1 件
中国（北京）	9 回	4 件
中国（上海）	3 回	2 件
インドネシア	9 回	0 件
フィリピン	1 4 回	1 件
マレーシア	6 回	1 件
合計	4 4 回	9 件

② 中小企業専門指導事業

進出後の中小企業が直面する業種別問題、専門的問題および広域的な問題について、現地コンサルタントと連携して指導を行った。特にインターネットおよび電子メールによるオンラインの指導体制を整備し、指導を通じて得られた意見・要望事項について、中小企業委員会と連携して対応した。

各地における専門指導実施状況

国・地域名	主な相談内容	件数
韓国	会社・事務所照会（連絡先等） 労働・労務問題に関する相談 韓国でのビジネス上の相談 商工会議所、JETRO 等日系相談機関照会等	107
中国（北京）	労務関連 法務関連 取引照会、信用調査、現地法人設立、販路拡大、現地情報、 日系企業進出状況について	38
中国（上海）	労務関連 税務関連 中小企業ネット掲示板 法務関連	24
マレーシア	労務問題について 企業等の紹介依頼 法務関連について 税務・会計について 融資について	30
フィリピン	労務 税務・会計 法務 取引照会 現地事情照会 進出準備 入管（ビザ）	81
インドネシア	労働・労務問題 税法問題関連 投資について ビザと就労許可	210
合計		490

6. 情報化推進事業

(1) ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）を通じた電子政府・電子自治体への対応

① ビジネス認証サービスタイプ1のサービス拡充

ビジネス認証サービスでは、現在、電子入札コアシステム対応電子証明書（タイプ1－A）、一般行政手続用電子証明書（タイプ1－E）および行政書士用電子証明書（タイプ1－G）の3種類の電子証明書を発行している。行政機関（中央省庁、自治体等）における電子入札や電子申請等に対応するため、これら電子証明書の利用範囲の拡大を図るとともに、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の電子入札への対応や 22 年 4 月からの特許出願手続きの完全電子化を踏まえた日本弁理士会、日本弁理士協同組合を通じた弁理士へのアプローチなど 21 年度も引き続きその普及とサービス拡充に努めた。

1) 利用料金

ビジネス認証サービスタイプ1に関する料金は、次のとおり。

		タイプ 1-A (有効期間 1 年 30 日)	タイプ 1-A (有効期間 2 年 30 日)	タイプ 1-E (有効期間 2 年 30 日)	タイプ 1-G (有効期間 2 年 30 日)
通常料金	会員	14,700 円	26,250 円	12,600 円	12,600 円
	非会員	15,750 円	29,400 円	14,700 円	14,700 円
複数枚割引料金	会員	—	25,200 円	11,550 円	11,550 円
	非会員	—	28,350 円	13,650 円	13,650 円
失効・再発行割引料金 (残り有効期間 1 年以上)	会員	—	21,000 円	10,500 円	10,500 円
	非会員	—	24,150 円	12,600 円	12,600 円
失効・再発行割引料金(残り有効 期間半年以上 1 年未満)	会員	—	23,100 円	11,550 円	11,550 円
	非会員	—	26,250 円	13,650 円	13,650 円
電子認証セット(IC カードリー ダライタと CD-ROM)	会員	9,240 円	9,240 円	—	—
	非会員	9,240 円	9,240 円	—	—

注：送料・消費税込みの価格

② ビジネス認証サービス管理運営委員会の開催

運用規程第 14 条で設置が定められており、同規程等に改定・変更がある場合には、本委員会の検討・承認を経て実施されることになっている。また、他の認証局との相互接続の開始決定を行う機関としても位置づけられている。21 年度においては、1 回開催した。

1) 委員構成

6 商工会議所（富山、松本、東京、浜松、大阪、福岡） 7 名

2) 開催日

第 1 回 3 月 25 日

3) 検討結果

電子認証事業の運用変更について説明の上、了承されるとともに、同事業のあり方について検討を行った。また、指定調査機関および監査人からの指摘事項とその対応について報告が行われた。

③ 電子認証普及打合会の開催

1) 委員構成

電子認証専門普及講師 5 名

2) 開催日 7 月 30 日

3) 検討結果

全国で電子入札や電子申請等の操作説明会での講演等を行っている専門講師の立場から「地方自治体における行政手続きの電子化の進捗状況」についての報告を受けるとともに、来るべき「暗号アルゴリズムの変更への対応」等についての協議を行った。

④ 電子入札対応認証セミナー・パソコン操作講習会開催への支援

商工会議所等による電子認証に関するセミナーならびにパソコン操作講習会の開催にあたり、当所から旅費と謝金を負担して講師の派遣等の支援を行った。21 年度は、各地商工会議所で計 6 回のセミナー・講習会を開催した。

(2) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

商工会議所の情報発信ツールの一つである日商ホームページおよび各地商工会議所と日商の情報共有の場である「商工会議所イントラネット」について、テーマ別のカテゴリ整理やコンテンツの見直

し、検索機能の強化、RSS機能の実装によるリアルタイムでのプッシュ型情報提供の実現等を中心にリニューアルを行い、情報発信基盤整備と商工会議所間ネットワークの充実に努めた。特に、「商工会議所イントラネット」については、各地商工会議所にとってより親しみやすいサイトとなるよう「日商と各地商工会議所の情報共有の『広場』、商工会議所の強みを掛け合わせる『スクエア』」との意味を込めて「CCIスクエア」という新呼称に変更した。

(3) オンラインマーク制度の終了

オンラインマーク制度は、インターネットショッピングの急速な普及に伴うトラブル増加に対応して、消費者保護および健全なEC（電子商取引）市場の発展と事業者の育成に資することを目的に12年5月から実施してきた。

制度創設以来8年が経過し、適正なネット商取引慣習の普及・啓発という役割を十分に果たしたことから、20年3月末をもってマークの新規発行と年度更新の受付を終了している。21年度は、既発行マークの維持・サポートのみを実施し、最終利用事業者の有効期限が21年4月末に満了したことに伴い、本制度を終了した。

(4) J-SaaS普及研修会の開催

経済産業省が推進しているJ-SaaS事業の委託を受けた株式会社新社会システム総合研究所に協力し、中小企業のIT経営を促進するため、各地商工会議所との共催により、J-SaaS普及研修会を全国30カ所で91回開催し、合計1,119名が受講した。

○平成21年度 SaaS活用基盤整備事業ユーザー研修会事業の実施結果

開催日	実施商工会議所	コース名	講師（敬称略）	参加人数
11月19日	朝倉	カリキュラムB	小林 英二	16
11月19日	福岡	カリキュラムB	浅野 信也	33
11月19日	朝倉	実機形式	小林 英二	8
11月19日	太田	実機形式	内藤 典宏	15
11月24日	洲本	実機形式	角谷 佳昭	10
11月24日	袋井	カリキュラムA	木村 玲美	12
11月24日	伊勢崎	実機形式	新井 隆	14
11月25日	青梅	カリキュラムB	桑山 義明	12
11月25日	相模原	カリキュラムB	河口 健二	7
11月26日	黒石	実機形式	佐々木 久夫	10
11月26日	小林	実機形式	岸良 里志	8
11月26日	小林	実機形式	岸良 里志	8
11月27日	朝倉	実機形式	小林 英二	6
11月27日	安城	実機形式	上田 由理	13
12月1日	洲本	実機形式	角谷 佳昭	10
12月2日	高知	実機形式	田中 小百合	9
12月3日	三原	カリキュラムB	藤村 昭文	16
12月3日	東京	実機形式	河口 健二	13
12月4日	中村	実機形式	田中 小百合	8
12月4日	下館	カリキュラムA	山口 康雄	15
12月4日	秋田	カリキュラムA	大澤 昌	16
12月4日	筑後	実機形式	小林 英二	10

12月4日	高松	実機形式	奥谷 義典	41
12月5日	館林	実機形式	内藤 典宏	18
12月6日	館林	実機形式	内藤 典宏	13
12月7日	北見	実機形式	御田村 瑞恵	7
12月7日	相模原	実機形式	河口 健二	9
12月7日	酒田	カリキュラムB	瀧森 威	15
12月8日	静岡	カリキュラムA	木村 玲美	18
12月8日	北大阪	カリキュラムB	小野 康夫	11
12月9日	大分	カリキュラムA	荒添 美穂	13
12月9日	黒石	実機形式	若山 恵佐雄	10
12月9日	長野	カリキュラムA	徳武 秀夫	13
12月10日	本庄	カリキュラムA	今井 正文	20
12月12日	北大阪	カリキュラムB	小野 康夫	9
12月12日	北大阪	カリキュラムA	小野 康夫	10
12月15日	館林	実機形式	内藤 典宏	11
12月16日	都城	実機形式	河野 謙司	9
12月16日	黒石	実機形式	若山 恵佐雄	10
12月22日	北大阪	カリキュラムA	小野 康夫	10
1月12日	館林	実機形式	内藤 典宏	11
1月14日	都城	実機形式	河野 謙司	10
1月14日	福岡	カリキュラムA	荒添 美穂	26
1月16日	北大阪	カリキュラムB	小野 康夫	8
1月16日	北大阪	カリキュラムA	小野 康夫	10
1月19日	水戸	カリキュラムB	新井 隆	23
1月19日	大津	実機形式	足立 明穂	10
1月19日	市原	カリキュラムA	渡部 美津江	11
1月20日	市川	実機形式	江井 すわ子	9
1月20日	掛川	カリキュラムB	御田村 瑞恵	13
1月20日	下館	カリキュラムB	新井 隆	8
1月20日	伊那	実機形式	清水 弘志	10
1月20日	北大阪	式カリキュラムA	小野 康夫	8
1月21日	貝塚	カリキュラムB	藤村 昭文	17
1月21日	総社	実機形式	藤川 雅朗	10
1月21日	因島	カリキュラムB	島原 芳彦	8
1月21日	洲本	実機形式	うぐ森 丸美	10
1月21日	むさし府中	カリキュラムB	桑山 義明	6
1月21日	高鍋	カリキュラムA	藤村 昭文	16
1月21日	高松	実機形式	岸良 里志	10
1月22日	新潟	カリキュラムA	高野 裕	25
1月22日	加古川	実機形式	大西 美子	9
1月22日	袋井	カリキュラムB	木村 玲美	12
1月23日	館林	実機形式	内藤 典宏	14
1月25日	北大阪	カリキュラムA	藤村 昭文	9
1月25日	徳島	実機形式	小野 康夫	15
1月26日	北大阪	カリキュラムA	小野 康夫	8
1月26日	徳島	カリキュラムB	藤村 昭文	15
1月26日	池田	実機形式	藤川 雅朗	10
1月27日	館林	実機形式	内藤 典宏	12
1月27日	龍野	カリキュラムB	藤村 昭文	14
1月27日	熊本	実機形式	馬場口 一利	12
1月27日	むさし府中	実機形式	桑山 義明	3

1月27日	光	実機形式	小林 英二	11
1月28日	北大阪	カリキュラムA	小野 康夫	9
1月28日	三条	カリキュラムA	高野 裕	15
1月28日	福山	実機形式	佐藤 ユミコ	8
1月29日	東京	実機形式	河口 健二	17
1月29日	岡崎	実機形式	御田村 瑞恵	9
1月29日	泉佐野	実機形式	藤川 雅朗	5
1月30日	太田	実機形式	内藤 典宏	20
2月5日	北大阪	カリキュラムA	小野 康夫	11
2月20日	北大阪	カリキュラムA	小野 康夫	8
2月18日	花巻	カリキュラムB	御田村 瑞恵	11
2月17日	日本（東京）	カリキュラムB	坂本 恒之	21
2月19日	日本（札幌）	カリキュラムB	坂本 恒之	19
2月22日	日本（仙台）	カリキュラムB	坂本 恒之	8
2月23日	日本（名古屋）	カリキュラムB	坂本 恒之	11
2月24日	日本（大阪）	カリキュラムB	坂本 恒之	9
2月25日	日本（広島）	カリキュラムB	坂本 恒之	11
2月26日	日本（福岡）	カリキュラムB	坂本 恒之	8
		参加人数総数		1119

(5) TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の改善と活用支援

① 導入商工会議所数

TOASは、平成22年3月末現在、319商工会議所で導入されている。

② TOASに関する運用管理について

TOASの開発、改善、マニュアルの作成等にかかる経費は、12年度から「TOAS運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、21年度においては312商工会議所に負担いただいた（導入初年度の7会議所は免除）。

③ プログラムの改善

1) 日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対してプログラムを改善し、その提供により対応した。

④ ユーザー商工会議所、TOASパートナーへの情報提供

TOASユーザー商工会議所、TOASパートナーに対して、Webサイト（<http://www.jcci.or.jp/toas/web/>）ならびにメーリングリスト（toas@cin.or.jp）を通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOASパートナーシップ制度」に登録している事業者は、全国で49社（22年4月現在）となっている。

⑤ TOAS Q&A専用受付メールの対応

TOASユーザー商工会議所やTOASパートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A専用の受付メール（toasqa@cin.or.jp）で1,177件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑥ TOAS研修会の開催

1) TOAS／Web版コード等の設定研修会の開催

各地商工会議所がTOASを運用するにあたり必要となる初期設定や、組織団体への加入登録

方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：平成 21 年 5 月 21 日～22 日（於：日商アキバオフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：20 名）

経理編（参加者数：15 名）

平成 21 年 6 月 25 日～26 日（於：日商アキバオフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：21 名）

経理編（参加者数：18 名）

7. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和 55 年から四半期毎に行っている全国の中
小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には 153 商工会議所、約 8,000 企業が
参加している。

平成 21 年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結
果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業な
どに配布した。

8. CCI—LOBO調査事業

平成元年 4 月より、地域の景気動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、
全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI—LOBO（Chamber of
Commerce and Industry—Quick Survey System of Local Business Outlook）」を活用して景気調査を行
っている。

毎月、原則として 20 日～25 日に調査参加商工会議所を通して業種組合等に対し経営状況等のマイ
ンドについてヒアリングを実施し、同月末までにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、
政策提言活動の裏付け資料として活用した。

21 年度（22 年 3 月現在）の参加状況は次の通り。

対象商工会議所：408 カ所

対象業種組合等：

建設業	387	製造業	622	卸売業	239
小売業	744	サービス業	646	合計	2,638 組合等

9. 地域経済四半期動向調査事業

平成 20 年 7 月より、四半期毎に、商工会議所の政策提言活動等に有効に活用するために、札幌、仙台、
新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て全国 12
大都市の地域の経済動向・実態を把握する計量事業を行っている。

年 4 回（7 月、10 月、1 月、4 月）、当該月の月上旬に実施し、その結果を取りまとめ、日商の定例会
見（原則第 3 木曜）などで結果を公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

10. P L 保険制度

「中小企業 P L 保険制度」、「全国商工会議所 P L 団体保険制度」の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」等を通じて P L 保険制度ならびに P L 事故例等について情報提供を行った。

平成 21 年度（21 年 7 月～22 年 3 月）の加入状況は、「中小企業 P L 保険制度」、「全国商工会議所 P L 団体保険制度」について、加入件数、保険料ともに前年度を下回った。また、海外での P L 事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外 P L 保険制度」についても、加入件数、保険料ともに前年度を下回った。

「中小企業 P L 保険制度」においては、より充実した補償を会員事業者に提供するため、「リコール費用担保特約」に支払限度額 1 億円タイプの補償プランを新設。平成 22 年 7 月加入始期分より追加することとなった。

保険制度名	加入者件数		保険料	
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
中小企業 P L 保険制度	38,136 件	37,328 件	2,484,512,133 円	2,407,377,799 円
全国商工会議所 P L 団体保険制度	88 件	80 件	46,475,102 円	38,363,323 円
全国商工会議所 中小企業海外 P L 保険制度	76 件	74 件	43,215,440 円	41,410,170 円

11. 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度、商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度、商工会議所向け災害補償共済制度、テナント災害補償共済制度

(1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

平成 20 年 11 月 1 日から募集を開始した（保険始期は 21 年 3 月 1 日）本保険制度は、加入者に個人情報管理体制の現状分析や漏えい防止策などをアドバイスする「リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報の漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金や謝罪広告の掲載費用、見舞金・見舞品購入費用などについて保険金が支払われる。

20 年度および 21 年度の本保険制度の加入件数および保険料は次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度	2,066 件	1,978 件	312,560,530 円	295,270,870 円

(2) 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

平成 20 年 12 月 17 日から募集を開始した（保険始期は平成 21 年 3 月 31 日）本共済制度は、商工会議所等を加入対象にしたもので、各地商工会議所における個人情報保護法への取組状況をチェックする、「個人情報リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合

には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

20 年度および 21 年度の本共済制度の加入者及び保険料は次のとおり。

共済制度名	加入件数		保険料	
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度	304 件	312 件	18,829,170 円	16,866,240 円

(3) 商工会議所向け災害補償共済制度、テナント災害補償共済制度

平成 21 年度については、募集を見送った。

12. 国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）

中小企業等が大企業等と連携して二酸化炭素の排出削減を行う「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、経済産業省が 20 年度に続いて実施する「国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）」を受託し、再委託先の商工会議所や診断機関とともに、企業等の取り組みを支援した。

(1) 排出削減診断

中小企業等が、自社の事業における二酸化炭素の排出について、どのような効率改善を図ることができるのかを把握できるよう、専門家による排出削減診断を実施し、国内クレジット制度への参加を促すもの。32 件の取り組みを支援した。

(2) 排出削減事業計画の作成支援

排出削減診断を受けた中小企業等に国内クレジット制度への参加を促すため、制度参加の申請に際して必要となる排出削減事業計画について、専門家による作成支援を行うもの。11 件の取り組みを支援した。

(3) 排出削減事業計画の審査にかかる費用支援

作成した排出削減事業計画については、国内クレジット認証委員会に登録された審査機関または審査員の審査を経る必要があるが、この審査費用について、50 万円を上限として支援するもの。2 件の取り組みを支援した。

(4) 説明会の開催

20 回の説明会を開催し、770 名の参加を得た。

※再委託先 18 商工会議所（順不同）。

新潟、さいたま、飯能、船橋、市原、静岡、沼津、名古屋、豊川、大阪、東大阪、豊中、北大阪、徳島、高松、今治、福岡、北九州

※再委託先診断機関（順不同）

財団法人省エネルギーセンター

13. 公害健康被害補償業務の徴収業務に関する委託業務

平成 20 年度まで各地商工会議所（平成 21 年度は 157 商工会議所）が独立行政法人環境再生保全機構から受託していた、汚染負荷量賦課金の徴収業務に関する業務について、平成 21 年度業務からは民間競争入札により実施団体が決定されることとなったため、当所で入札に参加し、落札した（平成 21 年 3 月 1 日から 5 年契約）。

21 年度の対象事業所件数 8,439 件のうち、申告書提出数は 8,300 件となっており、申告書提出率は目標値の 96%を上回る 98.35%に達している。また、連絡がつかない未申告事業所に対する情報収集（謄本等の取得や現地の写真撮影など）の実施件数は 19 件となっている。

対象事業所 件数	申告書 提出数	未申告事業所の 情報収集件数
8,439	8,300	19

14. 商工会等児童健全育成活動助成事業

21 年度(財)こども未来財団による助成を活用し、8 商工会議所において、企業の厚生施設、広場公園、公的集会場等や山野を活用した健全育成活動の実施を支援した。助成総額は 240 万円（内訳：@40 万・4 カ所、@20 万円・4 カ所）。

平成 21 年度商工会等児童健全育成活動助成事業実施会議所リスト

会議所名	事業内容	参加者数（人）
札幌	「自主ビデオ制作事業」 「チャレンジキッズ 2009」	幼児 0
		小学生 41
		中学生 7
		高校生 3
		高齢者 0
		その他 0
		51
花巻	「絵とろうろ画作成講習会・展示」 「マーチングパレード」	幼児 5
		小学生 167
		中学生 31
		高校生 95
		高齢者 0
		その他 0
		298
会津 若松	「桜植樹体験事業」 「会津の歴史体験事業」	幼児 5
		小学生 74
		中学生 11
		高校生 3
		高齢者 0
		その他 0
		93
射水	「家族親睦会」 「第 45 回富山新港新湊まつりイベント「はかってドン！」」	幼児 13
		小学生 78
		中学生 0
		高校生 0
		高齢者 0
		その他 59
		150

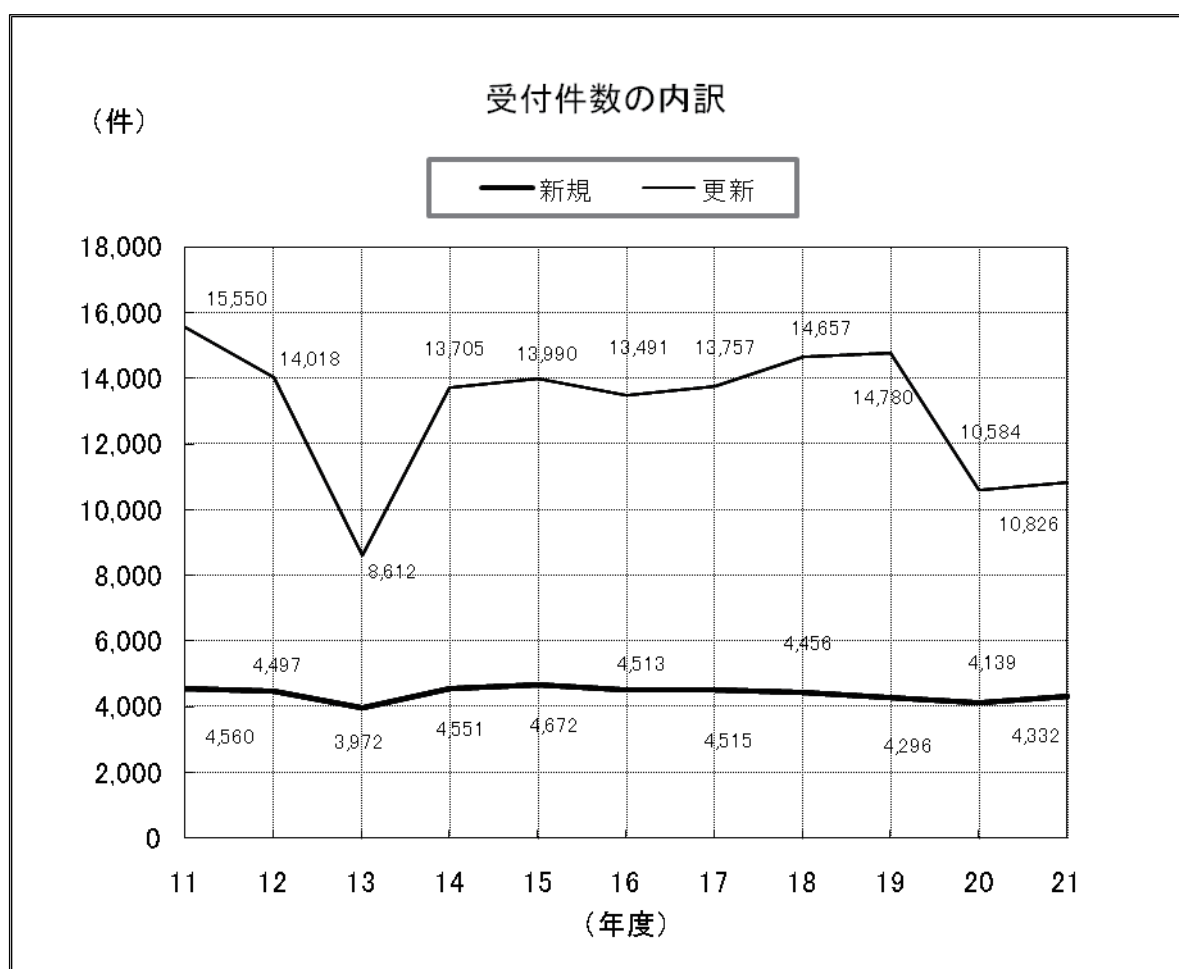
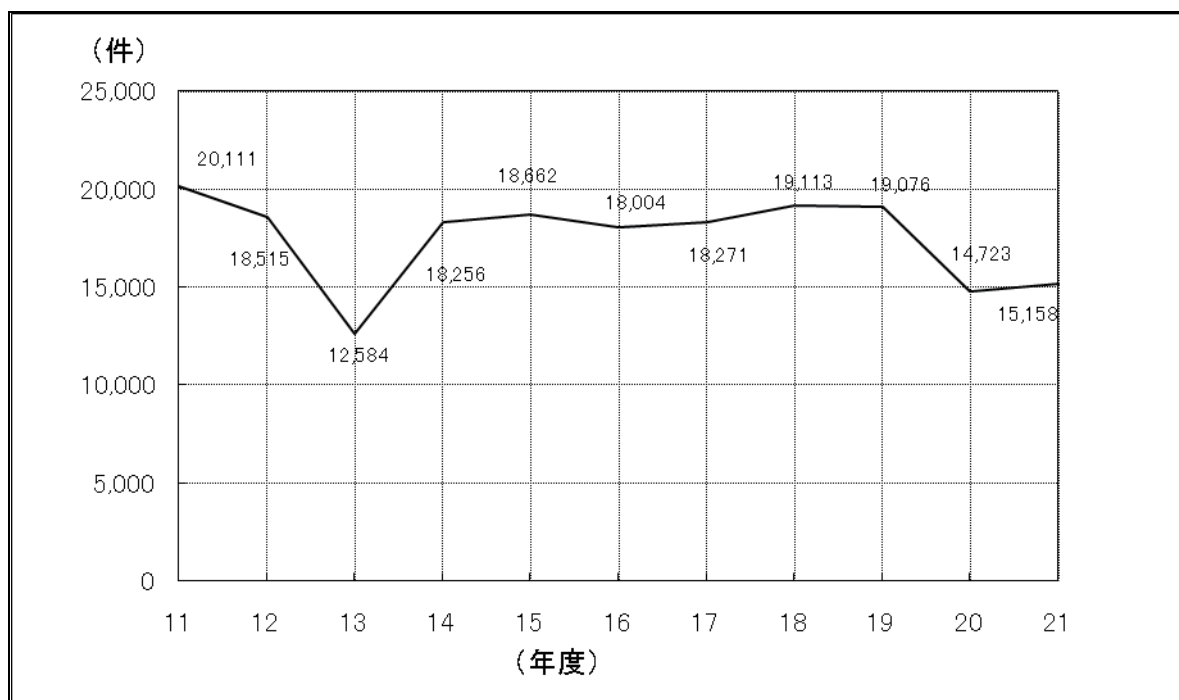
伊 那	「高尾公園つつじ祭り」 「八幡町ハロウィン 2009」	幼児 81 小学生 600 中学生 0 高校生 0 高齢者 0 <u>その他 60</u> 741
名 張	「夜回り先生水谷修氏講演会・ケータイゴング」 「高校生のディスカッション」 「エアロビクス」	幼児 13 小学生 4 中学生 9 高校生 34 高齢者 0 <u>その他 520</u> 580
大 野	「Summer カントリースクール」 「夏の自然観察会」	幼児 0 小学生 47 中学生 0 高校生 0 高齢者 0 <u>その他 6</u> 53
洲 本	「☆うみ体験☆～ほんまもん洲本～」 「光の街・洲本 2009 ～この冬、いちばんアカルい空～」	幼児 100 小学生 100 中学生 145 高校生 100 高齢者 100 <u>その他 0</u> 545

15. J A N 企業（メーカー）コードの登録受付業務

昭和 60 年 8 月から（財）流通システム開発センターの委託を受けて開始した J A N 企業（メーカー）コード登録受付業務については、P O S（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたことに伴い、実施商工会議所は、当初の 218 商工会議所から、21 年度末にはほとんど全ての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して（財）流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

本年度の商工会議所の登録受付件数は合計 15,158 件で、受付開始以来の累計は、390,044 件に達している。

新 規 登 録	更 新 登 録	合 計
4,332	10,826	15,158



16. 経営安定特別相談事業

20年度の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は14,732件（前年度16,146件）、負債総額は7兆1,367億円（同14兆0,189億円）となった。、負債100億円以上の大型倒産が前年度比55.9%減の59件（前年度134件）と大幅に減少したことが影響し、件数では前年度比8.7%減、金額では同49.0%減となった。（㈱東京商工リサーチ調べ）。

業種別では、建設業の倒産が全倒産件数の3割近くを占めたが、10産業中情報通信業・サービス業の2業種を除く8業種で前年度比減少した。形態別では、破産が9,964件で全体の67.6%を占めた。

このような中、全国商工会議所213カ所の相談室における受付件数は2,463件。業種別では製造業（710件）、建設業（518件）、サービス業（465件）の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、不況型倒産にみられる「受注・販売不振」が1,262件、構成比51.3%と最も高い割合となっている。次いで「既往のしわよせ（長期にわたる業績低迷）」が多く237件、同9.6%であった。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して当事業の普及を促した。また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数 (内 訳)	2,463 件	—
受注・販売不振	1,262 件	51.3%
関連企業の倒産	125 件	5.1%
既往のしわよせ	237 件	9.6%
高利・融手の利用	41 件	1.7%
支払条件の悪化	142 件	5.8%
経営計画の失敗	124 件	5.0%
放 漫 経 営	69 件	2.8%
そ の 他	461 件	18.7%
処理終結件数 (内 訳)	2,375 件	—
倒 産 回 避	1,898 件	79.7%
調 停 不 能	281 件	11.8%
整 理	2026 件	8.5%

② 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種 類	作成部数
ポスター	4,339 枚
パンフレット	133,078 部
自己チェックリスト	91,758 枚

17. 創業人材育成事業

(1) 創業塾・経営革新塾

「創業塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、創業を希望する者を対象に開催する講座で、事業開始の心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容を提供している。さらに女性のみを対象とした女性塾や高齢者を対象としたシニアコース、より専門的・実践的な内容の習得を希望する者を対象としたステップアップコースを実施している。平成 21 年度は、全国 112 商工会議所で延べ 129 回開催した。

このほか、管内人口 10 万人未満の小規模会議所のうち平成 17 年度から 20 年度までの間に、創業・経営革新塾を開催したことのない商工会議所を対象とする「小規模会議所向け創業塾モデル開催」（創業塾と同じスキーム、参加人数 10 名程度）を全国 5 会議所で延べ 5 回開催した。

「経営革新塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、既に事業を営んでおり、かつ将来を見据えて新しい事業にチャレンジしたい二代目経営者や若手後継者、あるいは、新事業の展開などを実現しさらなる飛躍を図りたい経営者、既に創業し第二の成長段階へのステップを踏み出したい経営者などを対象に開催する講座で、成功のための経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援している。平成 21 年度は、全国 110 商工会議所で延べ 130 回、日本商工会議所青年部実施の 1 回と合わせ計 131 回開催した。

このほか、管内人口 10 万人未満の小規模会議所のうち平成 17 年度から 20 年度までの間に、創業・経営革新塾を開催したことのない商工会議所を対象とする「小規模会議所向け経営革新塾モデル開催」（経営革新塾と同じスキーム、参加人数 10 名程度）を全国 6 会議所で延べ 6 回開催した。

①創業塾

会議所名	開催日	フォローアップ	応募者	全講座出席者
札幌①	6/2、3、4、5、6、8、9、13		42	23
札幌②	6/15、16、17、18、22、23、24、26、7/4		30	14
札幌③	10/5、6、8、9、13、14、15、16、19、20		37	8
旭川	1/9、10、11、16、17		27	22
盛岡	9/12、13、19、20、26	10/3	52	31
仙台	8/24、25、26、27、28、31、9/1、2、3、4		46	7
古川	11/1、7、14、21、29、12/5	12/15、18	18	5
秋田①	7/18、19、25、8/1、2		36	26
秋田②	11/14、15、21、28、29		24	12
秋田③	9/26、27、10/4、10、11		31	15

酒田	11/14、21、28、12/5、6	12/12、1/30	22	11
鶴岡	8/20、22、27、29、9/2、9、12、19	10/3、11、11/23	18	4
福島	8/29、9/5、12、19、26	10/3	25	9
郡山	9/5、12、19、26、10/3	10/10	49	19
いわき	9/12、17、24、10/1、8、15、22、29、11/5、12		25	9
新潟	9/5、12、19、26、10/3		45	22
燕	11/17、20、24、26、12/1、4、8、11、15、18		18	5
小松	8/29、9/2、5、9、12、16、26		39	9
加賀	7/11、17、18、24、25、8/1		18	6
松本	5/30、6/6、13、20、27		51	40
諏訪	11/21、28、12/5、12、19	1/9	23	19
伊那	9/5、12、19、26、10/3	10/17、11/7	36	20
栃木	9/3、7、10、14、17、24、28、10/1、5、8		25	11
宇都宮	8/30、9/6、13、19、27、10/4	10/18、25	42	20
足利	6/11、16、18、23、25、30、7/2、7、9、14		57	27
鹿沼	9/4、11、18、25、10/2、9、16、23、30、11/6		15	1
佐野	9/3、10、17、24、10/1、8、15、22、29、11/5	11/12、19、26	38	17
前橋	12/13、20、1/10、17、24	1/24	24	9
伊勢崎	11/7、14、21、28、12/5		23	20
太田	10/13、15、20、22、27、29、11/2、5、10、12		39	19
熊谷	9/12、19、26、10/3、10	11/7	35	13
さいたま	7/4、11、18、25、8/1	8/3、4	34	29
松戸	10/31、11/7、14、21、28		41	18
東金	10/24、31、11/7、14、21、29、12/6	12/15	20	8
習志野①	9/26、27、10/3、4、10		54	42

習志野②	1/16、17、23、24、31		37	26
成田	10/24、31、11/7、14、21	11/28	43	20
八千代	10/24、31、11/7、14、21、28	12/5	21	9
東京①	6/27、7/4、11、18、25		82	49
東京②	9/12、19、26、10/3、10		90	46
東京③	1/16、23、30、2/6、13		102	57
八王子	9/5、6、12、13、19	10/10	36	27
青梅	7/4、5、11、12、18		43	36
立川	9/27、10/4、12、18、11/1	11/8	50	27
町田	9/13、20、27、10/4、11、18	10/18、11/1	42	20
平塚	8/22、29、9/5、12、19		41	23
藤沢	9/27、10/3、10、17、25	10/21、11/1、14、21	45	15
茅ヶ崎	9/26、10/4、10、18、24	10/21、11/1、14、21	46	15
厚木	9/26、10/10、24、31、11/7	12/5	25	16
相模原	6/6、13、20、7/4、18、25		43	21
海老名	9/6、13、20、27、10/4	11/1、8	44	26
甲府	5/23、31、6/6、13、20		44	32
静岡	7/18、25、8/1、8、22	11/13、14	39	19
浜松	9/29、10/2、6、9、13、16、20、23、27、30	11/10、17	40	30
沼津	9/26、10/3、10、17、24	11/26	20	8
三島	9/5、6、12、19、20		21	12
岐阜	10/17、18、31、11/7、14		41	24
各務原	9/3、7、9、11、15、16、17、24、25、29、10/2		44	8
名古屋①	7/5、12、18、26、8/2		34	26
名古屋②	9/5、12、19、9/26、10/3		56	20

名古屋③	10/17、24、31、11/7、14		42	23
一宮	9/12、19、26、10/3、10		52	28
豊川	10/3、4、10、11、18		25	14
刈谷	9/19、26、10/3、10、18		70	28
豊田	10/10、17、24、31、11/7		40	11
四日市	10/10、17、24、31、11/7		38	13
伊勢	6/27、28、7/4、5、11		32	19
桑名	9/6、13、20、27、10/4		38	15
福井	6/20、21、7/4、5、9		22	7
近江八幡	9/12、19、26、10/3、10		41	17
京都	9/26、10/3、10、17、24	10/30、31	37	24
福知山	11/8、15、23、29、12/6	1/17	15	9
宇治	8/22、29、9/5、12、19		44	19
堺	8/29、9/5、12、19、26	12/12	44	22
岸和田	11/21、25、27、28、12/1、3、5		18	7
茨木	8/22、29、9/5、12、19	10/10、12/13	49	25
吹田	10/3、10、17、24、31		32	23
八尾	7/27、29、8/1、3、5、8、12、19		30	9
泉佐野	7/25、26、8/1、2、8	11/1	35	18
神戸	6/20、27、7/4、11、18、25		28	14
姫路①	6/27、7/4、11、18、25		15	4
姫路②	10/31、11/7、14、21、28		29	11
尼崎	10/17、24、31、11/7、14、21	11/28	44	19
明石①	9/15、18、26、29、10/2、6、10、13、16、20、24	12/4、8、12	41	8
明石②	8/4、7、11、18、21、25、28		38	13

西宮	8/22、29、9/12、19、26	12/19	31	21
伊丹	10/3、10、17、24、31		29	11
三木	7/18、25、8/1、8、9/5、12	9/19	32	11
洲本	9/6、13、20、27、10/4	10/20	18	7
高砂	8/18、21、25、28、9/1、4、8、11、19	10/17、24	15	5
加古川①	7/18、25、8/1、8、22		31	19
加古川②	11/14、21、28、12/5、12		34	16
橿原	10/3、10、17、24、31	11/5、12、19、17、 12/4、10	28	15
鳥取	8/30、9/5、6、12、13		35	19
米子	10/17、24、31、11/7、14		20	4
出雲	10/3、10、17、24、31、11/7、14		15	6
岡山①	6/20、27、7/4、11、25、	12/5	37	24
岡山②	10/31、11/7、14、21、28	12/5	37	23
倉敷	6/7、14、21、27、7/5		22	10
広島	9/26、27、10/3、4、17		35	16
福山	9/12、19、26、10/3、10、17		39	18
下関	10/6、9、13、15、20、23、27、30、11/6、17		30	10
宇部	7/22、29、8/1、5、12、19、26、9/2、9、16、18、 10/3	9/26、27	47	9
山口①	7/5、12、26、8/2、9	7/15、29、31、8/1、2、 6	36	15
山口②	8/23、30、9/3、6、10、13、19		31	10
防府	7/26、8/2、9、23、30		18	8
徳島	9/6、13、20、27、10/4	10/18	25	6
阿南	10/1、2、9、15、16、20、23、26、27、29		29	9
高松	6/13、20、27、7/4、11、18		48	15
善通寺①	9/20、21、22、23、27	9/27	53	13

善通寺②	7/18、19、20、25、26	7/26	37	18
松山	8/22、23、29、30、9/5		43	25
新居浜	9/12、19、26、10/3、10	10/24	36	15
福岡①	7/12、18、25、26、8/1		53	29
福岡②	10/3、10、17、24、31		51	17
大牟田①	8/29、30、9/5、6、12		17	12
大牟田②	1/23、24、30、31、2/6		27	10
佐賀	1/16、17、23、24、30	1/31	18	8
鳥栖	9/20、21、22、23	10/24、12/12	25	15
長崎	9/5、12、19、26、10/3	11/7	30	14
佐世保	10/3、4、10、11、17	10/19、21、26	23	11
大分	10/3、4、10、17、18		27	18
宮崎	8/17、20、24、27、31、9/3、7、10、14、17	10/3	61	25
鹿児島	8/25、27、29、9/1、3、5、7、10	9/12、15、17	46	20
出水	9/5、12、19、26、10/3		20	16
指宿	8/22、23、29、30、9/6		16	5
霧島	10/18、19、20、21、22、23、24	12/4	18	11
那覇	8/23、30、9/6、13、20	9/27	65	24
浦添	11/15、23、29、12/6、13		54	29
		計	4,629	2,224

②小規模会議所向け創業塾モデル開催

会議所名	開催日	フォローアップ [°]	応募者	全講座出席者
七尾	9/12、26、10/3、10、31、11/7、28、12/12	1/9、30	10	3
千曲	9/20、27、10/4、11、18	11/15	16	5
上野	1/23、24、31、2/7、14		22	14

西都	8/29、9/5、12、19、26	10/17	13	4
宮古島	11/28、29、12/5、6、12		16	10
		計	77	36

③経営革新塾

会議所名	開催日	フォローアップ [°]	応募者	全講座 出席者
札幌	9/1、2、3、4、8、9、10、11、15、16		38	14
網走	10/9、10、14、16、22、23、28、30、11/5、6	11/13	36	5
盛岡	10/1、8、15、22、29	11/5	34	12
一関	10/15、17、24、31、11/7、14	11/14	31	7
奥州	8/26、9/2、9、15、29、10/6、22、27		22	8
仙台	8/24、27、9/2、8、17		28	16
秋田	9/2、3、9、10、16、17、30、10/1、10		32	6
酒田	11/5、10、12、17、19、24	1/21、27	20	4
鶴岡	9/25、30、10/7、14、21、28、11/5、12	11/25、12/16	18	4
米沢	8/25、26、27、29、30、9/2、4、7、9、10		30	8
福島	10/17、22、26、29、11/2、5、9、14	11/28	19	2
郡山	10/24、31、11/7、14、28	12/5	29	7
いわき	10/7、14、21、28、11/4、11、18、25		23	4
白河	10/14、16、19、21、23、26、28、30、11/2、4		38	10
原町	9/1、8、15、24、29、10/6、13、20		40	2
須賀川	10/2、6、8、13、15、20、27、30		49	10
新潟	9/4、11、17、29、10/14、19、28、11/2		39	8
柏崎①	5/26、6/8、9、24、7/16	9/15	24	8
柏崎②	9/14、29、10/13、20、11/5	11/17	21	15
柏崎③	10/22、29、11/6、10、12、16、19、26、12/3、10		22	6
三条	9/3、9、16、17、19、24、30、10/1		38	9

新津	10/8、9、13、14、20、21、27、28、11/5、6	12/17	24	8
燕	11/17、19、24、26、12/1、3、8		16	6
糸魚川①	7/2、9、16、23、30、8/6、9/17、10/1	10/21	20	3
糸魚川②	7/13、27、8/10、9/16、28、10/5、19、11/16	12/3	21	2
新井①	7/7、9、13、16、21、23、28、30		31	9
新井②	9/4、16、17、10/14		24	13
新井③	9/10、10/15、11/10	12/3	23	10
加茂	10/28、11/4、11、18、19、25、12/2	12/9	22	3
富山	7/1、3、7、9、13、15、21、23、27、29		41	7
高岡	10/23、30、11/5、7、8、10、18		26	14
砺波	11/13、14、20、21	11/28、12/5	20	9
加賀	6/11、24、7/8、8/5、9/9、10/7、11/4、12/9、1/15		17	4
諏訪	10/1、8、15、22、29、11/5		22	11
須坂	6/15、29、7/6、11、12、13、17、24		27	0
伊那	10/21、28、30、11/2、4、13、16、25、26	12/9、10	32	8
小諸	9/8、9、15、16、29、30、10/6、7、13、14	1/20	33	10
古河	8/27、9/3、10、17、24、10/1、7、16、22、29	11/11、18、25	30	5
石岡	8/3、6、10、21、24、27、9/1、3、6、8、17、24、28	10/1、8、15、29、11/5	23	3
下館	7/14、16、21、23、8/4、6、11		22	4
栃木	10/15、19、22、26、29、11/2、5、9、12、16		27	6
足利	11/12、17、19、24、26、12/1、3、8、10、15		34	7
佐野	9/2、9、16、30、10/7、14、21、28、11/4、11	11/18	27	5
飯能	10/3、10、17、24、31		21	7
上尾	9/26、10/10、17、24		22	6
草加①	6/10、12、17、19、24	6/26	19	13
草加②	7/8、10、15、17、22、24	7/29	20	11

草加③	11/11、13、18、20、25	11/27	21	13
春日部	9/11、15、18、25、29、10/2、6、9、13、16	10/20	33	6
松戸	10/21、28、11/4、11、18、25、12/2、9		37	12
野田	10/19、22、26、29、11/2、5、9、12、16、19		19	3
東金①	7/14、28、8/11、25	8/26	23	10
東金②	10/6、27、11/10、24	11/25	25	15
柏	7/2、14、28、8/18、9/1、15、29、10/7		30	10
習志野	10/17、24、31、11/7、8		27	5
八千代	9/1、8、15、29、10/6、13、20、27、11/4、10	11/17	17	6
八王子	9/29、10/1、7、14、16、21、27、29、11/5、10	11/16	18	4
青梅	10/6、8、13、15、20、22、27、29、11/5、10		46	12
町田	10/2、9、16、28、11/4、11、16、26、12/2、9	12/16	25	5
川崎	10/15、17、22、24、29	10/30	29	18
相模原①	6/2、9、16、23	6/30、7/7、14、21	24	11
相模原②	6/4、11、18、25	7/9、16、23、30	26	13
相模原③	9/29、10/6、13、20	10/28、11/10、17、24	19	9
相模原④	10/15、22、29、11/5	11/6、12、19、26	19	5
相模原⑤	1/22、23、24、25	1/27、28、2/1、4	21	10
甲府	10/6、8、13、15、20、22、27、29、11/5、10		27	7
静岡	7/28、31、8/3、6、19、25、28	11/26、12/2、9	28	7
浜松	9/1、3、8、15、29、10/6、13	10/20、21、12/16	18	9
沼津	8/22、25、27、9/1、3、8、10、12		31	7
美濃	10/15、16、20、21、23、26、30	11/5、6	18	10
土岐	6/20、27、7/1、4、11	7/13、20、27	20	6
各務原①	6/3、9、17、23、30、7/1、8、14、15、21、22、28		30	7
各務原②	8/24、31、9/7、14、28、10/5、19、26	10/31、11/2、7	29	5

各務原③	2/2、4、9、12、16、18、23、25、3/2、4	3/5、6	25	5
可児	8/18、20、25、27、9/1、3、8、10	9/12、19、26	23	2
名古屋①	6/18、25、7/2、9、16、22、30		57	22
名古屋②	10/14、21、28、11/4、11		45	24
瀬戸	10/1、5、8、15、19、22、26、29、11/5、9	11/12、16、19、26、30	31	4
蒲郡	7/4、11、20、8/8、22	9/4	37	23
大府	9/20、27、10/4	10/9、16	31	21
津	7/23、8/6、20、9/3、10、10/15、22、11/12、19	12/3	36	0
伊勢	12/4、5、6		19	17
松阪	1/12、14、19、21、26、28、2/2、6		23	8
鈴鹿	10/15、22、29、11/5、12、19、26		22	6
京都	9/2、17、10/1、15、22、11/2	12/1、4	34	16
舞鶴	11/4、12、20、27、12/2、10、11	12/14	33	7
岸和田	7/21、24、28、8/1、7、22、25、29、9/5、12		18	2
八尾	10/28、31、11/6、9、14、18		26	9
大東	8/22、29、9/5、19、27	11/11、17、18	26	4
神戸①	7/15、8/4、19、9/2、16、10/1、28、11/11		30	19
神戸②	12/17、18、1/13、20、27、2/3、10、18		21	8
尼崎①	8/27、9/24、10/7、11/24、12/11、2/4		26	15
尼崎②	9/9、25、10/9、20、11/6、20		29	5
三木	10/22、28、11/12、18、24、12/3、17	12/22	31	2
小野	9/15、29、10/6、14、20、21、27、28、11/4、10		30	5
米子	9/3、9、17、24、30、10/7、14、22		17	3
岡山①	6/24、7/2、15、23、8/3、8	11/16	23	16
岡山②	9/2、9、16、24、10/7、14、25	11/16	22	14
倉敷	9/5、12、19、26、10/3		21	2

広島	10/17、18、24、25		26	10
福山	10/31、11/7、14、21、28、12/5		19	5
宇部	7/28、8/11、25、9/1、8、29、10/6、10、20、27	11/8	27	3
山口	10/13、15、20、22、27、29、11/5、10、12、17	12/4	26	10
防府	9/9、16、25、30、10/7、14、21、28、11/4、11、18		23	6
徳島	11/1、8、15、22、29	12/6	22	4
鳴門	9/9、16、24、30、10/5、15、21、28		24	4
阿南	2/2、4、5、9、10、16、17、23		30	12
高松	9/28、10/3、10、17、24、31		24	2
善通寺①	9/13、14、15、16、17、18、19、20		25	1
善通寺②	10/14、16、19、21、26、28、30、11/2、4、6、9、11		55	1
高知	9/3、10、17、24、10/1、8、15、22、29		72	12
土佐清水	9/2、9、16、23、30、10/14、21、28、11/11	11/3、24	30	5
朝倉	10/6、9、13、16、20、23、27、30		30	10
佐賀	11/14、15、21、22、28	11/29	15	2
伊万里	9/2、8、15、29、10/6、13、20	11/28	32	19
鳥栖	8/22、23、29、30	9/6	17	5
大分	10/20、22、27、29、11/2、4、10、12、17、19		35	3
津久見	9/2、9、16、30、10/13、21、28、11/4、11、18		35	10
都城	8/20、27、9/3、10、17	9/24	20	6
宮崎①	9/30、10/14、21、28、11/4、11、16、18、25	12/2	40	9
宮崎②	9/12、23、10/17、11/7、21	1/16	18	12
延岡	10/17、18、28、11/11、17、29、12/6	1/7、8	31	8
日向	10/1、8、15、22、29、11/5、12、19、26、12/3		40	8
日南	7/16、17、8/18、19、9/1、2、30	8/2、30、9/13、27	28	13
鹿児島	10/16、17、23、11/6、7、13、14		34	12

鹿屋	8/18、19、25、26、9/1、2、8、9、15、16		19	7
南さつま	8/22、23、29、30、9/5	9/12	21	20
那覇①	10/6、8、13、15、20、27、11/2、9、16、24		56	4
那覇②	11/30、12/7、9、14	12/16	17	1
浦添	6/25、7/1、8、15、22、29、8/5、12、19、26		42	4
		計	3,604	1,061

④小規模会議所向け経営革新塾モデル開催

会議所名	開催日	フォローアップ [○]	応募者	全講座 出席者
久慈	10/7、14、21、28、11/4、11、18		12	1
天童	10/6、15、23、29、11/4、12、18		10	9
千曲	10/7、8、14、15、21、22、28、29	11/26	17	8
茂原	9/18、25、10/2、9、16、23、27	11/11	10	6
恵那	7/28、8/5、19、26、9/4、9、15		11	1
小林	10/7、14、21、28、11/4	11/11	16	6
		計	76	31

(2) 平成 21 年度創業人材育成事業担当者説明会

創業人材育成事業の事業趣旨の徹底、効果的・効率的実施のためのノウハウの共有等を目的とする「平成 21 年度創業人材育成事業担当者説明会」を実施した。

日 時：平成 21 年 4 月 24 日（金）

場 所：東京商工会議所ビル 7 階「国際会議場」

参加者数：192 名

(3) 「創業人材育成事業」広報・啓発セミナー

創業人材育成事業（創業・経営革新塾）についての認知度をさらに高め、潜在的ニーズの掘り起こしを行うとともに、創業、経営革新に向けた気づきの機会を提供する目的で、全国 6 カ所でセミナーを開催した。

テ ー マ：逆境に打ち勝ち、ビジネスを創り出す起業・経営法～限られた経営資源の中で経営を成功させるための創業・経営革新～

開催場所	開催日	参加人数
仙台・仙台市シルバーセンター	平成 22 年 3 月 7 日（日）	93 人
東京・UDX GALLERY	平成 22 年 3 月 8 日（月）	141 人
名古屋・愛知県産業労働センター	平成 22 年 3 月 9 日（火）	151 人
神戸・三宮研修センター	平成 22 年 3 月 11 日（木）	75 人
広島・広島国際会議場	平成 22 年 3 月 13 日（土）	83 人
福岡・チサンホテル博多	平成 22 年 3 月 14 日（日）	108 人

18. 人材対策基金事業

(1) 人材対策基金事業

中小企業庁補助事業「中小企業経営支援等対策費補助金（人材対策基金補助金）」により造成する基金を活用し、各地商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、国公立大学、NPO 法人、民間企業等とともに、中小・小規模企業の人材確保・育成事業を実施・支援した。

平成 21 年度の各事業の実施件数は下記のとおり。（カッコ内は内数で商工会議所数）

- ・ 合同就職説明会開催事業：47 件（24 件）
- ・ 合同就職説明会開催事業（大学施設等活用型）：1 件（0 件）
- ・ 国内インターンシップ事業：24 件（9 件）
- ・ 通学型基礎力養成研修事業：38 件（32 件）
- ・ 海外展開人材育成事業：3 件（0 件）
- ・ 地域魅力発見バスツアー事業：1 件（0 件）
- ・ 観光関係人材育成事業：1 件（0 件）
- ・ 地域連携型雇用情報提供事業／ジョブカフェ・地域ネットワーク強化事業：21 件（0 件）
- ・ 中小企業緊急雇用安定助成金申請支援事業：109 件（109 件）

本事業は、平成 20 年度第二次補正予算（中小企業庁補助事業）で「人材対策基金」を造成し、同基金を活用して、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年にわたり、中小企業の人材確保育成に結びつく各種事業を各地商工会議所等の協力を得ながら実施することを目的に始まった。しかし、平成 21 年 11 月 26 日に行われた行政刷新会議ワーキンググループ（事業仕分け）での「当面の所要額以外を国庫返納」との決定を受け、平成 22 年度中に全事業が終了することとなった。

19. ジョブ・カード制度普及促進事業

当所では、平成 20 年度に引き続き、厚生労働省からジョブ・カード制度普及促進事業を受託。当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 134 の商工会議所（連合会）に地域ジョブ・カードセンターおよび地域ジョブ・カードサポートセンターを設置し、本制度を活用して人材の育成・確保を図る採用意欲のある企業（協力企業）の開拓や職業訓練を実施するための計画の作成支援を中心とした事業に積極的に取り組んだ。

制度の普及促進を図るため、全国では、約 780 回の普及促進フェア（企業への説明会）、約 1,650 回の訓練指導・評価担当者講習、約 90 回の職場見学・体験講習等を開催したほか、会報や地元新聞、リーフレット・チラシなどの各種広報媒体を活用した PR 活動を展開した。その結果、協力企業および地域ジョブ・カード（サポート）センターの支援によって作成した訓練実施計画が雇用・能力開発機構から認定された企業（認定企業）は全ての都道府県にわたり、その数は、協力企業が 8,882 社、認定企業が 4,190 社（協力企業、認定企業ともに約 80%が中小企業）となり、年間目標（協力企業：3,000 社以上、認定企業：1,000 社）を大きく上回った。

また、認定企業 4,190 社のうち、1,162 社が実際に訓練生を雇い入れて職業訓練を終了し、訓練修了者は 2,036 人にのぼる。訓練修了者のうち、約 65%に相当する 1,329 人が正規雇用に関わりつづなど、商工会議所（連合会）による本事業への取り組みは、非正規労働者、特に若年層（訓練生の約 65%が 35 歳未満）の正規雇用の促進に大きく貢献した。

○地域ジョブ・カード（サポート）センターの設置商工会議所（連合会）一覧

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	函館、旭川、釧路	福井県	敦賀	武生、大野、小浜
青森県	八戸	青森	滋賀県	滋賀県連	長浜
岩手県	盛岡	宮古、北上	京都府	京都	福知山
宮城県	仙台	（設置せず）	大阪府	大阪	茨木、豊中、北大阪
秋田県	秋田	大館、横手	兵庫県	神戸	（設置せず）
山形県	山形	鶴岡、米沢、天童	奈良県	奈良	（設置せず）
福島県	福島	会津若松、白河	和歌山県	和歌山	紀州有田
新潟県	新潟県連	上越、長岡	鳥取県	鳥取	米子
富山県	富山	（設置せず）	島根県	松江	出雲
石川県	金沢	（設置せず）	岡山県	岡山	倉敷、津山
長野県	松本	長野	広島県	広島	呉、福山、大竹
茨城県	水戸	結城	山口県	山口県連	宇部、山口、徳山、岩国
栃木県	宇都宮	足利	徳島県	徳島	鳴門、小松島、吉野川、阿南、阿波池田

群馬県	前橋	館林、伊勢崎、太田、 藤岡	香川県	高松	多度津
埼玉県	埼玉県連	本庄、春日部	愛媛県	松山	新居浜
千葉県	千葉	船橋、柏	高知県	高知	安芸、須崎、 土佐清水
東京都	東京	八王子、立川、町田	福岡県	福岡	久留米、北九州、 飯塚、直方
神奈川県	横須賀	横浜、川崎、平塚、 藤沢、厚木、相模原、 海老名	佐賀県	佐賀	鹿島
			長崎県	長崎	佐世保
山梨県	甲府	(設置せず)	熊本県	熊本	(設置せず)
静岡県	静岡	浜松、沼津	大分県	大分県連	(設置せず)
岐阜県	岐阜	大垣、羽島	宮崎県	宮崎	(設置せず)
愛知県	名古屋	岡崎、半田、春日井、 豊川	鹿児島県	鹿児島	川内、鹿屋、霧島
三重県	四日市	津、上野	沖縄県	那覇	沖縄、宮古島

○協力企業数・訓練実施計画の認定企業数、訓練修了者数・就労状況等

協力 企業数 (社)	認定 企業数 (社)	訓練終了 企業数 (社)	訓練 修了者 数 (人)	訓練修了後の 正規雇用者数 (人)		訓練実施 企業で 採用 検討中 (人)	求職中 (人)	非正規 雇用者数 (人)
				訓練実 施企業	他の 企業			
8,882	4,190	1,162	2,036	1,311	18	107	196	404
				合計	1,329			

【参考】協力企業数・訓練実施計画の認定企業数、訓練修了者数・就労状況等

(平成20年度からの累計)

協力 企業数 (社)	認定 企業数 (社)	訓練終了 企業数 (社)	訓練 修了者 数 (人)	訓練修了後の 正規雇用者数 (人)		訓練実施 企業で 採用 検討中 (人)	求職中 (人)	非正規 雇用者数 (人)
				訓練実 施企業	他の 企業			
12,389	4,844	1,536	3,017	2,154	21	107	265	470
				合計	2,175			

20. 中小企業知的財産啓発普及事業

知的財産の活用の問題を抱える中小企業のため、18年度より全国の商工会議所には知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口「知財駆け込み寺」が設置されている。

21年度の「知財駆け込み寺」における相談実績は、21年3月16日から22年3月15日までの累計で5,369件であった。

21. Chambers カード事業・慶弔サービス事業

Chambers カード事業については、全国138万の会員ネットワークを生かし、全国5,300店舗における割引等の優待サービスを展開。個人カード、および企業を対象とした、社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。未実施商工会議所には、カード導入を要請するとともに、利用促進を図るためインターネット掲載など、広報媒体により一層の普及に努めた。なお、22年3月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は151、カードの発行実績は口座数で28,640、枚数で39,985枚となっている。

また、7年10月から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の22年3月末現在の加入者は、187事業所（404人）となっている。なお、保険業法の改正（根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入）に伴い、サービスの提供方法等を再検討する視点から、現在、慶弔サービス制度については新規加入を一時停止しており、18年3月末までに加入された者のみを対象とするサービスとなっている。

22. 休業補償プラン

9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の1つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

21年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。22年3月末現在、395商工会議所で実施され、加入件数（人数）は18,838名となっている。

23. 広報事業

(1) 広報紙（誌）等

① 「会議所ニュース」（新聞型）

創 刊 昭和28年4月（平成22年3月現在通算2345号）

サ イ ズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ペ ー ジ 平均6ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21日発行）、平成21年度発行回数31回（うちカラー版30回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

② 「石垣」(雑誌型)

創 刊 昭和 55 年 6 月 (平成 22 年 3 月通算 358 号)

サ イ ズ 変型 A 4 判

ペ ー ジ 平均 68 ページ

発行頻度 月刊 (毎月 10 日発行)

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

③ 「所報サービス」(各地商工会議所が発行する会報の紙(誌)面づくりに協力するため、記事情報を提供)

提供記事本数: 毎月 7 本 (うち 1 本は隔月)

利用商工会議所数: 376 商工会議所 (平成 22 年 3 月現在)

④ 「日商ニュース・ファイル」(日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介)

送信回数: 64 回 利用人数: 1,106 人 (平成 22 年 3 月現在)

⑤ 「商工会議所 CM」(商工会議所の認知度を高めるため、日商が製作した全国共通で利用できる CM コンテンツを各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会に提供した)

利用商工会議所、商工会議所連合会数: 8 商工会議所、2 商工会議所連合会、1 ブロック商工会議所連合会

(2) 記者会見

① 定例会頭記者会見

開 催 日	内 容	出席者数
4月2日	日銀短観、G20・金融サミット、景気動向、新しい経済対策に対する第二次緊急提言	18 名
4月16日	地域経済四半期動向、景気動向・経済対策、東京オリンピック・パラリンピック招致、半導体メーカーの統合、消費者庁法案、EPAの推進	15 名
5月7日	景気動向、プーチン首相の来日、クライスラー社の再建問題、解散・総選挙について	16 名
6月4日	景気動向、地球温暖化対策の中期目標、日本郵政の人事問題、政治情勢、財政再建、公務員制度改革、GMの破産適用法申請	18 名
6月18日	景気動向、消費税関連、中国経済、日本郵政の人事関連、最低賃金の引き上げ	20 名
7月15日	景気動向、解散・総選挙関連	15 名
9月3日	景気動向、雇用、衆議院議員選挙結果関連、リーマンショックから 1 年、東京オリンピック・パラリンピック招致	19 名
9月16日	鳩山政権発足	20 名
10月1日	景気動向、鳩山政権、モラトリアム構想、地球温暖化対策、東京五輪招致	14 名
10月15日	地方分権推進、新型インフルエンザ、空港整備、地球温暖化対策、景気動向、近畿ブロック商工会議所との懇談会	大 阪
11月5日	企業業績、日本郵政新体制の発足、税制改正、緊急雇用対策、中小企業金融円滑化法案等、鳩山政権の評価	19 名
11月19日	景気認識、雇用情勢、予算・税制	15 名

12月17日	景気動向・雇用情勢、民主党政権への評価、来年度予算編成、C O P 15、地域主権と道州制を推進する国民会議、日米関係	20 名
1月14日	J A L 再建問題、中国経済、派遣労働者規制	15 名
1月21日	景気動向、春闘、J A L 再建問題、中国経済	16 名
2月4日	春闘、地球温暖化対策、中国ミッション	13 名
2月18日	景気動向、税制の抜本改革、春闘	16 名
3月4日	地球温暖化対策基本法案、春季労使交渉、大型連休分散化、為替、新成長戦略	13 名
3月17日	春季労使交渉、派遣法改正、日銀による金融緩和政策、訪中ミッション、ルノー・ダイムラー・日産の業務提携、鳩山政権発足 6 か月、企業決算、役員報酬の個別開示	19 名

② その他記者会見

開 催 日	内 容
8月31日	衆議院議員選挙結果を受けた臨時記者会見
1月5日	経済 3 団体長記者会見（於：帝国ホテル） 景気見通し、デフレからの脱却、株価・為替相場の見通し、春闘

(3) 会頭コメントの発表

発 表 日	内 容
4 月 10 日	「経済危機対策」について
4 月 14 日	日本ペルー経済連携協定（EPA）の交渉開始について
4 月 27 日	「第 4 回国土開発幹線自動車道建設会議」について
5 月 11 日	小沢民主党代表の辞任表明について
5 月 16 日	民主党新代表の決定について
6 月 10 日	麻生総理による地球温暖化対策中期目標の発表について
7 月 13 日	東京都議会議員選挙結果（7/12）について
7 月 21 日	衆院解散について
8 月 18 日	衆院選公示について
8 月 30 日	衆議院議員選挙結果について
9 月 16 日	鳩山新内閣発足について
9 月 23 日	国連気候変動サミットでの鳩山総理演説について
11 月 26 日	円高の進展について
12 月 8 日	追加経済対策について
12 月 22 日	平成 22 年度税制改正大綱について
12 月 25 日	2010 年度政府予算案について
12 月 30 日	新成長戦略（基本方針）について
3 月 12 日	地球温暖化対策基本法案の閣議決定について

(4) 会頭インタビュー・取材

月 日	媒 体 名
4月10日	NHK
6月10日	NHK
6月12日	内外情勢調査会 講演
7月8日	北海道新聞
7月21日	NHK

7月31日	財界研究所
9月3日	産経新聞
9月3日	日刊工業新聞
9月9日	日本経済新聞
9月9日	北海道新聞
9月10日	経済界
9月28日	フジサンケイビジネスアイ
11月24日	財界研究所
11月30日	朝日新聞
12月24日	フジサンケイビジネスアイ
12月28日	NHK
3月12日	NHK

(5) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4月1日	資料配布	その他	合併により新たに発足する商工会議所について
4月2日	資料配布	提言・要望	「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」について
4月16日	記者レク	提言・要望	地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について
4月16日	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12大都市）－2009年1月～3月－
4月17日	資料配布	その他	「中小企業の会計に関する指針（平成21年度版）」の公表について
4月23日	資料配布	事業	平成21年度「地域資源∞全国展開プロジェクト」77件を採択
4月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
4月30日	資料配布	その他	平成21年度5月の主な行事予定について
5月15日	記者レク	提言・要望	地球温暖化対策の中期目標に対する意見の提出について
5月26日	資料配布	その他	「日パ共同研究報告会」について
5月28日	資料配布	取材依頼	日豪経済委員会主催「日豪シンポジウム」の開催について（取材のお願い）
5月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
5月30日	資料配布	その他	平成21年度6月の主な行事予定について
6月3日	記者レク	提言・要望	「地球温暖化対策の中期目標に関する意見」について
6月11日	資料配布	取材依頼	塩谷文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会について（取材のお願い）
6月16日	資料配布	取材依頼	フィリピン共和国アロヨ大統領との懇談会 ならびに講演会開催について（取材のお願い）
6月18日	資料配布	提言・要望	「平成22年度中小企業等関係施策に関する要望」について
6月18日	資料配布	提言・要望	「平成22年度観光振興施策に関する要望」について
6月29日	資料配布	取材依頼	日韓中小企業CEOフォーラムの開催について
6月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
6月30日	資料配布	その他	平成21年度7月の主な行事予定について

7月2日	資料配布	取材依頼	日韓中小企業CEOフォーラムの開催について (追加のご案内)
7月10日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所と日本労働組合総連合会(連合)との懇談会について (取材のお願い)
7月15日	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向(12大都市)ー2009年4月～6月ー
7月28日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所「訪中国経済ミッション」同行取材のお願い
7月31日	資料配布	その他	平成21年度8月の主な行事予定について
7月31日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO(早期景気観測)調査結果
8月7日	資料配布	事業	第8回「女性起業家大賞」受賞者決定について ～感動・変革への挑戦～
8月17日	資料配布	事業	平成21年度「地域資源∞全国展開プロジェクト」追加募集 20件を新たに採択
8月28日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO(早期景気観測)調査結果
8月28日	資料配布	その他	平成21年度9月の主な行事予定について
9月4日	資料配布	調査結果	「商工会議所における教育支援・教育支援に関するアンケート」調査 結果 ～教育再生を担う商工会議所は205ヵ所～
9月10日	資料配布	提言・要望	国内クレジット取引のための契約案の作成について
9月14日	資料配布	取材依頼	第110回通常会員総会・会員大会の開催について (取材のお願い)
9月17日	資料配布	その他	第110回通常会員総会・会員大会について(会頭挨拶)
9月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO(早期景気観測)調査結果
9月30日	資料配布	その他	平成21年度10月の主な行事予定について
9月30日	資料配布	事業	日本商工会議所と株式会社商工組合中央金庫との「中小企業における 円滑な事業承継の推進に関する提携」について
10月7日	資料配布	取材依頼	直島経済産業大臣との懇談会の開催について (取材のお願い)
10月8日	資料配布	事業	「平成22年度税制改正に関する要望」について
10月9日	資料配布	事業	地域資源∞プロジェクト共同展示商談会 「Feel NIPPON 秋 2009」の開催について
10月15日	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向(12大都市)ー2009年7月～9月ー
10月20日	資料配布	取材依頼	第47回日豪経済合同委員会会議の開催について
10月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO(早期景気観測)調査結果
10月30日	資料配布	その他	平成21年度11月の主な行事予定について
11月9日	資料配布	取材依頼	「アラン・ガルシア ペルー共和国大統領との朝食懇談会」の開催に ついて
11月13日	資料配布	取材依頼	「全国商工会議所観光振興大会 2009in 神戸」 ーデザイン都市づくりと生活文化体感型観光の推進ー の開催について
11月20日	資料配布	提言・要望	中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引き上げについて(要 望)
11月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO(早期景気観測)調査結果
11月30日	資料配布	その他	平成21年度12月の主な行事予定について

12月18日	資料配布	その他	平成 22 年「岡村会頭年頭所感」について
12月22日	資料配布	調査結果	「全国商工会議所会頭アンケート結果 ～「百年に一度の不況」に直面した経営者の姿が明らかに～」
12月25日	資料配布	事業	平成 21 年度（第 50 回）全国推奨観光土産品審査会 入賞品の決定について
12月28日	資料配布	調査結果	商工会議所 L O B O（早期景気観測）調査結果
12月28日	資料配布	その他	平成 22 年度 1 月の主な行事予定について
1月19日	資料配布	取材依頼	環境省と日本商工会議所との懇談会について （取材のお願い）
1月19日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所「訪中国経済ミッション」同行取材のお願い
1月21日	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12 大都市）－2009 年 10 月～12 月－
1月22日	資料配布	事業	全国から 44 商工会議所が出席 「fell NIPPON 春 2010」 ～商工会議所の共同展示商談会～
1月29日	記者レク	調査結果	商工会議所 L O B O（早期景気観測）調査結果
1月29日	資料配布	その他	平成 22 年度 2 月の主な行事予定について
2月2日	資料配布	事業	「商工会議所を知ってもらうキャンペーン」をスタート
2月10日	資料配布	提言・要望	「2020 年オリンピック大会の東京招致を要望する決議」について
2月12日	資料配布	事業	～地域資源∞全国展開プロジェクト・テストマーケティング事業～ 「feel NIPPON ニッポンの食と文化の物産展」の開催について
2月25日	資料配布	その他	「非上場会社の会計基準に関する懇談会」の設置について
2月26日	記者レク	調査結果	商工会議所 L O B O（早期景気観測）調査結果
2月26日	資料配布	その他	平成 22 年度 2 月の主な行事予定について
3月4日	資料配布	取材依頼	「ルーマニア経済フォーラム」の開催について （取材のお願い）
3月8日	資料配布	取材依頼	「ルーマニア経済フォーラム」の開催について （取材のお願い）（追加）
3月10日	資料配布	取材依頼	第 111 回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
3月11日	資料配布	その他	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案の公表について
3月11日	記者レク	提言・要望	「新成長戦略」の取りまとめに向けた提言について
3月17日	資料配布	事業	「『経営相談』の巻」全国 PR を開始～商工会議所を知ってもらうキャンペーン～
3月18日	資料配布	その他	第 111 回通常会員総会について（会頭挨拶など）
3月19日	記者レク	提言・要望	農商工連携の推進による地域経済の活性化に関する提言
3月30日	資料配布	事業	第 9 回「女性起業家大賞」の募集を開始 ～「感動・変革への挑戦」をキーワードに、女性起業家を表彰～
3月31日	資料配布	その他	平成 22 年 4 月の主な行事予定について
3月31日	記者レク	調査結果	商工会議所 L O B O（早期景気観測）調査結果
3月31日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所と日本労働組合総連合会（連合）との意見交換会について（開催のご案内）
3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4 月 1 日付）

(6) その他資料配布

〈国際商業会議所日本委員会〉

4月1日	G 20 ロンドン金融サミットに対する国際商業会議所（ＩＣＣ）声明について
6月12日	G 8 ラクイラ・サミット参加各国首脳へのＩＣＣ声明について

24. 1 級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5 年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1 級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催しており、21 年度の開催地、受講者数等は下表のとおり（2 級・3 級は各地商工会議所で開催）。

開催地	開催日	会場	受講者数
大阪 A	平成21年11月 6日（金）	大阪商工会議所	85 名
東京 A	平成21年11月27日（金）	日 精 ホール	161 名
福岡	平成22年 1月 8日（金）	福岡商工会議所	21 名
大阪 B	平成22年 1月15日（金）	大阪商工会議所	47 名
東京 B	平成22年 1月21日（木）	日 精 ホール	116 名
合 計			430 名

※ 21 年度の 1 級資格更新対象者数は 701 名で、このうち、61.3%にあたる 430 名が講習会を受講した。

25. D C プランナー資格更新通信教育講座

D C プランナー認定試験（1 級、2 級）は、2 年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新通信教育講座」等を受講する必要がある。資格登録者のうち、資格の有効期間が平成 22 年 3 月 31 日で満了となる 1 級 D C プランナー（885 名）と 2 級 D C プランナー（2,655 名）を対象とした「資格更新通信教育講座」を商工会議所年金教育センターおよび社団法人金融財政事情研究会の協力のもと、開講した。

また、1 級に関しては、20 年度に引き続き「資格更新研修会」を商工会議所年金教育センターの協力のもと開催した。本研修会の参加者は、「資格更新通信教育講座」の受講を免除される。

21 年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開 催 月	受講者数
資格更新通信教育講座	1 級	平成 21 年 10 月	593 名
	2 級	平成 21 年 10 月（第 1 次募集）	975 名
		平成 22 年 1 月（第 2 次募集）	835 名
	小 計		
資 格 更 新 研 修 会	1 級	平成 21 年 10 月	95 名
		平成 21 年 11 月	65 名
	小 計		
合 計			2,563 名

* 資格更新通信教育講座 2 級の 10 月と 1 月、および、資格更新研修会 1 級の 10 月と 11 月は同じ内容で、受講対象者の都合により、開催月を選択できる。

26. 全国統一演習研修事業（経営指導員 Web 研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成 16 年度に経営指導員向けに開発した“E ラーニングによる Web 研修システム”の運用が開始された。この Web 研修の一層の普及・活用を図るとともに事業承継支援などのコンテンツの充実やシステムの改善を実施した。

27. 青年部関係事業

＜日本商工会議所青年部の組織＞

会 長 山内 毅（千葉商工会議所青年部）
会 員 数 400 青年部（平成 22 年 3 月 31 日現在）
特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会 9 道府県連合会 45（同上）

(1) 会員総会

① 第 55 回会員総会（WEB）

期 日 平成 21 年 8 月 21 日～平成 21 年 8 月 26 日
場 所 日本商工会議所青年部が使用している I T 連絡ツール「エンジェルタッチ」を使用し
WEB 上で開催
出席者 377 青年部
議 事

審議事項

- (1) 平成 20 年度事業報告（案）について（議案第 1 号）
- (2) 平成 20 年度収支決算（案）について（議案第 2 号）
- (3) その他

報告事項

- (1) 第 30 回（平成 22 年度）全国大会の開催期日について
- (2) 第 28 回（平成 22 年度）全国会長研修会の開催期日について
- (3) その他

② 第 56 回会員総会

期 日 平成 21 年 11 月 28 日
場 所 奈良県文化会館 国際ホール（奈良県奈良市）
出席者 339 青年部（うち委任状出席 176 青年部）
議 事

審議事項

- (1) 平成 22 年度役員の選任（案）について
- (2) その他

報告事項

- (1) 第 28 回（平成 22 年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (2) 第 30 回（平成 22 年度）全国大会開催地・開催日について
- (3) 平成 22 年度ブロック大会開催地・開催日について

- (4) 第 29 回（平成 23 年度）全国会長研修会開催地について
- (5) 第 31 回（平成 23 年度）全国大会開催地について
- (6) 平成 20 年度事業報告・決算の日商総会承認について
- (7) 平成 21 年度ブロック代表理事会議報告
- (8) 平成 21 年度各委員会活動報告
- (9) その他

③ 第 57 回会員総会

期 日 平成 22 年 3 月 6 日

場 所 愛媛県県民文化会館 サブホール（愛媛県松山市）

出席者 323 青年部（うち委任状出席 161 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 23 年度会長候補者選任に関する件
- (2) 平成 22 年度事業計画（案）に関する件
- (3) 平成 22 年度収支予算（案）に関する件
- (4) その他

報告事項

- (1) 平成 21 年度ブロック活動報告
- (2) 平成 21 年度委員会報告
- (3) その他

(2) 第 29 回全国大会

期 日 平成 22 年 3 月 4 日～7 日

場 所 愛媛県県民文化会館 他（愛媛県松山市）

参加者 3,969 名

主なプログラム 記念講演（講師 前東京ヤクルトスワローズ監督 古田敦也氏
スポーツジャーナリスト 二宮清純氏）

分科会・物産展・ビジネス交流会 他

(3) ブロック大会

① 四国ブロック大会（宿毛）

期 日 平成 21 年 9 月 4 日～5 日

場 所 宿毛市総合社会福祉センター 他

参加者 468 名

主なプログラム 記念講演（講師 マーケティングコンサルタント 西川りゅうじん氏）
式典、分科会、物産展

② 東北ブロック大会（仙台）

期 日 平成 21 年 9 月 11 日～12 日

場 所 仙台市民会館 他

参加者 1,052 名

主なプログラム 記念講演（講師 アイリスオーヤマ株式会社
代表取締役社長 大山健太郎氏）

式典、分科会、物産展

③ 北海道ブロック大会（遠軽）

期 日 平成 21 年 9 月 18 日～19 日

場 所 上湧別文化センターTOM 他

参加者 316 名

主なプログラム 記念講演（講師 早稲田大学大学院公共経営研究科教授 北川正恭氏）

式典、分科会、物産展

④ 近畿ブロック大会（八尾）

期 日 平成 21 年 9 月 25 日～26 日

場 所 八尾市立総合体育館 他

参加者 1,302 名

主なプログラム 記念講演（講師 大阪府知事 橋下徹氏）

式典、分科会、物産展

⑤ 中国ブロック大会（大田）

期 日 平成 22 年 10 月 2 日～3 日

場 所 大田市民会館 他

参加者 1,039 名

主なプログラム 記念講演（講師 NHKプロ野球解説者 与田剛氏）

式典、分科会、物産展

⑥ 関東ブロック大会（静岡）

期 日 平成 21 年 10 月 9 日～10 日

場 所 静岡コンベンションアーツセンター 他

参加者 1,267 名

主なプログラム 記念講演（講師 作家・東京都副知事 猪瀬直樹氏）

式典、分科会、物産展

⑦ 北陸信越ブロック大会（新津）

期 日 平成 21 年 10 月 16 日～17 日

場 所 ANAクラウンプラザホテル新潟

参加者 626 名

主なプログラム 記念講演（講師 有限会社クロフネカンパニー

代表取締役社長 中村文昭氏）

式典、分科会、物産展

⑧ 東海ブロック大会（桑名）

期 日 平成 21 年 10 月 23 日～24 日

場 所 桑名市民会館 他

参加者 1,214 名

主なプログラム 記念講演（講師 株式会社柿安本店 名誉会長 赤塚保氏）
式典、分科会、物産展

⑨ 九州ブロック大会（奄美）

期 日 平成 21 年 10 月 30 日～31 日

場 所 奄美文化センター 他

参加者 1,027 名

主なプログラム 記念講演（講師 千葉商科大学大学院政策情報学研究科教授 宮崎緑氏）
式典、分科会、物産展

(4) 第 27 回全国会長研修会

期 日 平成 21 年 11 月 26 日～28 日

場 所 奈良県文化会館（奈良県奈良市）

参加者 1,410 名

主なプログラム 記念講演（講師：エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 松浦勝人氏）
対象者別研修会（第 1 G U T S ～第 4 G U T S）
式典、物産展

(5) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
191	4. 17	千葉商工会議所 (千葉県千葉市)	69 名	196	11. 27	奈良県文化会館 (奈良県奈良市)	67 名
192	5. 28～ 6. 1	W E B	70 名	197	22. 2. 6	湯本富士屋ホテル (神奈川県足柄下郡)	64 名
193	7. 18	松山市男女共同参画 推進センター (愛媛県松山市)	66 名	198	22. 3. 5	愛媛県県民文化会館 (愛媛県松山市)	67 名
194	8. 29	千葉商工会議所 (千葉県千葉市)	66 名	199	22. 3. 20～ 3. 26	W E B	70 名
195	10. 13～ 10. 16	W E B	70 名				

(6) 平成 21 年度新規加入青年部

会員（2 青年部）：焼津、四日市

(7) 平成 21 年度ブロック代表理事会・各委員会の活動状況

① ブロック代表理事会

1. 第 29 回全国大会（松山）、第 27 回全国会長研修会（奈良）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本 Y E G の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 Y E G 未加入青年部の加入促進

② 各委員会

ア. 総務委員会

1. 日本Y E G諸会議の運営
2. Y E G事業データベースの充実とY E G大賞事業の企画・運営
Y E G事業データベース登録数 665 件（平成 22 年 3 月 31 日現在）
Y E G大賞：応募総数 93 事業
3. 日本Y E G規約等の整備
4. 各種対応窓口業務

イ. 企画委員会

1. サイクル変更にともなう全体スケジュールの検討
2. 平成 21 年度全国大会松山大会に関する事業
3. 平成 21 年度全国会長研修会奈良会議に関する事業
4. 平成 23 年度全国大会並びに全国会長研修会開催地決定に関する事業
5. 平成 22 年度全国大会及び全国会長研修会主管地の準備に関する事業
6. 各地 9 ブロック大会への協力・共催
7. ブロック大会開催地連絡会議の開催
8. 各大会の資料の検討と整備

ウ. 研修委員会

1. 全国会長研修会における研修事業に関する企画・運営
2. ビジネスプランコンテストの企画・運営
167 プラン応募
集合研修会：参加者 42 名、平成 22 年 1 月 22 日～24 日（於：カリアック）
3. Y E Gマニュアルの内容見直し

エ. 広報委員会

1. ホームページの管理
2. メールマガジン・委員会ブログ等の発行・更新
3. 外部への「Y E G」情報発信・Y E Gブランドのアピール
4. DVD等の作成
5. 会員拡大（青年部設置・日本Y E G加入促進）活動
6. オフィシャルツールとしてのA T普及・利用促進
7. 翔生・石垣等を活用しての広報活動

オ. ビジネス推進委員会

1. 「ご縁満開ビジネスサイト」の充実および実質的成果の向上促進
2. ビジネスプランコンテストの発表（研修委員会との連携事業）
3. ビジネス交流会の企画・運営

カ. 地域提言委員会

1. 全国Y E G情報の収集、分析
2. 全国Y E Gの情報に基づく各方面への政策提言、意見具申
3. Y E G地域支援活動の窓口

4. 議会関係者及び行政関係者との交流

28. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

(1) 組 織

会 長 吉川稲美（東京商工会議所女性会会長）

会員数 403 商工会議所女性会（平成 22 年 3 月末日現在）

平成 21 年度新入会員 綾部商工会議所女性会

(2) 会 議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、全国大会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

① 全国大会

第 41 回全国大会

期 日：平成 21 年 9 月 4 日（金）

場 所：エムウエーブ（長野県長野市）

参加者：約 3,200 名

○主な次第：(1) 第 8 回女性起業家大賞授賞式

(2) 全国商工会議所女性会連合会表彰制度授与式

(3) 「商工会議所女性会エコライフのすすめ」

(4) 次回開催地（宮崎）女性会への連合会旗引渡し

○記念講演会 テーマ：「幸せの探し方教えますー元気な日本をつくろうー」

医師・作家 鎌田 實氏

② 常任理事会（3 回）

6 月 22 日（於 カリアック）、9 月 4 日（於 長野）、3 月 12 日（於 東京）

③ 理事会（3 回）

6 月 22 日（於 カリアック）、9 月 4 日（於 長野）、3 月 12 日（於 東京）

④ 会長・副会長会議（1 回）

7 月 21 日（於 東京）

⑤ 監事会

6 月 22 日 出席者：5 名

⑥ 委員会

ア. 総務委員会

第 1 回 6 月 22 日 出席者：22 名

第 2 回 3 月 12 日 出席者：14 名

イ. 政策委員会

第 1 回 6 月 22 日 出席者：20 名

第 2 回 3 月 12 日 出席者：14 名

ウ. 広報委員会

第 1 回 6 月 22 日 出席者：9 名

第 2 回 3 月 12 日 出席者：8 名

エ. 企画調査委員会

第1回 6月22日 出席者：15名

第2回 3月12日 出席者：10名

⑦ その他会議

ア. 「第8回女性起業家大賞」本審査会

期日：7月27日 出席者：13名

(3) 商工会議所女性会エコライフのすすめ（長野大会で申し合わせ）

平成20年11月の沖縄全国大会で採択をした「商工会議所女性会 環境行動宣言」を踏まえて、各地女性会において具体的な活動に気軽に取り組むことができるよう「ひろげよう つなげよう つづけよう」と合言葉が書かれたA4サイズ緑色の「エコライフ」のチラシが、長野全国大会で参加者に配布され、地球環境に配慮した行動について、それぞれができることから取り組んでいくことを申し合わせた。

チラシの表面には、会社や家庭での「エコライフ宣言」として、それぞれ何か1つでも継続して取り組めることを記入して、冷蔵庫など目に付くところに貼って実行に移す「私のエコライフ宣言」という欄を設置。裏面には、地球環境に負担をかけないライフスタイル「もったいない」の精神で①室内は28℃に設定する、②蛇口はこまめに閉める、③エコドライブをする、④エコ製品を選ぼう、⑤ゴミを減らす、⑥電気はこまめに切るなど具体的なアクションプランを紹介している。

また、毎月の電気・ガスの請求書などにに基づき使用量を入力することで、会社や家庭の二酸化炭素排出量とエネルギー使用量の実態を把握することができる「商工会議所環境行動計画支援サイト」についても紹介されている。地球温暖化問題については、一人ひとりの取り組みは小さくても、多くの女性会会員が参画することにより、各地域や日本全体に対して、ひいては世界に対して貢献していけることから今年度の全商女性連の事業計画にも盛り込まれている。

(4) 「個として光る」女性会事業表彰の実施

平成20年度から新たに行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行うこととし、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、伊那女性会のオリジナル環境紙芝居が輝いた。

(5) 女性起業家を支援

平成20年度に引き続き「女性起業家大賞」を実施。平成21年度で第8回となる。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 榎藤 光枝（有限会社 Branches 代表取締役）

<スタートアップ部門（創業5年未満）>

優秀賞 秋山 晶子（株式会社たび寅 代表取締役社長）

奨励賞 阿久津 智子（株式会社クルール・プロジェ 代表取締役）

奥間 邦子（株式会社 BuonoBuono 代表取締役）

特別賞 佐藤 真琴（一般社団法人ピア 代表理事）

加藤 元美（やっさ弁当 代表）

御子柴 真由美（まゆ 積み木作家 代表）

<グロース部門（創業5年以上10年未満）>

優秀賞 光畑 由佳（モーハウス（モネット有限会社） 代表）

奨励賞 林 志英（株式会社 KAJIN 代表取締役）

平井 由紀子（株式会社セルフウィング 代表取締役社長）

特別賞 古関 弘子（有限会社みずほフーズ 代表取締役）

西川 あゆみ（株式会社イーブ 代表取締役社長）

女性の創業・起業の促進のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が、女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から女性起業家大賞受賞者に対する講師謝金（1回の講演当たり1人5万円（手取り））に充当することとし、平成21年度は、1件の利用があった。

(6) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。（贈呈女性会数12ヵ所）

＜作文部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞1点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞4点

＜絵画部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞5点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞13点

(7) 対外広報活動の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、商工会議所女性会パンフレットを作成し頒布（実績85ヵ所、7,331冊）するとともに、女性会活動の活性化を図るため、「石垣（月刊誌）」「会議所ニュース（旬刊紙）」の有効活用を通じて、各地女性会活動の広報に努めた。

(8) がん・生活習慣病の予防に関する啓発活動の支援

がん・生活習慣病等の予防に関する啓発活動の一環として、長野全国大会のパンフレット、理事会封筒、各地女性会のパンフレットや機関誌等に、所定の統一クレジット記載の勧奨をした。

29. 全国商工会議所観光振興大会 2009 in 神戸

商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、まちづくり運動の一環として観光振興を促進することを目的に、平成21年11月20日～22日、兵庫県神戸市、姫路市、西宮市において、「全国商工会議所観光振興大会 2009 in 神戸」を開催した。今回の大会で第6回目となる。本大会では、「デザイン都市づくりと生活文化体感型観光の推進」をテーマに、全国から商工会議所会員や観光関係者ら、過去最多の約1700人が参加。基調講演やパネルディスカッション、神戸アピール採択などが行われた。

11月20日（1日目）

① 本大会（13：30～17：35）

場所 神戸ポートピアホテル「ポートピアホール」

内容

- ・ 歓迎セレモニー ピアニスト小曾根 実 氏、神戸消防音楽隊
- ・ 開会挨拶 日本商工会議所 会頭 岡村 正
- ・ 歓迎挨拶 神戸商工会議所 会頭 水越 浩士
- ・ 来賓挨拶 観光庁長官 本保 芳明 氏

（代読：観光庁観光地域振興部長 田端 浩 氏）

兵庫県知事 井戸 敏三 氏

神戸市長 矢田 立郎 氏

- ・日商報告 日本商工会議所観光専門委員会委員長 須田 寛
- ・「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」表彰式・事例発表
大 賞 豊後高田商工会議所
振興賞 境港商工会議所 武雄商工会議所
奨励賞 新潟商工会議所 桐生商工会議所
横浜商工会議所 西宮商工会議所
- ※大賞、振興賞を受賞した3商工会議所による事例発表

- ・基調講演 「地域《イキイキ化》計画～デザインを活かした街づくりのすすめ～」
マーケティングコンサルタント 西川 りゅうじん 氏
- ・パネルディスカッション
テーマ 「五感を満足させる観光」
コーディネーター (社)日本観光協会常務理事 丁野 朗 氏
パネリスト 作家・コメンテーター 玉岡 かおる 氏
神戸北野ホテル総支配人・総料理長 山口 浩 氏
(株)ロック・フィールド代表取締役社長 岩田 弘三 氏
- ・神戸アピール採択 日本商工会議所観光専門委員会 委員長代理 滝沢 靖六
- ・次回開催地挨拶 青森県商工会議所連合会 会長 林 光男 氏

② 交流会 (18:00～19:30)

場所 神戸ポートピアホテル 「大輪田の間」

- ・アトラクション 神戸 JAZZ オーケストラ、KOBÉ ブラジルサンバチーム、南京町龍獅団（獅子舞）、宮前 みゆき 氏（UCC 上島珈琲（株）バリスタ）

11月21日（2日目）

③ 分科会

- ・分科会Ⅰ パネルディスカッション

場所 神戸ポートピアホテル

テーマ「観光客の誘致につながるまちづくりとは」

コーディネーター 兵庫県立大学経済学部教授 加藤 恵正 氏

パネリスト (株)西村屋 代表取締役 西村 肇 氏

(株)御所坊 代表取締役 金井 啓修 氏

神戸フィルムオフィス 代表 田中 まこ 氏

- ・分科会Ⅱ パネルディスカッション

場所 神戸ポートピアホテル

テーマ「生活文化のブラッシュアップと情報通信」

コーディネーター 神戸大学大学院経営学研究科准教授 栗木 契 氏

パネリスト プロダクトデザイナー 喜多 俊之 氏

(株)フェリシモ 代表取締役社長 矢崎 和彦 氏

(株)JTB 西日本 広報室長 高崎 邦子 氏

・分科会Ⅲ パネルディスカッション

場所 神戸ポートピアホテル

テーマ「観光客が再訪したくなるような「おもてなしの心」の育成」

コーディネーター 神戸大学大学院経営学研究科教授 金井 壽宏 氏

パネリスト (株)神戸クルーザー 代表取締役社長 南部 真知子 氏

近畿タクシー(株) 代表取締役社長 森崎 清登 氏

(株)ポトマック 代表取締役 金指 光司 氏

・分科会Ⅳ

場所 姫路商工会議所ほか

テーマ「世界文化遺産と産業観光」

講演「姫路城の歴史と構造」

日本城郭研究センター 工藤 茂博 氏

視察 姫路城、灘菊酒造・酒蔵、大阪ガス(株)姫路製造所・姫路ガスエネルギー館、あずき

ミュージアム((株)御座候)見学

<視察(神戸分科会終了後)>

まちあるき(産業観光)

・観光親善大使“スマイル神戸”といく“旧居留地と南京町”神戸ならではの気品に満ちた風景に出会う“まちあるき”コース

・観光親善大使“スマイル神戸”といく神戸布引ハーブ園と北野異人館めぐり(エキゾチックな神戸)コース

・観光親善大使“スマイル神戸”といく明治近代建築と庭園・ウォーターフロントをめぐるコース

・建築家・安藤忠雄作品と震災復興・防災を体感するコース

・ポートアイランド・企業ミュージアムとIKEAを巡るコース

・灘の酒蔵と昭和の名建築・白鶴美術館、洋菓子・アンリシャルパンティエのスタジオを巡るコース

・酒づくりのまちから未来都市へ～文化を育む都市デザインを巡る～西宮コース

11月22日(3日目)

④ オプショナルツアー(各地)

ア.主催

日本商工会議所、神戸商工会議所

イ.後援

国土交通省、観光庁、経済産業省、中小企業庁、日本政府観光局(JNTO)、(社)日本観光協会、(社)日本ツーリズム産業団体連合会

ウ.協賛(広告)

アクサ生命保険株式会社、商工組合中央金庫、全日本空輸株式会社、財団法人伊勢神宮式年遷宮奉賛会、大同生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社

30. 地域資源∞全国展開プロジェクト

平成 18 年度より実施している「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業）」を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や観光資源の開発等、地域の魅力を P R し全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となって行う市場調査、専門家招聘、試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

平成 21 年度は、96 件のプロジェクトを決定した（参考：商工会については、全国商工会連合会で 144 件を採択）。

【本体事業】（73 件）

札幌、留萌、網走、栗山、富良野、千歳、恵庭、弘前、十和田、盛岡、花巻、塩釜、米沢、燕、加茂、氷見、小松、輪島、珠洲、長野、飯田、岡谷、諏訪、下諏訪、茅野、佐久、足利、千葉、立川、静岡、浜松、沼津、富士宮、磐田、岐阜、大垣、多治見、可児、一宮、蒲郡、常滑、伊勢、熊野、鯖江、大阪、和泉、神戸、姫路、洲本、田辺、岡山、倉敷、笠岡、高梁、新見、広島、下関、萩、柳井、松山、伊予、北九州、大牟田、大川、筑後、伊万里、長崎、玉名、豊後高田、宮崎、南さつま、いちき串木野、霧島

【調査研究事業】（23 件）

函館、札幌、網走、紋別、美幌、弘前、鶴岡、下諏訪、千曲、太田、春日部、小田原箱根、厚木、亀山、敦賀、大津、大和高田、松江、益田、広島、直方、牛深、日向

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記事業を実施した。

○各種セミナーの開催

①平成 21 年度地域資源∞全国展開プロジェクトセミナー

本事業の事務的説明のほか、地域資源のブランド化による地域活性化の取り組みの参考となるような内容を盛り込み、採択商工会議所以外からも広く参加を呼びかけ実施した。

- ・日程：平成 21 年 6 月 4 日～5 日
- ・場所：全国町村議員会館
- ・参加者数：117 名

②地域資源掘り起こしセミナー

地域資源の活用を検討している商工会議所を対象に、地域資源掘り起こしのポイントやその活用方法に関する講演、「地域資源∞全国展開プロジェクト」の進め方の注意点、活用事例紹介、実施可能な事業内容や経費支出基準の説明等を行う内容のセミナーを、全国 9 ブロックで開催した。

③地域資源∞全国展開プロジェクト活用個別セミナー

次年度の「地域資源∞全国展開プロジェクト」調査研究事業および本体事業の活用を具体的に検討している商工会議所を対象に、事業計画の立て方やプロジェクトの進め方など、円滑な事業展開のイメージをつかむための内容を盛り込んだセミナーを 4 カ所で開催した。

○広報事業

事業の周知および認知度向上を目的とした広報事業を実施し、全国各地の地域資源を活かした新たな特産品開発や観光資源開発の取り組み支援を行った。

①平成 20 年度・21 年度プロジェクト成果報告書の作成

平成 20 年度および平成 21 年度に本事業で取り組まれた各地プロジェクトの事業概要、成果、今後の方向性、課題などをとりまとめた成果報告書を作成。全国の商工会議所に配布することで、本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援に寄与した。

②平成 20 年度・21 年度プロジェクト事業成果パネルの作成および展示

①の成果報告書をベースに、平成 20 年度および平成 21 年度の事業成果パネルを作成。平成 20 年度の事業成果パネルは、平成 21 年 8 月 11 日～平成 22 年 3 月 31 日までの間、商工会議所福利研修センター（静岡県浜松市）において、パネル展示を実施。企業や学生等、研修など本施設の利用者に対し、地域資源∞全国展開プロジェクトで開発した各地の観光資源・特産品を P R した。また、平成 21 年 10 月、平成 22 年 2 月に開催の共同展示商談会「feel NIPPON」の会場内にも展示。来場者に対して、事業全体および出展プロジェクトの周知・P R に活用した。

③公式 H P 「feel NIPPON」の運営・更新

本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援を目的に、昨年度に引き続き公式ホームページ「feel NIPPON」で広報事業を実施。平成 21 年 8 月からは、「食」、「旅」などテーマ別に各地プロジェクトを取り上げる特集記事を 10 回にわたり掲載。また、平成 18～19 年度に取り組まれたプロジェクト成果も掲載し、これまで実施の 371 プロジェクトを網羅するとともに、事業種別や取り組み内容で検索できる機能を追加するなど、使い勝手も向上させた。

④「DiscoverJapan」での特集掲載

一般消費者に対する、本事業の周知と各地プロジェクトの P R を目的に、食、工芸、旅、宿など日本全国のさまざまな文化を紹介する隔月誌「DiscoverJapan」4 月号に、全 49 ページにわたる特集記事を掲載した。また、同誌からの抜き刷りを作成し、本事業の周知に活用した。

⑤事業紹介用 P R 媒体の作成

本事業の目的や支援内容等を分かりやすく伝えることを目的として、ポスターやホームページに掲載する P R 媒体を作成。同素材をポスター化し、平成 22 年 2 月に開催の共同展示商談会「feel NIPPON 春 2010」や、平成 22 年 2 月、3 月に開催のテストマーケティング事業の会場などに掲示。また、同素材を公式ホームページ等に掲載し、プロジェクト全体の認知度向上に努めた。

○共同展示商談会の開催

本事業で開発された商品などの P R と販路拡大を目的に、共同展示商談会「feel NIPPON」を、東京・有明の東京ビックサイトで 2 回開催した。

平成 21 年 10 月 14～16 日に開催の「feel NIPPON 秋 2009」には、17 商工会議所が出展。食の専門見本市「グルメ&ダイニングスタイルショー」と同時開催することで、多くの食品関係バイヤー等を集めた。

また、平成 22 年 2 月 2～5 日に開催の「feel NIPPON 春 2010」には、44 商工会議所が出展。国内最大級の見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」との同時開催により、多様な業種のバイヤーや多くの来場者を集めた。

○テストマーケティング事業の実施

平成 18～20 年度に実施の本事業において開発された食料品と工芸品について、首都圏における販路開拓と PR を目的とするテストマーケティング事業「feel NIPPON ニッポンの食と文化の物産展」を都内百貨店 2 ヶ所で実施。「プランタン銀座」には、平成 22 年 2 月 16～22 日、152 アイテムを出品。「松屋銀座」には、プランタン銀座に出品されたもののうち、バイヤーがセレクトした 33 アイテムを出品。平成 22 年 3 月 2～29 日に工芸品、3 月 3～16 日に食料品を出品し、消費者の生の声やバイヤーの意見を収集し、今後の商品改良や適切な販路を開拓する材料とした。

○事業評価・専門家派遣事業

平成 18～21 年度に本事業に取り組んだ全ての商工会議所を対象に、当該事業の経済的成果や地域内への波及効果、補助期間終了後の取り組み状況の把握等を目的とした調査を実施。事業に取り組む上での課題やその解決法、事業成果を分析するとともに、成功事例等をまとめた活用マニュアルを作成した。また、調査研究事業に取り組むプロジェクトや専門家派遣のニーズを有するプロジェクトに対して、コンサルタントや専門家を派遣するなど、実践的な支援を行った。

31. J A P A N ブランド育成支援事業

平成 16 年度より実施している「J A P A N ブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」に取り組む各プロジェクトへの側面支援を行うため、全国商工会連合会と連携・協力し、J A P A N ブランド戦略展開支援事業（J A P A N ブランド全国事務局：中小企業庁委託事業）を実施した。

平成 21 年度は、セミナーの開催や国内外での展示商談会、海外テストマーケティング等の実施を通じて、各プロジェクトの幅広い側面支援を行った。

各経済産業局に応募のあった J A P A N ブランド育成支援事業への商工会議所・商工会等の提案について、民間有識者等により構成されるプロジェクト採択審査委員会を開催し、70 件（商工会議所 31 件、商工会 18 件、事業組合等 21 件）のプロジェクトが採択された。

平成 21 年度の J A P A N ブランド育成支援事業 31 件（商工会議所が実施主体のもの）は以下のとおり。
（順不同）

戦略策定支援事業	（8 件）：浜松、城陽、大阪、龍野、広島、高松、宇和島、北九州
ブランド確立支援事業	1 年目（4 件）：東京、岐阜、武生、高知
ブランド確立支援事業	2 年目（8 件）：弘前、新津、鹿沼、長野、静岡、東広島、人吉、佐伯
ブランド確立支援事業	3 年目（7 件）：足利、甲府、静岡、豊橋、蒲郡、大野・勝山、鯖江
先進的ブランド展開支援事業	（4 件）：札幌、盛岡、三条、今治

各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため実施した側面支援事業は以下のとおり。

- ・各プロジェクトにおける効果的な実施を支援するため、事業担当者・参画事業者等を対象としたセミナーを 7 月 28 日に東京商工会議所国際会議場で開催した。
- ・各プロジェクトに携わる専門家による「J A P A N ブランドプロデューサー会議」を 7 月 29 日に日本商工会議所 会議室 A で開催し、各プロデューサーの携わる事業の取り組みや現状、課題などについて意見交

換を行った。

- ・関連情報を総合的に発信する公式サイト「JAPAN BRANDウェブサイト」において、各プロジェクトの活動情報、新着情報等の掲載等を多言語（日、英、仏、伊、独、中）で発信し、参画事業者や一般消費者等への情報提供およびイメージ訴求を行った。また、各地プロジェクトの取組みを通じて開発された製品が購入できる店舗情報を集約した「ショッピングリスト」の機能を追加した。
- ・事業の効果的な実施を目的として、民間有識者等により構成されるJAPANブランド事業推進委員を現地に派遣し、事業者へのアドバイスなどを行った。
- ・本事業の成果の把握や今後の支援事業の実施に資することを目的に、平成21年度および過年度に採択された各プロジェクトの取組状況等について、アンケート調査や現地でのヒアリングを実施した。
- ・国内外における各プロジェクトの販路開拓を支援するため、一般消費者、流通関係者、来日する海外デザイナー等に広く周知する国内展示商談会、欧州のバイヤーなどとのマッチングを行う海外展示商談会を開催するとともに、欧米市場におけるトレンド・価格調査等を目的としたテストマーケティング事業を実施した。

①国内展示会「JAPANブランドエキジビション in 100% Design Tokyo」

期 日 平成 21 年 10 月 30 日～11 月 4 日

会 場 東京・青山 明治神宮外苑絵画館前

②海外展示商談会「JAPANブランドエキジビション in Paris」

期 日 平成 22 年 1 月 20 日、21 日

会 場 パリ・三越エトワール

③海外テストマーケティング

1) アメリカ・ニューヨーク

期 日 平成 21 年 11 月 23 日～12 月 24 日

会 場 フェリシモ・デザインハウス

2) イタリア・ジェノヴァ

期 日 平成 22 年 2 月 12 日～25 日

会 場 ドゥカーレ宮殿

32. 産学連携による人材育成支援事業

当所では、各地商工会議所との協力の下、人材育成の重要な役割を担う大学等との連携により、学生のキャリアアップ教育、能力評価、就業支援にワンセットで取り組み、地方人材の育成・強化、地元での就職の促進などを目指した産学連携事業を推進している。

法政大学（17 年 12 月包括協定締結）に関しては、地域活性化に関するシンポジウム開催、販売士 2 級・3 級養成講座実施、日商 P C 検定試験の実施、文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」における日商 e ラーニングの活用、地方企業の就職情報の提供等、また、明治大学商学部（19 年 1 月包括協定締結）に関しては、地域活性化に関するセミナー・イベントへの支援、地方への人材還流に向けた情報提供に関する支援、地方インターンシップ実施への支援、日商簿記検定の団体受験等、さらに、学校法人立命館（20 年 7 月包括協定締結）に関しては、留学生の就職支援に関する情報提供等を中心に積極的に事業展開を図った。

上記のほか、簿記検定試験を中心とする商工会議所検定試験の活用等に関して城西国際大学、また、商

工会議所eラーニングの活用等に関して光産業創成大学院大学と連携するとともに、青山学院大学の実施する文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業」、「大学等教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」への支援・協力を実施するなど、他の大学等との産学連携についても取り組みを行った。

33. 平成 21 年度 I T 経営応援隊「I T 経営気づき研修会」事業の実施

経済産業省の実施する「中小企業経営革新基盤整備事業（I T 経営実践促進事業）」の受託先である社団法人日本情報システム・ユーザー協会から、同事業の一部である「I T 経営応援隊『I T 経営気づき研修会事業』」を請け負い、実施した。本事業は、I T の利活用が遅れている業種、規模の企業の経営者等を対象に、I T の利活用による経営資源の最適活用の必要性への気づきの機会を提供することを目的とした簡易型研修であり、I T 利活用を拒絶し、ためらいを感じている経営者等を対象とした「入門編」と既に I T 経営に「気づき」をもった経営者等を対象とした「基礎編」の 2 コースに区分して実施した。また、本研修会事業の開催にあたり、全国へ派遣する講師を要請するための説明会を東京で 7 月 30 日に開催し、6 名が参加した。

同研修会は、当所と各地商工会議所との共催により実施し、延べ 903 名が参加した。

○ I T 経営気づき研修会の研修内容

《入門編》

時間	内 容	ねらい
30 分	1. 『I T 経営戦略について』	中小企業にとっての I T 経営戦略とは何か。
60 分	2. 『企業ウェブサイトの実態と活用にあたってのポイント』	参加事業者の状況や本研修で聞きたい・知りたいことを把握し、受講者意識の方向付けを行うために、参加者へのヒアリングを行う。また、中小規模事業者が企業サイトを適切に運営し、ビジネスにプラスになるような、ウェブサイトを活用するにあたっての重要なポイントを解説する。
30 分	3. 『ウェブ経営戦略の策定』	自社ウェブサイトの基本的な戦略を決めるため、ワークシートを活用した経営戦略の立案・構築を行う。
60 分	4. 『ウェブサイトの基礎知識』 (1) S E O (2) C M S (3) アクセス解析と P D C A サイクルに基づく企業ウェブサイト運営	ウェブマスターとして、ウェブサイトを構築、活用していく上で知っておかなければならない基礎知識の解説と、適切なウェブサイトの運営や活用のポイントのまとめ。

《基礎編》

時間	内 容	ねらい
120 分	1. ケーススタディで体験する『I T 経営』 (1) 社長の思いと方向の再確認 (2) わが社の強み・弱み、好機と脅威の再確認 (3) 儲ける仕組み（経営戦略を立てる） (4) I T 利活用による問題解決（I T 利活用の戦略を立てる） (5) 個人演習またはグループによる演習 ※事例は「段ボール加工メーカー編」と「まちなか米穀店編」の2種類から受講者の状況に応じ開催地が選択	具体的な企業事例を用いたケーススタディにより、「経営戦略」「I T の利活用戦略」を策定する流れを疑似的に体験してもらう。インターネット、携帯電話、表計算ソフト活用など安価で簡単な I T 導入による中小規模事業者における経営改革の進め方を研修し、自社の発展や事業の見直しにおいて、I T を利活用した経営がいかに有効か、自社においても実現可能であることを体感してもらう。
60 分	2. 自社で体験する『I T 経営』 (1) 自社の I T 経営度（I T の利活用による経営レベル）を診断する (2) 個人演習	ケーススタディで学んだ事業分析手法を用いて、自社の強み・弱みの把握、自社経営における I T 活用レベルの診断、評価を行う。自社をモデルとした体験により、I T 経営への取り組みの手がかり（ストーリー）をつかみ、自社での実践へのモチベーションを高める。

○ I T 経営気づき研修会事業の実施結果（商工会議所分のみ）

	開催日	都道府県	会議所名	コース	講師名（敬称略）	参加人数
1	9 月 4 日	静岡県	掛川	基礎編	木村 玲美	8 人
2	9 月 30 日	北海道	留辺蘂	入門編	常名 隆司	13 人
3	10 月 7 日	大分県	臼杵	入門編	藤村 昭文	17 人
4	10 月 9 日	千葉県	習志野	基礎編	鬼澤 健八	10 人
5	10 月 9 日	大阪府	北大阪	入門編	大澤 貴行	15 人
6	10 月 13 日	愛媛県	今治	入門編	藤村 昭文	16 人
7	10 月 14 日	静岡県	静岡	入門編	御田村 瑞恵	21 人
8	10 月 19 日	埼玉県	蕨	入門編	大澤 貴行	12 人
9	10 月 20 日	神奈川県	大和	入門編	大澤 貴行	22 人
10	10 月 21 日	東京都	むさし府中	入門編	久保田 幸子	17 人
11	10 月 22 日	北海道	留萌	入門編	常名 隆司	13 人
12	10 月 27 日	静岡県	浜松	入門編	大澤 貴行	52 人
13	10 月 27 日	北海道	北見	入門編	御田村 瑞恵	8 人
14	10 月 27 日	鳥取県	倉吉	入門編	藤村 昭文	14 人
15	10 月 29 日	岩手県	花巻	入門編	御田村 瑞恵	8 人
16	10 月 29 日	神奈川県	相模原	入門編	大澤 貴行	17 人
17	10 月 30 日	岩手県	花巻	基礎編	御田村 瑞恵	7 人
18	11 月 4 日	神奈川県	横須賀	入門編	大澤 貴行	14 人
19	11 月 4 日	三重県	亀山	入門編	御田村 瑞恵	9 人
20	11 月 5 日	大阪府	北大阪	入門編	大澤 貴行	9 人
21	11 月 7 日	東京都	日本商工会議所 青年部	入門編	大澤 貴行	34 人
22	11 月 9 日	埼玉県	蕨	基礎編	今井 正文	10 人
23	11 月 9 日	愛媛県	今治	基礎編	石川 敬三	12 人
24	11 月 10 日	山形県	鶴岡	基礎編	山口 幸弘	9 人
25	11 月 10 日	香川県	高松	入門編	藤村 昭文	20 人
26	11 月 11 日	静岡県	静岡	基礎編	宮角 良介	12 人
27	11 月 12 日	北海道	留萌	基礎編	石塚 雅章	10 人
28	11 月 12 日	大分県	臼杵	基礎編	秋吉 英矢	8 人
29	11 月 16 日	沖縄県	浦添	入門編	御田村 瑞恵	12 人
30	11 月 18 日	東京都	東京	入門編	大澤 貴行	14 人
31	11 月 18 日	熊本県	熊本	入門編	藤村 昭文	10 人
32	11 月 19 日	大阪府	高槻	基礎編	鎌田 裕嗣	2 人

33	11月20日	福岡県	直方	基礎編	小林 英二	10人
34	11月21日	東京都	日本商工会議所 青年部	入門編	大澤 貴行	29人
35	11月24日	神奈川県	相模原	入門編	大澤 貴行	11人
36	11月26日	兵庫県	龍野	入門編	うぐ森 丸美	17人
37	11月26日	福岡県	八女	入門編	藤村 昭文	10人
38	11月26日	広島県	府中	基礎編	矢村 弘道	24人
39	11月26日	北海道	北見	基礎編	阿部 裕樹	6人
40	11月26日	福岡県	飯塚	入門編	富永 一也	12人
41	11月27日	千葉県	市川	基礎編	大澤 貴行	26人
42	12月2日	愛知県	大府	入門編	御田村 瑞恵	22人
43	12月3日	熊本県	熊本	基礎編	小山 隆道	10人
44	12月3日	東京都	むさし府中	入門編	大澤 貴行	16人
45	12月3日	沖縄県	浦添	基礎編	平良 弘	7人
46	12月4日	静岡県	浜松	入門編	大澤 貴行	54人
47	12月5日	群馬県	館林	基礎編	内藤 典宏	18人
48	12月8日	宮崎県	宮崎	入門編	藤村 昭文	13人
49	12月10日	福岡県	八女	基礎編	山口 征行	7人
50	12月16日	宮崎県	日南	入門編	御田村 瑞恵	14人
51	12月16日	宮崎県	日南	基礎編	御田村 瑞恵	13人
52	12月17日	千葉県	市川	基礎編	御田村 瑞恵	8人
53	1月13日	神奈川県	横須賀	入門編	大澤 貴行	20人
54	1月19日	長野県	松本	入門編	御田村 瑞恵	11人
55	1月19日	福岡県	朝倉	入門編	藤村 昭文	16人
56	1月21日	東京都	東京	入門編	大澤 貴行	41人
57	1月22日	長野県	松本	基礎編	飯島 達哉	10人
58	1月23日	群馬県	館林	基礎編	内藤 典宏	14人
59	1月26日	大阪府	茨木	基礎編	川野 太	9人

34. 財団法人日本対がん協会との医産連携事業

商工会議所による国民の健康福祉増進に寄与する社会貢献活動および商工会議所会員サービスの拡充と会員加入促進等のため、19年3月、当所と財団法人日本対がん協会は、「医産連携による地域健康支援モデル事業創設」に関する基本合意書を締結した。当所は、同合意書に基づき、各地商工会議所と同協会の支部の連携のもと、商工会議所会員である事業主や従業員、その家族等の健康管理の向上に資する事業を行うスキームを創設し、各種事業を展開している。

21年度は、全国商工会議所女性会連合会と連携し、同連合会会員に対して、乳がんをはじめとするがん予防に関する啓発活動や情報提供を行った。さらに、大野・松山・和歌山・鹿児島等の各地商工会議所と地元の協会支部との連携を通じ、地域事情とニーズに合わせた形で、健康啓発普及セミナーや高度ながん検診の実施、がん予防や生活習慣病等に関する健康情報提供等の各種連携事業を実施した。

22年度においても、引き続き、各地商工会議所をはじめ同協会および同協会支部と連携して、医産連携事業を推進する。

(2) 意見活動

- 第1号（4月2日） 新しい経済対策に対する第二次緊急提言
- 第2号（4月16日） 地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について
- 第3号（5月15日） 地球温暖化対策の中期目標に関する意見【日本商工会議所】
- 第4号（6月3日） 地球温暖化対策の中期目標に対する意見【中小4団体】
- 第5号（6月8日） ポスト京都議定書におけるわが国の中期目標について
- 第6号（6月18日） 平成22年度中小企業等関係施策に関する要望
- 第7号（6月18日） 平成22年度観光振興施策に関する要望
- 第8号（9月17日） 新内閣に期待する
- 第9号（10月8日） 平成22年度税制改正に関する要望
- 第10号（11月20日） 中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引き上げについて（要望）
- 第11号（12月17日） 日本ペルー経済関連協定に関する意見
- 第12号（12月22日） 再生可能エネルギーの全量買取についての意見
- 第13号（12月28日） 地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージに対する意見
- 第14号（2月23日） 地球温暖化対策基本法案に関する意見【日商・経団連・同友会】
- 第15号（2月24日） 当地球温暖化対策基本法案（仮称）に対する意見【日商】
- 第16号（3月5日） 「第4次出入国管理基本計画（案）」に対する意見
- 第17号（3月15日） 「新成長戦略」の取りまとめに向けた提言
- 第18号（3月18日） 第111回通常会員総会決議
- 第19号（3月18日） 農商工連携の推進による地域経済の活性化に関する提言

1. 新しい経済対策に対する第二次緊急提言

平成 21 年 4 月 2 日

日 本 商 工 会 議 所

わが国経済は、引き続き、未曾有の経済危機にある。本年 1－3 月の全国企業短期経済観測調査(日本銀行短観)によると、業況判断指数(DI)は大企業・製造業で▲58 となり、第 1 次石油危機時を超えて過去最悪となった。商工会議所の早期景気観測調査の 3 月結果においても、全産業の業況DIは▲72.8 と、調査開始後の最悪値を 3 カ月連続で更新した 2 月から底ばいが続いている。中小企業の人員削減や倒産・廃業が増加し、地域はますます疲弊している。

この非常事態を打開するためには、あらゆる政策を総動員し、「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要を創出」することが喫緊の課題である。もとより、平成 21 年度当初予算の大幅な前倒し執行が求められる。

日本商工会議所は去る 3 月 6 日に、「当面の経済運営に関する緊急提言」(5 頁以降参照)において、「30 兆円規模の財政措置を伴う大型景気対策のスピード実施」「中期的な成長シナリオの提示」等を要望したところであるが、今般、具体的・重点事項を追加的に取りまとめたので、是非とも下記事項を早期に実現されたい。

記

1. 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行

大きな雇用創出効果が期待される社会インフラ整備については、既にここ数年で予定されている具体的プロジェクトを「選択と集中」を図った上で、前倒し執行されたい。

<具体的な優先分野>

- (1) 交通・物流効率化のための整備新幹線、大都市圏の環状道路の整備
- (2) 地域間格差の是正や地域活性化のため、高規格幹線道路(整備率 67%)の未結合拠点の解消など地方幹線道路等の早期整備
- (3) 国際国内拠点空港・港湾の整備促進、空港・港湾の機能強化に向けた広域道路や鉄道のネットワークの重点整備
- (4) 学校・病院等の公的施設の耐震化・省エネ化の促進
- (5) 都市部や観光地の無電柱化の推進

国の直轄事業は地方自治体の負担を前提とせず、時限的に全額国庫負担とするとともに、国が補助し地方自治体が行っている事業については、地方の裁量の幅を拡大すべきである。

2. 中小企業・中堅企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充

(1) 緊急保証制度の強化など金融対策等

緊急保証制度および政府系金融機関のセーフティネット貸付は、中小企業の資金繰り対策として大きな効果を上げているが、最近の急激な受注・売上の減少は、今後の事業継続に対する中小企業・中

堅企業の不安を増幅している。このままでは、日本経済の根幹を支える多くの中小企業・中堅企業は、その存続そのものが危ぶまれる状況にあり、早急に次の対応措置を講じられたい。

- ①緊急保証制度の規模の拡大を行い、よりリスクの高い案件への信用保証協会の審査の大幅な弾力化を促すため、信用保証協会および日本政策金融公庫の財務基盤の強化を図ること。また、中堅規模(資本金 10 億円以下)の企業を時限的に対象とすること。
- ②緊急保証制度における市区町村の認定申請や信用保証協会の審査のさらなる迅速化。無担保保証限度枠 8 千万円と総額 2 億 8 千万円の保証枠(一般・特別保証とも)の引き上げ。
- ③政府系金融機関のセーフティネット貸付について、貸付金利引き下げ等貸出条件を緩和するとともに利用拡大を図ること。そのための財務基盤を強化すること。また、商工中金の危機対応業務を強化すること。
- ④金融機関による元本の支払い猶予など、条件変更柔軟な対応の徹底および複数債務一本化への促進。リスケジュール中の中小企業の前向きな資金需要に対する弾力的な資金供給。マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資)の拡充を早期に実施すること。
- ⑤時価会計基準の緩和・実務面の明確化。
- ⑥下請取引の適正化に向けた監視体制を強化すること。

(2) ものづくり中小企業を柱とする中小企業支援の大幅な拡充

世界同時不況下で苦しむ中小企業を力強く支えるため、以下の措置を講じられたい。

- ①売上の急激な落ち込みにより、このままではわが国製造業の競争力を支える技術基盤が崩壊する恐れがあり、ものづくり中小企業(約 50 万社)が行う競争力強化に向けた研究開発・製品化開発を大胆に支援すること。
- ②国・都道府県は、中小企業の経営安定に向け、中小・小規模企業予算を大幅に拡充すること。

(3) 海外進出企業への支援拡充

わが国経済を「内外需バランスのとれた成長」に導くため、内需拡大策に加え、外需振興に特段の力を注ぐ必要があり、海外進出中小企業等への支援を拡充されたい。

- ①海外日系企業の資金繰りに充当できる支援制度の拡充、弾力的な運用
 - ・国際協力銀行の海外事業資金の柔軟な運用(民間金融機関との協調融資原則の見直し)
 - ・日本政策金融公庫の中小企業向け海外展開資金融資の上限額(現行 2 億 5 千万円)の引き上げ
- ②JETRO 海外ビジネス緊急支援デスクの機能強化や海外貿易開発協会の専門家派遣事業の拡充(派遣期間の延長・国の補助率の拡大)

3. 経済波及効果の大きい消費等の拡大に向けた一層の支援

現下の厳しい経済状況に鑑み、経済波及効果の大きい住宅取得・改修や自動車取得、中小企業等における活動の支援をより一層拡充するため、以下の措置を講じられたい。

(1) 住宅取得・改修の支援拡大

- ①現役世代への住宅取得資金の生前贈与を促すため、贈与税の基礎控除額(現行：110 万円)を大幅に引き上げること。
- ②自己資金で住宅を取得したり、省エネ・バリアフリー改修を行う際に講じられる税額控除制度をさらに拡充すること。

(2) 自動車取得の支援拡大

現役世代への自動車取得資金の生前贈与を促すため、贈与税の基礎控除額(現行：110 万円)を大幅に引き上げること。

(3) 中小企業の活動の支援拡大

中小企業のビジネス機会を広げるため、交際費の損金算入枠を撤廃すること。

(4) 企業の設備投資等の促進

- ①欠損金の繰戻還付の適用対象を中堅規模(資本金 10 億円以下)の企業に拡大すること。
- ②将来の成長に向けた研究開発投資の確保のための税制措置を拡充すること。

4. 革新的技術開発・普及による低炭素社会の構築

「独創的な技術」を持つわが国が、世界で最先端の低炭素社会を構築できるよう、思い切った支援措置を講じられたい。

- (1) 次世代自動車(ハイブリッド・電気自動車等)の購入促進に向けた支援措置の拡大(車齢 13 年超の買い替え促進に向けた助成措置、急速充電等インフラ設備の整備、国・行政機関・地方自治体の公用車ならびに空港等公共施設内での使用車の切り替え促進等)
- (2) 住宅・事務所・工場・商店街アーケード・学校・公共建築物・公的施設(道路関係施設、鉄道、空港、国立公園等)への太陽光発電の導入など省エネ化・グリーン化の加速支援
- (3) 省エネ・新エネ・防災等新たな産業育成に寄与する製品購入への助成制度の創設
- (4) 中小企業に対する基礎技術の開発予算・補助制度の拡大(中小企業技術革新制度<日本版 S B I R>の予算拡大と申請手続きの簡素化等)
- (5) 企業の省エネ・温室効果ガス排出削減のための設備機器導入促進に向けた補助制度の拡充と利便性の向上

5. 「国民生活の安心・安全の確保」のための政策

(1) 雇用の安定

国民生活の安定の基盤をなすのは雇用の安定であり、そのためには、企業や従業員それぞれに対するセーフティネットの速やかな構築・拡充を図るとともに、雇用のミスマッチを解消し、新たな雇用創出が期待される分野(介護、医療、環境、農業等)に円滑な労働移動が可能となるような環境を整備されたい。

①雇用調整助成金の拡充・整備

- ・申請手続きの更なる簡素化(年間休日カレンダー等添付書類の削減・実施計画の事前提出の省略等)、審査・支給の迅速化
- ・支給日数、支給限度額の引き上げ、出向者に係る適用範囲の拡大

②失業者や雇用調整の対象者に対する住宅ローンの返済条件緩和等の支援措置

③教育訓練制度の充実・拡大

- ・職業訓練制度におけるカウンセリング機能の強化とニーズを反映した訓練内容の見直し
- ・ジョブカード制度の普及促進(ハローワーク等での求職者に対する PR・指導体制の強化、企業実態に応じた訓練計画策定への柔軟な対応等)、教育訓練受講者・実施協力企業に対する支援策の拡大

④雇用創出

- ・介護・医療・環境・農業等、今後、新たな雇用拡大が期待される分野での規制緩和の推進（農業生産法人への企業の出資比率の引き上げ等）

(2) 少子化対策の拡充

わが国における少子高齢化は他に例を見ないスピードで進行しており、このままではわが国の成長力・活力を維持することが困難になることから、少子化対策、仕事と出産・育児の両立支援策の拡充を今すぐ、大胆に実施されたい。

①少子化対策の拡大と重点配分

- ・少子化対策や出産・育児の両立支援策に対する対 GDP 政府支出の倍増
- ・児童手当の支給額増額と支給期間の延長、および出生率の改善のために第2子以降への重点的配分。

②100万人の待機児童解消に向けた、保育施設の増設およびサービスの拡充

- ・基準を満たしているにも拘わらず、都道府県の財政事情により認可されない保育施設の認可
- ・地域の実情を反映した認可基準の弾力化

③待遇改善等による産婦人科・小児科医ならびに勤務医不足の解消

6. 地方の実情に応じた地域の再生・活性化

(1) 景気対策予算の相当分の地方への配分等

地方が、個々の実情に応じた地域の再生・活性化に資する社会資本整備を実行できるよう、上記「1. 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行」との整合性を図りながら、交付金・基金方式の創設・拡充などにより、景気対策予算の相当分を地方に配分されたい。

地域コミュニティを支える商店街への支援や中心市街地活性化への取り組みの促進が必要である。同時に、農商工連携の推進、地域産品の国内外市場への販路開拓支援の強化、観光の振興を大胆に行うべきである。

(2) 内航フェリー・内航海運に対する支援策の導入

高速道路料金の引き下げにより地域活性化が期待される一方、道路輸送と競合関係にあるフェリー等は自助努力では乗り越えられない厳しい経営状況に陥っている。公平性および競争力強化の観点から、海上運送の利便性向上による利用者拡大のための総合的施策、港湾施設利用負担の軽減等によるコスト引き下げなど、内航フェリー・内航海運への支援を早期に実施されたい。

(3) 2016年東京オリンピック開催の実現

2016年オリンピック・パラリンピックの東京開催の実現は、2兆8000億円と予測されるその経済波及効果に止まるものではなく、国全体を覆う先行きに対する大きな不安を希望に変え得る非常に大きなインパクトを与えるものである。そのため、その招致活動が実を結び、2016年東京開催が実現するよう、国も最大限の支援措置を講じられたい。

以 上

当面の経済運営に関する緊急提言

平成 21 年 3 月 6 日
日 本 商 工 会 議 所

世界同時不況下にあつて、わが国経済は、戦後最大の危機に直面し、地域経済を支えている中小企業の倒産も増加の一途にある。平成 20 年 10－12 月期の実質 GDP の伸び率が、年率換算▲12.7%と 35 年ぶりの落ち込みを記録し、その後も経済指標が悪化しており、わが国経済は、一刻の猶予も許されない厳しい状況に陥っている。

今回の未曾有の経済危機による受注・売上の急激な減少は、とりわけ経営体力の弱い中小企業に壊滅的な打撃を与えており、中小企業の業況の先行きに明るい見通しは全く立っておらず、不況を乗り切るための民間サイドの体力は限界にきていると言っても過言ではない。特に、わが国の輸出の中核である自動車・電子・電機産業等を支えてきている、ものづくり中小・小規模企業は、存亡の危機にある。

わが国の新たな最優先課題は、「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」である。同時に、政府は、わが国が将来目指すべき「中期的な成長シナリオ」を明確に提示し、企業や国民に明るい将来展望を抱かせ、潜在活力を引き出して、わが国経済を「内外需バランスのとれた成長」に導くことが重要である。もとより、平成 21 年度当初予算案と税制法案を含む予算関連法案を早期に成立させ、盛り込まれた施策をスピーディーに実施することが求められる。

日本商工会議所は、日々の経営に奮闘し雇用維持に最大限努力している多くの中小企業を会員とする全国の 516 商工会議所から届いた声を、緊急提言として取りまとめた。

ついては、政府・国会におかれては、中小企業の実態・地域経済の窮状を十分ご賢察いただき、下記事項を何卒実現されたい。

記

I. 経済・財政・金融・税制対策の大胆な総動員

1. 30 兆円規模の大型景気対策のスピード実施

わが国の新たな最優先課題である「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」のため、少なくとも 2 年以内にはわが国経済の完全復活を果たす決意を持って、経済・財政・金融・税制対策など、あらゆる政策手段をスピード感をもって実行していく必要がある。

わが国の需給ギャップは、平成 20 年 10－12 月期に GDP 比▲4.3%となり、足元では GDP 比▲7%程度に拡大している可能性が高い。今こそ、「新たな有効需要の創出」のための施策として、30 兆円規模の財政措置を伴う大型景気対策を直ちに策定し、実行すべきである。少なくとも、年間 50～70 万人程度の雇用創出が求められているほか、米国の総額約 79 兆円の景気対策予算のうち 90%以上は財政措置とされており、わが国においても、今こそ思い切った財政措置が必要である。

その財源として、政府は国債の発行をためらうことなく、また日本銀行による国債の積極的な買い入れを行うこともやむを得ないと考える。

また、年度末に向けた株価対策は、株式の買い取り等による株式市場の下支えとともに、金融システムの安定化の観点から早急な実施が不可欠である。

2. 「中期的な成長シナリオ」の策定・実行

需給ギャップを埋める景気対策によって、日本経済を景気回復のレベルに戻すだけでなく、イノベーションの創出・促進により持続的な 2%程度の GDP 成長を達成しうる「中期的な成長シナリオ」を策定し、実行する必要がある。企業や国民は、将来不安が払拭され、明るい展望が見えて初めて、自らの設備投資や消費活動に力強さと自信が戻り、持続的・継続的な「内外需バランスのとれた成長」が実現する。そして、このような持続的な成長を実現することが、財政の健全化にもつながる。併せて、東アジア地域の経済統合の推進を通じて、アジアの経済発展を、わが国の成長力強化に有効に活用する施策も求められる。

今回の大型景気対策は、一時的な需要創出ではなく、「日本経済の成長力強化」や「国民生活の安心・安全の確保」を柱とした「中期的な成長シナリオ」を見据えた上で、「新たな有効需要の創出」を目指すものであると考える。

Ⅱ. スピード感をもって実施すべき具体的な即効策

1. 「中期的な成長シナリオ」につながる施策の迅速な実行

(1) 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行

大きな雇用創出効果が期待される社会インフラ整備においても、上記の「中期的な成長シナリオ」につなげる視点が必要である。その上で、ここ 3～4 年で予定されている具体的なプロジェクトを、「選択と集中」を図った上で、前倒しで執行すべきである。

<具体的な優先分野>

- ①交通・物流効率化のための整備新幹線・リニア新幹線・大都市の環状道路や、ハブ空港・ハブ港湾などグローバル経済を勝ち抜くための、国際競争力の強化に資する社会インフラの整備。
- ②地域間格差の是正や地域活性化のための、地方幹線道路や整備が極めて遅れている地域の道路整備。
- ③老朽化した道路・橋梁や上下水道管の長寿命化に向けた計画的な取組みの加速および着手している補修事業の前倒し実施。
- ④大規模地震に備えた学校や病院、事務所・工場、住宅等の耐震化の加速。
- ⑤IT を駆使した社会全体の高度情報基盤整備の加速。

社会インフラ整備を大規模かつ迅速に行うため、国の直轄事業は地方自治体の負担を前提とせずに時限的に全額国庫負担とすべきである。また、国が補助し地方自治体が行っている事業については、地方の裁量の幅を拡大すべきである。

地域では、各省庁の縦割りによる事業の実施が行われており、連携がとれていないため、折角の政策の効果が出にくいとの指摘がある。この機会に、官邸主導の下、各省庁の枠を超えた一体的な政策の推進に本腰を入れることが重要である。

(2) 革新的技術開発・普及による低炭素社会の構築

低炭素社会の構築は、将来にわたる「成長力強化」には、避けて通れない課題であると同時に、「独創的な技術」を持つわが国にとって大きなチャンスにもなる。わが国が世界の最先端の地位を確保できるよう、以下の事項に早急に取り組む必要がある。

第一に、省エネルギー・新エネルギー技術の加速的普及を図るためには、企業等への助成制度や長期低利融資制度等による思い切った支援が不可欠である。特に、プラグインハイブリッド自動車・電気自動車などの次世代自動車の普及やそのためのインフラ整備、省エネ家電・LED(発光ダイオード)の普及、住宅・事務所・工場・学校・公的施設の省エネ化や太陽光発電の導入などに対し、徹底的に支援する必要がある。さらに、住宅をはじめとする各分野の省エネ・新エネ化の普及を促進する大胆な税制措置も求められる。

第二に、温室効果ガスの削減効果の大きい革新的なプロジェクトに集中した投資が重要である。環境関連製品の試作品作成など中小企業の研究開発への支援も強化すべきである。中期目標(2020年)の達成には、52兆円の負担が必要との試算もあるが、早期の集中投資によりその負担を減らすことが可能となる。

第三に、中小企業におけるエネルギー消費量・二酸化炭素排出量の削減に向け、国内クレジット制度の活用、設備導入の拡充、排出量診断企業数の拡大などを大胆に支援すべきである。

(3)「国民生活の安心・安全の確保」に資する政策の推進

「国民生活の安心・安全の確保」には、生活の根幹を支える雇用の安定や住宅取得・改修の促進、将来にわたり信頼できる社会保障制度(年金、医療、介護)、充実した少子化対策、国内の安定した食料供給が不可欠である。国民の将来不安が払拭できれば、GDPの6割を占める個人消費が増加し、内需拡大による持続的な経済成長の実現が期待できる。

雇用の安定のためには、まず、セーフティネットの速やかな構築・拡充が求められる。具体的には、受給資格要件の緩和などを盛り込んだ雇用保険法改正案の早期成立・執行(平成20年度末までの離職者への対応を含む)や、雇用調整助成金制度における申請書類の簡素化、審査に要する時間の短縮などの改善を速やかに行うべきである。また、農業・介護など雇用吸収力のある分野への労働移動を促進するため、失業者等への職業訓練や雇用のミスマッチ解消のための抜本的な施策などの大幅な拡充が必要である。

住宅取得・改修の促進について、これまで講じられてきた税制措置に加え、時限的にさらに思い切った税制措置を講じるべきである。

社会保障制度については、「持続可能な国民皆年金」の早急な制度構築、地域における医師不足の解消や偏在性の是正、介護報酬の引上げや介護人材の確保・資質向上、介護施設の充実等が必要である。

少子化対策については、児童・家族関係予算を少なくとも現行の2倍とするなど予算を大幅に拡充すべきである。特に、児童手当の増額・支給期間の延長、待機児童の解消に取り組むべきである。また、産婦人科の医師不足の解消は急務である。

さらに、農業政策については、農地制度の基本を「所有」から「利用」に転換させるとともに、農業生産法人への企業の出資比率の引上げ等、企業など多様な主体の参入を促す政策を進めるべきである。

2. 中小企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充

政府による緊急保証制度および政府系金融機関の貸付制度は、中小企業経営への大きな支援となっているが、最近の急激な受注・売上の減少により、借入金返済の見通しが立たなくなっているのが現実であり、中堅企業も厳しい状況が続いている。このままでは、日本経済を下支えしている多くの中小企業の経営が行き詰まり、雇用の喪失や地域経済の疲弊が深刻化する。

こうした事態を防ぐためには、借入金が膨らんだ中小企業の資金繰りを改善することが喫緊の課題であり、中堅企業への対応も含めて、次の新たな措置が早急に必要である。

- ①今後も、総額 30 兆円の緊急保証制度および政府系金融機関の貸付制度の規模および対象業種の拡大等を行うこと。また、雇用の維持・拡大に努める中小企業に対する貸付の優遇措置を講ずること。
- ②緊急保証制度や政府系金融機関の貸付に加え、民間金融機関の貸付についても、借入金返済の猶予を可能とすること。「返済期限を延長する」「残債の期日一括返済を認める」「返済据置期間の再設定を認める」などの条件変更を認めること。併せて、返済を猶予した中小企業への追加保証および融資を弾力的に実施すること。
- ③既往貸付については、制度や保証枠の種類に拘らず、その借換や複数債務の一本化を促進することにより、中小企業の返済負担を軽減すること。
- ④マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）など政府系金融機関の貸付の金利の引下げ等貸出条件の緩和および借換の促進を図ること。
- ⑤各地から「厳しい」との声も聞かれる信用保証協会の審査の一層の弾力化を促すため、信用保証協会や日本政策金融公庫の経営基盤の充実など信用補完制度の強化を図ること。緊急保証制度の保証料率を引き下げること。
- ⑥信用保証協会の無担保枠（一般保証枠、緊急保証枠とも）の上限（現行 8,000 万円）を引き上げること。
- ⑦特定社債保証制度の「純資産額」に係る基準（現行 1 億円以上）を引き下げること。

さらに、中堅企業も含めた資金繰り支援を大幅に拡充するため、政策金融機能の強化に向け、日本政策金融公庫等に対して万全の措置を講ずるべきである。

わが国産業競争力の源泉となる自動車・電子・電機部品等のものづくり中小・小規模企業の技術力の向上や人材の確保が不可欠である。中小・小規模企業が取り組む、ものづくりの基盤となる製品開発や試作品開発等の技術の実用化、新製品の販路開拓支援の強化など、地域中小企業の経営安定に向け、中小・小規模企業予算を思い切って拡充すべきである。同時に、地方自治体においても、中小・小規模企業予算の大幅な拡充が必要である。

3. 地方の実情に応じた地域の再生・活性化

地方では長期にわたる緊縮財政から、大型のプロジェクトや社会資本整備計画が少なくなっている。地方が、個々の実情に応じた地域の再生・活性化に向けて、民間投資を誘発するようなプロジェクトを策定・実行できるよう、上記「1. (1) 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行」との整合性を図りながら、この大型景気対策の予算の相当分で思い切った財政支援を行うべきである。例えば、整備新幹線の駅前整備事業、電線地中化等まちづくりの観点からの景観整備事業、LRT（次世代型路面電車）を含む公共交通整備事業など、官民の複合的な計画推進を円滑に進めることにより、事業の前倒し執行に取り組むことも考えられる。その際、地域の実情を最もよく知る地方自治体に基本的に任せるような仕組みとし、迅速に事業を実施できるようにする必要がある。

また、民間の投資マインドの落ち込みや採算性の低下を考慮し、地域の実情により、行政の役割や負担を緊急的に引き上げるなどの弾力的対応を認めることも重要である。

同時に、「限界的な」集落市街地におけるライフライン（最低限の生活サービス）の確保や、まちぐるみでの地域・コミュニティの再生・活性化対策の実施、地域コミュニティの担い手である商店街への支援、中心市街地活性化法に基づく活性化への取り組みの促進など、総合的な対策が不可欠である。

また、地域経済の担い手である中小企業や農林漁業の振興を図るため、農商工連携事業をより一層推進するとともに、地域産品の国内外市場への販路開拓支援の強化が必要である。

さらには、経済波及効果が高い観光の振興も、本格的な景気対策の一つとして活用すべきと考える。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

政府・与党による「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）において、以下の事項が盛り込まれた。

1. 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行

○公共事業等に係る平成 21 年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである 8 割を目指し、最大限努力する。

(1) 交通・物流効率化のための整備新幹線、大都市圏の環状道路の整備

- 「国土ミッシングリンク」の結合（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）
- 整備新幹線の着実な整備

(2) 地域間格差の是正や地域活性化のため、高規格幹線道路（整備率 67%）の未結合拠点の解消など地方幹線道路等の早期整備

同上

(3) 国際国内拠点空港・港湾の整備促進、空港・港湾の機能強化に向けた広域道路や鉄道のネットワークの重点整備

- 港湾・空港インフラの強化（スーパー中枢空港の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化）
- 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査
- 世界からのアクセスの抜本的な改善（成田・羽田間アクセス改善、査証審査体制整備を踏まえた訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等）

(4) 学校・病院等の公的施設の耐震化・省エネ化の促進

- 「スクール・ニューディール」構想（学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、I C T環境の整備等を一体的に実施）
- 医療機関の機能・設備強化（災害拠点病院の耐震化等）

(5) 都市部や観光地の無電柱化の推進

- 国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成（無電柱化の加速）

(地方公共団体への配慮)

- ・本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図るため、「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」（1.4 兆円）を交付する。
- ・地方公共団体において、地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるようにするため「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」（1 兆円）を交付する。

2. 中小企業・中堅企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充

(1) 緊急保証制度の強化など金融対策等

① 緊急保証制度の規模の拡大、中堅規模の企業の時限的対象

- ・緊急保証の規模拡大（緊急保証枠の 20 兆円を 30 兆円に拡大及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫・信用保証協会の財務基盤の強化）
- ・緊急保証等の改善（据置期間の延長、普通保険を活用した無担保保証への対応等）
- ・産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化のための損害担保制度の創設・拡充及び中堅企業に対する中小企業基盤整備機構による債務保証制度の拡充

② 審査の迅速化、無担保保証限度枠・保障枠の引き上げ

実現せず。

③ 政府系金融機関の財務基盤を強化、商工中金の危機対応業務を強化

- ・セーフティネット貸付の規模拡大（貸付枠の 3 兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫等の財務基盤強化）
- ・セーフティネット貸付等の改善（無担保・無保証貸付、倒産対応貸付、雇用関連貸付の金利引下げ）
- ・商工中金の貸付（危機対応）の規模拡大（貸付枠の 0.9 兆円に 2.4 兆円を追加し 3.3 兆円に拡大及び日本政策金融公庫・商工中金の財務基盤強化）

④ リスケジュール中の中小企業の前向きな資金需要に対する弾力的な資金供給、マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）の拡充

- ・元本返済猶予など既往債務の条件変更への積極的な対応（日本政策金融公庫・商工中金において 1.5 兆円を目処に対応）
- ・マル経融資について融資限度 1,000 万円を 1,500 万円に拡大し、融資期間・据え置き期間を延長

⑤ 時価会計基準の緩和・実務面の明確化

- ・企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート

⑥ 下請取引の適正化に向けた監視体制の強化

- 下請企業に過度な負担となっている取引実態是正のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの活用、弁護士を活用等による相談・周知の強化
- 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立等

(2) ものづくり中小企業を柱とする中小企業支援の大幅な拡充

- ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援
- ・ものづくり中小企業の試作品開発、販路開拓等への支援

(3) 海外進出企業への支援拡充

① 海外日系企業の資金繰り支援

- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援（国際協力銀行（J B I C）による支援の一層の推進（外為特会からの外貨借入も活用）、日本貿易保険（N E X I）による支援拡充）

② J E T R O 海外ビジネス緊急支援デスクの機能強化や海外貿易開発協会の専門家派遣事業の拡充

- 中小企業の国内外市場開拓支援
- ・海外見本市への出展支援

- ・国内主要市場での販路拡大支援

3. 経済波及効果の大きい消費等の拡大に向けた一層の支援

(1) 住宅取得・改修の支援拡大

①贈与税の基礎控除額（現行：110万円）の引き上げ

- ・前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成22年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500万円まで贈与税を課さないこととする。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

②自己資金での住宅取得、省エネ・バリアフリー改修時の税額控除制度の拡充

実現せず。

(2) 自動車取得の支援拡大

実現せず。

(3) 中小企業の活動の支援拡大

○中小企業の交際費課税の軽減

- ・交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げる。

(4) 企業の設備投資等の促進

①欠損金の繰越還付の適用対象を中堅企業（資本金10億円以下）に拡大

実現せず。

②研究開発投資のための税制措置の拡充

○研究開発税制の拡充

- ・試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21、22年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

4. 革新的技術開発・普及による低炭素社会の構築

(1) 次世代自動車（ハイブリッド・電気自動車等）の購入促進に向けた支援措置の拡大

○環境対応車への買換えなど普及促進（平成21年4月10日遡及適用）

①経年車の廃車を伴う新車購入補助（スクラップインセンティブ）

要件	登録車	軽自動車
車齢13年超から2010年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

②新車購入補助（経年車の廃車を伴わないもの）

要件	登録車	軽自動車
4☆かつ2010年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

（注）上記の補助単価は乗用車の場合（トラック・バス等の重量車にも補助実施）

- ・次世代自動車の世界最速普及を図る

(2) 住宅・事務所・工場・商店街アーケード・学校・公共建築物・公的施設への太陽光発電の導入など省エネ化・グリーン化の加速支援

- 「スクール・ニューディール」構想（学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、

I C T環境の整備等を一体的実施）〔うち、3 年間で公立をはじめとする学校施設に一体的実施を抜本拡充〕

○太陽光発電の導入抜本加速

- ・家庭などで発電した太陽光発電について電力会社が、当初は、現在の2倍程度の価格で買い取る、新たな買取制度を創設〔既存の施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減〕
- ・公共建築物・公的施設・住宅・在外公館等への太陽光発電の導入促進等

○中小企業による太陽光発電設置、電力会社によるメガソーラー設置支援

○建築物のゼロエミッション化の加速的展開（2030年までに新築公共建設物のゼロエミッション化を目指した開発等）

- ・公共建築物や民間ビルのうち、省エネ効果が高いものにつき、省エネ診断及び改修を促進（当面3年間、重点実施）

○住宅等の省エネ化（エコハウス化）加速〔当面3年間で300万戸〕、長寿命化等の促進

(3) 省エネ・新エネ・防災等新たな産業育成に寄与する製品購入への助成制度の創設

○グリーン家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫）の普及加速（「エコポイント」の活用等）

エコポイントの付与に関する考え方

要件	エアコン	冷蔵庫	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%相当	5%相当	5%+5%（地デジ対策）相当
さらに、リサイクル（買換）を伴う場合	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当（平均3%）

- ・グリーン家電の爆発的普及を図る

(4) 中小企業に対する基礎技術の開発予算・補助制度の拡大

○研究開発や設備投資等への支援

○電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、充電インフラのモデル事業による実証実験

○環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施

- ・低炭素社会の構築に必要となる有望技術・社会システムの開発・導入実証（スマートグリッド、スマート・メーター、スマートハウス・ビル等）
- ・革新的蓄電池・太陽光発電・ナノテク等の技術開発・標準化等
- ・次世代蓄電池、高性能モーター等環境技術への研究開発（蓄電池とその材料の研究開発評価拠点の整備等）

(5) 企業の省エネ・温室効果ガス排出削減のための設備機器導入促進に向けた補助制度の拡充と利便性の向上

○環境融資・投資の促進

- ・京都議定書目標達成に向けて積極的に環境投資を行う企業に対する優遇融資の推進等

○国内クレジット制度を活用した中小企業等における省エネ設備等の導入促進

5. 「国民生活の安心・安全の確保」のための政策

(1) 雇用の安定

①雇用調整助成金の拡充・整備

- ・解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃等

②失業者や雇用調整の対象者に対する住宅ローンの返済条件緩和等の支援措置

- ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

③教育訓練制度の充実・拡大

- 「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
 - ・若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付（仮称）」を支給するとともに、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施
 - ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援
 - ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
 - ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援
- 職業能力開発支援の拡充・強化
 - ・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
 - ・民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供拡充等
- ハローワーク機能の抜本的強化等
 - ・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

④雇用創出

- ・更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等
- ・海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出

(2) 少子化対策の拡充

①少子化対策の拡大と重点配分

- 不況下の子育て世代支援
 - ・現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当（3歳から5歳、年3.6万円）を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施
- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
 - ・母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等
 - ・生活保護制度における子どもの健全育成支援
 - ・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等
- 教育費負担への支援（経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等）

②100万人の待機児童解消に向けた、保育施設の増設およびサービスの拡充

- 地域における子育て支援の拡充等（保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等）
 - ・保育サービス等の充実（保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等）

③待遇改善等による産婦人科・小児科医ならびに勤務医不足の解消

○都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援

- ・地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化
- ・医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師等の勤務環境改善
- ・大学病院等と連携した医師派遣機能の強化（医師確保のための奨学金の活用等により、医師不足の地域や診療科への医師の確実な配置を強化）

6. 地方の実情に応じた地域の再生・活性化

(1) 景気対策予算の相当分の地方への配分等

→1.（地方公共団体への配慮）参照。

○商店街の活性化支援の強化（空き店舗を活用した子育て支援等）

(2) 内航フェリー・内航海運に対する支援策の導入

- ・内航海運・フェリーの活性化対策

(3) 2016 年東京オリンピック開催の実現

○スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等

- ・地域スポーツ施設の整備、校庭の芝生化、オリンピックに向けたナショナルスポーツ施設・設備の整備などスポーツ振興のための基盤の確立 等

2. 地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について

平成 21 年 4 月 16 日

日本商工会議所

<目次>

はじめに P. 1

1. 地方分権の基本的な理念と

道州制の導入 P. 3

- ・地方分権改革の必要性
- ・道州制の導入
- ・情報公開の徹底と監査機能の充実

2. 具体的な道州制における国と地方（基礎自治体と道州）の関係 P. 5

- ・基礎自治体の役割
- ・道州の役割

- ・国の役割
- ・道州の区割り

3. 道州制における財源確保のあり方と財政調整…………… P. 8

- ・税財源移譲のあり方
- ・課税自主権の有効活用など
- ・ナショナル・ミニマムの財源手当と地方交付税の廃止
- ・道州内の財政調整

4. 道州制導入までの地方分権改革の当面の取り組み…………… P. 10

- ・インフラ整備
- ・新たな大都市制度の検討
- ・地方議会改革

おわりに…………… P. 12

参考資料…………… P. 13～P. 19

はじめに

戦後わが国は、廃墟の中から奇跡ともいわれる経済復興とその後の高度成長を成し遂げたが、その過程においては、国家の中央集権体制による政治・行政・経済・社会の各システムの運営が有効かつ効果的に機能してきたことも事実である。しかしながら、わが国を取り巻く環境は大きく変わってきている。経済のグローバル化、産業構造の変化、国・地方における財政制約の深刻化、さらには少子高齢化の急速な進展により、地方においては地域経済が縮小し、限界集落の増加に見られるように、地域の持続可能性が脅かされる事態が生じている。

そのような中、地域の衰退を食い止めるためには、画一的な中央集権システムではなく、行政サービスの実質的決定権や必要な財源・人材を国から地方自治体に移譲し、地域の実情を最もよく知る地域の創意工夫、意思決定と責任により、地域住民のニーズに応じた迅速な行政サービスを提供できるよう体制を整備することが必要不可欠となっている。地域の知恵や個性豊かな資源を活かすことにより、活力のある多様な地域社会の形成を図ることが、わが国全体の活性化、競争力の強化や国民生活の豊かさの向上につながる。また、地方分権の推進による地域経済の活性化は、地域における所得や雇用の確保につながり、地域の持続可能性、自立的な経済基盤の構築にも資すると考える。

産業振興、道路・鉄道などの交通インフラ、環境などの広域的な取り組みが求められる分野、さらには、観光のように広域的な対応が効果を高める分野については、現在の都道府県単位で対応するよりも、より広い地域を管轄する広域自治体において、地域の実情に応じた政策を実施することの方が効果的であり、一層の地域活性化につながる。

さらに、国は外交や国民の安心・安全の確保など、国が本来果たすべき役割に重点化することにより、一層効果的・効率的な運営が可能となる。また、わが国が国際社会の中で主体的な役割を果たし、存在

感を示すことにもつながることから、道州制がより有効な体制だと考える。

しかしながら現時点においては、道州制導入のメリットについての国民の理解が必ずしも進んでいるとは言えず、今後国民に対する説明を十分に行うとともに、国民的議論を活発化させていく必要がある。また、道州制は、国のかたちを変える究極の構造改革であるので、その実現にあたっては、政治の強力なリーダーシップが不可欠ことは勿論である。また、道州制への移行のプロセスについては、各地域で行われている多様なアプローチがこの動きを促進するものと期待される。

地方分権や道州制を推進し、地域の活性化を図るためには、それぞれの地域が目指す方向性について、具体的なビジョンを作ることが重要である。地方分権とは地域が責任を持つことであるが、地域の振興・発展に大きな役割を果たすことが期待される商工会議所は、地域住民とともに地方自治体と一体となり、主体的に地域のビジョン作りに参画するとともに、地域の経済やビジネスの実態が行政サービスに最大限反映されるよう、地域総がかりの活動の結節点としての役割を果たしていきたいと考える。

1. 地方分権の基本的な理念と道州制の導入

(地方分権改革の必要性)

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、地方分権改革を進め、地域住民・企業・団体などが自らの判断と責任において、地域のビジョンを考え、地域の実情に合ったより効率的で効果的な地域の運営を選択できる環境を整備する必要があると考える。

しかし、現在の中央集権体制では、国が行う政策は全国一律なものになりがちであり、地域の多様性に合わせた柔軟な政策を実行することは困難な状況にある。地域が地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを提供するためには、地方分権改革により、自らの判断と責任で政策を実行できる環境を整備する必要がある。

(道州制の導入)

交通や通信手段の急速な進歩により生活圈や経済圏が広域化しているにもかかわらず、現在の都道府県の領域は明治以来ほとんど変更されていない。このため、治山・治水、環境、交通体系など広域的な課題に対して、都道府県単独では十分な対応が困難な状況にあることから、これらの広域的課題に効率的・効果的に対応していくためにも、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、権限・財源・人材を国と地方自治体間で大幅に再編成する道州制の導入が有効と考える。道州制下においては、広域自治体である道州が広域で対応した方が効率的な政策立案や事業を実施し、住民に身近な行政サービスは住民に最も近い基礎自治体が行うことが原則と考える。

(情報公開の徹底と監査機能の充実)

地域活性化には、住民自らが地域づくりに積極的に参画する必要があることから、住民の意識改革の促進が重要である。そのためには、事業計画や財政状況などについて情報公開を徹底するとともに、地方議会改革などを通じ、住民の意見を極力行政に取り入れ、希薄化してきているコミュニティ意識の復活と、地域住民の郷土愛の精神を醸成していくことが必要である。

また、地方自治体は今まで以上の権限・財源・人材を持つことになることから、地方議会による監査機能の充実・拡充を図り、無駄のない効率的な行政を実現する必要がある。

他方、地方自治体、特に首長は、情報の透明性とアカウンタビリティを確保しながら、住民にとってわかり易い行政サービスの提供に努める必要がある。

2. 具体的な道州制における国と地方(基礎自治体と道州)の関係

道州制における国と地方の関係に係る基本的な考え方としては、基礎自治体でできることは基礎自治体が行い、基礎自治体ではできないことは道州が行い、基礎自治体や道州ではできないことを国が行う「補完性の原理」、ならびに住民に最も身近な行政主体に事務を配分すべきという「近接性の原理」に則り、国と地方の役割分担を見直す必要がある。

その場合、従来の都道府県は廃止され、地方自治は基礎自治体と道州の二層制が原則となる。

(基礎自治体の役割)

地方分権の中心的な受け皿である基礎自治体の規模や行政サービスの内容については、基本的に住民の選択により決められるべきである。基礎自治体が出来の限りフルセットの行政サービスを行うことが望ましいと考えるのであれば、それを担うにふさわしい行財政基盤の強化が課題となろう。行財政基盤の強化のためには規模の拡充が必要であり、先の平成の大合併により約 3,300 あった市町村が約 1,800 (平成 21 年 4 月 16 日現在で 1,777 市町村) に統合されたところであるが、今後もさらに合併が促進されることも必要であろう。フルセットの行政サービスを行うには、少なくとも 10 万人～30 万人程度の規模(現行の中核市規模)が必要ではないかと考える(参考資料①参照)。

住民の判断により、それ以下の小規模自治体を選択することは許容されるべきであるが、小規模自治体がフルセットの行政サービスを行うことは困難な場合が多いと考えられることから、広域自治体(道州)が補完することも必要ではないか。

(道州の役割)

道州は、基礎自治体だけでは対応できないような広域的課題への取り組みを主として担うことになる。具体的には、広域的な土地利用・都市計画、産業政策、治山・治水などの地域環境政策、広域交通ネットワーク(基幹道路、鉄道など)の交通・インフラ政策、空港・港湾などの広域管理、警察・防火・防災などの危機管理・安全政策、ならびに教育・福祉や地域総合計画などにおける道州内の各基礎自治体間の総合調整、および小規模自治体の補完業務を担うことになる考える。

(国の役割)

国の役割は、地方では担当できないもの、あるいは特に国でなければできないものに限定すべきであるとする。具体的には、①外交、防衛、通貨、司法など国家基盤の運営・維持に不可欠な分野、②通商・国土保全・エネルギー政策など国家基本政策分野、③義務教育、社会保障など必要最低水準の行政サービスを保障する分野(ナショナル・ミニマム)の範囲・水準設定と所要の財源確保など国民生活全体の利益に係る分野、④基幹的社会資本整備など国家的プロジェクトなどを担うことが考えられる。

ナショナル・ミニマムについては、国民の合意の下、その対象とすべき範囲と財政的にも持続可能な水準を協議・決定することになるが、それを上回るサービスの提供については、道州または基礎自治体でそれぞれの住民の合意と負担の下に行われることになる考える。

なお、地方支分部局の事務・事業については、道州制導入後は、国が担うべきものを除いて、権限・

財源・人材は国と地方の間で適正に再配分されることを原則とすべきである。

（道州の区割り）

道州の区割りは、単なる人口規模や財政力のみで決定せず、治山・治水、環境、交通体系、空港・港湾など広域的な課題への対応能力や歴史的・経済的結びつきなどを考慮して決定されることが望ましいと考える。その検討の過程においては、住民参加による議論を十分に行い、住民の意思を尊重すべきである。従って、必ずしも現行の都道府県やブロックの圏域にとらわれる必要はないのではないかと考える。

なお、東京都を含む首都圏の取り扱いについては、国による直轄案など様々な議論があるが、道路、鉄道、空港、物流、観光などの広域的課題に対応するという観点から（参考資料②参照）、東京商工会議所政治・行政改革推進委員会報告（参考資料③参照）にもあるとおり、周辺県を含んだ地域で検討されることも必要であろう。

その際の東京 23 区の取り扱いについては難しい問題であるので、諸外国の大都市（特にニューヨーク、パリ、ロンドンなど）の地方自治制度を参考（参考資料④参照）に最適なあり方を検討していくことが望ましいと考える。

現在の沖縄県については、九州に含めるという案もあるが、歴史的な経緯や現在置かれている状況（在日米軍の 6 割が沖縄に配属されていることなど）、地元の希望などを踏まえ、沖縄単独州とすることを考慮すべきではないか。またその際は、沖縄の果たしている役割に鑑み、当面国による財政支援を行うべきと考える。

3. 道州制における財源確保のあり方と財政調整

道州制の導入は、地方自治体の自立した運営を可能にする一方で、地方自治体の責任、特に財政に対する責任が増すことも認識しなければならない。地方自治体に対しては、道州制の導入に伴う税源移譲による財源確保、そして、ナショナル・ミニマムに対する国からの財源手当がなされることになるが、これらにより地域間の財政格差を完全に払しょくすることは困難であり、基本はそれぞれの地域が経済的発展・自立のための努力を重ね、財政的自立を果たしていくことが何よりも大切であろう。

（税財源移譲のあり方）

国から地方への税源移譲の検討においては、国と地方の権限配分と債務償還を考慮し、国と地方の税制を見直す必要がある。

国と地方の税收配分は、国と地方の役割分担（担うべき事業）およびナショナル・ミニマムの対象とすべき範囲・水準とそれを担保するための国による財源手当の決定に応じて決められるものとする。

国税と地方税の税目の見直しも必要となるが、国税は法人税、個人所得税や法人二税など、地域偏在性が大きく、景気動向で税収が変動する税目を中心とし、地方税は応益関係に着目し景気変動にあまり影響されず、且つ、地域偏在性の小さい税目（地方消費税、固定資産税、個人住民税、酒税、たばこ税など）を中心とすることも検討に値しよう（参考資料⑤⑥参照）。なお、国庫補助金・分担金は、国から

地方への税源移譲に伴い廃止されることになる。

（課税自主権の有効活用など）

地方独自の判断と責任で政策を展開していくためには、税源移譲とともに、政策手段として課税自主権を活用すべきと考える。また、地域の住民が個人住民税や土地に対する固定資産税などの税率（特に税率の引き下げ）を主体的に決められる環境整備についても検討が必要である。なお、その場合、「取りやすいところから取る」という安易な課税を慎むべきことは言うまでもない。さらに、地方の自主性を向上するには、地方債の発行の自由化と市場化をさらに促進する必要がある。

（ナショナル・ミニマムの財源手当と地方交付税の廃止）

税源移譲に伴い地方交付税は廃止されることになるが、地方が行うナショナル・ミニマムについては、国民の合意の下、その対象とすべき範囲と水準を決定し、それを担保する財源手当については、透明性の高い簡素なルールに基づき行われることが必要であろう。

（道州内の財政調整）

道州内は地域として一体性があることから、道州内で一定の財政調整が必要となる場合もあり、その場合には地方税の一定割合を財政調整基金として確保し、再配分することも検討されるべきである（地域間の水平調整）。

4. 道州制導入までの地方分権改革の当面の取り組み

道州制の導入以前においても、地域の活性化には、自らの政策判断と財源によって行財政運営が可能になる地域が主役の真の地方分権改革が不可欠である。地方自治体においても、地域の自主性・自立性の確保に向けた財政および組織基盤の強化はもとより、職員の意識改革と行政能力の一層の向上に努めるべきことは言うまでもない。加えて、当面は以下の取り組みを行う必要がある。

（インフラ整備）

道州制下においては、各道州が広域的インフラの整備を担うことになるが、現在のインフラの整備状況には、かなりの地域間格差があり、各道州が自立して運営していく際に、このままでは競争条件に大きなハンディキャップを負う地域も出かねない。このため、道州間の競争条件を平等にするためにも、道州制導入までに地域を支えるために必要な幹線道路、新幹線、空港、港湾などの広域的インフラは一定の水準まで、原則として国の責任において整備することが必要ではないかと考える。

（新たな大都市制度の検討）

世界各地の都市間における競争が激化している中、東京をはじめ大都市は、膨大かつ複雑な行財政需要に 대응していく使命があることに加え、アジアや世界の交流拠点として魅力ある都市づくりが求められている。こうした課題に対応するため、他の基礎自治体とは異なり、これまで以上の権限を持つ新たな大都市制度の検討が必要ではないか。

（地方議会改革）

地方議会は、必要とされる行政サービスについて住民の受益と負担を議論し、予算や税条例などを政策決定する場として再認識されなければならない。例えば、道州制の導入以前においても課税自主権を行使し、固定資産税などの税率（特に税率の引下げ）について地方議会が柔軟に決定できるような仕組み（税率の可変性）を整備していく必要がある。

そのためには、真の住民代表として、多様な人材が個人的な過度な負担を負うことなく議会に参画できる仕組みを構築すべきと考える。さらに住民の参加と監視を促進するため、ナイター（夜間）議会やサンデー議会の開催なども必要であろう。

また、地方議会を効果的に運用するため、議員の政策立案や調査活動などへの議会事務局のサポート体制・機能の強化も必要である。

なお、地方分権改革が進展すると、これまで以上に首長の権限が大きくなることから、地方議会の監視機能の強化が必要である。

おわりに

グローバルな競争が進展する中、各地域は、個性があり魅力あふれる地域づくりを進め、人々が住み・働きたい街、企業が移り住みたい街、他の地域の人々が訪れたい街づくりを行っていかねば生き残っていけない時代を迎えている。これからは、それぞれの地域が住民の創意と工夫により、地域の実情に合った運営を行うことができる「真の地方分権」を完成していかなければならない。地方分権改革、そして道州制の導入の目指すものは地域の自主・自立であり、地域自らが将来の姿をデザインし、地域住民の豊かな生活をつくりあげていくことが地域の活性化のために必要である。ひいてはそれが国全体の活力につながることになる。

その意味において、地域の振興・発展を目的とする商工会議所が果たすべき役割はますます重要性を増していくことになる。このため商工会議所は、地域の活性化に向けた政策提言力とその実現力の向上を図るとともに、商工会議所が地域の活動の拠点となり、「まちづくり」、「産業づくり」、そしてこれを推進する「人づくり」などについて、産学官、そして住民を加えた地域総がかりの地域活性化に向けた取り組みを一層強化していきたいと考える。

以 上

＜提出先＞

政府、省庁、政党等

＜実現状況＞

○鳩山政権の重要政策の「一丁目一番地」として「地域主権改革」が位置づけられ、総理大臣をトップとする「地域主権戦略会議」が設置された（平成 21 年 11 月）。「地域主権戦略会議」で、地域主権戦略の具体的な工程表を取りまとめ（12 月 14 日）、その中で、法令による自治体への義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、一括交付金化、地方政府基本法の制定、出先機関改革などが期限とともに明示された。

○地域主権一括法及び国と地方の協議の場の法制化については、平成 22 年通常国会に法案（地域主権改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案）が提出された（審議未了で閉会。同法案は継続審議）。

以上

3. 地球温暖化対策の中期目標に対する意見

平成 21 年 5 月 15 日

日本商工会議所

＜意見の要旨＞

アメリカ・EU など他の先進国が我が国と均等な排出削減負担を約束し、中国・インドなど主要排出国が公平な義務を負うことを条件として「選択肢 2」が妥当。しかし、国際的な公平性が担保されないのであれば、「選択肢 1」を中期目標とせざるを得ない。

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出するすべての主体が、地球規模で積極的、継続的に取り組まなければならない課題である。我が国における中期目標の策定は、主要排出国の取組みを推進するという観点から意義のあるものだが、同時に、今後長期間、国民生活や企業活動に多大な影響を及ぼす極めて重要な政策決定となる。中期目標の策定に当たっては、「国際的な公平性の担保」、「国内対策による実現の可能性」、「経済と環境の両立」の 3 つの視点で国民各層の理解と同意のもと決定されるべきであるが、とりわけ重要なことは、国際的な公平性の確保である。

京都議定書では、削減義務を負う国の CO₂ 排出量が世界の温室効果ガス排出量の 3 割にとどまっており、地球規模での温暖化防止の実効性と負担の公平性において、重大な瑕疵がある。過去の省エネ努力が反映され、各国が公平性を担保するためには、温室効果ガスを追加的に 1t 削減するのに必要な費用である「限界削減費用」を採用すべきであり、現在、EU・米国等先進各国が提示している中期目標と限界削減費用が同等という視点からすれば、我が国の中期目標は「選択肢 1」となる。これを超えるような目標を立てることは、生産拠点の海外移転、雇用の喪失、海外クレジットの購入による国や企業の富の流出、その財源として国民の税負担増加につながる可能性が高い。

我が国の経済社会に与える影響を考慮すれば、他の先進国が我が国と同等の排出削減負担にコミットすることなく、また、経済面でより成長した途上国が責任と能力に相応した義務を果たすことなく、我が国だけが厳しい目標を掲げることには賛同できない。

しかしながら、各国の公平な負担が担保されるのであれば、我が国としても地球温暖化防止に積極的に貢献するという姿勢を示し、各国が納得できる理論に基づく中期目標を提示することによって、次期枠組みの構築に向け国際交渉をリードしていく必要があると認識している。

今般提示された6つの選択肢のうち、「選択肢3」は、本案採用により成長率の低下や失業者数の増加、各世帯負担の大幅な増加が見込まれており、大企業と比べ資金力の乏しい中小企業に与える影響が危惧される。「選択肢4」は、GDPの押し下げや失業者数増加に対し大きな懸念がある上、各国の過去の削減努力が反映されず不公平である。「選択肢5」ならびに「選択肢6」は、本案採用により許容できないレベルの失業者数増加や各世帯負担の増加が予想されるうえに、現実的に国内の排出量削減努力によって実現できる可能性は極めて低い。以上の理由により選択肢3～6には賛同できない。

よって、上記の通り、他の先進国が我が国と均等な排出削減負担を約束するとともに、中国・インド等主要排出国が公平な義務を負うことを条件として、「選択肢2」を中期目標として公表し、今後の国際交渉に臨むことが妥当と考える。しかし、国際的な公平性が担保されないのであれば、「選択肢1」を中期目標とせざるを得ないとする。

政府においては、これまで以上に環境分野の技術革新、普及のスピードを高め、新たな成長分野を育成する施策の充実を図り、経済と環境の両立に向けた最大限の努力を実行されたい。中期目標を設定することにより、将来的にどのような世界・日本の姿を実現するのか、また、中期目標の達成過程において出現する影響と、それを克服しさらなる成長を図る対策を明確に提示することで、国民各層の理解と率先した行動を促す必要がある。

すでに、世界最高水準の低炭素社会を実現している我が国においては、どの選択肢を用いても、国民に何らかの負担が必要となる。可処分所得の減少等具体的な負担や経済社会に与える影響、国際的な公平性の実態など、「実像」が国民に十分に理解されることが求められ、報道機関等を通じた正しい情報の伝達が必要である。

日本商工会議所としても、各地商工会議所との連携のもと、中小企業の低炭素経営への転換を促し、地域主体の積極的な取り組みを推進していく所存である。

以 上

<提出先>

内閣官房

<実現状況>

6月10日に麻生政権より、「選択肢3」（「長期需給見通し」最大導入ケース（2005年比14%削減、1990年比7%削減）に1%を上乗せした2005年比15%削減（1990年比8%削減。すべて「真水（国内対策）」により削減）が中期目標として打ち出された。その後の政権交代により、日本の中期目標は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、1990年比25%（「真水」分の割合不明）となっている。

4. 地球温暖化対策の中期目標に対する意見【中小4団体】

平成 21 年 6 月 3 日

全国中小企業団体中央会

会 長 佐 伯 昭 雄

日本商工会議所

会 頭 岡 村 正

全国商工会連合会

会 長 石 澤 義 文

全国商店街振興組合連合会

理事長 桑 島 俊 彦

政府・与党においては、全国 420 万の中小企業のために、47 兆円規模の資金繰り対策やものづくり中小企業支援をはじめとする支援措置を矢継ぎ早に講じてきていただいたことに、改めて御礼を申し上げます。特に、中小企業の底上げとなる「ものづくり基盤技術の開発への支援」「ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓等への支援」につきましては、私どもも円滑な実施・運用に向けて最大限の努力をいたしますが、さらに特段のご配慮をお願いいたします。さらに、補正予算関連法案として審議中の商工中金法等一部改正法案と地域に活力をもたらす地域商店街活性化法案の一日も早い成立を切に願います。

さて、わが国は、一部に改善の兆しは見られるものの、引き続き、未曾有の経済危機にあります。日本経済を下支えしている中小企業については、日銀短観で製造業の業況判断が 5 四半期連続、非製造業が 8 四半期連続の悪化となるなど、受注の激減や個人消費の低迷等により企業経営は危機的状況にあり、その結果、地域はますます疲弊しています。

現在、地球温暖化対策のわが国の中期目標の検討が行われていますが、現状でも極めて厳しい中小企業の経営実態に鑑みれば、経済成長率の押し下げや失業者数の増加により、中小企業の経営の足かせとなり、地域経済への悪影響が懸念されるような過大な目標の設定には賛同できません。目標設定にあたっては、「環境と経済の両立」「国内対策による実現の可能性」「国際的公平性の担保」が確保されるよう、以下の点に特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. わが国の削減目標の設定は、公平な国際競争条件を確保するため、温室効果ガスを追加的に 1t 削減するのに必要な費用である「限界削減費用」等を見て、欧米など他の先進国がわが国と均等の条件で排出削減を約束し、中国・インドなど主要排出国が公平な義務を負うことが、大前提である。
2. 万が一、日本だけが厳しい目標を立てれば、中小企業にとっては、自社製品の国際競争力喪失や、納品先企業の海外移転による仕事の喪失など多大な影響が懸念され、また、中小企業が海外移転すれば地域経済に対するマイナスの影響も大変危惧される。したがって、国際的な公平性が担保されずに、わが国だけが厳しい目標を掲げることは賛同できない。

3. 「環境と経済の両立」という視点を踏まえ、環境を名目に事業者や国民に新たな税負担増を求めるなど、日本経済を下支えしている中小企業や地域経済の活力を削ぐような政策は導入すべきではない。

4. 他の先進国がわが国と均等な排出削減負担を約束するとともに、中国・インド等主要排出国が公平な義務を負うことを条件として、「選択肢 2」を中期目標として公表し、今後の国際交渉に臨むことが妥当と考える。しかし、国際的な公平性が担保されないのであれば、中小企業への影響を考慮すると「選択肢 1」となる。

いずれの選択肢を選択しても、国民や企業への負担増は避けられない。政府は、次の点を踏まえて対策を実施すべきである。

①温暖化対策に伴うエネルギー価格や製品価格の上昇等の負担増加について、国民はもとより中小企業の理解や納得が得られるよう十分な説明を行う。

②中小企業の約 9 割は温暖化対策を重要だと考えており、人的・資金的余裕のない企業でも、省エネなど地道な対策に取り組んでいるが、極めて厳しい経営実態に鑑み、温暖化対策の円滑な実施のための中小企業支援を一層強化する。

以 上

<提出先>

政府・政党等

<実現状況>

「3. 地球温暖化対策の中期目標に対する意見」参照。

5. ポスト京都議定書におけるわが国の中期目標について

平成 21 年 6 月 8 日

(社) 日本経済団体連合会

日本商工会議所

産業界は、製造工程および製品の両面における世界最高のエネルギー効率のさらなる向上、優れた環境技術の開発および地球規模での普及など地球温暖化問題の解決に、引き続き主体的に取り組む決意である。

そのためには、企業活力の維持・強化が不可欠である。

中期目標の設定にあたっては、国際的公平性、実現可能性、国民負担レベルの妥当性等が確保されるべきであり、とりわけ下記の点にご配慮いただきたい。

同時に、ポスト京都議定書の国際枠組については、基準年を 2005 年とするとともに、米国、中国、インドといった主要排出国が、意味ある形で参加することが不可欠と考える。

記

1. 公平な国際競争条件を確保するため、わが国の削減目標が、限界削減費用等で見ても欧米の目標と同等となる必要がある。

なお、欧米では、CDM等を含めた中期目標の検討がなされているが、わが国との削減水準の比較においては、国内対策による削減分のみを比較の対象とすべきと考える。

2. 中期目標の検討にあたり、セクター別に削減ポテンシャルを積み上げる手法が採られたことを評価する。

民生・運輸部門等の目標達成は、新エネ・省エネ製品の消費者への普及に大きく依存しており、政府の取組みを強く求めたい。他方、政府の想定通りに普及せず、民生・運輸部門等での目標が未達成となる場合は、政府の責任で必要な手当てをすべきである。

3. 温暖化問題の真の解決の鍵を握るのは技術である。技術開発の担い手たる企業の活力を削ぐような政策（環境目的の新規課税、強制キャップを伴う排出量取引制度等）は導入すべきではないと考える。

4. 温暖化対策に伴うエネルギーや製品の価格上昇等の負担増加について、理解や納得が得られるよう、政府が国民に対し十分な説明を行うことが求められる。

以 上

<提出先>

内閣総理大臣

<実現状況>

「3. 地球温暖化対策の中期目標に対する意見」参照。

6. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望

平成 21 年 6 月 18 日

日本商工会議所

わが国経済は、全体として引き続き、危機的状況にある。企業の倒産や雇用調整は止まらず、地域経

済は疲弊の極に達している。先行き不透明な中、わが国は官民を挙げて現下の不況からの脱却を図らねばならない。

政府・与党は、昨年後半から数度にわたる景気対策を打ってきた。また、去る 5 月 29 日には、総額 56.8 兆円にのぼる過去最大規模の「経済危機対策」を裏打ちする補正予算（歳出総額 13.9 兆円）が成立を見たところである。予断を許さない経済情勢の中、早期に関連法案を成立させ、必要な諸施策が迅速かつ確実に実施されることを強く望むものである。

こうした政府の大型対策により、当面する危機に相応の経済効果がもたらされる。しかしながら、景気が自律的な回復軌道に乗るまでには、なお時間を要することも否定できない。

そうした中、日本経済が明るさを取り戻すためには、企業数で 99.7%を占め、69.4%の雇用を担っている中小・小規模企業の業況を改善し、倒産や雇用調整を余儀なくされる企業を 1 社でも少なくするよう支援することが何より必要である。また、今次不況においては、地域経済けん引の中核を担う中堅企業も極めて厳しい経営状況に陥っており、その支援も重要である。中小・小規模企業および中堅企業における事業の継続と絶え間ないイノベーションへの挑戦を可能とする政策面での環境整備が強く望まれる。経済活力の源泉である、これら中小企業等が元気になってこそ、地域の人々の雇用が守られるとともに地域の活性化が実現する。その意味から、国の中小企業等対策予算の思い切った拡充と各種支援策の強化を求めたい。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成 22 年度中小企業等関係施策に関して、下記事項の実現を強く要望する。また、その実施段階においては、国と地方がそれぞれ実施する諸施策が無駄なく相乗効果を上げるよう望む。

記

<重点要望事項>

【1】企業の存続と経営力の向上を図る

I 金融支援

- 中小・中堅企業の資金繰り対策の強化・拡充
 - ・緊急保証制度の期間延長、金融セーフティネット拡充、返済負担の軽減

II 再生支援

- 中小・中堅企業の再生手続の強化
 - ・中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、債務保証制度

III 経営改善支援

- 経営改善普及事業
- 中小企業の生産性向上等
 - ・地域力連携拠点事業、創業・経営革新

【2】暮らしの安定と安心を確保する

雇用維持・人材育成

- 人材育成・就業促進対策の強化
 - ・最低賃金問題、労働者派遣制度問題、雇用調整助成金等の見直し、ジョブ・カード制度

【3】地域振興を推進する

I まちづくりの推進

- 中心市街地の活性化等まちづくりの推進
- 商店街の活性化

II 地域産業振興策の抜本的拡充

- 支援諸施策の拡充と連携強化
 - ・ 地域資源∞全国展開プロジェクト、JAPAN ブランド育成支援事業、販路拡大

III 地方幹線道路・整備新幹線等の早期整備

【4】経営環境変化に即した新たな展開を支援する

I 省エネ・低炭素経営の促進

- 省エネ・低炭素経営の促進に対する支援
 - ・ 省エネルギー化や温室効果ガス排出削減の自主的取組み支援、国内クレジット制度の利用促進
- 「環境」を名目にした新たな税負担増反対

II I T 利活用の促進

- 中小企業の I T 化支援、I T 利活用環境の整備促進
 - ・ S a a S の普及、電子政府・電子自治体の利用促進支援

III 国際化、グローバル化への対応

- 世界経済が一体化する中における中小企業支援

【5】企業活力増進のための税制改革を求める

個別要望事項について

【1】企業の存続と経営力の向上を図る

I 金融支援

1. 中小・中堅企業の資金繰り対策の強化・拡充

(1) 緊急保証制度の期間延長および金融セーフティネットの拡充

かつてない打撃を受けている中小企業の経営環境が、今次不況以前の状況に回復するには年単位の時間を要すると見られ、引き続き、中小企業の資金繰りは予断を許さない。そうした状況を踏まえ、下記のような資金繰り支援の強化を望む。

- ① 緊急保証制度については、中小企業の資金繰りの状況等を十分見極めつつ、本年度末までとなっている取扱期間を延長するとともに、その際には、“対前年比で悪化”とされている認定要件を緩和されたい。また、無担保枠 8,000 万円を超える保証の弾力的な実施について、現場で実効性が確保されるよう強く望む。さらに、同制度における保証料率引下げ、および、よりリスクの高い案件への信用保証協会の審査の大幅な弾力化を検討されたい。
- ② セーフティネット貸付については、日本政策金融公庫において、景気情勢に応じた貸付条件の一層

の緩和等により、さらなる利用促進を図られたい。加えて、マル経融資制度の金利引下げをお願いしたい。このほか、危機対応業務として、商工中金や日本政策投資銀行による中堅企業を含めた資金繰り支援も重要である。

③以上の対策を円滑に実施するため、信用保証協会、日本政策金融公庫および商工中金について、一層の財務基盤強化を引き続き必要に応じて行っていただきたい。

(2) 条件変更や借換えの実施による中小企業の借入返済負担の軽減

日本政策金融公庫、商工中金および信用保証協会は、中小企業の既往債務について、「返済期限を延長する」「残債の期日一括返済を認める」「返済据置期間の再設定を認める」など、経済危機対策に盛り込まれた条件変更の具体的な取組みを強化していただきたい。また、返済を猶予した中小企業への追加的な保証および融資を積極的に実施していただきたい。さらに、融資制度や保証枠の種類に拘らず、その借換えや複数債務の一本化を促進するなど、中小企業の月々の返済負担の軽減を進めていただきたい。

併せて、民間金融機関においても同様の対応が行われるよう、指導されたい。

2. その他金融等支援

(1) 電子記録債権制度における中小企業に配慮した環境の整備

全金融機関参加型の記録機関を設立・運営すべきである。

その際は、中小企業にとって導入負担が少なく、導入後も低価格で安心して利用できるよう、料金面やセキュリティ面等に配慮されたい。また、債権の譲渡が円滑に行われるよう、譲渡禁止特約を設けない制度にすべきである。

さらに、下請代金支払遅延防止法上、親事業者が下請事業者に対して禁じている行為については、手形と同様、電子記録債権制度においても適用対象とすべきである。

(2) 資金調達手段の多様化促進

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の積極的な拡大・普及を図るべきである。そのため、中小企業庁および金融庁においては、A B L（Asset Based Lending＝動産・債権担保融資）について、動産担保の評価方法の事例を示すほか、評価が客観性を持つような制度を検討するなど、金融機関にとって推進しやすい体制整備を支援されたい。また、金融機関の担当者のノウハウ蓄積のための説明会や事業者向けのセミナーを実施するなどにより、一層広く普及するような施策を講じていただきたい。

Ⅱ 再生支援

1. 中小企業再生支援協議会による支援の拡充

中小企業再生支援協議会は、金融機関や信用保証協会との連携を一層強化し、再生の実効性を高めるべきである。そのためには、各地の中小企業再生支援協議会において、専門人員の十分な確保が必要である。また、同協議会が関与している事案に対し、地域金融機関が協力できず調整が難航することのないよう、金融行政における適切な指導をお願いしたい。

また、中小企業の再生支援を目的として設立される「中小企業再生ファンド」と連携して、実効性の高い再生計画策定等の支援強化を図るべきである。

2. 中小・中堅企業の再生における企業再生支援機構の実効性ある活用の推進

今年度創設予定の企業再生支援機構については、周知・広報を充実させ、地域経済を支える中小・

中堅企業に対して幅広く活用することにより、事業者の経営破綻を防止し、雇用の確保に貢献されたい。

また、中小・中堅企業の適切な再生に繋がるよう、中小企業再生支援協議会と緊密な連携をとり、同機構の機能が十分発揮されるよう努めるとともに、必要に応じて制度等の改善を適宜図っていただきたい。

なお、過去の産業再生機構の運営において国民負担が発生しなかったことを踏まえ、同機構においても可能な限り効率的な運営に努めていただきたい。

3. 中小・中堅企業の債務保証制度の充実等（改正産業活力再生特別措置法）

改正産業活力再生特別措置法（産活法）認定企業への民間金融機関の融資に中小企業基盤整備機構が債務保証する制度が大幅に拡充されることになったが、融資が円滑に行われるよう、金融機関への制度の周知を図っていただきたい。

また、中小・中堅企業において同制度の活用が進むよう、保証割合の弾力的な取り扱いと簡便な諸手続きをお願いするとともに、制度の内容について事業者が理解しやすい広報資料を作成されたい。

産活法改正により実施される「第二会社方式」に対する支援措置については、許認可承継の実務が円滑に進められ、実効あるものとなるよう関係各省間で十分に連携を図っていただきたい。

Ⅲ 経営改善支援

1. 経営改善普及事業の充実

国は、約半世紀にわたり商工会議所等が実施している経営改善普及事業について、小規模企業の経営安定や事業発展に不可欠であることと、国としての小規模企業対策の基本施策であることを改めて明確にすべきである。

国は、三位一体改革後もさまざまな中小・小規模企業支援対策（事業費に対する補助金交付等）を打ち出してきたが、各事業の実施主体の多くは商工会議所等であり、その実務は、現場の状況に精通した経営指導員が担ってきたと言っても過言ではない。税源移譲で補助金がすべて都道府県の裁量で決められることになったが、中小企業支援法等に基づく中小・小規模企業対策の重要性はいささかも変わらない。

そうした観点を踏まえ、各地において同事業の予算が十分かつ安定的に確保されるよう国は都道府県に対し強い指導力を発揮されたい。

2. 中小企業の生産性向上の推進等

(1) 地域力連携拠点事業の活用

地域力連携拠点事業（平成 21 年度は 327 ヶ所。うち商工会議所は 122 ヶ所）は、IT 導入や知的資産経営など新たな経営手法の導入、経営革新、地域資源活用、農商工等連携などの新事業展開、創業・再チャレンジ、事業承継等多岐にわたる分野において、高度かつ専門性の高い支援ニーズに応える有効な中小企業支援策となっている。大幅な予算拡充により、拠点数の増加、1 拠点当たりの予算増額をお願いしたい。

また、事業評価については、評価基準の透明性が確保されるよう、改善をお願いしたい。

(2) 創業・経営革新・新連携の促進

①創業人材育成支援事業（創業塾・経営革新塾）については、各地における潜在的な起業家を掘り起こし、また、既に事業を営んでいる中小企業経営者に新規事業展開を促す機会を与えており、引き

続き十分な予算の確保をお願いしたい。また、創業塾、経営革新塾への参加者のすそ野拡大を図るため、創業、経営革新に関心を持った人が気軽に参加できる入門セミナーを補助対象とされたい。加えて、創業時における資金調達が円滑に行われるよう政策金融機関の支援策や信用補完制度において対象要件の緩和や金利・保証料の優遇等拡充策を講じられたい。

- ②中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認、新連携計画の認定にあたっては、承認・認定手続きの簡素化を図り、事業者にとって過度の負担とならないよう配慮をお願いしたい。また、地域によって難易度に差が生じないような措置を講じ、承認・認定、各種支援施策の審査等が速やかに行われるよう徹底されたい。さらに、計画の承認・認定を受けた企業に対しては、国・県等による各種補助金制度を充実されたい。

(3) 円滑な事業承継促進のための支援強化

非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度については、円滑な事業承継を促進させるため、同制度のPRを強化すべきである。事業承継支援センター事業（平成21年度は103ヵ所。うち商工会議所は46ヵ所）については、事業承継問題に直面する事業者の課題抽出、課題対応等の個別相談支援の一層の充実など、総合的なサポートができるよう配慮されたい。

併せて、中小企業経営者および後継者向け等の研修・セミナーの強化を図られたい。

(4) 技術・ものづくり支援強化

中小企業の技術革新を促進する助成制度であるSBI R制度(中小企業技術革新制度)については、効果的な広報、親しみやすいネーミング付与等により、制度の認知度を高めることが重要である。また、補助金の交付元が7省庁にまたがることから、公募に係る照会等をワンストップで受付ける窓口を創設いただきたい。さらに、技術開発の成果の事業化や取引マッチングなど、具体的なビジネス創出の支援を推進されたい。

また、中小企業における産学官連携を促進するため、関係機関がそれぞれ有している研究成果や知的財産等のデータベースについて、検索性を高めるなど利便性の向上を図られたい。加えて、共同研究にかかる公的助成の拡充や、研究費用の分担に関する基準づくりを進められたい。

(5) 下請取引等の適正化推進

下請取引の適正化を進めるため、取引当事者間の取引実態を良く踏まえたうえで、公正取引委員会との連携を密にしつつ、また、下請代金検査官の大幅な増員を行うこと等により、不公正な取引に対する取締りを一層強化されたい。

「下請かけこみ寺」については、相談機能の強化はもとより、相談の持込みがその後の取引に影響することがないように、フォローアップする仕組みを早急に整備すべきである。併せて、裁判外紛争解決手続き(ADR)の利用促進を図ることが必要である。

下請ガイドラインについては一層の周知徹底を図るとともに、対象業種の拡大や必要に応じた改訂を行われたい。また、下請ガイドラインの活用状況・効果等については定期的に公表するなど実効性について検証を行うべきである。

(6) 小規模企業経営支援情報システムの整備

現在新たなシステムとして構築が進められている小規模企業経営支援情報システムについては、マル経融資関連業務の効率化(日本政策金融公庫との連携によるマル経融資の申請・推薦手続の電子化)と支援機関支援(小規模企業等の財務情報等を蓄積・加工して指導業務に利用)が両立し、実効あるものとなるよう、十分な検討を行っていただきたい。

新システムの設計や運用においては、各事業者の提供するデータが財務分析・比較などに活用されることから、情報管理等セキュリティ面の確保を図ることが重要である。

また、各地商工会議所で導入・利用している会員情報等管理システム（TOASや独自システム）からのデータ取り込みに当たっては、新システムへのアクセスの容易性を確保されたい。

3. 中小企業振興のための環境整備の促進

(1) 小規模企業共済制度ならびに中小企業倒産防止共済制度の拡充

①小規模企業共済制度においては、個人事業者の事業主のみ加入が認められているが、当該事業主とともに経営に参画している共同経営者も事業主と同等の立場にあるとして、加入対象とすべきである。

②中小企業倒産防止共済制度については、回収困難な売掛金債権額の高まり掛金限度額や共済金貸付金限度額の拡大、掛金権利消滅の割合（現行10%）の引下げ、貸付・据置期間の延長および共済事由の追加を実現されたい。

また、両制度について、中小企業基盤整備機構における照会窓口を充実するなど、事務処理の一層の合理化を図っていただきたい。

(2) 中小企業における新型インフルエンザ対策支援

新型インフルエンザ対策として、政府は感染拡大を最小限に食い止めるための事前対策に万全を期するとともに、経済活動への被害が生じる場合に備えて、激甚災害の例にならって特別措置の制度を構築されたい。

また、今回の新型インフルエンザの発生・感染地において、地域経済に大きな損失が生じたことを踏まえ、政府は正確な事実や状況に即応した情報発信等の対応を行っていただきたい。

さらに、中小企業は大企業のように万全な危機管理体制を整えることが困難であることから、事業活動に対する影響を最小限に抑えるためのBCP策定・導入促進に対してインセンティブとなる助成制度を設けられたい。

(3) 中小企業への緊急時事業継続計画（BCP）の普及促進

中小企業においてBCPが一層広く普及するよう諸施策を講じられたい。

具体的にはBCP施策を支援する経営指導員のノウハウ蓄積のための措置や中小・小規模企業のための普及啓発セミナーの実施等について十分な予算措置を講じていただきたい。

また、商工会議所、商工会、工業団地や商店街振興会、サプライチェーン中核企業等におけるBCP普及への取組みなど、地域に密着した取組みを支援していただきたい。さらに、BCPを導入した場合、商取引上有利になる仕組みを構築するなど、導入企業にインセンティブを与えることについても検討していただきたい。

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

「中小企業の会計に関する指針」の普及浸透のために、引き続き、パンフレットの作成・配布、セミナー・研修会の開催等を実施されたい。また、同指針に関する相談・指導を行う人材の育成、金融機関における活用の促進に向けた取組みをより強化されたい。

(5) 国際会計基準の取扱いにおける非上場企業への配慮

現在、企業会計審議会において、わが国における国際会計基準の取扱いについて検討が進められているが、中小・中堅企業を中心とする非上場企業の多くは内需型経済活動が中心であり、グローバル

な投資対象となっているとは想定されておらず、財務情報の利用者も限定されている。このため、非上場企業（金融商品取引法の対象となっているものを除く）については、国際会計基準の適用を行わないよう配慮されたい。

また、税と会計の関係については、これまでの「確定決算主義」や「税会調整方式」を維持した上で、欧州諸国と同様に、会計基準を「連結」と「単体」に区分し、「連結」については国際会計基準に対応していく一方で、「単体」についてはわが国のこれまでの商慣行等の実態を踏まえつつ対応するよう検討されたい。

【2】暮らしの安定と安心を確保する

雇用維持・人材育成

1. 若年者・障害者等の人材育成・就業促進対策の強化

(1) 中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

わが国が、未曾有の経済危機にあり、中小企業がますます厳しい経営環境に置かれている現状では、支払能力の観点から、最低賃金を引き上げる状況にはない。

各地方最低賃金審議会が、地域経済や中小企業の厳しい経営実態等を踏まえ、生活保護との乖離の解消を凍結することも含め、これまで以上に、地域の実情に応じて最低賃金を設定できるようにすべきである。その際、最低賃金近辺で働く労働者や雇用する企業の属性、最低賃金引き上げが企業経営に与える影響等について、データを整備し、それらを踏まえた上で検討すべきである。

なお、特定最低賃金は、地域別最低賃金が全国 47 都道府県で設定されている中で、屋上屋を重ねるものであり、早期にこれを廃止すべきである。

(2) 労働者派遣制度の慎重な対応

製造業派遣については、一定のセーフティネット整備は必要と考えるが、産業人材の流動性と多様な働き方を確保する観点から、禁止には反対である。

登録型派遣を含め、労働者派遣制度に対する規制が強化されれば、現在の派遣労働者が職を失うのみならず、労使双方にとって必要な派遣本来の需給調整機能、マッチング機能を失うことになり、結果として企業経営が困難に陥る懸念が生じ、海外移転、廃業などにより、その地域の雇用喪失につながる恐れがある。したがって、労働者派遣制度のあり方を検討する場合には、慎重に行うべきである。

また、現在国会に提出されている労働者派遣法改正法案には、日雇派遣の原則禁止など大きな制度改正が盛り込まれており、改正法の成立から施行までに十分な準備期間を確保すべきである。同時に、日雇業務については、民間の職業紹介事業によって労働者と企業とのマッチングに支障が出た場合には、マッチングを担保するため、政府が、ハローワークなどを通じて、責任を持って必要な措置を講じるべきである。さらに、現下の経済情勢、および、中小企業が、雇用維持に必死に努力しながら、数多くの労働法に同時に対応することが求められている実情を勘案した上で審議すべきである。

(3) 雇用調整助成金等の見直し

雇用調整助成金制度は、中小企業における雇用の安定に資する重要なセーフティネットであるが、さらに改善の余地のある以下の事項について、速やかに検討されたい。

(i) 申請書類の一層の簡素化、および、審査に要する時間の短縮化を図られたい。併せて、事業所単位ではなく企業単位での申請手続きを可能にすべきである。また、支給日数、および、雇用保険基本手当日額が最高額とされている支給限度額の引き上げについて、さらなる検討を行うべきである。

- (ii) 雇用調整助成金等の申請に際し、企業は事前に休業計画を届け出る必要があるが、受注状況によって左右される中小企業においては、休業計画を立案し、事前に届けることが難しいため、事前の休業計画届け出を省略するなど、柔軟に対応すべきである。
- (iii) 雇用に係る各種助成金について、国・地方公共団体等関係機関が連携して窓口相談に応じられるような体制を整備するとともに、制度改正内容を分かりやすく迅速に周知されたい。
- (iv) 本年3月に創設された残業削減雇用維持奨励金について、残業削減の比較期間が計画届提出時の直近6ヵ月となっている点に関し、「直近6ヵ月」では既に残業を削減している期間と重なることが考えられるため、比較対象期間を前年同月比とするなどの見直しを検討すべきである。
- (v) 緊急就職支援者雇用開発助成金について、「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と厚生労働大臣が認める場合がその発動要件の一つとされているが、現下の厳しい雇用情勢に鑑み、その発動を検討されたい。また、助成対象が45～59歳の労働者とされている点について、若年者等正規雇用化特別奨励金の対象外でもある40～44歳にもその適用範囲を拡大されたい。
- (vi) 中小企業雇用安定化奨励金について、契約社員やパートタイマーなどの正社員化を一層促進するため、支給限度額を増額されたい。

(4) ジョブ・カード制度の拡充・強化

スタートから2年目を迎えたジョブ・カード制度に対する中小企業の期待は大きく、制度を活用する中小企業が増加していることに鑑み、十分な予算を確保したうえ、平成22年度においても継続して実施するとともに、中小企業における人材の育成・確保に資するよう、制度の一層の拡充・強化を図るため、以下の措置を講じられたい。

①制度の理解促進と認知度向上に向けたPR活動の一層強力な推進

制度の理解促進と認知度向上を図るため、求人企業や求職者のみならず、広く業界団体や国民一般を対象として、各種の広報媒体を活用した全国的、かつ集中的なPR活動を一層強力に推進されたい。

また、ハローワークをはじめ、ジョブカフェや民間職業紹介会社等においては、個々の求職者に対し、制度の内容やメリット等を十分に理解させるなど、制度の活用を促進するための働きかけとキャリア・コンサルタント業務を一層強化されたい。

②雇用型訓練の対象要件の大幅な緩和

雇用型訓練の1つである有期実習型訓練における「過去5年間に於いて、概ね3年以上継続して正社員として働いたことがある者以外の者」および「学校卒業後6ヵ月以内の者を除く」との対象要件は、中小企業がより幅広い求職者を受け入れできるよう、大幅な緩和を図られたい。

③提出書類の大幅な簡素化および全国統一基準での実施の徹底、助成率の一層の拡充

中小企業にとって使い勝手がよく、過大な事務負担とならないよう、訓練実施計画や助成金の申請に係る提出書類を大幅に簡素化するとともに、申請時期や提出書類の数等が都道府県によって異なった運用とならないよう、全国統一基準での実施を徹底されたい。また、助成金の助成率の一層の拡充を図られたい。

④関係機関の連携体制の一層の強化

地域ジョブ・カード（サポート）センターと都道府県、労働局、雇用・能力開発機構、ハローワーク等との緊密な連携体制が一層強化されるよう、関係各省庁から各地の関係機関に対し、引き続き確かつ迅速な情報提供等に努められたい。

⑤業界団体を通じた制度の普及促進および先導的なモデル構築への支援

制度の普及促進に当たっては、全国規模の業界団体に対し、業界ぐるみで積極的に活用するよう、一層強力に働きかけられたい。

また、中小企業や小規模企業においても共同で座学に取り組むなど、地域の業界団体による雇用型の訓練を活用した人材の育成・確保が図られるよう、先導的なモデルの構築に向けた取り組みに対し、引き続き支援されたい。

⑥職業能力評価基準およびモデル評価シート・カリキュラムの整備

制度の普及を進めるうえでは、職業能力評価基準やモデル評価シート・カリキュラムは重要なインフラであることから、これまでに整備されていない分野については、早急に作成されたい。

(5) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

ジョブカフェについては、地方拠点の増設や、コーディネーター等の機能強化の支援を図られたい。このために必要なジョブカフェ支援予算については、引き続き確保するとともに、その拡充をお願いしたい。

また、地方自治体においては、積極的に、地域の産業育成政策と連携して、地域企業の人材確保・育成や、若年者の就職支援に関する具体的な取り組みを進められたい。

(6) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

トライアル雇用、紹介予定派遣制度について、中小企業による活用が促進されるよう実施期間の延長や対象の拡大、試行雇用奨励金の増額など、制度の拡充とともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(7) 産学連携による人材育成の推進

中小企業をはじめ社会で活躍する人材の産学連携による育成を強化するため、関係府省が連携して、「産学人材育成パートナーシップ」を着実に推進されたい。また、「社会人基礎力」のさらなる普及を図られたい。

(8) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや有期実習型訓練などの制度について、より一層の周知を図るとともに、教育機関や受け入れ企業が連携してキャリア教育・職業教育を推進できるよう、省庁の壁を越えた政策連携を強化し、教育内容の更なる充実を図られたい。

また、人材投資促進税制改正について、引き続き、中小企業等へ周知・普及されたい。

(9) 育児・介護休業制度の慎重な対応

現在国会に提出されている育児・介護休業法改正法案には、企業経営に影響の大きい制度の義務化が盛り込まれており、改正法の施行までに十分な準備期間を確保すべきである。また、現下の経済情勢、および、中小企業が、雇用維持に必死に努力しながら、数多くの労働法に同時に対応することが求められている実情を勘案した上で審議すべきである。

(10) 障害者雇用促進に対する支援

中小企業による障害者の雇用環境整備に対する支援策を拡充すると同時に、障害者の雇用意欲があるにもかかわらず雇用が進まない中小企業に対し、適切な支援策を講じられたい。また、障害者雇用ファースト・ステップ奨励金について、引き続き、中小企業等へ周知・普及されたい。なお、障害者手帳を保有していない障害者についても、雇用率の対象とするよう、検討されたい。

また、障害者雇用促進法の改正による障害者雇用納付金制度の適用拡大について、中小企業が十分

に対応できるよう周知するとともに、対応が難しい企業に対する支援策を講じられたい。

2. 外国人労働者受け入れについて

国内の雇用環境が悪化する中、国として、外国人労働者の受け入れ体制整備に関し、次に掲げる措置を講じられたい。

なお、当面の対応として、日系人離職者に対する再就職支援、および、再就職を断念し、帰国を決意した日系人離職者に対する帰国支援に加え、現在、国会に提出されている入国管理法改正法案の速やかな成立・施行、および、再技能実習制度導入など現行の外国人研修・技能実習制度の拡充を図るべきである。

(1) 地方自治体に対する支援

国は、日本語教育をはじめ、地方自治体が外国人労働者を生活者として受け入れるための体制を整備できるよう、地方自治体に対して一定の支援を行うべきである。

(2) 外国人留学生の中小企業への就職支援

専門的・技術的分野の人材受け入れの一環として、国際化を図る中小企業のビジネスの拡大および人材確保を支援するため、日本への外国人留学生の中小企業への就職ならびにインターンシップの受け入れを支援すべきである。

(3) 不足が想定される分野における新たな制度の導入

わが国の労働力人口減少が進む中、とりわけ中小企業は地域や業種によって人材確保が困難であり、地域経済の維持および発展のためには人手不足に悩む中小企業への支援が必要である。

具体的には、今後、不足が想定される分野における人材の受け入れについて、一定の管理のもとに外国人労働者の就業を認める制度を導入すべきである。

3. 雇用保険制度における国庫負担の継続および雇用保険二事業の抜本的見直し

(1) 国庫負担の廃止、減額に反対

雇用保険制度の国庫負担の見直しについては、現状でも本来の負担額の 55%に引き下げられている国庫負担の廃止もしくはさらなる減額は到底容認できない。

雇用保険制度の保険料は、労使折半による負担とともに国庫負担により賄われているが、これは、失業の予防および対策において、政府がその責任の一端を担うべきであるとの考え方に基づくものであり、国は雇用保険制度の安定的運営のために財政的責任を負っている。

(2) 雇用保険二事業の抜本的見直し

雇用保険二事業については、失業の予防や雇用安定に有効に機能しているかどうか等の観点から、引き続き、廃止を原則として徹底的な評価を行い、料率の引き下げを含め、そのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

4. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 適格退職年金制度の移行促進のための広報強化・相談体制の拡充ならびに中小企業の閉鎖型適格退職年金受給者に関する税制措置の延長

適格退職年金制度に関する税制優遇措置は、平成 24 年 3 月末に廃止されることが決定しているが、平成 21 年 3 月末現在でも、350 万人 (2 万 5,000 件強) の契約が残ったままになっているのみならず、

これまで他の制度に移行したもののうち約4割が解約となっている。中小企業従業員の老後保障の充実強化、ひいては中小企業の健全な発展のために、以下の措置を講じられたい。

- (i) 適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付制度や退職金・年金規程の見直しの重要性についての周知広報のさらなる強化と相談体制の拡充
- (ii) 倒産等により、本人の意志にかかわらず閉鎖型適格退職年金として取り残される中小企業の閉鎖型適格退職年金の年金受給者に関する税制上の優遇措置の継続

(2) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

雇用の7割を支えている中小企業における企業年金制度を充実させることは、国民の老後の生活の充実と安定に繋がることに鑑み、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図るため、以下の措置を講じられたい。

- (i) 特別法人税の撤廃
- (ii) 確定拠出年金制度における中途引き出し要件の一層の緩和、年齢・加入期間による制約の緩和ならびに個人型確定拠出年金の対象拡充等
- (iii) 確定給付と確定拠出の双方の特徴を持つ新たなハイブリッド型企業年金の創設
- (iv) 中小企業従業員のニーズの多様化に対応するため、総合型確定給付企業年金および総合型確定拠出年金への従業員単位での任意加入の認可

(3) 特定退職金共済制度の拡充

現在、中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲の拡大について検討が進められているが、その拡大がなされることになった場合には、特定退職金共済制度においても、加入対象者の範囲を中小企業退職金共済制度と同様に拡大されたい。

現在の特定退職金共済制度は所得税法施行令を根拠としているが、将来的にも安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備の実現を図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

5. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する子育て支援助成金の拡充や顕彰制度、税制面での優遇措置の付与、低利の融資制度の創設、公共事業の入札要件への一定の評価、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与に際して中小企業の柔軟な対応が評価されるような認定基準の見直し（例えば、「男性の育児休業取得者1名以上」要件の廃止、「女性の育児休業等取得率70%」要件の引き下げ）等、中小企業の自主的な両立支援の取り組みを支援する政策を拡充されたい。

【3】地域振興を推進する

I まちづくりの推進

1. 中心市街地の活性化等まちづくりの推進

コンパクトで賑わいのあるまちづくりが全国的に推進されるよう、下記支援策の拡充を図られたい。

また、改正まちづくり3法の実効性を確保し計画的な土地利用を実現するため、都市計画法等の抜本改正を検討するとともに、農地法・農振法の改正を踏まえた農振除外、農地転用に関する手続きの厳格な運用、地域の実情に応じた「ゾーニング」条例・ガイドラインおよび、大型店・全国チェーン等による地域貢献のあり方を定める条例・ガイドラインの制定等を促進されたい。

①中心市街地活性化法に沿ったまちづくりへの取り組み支援

- ・ 中心市街地活性化基本計画の総理大臣認定数を増加させるべく、国から市町村に対する積極的な働きかけ
- ・ 中心市街地活性化協議会の常勤スタッフの人件費に対する助成制度の創設等協議会運営支援の拡充
- ・ 中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会、商店街）および商業活性化アドバイザー派遣事業におけるアドバイザーの無料派遣期間の拡大
- ・ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の公募対象となる民間事業者の補助率（1/2）引き上げ
- ・ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充
- ・ 空洞化が進む商店街における不動産の所有と利用の円滑な分離を図るための中心街再生事業支援策の拡充および空き店舗の再活用を促すためのインセンティブの設定

②環境にやさしい中心市街地の実現

- ・ 地域公共交通の活性化・再生総合事業予算の増額
- ・ 地域における自転車の利用環境の整備の促進

③その他のまちづくり関連施策

- ・ 地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを推進するためのまちづくり交付金の拡充
- ・ 民間の担い手によるまちづくり活動を促進するためのまちづくり計画策定担い手支援事業の拡充、まちづくり会社等への無利子貸付制度の活用促進、歩行者ネットワーク協定の普及・推進
- ・ 優良な都市開発事業を推進するための街なか居住再生ファンド、まち再生出資業務、都市再生支援業務の拡充
- ・ 都市景観、防災対策、バリアフリー化等のための電線地中化の推進

2. コミュニティ維持・再生の観点からの商店街の活性化等

日本商工会議所はじめ中小企業関係 4 団体は、株式会社全国商店街支援センターの設立等、地域コミュニティの重要な担い手である地域商店街活性化のため、人材育成等の諸事業を展開している。ついては、地域商店街活性化法の早期成立および円滑な施行とともに、以下の事項の拡充を図られたい。

①環境にやさしく、少子高齢化等の社会的課題に対応した商店街の活性化に対する支援策

- ・ 環境、少子高齢化等に対応する取り組みを通じて商店街等のにぎわいを創出する中小商業活力向上事業予算の増額

②地域商業活性化に対する支援

- ・ 生鮮食品等の物流と情報の共同化を図るためのボランタリーチェーン方式等の一層の普及
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、食品小売機能高度化促進事業の拡充
- ・ 顧客分析等を可能にするポイントカードシステムの導入
- ・ 中小小売業でもネット販売に取り組めるようにするためのインフラ整備の推進
- ・ 空き店舗を活用した植物工場の設置にかかる支援策の拡充

③ライフライン機能を備えた拠点整備のための総合的な施策

- ・ 地域のコミュニティ機能を維持し、交通弱者である高齢者・独居世帯が支障なく日常生活を送れるようにするための、以下のライフライン機能を備えた拠点づくり対策の実施

- (i) 生鮮食料品と日用必需品など最低限の消費機能
- (ii) 高齢者・独居世帯の安否確認
- (iii) 安全・安心の確保 など

Ⅱ 地域産業振興策の抜本的拡充

1. 地域資源∞全国展開プロジェクトの拡充

地域の資源を活用した観光資源開発、特産品開発とその販路開拓、農商工連携などの取り組みを支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」について、支援事業の複数年度化等の拡充を図られたい。

2. JAPANブランド育成支援事業の拡充

内外市場で通用する地域のブランド力の育成・強化を目的とする「小規模事業海外市場進出支援事業費補助金（JAPANブランド育成支援事業）」の実施地域をサポートする「JAPANブランド戦略展開事業」について、海外の常設展示場の創設等、支援策を強化されたい。

3. 地域産業振興のための各種支援策の戦略的な連携強化と新たな販路拡大策の創設

地域資源の発掘から内外市場への展開まで体系的に地域ブランドを構築できるよう、地域資源∞全国展開プロジェクト事業から JAPANブランド育成支援事業等への連携の強化を図られたい。

また、地域資源を活用して開発された地域ブランドの販路拡大に結び付くよう、テストマーケティングの充実など新たな支援措置を講じられたい。

Ⅲ 地方幹線道路・整備新幹線等の早期整備

道路は地域間格差の是正や地域活性化、ひいては国全体の成長力向上のために必要不可欠な社会インフラであり、国際競争力を強化させる上でも極めて重要である。このため、今後とも無駄を排し最小限のコストで整備する取り組みを行いつつ、「国土開発幹線自動車道建設会議」（平成 21 年 4 月 27 日）で決定された区間の早期開通はもとより、「経済危機対策」（同 4 月 10 日）に盛り込まれた「国土ミッシングリンク」の結合等について、早期に実行されたい。

道路整備にあたっては、最新の需要予測のデータ等に基づき整備計画を検討することになるが、その際、単に費用対便益だけではなく、幹線道路とそのネットワークが持つ社会的な波及効果に加え、国民生活上の視点も最大限、重視すべきである。

また、「経済危機対策」において着実な整備を行うことが盛り込まれた整備新幹線については、交通や物流の効率化および地域の再生・活力強化の観点から、早急かつ着実に整備を進めるべきである。

【4】経営環境変化に即した新たな展開を支援する

Ⅰ 省エネ・低炭素経営の促進

1. 中小企業の省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

中小企業が生産性の向上や経営基盤の強化を図るためには、省エネルギー化を推進し、省エネ・低炭素経営を促進することが極めて重要である。また、わが国の地球温暖化対策を一層推進するためには、京都議定書目標達成計画、および、2020 年までの中期目標を踏まえて、企業や市民が環境に配慮した取

り組みを自主的・前向きに行うことが不可欠である。

そのためにも、以下に掲げる支援措置の拡充をはじめ、政策金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等の支援などを講じられたい。その際、各地域における積極的な情報提供等により、中小企業の取り組みや環境教育等の推進を図られたい。

(1) 中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

中小企業が省エネルギー化や温室効果ガスの排出削減に自主的に取り組むため、以下の措置を講じられたい。また、中小企業における地球温暖化対策を一層推進するため、商工会議所が自主的に行っている環境に配慮した取り組みを強力に支援されたい。

①省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

- ・省エネ無料診断の拡充
- ・環境マネジメントシステム認証の取得・更新費用への補助制度の導入など支援制度の拡充
- ・事業所・住宅等への省エネルギー・新エネルギー設備の導入について、地域協議会を組織して申請することとなっている補助対象要件に、個別企業や住宅を追加するなどの要件緩和
- ・中小企業による「エコ通勤」推進の取り組みを促進するための支援制度の充実
- ・中小企業自らが温室効果ガス排出の実態を把握するための動きに対する支援制度の拡充

②省エネルギー化・温室効果ガス削減支援新制度の創設

- ・中小企業の環境対策や環境ビジネス進出の相談に応じる専門家の登録・派遣への支援制度の創設
- ・温室効果ガス排出削減等に関する説明会等の開催への支援制度の創設

(2) 中小企業向け税制措置の恒久化、融資制度の要件緩和、補助制度の拡充・利便性向上

中小企業による省エネルギー・温室効果ガス削減に資する設備等の導入や、環境・エネルギー分野の技術開発等を促進するための税額控除や特別償却制度(エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)が平成 22 年度までの時限立法とされているため、これを恒久措置とされたい。

また、環境・エネルギー対策貸付制度について、利便性向上のため、省エネルギー効果や温暖化ガス削減効果の要件を緩和されたい。

さらに、温室効果ガス排出削減支援事業など中小企業による省エネルギーや温室効果ガス削減に資する各種補助制度について、制度を拡充するとともに、その公募に際して、事前の告知期間や十分な公募期間を設けて応募しやすくすること、手続きを簡素化することなどにより、中小企業にとっての利便性の向上を図られたい。

(3) 国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

大企業等の資金・技術を活用し、中小企業等の温室効果ガス排出削減を進める仕組みである「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、「中小企業等に対するソフト支援事業」を継続・拡充するとともに、以下の点について措置を講じられたい。

- (i) 制度普及のための広報活動の推進
- (ii) 排出削減事業計画の無料作成支援の継続実施
- (iii) 排出削減計画審査費用、排出削減実績報告書確認費用およびモニタリングに関する費用の 100% 補助への拡大
- (iv) クレジットの買い手である大企業等と中小企業等とのマッチング支援の拡充

(4) 国内クレジットの税務上の支援

国内クレジットを取得した企業が、わが国の温室効果ガス削減に貢献する自主行動計画等の目標達

成のために同クレジットを活用した際、京都メカニズムクレジットと同様に、クレジット取得費用の全額を法人税法上の損金算入が可能となるよう措置を講じられたい。

(5) 新エネルギー等の利用促進

太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池など、先進的な新エネルギー等の設備を導入する中小企業に対し、利便性の一層の向上のため、その取り組みを支援されたい。

また、温室効果ガスの排出を伴わない風力発電や太陽光発電などの、再生可能エネルギーから電力を得ることによる環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」の購入費用について、法人税法上の損金算入が可能となるよう措置を講じられたい。

2. 「環境」を名目にした新たな税負担増反対

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、「環境」を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である。

なお、国内排出量取引制度の本格導入については、同制度が地球温暖化対策のあくまで一手法であることを踏まえ、「環境と経済の両立」を基本とし、現在行われている試行的実施の結果も踏まえて慎重に検討されたい。

Ⅱ IT利活用の促進

1. 中小企業のIT化支援

(1) 中小企業へのSaaS等の普及

IT関連要員を抱えることが難しく、またセキュリティ対策が不十分になりがちな中小企業にとり、インターネットを活用したソフトウェア提供サービスであるSaaS/ASPの導入が極めて有用である。中小企業の経営力・生産性向上に向け、その先鞭をつけたJ-SaaS事業は、平成21年3月に一般公開されたところであるが、全国の中小企業に対して、その有用性をPRし活用を促すためには、平成22年度以降も引き続き、国の主導により、十分な周知徹底を図られたい。

(2) 地域ITベンダによる中小企業のIT化支援の強化

中小・中堅企業が競争力を強化するためには、当該企業独自の製造手法や営業ノウハウ等を反映したシステム開発・運用が不可欠であるが、今後の経営環境変化の加速化により、よりタイムリーに、かつ低コストなものが求められる。このような企業ニーズに対して、各経済産業局において実施されている「地域イノベーション・パートナーシップ」事業により、健全な地域の中小ITベンダの育成・組織化を行い、いわゆる“地産地消”型による、きめ細かい中小企業のIT化支援を強化されたい。

(3) オンラインによるIT支援専門相談体制の構築

地域中小企業に対するIT支援事業については、地域力連携拠点事業の活用等により、ITコーディネータや中小企業診断士などのIT支援専門家と連携した支援が不可欠であるが、これらの人材は3大都市圏に集中しており、地域ニーズに対し、きめ細かく対応できる体制にあるとは言い難い。地域中小企業のIT関連の課題を早期に解決に導くために、オンラインによるIT支援専門相談体制を構築されたい。

2. IT利活用環境の整備促進

(1) 中小企業の電子政府・電子自治体の利用促進支援

政府が推進する電子政府・電子自治体について、中小企業の利用促進を図るために、インターネットの接続をはじめ、電子証明書の設定、電子政府・電子自治体サービスの利用等の手続き全般について、ワンストップで利用できるサポート・デスク機能を設けられたい。

また、電子政府・電子自治体の普及のためには、諸外国の事例を勘案のうえ、印紙税等の免除や電子行政手続きに関する手数料等の引き下げ、処理期間の短縮等のインセンティブ策を引き続き積極的に講じられたい。

(2) 地域におけるデジタル基盤の整備促進

近年、企業取引等におけるデジタル化の進展を受けて、大容量通信回線が必要不可欠となっている。特に、地方における光ファイバ網をはじめ超高速ブロードバンドについて、ユニバーサルサービスの観点に立ち、遅滞なく基盤構築を進められたい。

(3) 中小企業の情報セキュリティの向上支援

中小企業では、人的、資金的な経営資源の不足から、顧客情報等の管理体制の整備が遅れ、情報漏洩等のリスクを抱えている。このため、広く中小企業の経営者等に情報機器の管理や従業員教育の必要性等に関する情報セキュリティの指針や管理方法の具体策を示すとともに、その普及の徹底を図られたい。

Ⅲ 国際化、グローバル化への対応

1. 中小企業の海外へのビジネス展開に関する支援の拡充

今後、少子化が一層進展する中、すでに多くの日本企業が進出し一定の投資環境が整いつつある東アジア諸国のほか、新たな可能性をもった南西アジアなどを中心として、世界各国への中小企業によるビジネスの展開が期待される。

こうした中小企業の国際ビジネス展開に関しては、代金回収の問題をはじめ様々な問題に対し、国内外における、きめ細かい相談・情報提供などのサポート体制の整備やそのための人材育成など、日本の関係機関等による支援機能を一層強化されたい。また、日本政策金融公庫の海外展開資金の融資枠の大幅拡大、国際協力銀行の投資金融における協調融資制度の見直しや海外貿易開発協会の専門家派遣事業における派遣期間の延長、補助率の引き上げなどの拡充を図られたい。

海外事業への資金融資に関しては、現地での資金使途等に関する審査や確認が難しいことが、融資が進まない要因の一つとなっている。海外にネットワークを持つ関連諸機関の連携によってその改善が図られるよう、公的支援策を講じられたい。

また、中小企業の海外見本市等への出展に対する助成等を強化されたい。

2. 海外との経済連携の戦略的展開

政治のリーダーシップのもと、オーストラリア、インドなど経済的観点のみならずエネルギーや食糧安全保障の観点から重要な国・地域との間で、貿易・サービスの自由化のほか、投資や知的財産分野のルール整備、産業協力などを含む質の高いEPAを速やかに締結されたい。また、WTOドーハ・ラウンド交渉についても、早期の再開が望まれる。

こうしたEPA等の進展にともない、農業を含む国内の地域産業や中小企業が、厳しい環境に直面することも予想されるが、中小企業等がそれに対応できる体質強化のための環境整備に努められたい。

さらに、EPAがより有効に活用され、中小企業等がその便益を享受できるよう、原産地規則など制度内容や活用メリットについて、一層の広報に努められたい。

【5】企業活力増進のための税制改革を求める

1. 中小法人税制等の拡充

(1) 中小企業の経営基盤強化のための税制措置

中小企業の経営基盤を強化する観点から、中小企業の軽減税率の適用所得金額（現行 800 万円）の引き上げ等を図られたい。また、中小企業の設備投資の促進、研究開発力の強化の観点から、今年度末に適用期限を迎える、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、少額減価償却資産の特例等を拡充・延長されたい。

ちなみに、韓国では今年、法人税率の引き下げや適用所得金額の見直しを実施した。その結果、適用所得金額 2 億ウォン（約 1,600 万円。改正前 1 億ウォン（約 800 万円））以下の中小企業等の法人税率は 11%（改正前 13%）となり、さらに、2010 年からは 10%に引き下げられる。

(2) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくためには、ベンチャー・新規創業企業の存在が極めて不可欠である。このため、創業者の親族から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設、創業後 5 年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除の創設など、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援するための税制措置を図られたい。

(3) 交際費の全額損金算入

交際費は、既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に資する支出であり、企業会計原則においては全額が費用計上されるが、税務上は一部を除いて損金算入ができない。中小企業においては、大企業と異なり取引先が限定されるケースが多く、特定の取引先に対する営業活動として交際費の支出は必要不可欠である。このため、中小企業の交際費は、全額損金算入とすべきである。

(4) 役員給与の損金算入制度の見直し

平成 18 年度税制改正において、原則、役員給与の損金算入を認めず、一定の役員給与（定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与）のみ、例外として損金算入を認める制度となったが、そもそも役員給与は職務執行の対価であるため、原則、損金算入とすべきである。

特殊支配同族会社における役員給与の損金算入制限措置については、個人事業者が節税目的から安易に法人成りすることを防ぐという本来の趣旨とは異なり、従業員規模、業歴とも十分に備えた一般的な同族会社も対象になっており、他の会社との公平性を欠くなどの問題点があるため、本措置は廃止を含め速やかに見直すべきである。

(5) 利子税・延滞税の軽減

利子税・延滞税は、昨今の金利状況と照らして高利率で課税されており、資金繰りが非常に厳しい中小企業に対し過大な負担を強いている。このため、利子税・延滞税の利率の引き下げ、軽減期間（現行 2 ヶ月）の延長を図られたい。

2. 事業承継に係る税制措置の拡充

(1) 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

平成 21 年度税制改正において、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されたこと

は大きな前進である。今後、制度の利用・運用状況等を踏まえ、より活用されるよう必要に応じ制度の充実化を図られたい。

信託を利用した事業承継については、事業承継手段の選択肢を増やす観点から、納税猶予制度の適用対象に株式の信託を活用した場合を含められたい。

(2) 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置

親族以外の役員・従業員等を後継者とする事業承継にあたり、後継者へ自社株式を財産評価基本通達評価額より相当程度低い金額で譲渡すると、評価額と譲渡価額との差額に対し贈与税が課されることとなり、親族外の事業承継の妨げとなることがある。このため、親族外への円滑な事業承継を支援するための税制措置を講じられたい。

(3) 取引相場のない株式の評価方法の改善

取引相場のない株式の評価は、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。今般、創設された事業承継税制は画期的な制度であるが、同制度の施行後といえども、親族間等で分散した株式の後継者による買い戻しなど、過大な株式評価が大きな支障となる。また、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）においては、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されたところである。

以上を踏まえ、円滑な事業承継を加速する観点から、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を見直されたい。

3. 地域の中小企業の活力増進を阻害する税制の是正

(1) 固定資産税の負担軽減等

商業地等における固定資産税の負担は、地価が下がっているにもかかわらず負担調整の引き上げ等によって高水準で推移しており、経済情勢が厳しい中、中小企業者にとって過大な負担となっている。このため、地域経済の活力増進の観点から、固定資産税の評価方法の改善や税率引き下げ、負担調整措置による上限（現行70%）の引き下げなどの軽減措置を講じるべきである。

償却資産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、即刻、廃止すべきである。

(2) 事業所税の廃止

事業所税は、都市部の企業にのみ課税され自治体間の公平性の観点から問題であり、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害していることから、早急に廃止すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税、独自課税導入の反対

地方自治体においては、財源確保のため、標準税率を超えた率で課税する超過課税や条例による独自課税を導入しているところがあるが、超過課税の90%超を法人から徴収している現状等を鑑みると、法人への安易な課税は行うべきではない。

4. 簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

近年、税制が複雑化し、納税事務が煩雑になってきている。わが国では、国税、地方税、社会保険料の徴収機関は縦割りとなっており、一体的徴収を進めている欧米諸国と比べて、納税者・徴収機関双方に余計なコストがかかっている。人的資源に乏しい中小零細事業者にとっては、納税事務が大きな負担

となっている。

このため、税制改正にあたっては、納税者に分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税者の事務負担や事務コストを最小限にすべきである。

5. 税制抜本改革への対応

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年 4 月 1 日施行）の附則第 104 条において、景気回復や行政改革、歳出の無駄の排除を前提に、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずることが規定されたが、まずは、現下の非常事態であるわが国経済をしっかり回復させることが最優先課題である。消費マインドが低迷しているときに、消費税率引き上げを強調しすぎると、消費の足を引っ張り、結果として景気を低迷させることになる。

さらに、将来にわたって国民が安心して暮らせる持続可能で信頼性の高い社会保障制度を早急に構築し、国民の理解を得ることが先決である。その財源のあり方の検討がなされる場合は、税体系を総合的に検討する必要がある。仮に消費税の検討を行う際には、まずは、わが国がデフレ懸念から完全に脱却し景気が回復すること、国・地方とも国民が納得しう程、無駄な歳出を削減すること、困難な価格転嫁や増大する事務負担などの中小企業への悪影響を無くすることなどを、国民や事業者に明示し、十分な理解を得ることが必要不可欠である。

なお、低所得者に対する逆進性緩和策については、現在、政府税制調査会で検討が進められている「給付付き税額控除」の導入など、歳出面を含めた総合的な取り組みで対応することとし、消費税の複数税率は極力回避すべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

【1】企業の存続と経営力の向上を図る

I 金融支援

1. 中小・中堅企業の資金繰り対策の強化・拡充

(1) 緊急保証制度の期間延長および金融セーフティネットの拡充

- 「景気対応緊急保証制度」が平成 22 年 2 月 15 日から開始された。その内容は従来の「緊急保証制度」を拡充したものであり、①一部の例外業種を除き、原則全業種を指定、②取扱期間の 1 年間延長（23 年 3 月 31 日まで）、③利用枠の拡大（30 兆円→36 兆円）、④認定基準の緩和（新たに 2 年前比での売上減少（▲3%）基準が導入された）、等により改善された。
- 信用保証協会の金融審査において、中小企業の経営実態が十分勘案されるよう、中小企業庁が基本方針を提示した。（例：2 期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断する等）

- 日本公庫のセーフティネット貸付（11.8兆円→13.4兆円）および商工中金の危機対応業務（3.3兆円→4.2兆円）の貸付枠が拡大され、取扱期限がそれぞれ1年間延長された。（平成23年3月31日まで）
- 日本公庫のセーフティネット貸付の売上高・利益率の減少の場合の金利引下げ措置（▲0.3%）が継続され、雇用の維持・拡大の場合の金利引下げ措置が強化（平成22年2月15日から引下げ幅が▲0.1%→▲0.2%に拡大）された。
- マル経融資の設備資金貸付について、当初2年間の貸付利率の低減（▲0.5%）措置が実施された。（平成22年2月15日～22年9月30日）

(2) 条件変更や借換えの実施による中小企業の借入返済負担の軽減

- 平成21年12月4日から「中小企業金融円滑化法」が施行され、金融機関による中小企業への信用供与（融資）および貸出条件変更や旧債借換えの実施に関する努力義務や、それら対応状況に係る行政庁への報告義務が盛り込まれた。
- 金融検査マニュアルが改定され、条件変更を行っても不良債権に該当しない要件が拡充された。また、事業者の経営改善計画の策定について、最長1年間の猶予が認められることとなった。
- 監督指針が改定され、金融機関の監督上の評価項目に「貸付条件の変更を行った中小企業者に対し適切に信用供与（融資）を行っているかどうか」が追加された。
- 日本公庫および商工中金の条件変更枠が拡大（合算で1.5兆円→3.3兆円）された。

2. その他金融等支援

(1) 電子記録債権制度における中小企業に配慮した環境の整備

- 全国銀行協会が、記録機関の基本的枠組みや記録請求・決済・開示等の業務上の基本要件を取りまとめた「電子債権記録機関要綱」を策定、平成21年9月24日に、「全銀行参加型」の電子債権記録機関の商号（株式会社 全銀電子債権ネットワーク）を決定した。現在、24年5月の開業に向けて準備中。
- 平成21年6月19日の公正取引委員会からの通達および通知により、下請代金支払遅延防止法上、親事業者が下請事業者に対し禁じている行為については電子記録債権制度においても適用対象となった。

Ⅱ 再生支援

1. 中小企業再生支援協議会による支援の拡充

- 平成22年度政府予算において、対前年度比4.7億円増の50.1億円に拡充された。

2. 中小・中堅企業の再生における企業再生支援機構の実効性ある活用の推進

- 企業再生支援機構に係るユーザー向け説明会が全国9カ所（札幌・仙台・新潟・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）で実施された。

3. 中小・中堅企業の債務保証制度の充実等（改正産業活力再生特別措置法）

- 経済産業省HP（産業活力再生特別措置法の特設ページを開設）に債務保証制度の「事業者向け制度概要」および「金融機関向け手引き」が掲載された。また、経済産業省および中小企業基盤整備機構の担当者が地方銀行等の本部へ出向き、制度の説明を実施した。

Ⅲ 経営改善支援

2. 中小企業の生産性向上の推進等

(1) 地域力連携拠点事業の活用

○地域力連携拠点事業（事業承継支援センター事業を含む）は、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議「事業仕分け」により、22 年度予算計上見送りとなった。その後、スキームを変更し、商工会議所等の経営支援能力を補完・強化する後方支援に特化した「中小企業応援センター事業」として整備された（22 年度予算額 40.2 億円。全国で 84 カ所採択）。

(2) 創業・経営革新・新連携の促進

○平成 22 年度政府予算において、前年度比 2.1 億円減の 11.0 億円となった。

・創業塾 22 年度 168 カ所（21 年度 208 カ所）

・経営革新塾 22 年度 142 カ所（21 年度 170 カ所）

＊創業人材育成事業（中小企業庁補助事業）は、商工会議所・商工会が受け皿となり実施。上記の実施箇所数は、商工会議所ならびに商工会の合計箇所数。

○塾受講者の募集を目的に、本講座の開催前に実施される事前セミナーについては、平成 22 年度開催分から補助対象として認められるようになった。

(3) 円滑な事業承継促進のための支援強化

○中小企業庁は、平成 21 年 8 月に、「中小企業事業承継ハンドブック 26 問 26 答 平成 21 年度税制改正対応版」（冊子）を発行したほか、10 月から 3 月にかけて、全国 8 都市において「事業承継フォーラム 2009」（主催：中小機構）を開催した。

(4) 技術・ものづくり支援強化

○S B I R 制度の平成 21 年度の支出目標額は 1, 120 億円。（当初予算 405 億円、第一次補正予算 715 億円）20 年度の 400 億円に対して大幅に増加された。

○研究開発補助金等の申請等の手続等をインターネットを經由して共通に処理する「府省共通研究開発管理システム（e-R a d）」において、対象となる事業に係る公募情報一覧のうち特定補助金等に該当する事業について、S B I R マークを表示することにより、S B I R 制度への中小企業者等の積極的な参加を促進することとなった。

(5) 下請取引等の適正化推進

○中小企業庁は、親事業者に対する書面調査や警告文書発出、立入検査、改善指導の強化を図るとともに、親事業者 257 社に対し、総額約 4.1 億円の減額した下請代金の返還および支払遅延に係る遅延利息の支払を行わせた。

○「下請かけこみ寺」の平成 21 年度の相談件数は、5, 142 件と前年度（3, 836 件）から大幅に増加。ADR の 21 年度の対応件数も 37 件（前年度：19 件）を大きく上回った。

○下請ガイドラインは現在 11 業種で策定。平成 21 年 6 月には「放送コンテンツ」のガイドラインが改訂された。現在、鉄鋼、印刷、化学の 3 業種でガイドラインの新規策定を検討中。

○下請ガイドライン「ベストプラクティス集」（改正版）が平成 21 年 11 月に公表された。

(6) 小規模企業経営支援情報システムの整備

○「平成 21 年度小規模企業経営支援情報・金融連携事業報告書」が全国商工会連合会により作成され、20 年 10 月に検討が開始された同事業の総括が行われた。

○「マル経融資推薦業務管理システム」においては、マル経融資推薦書・推薦付属書、営業確認書類等を同システムに登録し、推薦書・推薦付属書を清書化する機能とインターネットを介して日本政策金融公庫との間で事前確認を行う機能が構築された。（平成 22 年 4 月 20 日より日本公庫との間で利用

開始)

- 「中小・小規模事業者支援機関支援システム」においては、小規模事業者向けの簡易財務分析の機能が構築された。
- 情報管理等セキュリティ面については、「小規模企業経営支援情報システムアプリケーションサービス利用規約」の策定により確保された。
- 本システムとT O A Sとの連携については今後も引き続き検討される予定であるが実現時期は未定、各地の独自システムとの連携については多額の開発費用負担等が見込まれるため、その検討については劣後扱いとされることとなった。
- 日本公庫への推薦事務の電子化に係る検討についても、電子署名や電子決済等新システム開発に伴う多額の費用負担が必要であることなどを理由に劣後扱いとされることとなった。
- 各地商工会議所から本システムの利用希望があれば、I D発行手続きを行っており、平成 22 年 4 月 1 日現在で 22 の商工会議所が利用。

3. 中小企業振興のための環境整備の促進

(1) 小規模企業共済制度ならびに中小企業倒産防止共済制度の拡充

- 「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」および「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案」が、平成 22 年 4 月 14 日の参議院本会議において可決・成立。いずれも、当所要望の大部分が実現した。
- 「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」の内容は、事業主と一体となって経営を行う「共同経営者」（配偶者や子など）について共済加入を認めるもの。
- 「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案」の内容は以下のとおり。
 - ①掛金の限度額（現行月額上限 8 万円）を 20 万円に引き上げる。
 - ②共済金の貸付限度額を 3,200 万円から 8,000 万円に引き上げる。
 - ③貸付限度額の引き上げに伴い、償還期間上限を 5 年から 10 年に延長。
 - ④共済事由に私的整理の一部（債務整理を代理する資格を持つ弁護士・司法書士が関与する私的整理）を追加。
 - ⑤早期償還手当金を創設し、期限前に償還した契約者に対し、前倒し期間の金利相当分を還元する。
- 中小企業倒産防止共済制度において、初回手続時の申込金が廃止されることにより、事務処理の合理化が図られる見通しとなった。（小規模企業共済制度においても今後検討される見通し）

(2) 中小企業における新型インフルエンザ対策支援

- 平成 21 年 9 月 17 日に中小企業庁が「新型インフルエンザ A（H1N1）対策のための事業継続計画」（冊子）を作成、豚由来の弱毒型新型インフルエンザへの対応方針について徹底を促した。
- 経済産業省が小売業向け新型インフルエンザ対策「事業継続計画の策定・運用の手引き」を平成 22 年 3 月 10 日に公表した。

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

- 中小企業庁財務課において、パンフレット「中小企業の会計 31 問 31 答」を作成し、経済産業局、商工会議所・商工会等を通じ頒布した。
- 中小企業基盤整備機構からの委託により、平成 16 年度から各地商工会議所等において開催している「中小企業会計啓発・普及セミナー」を 22 年度も引き続き開催することとなった。

(5) 国際会計基準の取扱いにおける非上場企業への配慮

- 平成 22 年 3 月 4 日に日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会等で「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（座長：安藤英義・専修大学商学部教授）を設置した。
- 平成 22 年 4 月 23 日に金融庁が「国際会計基準（I F A S）に関する誤解」と題する説明文書を公開した。この中で、非上場企業に対する国際会計基準の適用について、「適用の必要性はなく、強制適用は将来的にも全く想定されていない」とされている。

【2】暮らしの安定と安心を確保する

雇用維持・人材育成

1. 若年者・障害者等の人材育成・就業促進対策の強化

(1) 中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

- 平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において、次の点が定められた。
 - (1) 最低賃金を改定（引上げ）すべきか否かについては、現状維持を基本とし、「目安は示さない」。
 - (2) 生活保護との乖離解消期間については、
 - ①解消期間残り 1 年の地域（宮城、埼玉、京都、大阪、兵庫、広島）は、1 年延長（平成 22 年度までに解消）。ただし、宮城は、地方最低賃金審議会が 1 年延長で足りないと判断すれば、さらに 1 年延長（23 年度までに解消）。
 - ②昨年解消したが本年度再度乖離が生じた地域（青森、秋田、千葉）は、「原則 2 年以内」（平成 22 年度までに解消）。ただし、青森は、「地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼす」としてさらに 1 年延長（23 年度までに解消）。
 - ③解消期間残りが複数年の地域（北海道：4 年、東京・神奈川：2 年）は、当年度の解消額について「1 年延長を想定」。ただし、東京は、「地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼさないと考えられる」として、「1 年延長を想定した場合の解消額」と「延長しない場合の解消額」との間の範囲とする。
 - (3) 最低賃金と生活保護との比較については、最新のデータに基づいて行うことが適当であるが、生活保護との乖離額が年々大きく変動しうる問題については、別途対応を検討する。
- 平成 21 年度引上げ額の全国加重平均は 10 円となった。

(2) 労働者派遣制度の慎重な対応

- 厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会における労働者派遣法に関する議論の結果、平成 21 年 12 月、厚生労働大臣に対し、建議が行われた。その後、今年 3 月、基本政策閣僚委員会（メンバー＝菅副総理、平野官房長官、亀井金融相、福島消費者相、長妻厚労相など）が開催された結果、社民党が強く主張していた、「派遣先企業が派遣社員を選定するいわゆる『事前面接』を解禁する項目を削除すべき」という点が受け入れられ、その点を修正した労働者派遣法改正法案が閣議で承認、平成 22 年通常国会に改正法案が提出された（審議未了で閉会。同法案は継続審議に。）。
- 改正法案の主なポイントは、次のとおり。
 - (1) 製造業務派遣の原則禁止＝常用雇用（注）以外の製造業務派遣を禁止。
 - （注）常用雇用の派遣＝「期間の定めのない労働者」に加え、「期間の定めのある〔3 か月、6 か月等〕労働者が反復更新して一年を超えた者、あるいは、超えることが見込まれる者」を含む（労働者

派遣事業関係業務取扱要領)。

- (2) 登録型派遣の原則禁止＝常用雇用以外の登録型派遣を禁止。禁止の例外として①専門 26 業務、②産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣、③高齢者派遣、④紹介予定派遣、を設定。
- (3) 日雇派遣の原則禁止＝日々又は 2 か月以内の期間を定めて雇用する労働者の派遣を原則禁止。
- (4) 均衡待遇＝派遣会社は、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先企業の労働者との均衡を考慮。
- (5) 違法派遣時の直接雇用の促進＝派遣先企業が、禁止業務への派遣受入など違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合、派遣先企業が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。
- (6) 施行期日＝改正法公布日から 6 か月以内。ただし、上記 (1) (2) は公布日から 3 年以内。上記 (2) のうち比較的問題が少なく労働者のニーズがある業務（一般事務など）は公布日から 5 年以内。
- (7) その他＝政府は、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努め、中小企業に対しては、職業紹介事業等が中小企業の人材確保に適したものとなるよう、特に配慮すべき。

また、施行後一定期間経過後に施行状況を見ながら検討を行い、必要に応じて見直す。見直しに当たっては、特に中小企業及び中小企業で働く労働者への影響を十分把握し、これらの実態を踏まえた検討を行う。

(3) 雇用調整助成金等の見直し

○以下のとおり、支給要件の緩和などが実施された。

(i) について：

- ・支給に要する処理期間を、初回申請 2 ヶ月以内、2 回目以降 1 ヶ月以内に設定 (H21. 10. 23 緊急雇用対策)
- ・支給要件の緩和
 - ①出向元への復帰後 6 か月を経ずに行われた再度の出向についても、利用可能になった。(H21. 10. 23 緊急雇用対策)
 - ②生産量又は売上高の最近 3 か月の月平均値がその直前 3 か月又は前年同期と比べて 5%以上減少している事業所（中小企業で直近の決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）に加え、企業規模を問わず、売上高又は生産量の最近 3 か月間の月平均値が前々年同期に比べ 10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字の事業主についても利用可能になった。(H21. 12. 8 緊急経済対策)
- ・教育訓練を半日単位で実施可能に。また、個別の訓練委託契約書等の作成要件撤廃。(H21. 6. 9)
- ・支給申請期限の延長。実際に休業を行う判定基礎期間終了後、1 ヶ月以内→2 ヶ月以内。(H 21. 7. 23)

(iii) について：

- ・助成金支給申請アドバイザーの追加配置及び助成金支給申請相談員の配置。(H21. 6. 9)

(vi) について：

- ・平成 22 年度から、中小企業雇用安定化奨励金の支給額を増額。正社員転換制度を設けて、実際に一人以上の転換者が生じたときの支給額を、現行 35 万円から 40 万円に、また、3 年以内に 2 人以上（現行 3 人以上）転換した際に支給する 1 人当たりの奨励金が、現行 10 万円から 20 万円に引き上げられた。

(4) ジョブ・カード制度の拡充・強化

○平成 22 年度の予算（労働保険特別会計に計上）には、ジョブ・カード制度普及促進事業に係る経費として 24.9 億円が計上され、事業の受託先は日本商工会議所に決定。これにより、22 年度も、商工会議所が引き続き本事業を実施できることになった。

①制度の理解促進と認知度向上に向けた P R 活動の一層強力な推進

○厚生労働省では、ジョブ・カード制度の普及促進を図るため、以下のような P R 活動を行った。

①リーフレットやチラシ、ポスターを作成し、各地商工会議所や関係各機関を通じて企業等に配布した。また、平成 22 年 3 月には、都道府県庁所在地・政令指定都市の J R などの主要駅にポスターを掲示した。

②ジョブ・カード制度などの情報を提供する携帯電話向けのポータルサイト「キャリアモバ. j p」を開発し、運用を開始した。

③平成 21 年 11 月～12 月の 2 カ月間、民間のテレビ局を通じてジョブ・カード制度の C M を放映するとともに、企業への説明会などで活用するビデオを制作した。

④厚生労働省のホームページに、「ジョブ・カード制度を利用して正社員に！」と題した動画チャンネル（Y o u T u b u）を掲載した。

○登録キャリア・コンサルタントを養成するための「基金訓練版ジョブ・カード講習」（厚生労働省から（財）日本生産性本部への委託事業）が全国の主要都市で開催された。

○厚生労働省からの都道府県労働局に対する「現下の雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進について」（平成 21 年 8 月 31 日付）と題した通達には、「就職面接会等を開催する際には、未充足となっている雇用型訓練に係る求人を提出している事業主についても、他の事業主と同様に参加要請を行うこと。その際には、併せて、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センターに対し能力開発支援アドバイザー等の派遣を要請し、ハローワークと機構都道府県センターの連携によりジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施体制を組むなど、就職面接会等に参加する求職者への相談や各種職業訓練への誘導にも十分配慮すること」が盛り込まれた。

○厚生労働省からの都道府県労働局に対する「緊急雇用対策を踏まえた取組について」と題した通達（平成 21 年 10 月 27 日付）には、「求職者へのジョブ・カード制度の周知、キャリア・コンサルティングへの誘導、雇用型訓練に係る求人の充足等について、積極的に取り組むこと」が盛り込まれた。

②雇用型訓練の対象要件の大幅な緩和

○平成 21 年 6 月 8 日付の制度改正により、有期実習型訓練の対象要件は、「原則として、訓練を実施する分野において過去 5 年以内に概ね 3 年以上継続して正社員として働いたことがある者以外の者（学校卒業後 6 カ月以内の者を除く）として、登録キャリア・コンサルタントが認めた者」に変更された。

③提出書類の大幅な簡素化および全国統一基準での実施の徹底、助成率の一層の拡充

○各種申請に係る手続き等が以下のとおり一部緩和された。

①求人が充足されない場合であって、訓練内容を変更しないで訓練実施計画を後日に変更するような簡易な変更の場合は、事業主が変更後の訓練開始までに雇用・能力開発機構の都道府県センターに対し、電話によって認定変更申請ができるようになった（平成 21 年 10 月 21 日付）。

②有期実習型訓練に係る受給資格認定申請および支給申請に必要な書類については、統一的な取り扱いを実施するため、雇用・能力開発機構の本部から同機構の都道府県センターに対してチェックリストが通知され、これによって運用されることになった（平成 21 年 10 月 30 日付）。

③訓練計画表については、計画時において事業主に過度な負担をかけないように、日単位でなく、月単位での訓練計画表を基本とすることになった（平成 21 年 10 月 30 日付）。

○平成 21 年度の補正予算により、キャリア形成促進助成金が以下のとおり拡充された（21 年 6 月 8 日付）。この措置は、中小企業への助成額・率の拡充策であり、大企業への助成額・率は変更なし。

(1) 座学等（O f f－J T）

①訓練の実施に対する助成額（事業主が自ら運営するものに限る）の新設

800 円（変更前：600 円）／O f f－J T1 時間・受講者 1 人当たり

（上限 340 時間）

②経費に対する助成率（教材費、外部講師の謝金、外部研修機関に支払う受講料など）の引き上げ

4／5（変更前：3／4）

③訓練実施中の受講者の賃金に対する助成率の引き上げ

4／5（変更前：3／4）

(2) 企業実習（O J T）

①訓練の実施に対する助成額の引き上げ

800 円（変更前：600 円）／O J T1 時間・受講者 1 人当たり

（上限 510 時間）

※訓練期間が 6 カ月超 1 年以内の場合の上限は 680 時間

②訓練実施中の受講者の賃金に対する助成率の引き上げ

4／5（変更前：3／4）

(3) ジョブ・カード制度を活用し、雇用型訓練（有期実習型訓練および実践型人材養成システム）を初めて実施した場合は、20 万円（1 回限り）を助成

⑤業界団体を通じた制度の普及促進および先導的なモデル構築への支援

○平成 19 年度から 20 年度にかけて実施した実践型人材養成システムのモデル事業に取り組んだ 11 の業界団体のモデルカリキュラムや評価シート、好事例などが厚生労働省のホームページで公表された。

○厚生労働省では、訓練の実施事業主団体等に対する有期実習型訓練の協力勧奨、事業主団体への協力要請を実施した。

○業界団体（モデルカリキュラムがある業種・職種）の傘下企業に雇用型訓練（有期実習型訓練および実践型人材養成システム）を実施してもらう雇用型訓練導入促進事業が新規に予算計上された。

⑥職業能力評価基準およびモデル評価シート・カリキュラムの整備

○ホテル業のモデル評価シートと職業能力評価基準（改訂）、イベント産業や電気機械器具製造業のモデル評価シート、マテリアル・ハンドリング業の職業能力評価基準が中央職業能力開発協会のホームページで公表された。

(5) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

○平成 22 年度も前年度に引き続き、各ジョブカフェ（これまでは各都道府県に 1 ヲ所）に新たな拠点を設け、ジョブカフェの取組みを支援する「ジョブカフェ・地域ネットワーク強化事業」（22 年度予算額：3.6 億円）、ならびに、ジョブカフェの提供するメニューの追加・改善など、ジョブカフェの事業の一層の拡充を支援する「中小企業雇用情勢対応人材支援事業」（同：4.1 億円）を実施。

(6) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

○試行雇用奨励金の予算については、平成 21 年度は一人当たり 4 万円×65,000 人だったが、22 年度予

算では、4 万円×30,600 人に縮小された（21 年度利用者が約 3 万人という実績を踏まえたもの）。

(8) キャリア教育・職業教育の推進

○厚生労働省は、平成 14～21 年度まで「インターンシップ受入企業開拓事業」を実施。同事業は、多様な業種・規模の企業に対して、インターンシップ受入について理解を求めるとともに、受入企業と大学、学生とのマッチングを促進する事業を都道府県において実施し、それをより効率的なものとするためにインターネットを活用した情報提供のためのホームページの運用を行い、各都道府県での取組みの全国的な連絡調整、必要な支援及び周知・啓発活動を行うもの（近年では、18、19 年度に松山商工会議所が受託）。22 年度については、当面の事業目的を達成したと判断され、未実施となった。

(9) 育児・介護休業制度の慎重な対応

○平成 22 年 6 月、改正育児・介護休業法が成立。改正のポイントは次のとおり。

1. 子育て期間中の働き方の見直し

- (1) 3 歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1 日 6 時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を義務化する。
- (2) 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1 人であれば年 5 日〔現行どおり〕、2 人以上であれば年 10 日）。

2. 父親も子育てができる働き方の実現

- (1) 父母がともに育児休業を取得する場合、1 歳 2 か月（現行 1 歳）までの間に、1 年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
- (2) 父親が出産後 8 週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- (3) 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止。

3. 仕事と介護の両立支援

介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日）。

4. 実効性の確保

- (1) 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- (2) 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

<施行日について>

平成 22 年 7 月 1 日施行見込み。ただし、1. (1) および 3 については、常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主は、さらに 2 年施行が延期される。

なお、4. 「実効性の確保」のうち、調停の部分については平成 22 年 4 月 1 日、その他の部分については 21 年 10 月 1 日施行。

(10) 障害者雇用促進に対する支援

○以下のような障害者雇用への支援策が講じられた。

- ・改正障害者雇用促進法による中小企業への障害者雇用納付金制度の適用対象の拡大に向けた取組の実施（事業主への周知等）。
- ・障害者初回雇用奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金等の支給による中小企業の障害者雇用の促進。
- ・障害者専門支援員の拡充によるハローワークのマッチング機能の強化。

2. 外国人労働者受け入れについて

○外国人研修・技能実習制度の適正化を図る改正入国管理法が平成 21 年 7 月に成立、22 年 7 月 1 日から施行。新制度のポイントは、(1) 1 年目の講習終了後（原則 2 か月）から、受入れ企業等との雇用契約に基づき、技能実習生に労働関係法令が適用、(2) 技能実習に対する受入団体（商工会議所等）の責任および監理が技能実習終了時まで継続（最大 3 年間）、など。

3. 雇用保険制度における国庫負担の継続および雇用保険二事業の抜本的見直し

(1) 国庫負担の廃止、減額に反対

○平成 22 年度分は、21 年度第二次補正で一般財源を投入し、23 年度以降は、安定財源を確保した上で国庫負担を本則（25／100）に戻す。

(2) 雇用保険二事業の抜本的見直し

○雇用保険二事業に係る保険料率は、財源不足解消のために、失業等給付に係る積立金から借り入れ（暫定的な特例措置として）を行うとともに、料率を現行 3／1000 から 3.5／1000 に変更（H22. 1. 28 平成 21 年度第二次補正予算）。

4. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(2) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

○確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）の一部改正法案が、平成 22 年 3 月 5 日に閣議決定された。同法案により拡充される予定の内容は、以下のとおり。

- ・企業型確定拠出年金への個人拠出（マッチング拠出）の導入（掛金は、その全額が所得控除の対象）。
- ・加入資格年齢の現行 60 歳から 65 歳への引き上げ。
- ・現在、退職により企業型確定拠出年金の加入資格を喪失しても、資産額が 1.5 万円以上の場合、中途脱退ができないが、資産額が 25 万円以下であり、一定期間掛金拠出をしていない場合は、中途脱退して資金を引き出すことを可能とする。

5. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

○平成 21 年度第 2 次補正予算において、保育サービスの拡充等女性の就労支援として 200 億円を計上（厚労省分）

- ・安心子ども基金に 200 億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して、
 - a. 認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）
 - b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

○平成 21 年度少子化社会対策関係予算案 3 兆 4,488 億円（21 年度（1 兆 6,562 億円）比で約 2 倍）

- ・子ども手当の創設等（1 兆 4,722 億円）
- ・教育費負担の軽減（公立高校の授業料の無償化等）（5,284 億円）
- ・待機児童解消策の推進など保育サービスの充実（3,881 億円）
- ・仕事と家庭の両立支援（中小企業における次世代育成支援対策の推進等）（98 億円）

【3】地域振興を推進する

I まちづくりの推進

1. 中心市街地の活性化等まちづくりの推進

- 平成 21 年 8 月以降、休眠状態であった国土交通省の社会資本整備審議会・都市計画制度小委員会が、22 年 5 月 24 日に再開。都市計画制度体系の全体的な見直しの方向性が検討されることとなった。
- 平成 21 年 12 月 15 日に農地法等の一部を改正する法律が施行された。同法の改正には、国や都道府県による公共施設（学校、病院等）への転用に際しての法定協議制の導入、都道府県の農地転用許可事務が不適正な場合の国による是正要求措置の新設、違反転用の罰則を強化・違反転用に係る現状回復についての行政代執行制度の整備などが盛り込まれ、農地転用規制の厳格化が図られた。また、担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めないようにするなど農用地区域からの除外の厳格化も盛り込まれた。
- 日商の調査では、平成 22 年 3 月末現在、大型店の立地規制（ゾーニング）に関する条例・ガイドラインを制定している地方自治体は、20 道府県、地域貢献に関する条例・ガイドラインを制定しているのは、22 道府県となっている。

①中心市街地活性化法に沿ったまちづくりへの取り組み支援

- 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定数は、平成 22 年 3 月末現在で、100 地域（うち商工会議所管内 96 地域）、同法に基づく中心市街地活性化協議会の設置数は 143 地域（うち商工会議所管内 129 地域）となっており、各地において、中心市街地活性化の動きが進んでいる。
- 中心市街地活性化協議会の設立や運営支援に用いられる中小企業基盤整備機構交付金は 2.3 億円（平成 21 年度 2.7 億円）。
- 中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会、商店街）および商業活性化アドバイザー派遣事業におけるアドバイザーの無料派遣期間が 3 人日に縮小（平成 20 年度アドバイザー（協議会）・商業活性化アドバイザー 5 人日、アドバイザー（商店街）6 人日）
- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金のスキームに変更はなし。予算は 33.1 億円で縮減（平成 21 年度 58.0 億円）。
- 暮らし・にぎわい再生事業のうち、地方公共団体向けは社会資本整備総合交付金の中に含まれることとなり、UR・中心市街地活性化協議会向けのものは現行どおりとなった。
- 平成 21 年 8 月に施行された地域商店街活性化法の施行により、商店街内の遊休土地の譲渡を促進するべく、土地等譲渡所得の 1500 万円特別控除措置が新たに設けられた。

②環境にやさしい中心市街地の実現

- 地域公共交通活性化・再生総合事業の予算額は 40.2 億円で縮減（平成 21 年度 44 億円）

③その他のまちづくり関連施策

- まちづくり交付金は廃止され、新たに社会資本整備総合交付金が創設された。社会資本総合交付金は国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を 1 つの交付金に原則一括化したもの。地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる総合的な交付金。予算額は 2.2 兆円。
- まちづくり計画策定担い手支援事業の予算は 1.3 億円で縮減（平成 21 年度は 1.7 億円）
- 平成 21 年 10 月 1 日施行されたまちづくり支援強化法（都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律）の施行によりまちづくり会社等への無利子貸付制度や歩行者

ネットワーク協定が創設された。

2. コミュニティ維持・再生の観点からの商店街の活性化等

- 地域商店街活性化法(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)が平成 21 年 8 月 1 日に施行された。同法ではソフト事業を含めた商店街活動への支援を図るべく資金・税制支援策が拡充されている。なお、同法に基づく商店街活性化事業計画は 22 年 3 月末までに 33 件が認定されている。
- 株式会社全国商店街支援センターは日商など中小企業関係 4 団体の出資により、平成 21 年 4 月に設立された。各地域の商店街に対して、リーダー等の人材育成研修や個店経営研修など商店街を活性化させる取り組みを行っている。

Ⅱ 地域産業振興策の抜本的拡充

1. 地域資源∞全国展開プロジェクトの拡充

- 中小企業庁は、「地域資源∞全国展開プロジェクト」について、従来の本体事業および調査研究事業に加えて、地域の資源(農水産品、文化、技術、産業など)を活用した複数の特産品、観光資源等を束ねて一定期間に集中的に行う新たな集客型の販路開拓または普及に関する事業に対し、最大 3 年間の継続支援を行う「地域の魅力でおもてなし事業」を新設するとともに、予算額も 26.5 億円に拡充した(平成 21 年度 25.6 億円)。

2. J A P A N ブランド育成支援事業の拡充

- 中小企業庁は、日本製品の海外展示場常設化の可能性を検討するため、J A P A N ブランド戦略展開支援事業において、J A P A N ブランド製品の販路拡大や周知を目的としたテストマーケティングを、平成 21 年 11~12 月の約 1 ヶ月、ニューヨークで開催した。

3. 地域産業振興のための各種支援策の戦略的な連携強化と新たな販路拡大策の創設

- 当所は、地域資源∞全国展開プロジェクトにおいて、地域資源の新たな活用方法等に関するセミナーを全国で開催し、地域資源∞全国展開プロジェクトや J A P A N ブランド育成支援事業など関連する地域資源活用施策を効果的に活用するために、中長期的な目標の設定や活用事例の紹介等による啓発に努めた。
- 当所は、平成 18~20 年に地域資源∞全国展開プロジェクトにおいて開発された食料品と工芸品について、首都圏における販路開拓と P R を目的とするテストマーケティング事業を都内百貨店 2 ヶ所で実施。今後の商品改良や適切な販路開拓支援に取り組んだ。

Ⅲ 地方幹線道路・整備新幹線等の早期整備

- 国土交通省は、平成 21 年度補正予算において、高速道路の 4 車線化などの公共事業の凍結・執行停止を決定。2 兆 3,321 億円のうち 9,170 億円を削減した(21 年 10 月 9 日)。このうち、「国土ミッシングリンク」の結合については、1,441 億円のうち 66 億円を削減。
- 整備新幹線は、開業予定時期が遅れないよう、平成 22 年度予算においても、前年度と同額の 706 億円が確保された。

【4】経営環境変化に即した新たな展開を支援する

I 省エネ・低炭素経営の促進

1. 中小企業の省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

(1) 中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

○省エネルギー対策導入促進事業費補助金は継続されたものの、予算額は削減された。（平成 22 年度 9.1 億円←21 年度 12.5 億円）（経済産業省）

※省エネ技術の導入可能性に関する診断事業や、エネルギー消費量の計測監視システムの導入補助を行う。

①省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

○地域協議会民生用機器導入促進事業は、地域連携・家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業に名称変更をし、継続されたものの、予算額は削減された。（平成 22 年度 3.3 億円←21 年度 3.4 億円）（環境省）

○地域公共交通活性化・再生総合事業は継続されたものの、予算額は削減された。（平成 22 年度 40 億円←21 年度 44 億円）（国土交通省）

②省エネルギー化・温室効果ガス削減支援新制度の創設

○省エネルギー設備導入促進指導事業（省エネ型製品普及促進事業）と、国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業（特定型/普及・広報。平成 22 年度当所受託）は継続。

(2) 中小企業向け税制措置の恒久化、融資制度の要件緩和、補助制度の拡充・利便性向上

○エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金の継続（日本政策金融公庫他）（平成 22 年度 7.0 億円←21 年度補正 5.1 億円）（経済産業省）

※省エネ設備・機器などを導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資を行う。

○低炭素関連資金調達支援事業（平成 22 年度 1.7 億円←新規）（経済産業省）

※株式会社日本政策金融公庫の行う特定製品等対応円滑化業務（仮称）に要する資金を出資すると共に、経費の同公庫に対する補助を行う。

○省エネルギー設備等導入促進リース事業支援費補助金の創設（平成 22 年度 80 億円←新規）（経済産業省）

※中堅・中小企業等のリース取引による省エネルギー設備等の導入促進を図るための信用補完制度を創設。事業場等省エネルギー支援サービス導入事業に係る助成金（中小企業向け E S C O 事業助成金）は廃止。

○エネルギー使用合理化事業者支援補助金（N E D O 分）（平成 22 年度 240.1 億円←21 年度 296.5 億円）（経済産業省）

※技術の普及性、省エネ効果、費用対効果が高い設備等を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助を行う。

○エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体分）（平成 22 年度 30 億円←21 年度 48 億円。旧エネルギー多消費型設備天然ガス化推進等補助金）（経済産業省）

※天然ガスを高度利用し、省エネ効果、省 C O₂ 効果が見込まれる設備を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助を行う。

○住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（平成 22 年度 76.9 億円←21 年度 56.5

億円）（経済産業省）

※高効率給湯器など省エネ効果の優れた設備・機器の導入を支援し、住宅・建築物における省エネを推進する。

○環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業の拡充（エネ特会）（平成 22 年度 3.5 億円←21 年度補正 2.36 億円）（環境省）

※環境対策に積極的に取り組もうとする企業の環境対策を促進するため、環境格付け融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。

（参考）

○地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業（平成 21 年度 2 次補正予算 15 億円←新設）（環境省）

※3 年間で CO₂ 排出 6%削減等の意欲的な目標を誓約した事業者の地球温暖化対策設備投資について、環境格付融資を行う金融機関を通じ、3%（無利子を上限）の利子補給を 3 年間行う。

（3）国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

○平成 21 年度事業において、審査費用の全額補助（上限 50 万円）、実績報告審査費用の全額補助（上限 15 万円）が実現。22 年度も継続。

・国内クレジット制度基盤整備事業（ソフト支援事業を含む）拡充（平成 22 年度 8.5 億円←21 年度補正 7.7 億円）（経済産業省）

※中小企業等が行う排出削減事業の掘り起こし等を通じて、幅広い分野における CO₂ 削減努力を支援。

・温室効果ガス排出削減支援事業費補助金（ハード支援）は継続されたものの、予算は削減された。（平成 22 年度 3.8 億円←21 年度 6.1 億円）（経済産業省）

※国内クレジット制度における排出削減手法の拡大・実証のため、中小企業の設備導入の一部を補助。

（4）国内クレジットの税務上の支援

○国内クレジットの取引に係る法人税の取り扱いについては、経済産業省・環境省による以下の照会に対し、国税庁より平成 22 年 3 月 26 日付にて同内容を確認した旨の回答があった。

・国内クレジットを償却した場合の取扱い

国内クレジットの償却のために、当該国内クレジットを保有口座から償却口座に移転した場合には、償却口座に移転された日を含む事業年度において、当該国内クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄付金として損金の額に算入。

・国内クレジットを売却した場合の取扱い

国内クレジットを他の者に売却した場合には、その売却により生じた損益の額を、その確定した日を含む事業年度の損金又は益金の額に算入。

（5）新エネルギー等の利用促進

○新エネルギー等の利用促進の支援措置は継続された。

・新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金の継続（地域新エネルギー等導入促進対策事業とあわせて、平成 22 年度 345 億円←21 年度 363 億円）（経済産業省）

※民間事業者や地方自治体等による新エネルギー等利用設備の導入に対する補助を実施。

・地域エネルギー開発利用設備資金利子補給金（平成 22 年度 6 百万円←21 年度 9.7 百万円）（経済産業省）

※銀行等が新エネルギー等設備導入事業を行うものに融資を行う場合に利子補給を実施。

2. 「環境」を名目にした新たな税負担増反対

○平成 22 年度税制改正では地球温暖化対策税の導入は見送られ、「地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める」こととなった（22 年税制改正大綱）。

Ⅱ I T 利活用の促進

1. 中小企業の I T 化支援

(1) 中小企業への S a a S 等の普及

○平成 21 年度までで、53 種類のアプリケーションソフトがリリースされた。国としての開発期間を終えたため、22 年度以降は J - S a a S のシステム基盤を民間に移管し、継続的にサービス提供がされることとなった。

(2) 地域 I T ベンダによる中小企業の I T 化支援の強化

○平成 21 年度に、全国 I T ベンダ情報データベースが構築・公開された。

平成 22 年度においては、「我が国情報経済社会における基盤整備事業（先進的中小企業 C I O 機能実践事例評価事業）」（4.2 億円）において引き続き実施され、経済産業省ならびに各中小企業者等を対象とした情報セキュリティに関するセミナーの開催や情報セキュリティに関する指導者育成等が図られる。経済産業局が、地域の健全な中小 I T ベンダの育成・組織化を通じた、きめ細かい中小企業の I T 化支援を行うこととなっている。

(3) オンラインによる I T 支援専門相談体制の構築

○平成 21 年度において、「若手経営者向け I T 活用 W E B コンテンツ」が試験的に作成された。当該サイトの中で、専門家による相談・アドバイスコーナーの設置等が検討されている。

2. I T 利活用環境の整備促進

(1) 中小企業の電子政府・電子自治体の利用促進支援

○電子申告におけるインセンティブとして、所得税にかかる確定申告において申告期限までに自己の電子署名を添付して電子申告を行った者を対象に、最高 5,000 円の税額控除（電子証明書等特別控除）を行う措置が、平成 22 年分の所得税にかかる確定申告まで適用が延長されている。また、電子申告を利用して還付申告を行う場合の処理期間も、通常 6 週間程度から 3 週間程度に短縮する運用が引き続き実施されるとともに、確定申告期以外においても月末等の申告期限における受付時間延長について検討されることとなった。なお、電子定款の導入による印紙税 4 万円の免除についても引き続き実施される。

(2) 地域におけるデジタル基盤の整備促進

○総務省の「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」において、ブロードバンド未提供地域の解消を促進すべく、平成 22 年度中にブロードバンド全国整備が推進されている。

(3) 中小企業の情報セキュリティの向上支援

○経済産業省の平成 22 年度「我が国の情報経済社会における基盤整備事業」（予算：4.2 億円）において、個人情報保護ガイドライン等の見直しを図られる。また、「コンピュータセキュリティ早期警戒

体制の整備事業」(9.7 億円)において、中小企業者等を対象とした情報セキュリティに関するセミナーの開催や情報セキュリティに関する指導者育成等が図られる。

Ⅲ 国際化、グローバル化への対応

1. 中小企業の海外へのビジネス展開に関する支援の拡充

- 日本政策投資金融公庫による「海外展開資金」については製造業に限定しない業種拡大、運転資金にも使用可能とすることなどの制度変更が平成 21 年度より実施された。この結果アジアでの製造業関連を中心に数十件、総額数十億円規模の融資が実施された。同公庫は更に本制度を拡充し、中小企業の海外進出への金融支援体制を強化していく方針。
- 国際協力銀行の投資金融については、協調融資制度は堅持する方針を維持しており、単独融資には応じていない。同制度は平成 21 年度当初は先進国、大企業の資金繰り支援としての大型融資が実現していたが、同年の秋口からは中国を中心とする新興市場での設備投資関連の需要が増大し、優良中堅企業の設備資金提供ソースとなっている。

2. 海外との経済連携の戦略的展開

- 経済連携協定(EPA)の締結交渉では、平成 21 年 9 月にスイスとの協定、21 年 10 月にベトナムとの協定が発効した。また、新たにペルーとの交渉が 21 年 5 月から開始し、22 年度の大筋合意、署名に向けて交渉が加速している。さらにインド、オーストラリアとの間で政府間交渉が進められた。
- 特定原産地証明書の広報については、平成 22 年度予算で、昨年度と同様、EPA セミナー事業ならびにアドバイザー事業として約 2,000 万円(21 年度も約 2,000 万円)をジェトロ委託事業(入札案件)として、当所が受託。

【5】企業活力増進のための税制改革を求める

1. 中小法人税制等の拡充

(1) 中小企業の経営基盤強化のための税制措置

- 中小法人に対する軽減税率の引下げは、平成 22 年度税制改正大綱で今後の検討課題とされた(22 年度税制改正大綱に、「中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要。課税ベースの見直しによる財源確保等と合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討する」と記載)。
- 中小企業投資促進税制の延長(平成 22 年度税制改正、減税規模：1320 億円)
中小企業者等が一定の設備投資や IT 投資等を行った場合、税額控除(7%)または特別償却(30%)の選択適用を認める措置について、将来的な対象設備の見直しを前提として、現行制度のまま 2 年間延長(平成 23 年度末まで)。
- 中小企業基盤強化税制の拡充(平成 22 年度税制改正、減税規模：240 億円)
資本金 1 億円以下の中小企業者に対し、情報基盤強化税制の対象設備は引き続き税額控除(7%)、または特別償却(30%)を措置。
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長(平成 22 年度税制改正、減税規模：213 億円)
中小企業者が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として全額損金算入(即時償却)を認める措置を現行制度のまま 2 年間延長(平成 23 年度末まで)。

○研究開発促進税制の延長（平成 22 年度税制改正、減税規模：165 億円（増加型）、68 億円（高水準型））
イノベーションの促進により我が国の成長力・国際競争力を強化するため、積極的に研究開発投資を行う企業（研究開発費を増加させる企業や売上高試験研究費比率の高い企業）に対する投資インセンティブを強化する措置を現行制度のまま 2 年間延長（23 年度末まで）。

○中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置の延長（平成 22 年度税制改正、減税規模：減収額 1.8 億円）

収益性のある事業部門を有しながらも過剰な債務を負っている中小企業の事業再生を支援するため、雇用確保や取引先保護に有効な第二会社方式による中小企業承継事業再生計画の認定制度を今年度創設。同時に事業用不動産等の移転に伴う登録免許税の軽減を導入し、第二会社方式による中小企業の事業再生支援を推進。雇用継続要件の設定及び旧会社の消滅を担保する方策の構築を行った上で、適用期限を 2 年間延長する（平成 23 年度末まで）。

(3) 交際費の全額損金算入

○交際費等の課税の特例の延長（中小法人における損金算入の特例）（平成 22 年度税制改正、減税規模：減収額 2680 億円）

法人が支出した交際費は原則として損金不算入とされているが、中小企業は特例として一定額の損金算入が認められている。特例措置を現行制度のまま 2 年間延長する（平成 23 年度末まで）。

(4) 役員給与の損金算入制度の見直し

○特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置（オーナー課税）の廃止

特殊支配同族会社がその業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当部分を法人段階にて損金不算入とする措置は平成 22 年度から廃止。

しかし、22 年度税制改正大綱において、特殊支配会社の役員給与に係る課税のあり方について、給与所得控除を含めた所得税のあり方を議論していく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的な措置を 23 年度改正で講じることとされた。

2. 事業承継に係る税制措置の拡充

(1) 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

○非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し（平成 22 年度税制改正大綱）

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合の認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行う。（会社が外国法人（海外子会社）の株式等を所有する場合における認定要件の明確化）

○非上場株式等の信託を利用した事業承継税制上の措置（平成 22 年度税制改正大綱で今後の検討課題）

非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置は、現行の事業承継税制の定着を図る中で、その利用状況や、信託を利用した事業承継の実態及び税制上の措置の必要性等を踏まえ、引き続き検討を行う。

4. 簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

○納税環境整備については、①納税者権利憲章（仮称）の制定、②国税不服審判所の改革、③社会保障・税共通番号制度の導入、④歳入庁の設置等、の 4 点について、政府税制調査会の下にプロジェクトチ

ームを設置し、1年以内を目途に結論を出す予定。

5. 税制抜本改革への対応

○税制抜本改革への対応（平成22年度税制改正大綱）

税制改革の視点は、①納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とする、②「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする、③税制と社会保障制度の一体的な改革を推進、④グローバル化に対応できる税制のあり方を考える、⑤地域主権を確立するための税制を構築する。

これまでの与党と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府の責任の下で税制改正の議論を行うため、政治家から構成される「税制調査会」を政府に新しく設置するとともに、税制改正プロセスを透明化する。また、税制における既得権益を一掃するため、国及び地方の政策税制措置について、「基本方針」（「ふるい」）に基づき、今後4年間で、ゼロベースからの見直しを行う。租税特別措置等の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、「租特透明化法（仮称）」を制定するとともに、地方税法において、所要の措置を講ずる。

消費税は、三党連立政権合意において、現行の消費税5%は据え置くこととし、今回の選挙にて付託された政権担当期間中は歳出見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない方針。今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せ、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討する。

所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当への転換を図るとともに、消費税において、給付付き税額控除の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討する。

7. 平成22年度観光振興施策に関する要望

平成21年6月18日

日本商工会議所

未曾有の景気の落ち込みに加え、今般の新型インフルエンザの発生は、地域中小企業で支える観光産業に二重のダメージを与えております。

こうした中、政府の観光立国実現に向けての取り組みを受けて、各地商工会議所においても、観光を地域間の交流人口の増加による消費拡大、雇用創出等、大きな経済波及効果をもたらすものと認識し、まちづくり運動の一環としての観光振興に積極的に取り組んでいますが、昨今の厳しい経済情勢、若者の旅離れ等による国内観光の伸び悩みやニーズの多様化などに対応するため、官民挙げたもう一段の観光振興への取り組みが望まれます。

つきましては、一層の観光振興による地域経済の再生を図るため、政府の平成22年度観光振興施策として、下記事項の実現を要望します。

○観光立国推進基本計画における目標設定

- ・訪日観光客数の目標を 2010 年 1000 万人、2020 年 2000 万人に設定。
- ・平成 22 年度までに、国内における観光旅行消費額を 30 兆円にする。(17 年度：24.4 兆円)
- ・平成 22 年度までに、日本人の国内観光旅行による 1 人当たりの宿泊数を年間 4 泊にすることを目標とする。(18 年度：2.77 泊)
- ・主要国際会議の開催目標を、平成 23 年に 17 年（168 件）比 5 割以上増に設定。

○旅行消費がもたらす経済効果（平成 19 年度）

- ・旅行消費額：23.5 兆円（生産波及効果：53.1 兆円）
- ・雇用創出効果：211 万人（波及効果を含めた雇用創出効果：441 万人）

記

1. 新型インフルエンザ問題による影響への対応

昨今の経済状況に鑑み、積極的な景気対策の展開はもとより必要ですが、新型インフルエンザ問題による、関西地域を中心とする深刻な被害に対応し、政府として、過剰反応の払拭に一層努められるよう要望します。また、災害等の都度発生するいわゆる「風評被害」等に対し、リスクマネジメントの観点に立った拡大防止策について、政府として検討されるよう要望します。

- ・神戸商工会議所の調査では、約 70%の企業で売上が減少。また中小企業の約半数が、30%以上の売上減少と回答。
- ・京都商工会議所は、旅館関係で推定約 30 億円、大手旅行代理店関係で約 3.3 億円の損害と発表。
- ・修学旅行の取消し・延期は、2,594 校にのぼる見込み。(文部科学省、公立小中高、4～6 月累計。見込含む。)

2. 観光立国実現のための連携と協働

(1) 地方における観光振興施策に係る官民協議会の設置

本年 4 月に中央に設置され、活動を開始した「観光立国に関する官民協議会」に加え、地方における官民の連携と協働を強化するため、地方の観光に携わる事業者、経済団体、地方自治体等をメンバーとする観光振興施策の検討の場を、地域ブロック単位で設けるよう要望します。

- ・「観光立国に関する官民協議会」は、4 月 21 日に第 1 回会合を開催。半年に 1 回程度開催の予定。

(2) 観光庁の機能発揮

観光庁は、観光統計の標準化や観光に関するデータの整備と公開に一層努めるよう要望します。また、各省庁の観光振興策が多岐にわたり、ともすれば全容がわかりにくいものになっているとの声もあるため、観光振興策の中核組織としての観光庁が施策情報をとりまとめ、民間に対するワンストップサービ

ス（窓口の一元化）の機能を発揮するよう要望します。

- ・観光統計については、全国共通の手法を用いた調査に向けた試験調査、および統計の国際比較を可能とする「T S A」（観光版国民経済計算）の平成 22 年度からの本格導入について検討されている。今のところ、各都道府県が独自の手法で調査しているものが多く、統一的な基準による比較可能な統計として整備することが必要。

3. ニューツーリズムの推進等国内観光の一層の促進

多様化する観光ニーズへ対応するため、産業観光などのニューツーリズムの振興、広域観光の促進や地域の資源開発、受入れ施設等の経営効率化などの民間の取り組みを支援する下記施策の拡充を要望します。また、事業の継続的取り組みのため、単年度支援策については複数年度化を要望します。

- ・「ニューツーリズム創出・流通促進事業」（観光庁）
- ・「観光圏整備事業」（観光庁）
- ・「観光産業のイノベーション促進事業」（観光庁）
- ・「観光地域プロデューサーモデル事業」（観光庁）
- ・「広域・総合観光集客サービス支援事業」（経済産業省）
- ・「農商工等連携対策支援事業」（中小企業庁）
- ・「地域資源の全国展開プロジェクト」（中小企業庁）
- ・「地域資源活用プログラム」（中小企業庁）

- ・「観光圏整備事業」は最長 5 年間、「広域・総合観光集客サービス支援事業」、「農商工等連携対策支援事業」は最長 3 年間継続可能。

4. 訪日観光客 2 千万人を目指した施策の展開

(1) 中国等からの観光客の増加策の推進

中国等の個人富裕層など観光客の増加を図るため、対象都市・対象国の拡大などのビザ発給要件の一層の緩和等、訪日促進策を拡充するよう要望します。

また、「訪日観光客 2 千万人」の実現のため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」（観光庁）において、有望新興市場等への誘致キャンペーンの実施など積極的なプロジェクトの展開等拡充を図るとともに、東京オリンピック等の大型スポーツイベントや国際会議の開催誘致等を進めるいわゆる MICE（Meeting, Incentive, Convention, Exhibition）について、観光立国推進基本計画に掲げる目標（国際会議開催件数 5 割増）の達成に向け、支援の拡充を求めます。

- ・平成 21 年 7 月より、北京・上海・広州の 3 都市の公館において、十分な経済力を有する者を対象として、個人観光ビザの発給を開始。状況を見ながら、1 年後をめどに、対象都市を拡大予定。

(2) 正確な情報発信、受入れ体制の強化

日本の正確な情報（交通アクセス、言語・慣習、物価、安全・安心などの情報）を積極的に発信し、訪日に当たってありがちな不安を除去するため、JNTO（日本政府観光局）の海外観光宣伝事務所の情報発信等の機能強化を要望します。

また、受入れ体制を強化するため、病気・災害など緊急時における訪日観光客への迅速な対応を可能とする仕組みの構築を図るとともに、地方空港等における CIQ（税関・出入国・検疫）、交通機関、観光施設等における多言語案内表示等の充実・強化の促進を要望します。

- ・平成 20 年度の JNTO の外国人旅行客調査では、不満点として、「言葉の問題」、「外国語による標識・説明不足」が最上位に挙げられているほか、交通案内等の不足が指摘されている。

5. 観光振興のための基盤整備

(1) 地域における観光振興に係る人材育成の支援

観光庁が示した「モデルカリキュラム」の実施促進等により、大学や専門学校等における地域の観光産業等のニーズに合った人材育成の取り組みへの支援を要望します。

- ・観光系学科の設置状況は、学部・学科を設置している大学が 38 校、関連コース・科目を設置している大学が 86 校、関連コースを設置している短期大学が 43 校。（平成 20 年度、JTB 高等学校における観光教育推進研究会）
- ・観光庁のカリキュラム WG 中間とりまとめ（平成 21 年 4 月）において、「観光経営マネジメント人材育成のためのカリキュラムモデル案」を策定。今後、同案を利用したモデル事業を観光系大学で実践する予定。

(2) 広域観光に資する交通システム等の整備

観光振興において、広域観光の促進はニーズが高くかつ緊急性が強いことに鑑み、必要な幹線道路網の整備、整備新幹線の推進、主要中枢空港の機能強化、及び二次交通アクセスの改善など、広域観光振興に資する交通システムの整備に優先的に取り組むようお願いします。

- ・各地商工会議所において、周辺観光地との連携を図る広域観光の取り組みが増加傾向にあり、インフラ整備に対する支援を求める声が多い。
- ・当所「平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」（20 年 9 月）において、「必要と判断される地方幹線道路」および「主要な空港・港湾を結ぶ幹線道路等」について早急な整備を要望。

(3) 観光地等における良好な環境、景観創出の取り組み支援

良好な景観づくりは、観光地の魅力向上の決め手となるものであるため、「景観形成総合支援事業」や「歴史的環境形成総合支援事業」（いずれも国土交通省）の拡充および電線地中化等への支援策拡充を要望します。

- ・無電柱化は、ロンドン、パリが 100%、ニューヨークが 72%に達しているが、我が国においては東京 7%、全国平均で 2%にとどまっている（平成 19 年度末）。

（4）休暇の分散化等のための環境整備

繁閑の平準化、旅行コストの低減を図り、旅行機会の増加につながるよう、地域や学校・企業、業界単位で、年間を通じた休暇取得の分散化ができる環境整備をお願いいたします。

また、観光は教育的にも重要な意義を有することに鑑み、特に学校における休暇の分散化に向けた取り組み（地域の独自性を生かした休日の設定、秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業等）について、教育界に対して積極的な働きかけを行うよう要望します。

- ・観光立国推進基本法（平成 19 年 1 月施行）において、「休暇に関する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の特定の時季への集中の緩和」のための施策を講じることを明記。
- ・国交省「国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会」（平成 19 年 6 月）において、休暇取得時期の分散化に向けた地域の自主的な取組の推進を提言。

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. 新型インフルエンザ問題による影響への対応

○観光庁は、今後の感染症発生時に備えて、観光関連産業における影響を最小限に食い止めるために関係者がとるべき方策について「感染症発生時における観光関連産業リスクマネジメント検討会」で検討を重ね、平成 21 年 12 月に「観光関連産業における感染症風評被害対策マニュアル」を作成した。

2. 観光立国実現のための連携と協働

（1）地方における観光振興施策に係る官民協議会の設置

○国土交通省九州運輸局は、平成 22 年 3 月に「観光立国の実現に向けた九州官民協議会」を開催。九州の経済団体および国の地方支分部局の長が集まり、九州全体として観光立国に向けた取り組みを推進するための方策を検討した。

（2）観光庁の機能発揮

○観光庁は、「観光統計の整備」として 3.3 億円を予算化（21 年度 1.17 億円）。新規に、観光産業の経営状況や雇用状況等を調査・分析する「観光産業構造の調査研究」や訪日外国人の消費動向、ニーズ等の把握を目的とした「訪日外国人旅行動向調査」を行うとしている。

3. ニューツーリズムの推進等国内観光の一層の促進

○観光庁は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図り、国内外からの観光客の来訪および滞在の

促進を目的とした「観光圏整備事業」として 6.02 億円を予算化（21 年度 5.83 億円）。

- 観光庁は、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る目的で「観光産業のイノベーション促進事業」の予算を 0.15 億円計上（21 年度 0.17 億円）。ビジネスモデル化に向けた問題点の抽出・分析や、観光産業の新たなビジネスモデルの普及・啓発活動を行う。
- 中小企業庁は、小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、特産品開発や観光資源開発、地域のブランド形成およびその販路開拓等の事業を支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト」として 26.5 億円を予算化（21 年度同額）。
- 経済産業省は、「広域・総合観光集客サービス支援事業」を「地域集客・交流産業活性化支援事業」に名称変更し継続実施。
- 中小企業庁は、「農商工等連携対策事業」「地域資源活用プログラム」を含む「新事業活動促進支援事業」として 42.5 億円を予算化（21 年度 60.2 億円）。
- 「ニューツーリズム創出・流通促進事業」（観光庁）および「観光地域プロデューサーモデル事業」（観光庁）は廃止。

4. 訪日観光客 2 千万人を目指した施策の展開

(1) 中国等からの観光客の増加策の推進

- 政府は、平成 21 年 7 月に中国人向け個人観光ビザの発給を解禁。22 年 7 月からは発給要件を大幅に緩和し、中間所得層にも拡大するとしている。
- 観光庁は、訪日外国人 3000 万人プログラム第 1 期と位置付け、「訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）」として 86.48 億円を予算化。中国・韓国・台湾・香港の東アジア諸国を当面の最重点市場に海外プロモーションを展開する。
- 観光庁は、官民一体となって MICE を振興するため、MICE の開催・誘致の推進に対して 4.49 億円を予算化（21 年度 3.63 億円）。平成 21 年 12 月と 22 年 5 月に MICE 推進協議会を開催、22 年を「JAPAN MICE YEAR」と設定している。

(2) 正確な情報発信、受入れ体制の強化

- 観光庁は、訪日外国人の受入れに関し、評価システムの構築、戦略拠点の整備、人材の育成・活用を行い、環境の整備・充実を総合的に推進する「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」として 1.96 億円を予算化（21 年度 0.4 億円）。

5. 観光振興のための基盤整備

(1) 地域における観光振興に係る人材育成の支援

- 観光庁は、「観光地域づくり人材育成事業」として 0.26 億円を予算化。各地域における自主的・自立のかつ持続可能な観光地域づくり人材育成の取組みを促進することを目的に、「観光地域づくり人材育成ガイドライン検討会議」を平成 21 年 10 月、11 月、22 年 2 月に 3 回開催したほか、観光地域づくり人材育成支援 WEB を開設した。22 年 5 月には「観光地域づくり人材シンポジウム」を開催。

(2) 広域観光に資する交通システム等の整備

- 国土交通省は、地域経済を活性化するため、「高速道路の原則無料化に向けた取組み」として 1000 億円を予算化（新規）。また、地域の自立的な活動を支える基盤をつくる目的で、複数都道府県が連携・協力して行う都道府県を越える広域の活動のための基盤整備やソフト対策を支援する仕組みの整

備（「社会資本整備総合交付金」（2.2兆円）の内数）や、「『生活の足』となる地域公共交通の活性化・再生の支援」（231億円（昨年度比0.91））に加えて「社会資本整備総合交付金」（2.2兆円）の内数）、整備新幹線の着実な整備に706億円、首都圏空港（羽田・成田）の機能強化、関西空港・中部空港のフル活用に450億円（昨年度比0.91）、空港アクセスなど都市鉄道ネットワークの改善に234億円（昨年度比0.84）をそれぞれ予算化している。

（3）観光地等における良好な環境、景観創出の取り組み支援

○国土交通省は、景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取り組みを支援する「景観形成総合支援事業」として1億円（21年度2億円）、歴史的建造物の復原や修理を中心としたハード・ソフト両面にわたる取り組みを総合的に支援する「歴史的環境形成総合支援事業」として7.5億円（21年度8億円）をそれぞれ予算化している。

（4）休暇の分散化等のための環境整備

○観光庁は、観光立国推進本部休暇分散化ワーキングチームを平成21年12月と22年3月に3回開催し、関係業界からヒアリングを行った（第2回会合には、日商観光専門委員会福永晃三委員が出席し、産業界を代表して意見を述べた）。また、地域の関係者と意見交換を行う「休暇取得の分散化に関する地方説明会」を地域ブロックごとに開催する予定。

○また、観光庁は、「休暇取得・分散化促進実証事業」として0.28億円を予算化（21年度0.09億円）。全国8カ所で、学校の休日を分散し、企業の有給休暇取得を促す検証実験に取り組む予定にしている。

8. 新内閣に期待する ～日本商工会議所 会員大会決議～

平成21年9月17日
日本商工会議所

先の衆議院議員総選挙の結果、歴史的な政権交代が行われた。国民や企業は、日本経済の停滞や社会の閉塞感を打破し、国民生活の安定と向上、将来に向けて夢と希望の持てる活気に満ちた社会の実現に大きな期待をかけている。新内閣は、日本をどのような国家にしていくのか等、将来の国のあり方を国家ビジョンとして明確に提示し、国民の負託に応えるよう邁進していただきたい。

また、内外に重要政策課題が山積している中、わが国経済は、一連の緊急経済対策の効果もあって最悪期を脱したといわれているが、民間需要がけん引する自律的回復には未だ至っていない。特に、地域の雇用を支える中小企業は、自助努力をはるかに超えた厳しい状況に追い込まれ、地域経済は疲弊の度を増している。

新内閣にとって、喫緊の課題は景気対策や雇用対策の着実かつ機動的な実行により、当面の経済危機を乗り切ることにある。同時に、グローバル化や、少子高齢化の克服、低炭素社会への対応の観点から、企業のイノベーションや国際競争力の強化を図り、内外需一体となった持続的な成長を達成するため、大胆な「中期的な成長戦略」を策定・実行すべきである。とりわけ、わが国の成長の源泉である中小企業の活力強化が必要である。

時代の大転換期の真只中にあるこの時期に、政権の重責を担われる新内閣におかれては、重要政策の立案・実行に当たっては、国民各層の意見を十分に踏まえ、政治主導の下で、豊かで活力ある経済社会の実現に向けて、全力で取り組まれることを切にお願いしたい。

ついては、日本商工会議所は、138 万会員を擁する全国 515 の商工会議所の総意として、以下の諸点について要望するとともに、その実現方を強く期待する。

記

I. 国家ビジョンの明確な提示

少子高齢化の進行やエネルギー・環境の制約、グローバル化の進展、新興国の台頭など、わが国は構造的な変化に直面している。新内閣は、わが国をどのような国家にしていくか、世界の中の日本をどのように位置づけていくか等、将来の国のあり方を国家ビジョンとして明確に提示し、それを基本に、大きな方向性を持った重要目標を設定していくべきである。

国家ビジョンを実現していくための重要政策課題への対応は、時間軸や分野毎の仕分けをし、優先順位をつけて取り組むとともに、経済活動や国民生活と複雑に絡む重大な課題については、国民各層の意見や多様な議論を踏まえて、総合的な観点から慎重に検討していく必要がある。

（科学技術創造立国の実現）

わが国を取り巻く環境が激変する中で、最も重要なのは総合的な科学技術の発展とそれを支える人材の育成である。優れた人材を戦略的に生み出していく教育環境を整備し、世界一の科学技術創造立国の実現を目指していくことを明確に打ち出していくべきである。また、環境技術、ライフサイエンス、あるいは高度な製造技術について、科学技術研究開発への重点的な投資などを大幅に増やす必要もある。

（信頼と安心社会の構築）

国民の安心を確保するためには、雇用の安定を基礎とした社会保障制度と少子化対策が極めて重要である。持続可能な社会保障制度の構築については、給付と負担のバランスなど、国民的な議論を通じて年金・医療・介護の一体的な改革に取り組み、安心社会の軸となる制度としていくべきである。同時に、国力に資する少子化対策については、仕事と子育ての両立支援を含め、ライフステージの変化に応じた長期にわたる切れ目のない総合的な支援策を期待したい。

（財政の健全化と税制改革）

財政の健全化は、持続的成長と安心社会の基盤となるものである。財政健全化の基本は、わが国経済を確実に回復させ、税収確保をはかることにあり、「無駄ゼロ」や特別会計改革などを通じた徹底的な歳出削減の実行に強く期待する。同時に、国民や企業の声を聞きながら、健全化への具体的な目標や工程表の設定、税制のあり方を総合的に検討していくことが重要である。

II. 早期の自律的な景気回復

1. 着実かつ機動的な景気対策を

内外情勢に細心の注意を払い、経済の確実な成長に資する対策を着実かつ機動的に実施し、早期に自律的な回復軌道にのせるべきである。

特に、長引く経済の低迷により、資金繰りに限界を訴える中小企業が増えていることから、金融支援のさらなる拡充強化や、増加基調が続く企業倒産等による雇用情勢の一層の悪化に対応した雇用セーフ

ティネットの拡充について、十分な予算を確保し、実施されることを期待する。

21 年度補正予算のうち、景気回復に必要な中小企業、雇用、地域再生などの分野については、遅滞なく着実な実行を図られたい。

2. 新型インフルエンザ対策への万全な対応を

今秋以降さらに感染が拡大する恐れのある新型インフルエンザへの対策については、感染拡大を最小限に食い止めるための事前対策および治療体制の整備に万全を期すとともに、経済活動への被害が生じる場合に備え、激甚災害の例にならって特別措置の構築が必要である。

Ⅲ. 内外需一体となった民間主導の持続的成長の実現

1. 大胆な「中期的な成長戦略」を

経済危機からの脱却という当面の課題と同時に、グローバル化や人口減少社会における、内外需一体となった持続的な経済成長を達成し得る大胆な「中期的な成長戦略」を直ちに策定すべきである。民間活力を引き出し、イノベーションによる新規産業の創出やアジア新興国市場の取り込みなどを中心として、実質 2%程度の成長を実現する必要がある。

2. 成長戦略の基本的な考え方

成長戦略の策定・実行に当たっては、政策目標と工程表を明らかにしたアクションプログラムの提示が必要と考える。特に、次の諸点は、わが国成長に極めて重要な政策であり、強力に取り組まれない。

(経済成長を促進する中小企業対策)

企業数の 99.7%、雇用の約 7 割を担っている中小企業は、絶え間のないイノベーションを引き起こすことによって日本経済の活力の源泉となっている。そのため、中小企業対策は持続的成長のカギとして、最重要政策に位置づけられることを強く要望する。さらなるイノベーションのため、予算、金融、税制等の政策面で、小規模企業、中小企業、中堅企業の実態に即した、きめ細かい新たな支援策を強力に講じられたい。

(活力に満ちた社会を実現する地方の再生)

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現は、わが国の持続的な成長を図るうえで必要不可欠である。地域の実情に応じた行政サービスを迅速に提供する地方分権を、さらに推進させることが重要であると考え。また、地域活性化や地域間格差の是正に資する社会資本整備は、産業の活力や生活の利便性向上、国際競争力強化に不可欠であり、コストや波及効果を十分精査し、着実に進めるべきである。地方の再生には、コンパクトで賑い溢れるまちづくりとコミュニティの維持・復活や、さらには観光振興を図る支援が必要である。

(持続的成長の柱となる次代の成長分野)

環境・エネルギー、IT、医療・介護などの産業に対する重点的な投資・育成や、バイオ、ナノテクといった最先端技術の開発への支援は、持続的成長の柱になるものであり、強力に進められたい。特に、日本の優れた環境技術は、世界をリードする 21 世紀の有望な成長産業である。また、これら有望成長産業に関連した新しい産業や市場の創出、中小企業の参入も大いに期待されており、重要政策として取り組まれたい。

(アジア諸国との連携に基づいた外需拡大)

アジアの成長をわが国にも積極的に取り込み、アジアとともに持続的な成長を遂げていくべきである。各国との経済連携の促進・強化などにより、様々な経済交流を盛んにしていくことが急務である。中でも、中小・中堅企業が、アジア市場をターゲットに、海外販路開拓を拡大することができるよう、さらなる支援策を期待したい。

3. 総合的な検討を要する課題

次の3つの課題については、経済活動や国民生活に複雑に絡み、経済成長の制約要因ともなりかねない。ついては、新内閣におかれては、総合的な観点から、国民的な議論や経済界の意見も踏まえ、慎重に取り組むようお願いしたい。

- (1) 地球温暖化対策に係る「2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減」との目標は、国内の生産活動や雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念される。中期目標については、「全ての主要排出国の参加」「国際的な公平性の確保」「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」の3要件を満たすことが重要であると考え。この基本方針のもとに、計画の策定や国際交渉に当たられたい。
- (2) 製造業派遣や登録型派遣の原則禁止は、雇用確保・創出を阻害する要因ともなりかねず、過度な規制を行えば、雇用の喪失や製造業の海外移転につながるものが強く懸念される。雇用のセーフティネットの拡充は当然必要であるが、慎重な対応を要望する。
- (3) 最低賃金の引き上げは、厳しい景気情勢が続く中では、雇用調整や倒産・廃業を加速させる恐れがある。中小企業は労務コストの増大に苦しんでおり、「経営と雇用の両立」の観点から慎重な対応を望む。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

I. 国家ビジョンの明確な提示

(科学技術創造立国の実現)

「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）において、科学・技術立国戦略として以下の事項が盛り込まれた。

【2020年までの目標】

『世界をリードするグリーン・イノベーションとライフ・イノベーション』、『独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数の増』、『理工系博士課程修了者の完全雇用を達成』、『中小企業の知財活用促進』、『情報通信技術の活用による国民生活の利便性の向上、生産コストの低減』、『官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上』

【主な施策】

- ・大学・公的研究機関改革の加速、若手研究者の多様なキャリアパス整備
- ・イノベーション創出のための制度・規制改革
- ・行政のワンストップ化、情報通信技術の利活用を促進するための規制改革・大都市圏のインフラの整

備における PFI、PPP 等の活用

(信頼と安心社会の構築)

○「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月閣議決定)

「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という 2 つの基本的考え方に基づいた今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンを示した。

○「子ども・子育て新システム検討会議」の設置(平成 22 年 1 月少子化社会対策会議決定)

幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム構築について、平成 22 年 6 月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議、成長戦略策定会議に報告予定。

○子ども・子育て関連予算

平成 22 年度の子ども・子育て関連予算は、子ども手当の創設等により、3 兆 4,488 億円となり、前年度比で約 2 倍の予算が計上された。

○「新年金制度に関する検討会」の設置(平成 22 年 3 月 8 日内閣総理大臣決裁)

- ・新しい年金制度の基本的な考え方を整理し、平成 22 年 5 月を目途に、全国民が加入する一つの制度をつくるかなどの基本原則を取りまとめる方針。
- ・民主党マニフェスト 2009 では、新たな年金制度創設のための法律を平成 25 年までに成立させるとしている。

○「高齢者医療制度改革会議」の設置(平成 21 年 11 月厚生労働省)

後期高齢者医療制度の廃止を前提に、新たな高齢者医療制度の具体的なあり方について検討を進め、平成 23 年 1 月に法案提出、平成 25 年 4 月施行予定。

(財政の健全化と税制改革)

○「予算編成のあり方に関する検討会」の設置(平成 21 年 9 月国家戦略室)

政府は、平成 23～25 年度の 3 年間の歳入見込および各分野の歳出の骨格と歳出削減策を含む「中期財政フレーム」を策定。各年度の予算要求・予算編成は「中期財政フレーム」と各年の歳入見積りを基本に行うこととし、実質的な複数年度予算編成の実現を検討。

○事業仕分け

平成 21 年 11 月に、3 つのワーキンググループを設置し、約 450 事業及び組織を対象に事業仕分け(第 1 弾)を実施。事業仕分けによる削減額は、基金等の国庫返納を含め約 3 兆 3,082 億円。結果を平成 22 年度予算へ反映した。

○「予算編成の基本方針」(平成 21 年 12 月 15 日閣議決定)

複数年度を視野に入れた「中期財政フレーム」および中長期的な財政規律のあり方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化の道筋を示す。

○税制のあり方

平成 22 年度税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)において、「今後、専門家委員会の助言を受けながら、内閣官房国家戦略室とも連携しつつ、歳出・歳入一体の改革が実現できるよう、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンとして、工程表を作成し、国民に提示する」ことが盛り込まれた。

○「中期的な財政運営に関する閣僚委員会」(平成 22 年 4 月初会合)

政府は、平成 22 年 6 月を目途に、今後 10 年間の「財政運営戦略」と平成 23 年度から 3 年間の予算の

大枠を示す「中期財政フレーム」のとりまとめを予定。菅副総理・財務大臣は、「成長・社会保障・財政健全化基本法案（仮称）」を、早ければ今通常国会に提出する意向。同案では、消費税率の引上げや経済成長率の見通しについては触れていないものの、消費税を含む税制の抜本的改革時期について、①遅滞なく検討を進める、②平成 23 年度末までに具体的内容を定める、との両論を併記した。

○「財政制度等審議会」（平成 22 年 4 月開催）

財務大臣の諮問機関として、経済成長と財政再建化の両立や、将来の増税を視野に介護や医療などの社会保障を拡充して雇用増加や成長につながる道筋を検討。

○行政事業レビュー

予算全般の削減については、各府省が自らの所管事業について見直しを行う「行政事業レビュー」を実施する。副大臣をトップとする「予算監視・効率化チーム」が中心となり、外部の有識者も交え、2009 年度予算の事業を対象に 6 月前半までに公開の場で行い、結果を公表する。

Ⅱ. 早期の自律的な景気回復

着実かつ機動的な景気対策を

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において、中小企業金融対策として以下の事項が盛り込まれた。

○「景気対応緊急保証」の創設等（保証枠 30 兆円→36 兆円へ拡大）

- ・現行の緊急保証制度を新制度に改める。（利用企業の業種基準（全業種対象（例外業種を除く））および認定基準を変更。平成 23 年度末までの時限措置）

○セーフティネット貸付等の延長・拡充（貸付枠・条件変更枠 17 兆円→21 兆円へ拡大）

- ・日本政策金融公庫や商工中金のセーフティネット貸付等の期限を平成 22 年度末まで延長し、貸付枠・条件変更目標を追加
- ・雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・売上減少対応の金利引下げの継続

○「中小企業金融円滑化法」の施行

（法律の概要）

金融機関による中小企業への信用供与（融資）および貸出条件変更や旧債借換えの実施に関する努力義務。

金融機関に、上記の対応状況に係る行政庁への報告義務。

- ・金融検査マニュアル、監督指針の改定・実施
- ・条件変更対応保証制度の実施

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・平成 21 年末に、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス（資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など）の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催

新型インフルエンザ対策への万全な対応を

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において、新型インフルエンザ対策の強化として以下の事項が盛り込まれた。

○国産ワクチン生産能力向上

- ・細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

○新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

- ・低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

○医療機関における設備整備

- ・新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備（人工呼吸器等）を整備する。併せて、医療体制が円滑に機能するような環境整備を進める。

Ⅲ. 内外需一体となった民間主導の持続的成長の実現

1. 大胆な「中期的な成長戦略」を

政府は平成21年12月30日に、「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」を策定、「名目成長率の実現を最重要課題と位置付け、2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長、2020年度における我が国の経済規模（名目GDP）650兆円程度を目指す」ことを盛り込んだ。

2. 成長戦略の基本的な考え方

（経済成長を促進する中小企業対策）

→Ⅱ. 1. 参照。

（活力に満ちた社会を実現する地方の再生）

「新成長戦略（基本方針）」において、観光立国・地域活性化戦略として以下の事項が盛り込まれた。

【2020年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』、『大都市圏の空港、港湾、道路等のインフラの戦略的重点投資』、『訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人。2,500万人による経済波及効果約10兆円、新規雇用56万人』

【主な施策】

- ・定住自立圏構想の推進、過疎地域の自立・活性化支援
- ・特区制度を活用した都市再生・地域再生
- ・大都市圏のインフラの整備におけるPFI、PPP等の活用
- ・訪日観光査証の取得容易化
- ・休暇取得の分散化など「ローカル・ホリデー制度」（仮称）の検討

（持続的成長の柱となる次代の成長分野）

「新成長戦略（基本方針）」において、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略およびライフ・イノベーションによる健康大国戦略として以下の事項が盛り込まれた。

【2020年までの目標】

『50兆円超の環境関連新規市場』、『140万人の環境分野の新規雇用』、『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする』、『医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人』

【主な施策】

- ・電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギーの普及
- ・エコ住宅、ヒートポンプ等の普及による住宅・オフィス等のゼロエミッション化
- ・蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化など、革新的技術開発の前倒し
- ・規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用した低炭素社会実現に向けての集中投資事業の実施
- ・医療・介護・健康関連産業の成長産業化
- ・日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進
- ・医療・介護・健康関連産業のアジア等海外市場への展開促進
- ・バリアフリー住宅の供給促進
- ・医療・介護サービスの基盤強化

(アジア諸国との連携に基づいた外需拡大)

「新成長戦略（基本方針）」において、アジア経済戦略として以下の事項が盛り込まれた。

【2020 年までの目標】

『アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築』、『アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増』、『「アジアの所得倍増」を通じた成長機会の拡大』

【主な施策】

- ・2010 年の APEC ホスト国として貿易・投資の自由化を積極的に推進、我が国としての FTAAP の道筋（ロードマップ）策定
- ・アジア諸国と共同で日本の「安全・安心」の国際標準化を推進
- ・官民あがての鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発
- ・羽田の 24 時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備
- ・ヒト・モノ・カネの流れを阻害する規制の大胆な見直し

3. 総合的な検討を要する課題

○地球温暖化対策

平成 22 年 3 月 12 日に、地球温暖化対策基本法案が閣議決定された（平成 22 年通常国会に法案提出（審議未了で閉会。同法案は廃案））。主なポイントは以下のとおり。

(目的)

経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、もって地球環境の保全に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする（第 1 条）。

(中期目標)

すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意したと認められる場合に設定されるものとし、政府は、当該主要な国による国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標についての合意が実現するよう努めるものとする（第 10 条 2 項）。

(長期目標)

政府は、平成 62 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべて

の国と共有するよう努めるものとする（第10条3項）。

○雇用・労働

平成22年3月19日に、労働者派遣法の改正案が閣議決定された（平成22年通常国会に法案提出（審議未了で閉会。同法案は継続審議に））。主なポイントは、次のとおり。

（1）製造業務派遣の原則禁止＝常用雇用（注）以外の製造業務派遣を禁止。

（注） 常用雇用の派遣＝「期間の定めのない労働者」に加え、「期間の定めのある〔3か月、6か月等〕労働者が反復更新して一年を超えた者、あるいは、超えることが見込まれる者」を含む（労働者派遣事業関係業務取扱要領）。

（2）登録型派遣の原則禁止＝常用雇用以外の登録型派遣を禁止。禁止の例外として、①専門26業務、②産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣、③高齢者派遣、④紹介予定派遣、を設定。

（3）日雇派遣の原則禁止＝日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者の派遣を原則禁止。

（4）均衡待遇＝派遣会社は、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先企業の労働者との均衡を考慮。

（5）違法派遣時の直接雇用の促進＝派遣先企業が、禁止業務への派遣受入など違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合、派遣先企業が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。

（6）施行期日＝改正法公布日から6か月以内。ただし、上記（1）（2）は公布日から3年以内。上記（2）のうち比較的問題が少なく労働者のニーズがある業務（一般事務など）は公布日から5年以内。

（7）その他＝政府は、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努め、中小企業に対しては、職業紹介事業等が中小企業の人材確保に適したものとなるよう、特に配慮すべき。また、施行後一定期間経過後に施行状況を見ながら検討を行い、必要に応じて見直す。見直しに当たっては、特に中小企業及び中小企業で働く労働者への影響を十分把握し、これらの実態を踏まえた検討を行う。

※備考：当初、労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）で労使代表が合意した労働者派遣法改正案には、派遣先企業が派遣社員を選定するいわゆる「事前面接」の解禁が盛り込まれていたが、法案を政府が修正し、原案から削除した。

○最低賃金

平成21年10月、厚生労働省中央最低賃金審議会の答申を受け、各県において、平成21年度最低賃金額が決定、発効された。45都道府県で時間額1～25円（全国加重平均10円）の引上げとなった。

9. 平成22年度税制改正に関する要望

平成21年10月8日

日本商工会議所

わが国経済は、最悪期を脱し改善傾向にあると言われているが、商工会議所早期景気観測調査の9月

結果（9月中旬調査）では7カ月ぶりにマイナス幅が拡大している。年末に向けて二番底が懸念され、デフレの兆しも見られるなど、中小企業や地域にとって再度、体力の限界に晒される厳しい局面を迎えることが予想される。

こうした中であって、わが国は、現下の経済危機から早期に脱却し、内外需バランスのとれた持続的な経済成長を実現しなければならない。そのため、経済のグローバル化や低炭素社会への対応などを見据えつつ、税制面においても、イノベーションを促進し、企業の活力を引き出し、成長産業の育成や地域の活性化に向け、租税特別措置の効果的な運用をはじめ思い切った措置を講じる必要がある。

とりわけ、企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業は、わが国の経済基盤を支え、成長の源泉である。果敢にチャレンジする中小企業の経営基盤の強化、生産性や競争力の向上を力強く支援することは、経済成長のみならず雇用の維持・増大のためにも必要不可欠である。健全な中小企業の発展なしに、わが国の持続的な経済成長や経済社会の安定はありえない。企業の収益性の向上や納税義務の履行に向けて努力している中小企業に対しては、経営力や事業意欲の向上を税制面でこれまで以上に大胆な支援をする必要があり、引いては、雇用の維持・増大や地域活性化の実現にも資することになる。

さらに、わが国経済が力強く成長・発展するためには、地域経済の活性化や地域間格差の是正が極めて重要であり、住宅・土地税制の思い切った措置により個人消費の拡大に努めるとともに、交流人口を呼び込む観光促進や、地方分権の推進および地域の活性化に資する取り組みへの思い切った支援が必要である。

一方、財政健全化は重要な政策課題の一つであるが、まずは、わが国経済をしっかりと回復させ税収を確保することが最優先課題であり、景気を低迷させることにならないよう、経済状況をよく見極め慎重に対応する必要がある。

他方、国民が安心して暮らせる持続可能で信頼性の高い社会保障制度を早急に構築し、国民の不安を払拭することも喫緊の課題である。その財源については、税体系を総合的に検討する必要があるが、消費税については、①わが国の景気が回復し持続的な成長を実現すること、②国・地方とも、国民・住民が納得するような、ムダな歳出の削減を図ること、③価格転嫁の困難性や増大する事務負担など中小企業への悪影響を無くすこと等を、国民や事業者にも明示し、十分な理解を得ることが必要である。

以上を踏まえ、平成22年度税制改正にあたり、自ら努力している中小企業等を支援し、経済成長を促進する観点から、以下の事項の実現を強く要望する。

目 次

I. 重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 中小企業等の経営基盤強化に資する税制 4

- ① 中小企業等の活力強化に向けた租税特別措置の見直し
- ② 中小企業の財務基盤強化に資する税制措置
- ③ ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の創設・拡充

④欠損金制度の拡充	
⑤役員給与の損金算入制度の見直し	
⑥交際費の全額損金算入	
⑦海外展開に資する税制措置	
⑧経営力向上に向けた中小企業特例の創設	
⑨小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度に係る税制措置	
⑩事業再生・再編を支援する税制措置	
⑪印紙税の廃止	
(2) 事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充	8
①非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化	
②親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設	
③分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設	
④取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し	
⑤相続税	
(3) 環境対策（地球温暖化対策等）の促進	9
①国内クレジット取得費用の全額損金算入	
②中小企業の省エネ対策と、省エネ・新エネの技術開発の促進	
③業務・家庭部門における対策の促進	
④自動車グリーン税制の延長・拡充	
⑤新エネルギー等の利用促進	
⑥「環境」を名目にした新たな税負担増の反対	
(4) 雇用を促進する税制措置等	10
①雇用促進を支援する税制措置等	
②最適な企業年金制度・退職金制度を構築しやすい環境の整備	
③特定退職金共済制度の拡充	
(5) グループ法人税制	11
①グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、断固反対	
②連結納税制度の見直し	
2. 地域経済の活性化	
(1) 土地税制等の見直し	11
①土地に係る固定資産税の負担軽減等	
②建物に係る固定資産税の抜本的な見直し	
③償却資産に係る固定資産税の廃止	
④不動産流動化促進のための税制措置	
(2) 住宅税制の充実・延長	12
(3) 観光促進や中心市街地等の活性化のための税制措置	13
(4) 事業所税の廃止	13
(5) 国と地方のあり方と税制	13

- ①国庫補助負担金改革と税源移譲
- ②法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

3. 経済社会の変化への対応

(1) 消費拡大に資する税制措置	14
(2) 大規模地震対策の促進	14
(3) 「会計の国際化」からの影響回避	15
(4) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備	15
①中小企業の事務負担軽減措置の創設、簡素な税制と必要最小限の事務負担	
②国税・地方税・社会保険料・雇用保険料の徴収一元化	
③納税者番号制度の早期導入	
④利子税・延滞税の軽減	
⑤不納付加算税の軽減	
⑥消費税と個別消費税等との二重課税の解消	
⑦国と地方における企業会計並みの情報開示の徹底	
(5) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施	17

II. 要望項目

1. 所得税関係	18
2. 法人税関係	18
3. 所得税・法人税共通関係	18
4. 相続税・贈与税	18
5. 消費税関係	19
6. 地方税関係	19
7. その他	19
8. 納税環境整備関係	19

別紙1

<u>グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、</u>	
<u>断固反対</u>	21
1. 親会社が中小・中堅規模の企業の場合は、断固「選択制」とすべき	22
2. 親会社が中堅規模の企業の場合は、子会社の中小特例を、断固維持すべき	22

別紙2

<u>平成22年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望</u>	23
1. 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化	23
2. 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設	24
3. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設	25
4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し	25

I. 重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 中小企業等の経営基盤強化に資する税制

わが国の中小企業等は、グローバル化による競争激化、世界的な経済情勢の悪化に伴う設備投資・個人消費の低迷等によって、極めて厳しい経営環境に直面しながらも必死の経営努力を続け、地域経済の安定化や地域の雇用維持に大きな役割を果たしている。

ヒト・モノ・カネなど経営資源に限りがある中で、雇用の維持・増大、技術・ノウハウの伝承等により地域社会に貢献している中小企業等の重要性を再認識したうえで、中小企業等の活性化に向け、中小企業等の自助努力を阻害している税制を取り除き、中小企業等の経営基盤強化や生産性向上を支援する税制措置を図ることが不可欠である。

租税特別措置（特例）について、真に必要な措置は恒久化すべきである。特に、中小企業等関係の租税特別措置については、中小企業等が地域経済や地域の雇用を支えている存在であることに鑑み、拡充のうえ、恒久化することが必要である。

なお、中小企業の法人税の軽減税率や特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の見直しにあたっては、これらの財源捻出に向けた数合わせのために、他の中小企業等関係の租税特別措置が縮減されることは、決してあってはならない。

① 中小企業等の活力強化に向けた租税特別措置の見直し

(ア) 中小企業等の設備投資・研究開発等を支援するため、以下の特例の拡充・延長・恒久化を図られたい。

(a) 少額減価償却資産の特例について、対象価額（現行：30万円未満）や取得合計額の制限（現行：合計額300万円まで）を引き上げたい。恒久化すること。

(b) 中小企業投資促進税制について、金額要件の引き下げ（現行：機械装置160万円以上、器具備品120万円以上、ソフトウェア70万円以上）、特別償却割合（現行：30%）および税額控除割合（現行：7%）の引き上げ、対象を中古資産にも拡大、繰越年数（現行：1年）の延長等拡充したい。恒久化すること。

(c) 中小企業技術基盤強化税制について、中小企業の場合、代表者等中心的な役員が研究者である場合が多く試験研究業務に専ら従事することは困難であることから専任担当者以外の者でも本税制の対象とすることや、税額控除割合（現行：12%）を引き上げること。

(d) 研究開発促進税制の上乗せ措置について、拡充したい。延長すること。

(e) 情報基盤強化税制を延長すること。

(f) 人材投資促進税制について、中小企業では、事業環境の変化に機敏に対応するため、経営者自らが自己変革に向けて研修を受講していることから、教育訓練費の対象に役員を含めたい。恒久化すること。

(イ) 租税特別措置の整理等に関する法案の検討においては、以下について、特段のご留意を図られたい。

(a) 適用実態調査について、中小企業に配慮し、最小限の事務負担とすること。

(b) 企業名の公表について、企業秘密や戦略の観点や経済取引等への影響など公表された中小企業

の経営に悪影響が生じないように、慎重に検討すること。

②中小企業の財務基盤強化に資する税制措置

- (ア) 地域経済を支える中小企業の財務基盤強化を図るため、中小企業の法人税の軽減税率（現行：平成 22 年度まで 18%、原則 22%）を 11%へ引き下げ、適用所得金額（現行：800 万円）を 1,600 万円へ引き上げられたい。
- (イ) 特殊支配同族会社（1 人オーナー会社）の役員給与に対する損金不算入措置は、個人事業者が節税目的から安易に法人成りをするのを防ぐという本来の制度趣旨から外れて、従業員規模、業績とも十分に備えた従来から存在する一般的な同族会社も対象となっているため、早急に廃止すべきである。
- (ウ) 中小企業の経営力の強化を図るため、経営コンサルティング費用や ISO 取得 費用等の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

③ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の創設・拡充

わが国の雇用創出や経済成長力を維持・強化するためには、開業率が廃業率を下回っている中、イノベーション創出の担い手となるベンチャー・新規創業企業の活性化が必要不可欠である。しかし、創業時には、会社設立のための資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓に係る資金等、多額の資金がかかる一方で、十分な資金調達をすることが困難なケースが多い。

このため、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援する以下の税制措置を講じられたい。

- (ア) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、非課税枠(1,000 万円)を創設すること。
- (イ) ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- (ウ) 創業後 5 年間に生じた欠損金の繰越控除期間を無期限とすること。
- (エ) 会社設立に係る印紙税、登録免許税を廃止すること。
- (オ) 新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準（現行：資本金 1,000 万円未満の法人）を、「1 億円以下」へ引き上げること。
- (カ) 個人投資家において、ベンチャー企業の株式に損失が生じた場合、他の所得との損益通算を可能とすること。

④欠損金制度の拡充

- (ア) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間の 2 年への拡充

平成 21 年度改正において、中小企業の欠損金の繰戻還付制度が前倒し復活されたが、繰戻期間が 1 年に限られているため、控除しきれない分が生じる。平成 21 年度以降はさらに赤字となる企業が増えると予想されることから、キャッシュフローの改善を支援するため、欠損金の繰戻還付期間を 2 年に拡充されたい。

- (イ) 欠損金の繰戻還付制度の適用対象の中堅企業への拡充

現下の厳しい経済情勢において、中堅企業もこれまでになく苦境に立たされている。地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の適用対象に中堅規模（資本金 1 億円超 10 億円以下）の企業を含めるとともに、繰戻還付期間を 2 年に拡充されたい。

- (ウ) 欠損金の繰越控除期間の拡充

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行ううえで極めて重要である。

欠損金の繰越期間については、平成 16 年度税制改正において 7 年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短い状況にある。グローバル競争がより一層激化する中、企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、欠損金の繰越控除期間の延長を検討されたい。

⑤役員給与の損金算入制度の見直し

役員給与について、税務上は原則損金不算入とされ、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の 3 種類の役員給与のみ損金算入を認めるという制度となっている。しかしながら、そもそも役員給与は役員に対する相当な職務執行の対価であり、原則、損金算入とすべきである。

少なくとも、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」については、事業年度開始から 3 カ月以内に限られており、3 カ月以降は「特別な事情」がない限り認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態に鑑み、年度途中での改定を認めるべきである

⑥交際費の全額損金算入

交際費は、既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に資する支出であり、企業会計においては全額費用計上されるものであるが、税務上は一部を除いて損金算入ができない。特に中小企業は、大企業と異なり取引先が限定されるケースが多く、営業活動をするうえで特定の取引先に対する販売促進活動は必要不可欠なものである。

このため、中小企業における事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費は、全額損金算入とすべきである。少なくとも、現行の中小企業特例（現行：交際費 600 万円以下の 90%を損金算入）をさらに拡充すべきである。

⑦海外展開に資する税制措置

(ア) 少子・高齢化による国内市場の縮小、経済のグローバル化の更なる進展に対応するため、中小企業においても海外への販路開拓の必要性が高まっている。しかしながら、ヒト・モノ・カネ・情報など経営資源が限られている中小企業にとっては、海外展開に取り組むことは困難かつ相当な事業リスクを伴うものである。

このため、中小企業の海外展開に伴うリスクを減らし、果敢にチャレンジする意欲を支援するため、海外の見本市や商談イベント等に要する費用や海外進出の事前調査に係る費用、専門家へのコンサルティング費用について一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(イ) 諸外国における法人税率の引き下げへの対応、海外進出に伴う国際課税リスクを軽減する観点から、現行のタックスヘイブン税制におけるトリガー税率（※）（現行：25%）の少なくとも 20%への引き下げや適用除外要件の見直し、移転価格税制の見直しを図られたい。

※わが国企業が海外現地法人を有する場合、当該法人の税負担率が 25%（トリガー税率）を下回る場合には特定外国会社等とされ、適用除外要件を満たさない限り、タックスヘイブン税制により合算課税を受ける。

⑧経営力向上に向けた中小企業特例の創設

収益を上げて納税することは、企業の社会的責任として当然のことであるが、徴税側においても、経営の透明性や信頼性を強化する取り組みを行っている中小企業を税制面から支援することは、企業の収益性や経営力の向上を通して、税収の増加に加え、雇用の増大や地域の活性化が期待される。

このため、一定の中小企業に対して、同族会社における役員給与の利益連動給与の適用、税務調査の簡素化など、中小企業の経営力や事業意欲の向上を図るための税制措置を検討されたい。

⑨小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度に係る税制措置

- (ア) 現行の小規模企業共済制度において、個人事業者の事業主のみ加入が認められているが、加入対象者を個人事業者の配偶者・後継者等をはじめとする「共同経営者」にまで拡大したうえで、掛金を税法上の所得控除の対象とされたい。
- (イ) 中小企業の連鎖倒産を防止する中小企業倒産防止共済制度の共済貸付限度額を引き上げたうえで、損金算入が認められる掛金の限度額の引き上げを図られたい。

⑩事業再生・再編を支援する税制措置

経営環境は依然厳しく、中小企業の倒産数が増加している中、地域の中小・中堅企業等の円滑な事業再生を支援する「企業再生支援機構」が創設されることになっているが、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業等の事業再生・継続への取り組みを力強く支援していくことが重要である。

- (ア) 産業活力再生特別措置法の改正により新たに「中小企業承継事業再生計画」を策定し、いわゆる「第二会社方式」(※)によって事業の再生・継続を図ろうとする中小企業の計画を主務大臣が認定し、その認定を受けた計画に基づいて実施される事業譲渡や会社分割における登録免許税および不動産取得税を軽減する措置について、その適用期限を延長されたい。

※経営困難に陥っている会社から事業譲渡や会社分割によって採算見込みのある事業を分離し、当該事業の再生・継続を図る手法。

- (イ) 企業における事業の再構築を支援するため、産業活力再生特別措置法に係る特例措置の延長・拡充・創設を行われたい。
- (ロ) 法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合に、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができるいわゆる「事業再生税制」について、現行、「一定の私的整理」の要件の一つとして「2以上の金融機関が債務免除すること」が盛り込まれているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とされたい。
- (ハ) 事業再生を行う際に、必要以上の資金を流出させない観点から、欠損填補を行った法人に対し、外形標準課税の資本割の課税標準から当該欠損填補額を控除する特例措置の恒久化を図られたい。
- (ニ) 中小企業再生支援協議会や企業再生支援機構等が認定する再生計画に基づき、経営者やその同族関係者が会社に土地等の私財を提供した場合、提供側・受領側ともに課税が発生しないような特例措置の創設を図られたい。
- (ホ) 事業再生の局面においては、資産価格を時価に再評価し、必要に応じて時価まで減損しているが、固定資産税の評価基準にはこれらの減損が考慮されないため、結果として高い評価基準に基づいて税額計算がなされており、再生に取り組む企業の過度な負担となっている。このため、法的整理および「一定の私的整理」に基づく事業再生においては、固定資産税の負担軽減を図られたい。
- (ヘ) 雇用を維持する観点から、企業を救済するための合併については、適格合併以外の合併についても、被合併企業の欠損金の繰越控除額の引き継ぎを認められたい。
- (コ) 債務保証の特例(※)の判定基準が明確に示されていないため、資産処分後に本特例が適用されない可能性もあり、迅速な企業再生の障害となっていることから、特例適用の判断基準を明確化されたい。

※保証人が所有資産を譲渡して債務を弁済したが、主たる債務者への求償権の行使が不可能である場合には、処分した資産の譲渡所得をないものとする特例。中小企業の事業の再生の際、会社の

借入に対し代表者等の所有資産を処分して保証債務を履行することも多く、資産を処分した際の資産譲渡益について本特例を適用しうる。

(ケ) 中小企業による経営統合・事業統合等を促進するための新たな税制措置を検討されたい。

⑪印紙税の廃止

印紙税については、電子商取引やペーパーレス化の普及・進展により、文書を課税主体とすることに合理性が失われてきている中で、電子媒体を通じた取引の度合いや手形の利用状況により、電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。また、課税文書の判定が難しい、一取引について何重にも課税されるなど制度上の問題点も多く、速やかに廃止すべきである。

(2) 事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充

商工会議所の長年の要望により実現した事業承継税制は、本格的に活用される時代に入ったが、全国の中小企業において事業承継税制が円滑かつ確実に運用されるためには、随時、時代に適応した使いやすい制度としていくことが不可欠である。

また、少子高齢化や経営の高度化・専門化が進展する中で、親族内に適切な後継者がいない等の理由により、親族以外の者を後継者とする事業承継が増加し、全体の4割を占めるまでに至っているほか、分散した株式の集中化への支援等が求められており、地域の雇用確保や経済活力の維持の観点から安定的な事業継続の確保に向け、こうした新しい課題に対する事業承継税制措置が急務となってきている。

以上を踏まえ、事業承継の円滑化に向けた支援策が拡充されるよう、以下の措置を講じられたい。

①非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

- (ア) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化
- (イ) 一般的な相続時精算課税制度を活用した株式の納税猶予制度の適用化
- (ウ) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引き下げ

②親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設

- (ア) 同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大
- (イ) 低額譲渡の際の贈与税の減免

③分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

④取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

※詳細は別紙2「平成22年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」[23頁]を参照。

⑤相続税

課税ベースや税率構造など相続税の見直しの検討がなされる場合には、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続の観点から、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないようにすべきである。なお、わが国の相続税は、相対的に地価の高い大都市部に偏った負担構造となっており、制度変更の内容によってはその偏りを一層増大させかねないことに留意する必要がある。

(3) 環境対策（地球温暖化対策等）の促進

企業や市民が環境に配慮した取り組みを加速し、持続的な経済成長を図りつつ温室効果ガス排出削減を果たせるよう、省エネや低炭素経営を促進する税制上の措置を講じられたい。

①国内クレジット取得費用の全額損金算入

国内クレジットを取得した企業が、わが国の温室効果ガス削減に貢献する自主行動計画等の目標達成のために同クレジットを活用した際、京都メカニズムクレジットと同様に、中小企業等からのクレジット取得費用の全額を損金算入可能である旨を明確化されたい。

②中小企業の省エネ対策と、省エネ・新エネの技術開発の促進

- (ア) 中小企業の環境対策への意欲を高め、低炭素経営への転換を促すよう、省エネルギー・温室効果ガス削減に資する設備等の導入に対し、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備の拡充・恒久化など、支援措置を講じられたい。
- (イ) 世界をリードする環境分野の技術革新を加速し国際競争力を向上させる観点からも、省エネ技術や新エネルギーに係る研究開発について、一層の税制上の優遇措置を講じられたい。

③業務・家庭部門における対策の促進

温室効果ガス削減対策の遅れている業務・家庭部門の取り組みを加速するよう、家庭・オフィスにおける省エネ型製品（電気製品、照明器具、ガス・石油機器等）への買い替えを促す税制上のインセンティブを講じられたい。

④自動車グリーン税制の制度延長・拡充

自動車の排ガスのグリーン化および燃費改善を図るため、自動車グリーン税制を延長・拡充されたい。

⑤新エネルギー等の利用促進

温室効果ガスの排出を伴わない風力発電や太陽光発電などの、再生可能エネルギーから電力を得ることによる環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」の購入費用について、その全額を損金算入できるような措置を講じられたい。

⑥「環境」を名目にした新たな税負担増の反対

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、「環境」を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である。

(4) 雇用を促進する税制措置等

中小企業は、地域経済の雇用を守る担い手として、厳しい経済情勢の中でも必死に雇用を維持するために最大限の努力をしている。一方、将来的には、少子高齢化が進み、労働人口の減少が予想されている中、優秀な労働力の確保は中小企業にとって重要な課題である。このため、中小企業の雇用促進や従業員の福利厚生向上を強力に支援する税制措置が必要である。

①雇用促進を支援する税制措置等

現下の厳しい経済状況の中で、雇用の維持・増大に努めている中小企業を支援する観点から、以下の税制措置等を図られたい。

(ア) 人材確保支援税制（仮称）の創設

中小企業の雇用の維持・増大を支援するため、人材確保に積極的に取り組む中小企業に対し、採用活動に伴う費用の一定割合や人件費の増加額に対する一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(イ) 雇用安定化に資する措置の創設

中小企業の雇用の安定化を支援するため、ベンチャー・新規創業企業や継続的に従業員を雇用して

いる中小企業に対し、社会保険料の企業負担分の一定割合を減免する措置を創設されたい。

②最適な企業年金制度・退職金制度を構築しやすい環境の整備

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることにより、従業員の将来への安心や福利厚生に資する環境整備を図るため、以下の税制措置を講じられたい。

- (ア) 確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の確実な創設、中途引き出し要件の一層の緩和、年齢・加入期間による制約の緩和、個人型確定拠出年金の対象拡充等。
- (イ) 特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、凍結の期限(平成23年3月31日)を待つことなく直ちに完全撤廃すべき。
- (ウ) 確定給付と確定拠出の特徴を持つ新たなハイブリッド型企業年金の創設。
- (エ) 総合型確定給付企業年金および総合型確定拠出年金への従業員単位での任意加入の認可。
- (オ) 閉鎖型適格退職年金の年金受給者に関する税制上の優遇措置の継続。
- (カ) 中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度の復活。

③特定退職金共済制度の拡充

- (ア) 中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲が拡大されることになった場合には、特定退職金共済制度においても、加入対象者の範囲を中小企業退職金共済制度と同様に拡大されたい。
- (イ) 特定退職金共済制度を将来的にも安定した制度とするため、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備の実現を図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

(5) グループ法人税制

本年7月に公表された「資本に係る取引等に係る税制についての論点」において、親会社およびその100%子会社をグループと捉え一体的に税制措置を講じる「グループ法人税制」(仮称)が提示されている。具体的な個別制度として、この税制の中に、(i)所得通算を行う選択制の「連結納税制度」(平成14年度改正で導入)と、(ii)所得通算を行わない「グループ法人単体課税制度(仮称)」(本論点で創設を提示。強制適用)が盛り込まれた。さらに、同論点には、連結納税制度の見直しの方向性とともなグループ法人単体課税制度の方向性(※)が示された。

グループ法人税制をわざわざ新たに導入するのであれば、中小・中堅企業の活力を強化し経済の成長・発展に資するものでなければならない。

グループ法人単体課税制度の導入によって、中小・中堅企業に対する課税強化が決して行われることがないように、以下の対応を強く望む。

※グループ企業間(原則、親会社およびその100%子会社)の所得通算は行わず、所得に関しては現行の単体企業毎の納税方式を維持する一方で、グループ企業間の取引については、連結納税制度と同様に、1,000万円以上の資産の譲渡取引の譲渡損益の繰り延べや受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止等を講じる。親会社が資本金1億円超の場合は、子会社の中小特例(法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等)が不適用となる。

※「受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止」とは、金融機関等からの借り入れによって取得した子会社株式に係る支払利子分を益金としないこと。その分、課税所得が減る。

①グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、断固反対

- (ア) 親会社が中小・中堅規模(資本金10億円以下)の企業の場合は、断固「選択制」とすべきである。
- (イ) 少なくとも、親会社が中堅規模(資本金1億円超10億円以下)の企業の場合は、子会社の中小特

例は、断固維持すべきである。

※詳細は別紙「グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、断固反対」
[21 頁] を参照。

②連結納税制度の見直し

連結納税制度の普及促進を図るため、連結納税開始等における子会社の単体欠損金の持込制限の緩和や連結納税グループ内の寄附金における受け手側の益金不算入等の見直しを図られたい。

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直し

①土地に係る固定資産税の負担軽減等

(ア) 固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律に課税されており、特に規模の小さい中小企業にとって相対的に過重な負担となっている。中小企業の税負担に配慮する観点から、中小企業の固定資産税の軽減税率の創設を講じられたい。

(イ) 商業地等においては、土地の実勢価格が下落しているにもかかわらず、固定資産税は上昇しており、中小企業にとって多大な負担感をもたらしている。固定資産税の負担の適正化・均衡化を図る観点から、負担水準の上限（現行：70%）を 60%へ引き下げられたい。

②建物に係る固定資産税の抜本的な見直し

建物に係る固定資産税の評価について、再建築価額方式により算出されているが、算出方法が極めて複雑であり、また年数が経過しても評価額が一向に下がらない等の問題点が指摘されている。

このため、現行の再建築価格方式の見直しを含め、納税者が理解、納得できる評価方法へ見直す必要がある。

③償却資産に係る固定資産税の廃止

諸外国において、償却資産に固定資産税を賦課している例は少なく、わが国の国際競争力を削ぐことから、早急に廃止すべきである。

少なくとも、中小企業に対し、納税事務負担の軽減の観点から、(i) 償却資産に係る免税点（現行：150 万円）を引き上げること、(ii) 30 万円未満の少額減価償却資産を課税対象外とすること、(iii) 備忘価格を残し全額償却可能とすること、等の措置を図られたい。

④不動産流動化促進のための税制措置

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じるべきである。

(ア) 登録免許税については、金額等を課税標準としているが、「登記事務」に要する費用と比較して過重となっており、手数料程度（例えば、一律、数千円程度）へ引き下げることを。

(イ) 不動産取得税を廃止すること。

(ウ) 平成 10 年より課税が凍結されている地価税は、直ちに撤廃すること。

(エ) 法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

(2) 住宅税制の充実・延長

日本経済が明るさを取り戻すためには、雇用や仕事の増大をもたらす需要の創出が不可欠であり、経

済波及効果が大きい住宅需要を喚起する観点から、以下の住宅取得を支援する税制措置を講じられたい。

- ①居住用財産の売却・買換えに伴う譲渡損失繰越控除制度を延長すること。
- ②特定の居住用財産の買換え特例を延長すること。
- ③相続時精算課税制度における住宅取得資金贈与に係る特例（現行：1000万円の非課税枠の上乗せ）を延長すること。
- ④既存住宅の簡易なリフォームについて、上記③の特例や住宅取得等資金の贈与税の特例を適用できるようにすること。
- ⑤子が親等の住宅をリフォームする場合、所得税の特例を適用できるようにすること。
- ⑥環境に配慮した省エネ住宅の普及を加速するため、省エネ住宅リフォーム投資型減税の一層、拡充すること。
- ⑦住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例を延長すること。
- ⑧新築住宅に係る固定資産税の軽減特例を延長すること。
- ⑨既存住宅の改修に係る固定資産税の特例を延長・拡充すること。
- ⑩長期優良住宅に係る特例を延長すること。
- ⑪耐久性、省エネ性能等が確保された良質な民間賃貸住宅に係る特例を創設すること。

(3) 観光促進や中心市街地等の活性化のための税制措置

賑わいを創出し地域の活性化を図るため、交流人口を呼び込む観光の促進やエコ・コンパクトシティの推進、遊休地等の有効利用の促進、地域の関係者や民間事業者等が主体となって実施する中心市街等の活性化を支援する税制措置を講じられたい。

- ①観光による地域の活性化や国内観光需要を喚起する観点から、国内観光旅行税制（仮称）を創設するとともに、観光地の形成の促進に資する特例の延長を図られたい。
- ②中心市街地等へ公益施設を整備・集積化することにより住民の暮らしやすさの向上に資するまちづくりを支援するため、エコ・コンパクトシティ形成促進税制（仮称）を創設されたい。
- ③遊休地等の有効利用の促進を図るため、事業用の借地期間に比べ建物の償却期間が長い場合には、建物の償却期間を借地期間に合わせられたい。
- ④商店街等活性化や地域活性化に寄与する団体やNPO法人等への寄附金について、特定公益増進法人並みの寄附金優遇を認められたい。
- ⑤地域の活性化のための行事や活動への協賛金等について、全額損金算入できるような措置を講じられたい。

(4) 事業所税の廃止

事業所税は、事業者の「事業所床面積」や「従業員給与」という一定の外形標準を対象に課税する仕組みとなっているため、赤字企業にも課税される他、固定資産税との二重負担や「新規の開業」、「事業所面積の拡大」、「従業員給与の増加」に抑制的な仕組みとなっている。加えて、厳しい経済情勢により多くの企業が苦境に立たされている中、赤字企業も含め課税されるのは企業に過度な負担を負わせることになり、地域経済の成長を阻害することとなる。

このため、事業所税は廃止すべきであり、特に負担感が大きい中小企業は直ちに適用除外とすべきである。

(5) 国と地方のあり方と税制

国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、地方が主役となる真の地方分権体制を構築する観点から、国および地方が徹底した業務の見直しや歳出削減を行ったうえで、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、個性ある地方の構築に向けた地方の「自主・自立」を確保できる改革が必要である。

①国庫補助負担金改革と税源移譲

国と地方の役割分担を明確化し、国が一定水準の確保に責任を持つべきものは国に残しつつ、地方が担うべき行政サービスについては、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すべきである。

税源移譲の際には、現行の国と地方の業務比率が「4：6」であるのに対し、税収比率は「6：4」であることから、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分も業務配分と同等の比率を確保すべきである。

②法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

地方自治体においては、財源確保のため、標準税率を超えた率で課税する超過課税や条例による独自課税を導入しているところがあるが、その内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。

新たな税負担を民間に求める場合、まず、行政において人件費を含めて徹底的に歳出削減をしたうえで、納税者となる住民や事業所等に対し、自治体の財政状況や当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。ましてや、十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税するようなことは行うべきではない。

3. 経済社会の変化への対応

(1) 消費拡大に資する税制措置

わが国経済を早期に浮揚させ、持続的な内需拡大を図るためには、GDP（国内総生産）の6割を占める個人消費の拡大に資する税制措置を講じるべきである。

①高齢者層の個人金融資産を、若年・中堅層へ早期に移転させ消費拡大を図る観点から、以下の措置を講じられたい。

(ア) 贈与税の基礎控除額（現行：年間110万円）を、時限的に引き上げること。

(イ) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件（現行：65歳以上）を、「60歳」に引き下げること。

②少子化対策等の観点から、子育て世代の経済的負担を軽減する給付面での政策が検討されている中、中低所得層の所得を増やし個人消費の拡大につなげる支援策として、「給付付き税額控除」の導入は検討に値する。導入にあたっては、政策目標・対象の明確化、税と社会保障の執行体制の整備や現行制度との整合性の問題、番号制度の必要性等の様々な課題について、十分に検討されたい。

(2) 大規模地震対策の促進

近年、わが国において、大規模な地震が頻発しており、日頃の地震対策が大変、重要であることを再認識する必要がある。現在、耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物（多数の者が利用する3階かつ1,000平米以上等の建築物）の耐震改修を行った場合には、その工事に伴って取得等をする建物部

分について、10%の特別償却ができる措置が講じられているが、特定建築物以外については対象外となっている。このため、耐震改修のより一層の促進や景気浮揚の観点から、以下の措置を講じられたい。

①特定建築物の特別償却率（現行：10%）について、適用期限を延長すること。

②特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、耐震改修や耐震対策のための建替えを行った場合、その工事に伴って取得等をする建物部分を特別償却の対象としつつ、特別償却率を時限的に100%等とするなど、思い切った措置を講じること。

（3）「会計の国際化」からの影響回避

本年6月、企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」において、2012年を目途に上場企業の連結財務諸表に国際会計基準を強制適用するかどうかを判断し、早くて2015年にも強制適用することや2010年から任意適用を認めることが示された。

上場企業の連結財務諸表に国際会計基準が適用されることになると、中小企業など非上場企業等も利用する個別財務諸表の会計基準の取り扱いが次の課題となるが、引き続きコンバージェンス（会計基準の収斂）を続け国際会計基準に近付けていく「連結先行方式」のままとするのか、それとも欧州諸国と同様、各国の商慣行の実態を踏まえたその国独自の基準を作成する「連結・個別分離方式」とするのかなどが論点となってくる。

今後、会計の国際化（コンバージェンスや国際会計基準の適用）が続くと、中小企業を中心とした非上場企業にも影響が及ぶこととなるうえに、税制に馴染まない会計基準の見直しが行われ、税と会計の調整が困難となるケースも想定される。

そもそも、非上場企業は、海外からの資金調達の必要性が乏しく、利害関係者は国内の株主、債権者、取引先など限定的であることなどから、コンバージェンスの名のもとに、非上場企業まで「会計の国際化」の影響を及ぼすことには問題がある。

このため、「税と会計の関係」については、これまでの「確定決算主義」や「税会調整方式」を維持したうえで、欧州諸国と同様に、会計基準を「連結財務諸表」と「個別財務諸表」とに分離し、課税の基礎となる「個別財務諸表」はわが国のこれまでの商慣行等の実態を踏まえ、わが国独自の制度を策定されたい。

（4）公平・公正・効率的な納税環境等の整備

①中小企業の事務負担軽減措置の創設、簡素な税制と必要最小限の事務負担

申告納税方式を採用しているわが国では、納税者は納税のため多大な事務負担が課せられている。特に、人的資源に乏しい中小企業においては、大企業と比較し、納税事務負担のウェイトは高く、生産性向上の阻害要因となっている。

（ア）納税事務負担を軽減し本業に専念できるよう、納税協力費用相当分の税額控除制度の創設、提出書類の免除・簡素化等、中小企業の負担軽減を図られたい。

（イ）税制は簡素であるという基本原則から離れ、例えば、特殊支配同族会社の役員給与損金算入制限措置に関する所得計算など、複雑かつ煩雑な事務が増えている。このため、税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税者の事務負担や事務コストを最小限にすべきである。

②国税・地方税・社会保険料・雇用保険料の徴収一元化

わが国の国税・地方税・社会保険料・雇用保険料の徴収は、国税庁、地方自治体、社会保険庁、労働局等の各徴収機関によって行われているが、課税ベースの多くが重複しているわが国の状況を鑑みると、一元化徴収を進めている諸外国と比べて、納税者側・徴収側にとって双方に余計なコストがかかっている。

納税者側の事務負担軽減および徴収側の徴収コスト削減・効率化の観点から、まずは、国と地方において、課税ベースが重複している税目（法人税・地方法人二税、個人所得税・個人住民税）等の徴収機関窓口の統一を図り、最終的には国税、地方税、社会保険料、雇用保険料の全てについて、徴収体制の一元化を進めるべきである。

③納税者番号制度の早期導入

納税者番号制度は、所得の捕捉による納税の公平化、税務行政の効率化や「給付付き税額控除制度」の導入の観点から、社会保障に関する番号制度との一元化も含めて、早期に導入を検討すべき時期にきている。

ただし、導入を検討する際は、情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じ、円滑な導入を目指すべきである。

④利子税・延滞税の軽減

利子税の税率は、特例基準割合で 4.5%、延滞税は、2 カ月を経過する日まで特例基準割合の 4.5% が適用され、2 カ月経過後は 14.6% となっている。14.6% という税率は、昭和 37 年に制定された国税通則法に規定されたものであるが、当時の公定歩合は 6.57%、平均貸出金利は 8~9% 程度であり、14.6% は相応の罰則負担であったといえる。

しかし、昨今の金利情勢に照らして余りにも高利率であり、資金繰りに余裕のない中小企業に対し過酷な負担を強いているため、以下の対応を講じるべきである。

- (ア) 利子税は延納期間の約定利息、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。
- (イ) 延滞税の軽減割合の適用期間（現行：2 カ月）を拡大すべきである。
- (ウ) 予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

⑤不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく本業に人員を充てたい中、経理担当の従業員をわざわざ雇い、従業員の給与所得の源泉徴収事務など行政の納税事務に協力している。源泉所得税の納付期限は翌月の 10 日と極めて短期間に設定され、特に年末調整の際は多忙を極め、必死になって納税事務を行っている状況にある。このような中、源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の 10% が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対応を講じるべきである。

- (ア) 源泉所得税の納付期限（現行：翌月 10 日）を、「翌月 20 日」にすること。
- (イ) 不納付加算税を、軽減すること。

⑥消費税と個別消費税等との二重課税の解消

消費税は、個別消費税（揮発油税、自動車取得税、酒税等）や印紙税等との二重課税となっており、

石油製品や自動車関連等の特定の業界や消費者に税負担が偏っていることから、公平性を欠いている。

このため、消費税と個別消費税等との二重課税は、早期に解消すべきである。

(ア) 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）

(イ) 自動車に課せられる税（自動車取得税）

(ウ) 嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）

(エ) その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税、法人事業税の外形標準課税）

⑦国と地方における企業会計並みの情報開示の徹底

国・地方自治体は、負債ばかり強調せず、資産も含め、一般会計・特別会計双方とも、企業会計並みの情報開示を迅速に実施すべきである。その際、企業と同様、会計監査を受けたうえで、納税者である国民や住民、事業者の理解を得ることが必要不可欠である。

(5) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組んでいる商工会議所など特別法に基づいて設立された特に公益性の高い非営利法人については、その公益的な活動をさらに促進するために、特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるなど寄附金制度を拡充すべきである。

I. 要望項目

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (3) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (4) 金融所得課税の一元化（損益通算の対象に非上場株式を含む）を推進すること。
- (5) 少額の上場株式等投資のための非課税制度の法制上の措置を実現すること。
- (6) 源泉所得税の納期の特例について、承認を受けた日の属する月以降に適用されるため、申請月から適用可能とすること。

2. 法人税関係

- (1) 留保金課税については、中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業については適用除外とするなど経過措置を講じながら、廃止すること。
- (2) 鉱業所得の課税の特例制度（減耗控除制度）について、見直したうえで適用期限を延長すること。
- (3) 海外投資等損失準備金制度について、適用期限を延長すること。
- (4) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (5) 認定中心市街地内の優良賃貸住宅の建設に係る特例措置を延長すること。

- (6) 火災共済協同組合等に係る異常危険準備金について、共済掛金の損金算入の特例措置を延長すること。

3. 所得税・法人税共通関係

- (1) 平成 10 年 4 月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにすること。
- (2) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を、法令で明確に規定すること。
- (3) 「民間が担う公共」への資金面での支援を促す観点から、寄附金控除限度額の大幅な引き上げや適用下限額の撤廃など、寄附金税制のさらなる充実を図ること。
- (4) 中小企業等が排出する機密書類を再生紙としてリサイクルする「エコマーカ事業」について、紙の焼却を行わないことによる二酸化炭素の排出削減と紙リサイクルの推進の観点から、本事業の利用促進に資する税制措置を講じること。

4. 相続税・贈与税

- (1) 相続時精算課税制度における相続税の計算は、贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう見直すこと。
- (2) 相続時精算課税制度の適用を受ける宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を受けられるようにすること。
- (3) 相続時における生命保険金および死亡退職金の非課税限度額を引き上げること。

5. 消費税関係

- (1) 請求書等の内容を補う記載がある帳簿は、消費税の仕入税額控除を適用できる帳簿とみなすこと。
- (2) 滞納防止の観点から、前事業年度の消費税額が 60 万円以下の事業者でも、自ら希望する場合は中間申告ができ、その回数も任意に選択できるよう制度を改めること。
- (3) 納税者の利便性を図る観点から、消費税においても 1 カ月間の申告期限の延長制度を創設すること。

6. 地方税関係

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。少なくとも、外形標準課税の資本割の課税標準の特例措置を恒久化すること。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (4) 阪神・淡路大震災による被災代替家屋等に係る特例措置の適用期限を延長すること。
- (5) 防災街区整備事業に係る防災施設建築物の特例措置の適用期限を延長すること。
- (6) 地方税について、欠損金の繰戻し還付制度の創設を検討すること。
- (7) 個人事業税の事業主控除額（現行：290 万円）を引き上げること。
- (8) 個人住民税の各種所得控除額を所得税の所得控除額と同額まで引き上げること。
- (9) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人

に対し、資本金等の金額から無償減資の額を控除する措置を講ずること。

7. その他

- (1) 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置を講ずること。

8. 納税環境整備関係

- (1) 税制改正に関し、税制改正内容を広く一般に公開し、納税者の意見を反映させる仕組みを導入すること。
- (2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図ること。
- (3) 更正の請求をすることができる期間を5年とすること。
- (4) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (5) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署において受け付けること。
- (6) 苦情処理機関の中立性の確保・整備のため、以下の措置を講じること。
 - ① 審判官の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高めること。
 - ② 取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大すること。
- (7) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化、税務職員の削減に向けて、順次、以下の取り組みを行うこと。
 - ① e-tax（国税）と eLTax（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設する。
 - ② 上記①が実現するまでの間、以下の装置を講じる。
 - (ア) e-tax（国税）について、税額控除額（現行：5,000円）を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。
 - (イ) eLTax（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設する。
 - ③ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
 - ④ 国や都道府県や市町村毎に行っている書類等の提出や納付窓口等について、本社や本店所在地のある自治体において、手続きを一元化できるようにすること。
 - ⑤ 固定資産税の償却資産の申告期限を各社の法人税申告期限と統一すること。
 - ⑥ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
 - ⑦ 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。
 - ⑧ 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。
 - ⑨ 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。
 - ⑩ 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。
 - ⑪ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長可能とすること。

以 上

グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、断固反対

本年 7 月に公表された「資本に係る取引等に係る税制についての論点」において、親会社およびその 100%子会社をグループと捉え一体的に税制措置を講じる「グループ法人税制」（仮称）が提示されている。具体的な個別制度として、この税制の中に、（i）所得通算を行う選択制の「連結納税制度」（平成 14 年度改正で導入）と、（ii）所得通算を行わない「グループ法人単体課税制度（仮称）」（本論点で創設を提示。強制適用）が盛り込まれた。さらに、同論点には、連結納税制度の見直しの方向性ととも
にグループ法人単体課税制度の方向性（※）が示された。

※グループ企業間（原則、親会社およびその 100%子会社）の所得通算は行わず、所得に関しては現行の単体企業毎の納税方式を維持する一方で、グループ企業間の取引については、連結納税制度と同様に、1,000 万円以上の資産の譲渡取引の譲渡損益の繰り延べや受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止等を講じる。親会社が資本金 1 億円超の場合は、子会社の中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）が不適用となる。

※「受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止」とは、金融機関等からの借入れによって取得した子会社株式に係る支払利子分を益金としないこと。その分、課税所得が減る。

グループ法人税制をわざわざ新たに導入するのであれば、中小・中堅企業の活力を強化し経済の成長・発展に資するものでなければならない。

グループ法人税制は、「グループ法人の一体的運営」が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を行うために編み出された手法であるとされている。この「グループ法人の一体的運営の進展」の根拠については、同論点において、大企業や中小企業の実例が紹介されているだけで、統計データ等の定量的な根拠が示されているわけではない。

大企業の実例によれば、①単一事業者内における事業部門と同様にグループ本社が事業管理を集中的に行う場合から、子会社に対してその事業運営の独立性を一定程度許容しつつ、グループ本社が事業間のシナジー効果の実現や重複の排除、経営資源の会社間の再分配といった資本の一体性を生かした全体戦略を行う場合、②最近では、単なる分社化ではなく、関連会社を 100%子会社化してグループ経営を強化する企業が増大しており、各会社の独立性を生かしながら、グループ統合のメリットを最大限に追求する傾向が顕著となっていることが紹介されている。

中小企業の実例によると、①新規事業の展開、②取引先等他社の要請への対応、③事業承継の円滑化、④事業責任の明確化のための事業部門の分社化等の目的から、事業運営の独立性については程度の差があるが、100%子会社の設立・取得が行われていることが紹介されている。

以上のとおり、「大企業」と「中小・中堅企業」においては、グループ経営の目的・戦略や方法、近年の傾向等において事情が大きく異なるため、グループ法人税制の導入を検討する際は、安易に一律に適用するのではなく、それぞれの企業規模の実態に即した制度とすべきである。

一方、親会社およびその 100%子会社を一つのグループとして捉える新たな課税制度である「グループ法人単体課税制度（仮称）」には、受取配当の益金不算入制度における負債利子控除制度の廃止など評

価すべき項目があるものの、親会社およびその 100%子会社は「強制的」にグループ法人単体課税制度の適用を受けるとともに、親会社が資本金 1 億円超の場合は、子会社の中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）が「不適用」となるような記述がなされており、中小・中堅企業の経営基盤を損ねかねない制度になることが想定されている。

このため、グループ法人単体課税制度の導入によって、中小・中堅企業に対する課税強化が決して行われることがないように、下記の対応を強く望む。

記

1. 親会社が中小・中堅規模（資本金 10 億円以下）の企業の場合は、断固「選択制」とすべき

中小・中堅企業は、グループ経営の目的・戦略や方法、近年の傾向等において、大企業と事情が大きく異なり、グループ全体をあたかも一企業のように捉え、資本の一体性を生かした全体戦略によりグループ経営を行ったり、近年、関連会社を 100%子会社化したりしているような状況にはない。

また、大企業は連結決算を行っているケースが多くグループ全体の視点での経営が行われているが、中小・中堅企業においては連結決算を行っているケースがほとんどなくグループ全体の視点での経営が行われている状況にはない。

さらに、親会社およびその 100%子会社を一つのグループとして所得通算を行い、「連結親会社がグループ全体の納税義務者」となって納税を行う強固なつながりである「連結納税制度」では「選択制」となっている中、親会社およびその 100%子会社をグループとして見立てるものの、所得通算までは行わず、それぞれが納税義務者のまま存在し、単にグループ内の資産移転を円滑にするという緩いつながりである「グループ法人単体課税制度（仮称）」が「強制適用」となるのは、著しくバランスを欠いており、到底、納税者の納得を得られるものではない。

以上のとおり、中小・中堅企業と大企業ではグループの事情が異なることや、「グループ法人単体課税制度（仮称）」が「連結納税制度」より厳しい適用となるのは不相当であることから、親会社が中小・中堅規模（資本金 10 億円以下）の企業の場合は、「グループ法人単体課税制度（仮称）」を、断固「選択制」とすべきである。

2. 親会社が中堅規模（資本金 1 億円超 10 億円以下）の企業の場合は、子会社の中小特例を、断固維持すべき

中小・中堅企業は、大企業と事情が大きく異なり、グループ全体をあたかも一企業のように捉え資本の一体性を生かした全体戦略によりグループ経営を行っている状況にはなく、それぞれが事業運営の独立性を維持しながら経営を行っている状況にある。

このため、親会社と子会社との間で、資産の譲渡取引や現物配当、寄附金、受取配当などが行われているケースは稀であり、子会社は自社の存続・発展に向けて必死になって事業運営にあたっている状況にある。

一方、親会社が中堅規模（資本金 1 億円超 10 億円以下）の企業の場合は、資本金 1 億円以下の子会社の中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）の不適用は、子会社の財務基盤を徒に毀損し、投資や販路拡大、さらには雇用に抑制的に作用することとなり、地域経済の活性化やわが国の経済発展に大きな障害となる。

したがって、親会社が中堅規模（資本金 1 億円超 10 億円以下）の企業の場合は、子会社の中小特例は、断固維持すべきである。

以 上

別紙 2

平成 22 年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代だけにとどまらず、従業員やその家族の生活、取引先の経営や顧客の利便性、さらには地域社会にも多大な影響を及ぼす重要な課題である。

商工会議所は昭和 39 年以来、「包括的な事業承継税制の確立」の実現に向けて粘り強く要望活動を展開し、その結果、これまで事業承継の円滑化に向けた累次の税制措置等が講じられてきた。さらに、平成 21 年度税制改正において、経営資源としての株式の分散を防止し安定的な事業継続を確保するために「産業政策の見地」から、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」の制定（平成 20 年 5 月成立。同年 10 月施行）を踏まえ、親族内承継について、非上場株式に係る相続税の納税猶予制度（平成 20 年 10 月以降の相続に適用）および非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度（平成 21 年 4 月以降の生前贈与に適用）が創設されたことは、事業承継税制の歴史上、極めて画期的なことである。

一方、時代の変遷や経営環境の構造変化の中で、中小企業は事業の継続や雇用の確保のために、常に事業内容や経営体制を環境に対応させており、事業承継についても時代変化に適合することが迫られている。

少子高齢化や経営の高度化・専門化が進展する中で、親族内に適切な後継者がいない等の理由により、親族以外の者を後継者とする事業承継が増加し、全体の 4 割を占めるまでに至っているほか、分散した株式の集中化への支援等が求められており、地域の雇用確保や経済活力の維持の観点から安定的な事業継続の確保に向け、こうした新しい課題に対する事業承継税制措置の策定が急務となってきている。

長年の要望により実現した事業承継税制は、本格的に活用される時代に入ったが、全国の中小企業において事業承継税制が円滑かつ確実に運用されるためには、随時、時代に適応した使いやすい制度としていくことが不可欠である。

以上を踏まえ、平成 22 年度税制改正にあたり、事業承継の円滑化に向けた支援策が拡充されるよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

1. 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

平成 21 年度税制改正において、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されたことは、極めて大きな前進である。今後、以下の項目に加え、制度の利用・運用状況等を踏まえ、より円滑に活用されるよう必要に応じ制度の充実化を図らきたい。

(1) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継手段の選択肢を増やす観点から、納税猶予制度の適用対象に株式の信託を活用した場合を含められたい。

(2) 既に一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式の納税猶予制度の適用化

(ア) 自社株式に係る相続税の 10%減額特例の廃止に伴い、同特例を受けるために相続時精算課税制度により生前贈与された株式、(イ) 株式に係る相続時精算課税制度の特例の廃止に伴い、同特例により生前贈与された株式については、納税猶予制度施行に伴う経過措置として相続税の納税猶予制度の対象株式として認められたのは格別の配慮であるが、上記(ア)(イ)を活用しないで一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式は、相続税の納税猶予制度の対象になっていない。

しかしながら、納税猶予制度の創設以前については、上記(ア)(イ)と小規模宅地特例とが部分併用であるという制度的な問題により、上記(ア)(イ)を活用できなかったものであることから、救済措置として、既に一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式を相続税の納税猶予制度の適用対象に含められたい。

(3) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引き下げ

贈与税の納税猶予制度の適用対象とならない株式については、相続時精算課税制度を活用することにより円滑に生前贈与することができるが、贈与者の年齢要件（現行：65 歳以上）がネックとなって同制度を活用できないという指摘がある。

このため、経営承継法が政策目的としている早期かつ計画的な事業承継を支援する観点から、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件を 60 歳まで引き下げられたい。

2. 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設

親族以外の役員・従業員等を後継者とする事業承継の円滑化を図るため、以下の措置を創設されたい。

(1) 同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大

現行の非上場株式の評価は、同族関係者の範囲と議決権の割合により株主を区分し、原則的評価方式（純資産価額方式、類似業種比準方式）と特例的評価方式（配当還元方式）で評価することとしている。同族株主の判定基準において、特例的評価方式の適用範囲は狭く、多くの場合で原則的評価方式により評価されることとなり、評価額が相当、高くなってしまう。

先代経営者から親族以外の後継者へ自社株式が承継される際、事業継続の安定化を図るために後継者が過半数の株式取得を目指すという原則的評価方式での評価となるため、後継者は過半数の株式を取得することが非常に困難となり、経営が不安定化するという指摘がある。

経営承継法では、安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図ることが政策目的とされ、経済産業大臣認定の際、相続人と同族関係者で 50%超の議決権割合を保有することを要件としていることから、親族以外の後継者の円滑な株式取得を強力に支援するため、同族株主判定の際の議決権割合（現行：原則、30%以上）を「50%」に引き上げることをはじめとして特例的評価方式（配当還元方式）の適用範囲を、早急に拡大すべきである。

(2) 低額譲渡の際の贈与税の減免

親族以外の後継者への円滑な自社株式の承継のため、先代経営者が親族以外の後継者に対し、自社株式を財産評価基本通達の評価額より相当程度低い金額で譲渡すると、評価額と譲渡価額との差額に対し贈与税が課されることとなり、親族以外の後継者への事業承継の妨げとなることがあるため、同贈与税の減免を図られたい。

3. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

商法上、株式会社の発起人が7人以上、必要とされた時代においては、株式を実質的な創業者以外の他の発起人が保有しており、株式が分散している会社も多い。その際、他の発起人は、株式を費用負担なし（名義株）もしくは額面負担により保有していた場合が多いと推定される。しかし、今般、制度化された「非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」の活用等のために当該非上場株式を買い戻そうとした時に、その株式が非常に高く評価されるため買い戻しが極めて困難なケースがある。さらに、株主の相続等により株式が分散している会社においても同様の課題を抱えており、経営の安定や事業の継続が損なわれる事態が起きかねない。

経営承継法では、安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図ることが政策目的とされていることから、同納税猶予制度の円滑な活用等のために、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めることなどによって、分散した株式の集中化を支援する措置を創設されたい。

4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

取引相場のない株式の評価は、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。今般、創設された「非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」は画期的な制度であるが、同制度の施行後といえども、親族間等で分散した株式の後継者による買い戻しなど、過大な株式評価が大きな支障となる。また、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）においては、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されたところである。

以上を踏まえ、円滑な事業承継を加速する観点から、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直されたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

I. 重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 中小企業等の経営基盤強化に資する税制

① 中小企業等の活力強化に向けた租税特別措置の見直し

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】1. (1) 参照。

②中小企業の財務基盤強化に資する税制措置

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】1. (1) 参照。

③ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の創設・拡充

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】1. (2) 参照。

④欠損金制度の拡充

実現せず。

⑤役員給与の損金算入制度の見直し

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】1. (4) 参照。

⑥交際費の全額損金算入

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】1. (3) 参照。

⑦海外展開に資する税制措置

・外国子会社合算税制等の見直し

著しく低い租税負担割合の基準（トリガー税率）を 25%以下から 20%以下に引き下げるとともに、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接および間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を 5%以上から 10%以上に引き上げ。

・移転価格税制の見直し

独立企業間価格の算定および検証にあたり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等を運用において明確化。

⑧経営力向上に向けた中小企業特例の創設

→実現せず

⑨小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度に係る税制措置

・小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、次の措置を講じる。

イ 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。

ロ 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等については、公的年金等控除を適用し、
一 一括払いの共済金等については退職手当等とみなす。

・中小企業倒産防止共済法の改正により、対象となる掛金が見直された。

⑩事業再生・再編を支援する税制措置

・登録免許税の税率の軽減措置の延長

産業活力の再生および産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率が適用される資本金の額の上限を 3,000 億円までの部分としたうえ、適用期限を 2 年延長。

・法人事業税の資本割の課税標準について、無償減資等の金額を資本金等の額から控除するとともに、無償増資等の金額を資本金等の額に加算。

⑪印紙税の廃止

実現せず

(2) 事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充

①非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】2. (1) 参照。

※「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日）において、「非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、現行の事業承継税制の定着を図る中で、その利用状況や、信託を利用した事業承継の実態および税制上の措置の必要性等を踏まえ、引き続き検討を行う」とされた。

②親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設

実現せず

③分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

実現せず

④取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

実現せず

⑤相続税

※「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日）において、「今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成 23 年度改正を目指す」とこととされた。

(3) 環境対策（地球温暖化対策等）の促進

①国内クレジット取得費用の全額損金算入

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【4】I 1.（3）参照。

②中小企業の省エネ対策と、省エネ・新エネの技術開発の促進

(ア)「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 2 月 22 日閣議決定）において「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等の見直しを行います（所得税についても同様とします）」とされた。

(イ) 実現せず。

③業務・家庭部門における対策の推進

実現せず。

④自動車グリーン税制の制度延長・拡充

「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 2 月 22 日閣議決定）において以下のとおりとされた。

・自動車税

自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、軽減対象の見直しを行った上、2 年延長。

イ 環境負荷の小さい自動車

平成 22 年度及び平成 23 年度に新車新規登録された平成 17 年ガソリン車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車、平成 22 年度ガソリン車燃費基準値（ディーゼル車にあっては平成 17 年度ディーゼル車燃費基準値）より 25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率を概ね 100 分の 50 軽減。

ロ 環境負荷の大きい自動車

平成 22 年度及び平成 23 年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。）について、その翌年度から次の特例措置を講じる。

(イ) ディーゼル車で新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課。

(ロ) ガソリン車又は L P G 車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課。

・自動車取得税

平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限る。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成 22 年 8 月 31 日まで延長。

⑤新エネルギー等の利用促進

実現せず。

⑥「環境」を名目にした新たな税負担増の反対

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【4】I 2. 参照。

(4) 雇用を促進する税制措置等

①雇用促進を支援する税制措置等

実現せず

②最適な企業年金制度・退職金制度を構築しやすい環境の整備

・確定拠出年金制度について、次の措置を講じる。

イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とする。

ロ 中途引き出し要件の緩和および資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用。

③特定退職金共済制度の拡充

実現せず

(5) グループ法人税制

①グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、断固反対

・連結法人間取引の損益の調整制度改組、適格事後設立制度の廃止

(イ) 連結法人間取引の損益の調整制度を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上。これに伴い、適格事後設立制度を廃止。

(ロ) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外。

ロ 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とする。

ハ 100%グループ内の法人間の資本関連取引

(イ) 100%グループ内の内国法人間の現物配当について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じる。この場合、源泉徴収等を行わない。

(ロ) 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しない。

(ハ) 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益

を計上しない。

(ニ) いわゆる無対価組織再編成について、その処理の方法等を明確化。

ニ 中小企業向け特例措置の大法人の 100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が 5 億円以上の法人又は相互会社等の 100%子法人には適用しない。

(イ) 軽減税率

(ロ) 特定同族会社の特別税率の不適用

(ハ) 貸倒引当金の法定繰入率

(ニ) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

(ホ) 欠損金の繰戻しによる還付制度

②連結納税制度の見直し

・連結納税制度の拡充

連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加。

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直し

①土地に係る固定資産税の負担軽減等

実現せず

②建物に係る固定資産税の抜本的な見直し

実現せず

③償却資産に係る固定資産税の廃止

実現せず

④不動産流動化促進のための税制措置

実現せず

(2) 住宅税制の充実・延長

①居住用財産の売却・買換えに伴う譲渡損失繰越控除制度の延長。

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長。

②特定の居住用財産の買換え特例の延長。

・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長。

・特定の居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が 2 億円以下であることの要件を追加したうえ、その適用期限を 2 年延長。

③相続時精算課税制度における住宅取得資金贈与に係る特例（現行：1000 万円の非課税枠の上乗せ）の延長。

・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じる。

イ 非課税限度額（現行 500 万円）を次のように引き上げ。

(イ) 平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円

(ロ) 平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

ロ 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定。

ハ 適用期限を平成 23 年 12 月 31 日（現行 平成 22 年 12 月 31 日）までとする。

・住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行 1,000 万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を 2 年延長。

④既存住宅の簡易なリフォームについて、上記③の特例や住宅取得等資金の贈与税の特例を適用できるようにすること。

実現せず

⑤子が親等の住宅をリフォームする場合の所得税の特例を適用できるようにすること。

実現せず

⑥環境に配慮した省エネ住宅の普及を加速するため、省エネ住宅リフォーム投資型減税を一層、拡充すること。

実現せず

⑦住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長。

実現せず

⑧新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長。

・新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後 1 年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を 2 年延長。

⑨既存住宅の改修に係る固定資産税の特例の延長・拡充。

・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後 1 年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を 3 年延長。

・バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後 1 年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を 3 年延長。

⑩長期優良住宅に係る特例の延長。

・特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を 2 年延長。

・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後 1 年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を 2 年延長。

⑪耐久性、省エネ性能等が確保された良質な民間賃貸住宅に係る特例の創設。

・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長。

(3) 観光促進や中心市街地等の活性化のための税制措置

①国内観光旅行税制（仮称）を創設と観光地の形成の促進に資する特例の延長

実現せず

②エコ・コンパクトシティ形成促進税制（仮称）の創設

実現せず

③事業用の借地期間に比べ建物の償却期間が長い場合の建物の償却期間の短縮

実現せず

④団体やNPO法人等について、特定公益増進法人並みの寄附金優遇

※「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日）において、「市民公益税制に係るプロジェクト・チーム（PT）を設置し、平成 22 年 4 月末を目途に成果を得るよう改革に向けた検討を進める」こととされた。

⑤地域の活性化のための行事や活動への協賛金等について、全額損金算入できるような措置を講じられたい。

実現せず

(4) 事業所税の廃止

実現せず

(5) 国と地方のあり方と税制

①国庫補助負担金改革と税源移譲

実現せず

②法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

実現せず

3. 経済社会の変化への対応

(1) 消費拡大に資する税制措置

・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じる。

イ 非課税限度額（現行 500 万円）を次のように引き上げ。

(イ) 平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円

(ロ) 平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

ロ 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定。

ハ 適用期限を平成 23 年 12 月 31 日（現行 平成 22 年 12 月 31 日）までとする。

・住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行 1,000 万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を 2 年延長。

(2) 大規模地震対策の促進

実現せず

(3) 「会計の国際化」からの影響回避

※「個別財務諸表」の取り扱いについて、「企業財務委員会」（経済産業省）、「中小企業の会計に関する研究会」（中小企業庁）、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（日本商工会議所、日本経済団体連合会、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業財務委員会等）等において、検討中。

(4) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

①中小企業の事務負担軽減措置の創設、簡素な税制と必要最小限の事務負担

実現せず

②国税・地方税・社会保険料・雇用保険料の徴収一元化

※「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日）において、「日本年金機構（2010 年 1 月に社会保険庁より改組）を廃止し、その機能を国税庁に統合、歳入庁を設置する方向で検討する」こととされた。

③納税者番号制度の早期導入

※「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日）において、「社会保障・税共通の番号制度の導入を進める」こととされた。

④利子税・延滞税の軽減

実現せず

⑤不納付加算税の軽減

実現せず

⑥消費税と個別消費税等との二重課税の解消

実現せず

⑦国と地方における企業会計並みの情報開示の徹底

実現せず

(5) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

実現せず

Ⅱ. 要望項目

1. 所得税関係

※「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日）において、「金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成 23 年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する」とされた。

・金融証券税制の創設

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

2. 法人税関係

・探鉱準備金制度又は海外探鉱準備金制度の適用期限を 3 年延長（所得税についても同様）。

・海外投資等損失準備金制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長。

イ 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を 90%（現行 100%）に引き下げ。

ロ 資源開発事業等の対象となる資源から石炭及び木材を除外。

3. 所得税・法人税共通関係

・保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長。

イ 火災共済に係る準備金積立率を 2%（現行 2.5%）に引き下げ。

ロ 火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行う。

（イ）特例積立率を 4%（現行火災保険等については 4%、火災共済については 5%）とする。

・所得税の寄付金控除の適用下限額を現行 5 千円から 2 千円に引き下げ。

4. 相続税・贈与税

実現せず

5. 消費税関係

実現せず

6. 地方税関係

・法人事業税の資本割の課税標準について、無償減資等の金額を資本金等の額から控除するとともに、

無償増資等の金額を資本金等の額に加算する措置を地方税法本則において講じる。

7. その他

実現せず

8. 納税環境整備関係

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】4. 参照。

※「平成 22 年度税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 22 日）において、「国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮称）」を早急に制定する」「納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直す」とされた。

別紙 1

グループ法人単体課税制度導入による中小・中堅企業への課税強化には、断固反対

1. 親会社が中小・中堅規模の企業の場合は、断固「選択制」とすべき

実現せず

2. 親会社が中堅規模の企業の場合は、子会社の中小特例を、断固維持すべき

実現せず

別紙 2

平成 22 年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望

1. 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

→「7. 平成 22 年度中小企業等関係施策に関する要望」【5】2.（1）参照。

2. 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設

実現せず

3. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

実現せず

4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

実現せず

10. 中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引き上げについて（要望）

平成 21 年 11 月 20 日
日本商工会議所
会頭 岡村 正
全国中小企業団体中央会
会長 鶴田 欣也
全国商工会連合会
会長 石澤 義文

わが国経済は、昨年度後半からの急激かつ大幅な悪化から持ち直しつつあるものの、中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、雇用労働者の賃金水準も過去に例をみないほど大幅に落ち込んでいる。また、今秋の新型インフルエンザの流行等により、医療費の支出は予想をはるかに上回る見通しとなっている。

昨年 10 月に発足した中小企業向け健康保険制度（全国健康保険協会）は、現在 3500 万人の被保険者を擁し、保険料率 8.2% で運営されているが、こうした状況が続けば、来年度には 9.9% にまで引き上げざるを得ないとみられている。

しかしながら、企業収益や賃金水準が落ち込む中、保険料率の引き上げによる大幅な負担増は、中小企業の倒産や雇用の悪化等を招きかねず、到底容認することはできない。

現在、国庫補助率は健康保険法附則で定められた暫定的な補助率 13% であり、法律本則が定めた水準（16.4%～20%）よりも低く抑えられている。

全国健康保険協会の財政状況を一刻も早く改善し、安定した中小企業向け健康保険制度とするため、速やかに国庫補助の割合を法律本則の上限（20%）に引き上げられたい。

<提出先>

政府、省庁、政党等

<実現状況>

○平成 22 年度政府予算において、22 年度から 24 年度までの 3 年間、国庫補助率が 13% から 16.4% に引き上げられる等の措置が講じられた。また、これらの措置が盛り込まれた改正健康保険関連法が平成 22 年 5 月 12 日に可決成立した。

11. 日本ペルー経済関連協定に関する意見

平成 21 年 12 月 17 日
日 本 商 工 会 議 所
日本ペルー経済委員会

去る 11 月 10 日、ペルー共和国アラン・ガルシア大統領来日に合せて、日本ペルー投資協定の公文が交換された。これにより、本年 12 月 10 日に日本ペルー投資協定が発効し、既ペルー進出企業やこれからペルーへ投資を行う企業にとって、大きな朗報となった。2008 年 2 月に「日本・ペルー投資協定に関する意見」を提出した日本商工会議所と日本ペルー経済委員会では、来日されたガルシア大統領との懇談会を開催し、投資協定の公文交換に対して祝意を表するとともに、両国の経済関係強化に向けて、意見交換を行った。

懇談会では、ガルシア大統領自らが投資環境に関わる税務上の問題点解決に取り組む約束をするなど、日本からの投資拡大への期待が述べられるとともに、日本ペルー経済連携協定（EPA）の早期締結が望まれることが強調された。さらに、ガルシア大統領は、両国に租税協定が必要であると述べ、早期交渉開始への期待を示した。既に本年４月には中国ペルーFTAが締結され、韓国ペルーFTA、EUペルーFTAの締結も間近となっており、ここで日本ペルーEPAの締結が遅れることは、日本企業にとって大きな損失となる懸念がある。

ペルーでは世界金融危機の影響が軽微であったことから、来年は南米で最も高い経済成長率となることが、IMFにより予測されている。日本商工会議所と日本ペルー経済委員会では、ペルーとの経済関係強化に向けて、2008年11月に「日本ペルー経済連携協定（EPA）に関する意見」を提出、本年３月にはJETRO主催で実施された日本・ペルーEPA研究会の報告書が発表された。そこでは、ペルーの自動車市場が急速に拡大する中で、ペルーと他国とのFTA締結により関税が撤廃され、日本車に対してのみ関税が残ることは、日本メーカーが非常に不利になることが指摘されている。関税の問題の他には、税制等のビジネス環境整備、政府調達なども指摘があった。さらに、ガルシア大統領主導により、ペルーでは地上波デジタル放送の日本方式採用を本年４月に決定した。民生AV機器の関税撤廃についても期待される。

今回のガルシア大統領との懇談を経て、日本商工会議所と日本ペルー経済委員会では、両国の経済関係強化のため、関連する協定締結の重要性に対して、改めて認識を深めた。我々は、日本ペルー投資協定の発効を歓迎し、今後の投資環境改善小委員会の活動に期待するとともに、鉱業、農林水産業等のセンシティブな分野には配慮しつつ、双方にとってメリットのある日本ペルー経済連携協定（EPA）の早期締結を強く希望する。また、日本ペルー租税協定についても、早期交渉開始に向けて検討いただきたい。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

22年４月から日本ペルー経済連携協定の交渉が開始された。

12. 再生可能エネルギーの全量買取についての意見

平成21年12月22日

日本商工会議所

日本商工会議所は、地球温暖化の防止には、我が国の企業数の99.7%・従業員数の7割を占める中小企業の対策が急務であるとの認識のもと、昨年、環境行動計画を策定し、全国の515商工会議所を通じて温室効果ガス排出量の把握支援、環境マネジメントシステムの普及、国内クレジット制度の活用促進

等により、省エネ・温暖化対策を推進している。

中小企業においても、もはや地球温暖化対策に取り組むことは避けて通れない重要な経営課題との認識が広まりつつあり、省エネルギー行動の実践や省エネルギー設備の導入等、主体的な対策を進めているところである。

温暖化防止に係る施策については「環境と経済の両立」の視点が不可欠であり、本制度の導入を検討するに際しても、経営環境の厳しい中小企業に配慮するとともに、我が国経済の持続的な発展に向け、以下の点を踏まえ慎重に検討されたい。

なお、本意見書は中小企業需要者の立場から述べている。

1. 基本的な考え方

「再生可能エネルギーの全量買取制度」のあり方については、

①総合的な温暖化対策と将来的なエネルギー政策の中での位置づけの明確化

②国民負担の妥当性

③自立的普及拡大による温室効果ガスの削減と国内経済の活性化

の3つの視点から検討する必要がある。

現在、余剰電力の買取制度が始まったばかりであることを考えると、その影響・進捗を見極めたうえで、慎重な検討が必要であり、早急な導入は避けるべきと考える。再生可能エネルギーの固定価格買取制度の実施は、言わば社会コスト負担の増大を伴うものであり、このコスト負担がどの程度のものであるのか、公平性の視点からも、誰が、どの程度、負担していくのか、明確かつ具体的に提示したうえで、十分な議論を行う必要がある。

加えて、現在検討されている他の温暖化対策、すなわち排出量取引制度、地球温暖化対策税等と一体的に検討して整合性を図り、環境と経済の両立に向けた具体的な道筋を示すとともに、総合的な負担の実像を明らかにして国民的合意のもと対応を進めるべきである。

また、長期的なCO₂削減目標達成と、エネルギー自給率の低い我が国のエネルギー安全保障・安定供給の観点から、非化石エネルギーの導入拡大と化石エネルギーの高度利用のための総合的なエネルギー政策が必要。その中で、個々の再生可能エネルギーの導入量・それぞれにふさわしい技術革新と導入のあり方を示し、国民の理解を求めるべきである。

2. 買取対象（何を、どこまで対象とするか。）

事業用の再生可能エネルギーを対象に含めると、国民負担額の大幅増加が懸念されることから、対象外とすべきである。

普及拡大により製造コストが低減され、将来的に買取制度や補助金制度が廃止された後も自立的に普及拡大が見込めるような価格低減ポテンシャルを有する再生可能エネルギーや、国内産業の活性化に繋がる技術で、関連産業のすそ野が広く地域経済の活性化にも資する再生可能エネルギーの導入を優先すべきである。

価格低減ポテンシャルを有していないものの、技術力の維持・向上が求められる技術は、固定買取制度ではなく補助金・税制優遇による普及拡大を検討するなど、技術・普及速度等に応じたきめ細かい政策をとることが必要である。

3. 買取価格・買取期間（何を基準に決めるか。）

買取価格・期間については導入にインセンティブを持たせる事が出来る範囲にとどめるべきである。買取価格の逡減方式の導入等、国民の負担を最低限とする工夫が必要である。

4. 負担の在り方（何を考慮すべきか。）

本年 11 月から開始された太陽光発電の余剰電力買取制度について、設備を導入できない需要者が設置できる人のために費用負担することの不公平感が払拭されておらず、現行制度の内容について国民の理解と納得が得られているか不透明である。また、現行制度の様々な課題の検証が不可欠であるため、性急な導入は避け、国民各層の意見を十分に踏まえたうえで慎重に検討すべきである。

景気が低迷を続ける中、経営環境は悪化しており、中小企業の約 7 割は赤字となっている。経費削減は限界に達している一方、電気料金の増加分を製品・サービス価格に転嫁することは困難であることから現行制度であっても負担感は大きい。こうした課題を解決することなく、再生可能エネルギー全種・全量ということになれば経営基盤の脆弱な中小企業にとっては、企業経営に重大な影響を及ぼす恐れがあると懸念している。

本制度の導入にあたり、その対象範囲・費用やインフラの整備費用等の具体的な内容が明らかになっていないため、需要者の負担が現状では不明であり、内容を明確にした上で、十分な議論を行うべきである。

国民の理解・納得が得られるよう、現在検討中の地球温暖化対策税や排出量取引等他の地球温暖化対策による国民負担が全体でどの程度になるか、できるだけ早期に、かつ、具体的に示していただきたい。

地域により再生可能エネルギーの導入余地が異なるため、地域間の負担格差を生じさせない工夫が必要である。

中小企業の負担増を製品・サービス価格に転嫁できるような仕組みづくりが求められる。価格転嫁を可能とする新たな制度設計を検討するなど、中小企業に配慮した措置が必要である。

5. 環境価値等

グリーン電力証書は環境価値を自主的に取得する制度として活用が広がりつつある中、環境価値の概念が失われてしまってよいのか、検討が必要である。

以 上

<提出先>

経済産業省

<実現状況>

平成 22 年 3 月 31 日に、再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム（経済産業省）より、買取対象や買取期間の異なる 4 案が提示され、同年 5 月末日まで意見募集が行われた。

13. 「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」に対する意見

平成 21 年 12 月 28 日

日本商工会議所

1. 地球温暖化対策の基本法制定に対する基本的な考え

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出する全ての主体が、地球規模で積極的かつ継続的に取り組まねばならない課題であり、企業の規模を問わず、避けては通れない重要な経営課題の一つであると認識している。

我が国の中期目標については、今般の C O P 15 で鳩山総理が「全ての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の前提」であると改めて発言されたが、国際交渉の中でこの前提が明確に担保されていない中にあることは、「90 年比 25%削減」という国内目標を先行して地球温暖化対策の基本法に定めるべきではない。

また、温暖化防止に向けた国民各層の主体的な行動を促すために、どのような理念のもと、どのような手段で実行するのかしっかりと哲学を示すべきである。

理念を定めるに当たっては、「国際的に公平で実効性のある枠組みのもと」我が国が温暖化対策に取り組むということを明確にすべきである。

温暖化対策の諸制度の検討に当たっては、国内対策と森林吸収・海外クレジットの目標割合を明確化するとともに、地球温暖化対策税、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー固定価格買取制度等、様々な温暖化対策をどのように組み合わせ、いかにして環境と経済の両立を図りながら実効性を高めていくのか、まず、政策の哲学を明確にすべきである。

そのうえで具体的な削減の道筋を示し、対策の効果、経済社会に与える影響や負担の全容を明らかにして、国民各層の理解と合意を得ることが不可欠である。こうした手続きを経ることなく、まず導入ありきで諸制度について地球温暖化対策の基本法に定めることには賛同できない。

地球温暖化対策基本法案第三条の 7 においても、「地球温暖化対策は、経済の発展との調和及びエネルギーの安定供給の確保を図りつつ、行われなければならない」とされている。今後、地球温暖化対策の諸制度の検討に当たっては、この原則にもとづき、慎重に対応することが必要である。

以上のような認識にもとづき、「小沢環境大臣からのメッセージ」に対し、以下のとおり意見を申し上げます。

2. メッセージ前文について

(1) エコ社会の構築

小沢大臣は、「地球温暖化問題の解決のために文化や豊かさを犠牲にするのではなく、真に豊かな生活を実現しながら、温室効果ガスの排出を抑えられる社会、『エコ社会』を構築する」との考えを示されておられる。商工会議所は「環境と経済の両立」を主張しており、この考え方に賛同する。官民一体となり、技術革新のスピードを高めていくことで「エコ社会」の実現を図るべきである。

しかしながら「経済社会の有り様が根本的に変わった新しい日本を目指す」ことにおいては、具体的な「新しい日本」のイメージが不明であるが、急激な産業構造の転換が、中小企業・地域経済

に悪影響を及ぼすことがないように配慮が必要である。

(2) 我が国の中期目標

商工会議所は、我が国の中期目標については、「主要排出国の参加」、「国際的な公平性の確保」、「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」が大前提であると考えている。公平で実効性ある枠組みの中で世界の主要排出国が同等の義務を負うことなくわが国だけが厳しい目標を掲げることがあってはならない。

鳩山総理も「全ての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の前提」と言及しておられるが、是非ともその「前提」を明確化したうえで、今後の国際交渉でも堅持していただきたい。

「全ての主要排出国が『一つの枠組み』に参加すること」、「公平な尺度にもとづき、米国やEU等の先進国と公平性が担保されること」、「中国・インド等、より経済的に発展した途上国が責任と能力に応じた義務を果たすこと（測定・報告・検証義務の履行）」など、明確な「前提」の確保なく、国内の削減目標を先行して定めることのないよう望む。

3. 「私の考える政策の基本的な方向性」について

(1) キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の導入について

個別企業のCO₂排出量にキャップ（上限）を設定することは、企業活動に制限を加えることに他ならず、成長リスクを伴うこととなる。

また、公平なキャップの割当が極めて困難である一方、投機目的に作用する可能性があり、長期的な投資計画に影響が生じることが懸念される。

加えて、わが国の製造業はすでに省エネの努力を重ねて来ており、追加的な削減余地が小さいため、国内では十分なクレジットの発生が期待できず、海外からのクレジットの購入を余儀なくされ、その結果、国富の流出を招くことが懸念される他、エネルギー効率の低い途上国等へ生産拠点が移転することにより、地球レベルの温室効果ガス削減に悪影響を及ぼす恐れがある。

国内排出量取引制度の導入を検討するに当たっては、このような様々な懸念材料を払拭し、わが国にふさわしい制度設計が可能かどうかを見極めるため、現在行われている「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の結果を十分に踏まえ、慎重に行うべきである。

(2) 地球温暖化対策税の導入を含む税制のグリーン化について

デフレ経済の下、中小・零細企業は、低迷する売上、高止まりしている原材料価格、激しい価格競争等により、自助努力を越えた厳しい経営環境に追い込まれている。このような中、自社が使用するエネルギーの増税分や、取引先の価格転嫁による仕入れ単価の増加分を、価格転嫁することは非常に困難である。中小・零細企業は、大きな負担のしわ寄せを余儀なくされ、地域経済や雇用に多大な悪影響を与えるおそれがあるため、環境を名目に新たな「税負担増」を求めることには、反対である。

「地球温暖化対策税」は単独で検討するのではなく、税体系全体の中で、かつ、国内排出量取引制度や再生可能エネルギーの固定価格買取制度等、他の地球温暖化対策と一体的に検討されるべきである。その上で、国民・事業者の意見をよく聞きながら、その導入の是非等について慎重に議論がなされる必要がある。

環境省の案では、一世帯当たりの税負担額は示されているものの、実際に経済活動にどのような

影響が生じるのか、費用対効果がどの程度のものなのか、実像がわからない。広く国民や事業者に地球温暖化対策税の全体像を示し、意見をよく聞き、慎重に対応していただきたい。

むしろ、地球温暖化対策を推進するためには、環境技術開発のスピードを高めるような政策を優先させるべきである。

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入について

現在、太陽光発電の余剰電力の買取制度が始まったばかりであることを考えると、その影響や進捗を見極めたうえで、慎重な検討が必要であり、性急な導入は避けるべきと考える。再生可能エネルギーの固定価格買取制度の実施は、言わば社会負担コストの増大を伴うものであり、このコスト負担がどの程度のものなのか、公平性の観点からも、誰が、どの程度、負担していくのか、明確かつ具体的に提示したうえで、十分な議論を行う必要がある。加えて、現在検討されている他の経済的手法、すなわち排出量取引制度、地球温暖化対策税と一体的に検討し、総合的な負担のあり方について国民・企業の理解を得ることが必要である。

(4) 温室効果ガスの排出が少ない都市・地域構造の構築について

商工会議所は、多くの地域において、地方自治体や地域関係者との連携により、中心市街地活性化のみならず温暖化対策の観点からコンパクトなまちづくりに取り組んでいる。こうした活動に対する支援を強化されたい。

(5) 「チャレンジ 25」 国民運動の推進について

今後、ますます温暖化防止に向けた国民一人一人の高い自覚が求められる。これまで以上に地球温暖化対策への意識を喚起し、主体的な取り組みを促す必要がある。一方で、世界最高水準の低炭素社会をすでに実現しているわが国においては、国民の追加的な負担が必要となることへの理解を深める必要がある。可処分所得の減少や、雇用など経済社会に与える影響、家庭における省エネ機器への買い替えの必要性などについて、国民に十分に理解されることが求められる。

また「チャレンジ 25」という名称については、国際交渉を踏まえた我が国の最終的な中期目標の決定に合わせて定めるべきではないか。「90 年比 25%削減」という目標について、国民的なコンセンサスが得られているとは言えない中で、名称を独り歩きさせるべきではない。

日本商工会議所では、全国 515 商工会議所を通じ、中小企業に対し、省エネ対策の第一歩であるエネルギー使用量・CO₂排出量の把握支援、環境マネジメントシステムの普及、国内クレジット制度の活用促進等により省エネ・温暖化対策を推進するほか、従業員とその家族の環境への意識啓発に努めている。政府としても、国民への情報提供を一層充実させ、温暖化対策の実像と国民の責務について十分に理解を浸透させていただきたい。

(6) グリーン・イノベーションの推進について

環境・エネルギー産業に対する重点的な投資・育成や、最先端技術の開発への支援は、持続的成長の柱になるものであり、強力に進められたい。特に、日本の優れた環境技術は、世界をリードする 21 世紀の有望な成長産業である。また、これら有望成長産業に関連した新しい産業や市場の創出、中小企業の参入も大いに期待されており、重要政策として取り組まれたい。

(7) 今後の国際交渉の主導（「鳩山イニシアティブ」による途上国支援）について

今後のポスト議定書の国際交渉にあたっては、米国、中国、インドなどすべての主要国が参加する、真に公平で実効ある枠組みづくりに向け、リーダーシップを発揮するよう努力を継続していただきたい。また、「鳩山イニシアティブ」については、「全ての主要国による公平かつ実効性のある

枠組みの構築と意欲的な目標の合意」が途上国支援の前提でもあるという基本原則を貫いていただきたい。

以 上

<提出先>

環境省

<実現状況>

平成 22 年 3 月 12 日に法案（地球温暖化対策基本法案）が閣議決定され、平成 22 年通常国会に提出された（審議未了で閉会。同法案は廃案）。法案に意見が反映された主な個所は以下の通り。

（１）基本的な考え

- ・「地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、（略）地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進」（第 1 条）とされた。
- ・「国は、地球温暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、地球温暖化対策に関し学識経験のある者、消費生活、労働及び産業の領域を代表する者その他広く事業者及び国民の意見を求め、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする」（第 33 条）とされた。

（２）中期目標

- ・すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意したと認められる場合に設定されるものとし、政府は、当該主要な国による国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標についての合意が実現するよう努めるものとする（第 10 条 2 項）。

（３）長期目標

- ・「2050 年までに 80%削減（1990 年比）。2050 年までに世界全体で半減する目標をすべての国と共有するよう努める」（第 10 条 3 項）

（４）再生可能エネルギー導入目標

- ・「温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギー源への転換を促進するために必要な施策を推進するものとし、特に原子力に係る施策については、安全の確保を旨として、国民の理解と信頼を得て、推進する」（第 16 条）

国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設については、今後、具体的な制度設計が行われる見込み。また、同年 3 月 31 日に同法案の基本施策を定める地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの大臣試案が公表されている。今後、引き続き、上記意見の実現を政府に働きかける。

14. 地球温暖化対策基本法案に関する意見

平成 22 年 2 月 23 日
(社)日本経済団体連合会
日本商工会議所
(社)経済同友会

気候変動問題は、全ての国が実効ある対策を長期にわたり講じていかなければならない重要課題である。わが国産業界としても、世界最高水準の優れた環境・エネルギー技術を最大限活用し、温暖化防止に向け主体的な貢献を行う決意である。

わが国の温暖化対策の策定にあたっては、経済や雇用等に与える影響を国民に十分情報提供した上で、国際的な公平性、実現可能性等を踏まえ、国民的な議論を行っていく必要がある。国民の理解と合意なくして、効果的に政策を進めることはできない。

また、その前提として、「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組の構築及び意欲的な目標の合意」の実現に向け、わが国としてあらゆる外交努力を傾注すべきである。

以上を踏まえ、今通常国会への提出に向け、政府において検討が進められている地球温暖化対策基本法案については、未だ詳細な内容が国民に明らかにされていないものの、とりあえず下記の通り、産業界の意見を述べる。

記

1. 地球温暖化対策基本法案は、わが国の経済や雇用、国民生活に大きな影響を与えかねない内容を数多く含んでいる。法案の作成にあたっては、個別政策の設計やその効果、国民・企業への影響などを明示したうえで、産業界、労働組合、消費者など幅広い国民の声を直接反映するためのプロセスを丁寧積み重ねていただきたい。
2. 国内排出量取引制度や地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度については、これらの政策全体の効果・影響を十分検証した上で、十分な国民的議論を経て法案に盛り込む必要性を判断していただきたい。
3. わが国の中期目標についても、実現のための具体的な道筋、政策等をまず明示するとともに、先に述べた前提条件の確保の基準を明確に示し、国民の理解と合意の上に決定していただきたい。

以 上

<提出先>

政府

<実現状況>

「13. 『地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ』に対する意見」参照。

15. 「地球温暖化対策基本法案（仮称）」に対する意見

平成 22 年 2 月 24 日
日本商工会議所
東京商工会議所

1. 地球温暖化対策基本法制定に対する基本的な考え

地球温暖化対策は、温室効果ガスを排出する全ての主体が、地球規模で積極的かつ継続的に取り組まねばならない課題であり、企業の規模を問わず、避けては通れない重要な経営課題の一つです。

地球温暖化対策基本法（以下基本法）は、今後の我が国の温暖化対策の基本方針や施策の方向性を示すために、必要なものであると認識しています。温暖化防止に向けた国民各層の主体的な行動を促すために、どのような理念のもと、どのような手段で実行するのか、しっかりと哲学を示していただくことが必要であり、とりわけ、「国際的な公平性等『前提』の判断基準」や「国民負担のあり方」、「環境と経済のバランス」などについて、その理念を明らかにしていただきたいと存じます。

本来、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギー固定価格買取制度等、温暖化対策の基本的施策については、我が国の「真水」も含めた中期目標が決まらない段階では、具体的な方向性は定まらないのではないのでしょうか。

また、様々な温暖化対策をどのように組み合わせ、いかにして環境と経済の両立を図りながら実効性を高めていくのかという、具体的な政策の道筋を明らかにして、それに伴う国民負担の程度、経済・雇用への影響、温室効果ガスの削減効果、産業の国際競争力への影響等、プラス・マイナス両面の効果を国民に分かりやすく示し、十分な理解と合意を得ることが不可欠です。こうした手続きを経た上で、基本法に定めるべきものではないかと考えます。

以上のような認識にもとづき、以下のとおり意見を申しあげます。

2. 中長期目標

(1) 温室効果ガスの排出量の削減に関する中期目標について

我が国の中期目標については、「主要排出国の参加」、「国際的な公平性の確保」、「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」が大前提であり、ぜひ実現をお願いしたいと存じます。

「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として 90 年比 25%削減する」という中期目標については、その前提が確保されたことを判断する基準が不明なままで、基本法に定めることは適当ではないと思います。まずは、その判断基準をお示ください。

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に関する長期目標について

昨年 7 月のラクイラで開催された主要国首脳会議（G8）において、「2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50%の削減を達成するとの目標を全ての国と共有する」「先進国全体で温室効果ガスの排出を、1990 年またはより最近の複数の年と比して 2050 年までに 80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する」という首脳宣言が出されていますが、長期目標についても、中期目標と同様に主要排出国の参加した公平かつ実効性ある枠組みが前提であると考えます。

(3) 再生可能エネルギー導入目標について

再生可能エネルギーの導入目標については、我が国の温室効果ガスの中期目標が確定した上で、省エネやエネルギー高度利用技術の推進による需要側のエネルギー消費量削減、原子力の積極的な活用を含めた供給側の最適なエネルギーバランスなど、総合的なエネルギー政策の中で策定されるべきものと考えます。その上で、個々の再生可能エネルギーの導入量や、それぞれにふさわしい技術革新と導入のあり方を示し、誰がどの程度の負担を行うのか明確にした上で、広く国民の意見に耳を傾けていただきたいと存じます。

3. 基本的施策

(1) 国内排出量取引制度の創設について

国内排出量取引制度は、温室効果ガス削減の一つの手段であることは認識しております。しかし、中期目標や温暖化対策における「真水」の割合、部門別の削減目標も明確ではない中、直ちに制度導入を基本法に定めることの必要性について、十分なご説明をいただきたいと存じます。

同制度の導入は、公平なキャップの割当が極めて困難であり、国内外の競争条件に影響を与えられ、思われます。また、投機目的に作用する可能性があり、長期的な投資計画に影響が生じることが心配されます。加えて、わが国の製造業はすでに省エネの努力を重ねて来ており、追加的な削減余地が小さいため、国内では十分なクレジットの発生が期待できず、海外からのクレジットの購入を余儀なくされ、その結果、国富の流出を招く恐れがある他、エネルギー効率の低い途上国等へ生産拠点が移転することにより、地球レベルの温室効果ガス削減に悪影響を及ぼすことも懸念されます。

国内排出量取引制度については、このような様々な懸念材料を払拭し、わが国にふさわしい制度設計が可能かどうかを見極めるため、現在行われている「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の結果を十分に踏まえ、慎重に検討していただきたいと存じます。

(2) 地球温暖化対策税の検討について

地球温暖化対策税については、実際に経済活動にどのような影響が生じるのか、費用対効果がどの程度のものなのかを示していただき、国民・事業者の意見をよく聞きながら、その導入の是非等について慎重に議論がなされる必要があります。その際、地球温暖化対策税単独で検討するのではなく、税体系全体の中で、かつ、検討中の諸制度と一体的に検討されるべきであり、単なる財源確保を目的として、環境を名目に新たな「税負担増」を求めることには、反対です。

いずれにせよ、中小零細企業は、エネルギーのコストや仕入れ単価の増加分を価格転嫁することは非常に困難であり、大きな負担のしわ寄せを余儀なくされ、地域経済や雇用に多大な悪影響を与える恐れがあるため、十分な配慮が必要です。

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の拡充について

全量買取方式の固定価格買取制度の導入については、太陽光発電の余剰電力の買取制度が始まったばかりであることを考えると、その影響や進捗を見極めた上で、制度設計を行う必要があります。また、その場合、事業としての再生可能エネルギーを対象に含めると、国民負担額の大幅増加が懸念されることから、対象外とすべきであると考えます。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

「13.『地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ』に対する意見」参照。

16. 「第4次出入国管理基本計画（案）」に対する意見

平成22年3月5日

日本商工会議所

第4次出入国管理基本計画（以下、計画）の策定にあたっては、我が国が抱える少子高齢化問題、経済のグローバル化の進展、地域経済社会の疲弊などの構造的な課題に対応するためにも、内外需一体となった成長をはかるとの視点が必要と考えます。計画（案）の示す「我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受け入れ施策を推進していく」との方針に沿って具体的な施策を示していただきたいと思います。

特に、経済社会や国民生活に欠かせない分野における労働力不足の解消に向けて、外国人労働者受入れのあり方について、幅広い観点から検討を行っていただきたく、特に下記の点について意見を申し上げます。

記

1. 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受け入れ

- ・専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れについては、積極的に推進していくことに賛成です。
- ・具体的な施策としては、企業による受け入れニーズの高い人材、すなわち、計画（案）にあるとおり、高度の知識・技術等を有する高度人材を対象に、「資格」「職歴」など所定項目ごとにポイントを付け、一定点数に達したものに出入国管理上の優遇措置を講ずる「ポイント制」の導入のほか、ニーズのある様々な分野の専門的・技術的分野の人材について、在留資格認定要件の緩和、期間延長、手続きの簡素化、審査の迅速化などを進めていくことが重要だと考えます。

2. 国際交流の一層の推進

- ・観光立国実現に向けた取組の一環として、ビザ発給要件の一層の緩和が必要と考えます。
- ・外国人旅行者の受入体制をさらに充実させるため、空港等における円滑な出入国手続きを図られるよう要望します。

3. 留学生の適正な受け入れの推進

- ・国際化を図る中小企業が必要な人材を確保できるよう、在留資格の変更手続の円滑化を推進するなど、中小企業への就職を希望する留学生に係る支援策を拡充することが重要だと考えます。

4. 研修・技能実習制度の適正化への取組

- ・現行の研修・技能実習制度において、一部の受け入れ機関や送り出し機関が不適正な受け入れを行っていることは事実であり、同制度の適正な運営は極めて重要な問題です。この点については、平成 21 年度の入管法改正により、研修生・技能実習生の保護強化のための措置が講じられたところですが、制度の効果を高めるには、技能実習期間の延長や、帰国後の再技能実習の制度化、対象業種・職種の拡大、わが国と送り出し国との間の協定締結などによる技能実習生の社会保険制度の見直し、および、受け入れ人数枠の拡大などが喫緊の課題であり、早急な改善が必要と考えます。

5. 外国人の受け入れについての国民の議論の活性化

- ・人口減少時代への対応としては、出生率向上、生産性向上、若者、女性や高齢者など潜在的な労働力の活用が重要であり、計画（案）にあるとおり、「これらの取り組みによって対応が困難、不十分な部分がある場合に、それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論」し、その結果、新たな施策へ結びつける必要があると考えます。
- ・我が国の労働力人口減少が進む中、とりわけ中小企業は地域や業種によって人材確保が困難であり、地域経済の維持および発展のためには人手不足に悩む中小企業への支援が必要です。具体的には、今後、不足が想定される分野における人材の受け入れについて、一定管理のもとに外国人労働者の就業を認める制度を導入すべきだと考えます。

以 上

<提出先>

法務省 入国管理局 入国管理企画官室

<実現状況>

○第 4 次出入国管理基本計画（平成 22 年 3 月法務省決定）において、以下の内容が盛り込まれた。

- ・経済社会状況の変化に対応した専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れを推進する。
- ・外国人旅行者の入国審査における審査待ち時間の一層の短縮に取り組む。
- ・我が国での就職を希望する留学生の在留資格の変更手続の一層の円滑化を図っていく。
- ・研修・技能実習制度の抜本的見直しは、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に関連しているので、この点については、諸外国における例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせて、検討を進めていく。
- ・人口減少時代への対応については、出生率の向上に取り組むほか、生産性の向上、若者、女性や高齢者など潜在的な労働力の活用等の施策に取り組むことが重要である。他方で、これらの取組によって

も対応が困難、不十分な部分がある場合に、それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。

17. 「新成長戦略」のとりまとめに向けた提言

～「新成長戦略」として具体化及び追加すべき視点と方策～

平成 22 年 3 月 15 日

日 本 商 工 会 議 所

わが国経済は、未だ自律的な回復軌道への道筋が見えていない中で、景気回復という喫緊の課題と、低炭素社会への対応、グローバル化の進展、企業の海外移転の加速、地域経済社会の疲弊など中長期的な構造的課題を同時に解決していかなければならない難局にある。

政府は、昨年 12 月 30 日に発表した新成長戦略（基本方針）において、「新需要創造・リーダーシップ宣言」の下、数値目標として、2020 年までの平均で名目 3%・実質 2%を上回る成長を掲げ、「科学・技術立国」「雇用・人材」をプラットフォームに、成長領域として「環境・エネルギー」「健康」「観光立国・地域活性化」と「アジア経済戦略」という枠組みを示した。速やかに基本方針に沿って、社会保障、税制、国際競争力等重要政策課題を総合的に議論したうえで、新成長戦略（基本方針）を具現化する政策・工程表など具体的な戦略を、財源を担保する長期的な財政健全化への道筋を含めて策定し、真に世界の中で誇りある重要な地位を占める国家、また新しい世界経済秩序に対応した産業構造に転換していく国家の形成に邁進されることを強く望むものである。

全国 515 の商工会議所は、新成長戦略の着実な実行を通して、有効需要が拡大されるとともに、供給サイドの施策もあわせ、バランスのとれた持続的な経済成長が確実に達成されることにより、デフレが克服され、若者をはじめ国民全てが将来への展望を抱き、「夢と希望の持てる活気ある社会」が実現されることを期待している。

ついては、日本商工会議所は、新成長戦略のとりまとめに当たって、重視すべき考え方とその具体的な方策について、ここに提言するものである。

記

I. わが国の強みを発揮し、デフレ脱却と成長加速基盤の整備を

～具体的な新成長戦略を策定するにあたって重視すべき 4 つの考え方～

（2 年以内にデフレ克服を）

今日、日本経済の最大の課題は、現在進行しているデフレの克服である。2020 年までの平均で名目 GDP 成長率 3%・実質 GDP 成長率 2%を達成するためには、まず第一に、デフレからの完全脱却を 2 年以内に果たす重点戦略を、金融政策の強化を含め策定することが不可欠である。地域経済や中小

企業にとっては、デフレないしはそれに近い状態が長年続いているとの実感が強い。持続的成長を実現していくため、超えるべき最初の関門は、デフレ克服にあるという視点を指摘したい。

(戦略化すべき分野に「ものづくり」を)

次に、わが国の最大の強みである「ものづくり」の経験とノウハウを最大限に活かしていく視点が必要であると考え。通商白書によると、わが国の輸出依存度(17.6%・2007年)は、ドイツ(46.7%・同)、イギリス(25.8%・同)等欧州主要国、中国(41.3%・同)、韓国(46.4%・同)等アジア諸国に比べて低い。ものづくりの巧みさを生かして、自由貿易と新興国の成長のメリットを享受する余地がまだまだ大きい。海外進出によるマーケット開拓、現地生産による新たな需要の創出などの動きが今後も加速する中で、わが国企業が国内に研究開発拠点などの機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環のシステムをつくりあげていくことが極めて重要な視点である。既にいち早くこうした動きに対応している企業も出現しており、今後の加速化が重要課題であることから、わが国が空洞化を回避しながら、いかに成長していくかという戦略が不可欠となっている。

人口減少下にあり、資源の乏しいわが国にとって、内需のみで持続的な成長を遂げることは困難であり、外需の取り込みが必須である。幸い半世紀以上のものづくり経験によって、優れた技術や人材等の価値が相当蓄積されている。この観点から、日本の技術力は、地球温暖化問題をはじめとする21世紀の世界が直面する課題の解決に貢献できるとものと確信している。

新興国の追い上げは、年々激しさを増している。ものづくり産業は部品・材料企業(サポーティングインダストリー)を含めて、ITの戦略的活用などを通して、徹底して高付加価値化、技術の高度化を推進していかなければならない。

(科学技術とそれを支える人材の質的向上を)

新成長戦略(基本方針)では、2020年までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にするに掲げているところである。日本の政府研究開発投資は、米国・中国に大きく見劣りする。(注1)少なくとも日本と同程度の経済規模を有する中国並みを目指し、政府の研究開発投資を、最初の5年間(2011年から2015年)でGDP比1%以上にすべきと考える。これにより、環境技術、IT、ライフサイエンス、宇宙、海洋、航空機あるいは高度な製造技術などの科学技術研究開発への投資を集中的に行い、国際競争力の優位性の確保・維持、民間の研究開発投資の呼び込みを行い、後半の5年間(2016年から2020年)で官民あわせてGDP比4%以上の研究開発投資の達成へとつなげていくべきである。

(注1) 各国の政府研究開発投資とそのGDP比：日本3.5兆円・0.6%(2007年度)、米国17.1兆円・1.0%(2007年度)、中国10.1兆円・0.8%(2006年度)(科学技術白書2008年版、世界銀行World Development Indicators database 購買力平価換算により試算)

技術開発人材やその技術を総合的に活用できる人材の育成はもとより、国際的に活躍できる人材、ノーベル賞を受賞できるような高度な人材を戦略的に創出していく必要がある。新成長戦略(基本方針)においても、「様々な分野において厚みのある人材層を形成する」ことが、成長の原動力である。このため、義務教育課程においては理数系教育の充実を図るとともに、初等教育から大学・社会人教育まで総合的な教育システムの改革を「社会総がかり」で推進していくことが不可欠である。また、ものづくり等に携わる熟練技能者の国内での活躍の場の創出を図ることも重要なポイントになる。

日本商工会議所は、従来から、「科学技術創造立国」を成長の要としていくべきであると主張しており、新成長戦略(基本方針)に位置付けられている「科学・技術」は「雇用・人材」とともに、

成長戦略に横串を通す政策の基軸として、最も重視すべき戦略であり、国際競争上の比較優位を強め、成長の「質」を高めるうえで必須のものと考える。

(アジア諸国とともに成長を)

2008年の米国発の金融危機を乗り越え、世界が新たな成長へと踏み出していく現在の局面は、まさに、中国をはじめとするアジア諸国とともに成長する産業構造を構築し、アジア諸国との経済連携強化を大胆に進めていく、絶好の機会である。特に、アジア諸国との相互依存関係を一層深め、ものの輸出だけでなく、アジア諸国における旺盛なインフラ整備・運営やサービスなどの新たな需要を積極的に取り込むことによって、内需拡大を図る成長モデルを早期に確立する必要がある。EPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）の速やかな締結は、国際競争力の観点からも国益上からも迅速性が必要であり、農業分野の改革などに同時並行的に取り組むことが極めて重要である。

また、アジア諸国以外の新興国や米国・EUなど大市場国、投資先国等についても、わが国との経済関係を強化する観点から、FTA/EPA締結に向け、検討を進める必要があると考える。

Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を

～持続的な経済成長を支える5つの具体的な方策～

戦略策定にあたっては、いかに民間活力を引き出し、いかに人材を育成し、いかにイノベーションによる新規産業の創出を図っていくのか、さらにアジア新興国等とどのように一体となって発展していくのか、その新しい成長モデルをどう構築するかが重要である。

企業は、自らイノベーションによって成長し、経済活力を生み出していくことが求められている。「富」と「雇用」を創出する民間企業の活力を十二分に発揮させていくことが、成長モデルの構築にあたっての要諦になると考える。当然ながら、過去の政策に対するレビューをしっかりと行い、それを踏まえて、法人税率の引下げなど国際競争力を支える国内事業環境整備や、アジア市場一体化のための国内改革などの推進も含めた戦略化が必要であり、あわせて財政上の予算措置を明示し、かつ着実に実行していくことが重要なポイントとなる。

また、地域の住民や企業、自治体が一体となってビジョンを作成し、その取り組みが新成長戦略を下支えるようなプロジェクトについては総合的に支援する制度を創設することが肝要と考える。

次の5つの具体的な方策は、わが国経済成長を担う企業のダイナミズムと地域の潜在力を最大限に引き出すものであり、成長モデルの構築にあたって不可欠なものである。可能なものから、逐次、前倒しで実行に移していくことが必要であると考ええる。

1. 「創業」により雇用を創出

企業数の99.7%、雇用の約7割を担う中小企業は、1980年代半ばの532万社をピークに2006年では420万社まで減少している。開業率（5.1% 2006年）が廃業率（6.2% 同）を下回る状態が続き、統計上から推計すると、毎年約5万社・雇用者数約40万人が減少しているが、このまま推移すれば、GDPの縮小や失業者の増加などが相当懸念される。商工会議所全体では、平成12年度から19年度の8年間で、創業塾の実施を通じて、少なくとも1,100社（雇用者数4,500人）（注2）を超える創業を支援してきた。時代のニーズに対応した次のような企業を創出しているところであり、新成長戦略において示される明るい展望とともに、従来にない画期的なインセンティブ付与によって創業の増加

を促進していくことが重要と考える。

障害者活用で創業

障がい者の総合就職・転職サービスZ社(2003年設立)は、障がい者の就職・転職などの雇用への取組みに特化することで、新市場を開拓。企業の社会的責任の強化や労働法制の影響もあり、順調に業容が拡大。国内従業員数：4名(2004年)⇒67名(2009年)

開業率が1%上がれば、17.2万人の雇用が見込まれるとする試算もある(注2)。日本経済の活力を増加させ、雇用増加に貢献できる「創業・第二創業(経営革新)」を徹底して促進するためには、新成長戦略(基本方針)におけるグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションそれぞれの戦略の具体化にあたり、創業の視点を強力に盛り込むとともに、次のような大胆な政策が必要である。

(注2) $1,100 \text{ 社} \times \text{開業平均従業員数 } 4.1 \text{ 人 (日本政策金融公庫調べ)} = 4,510 \text{ 人}$

$\text{日本の中小企業数 } 420 \text{ 万社} \times 1\% \times \text{開業平均従業員数 } 4.1 \text{ 人} = 17.2 \text{ 万人}$

(先端技術分野の起業により成長をけん引)

先端技術分野の研究には、ブレークスルーや新しいコンセプトの提示等により、新たなニーズや社会的課題に対応する新産業の創出が期待できる。特に、環境・健康等次代の成長産業における研究開発に重点的な投資を行い、同時に市場の規制改革を進めることにより、イノベーションの創出が加速し、起業の飛躍的拡大を図れるものとする。

○政府の研究開発投資について、当初5年間(2011年から2015年)で、GDP比1%以上を達成

○ベンチャー企業に対する多段階、多年度に渡る研究開発支援と知的財産の積極的な支援

○世界的な成果を生み出す大学・研究機関の育成と起業化支援

(税制・金融措置等による創業者の資金調達支援)

創業の準備段階で最も苦労することの一つである資金調達について、税制・金融措置等を大幅に捩り入れることで、創業への果敢な挑戦を引き出すことが可能となる。

○創業にかかる大胆な税制支援(起業減税の実施)

*創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠(1,000万円)の創設、社会保険料の企業負担分の大幅な減免措置の創設、創業後5年間に生じた欠損金についての繰越控除期間(現行7年間)の無期限化

○創業時の資金調達支援

*創業時における資金調達が円滑に行われるよう政策金融機関の支援策や信用補完制度において対象要件の緩和や金利・保証料の期限付き免除、起業への融資に代表者の連帯保証の慣習の是正

○再チャレンジを促進する金融・税制面を含めた創業環境の構築

(規制改革による創業・ルール整備による民間投資の促進)

創業経験を有する経営者の約7割が、創業リスクに見合ったリターンを得ることは困難であると考えていること(注3)を踏まえると、創業を希望しながら、そのリスクの大きさに躊躇する者は多い。創業予備軍を後押しするため、規制改革による新規参入機会の創出、創業リスクを総合的に軽減する支援策の強化が不可欠である。あわせて、潜在需要を掘り起こす民間投資を喚起するルール整備を図ることも必要である。

(注3) 中小企業白書2007年版「創業者から見た日本の創業・開業環境」より。

- 地域独自の新たな産品・サービスを創出するための規制改革
- 行政の効率化に資する公共サービスの民間開放
- 企業経営の手法を用いて持続的に地域貢献が可能な事業を実施する「ソーシャル・ビジネス」への支援
- 資金調達やマーケティング、知的財産の活用、ネット戦略など総合的な創業促進支援パッケージの構築
- 環境、防災、保育等国民の潜在ニーズの高い分野を中心に、民間投資を喚起するルール整備の推進（電気自動車の充電スタンド設置等）

2. ものづくり産業はイノベーションの源泉

中小企業の試作品や研究開発等ものづくりに対する意欲は旺盛であり、平成 21 年度のものづくり支援補助金には、採択数の 5.3 倍の 12,224 件もの応募があった。製造業は、わが国の貿易輸出額と研究開発費において 9 割に達するなど、研究開発・イノベーションを通じて国際競争力を生み出し、その総付加価値額は名目 GDP の 21%（約 108 兆円）を占める産業の基盤となっている。また、製造業の全産業への波及効果は、非製造業に比べて 5 割近く高い（注 4）。アジア新興国等の増大する需要を積極的に取り込み、その収益を国内で先端分野への新たな投資などに還元し、内需を喚起する循環メカニズムを構築するなど、ものづくり産業を継続的かつ戦略的に強化する必要がある。

（注 4）全産業への波及効果：製造業 2.10、非製造業 1.52（ものづくり白書 2007 年版より）

製品小型化に向け世界最小モーターを開発

S 社（1976 年設立）は、コアレスモーターというモーターの中心軸を無くし、軽量・縮小を図った超小型モーターの開発・製造で、開発力を持った人材を有し、世界シェアトップ。特許も約 600 件を保有。国内従業員数：49 名（2005 年）⇒59 名（2008 年）。

ものづくり産業の基盤は、継続的な研究開発と地道な人材育成の積み重ねにある。わが国のイノベーション創出力を一層強化するためには、「研究開発」「人材育成」「国際標準化」「中小企業の知財活用」の 4 つの視点から、次のような政策を戦略として具現化し、ものづくり産業の優位性を確実に継承・進化させていく必要があると考える。

（民間の研究開発への継続的かつ大胆な支援）

技術の進歩（先進性）や優位性は、継続した研究開発から創造されるものである。政府による基礎研究開発の推進とあわせ、民間の研究開発への意欲や持続力を支えることが重要である。

- 次代の成長の柱となる環境、健康等の研究開発を飛躍的に促進する税制措置（税額控除の大幅な拡充等）の強化
- ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、将来のイノベーションの源泉となる基礎科学技術力強化に対する大胆な助成措置の導入（革新的な環境・エネルギー技術や先端医療技術、デジタル技術等への支援）
- 研究開発意欲のある中小企業に対する技術革新専門アドバイザー制度の創設（全国に 1,000 人規模で配置）

（ものづくり教育システムの整備と「個が光る」人材の育成・支援）

技術革新を創造する源泉は、イノベーションを引き起こす「人材」にかかっている。「個の光」を存

分に輝かせることができる人材育成は、研究開発と並ぶ「ものづくり産業」の重要な基盤である。

○企業と大学の人材育成にかかる連携への支援（開発する技術、教育プログラム等技術者育成に対する多様な助成措置）

○技術者に対する技術研修の強化（高度技術を修得するための研修等）

○理工系人材の育成強化

○工業高等専門学校や専修学校の質的向上支援（設備類の充実、企業OBの技術系人材の教員登用数増加）および量的拡大

○義務教育課程からの理数系教育の充実・強化（理科の実験の拡充等）

（国際標準化への戦略的取り組み）

ものづくりに関する技術の普及を通して市場の拡大を図るため、特にアジア新興国等との連携につながる国際標準化を積極的に推進する戦略的な取り組みが必要である。

○国際標準化につながる官民一体となった取り組みへの支援

○アジア諸国との協力関係にもとづく標準化案件の発掘と標準化実現への徹底した支援

（中小企業の知財活用促進）

中小企業の知財活用は、イノベーションの創出を強化する上で不可欠である。中小企業の経営力の質的向上の強化のため、次のような支援を戦略的に実施することが必要である。

○全ての中小企業を対象とした国内外における特許等関係料金半額制度の創設

○創造した知的財産（デザイン等含む）の事業化・市場化支援

3. 農業・環境・健康分野が成長のエンジン

農業をはじめ、環境・エネルギー（再生可能エネルギー、原子力発電等）、医療・介護などの成長産業化に向けた重点的な投資や、バイオ、ナノテクといった最先端技術の開発支援、土地利用の規制緩和を伴うエコ住宅・ビルの建設・改修促進などの長期的な内需拡大は、持続的成長の柱になるものである。住宅については、高度なものづくり技術を総合産業化できる分野であり、かつ、裾野も広く波及効果の高い分野であり、輸出産業にもなり得る。特に、数世代にわたり利用できる「優良住宅」などは、長期的にみて、効率的な資源活用につながることを期待されるため、強力に推進すべきと考える。

農業についていえば、日本の食料自給率は、1965年の73%から2008年の41%まで減少しており、それにともない農業純生産（農業所得）も1990年の6.1兆円から2007年の3.2兆円となるなど、地域経済の基盤である農業の衰退が地域経済の疲弊に直結している。農業を成長産業として再生を図るためには、農業と消費者をダイレクトにつなげ、農業生産力を消費者ニーズに集中させることに加え、2次、3次産業と連携させる政策誘導を強力に推進することで、付加価値の高い新製品が創出され新たな需要を生み出す好循環を創出する戦略が不可欠である。

また、これらの産業を成長産業化するためには、ブースターとして重要な役割を担うITの戦略的活用は、生産性向上、国際競争力の強化などのうえから、喫緊の課題と考える。

商工会議所においても、農商工連携、企業の環境対応等について次のような事例を支援しているところであるが、新成長戦略（基本方針）に沿った新たな需要の開拓によって、21世紀の有望な成長産業として確立できる。

農商工連携による成長産業

北海道・江別麦の会（1998 年設立）は、大学や公設試験センターの協力の下、小麦生産農家が「ハルユタカ」を新栽培手法で栽培、製粉業者・製麺業者が小ロット製粉システムや高品質な麺作りを開発し、地域ブランド「江別小麦めん」として販売。小麦の出荷額 7000 万円（3 年間）に対する地域への経済波及効果は、28 億円にのぼる。

環境技術支援と新興国市場開拓の推進

フロンガス回収装置販売 A 社（1941 年設立）は、フロンの回収・再生装置などの環境ビジネスに取り組み、同装置の国内シェアは 4 割。2009 年には、国際連合工業開発機関が行ったアルゼンチン向けフロン分解装置導入プロジェクトも落札。新興国への環境技術支援と、新興国のインフラ整備等に関する市場開拓の両面を積極的に展開。

環境・農業・健康分野について、民間活力による国際競争力強化の視点を一層取り込み、成長力をさらに高めるためには、次のような思い切った政策が必要である。

（農業の潜在成長力を最大限に）

農業が有する潜在成長力を最大限に引き出すためには、的確な消費者ニーズにもとづく「売れるモノづくり」が必要不可欠である。現在、商工会議所では、生産現場と消費者をつなぎ、農業・商業・工業を一体化する「農商工連携」に取り組んでいるところであり、この動きを「点」（産業間の一つの連携）から「面」（多数の産業・地域間の連携）へ拡充することによって、農業の成長力を高めることが実現できると考える。農業への企業参入を促進し、農業の生産性向上と雇用の創出を拡大する次の政策が必要である。

- 国内外マーケット動向等購買者の嗜好に適合した農産物の開発支援
- ニーズの的確な把握に基づいた地域における農産商品づくり・体制の構築への支援
- 地域資源の有効活用と効果的なブランド戦略を基軸にしたオンリーワン商品の開発・支援
- 効率的な物流と広範な販売体制の構築への支援
- 国際競争力に資する土地集約の促進による大規模経営に誘導するような政策へのシフト
- 健康・観光・教育・介護（シルバー）各産業との融合・複合による新たな産業への政策誘導

（環境分野での市場化を促進）

太陽光・電気自動車など環境分野におけるイノベーションを創出し、それらの成果を加速度的に事業化し、普及させることに大胆に取り組む必要がある。その際、アジア市場をにらんだ国際標準化などの推進を忘れてはならない。地球温暖化対策を抜本的に支援するため、次のような政策が重要と考える。

- 環境分野の研究開発だけでなく、実用、普及等の市場化までをシステムチックに推進する大胆な助成制度の創設
- 官民一体となった、革新的環境技術の共同研究開発や実証実験の促進
- 新興国、とりわけアジア諸国との連携強化による国際標準化の推進
- 環境関連製品・サービス分野における貿易障壁の撤廃と同分野の知財権保護の強化
- 中小企業の環境分野への新事業展開に対する専門家によるアドバイス等の支援
- 電気自動車の充電スタンドの設置等、環境対策に資する新たな技術活用を迅速に浸透させるための規制緩和・ルール整備の徹底した推進

(低炭素経営を実現するための環境整備)

企業における環境性能の優れた製品の導入や技術の利用拡大のためには、中小企業をその導入促進の中核として位置づけ、中小企業にとって環境経営マインドを向上させるような啓発と経営上のメリットを中小企業自ら判断できる強力なインセンティブの付与が不可欠である。

○エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の規模に関わらず、あらゆる企業を対象とした省エネルギー診断の提供

○省エネルギー・温室効果ガス削減に資する設備導入や、太陽光・太陽熱利用、燃料電池等先進的な新エネルギーの設備導入を行う際の優遇税制、補助制度の拡充、リース保険制度の創設に加えて、低炭素経営の導入ノウハウを指導する人材の育成

(高齢先進国を強みに変える健康・医療産業への戦略的な取り組み)

わが国の高齢化を成長の原動力としていくことは、極めて重要な視点であると考え。介護人材の育成、介護機器への支援強化、地域医療の再生、医薬品審査の迅速化、ITの医療での活用など、高齢化社会に不可欠な政策に、戦略的に取り組むことによって、健康大国を作り上げていかねばならない。

高齢化の急速な進展の観点から、次のような政策をタイムスケジュール（例えば、3年から5年）を策定したうえで、実現していくべきである。

○介護人材の処遇の見直しと介護基盤の強化

○医療機関・医師の適正な地域間配置や緊急医療、産婦人科、小児科等の充実による地域活性化

○レセプトの電子化と医療IT化の推進

○医薬品承認審査の迅速化

○高齢者等のニーズに合致した介護用製品の技術的開発・実用化への支援

(少子化対策への転換による多様な保育サービスの創出)

現在、100万人以上と言われる待機児童の解消のためには、都市部を中心に保育サービスの充実が不可欠である。このため、共働き世帯だけでなく、専業主婦（夫）世帯でも保育サービスを受けられるよう「保育に欠ける要件」を見直すとともに保育サービス事業者に対する公的助成の抜本的な拡充を行うべきである。また、従来の福祉政策の視点だけではなく、利用者の多様なニーズに沿った新たな保育サービスを創出するため、下記改革を推進すべきである。

○保育サービスの担い手となる多様な事業者参入の促進（事業者要件の廃止）

○地域（利用者）に密着した多様なサービス事業（民間の病児保育等）に対する支援の拡充

○幼保一元化（保育士と幼稚園教諭の制度を含む）の推進

4. アジアの成長を日本の成長に

世界へ進出する中小・中堅企業は、増加しつつある。海外現地法人企業16,732社(2007年度)の約23%は中小・中堅企業と推計され、特に近年、中国等東アジアへの進出が顕著である。しかし、意欲はあるものの人材やノウハウあるいは資金が乏しいために、国際化に慎重な中小・中堅企業も少なくない。商工会議所では、「雇用を国内に、需要をアジアをはじめとする世界に」求めようとする次のような企業や取組みを支援している。

産業廃棄古紙の再利用技術で世界へ

工業用センサー製造M社(1976年設立)は、平成20年に中国に子会社を設立し直販開始。見本市への積極的な出展等により、中国でブランドが浸透。ホームページ多言語化や社員の外国語習得などを進めた結果、事業は軌道にのる。国内従業員数：47名(1996年)⇒81名(2008年)。

アジアの成長を取り込む

K社(1998年設立)は、産業廃棄古紙を原材料としたプラスチック代替素材や発泡材を開発し、原料および食器、緩衝材、断熱材等の製品販売を行う。米国、アジアなど海外進出にも注力。増産に備え、昨年、国内新工場を建設。国内従業員数：17名(2004年)⇒25名(2010年)

中小企業の輸出や海外展開への取組みを支援することで中小企業の成長を促し、国内の雇用や研究開発につなげる好循環を構築していくことが、極めて重要である。単に「もの」の輸出や現地生産等に止まることなく、ハード、ソフト両面でのインフラ整備やサービス分野への取組みを拡大しなければならない。さらに、わが国の知見を活かし、アジアにおける中小企業の育成や少子高齢化への対応、環境問題への対応をも支援することにより、日本企業のビジネスチャンスに繋げつつ、アジアの成長促進に資することも大切である。具体的には、わが国の中小企業の海外展開やアジアの成長を促進するため、次のような施策が必要と考える。

(東アジアにおける包括的経済連携の実現)

新成長戦略(基本方針)において、「2020年を目標にアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を構築するための道筋を策定する」ことが謳われており、これを推進することが重要と考える。このためにも、各国における経済連携が加速している中で、わが国企業の競争力を強化し、事業機会を拡大していくことを目指して、次の政策を速やかに実施していくことが必要と考える。

- 2010年内に環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加表明と早期の交渉開始
- 農商工連携の推進、農業のいわゆる「6次産業化」(注5)などの推進による「貿易自由化に耐え得る農業の産業基盤強化」と貿易自由化度の高い経済連携協定の早期締結
- 一両年間に日印、日韓、日豪のEPAの交渉妥結
- アセアン自由貿易地域が完成する2015年までに東アジア自由貿易圏(ASEAN、日・中・韓)の形成と、2015年から東アジア包括的経済連携(ASEAN、日・中・韓・印・豪・NZ)の交渉の開始。全ての協定参加国における品目別原産地規則の統一化
- 経済連携協定締結と並行した社会保障協定、租税協定締結によるビジネス環境の整備
- 環境関連の製品・サービス分野における貿易・投資に対する障壁の除去
- 日本企業によるアジア諸国のインフラやシステム整備等への事業取り組みへの支援(事業リスクの軽減等)
- アジア各国の高齢化に対応する新たなニーズの発掘と、医療・介護・健康関連の製品・サービスの輸出促進

(注5) 6次産業化：農畜産物の生産(一次)だけでなく、食品加工(二次)、流通・販売等(三次)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。一次×二次×三次＝六次産業。(農林水産省HPより)

(アジア地域における知的財産権の保護強化)

中小・ベンチャー企業におけるイノベーションを促進し、新たな製品やサービスの開発により需要

の創出を後押しする一つのポイントは、知的財産権の保護であり、アジアに切れ目のない市場を作り出すためにも、単なる法制度の整備のみならず、その着実な執行など知的財産権の保護体制構築がカギとなる。次のような国際的な取り決めや枠組み作りを早急に行うべきと考える。

- 模倣品・海賊版拡散防止条約の 2010 年中の実現と、中国やアセアン加盟国などアジアの主要国の同条約への早期参加の促進
- 中小企業のアジア地域への輸出や海外展開の促進のため、東アジアにおける包括的経済連携協定における知的財産権の保護・権利行使の強化
- 安全・安心な農林水産品や食品のアジア地域への輸出拡大のため、農林水産・食品分野の知的財産の保護の強化
- 中小企業や農林水産業の振興を通じた地域活性化の促進に資する商標・地名・地域ブランドに対する保護の強化

(わが国の中小企業の海外市場開拓への取り組みに対する支援)

海外展開を図ることによって、事業の継続と雇用を維持していく中小企業が、今後ますます増加していくと見られる。中小企業が、輸出や海外展開に取り組むことでマーケットを確保、拡大し、付加価値額を増大させ、労働生産性を向上させるような強力な戦略的政策支援策を、早急に確立する必要がある。

- 輸出や海外展開への取組みを支援する、融資制度の拡充、優遇税制、人材の確保・育成など総合的な支援策の 2010 年度中の策定と速やかな実施
- 東アジア地域における包括的経済連携協定 (EPA) 締結の推進および貿易・投資の円滑化による海外ビジネスに取り組む中小企業の事業環境の改善
- 租税協定、社会保障協定の締結の促進および事業環境の整備
- アジアにおける道路、鉄道、電力（原子力発電等）などの社会インフラの整備促進および中小企業が進出しやすい環境の整備
- 進出先での中小企業の資金調達を可能にするアジア債券市場の整備
- 日本のサービス産業（建設、小売、外食産業、美容・健康産業、アニメ産業等）の海外展開に対する総合的な支援制度の創設
- 留学生の日本企業への就職に対する支援

(競争力強化のための空港・港湾インフラの整備)

グローバル化の進展に伴い物流やヒトの流れが増大する中、アジア各国では、国策として大規模な拠点空港や港湾の整備と利便性の向上を進めてきたのに対して、わが国を見るとその遅れが目立っている。新成長戦略（基本方針）に盛り込まれた「羽田の 24 時間国際拠点空港化」や「国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備」などは、「大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す」ものであり、早期に実現していくべきである。こうした観点から、次の戦略的政策は、アジアの活力の取り込みと国際競争力の向上のうえで不可欠であると考えられる。

- 空港処理能力の向上、空港基本施設の拡充、飛行制限の見直しなどによる羽田空港の容量拡大
- 成田・羽田空港間のアクセス拡充、成田の国内線規模拡大による成田空港と羽田空港の一体的な活用
- 国際拠点空港および主要中枢空港の機能強化

○ポートオーソリティによる港湾運営の広域化推進

○コンテナの大型化への対応を含め、製造拠点、知的集積拠点とスーパー中枢港湾、地方港湾との有機的な道路・鉄道・内航などの交通ネットワークの構築

5. 観光・グリーン公共投資は地域活性化のカナメ

持続的成長は、地域の活性化がなければ実現不可能である。地域の資源を活用した地域産業の育成を通して、魅力ある地域経済が形成されることは、若者の流出を食い止め定住化を促進し、訪日外国人を含む交流人口の拡大をもたらすことにより、内需の振興に貢献できるものとする。同時に、コンパクトなまちづくりの推進は、高齢者が安心・安全に暮らし、コミュニティを再生する人と社会のきずなを構築していくうえで、極めて重要な課題である。商工会議所では、まちづくりや地域活性化・観光振興、低炭素社会に資するグリーン公共事業などの推進のため、次のような取組みを推進しており、さらなる加速化が不可欠と考える。

低炭素で安心して暮らせるまちづくり

富山港線沿線地区（富山県富山市）古い街並みや歴史的文化遺産、公共交通を活かしたまちづくり

富山港線沿線地区では、岩瀬の古い街並みや歴史的文化遺産を活かし、にぎわいのあるまちの再生に取り組む。岩瀬地区の無電柱化や修景整備、地球温暖化対策に資する公共交通、LRT とバスのアクセスの向上などで、富山港線の利用客や観光客が大幅に増加。

富山港線利用者 人/日 3,400 人(H14) → 4,615 人(H20) 目標値は 4,080 人

観光客数 人/年 280,000 人(H14) → 337,000 人(H20) 目標値は 336,000 人

（人と地球に優しいコンパクトなまちづくりの推進等）

歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進は、コミュニティの維持・復活を実現していくうえで、地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるためにも重要と考える。

○定住化促進、安全・安心に暮らすための賑わいやコミュニティの再生の推進

○市街地における電線地中化や安全・安心のための道路整備など整備事業の推進

○地域事情を勘案した地球温暖化対策に資するまちづくりの推進

○消費、医療、安全、文化など最低限のライフライン機能を備えた拠点づくりの支援

（地域の資源を活用した観光振興）

観光振興は、ものづくり産業振興に匹敵する重要な政策と考える。少子高齢化・人口減少の進む中で、地域活性化を図るためにも、訪日外国人を含む交流人口の増加が欠かせない。様々な主体によって進められている魅力ある観光地づくりを促進するため、次の政策を強力に押し進めるべきである。

○産業観光をはじめとする着地型のニューツーリズムの推進と地域間連携の強化

○ホスピタリティ向上や景観整備などソフト・ハード両面への支援

○地域独自の強みを活用した新製品や観光商品開発・情報発信等への総合的な支援

○訪日観光ビザの要件緩和

○外国人留学生の日本における留学環境の更なる整備

（グリーン化と地域活性化を促進する社会資本整備）

地球温暖化対策（グリーン化）と地域活性化の双方に好影響をもたらす真に必要な公共投資は、需要の創出や雇用拡大に貢献できるものであり、今後の成長を加速させる原動力となり得る。特に、地域における社会資本整備については、「地域に活力が創出されるようなビジョンを地域の事情を十分勘案して策定」することが必要であり、地域づくりの要として進めていくべきである。中でも、学校、

病院、庁舎、ビルなどの耐震化は、利用者の安全・安心の確保のみならず、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、改正耐震改修促進法における目標（平成 27 年までに 90%）の大幅な前倒しを行うとともに、十分な予算措置や支援措置の拡充など、強力に推進する必要がある。

また、高速道路・空港・港湾などの重要なインフラ整備については、単に費用対便益だけでなく、わが国の国際競争力を向上させ、アジアの成長に取り組む観点から、早期に整備していくことが重要と考える。こうした整備を推進することによって、訪日外国人を含む交流人口の拡大にもつながるものとする。

○交通・物流効率化のための整備新幹線や大都市圏の環状道路の整備

○地域間格差の是正や地域活性化のため、高規格幹線道路の未結合拠点の解消など地方幹線道路等の早期整備

○国際国内拠点空港・中枢港湾の整備促進、空港・港湾の機能強化に向けた広域道路や鉄道のネットワークの重点整備

○学校や保育所、病院、事務所、工場等の耐震化・省エネ化の促進、住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化の加速、老朽化した道路・橋梁や上下水道管の補修・長寿命化

○住民や自治体、企業などが一体となってビジョンを作成・共有し、それに基づき、官民挙げて地域活性化に資するようなプロジェクトの実施。

○森林・里山保全、大気・水質浄化など環境保護や防災に資する「グリーン公共事業」の推進

○地域活性化のリーダーとなる継続的な人材の育成

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

2010 年 6 月 18 日に取りまとめられた「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」の具体策において、以下の事項が盛り込まれた。（※[]内は「新成長戦略」の掲載ページ）

I. わが国の強みを発揮し、デフレ脱却と成長加速基盤の整備を

（2 年以内にデフレ克服を）

○マクロ経済運営を中心とする経済財政運営の基本方針

「新成長戦略」においては、2020 年度までの 11 年間をデフレ終結の前後で二つの期間（「フェーズⅠ」、「フェーズⅡ」）に区切り、基本方針を定める。

フェーズⅠは、需要面を中心とする新たな政策体系と政策理念の下、リーマン・ショック後の景気後退から日本経済を蘇らせ、本格的な回復軌道に乗せるとともにデフレを終結させる期間であり、新成長戦略全体の成否を左右する重要性を持つ。フェーズⅡは、フェーズⅠの成果を確かなものとしつつ、需要、供給両面から日本経済の成長力を高める期間である。

<フェーズⅠの基本方針>

デフレは実質金利の上昇をもたらし、需要の伸びを抑制するなど、経済に大きな問題を生じさせている。政府は、フェーズⅠを「デフレ清算期間」と位置付け、景気を回復させ、2011 年度中には消費者物価上昇率をプラスにするとともに、速やかに安定的な物価上昇を実現し、デフレを終結させることを目指す。デフレの終結をマクロ経済運営上の最重要課題と位置付け、デフレによって抑えられている需要の回復を中心に、政策努力を行う。[P11]

(戦略化すべき分野に「ものづくり」を)

○成長戦略実行計画（工程表－Ⅳ）

- ・早期実施事項（2010 年度に実施する事項）
 - 企業集積維持・事業引継ぎ円滑化策の抜本的強化
- ・2020 年度までに実現すべき成果目標
 - 都市部での企業集積の維持・発展と、ものづくり中小企業等の技能・雇用の維持・拡大

(科学技術とそれを支える人材の質的向上を)

○科学・技術は、未来への先行投資として極めて重要であることから、2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4 %以上にする。他国の追従を許さない先端的研究開発とイノベーションを強力かつ効率的に推進していくため、科学・技術政策推進体制を抜本的に見直す。また、国際共同研究の推進や途上国への科学・技術協力など、科学・技術外交を推進する。[P29]

○2020 年度までに官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4 %以上にする。そのため、政府の関与する研究開発投資を第 4 期科学技術基本計画に沿って拡充することとし、効果的、効率的な技術開発を促進するための規制改革や支援体制の見直し、官民連携の強化、民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。

これらの施策を進めるに当たり、国民の理解を得られるよう、科学・技術予算編成プロセスの抜本的改革などのシステム改革を進める。すなわち、科学・技術政策の総合司令塔である「科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）」の下、府省横断の科学・技術重要施策アクションプランの実施により、予算の「選択と集中」を強化し、重複の排除や透明性の向上を徹底する。また、基礎研究力の向上と研究のデスバレーの克服やオープン・イノベーションの実現に向けた科学・技術・イノベーションシステムを構築する。[P48～49]

○成長戦略実行計画（工程表－Ⅴ）

- ・早期実施事項（2010 年度に実施する事項）
 - 競争的研究資金の使用ルール統一
- ・2013 年度までに実施すべき事項
 - 研究開発投資の促進に向けた各種施策（研究開発税制等）の検討・実施

○拠点形成と集中投資により、我が国の研究開発・人材育成における国際競争力を強化する。すなわち、我が国が強みを持つ学問分野を結集したリーディング大学院を構築し、成長分野などで世界を牽引するリーダーとなる博士人材を国際ネットワークの中で養成する。最先端研究施設・設備や支援体制等の環境整備により国内外から優秀な研究者を引き付けて国際頭脳循環の核となる研究拠点や、つくばナノテクアリーナ等世界的な産学官集中連携拠点を形成する。また、「国立研究開発機関（仮称）」制度の検討を進める。

大学・大学院の理系カリキュラム改善を産学官連携で推進し、「特別奨励研究員事業（仮称）」の創設を含む若手研究者支援制度の再構築や大学等におけるテニユアトラック制（※）の普及により優秀

な若手研究者の自立的な研究環境を整備する。また、研究開発独法を活用した取組等により、産業を担う研究開発人材や研究マネジメント人材等を育成する。

これらの取組により、特定分野で世界トップ 50 に入る研究・教育拠点を 100 以上構築し、イノベーション創出環境を整備するとともに、博士課程修了者の完全雇用と社会での活用を実現する。

(※) 若手研究者が、厳格な審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積むことができる仕組み[P47～48]

(アジア諸国とともに成長を)

○近年、アジア諸国は、日本企業と共に産業集積を形成し、豊富で勤勉な労働力を背景に力強く、急速な成長を遂げてきた。アジア各国は昨今のサブプライムローン問題に端を発した金融危機にも適切に対応し、今や世界経済の牽引役として堅調な経済回復をみせている。特にアジアにおける中間所得者層の成長が著しいこと、また、環境問題や都市化等、我が国が先に直面し、克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長していることは、日本にとって、大きなビジネス機会である。[P20]

○今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、日本がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、環境やインフラ分野等で固有の強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要がある。[P20～21]

○成長戦略実行計画（工程表－Ⅲ）

・早期実施事項（2010 年度に実施する事項）

→包括的経済連携の基本方針の策定

Ⅱ. 新しい成長モデルの構築を

○適切な政策対応を行うことにより、供給能力を高めていくことは可能である。特に、①高齢者、女性、若者等が就業しやすい環境を整備すること、②意欲ある人々がベンチャー、社会的企業、NPO 等を含め起業しやすい環境、国内に立地しやすい環境を整備することの重要性が高い。また、③人的資本の形成、④イノベーションの促進、知的資産の蓄積も重要な課題である。数年後には供給制約が強まることを想定し、現時点でも供給力が不足している成長産業を中心に、規制・制度の改革を進めるとともに、必要な能力を備えた人材の育成・定着、起業の促進、リスク・マネーの円滑な供給などを着実に推進していく必要がある。

他方、こうした取組により、就業が最大限促進されとしても、2020 年度の就業者数は現在の水準を下回る見込みであり、2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性（GDP/就業者数）の伸びが必要である。今後の成長産業には、労働生産性が必ずしも高くない分野が含まれていることも踏まえれば、規制・制度の改革等に取り組むことを通じ、全ての産業において、労働生産性を高めていくことが不可欠である。

以上のような対応がとられれば、供給面から成長が強く制約されることはないと思われる。また、景気回復局面においては、需要面からの成長戦略による需要の拡大とともに、企業等の中で十分活用されていない労働が減少するため、この面からも労働生産性の上昇が期待できる。[P8～9]

○日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段

階的に引き下げる。[P42]

1. 「創業」により雇用を創出

（先端技術分野の起業により成長をけん引）

○2020 年度までに官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4 % 以上にする。そのため、政府の関与する研究開発投資を第 4 期科学技術基本計画に沿って拡充することとし、効果的、効率的な技術開発を促進するための規制改革や支援体制の見直し、官民連携の強化、民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。

これらの施策を進めるに当たり、国民の理解を得られるよう、科学・技術予算編成プロセスの抜本的改革などのシステム改革を進める。すなわち、科学・技術政策の総合司令塔である「科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）」の下、府省横断の科学・技術重要施策アクションプランの実施により、予算の「選択と集中」を強化し、重複の排除や透明性の向上を徹底する。また、基礎研究力の向上と研究のデスバレーの克服やオープン・イノベーションの実現に向けた科学・技術・イノベーションシステムを構築する。[P48～49]（再掲）

○拠点形成と集中投資により、我が国の研究開発・人材育成における国際競争力を強化する。すなわち、我が国が強みを持つ学問分野を結集したリーディング大学院を構築し、成長分野などで世界を牽引するリーダーとなる博士人材を国際ネットワークの中で養成する。最先端研究施設・設備や支援体制等の環境整備により国内外から優秀な研究者を引き付けて国際頭脳循環の核となる研究拠点や、つくばナノテックアリーナ等世界的な産学官集中連携拠点を形成する。また、「国立研究開発機関（仮称）」制度の検討を進める。

大学・大学院の理系カリキュラム改善を産学官連携で推進し、「特別奨励研究員事業（仮称）」の創設を含む若手研究者支援制度の再構築や大学等におけるテニユアトラック制（※）の普及により優秀な若手研究者の自立的な研究環境を整備する。また、研究開発独法を活用した取組等により、産業を担う研究開発人材や研究マネジメント人材等を育成する。

これらの取組により、特定分野で世界トップ 50 に入る研究・教育拠点を 100 以上構築し、イノベーション創出環境を整備するとともに、博士課程修了者の完全雇用と社会での活用を実現する。

（※）若手研究者が、厳格な審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積むことができる仕組み[P47～48]（再掲）

（税制・金融措置等による創業者の資金調達支援）

○成長戦略実行計画（工程表－Ⅳ）

・早期実施事項（2010 年度に実施する事項）

→起業・転業支援策の抜本的強化

・起業支援ファンドへの資金供給の資金供給の弾力化

・経営支援と一体となった地域金融機関と連携しての地域における起業・転業の促進

・2013 年度までに実施すべき事項

→全国展開し、「企業 100 万社」に向け、民間投資を促進

・2020 年度までに実現すべき成果目標

→年間の起業数・転業数の大幅な増加を実現

（規制改革による創業・ルール整備による民間投資の促進）

○行政が独占してきた「公」を企業、NPO 等に関し、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO 等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。また、何が必要かの選択について、国民が積極的に意見を述べる機会の拡大を目指す。[P14]

2. ものづくり産業はイノベーションの源泉

○アジア諸国が経済・社会のセーフティネットをより厚いものにするために、日本の「安全・安心」の考え方が貢献できる部分は大きく、経済成長の基盤ともなる。環境分野や製品安全問題等にかかる日本の技術や規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する作業を行い、国際社会へ発信・提案することなどにより、アジア諸国の成長と「安全・安心」の普及を実現しつつ、日本企業がより活動しやすい環境を作り出す。また、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など日本が技術的優位性を有している分野においては、特に戦略的な国際標準化作業を早急に進める。食品においても、流通の多様化・国際化等を踏まえ、アジア諸国とも共同しつつ、食品安全基準の国際標準化作業等に積極的に貢献する。[P21]

(民間の研究開発への継続的かつ大胆な支援)

○基礎研究の振興と宇宙・海洋分野など新フロンティアの開拓を進めるとともに、シーズ研究から産業化に至る円滑な資金・支援の供給や実証試験を容易にする規制の合理的見直しなど、イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う。科学・技術力を核とするベンチャー創出や、産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげる取組を進める。[P29]

○成長戦略実行計画（工程表－V）

- ・2013 年度までに実施すべき事項
→研究開発投資の促進
- ・研究開発投資の促進に向けた各種施策（研究開発税制等）の検討・実施（再掲）

(ものづくり教育システムの整備と「個が光る」人材の育成・支援)

○大学・公的研究機関改革を加速して、若者が希望を持って科学の道を選ぶように、自立的研究環境と多様なキャリアパスを整備し、また、研究資金、研究支援体制、生活条件などを含め、世界中から優れた研究者を惹きつける魅力的な環境を用意する。[P29]

○成長戦略実行計画（工程表－VI）

- ・早期実施事項（2013 年度までに実施すべき事項）
→大学・専門学校等の教育システムとの連携

○成長戦略実行計画（工程表－VI）

- ・早期実施事項（2013 年度までに実施すべき事項）
→「社会人の学修支援プラン」の実施
 - ・地域大学・高等専門学校・専門学校の活用
- ・2020 年度までに実現すべき成果目標
→社会人入学者数の増加

○成長戦略実行計画（工程表－V）

- ・早期実施事項（2013 年度までに実施すべき事項）

→理数教育の強化と理系進学促進

→国と未来を開く基礎となる初等中等教育（重要能力・スキルの確実な習得）

・外国語教育、理数教育、情報教育、キャリア教育・職業教育の充実

（国際標準化への戦略的取り組み）

○アジア諸国が経済・社会のセーフティネットをより厚いものにするために、日本の「安全・安心」の考え方が貢献できる部分は大きく、経済成長の基盤ともなる。環境分野や製品安全問題等にかかる日本の技術や規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する作業を行い、国際社会へ発信・提案することなどにより、アジア諸国の成長と「安全・安心」の普及を実現しつつ、日本企業がより活動しやすい環境を作り出す。また、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など日本が技術的優位性を有している分野においては、特に戦略的な国際標準化作業を早急に進める。食品においても、流通の多様化・国際化等を踏まえ、アジア諸国とも共同しつつ、食品安全基準の国際標準化作業等に積極的に貢献する。[P21]（再掲）

○成長戦略実行計画（工程表Ⅲ）

・2020年度までに実現すべき成果目標

→戦略分野における国際標準獲得を通じた日本企業の国際競争力強化

（中小企業の知財活用の促進）

○中小企業の知財活用を促進する。[P30]

○知的財産の積極的な取得・活用、特定戦略分野の国際標準獲得に向けたロードマップの策定、今後創設される「科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）」（総合科学技術会議の改組、知的財産戦略本部の見直し）の活用を進める。[P43]

3. 農業・環境・健康分野が成長のエンジン

○気候変動問題は、もはや個々の要素技術で対応できる範囲を超えており、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進するとともに、環境技術・製品の急速な普及拡大を後押しすることが不可欠である。

したがって、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）の促進や総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指す。[P16]

○住宅投資の効果は、住宅関連産業が多岐にわたり、家具などの耐久消費財への消費などその裾野が広いことから、内需主導の経済成長を実現するためには、今後とも住宅投資の促進は重要な課題である。このため、1,400兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成を図るとともに、住宅金融・住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大を図る。[P27]

○我が国の情報通信技術は、その技術水準やインフラ整備の面では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸外国に遅れを取っており、潜在的な効果が実現されていない。

個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び三増、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。行政の効率化を図るため、各種の行政手続の電子化・ワンストップ化を進める

とともに、住民票コードとの連携による各種番号の整備・利用に向けた検討を加速する。子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の実現など、教育現場や医療現場などにおける情報通信技術の利活用によるサービスの質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするため、光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める。加えて、温室効果ガス排出量の削減、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジドの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行う。[P30]

- 再生可能エネルギーの普及拡大のため、買取対象をこれまでの太陽光発電から風力、中小水力、地熱、バイオマス発電に拡大、全量買取方式の固定価格買取制度の導入を軸とする、以下の政策パッケージを導入する。

第一に、スマートグリッド導入、系統運用ルール策定、系統連系量の拡大施策等を通じて電力システムの高度化を図る。第二に、風力発電・地熱発電立地のゾーニングを行い、建設を迅速化する。また、公有水面の利用促進、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開く。第三に、グローバルな新産業ベンチャー育成、リスクマネー補完、地域の事業・便益に繋がるファイナンスの仕組みを強化する。第四に、木質バイオマスの熱利用、空気熱利用、地中熱・太陽熱の温水利用等の普及を推進する。[P38]

(農業の潜在成長力を最大限に)

- 農山漁村の潜在力が十分に発揮されるよう、「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行い、農林水産業を再生し、食料自給率を50%に向上させることを目指す。

今後、自然資源、伝統、文化、芸術などそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。

また、いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。[P26]

- 成長戦略実行計画(工程表Ⅳ)

- ・2011年度に実施すべき事項

- 新農地制度に基づく意欲ある多様な経営体の新規参入促進、耕作放棄地対策

(環境分野での市場化を促進)

- 電力供給側と電力ユーザー側を情報システムでつなぐ日本型スマートグリッドにより効率的な電力供給を実現し、家庭における関連機器等の新たな需要を喚起することで、成長産業として振興を図る。

さらに、成長する海外の関連市場の獲得を支援する。[P16]

- アジア諸国が経済・社会のセーフティネットをより厚いものにするために、日本の「安全・安心」の考え方が貢献できる部分は大きく、経済成長の基盤ともなる。環境分野や製品安全問題等にかかる日本の技術や規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する作業を行い、国際社会へ発信・提案することなどにより、アジア諸国の成長と「安全・安心」の普及を実現しつつ、日本企業がより活動しやすい環境を作り出す。また、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など日本が技術的優位性を有している分野においては、特に戦略的な国際標準化作業を早急に進める。食品においても、流通の多様化・国際化等を踏まえ、アジア諸国とも共同しつつ、食品安全基準の国際標準化作業等に積極的に貢献する。[P21](再掲)

（低炭素経営を実現するための環境整備）

- 電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等）の普及拡大支援策や、低炭素投融资の促進、情報通信技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新する。安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について着実に取り組む。

蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。さらに、モーダルシフトの推進、省エネ家電の普及等により、運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する。[P16]

（高齢先進国を強みに変える健康・医療産業への戦略的な取り組み）

- 我が国は、国民皆保険制度の下、低コストで質の高い医療サービスを国民に提供してきた結果、世界一の健康長寿国となった。世界のフロンティアを進む日本の高齢化は、ライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）を力強く推進することにより新たなサービス成長産業と新・ものづくり産業を育てるチャンスでもある。

したがって、高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付けるとともに、民間事業者等の新たなサービス主体の参入も促進し、安全の確保や質の向上を図りながら、利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。誰もが必要なサービスにアクセスできる体制を維持しながら、そのために必要な制度・ルールの変更等を進める。[P18]

- 安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する。産官学が一体となった取組や、創薬ベンチャーの育成を推進し、新薬、再生医療等の先端医療技術、情報通信技術を駆使した遠隔医療システム、ものづくり技術を活用した高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等の研究開発・実用化を促進する。その前提として、ドラッグラグ、デバイスラグの解消は喫緊の課題であり、治験環境の整備、承認審査の迅速化を進める。[P18]

- 高齢者が将来の不安を払拭し、不安のための貯蓄から、生涯を楽しむための支出を行えるように医療・介護サービスの基盤を強化する。具体的には、医師養成数の増加、勤務環境や処遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。また、医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、介護施設、居住系サービスの増加を加速させ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。[P19]

- 医療、介護は地域密着型のサービス産業であり、地方の経済、内需を支えている。住み慣れた地域で生涯を過ごしたいと願っている高齢者は多く、地域主導による地域医療の再生を図ることが、これからの地域社会において重要である。具体的には、医療・介護・健康関連サービス提供者のネットワーク化による連携と、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、そこに暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築する。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行など、新たなシニア向けサービスの需要も創造される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境を整備していく。[P19]

（少子化対策への転換による多様な保育サービスの創出）

- 誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出

生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。[P34]

○すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが「人づくり」の起点として必要であり、このため、幼保一体化を含む制度改革と環境整備に全力で取り組む。

具体的には、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した「こども指針（仮称）」の策定、幼稚園・保育所の垣根を取り払い（「保育に欠ける要件」の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園（仮称）」に一体化、実施体制の一元化を行うとともに、指定制度の導入、利用者が自ら選択する事業者と契約する利用者補助方式への転換、「こども園（仮称）」について価格制度を一本化等により多様な事業主体の参入促進による様々な子どもの事情に応じた幅広いサービス提供を行う。

2017年には待機児童が解消し、保護者の就労形態等によらず、すべての子どもに質のよい成育環境が整備されることが期待される。[P49～50]

4. アジアの成長を日本の成長に

○アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えるため、「ワンボイス・ワンパッケージ」でインフラ分野の民間企業の取組を支援する枠組みを整備する。具体的には、国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行うため、内閣総理大臣を委員長（国家戦略担当大臣を委員長代理）とし、官民合同の委員からなる「国家戦略プロジェクト委員会（仮称）」を設置する。同委員会では、国として重点的に推進するプロジェクトに対し、我が国経済への波及効果・インパクト等を判断し、パッケージ化の対応も含めた省庁間の政策調整や調査審議を行う。また、「インフラプロジェクト専門官（仮称）」を重点国を中心に在外公館内に指名する等、在外公館の拠点性を強化する。さらに、適切なファイナンス機能の確保や展開の基盤整備支援を含む関係政府機関の機能・取組を強化する。特に、パッケージ型インフラ海外展開推進会議（※）の検討を踏まえ、先進国向け投資金融においても、国際協力銀行（JBIC）が民間と連携して支援できる分野を拡充する。国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。国際協力銀行（JBIC）の在り方についても、機動性、専門性及び対外交渉力を強化する観点から検討する。また、自治体の水道局等の公益事業体の海外展開策を策定・推進する。

これらの体制・制度を整備し、官民連携して海外展開を推進することにより、2020年までに、19.7兆円の市場規模を目指す。

（※）国家戦略室を中心に、関係省庁間で、パッケージ型インフラの展開を推進するための官民連携した取組について検討する会議。[P41]

○環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あわせて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。また、アジアにおけるこれらの分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく。これらにより日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく。[P21～22]

○成長戦略実行計画（工程表－Ⅳ）

- ・早期実施事項（2010 年度に実施する事項）
 - 中小企業の海外展開支援パッケージの創設
- ・2020 年度までに実現すべき成果目標
 - 中小企業の海外事業の拡大

（東アジアにおける包括的経済連携の実現）

○アジア諸国を含めた主要国・地域との経済連携の進め方などの検討を行い、2010 年秋までに「包括的経済連携に関する基本方針」を策定する。

上記基本方針を踏まえて、国内産業との共生を目指しつつ、関税などの貿易上の措置や非関税措置（投資規制、国際的な人の移動に関する制限等を含む）の見直しなど、質の高い経済連携を加速するとともに、国内制度改革等を一体的に推進する。

特に、「東アジア共同体構想」の具体化の一環として、2010 年に APEC（アジア太平洋経済協力）をホストする機会を通じて、アジア太平洋を広く包含する FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の構築のためのあり得べき道筋を探求するに当たって強いリーダーシップを発揮する。

また、EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れを確かなものとしていくことを通じ、我が国の病院・介護施設において就労する外国人が増え、医療・介護の技術や知識を海外に広めることにより、看護・介護サービスの質・量が充実し、潜在的な看護・介護サービス需要が喚起されることが期待される。

これらにより、アジアにおける「ヒト・モノ・カネの流れ倍増」に大きく貢献し、貿易促進、外資系企業による日本への立地促進、人材の集積を図る。[P44]

○医療・介護・健康関連産業は、今後、高齢社会を迎えるアジア諸国等においても高い成長が見込まれる。医薬品等の海外販売やアジアの富裕層等を対象とした健診、治療等の医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していく。また、成長するアジア市場との連携（共同の臨床研究・治験拠点の構築等）も目指していく。[P18]

○アジア等で急増する医療ニーズに対し、最先端の機器による診断やがん・心疾患等の治療、滞在型の慢性疾患管理など日本の医療の強みを提供しながら、国際交流と更なる高度化につなげる。そのため、いわゆる「医療滞在ビザ」を設置し、査証・在留資格の取扱を明確化して渡航回数、期限等を弾力化するほか、外国人医師・看護師による国内診療を可能とするなどの規制緩和を行う。

また、外国人患者の受入れに資する医療機関の認証制度の創設や、医療機関ネットワークを構築する

ことで、円滑な外国人患者の受入れを図るとともに、海外プロモーションや医療言語人材の育成などの受入れ推進体制を整備するほか、アジア諸国などの医療機関等との連携に対する支援を行う。[P40]

(アジア地域における知的財産権の保護強化)

- 日本企業が活躍するフィールドであるアジア地域において、あらゆる経済活動の障壁を取り除くことが必要である。このため、より積極的に貿易・投資を自由化・円滑化し、また知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。[P21]
- 拡大したアジア市場に対して、日本のコンテンツ、デザイン、ファッション、料理、伝統文化、メディア芸術等の「クリエイティブ産業」を対外発信し、日本のブランド力の向上や外交力の強化につなげるとともに、著作権等の侵害対策についても国際的に協調して取り組む。[P22]

(わが国の中小企業の海外市場開拓への取り組みに対する支援)

- 成長戦略実行計画（工程表Ⅲ）

- ・2013年度までに実施すべき事項

- 租税条約、社会保障協定、投資協定の締結促進（特に租税条約ネットワークの拡充）

- 我が国のファッション、コンテンツ、デザイン、食、伝統・文化・観光、音楽などの「クール・ジャパン」は、その潜在力が成長に結びついておらず、今後はこれらのソフトパワーを活用し、その魅力と一体となった製品・サービスを世界に提供することが鍵となっている。

このため、海外の番組枠の買取り、デジタル配信の強化、海外のコンテンツ流通規制の緩和・撤廃、海賊版の防止、番組の権利処理の迅速化とともに、民間を中心としたチームによるクール・ジャパン関連産業や地域産品の売込みと海外ビジネス展開支援、人材育成の強化、海外クリエイター誘致のための在留資格要件の緩和等を行う。[P43]

- 我が国の教育機関・企業を、積極的に海外との交流を求め、又は国内のグローバル化に対応する人材を生み出す場とするため、外国語教育や外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化を支援するほか、外国大学との単位相互認定の拡大や、外国人教職員・外国人学生の戦略的受入れの促進、外国人学生の日系企業への就職支援等を進める。

さらに、優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、職歴や実績等に優れた外国人に対し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する。また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず、就業可能な在留資格が付与されない専門・技術人材についても、ポイント制を活用することなどにより入国管理上の要件を見直し、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、海外人材受入れ制度を検討し、結論を得る。

これらの施策を通じ、海外人材の我が国における集積を拡大することにより、在留高度外国人材の倍増を目指す。また、我が国から海外への日本人学生等の留学・研修等の交流を30万人、質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す。[P42～43]

(競争力強化のための空港・港湾インフラの整備)

- 羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。[P22]
- アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知

恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。[P45]

5. 観光・グリーン公共投資は地域活性化のカナメ

- それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。
また、地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるための「地域主権」改革を断行する。[P25]

(人と地球に優しいコンパクトなまちづくりの推進等)

- 未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人の温もりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。[P38～39]

(地域の資源を活用した観光振興)

- 今後、アジアからの訪日観光客を始めとした各国からの訪日外国人の増加に向けて、訪日観光査証の取得容易化、魅力ある観光地づくり、留学環境の整備、広報活動等を図ることにより、訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。また、観光立国にとって不可欠な要素として、交通アクセスの改善と合わせて安全・安心なまちづくりを進める必要がある。[P23～24]
- 高速道路の無料化により、地域間のヒト・モノの移動コストの低減が実現されれば、地域産品の需要地への進出拡大、地域の観光産業の活性化、地方への企業進出等の経済効果が期待される。[P25]
- 地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区（仮称）」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する「地域活性化総合特区（仮称）」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。[P45]
- 本年7月1日から、中国人訪日観光の査証取得要件の緩和、申請受付公館の拡大など、査証の取得容易化を実現し、同時に「選択と集中」による効果的なプロモーションの実施や、医療など成長分野と連携した観光の促進、通訳案内士以外にも有償ガイドを認めるなど受入体制の充実等に取り組むことで、訪日中国人旅行者数の大幅な増加を図り、2020年初めまでに訪日外国人2,500万人、将来的には3,000万人の達成に向けた取組を進める。[P45]

(グリーン化と地域活性化を促進する社会資本整備)

- 投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。[P25]

- 高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。[P26]
- 日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。
老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる。[P17]
- 今後、一人暮らしや介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、高齢者が居住する住宅内での安全な移動の確保や転倒防止、介助者の負担軽減等のため、手すりの設置や屋内の段差解消等、住宅のバリアフリー化の促進が急務である。このため、バリアフリー性能が優れた住宅取得や、バリアフリー改修促進のための支援を充実するとともに、民間事業者等による高齢者向けのバリアフリー化された賃貸住宅の供給促進等に重点的に取り組む。[P19]
- エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大や、ヒートポンプの普及拡大、LED や有機 EL などの次世代照明の 100%化の実現などにより、住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進する。これはまた、居住空間の快適性・生活の質を高めることにも直結し、人々のライフスタイルを自発的に低炭素型へと転換させる大きなきっかけとなる。
こうした家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭にアドバイスをする「環境コンシェルジュ制度」を創設する。[P17]
- 現在、我が国の既存住宅ストック約 4,950 万戸のうち、約 21%に当たる 1,050 万戸が耐震性不十分と言われている。2036 年までに 70%の確率で首都直下地震が起これと言われており、阪神・淡路大震災の被害を考えれば、尊い人命が住宅等の全壊・半壊による危機にさらされているのが現状である。
このため、住宅等の耐震化を徹底することにより、2020 年までに耐震性が不十分な住宅の割合を 5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。[P28]
- 省エネ・耐震・バリアフリー、長期優良住宅等の質の高い新築住宅の普及促進を図るため、住宅エコポイント等に加え、住宅等のネット・ゼロ・エネルギー化に向けた新たな省エネ基準を策定する。さらに、建築基準法の見直しやリバースモーゲージの活用促進を図る。これにより、新たな成長産業としての住宅市場の活性化を図るとともに、「二地域居住」など生活の質の向上を実感する新たなライフスタイルの変革を促す。[P46]

18. 第 111 回通常会員総会決議

平成 22 年 3 月 18 日
日本商工会議所

わが国経済は、緩やかな回復過程にあるものの、大幅な需要不足によるデフレの深刻化など依然とし

て予断を許さない。特に、地域の雇用を必死に支える中小企業は、「仕事がなく、売上がたたない」厳しい状況に追い込まれている。

早期の景気回復には、まずは、有効需要を創出し、デフレを克服する政策の実行が喫緊の課題である。このため、難局を切り拓く企業家精神を一層発揮させるよう、21年度緊急経済対策および年度内成立が確定した平成22年度予算の前倒し執行が急務である。

同時に、新成長戦略（基本方針）の具体的な策定にあたっては、地域の声をはじめ国民の意見・要望を踏まえ、「需要面と供給面のバランスのとれた戦略」とすることを基本に、長期的な財政健全化への道筋を含めて、総合的に議論のうえ策定し、その着実な実行を通して持続的成長を実現していくことが重要と考える。

日本商工会議所は、138万会員を擁する全国515の商工会議所が参集した会員総会において、以下の「総会決議」を取りまとめた。

政府・国会におかれては、デフレの早期脱却と、名目3%成長・実質2%の成長戦略を確実にしていくため、下記の諸課題に迅速かつ果敢に取り組み、実現されることを強く要望する。

記

1. 景気の早期回復と2年以内のデフレ克服を

- デフレからの完全脱却を2年以内に実現する重点戦略を策定・実行すること。
- 「富」と「雇用」を創出する民間企業の活力を引出す政策を大胆に実行すること。

2. 科学技術とものづくりに重点投資を

- 科学技術立国の実現のため、研究開発投資を官民あわせてGDP比4%以上とすること。
- 国際的に活躍できる人材や高度な人材を戦略的に創出するため、総合的な教育システムを社会総がかりで推進すること。
- 従来にない画期的なインセンティブによる「創業・第二創業」の増加を促進すること。
- ものづくり産業の強化のため、「研究開発」「国際標準化」「中小企業の知財活用」などの政策を戦略化すること。

3. 成長産業の徹底支援を

- 農業・環境・健康分野などへの重点投資等により、成長産業化を強力に推進すること。
- 環境分野での市場化への支援と海外市場をにらんだ国際標準化を推進すること。
- 消費者視点を重視した「売れるモノづくり」を実践する農商工連携を加速し、農業の「競争力」、「産業化」を徹底して推進すること。

4. グリーン公共投資で地域活性化を

- 地球温暖化対策（グリーン化）と地域活性化の双方に好影響をもたらす真に必要な公共投資を着実に実施すること。
- 交流人口の拡大や地域資源の活用などによる観光振興とまちづくりを強力に推し進めること。

5. アジア諸国の成長を日本の成長へ

- アジア諸国とともに成長する産業構造を構築し、経済連携強化を大胆に進めて行くこと。
- 競争力強化に資する国際拠点空港やスーパー中枢港湾などのインフラ整備を戦略的に進めること。
- 中小・中堅企業の輸出や海外展開への取組みを大胆に支援し、国内の雇用や研究開発につなげる好

循環を構築すること。

以 上

<実現状況>

「18. 『新成長戦略』のとりまとめに向けた提言」参照。

19. 農商工連携の推進による地域経済の活性化に関する提言

平成 22 年 3 月 18 日
日本・東京商工会議所

1. はじめに

1) 一層の低迷が懸念される地域経済

2008 年秋のリーマンショックに端を発した世界同時不況で大きな痛手を受けた日本経済は、2009 年春以降、外需に支えられた輸出・生産の回復により、一部で改善の兆しが出ている。ヒト・カネ・情報の東京一極集中もあって首都圏は比較的活気があると言えるが、地方に目を転じると、地域経済は依然厳しい状況が続いており、デフレの原因とされる需要不足や円高の進行、さらには公共事業削減もあって今後一層の低迷も懸念されている。地域では、中小企業の廃業増加、農業集落の大幅減少、商店街の低迷に加えて人口減少・高齢化等、経済規模の縮小に直結する構造的な課題・問題が深刻化しており、地域住民・企業の活力を引き出して地域に活気を取り戻すための突破口を見出すことが急務になっている。

2) 長期衰退傾向にある農業を取り巻く情勢変化

一方、地域において社会・文化の根幹を支えてきた農業は、高度経済成長期以降の社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できず、内向きで閉鎖的な体質が維持されてきたために、長期的衰退傾向が続いている。しかし、近年、食料安全保障や「安心・安全な食」への関心の高まりを背景に自給率向上に向けた再生が強く叫ばれるようになり、また経済成長一辺倒から環境との調和がとれた経済成長への見直し機運が高まる中、循環型経済の核となる農業の重要性が再認識され、農業の現状や今後のあり方に対する国民各層の関心はかつてない程高まっている。こうした折、政府は、目まぐるしく変化する国内外の情勢を踏まえて、時代に合致した農業の再生を目指すことを目的に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定しようとしている。

3) 地域活性化に有効な農商工連携

「失われた 10 年」と称される日本経済の閉塞状態を打破するためには、地域の再活性化が必要である。既に多くの地域において地域経済の中核をなす農業生産者と中小商工業者との有機的連携により「眠っている資源」を活用して地域経済を活性化していく取組みが始まっている。中小商工業者と農

業生産者が地域資源を活用して新たなビジネスを創出していく、即ち2次・3次産業と1次産業が一体感を持って主体的に新たな価値創造に取り組むことにより、産業フロンティアを切り開いていくことは、地域の住民・企業・農業生産者が活力を回復し、地域経済が活気を取り戻す契機になると考えられる。

4) 農商工連携の一層の推進に向けて

昨年12月末に政府が発表した「新成長戦略」（基本方針）には、『農林水産分野の成長産業化』が「6つの戦略分野」の中の一つである『観光立国・地域活性化戦略』に掲げられている。また、地域のことは地域の住民が決める『地域主権』が「改革の一丁目一番地」と最重要政策に位置付けられていることから、地域の中小商工業者と生産者が地域の潜在力を引き出して「経済力」にしていく農商工連携は、現実的でタイムリーなテーマであり、農業再生を目指していく絶好のタイミングと考える。

当所は、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されるのに合わせ、農商工連携の成功が農業再生への一里塚となり、さらには地域経済活性化に繋がるとの考えに立って、提言を取りまとめることとする。

2. 日本の農業を取り巻く構造問題と最近の動き

農業の振興を巡って、これまで他産業との格差是正や国際規律への対応、さらには次世代の課題を睨みこんでの政策が策定・実施されてきた。しかし、こうした対応にも拘わらず内外情勢の変化のスピードに十分対応しきれずに、「手厚い保護」「補助金漬け」等と形容される内向きで硬直的な対応に終始したことが構造的な問題を生んだと言われている。

農業および農業生産者が直面している構造的な課題・問題としては、以下の点が挙げられる。

①食の多様化による米消費量の減少と食料自給率の低下

経済成長により生活水準が向上して食の欧米化・多様化が進行、これに伴い主食である米の消費量は大幅に減少した。逆に、米以外の穀物や畜産・乳製品の消費量が増加して食料・食品輸入が増えた結果、食料自給率はカロリーベース・生産額ベースともに低下した。

②厳しさ増す農業経営の環境

米の需給バランスが悪化して価格が大幅に低下、米の生産者の収入が減少したこともあって若者の農業離れが一層深刻化し、その結果、生産者の高齢化が進行した。また、気候変動の激化が農業生産に及ぼす影響が無視できなくなっており、生産者の経営環境はますます厳しくなっている。

③減反政策による生産現場の混乱 - 耕作放棄地増加

米の受給ギャップを生産調整（減反政策）で解消して消費者価格の下落を抑えるという価格政策が、生産者の労働意欲に悪影響を与えて生産現場に混乱をもたらし、また耕作放棄地の増加を招いた。

④生産性の停滞

大規模化を目指した農地政策については、既得権者との調整や兼業・小規模農家対策が中途半端で、土地集約が進まず、農業の生産性は対製造業比で停滞している。

⑤不十分な輸出市場の開拓

米や一部果実が輸出され、成長著しい中国・アジアにおいて高い評価を得ているが、ギフト需要や一部富裕層向けに止まっており、市場開拓は不十分なままにある。

こうした問題・課題の解決に向けて様々な動きが出てきているが、生産現場や流通段階での最近の動きとしては、以下の事例が挙げられる。

～消費者の嗜好・ニーズの変化・多様化への対応～

①米の消費増への取組みの拡大

減反への対応と米の消費拡大を目的にした米粉の利用拡大に向けて、各地において生産者単独、あるいは生産者と中小商工業者・大企業との協力により、消費者の嗜好やニーズに合った商品の開発が進みつつある。

②直売・アンテナショップの活況

新鮮な生鮮食品や地域特産品を必要な時に購入したいという消費者の要望に応えるビジネスモデルとして、生鮮食品の産地直送や直売、地域特産品のアンテナショップが増加傾向にあり、消費者から一定の支持を得ている。

③取引・生産情報収集のためのインターネット活用

インターネット活用による生鮮食品の受発注・販売が急速に拡大し、地域の農産物・加工食品でヒット商品が相次いでいる。また、予めインターネットで消費者からの注文を受けた上で生産を行う生産者も出てきている。

④発想の転換による生産性の向上

「訳あり商品」「規格外商品」の流通が日常化、消費者の「見た目よりも安さと食味」との理解が進み、売れ行きは上々で、その結果、生産現場での歩留まりが改善して生産性は徐々に向上している。

⑤安心・安全な食品への取組み

「安心・安全な食品」への要求の高まりに伴い、生鮮食品においては「顔の見える商品」というコンセプトが定着、また植物工場で生産される葉物野菜への消費者の支持が高まり、消費が着実に拡大している。

～経営環境・社会情勢の変化への対応～

⑥集落営農の増加

作業の共同化・機器設備の共同利用・集落一体化等による集落営農の組織化が進捗、地域の農地維持・経営規模の拡大・高付加価値化・経営の多角化・生産性向上等で成果を上げている。

⑦耕作放棄地対策の取組み

耕作放棄地解消に向けた取組みとして、住民・自治体・農協・NPO・農業法人・企業等様々な主体による土地有効活用の動きが全国各地で展開されており、農村振興や地域住民の活力回復をもたらす事例が出てきている。

⑧中国・アジア市場開拓の動き

農業組合法人が事業の多角化として輸出や現地販売への取組みを開始する事例や、自治体・生産者・商工会議所等が連携して地域特産品の特売会等販促イベントを開催する事例が徐々に増えてきている。

⑨新規就農の増加等若者の農業への関心の高まり

若者の新規就農や大学での農業サークル活動に見られるように、若い世代における農業への関心が高まっている。

（「消費者視点」がキーワード）

生産現場では規模拡大や生産性向上に向けた取組みが徐々に進んでいるが、今後の農業の在り方を考える上で最も重要なことは、「いかにして消費者のニーズに的確に対応していくか」という問題意識である。「人が生きていく上で欠かせない食料を担う唯一の産業」とされる農業といえども、消費構造や消費者行動の変化に的確に対応するという「消費者視点」がなければ収入を増加させることは難しく、ますます厳しくなると予想される国際競争で勝ち残っていくことはできない。

こうした中、独自の情報収集により消費者行動の変化に的確に対応して革新的な生産体制を構築している生産者や、商工業者が持つ消費者情報を活用して効率的・効果的な生産に取り組む生産者が現われている。特に後者が「農商工連携」の典型事例であり、農商工連携は生産者に「消費者視点」の意識・マインドを促す契機になるものと位置付けられよう。農業を取り巻く情勢の劇的な変化を考えると、新たに策定される「食料・農業・農村基本計画」では、「消費者視点」を基本理念に据えるべきであり、「消費者視点」こそが今後の農業の再生・成長産業化のキーワードになると考えられる。

（連携から企業体への発展を）

国の活力の源泉である「食」を支え、また「国のかたち」の基盤となる農業の重要性に鑑み、商工会議所においても、生産現場と消費者をつなぐ役割・機能を十二分に発揮して生産者との連携による地域資源の有効活用に取り組む。そうした連携を幅広い分野で消費者ニーズに的確かつ効果的に対応する企業体に発展させることにより、農業との Win-Win 関係を確固たるものとし、それが地域経済の活性化をもたらし、ひいては国全体の活力の増進につながるものとする。

3. 農商工連携の現状と事例を通じての問題認識

農商工連携の現状については、下記の点が挙げられる（当所政策委員会がヒアリング・アンケート等を実施。概要は別添）。

1) 農商工連携推進の課題が浮き彫り＜委員会ヒアリング結果＞

①キーパーソンが存在が連携事業の鍵

栃木県の小山商工会議所「かんびょううどん」、東京都板橋区のハッピーロード大山商店街振興組合「地域産品アンテナショップ」においては、関係者を取りまとめ、情熱を持って事業推進に当たるプロモーターの存在が、事業成功の最大の要因である。

②人的交流を通じた迅速な情報交流

モスフードサービス・イトーヨーカドーともに生産者との相互理解に基づいた信頼関係の構築に腐心。また、生産者と販売・営業現場のスタッフとの人的交流を通じたスピーディーな情報交流にも注力し、現場の実態を理解したうえで生産に当たるといった仕組みを設けたことが事業性向上につながっている。

③農協側の農商工連携への関心・参画は依然低調

全国農業協同組合中央会（JA全中）は、農業所得水準の低下、高齢化や将来の担い手不足等現状に強い危機感を持ち、付加価値創造の重要性を認識している。しかし、これらへの対応策はやや具体性に乏しく、また「食料安全保障」の名の下に政府に一定の保護・支援を求めてきている。国際

化への対応では、輸出促進に向けた取組みの必要性への認識が深まっていることは前進だが、貿易自由化交渉へのガードは依然固い。農商工連携については、JA全中は推進に向けての取組みを進めつつあるが、各地農協が関与する事例は未だ少ない。

④連携事業支援人材の強化が全国展開に不可欠

シンクタンクの農商工連携支援専門家の経験談からは、地域資源発掘の糸口を提供して資源活用への取組みの基礎づくりをリードするコーディネーター、また、連携事業の枠組みが固まった段階でのプロデューサー・プロモーターの役割の重要性が確認された。こうした役割を担える人材のデータベース「人材バンク」を充実させて、バンクに登録されたコーディネーター等が効率的・効果的に活動できるシステムを構築することが連携事業の「点から面への拡大」の成否の鍵を握る。

2) 生産者側の積極参画への期待が強い<アンケート結果>

各地商工会議所向けに実施したアンケートの集計結果は以下のとおり(事例を含め詳細は別添)。

*回答率 41.5%

*35.5%が実施中、29%が検討中。他方、31.8%が実施せず実施予定もなし。

*実施事業：新商品開発、セミナー・交流会、販路開拓支援、農協等関係団体との協議会設立、等

*事例：地域特産品を活かした新商品開発、農業体験等を通じた観光振興、海外での特産品拡販等の事業が進められており、事業案件は着実に増加している。

*課題：関係者の相互理解不足、取組みへの意識の低さ、農協・行政との連携不足、補助金の使い勝手の悪さ、農協の役割の見直し、業種転換による農業参入の難しさ、等

*行政への要望：補助金・助成金の改善(増額・対象拡大・手続き簡素化等)、自治体・関係機関による連携事業への参画・協力、農林水産政策の周知、等

3) 連携支援・推進人材が鍵<現地ヒアリング結果>

札幌・栗山・江別・苫小牧各商工会議所および北海道商工会議所連合会よりヒアリング。

地域資源活用による地域ブランドづくりが道内各地で展開されている。道内最大の消費市場を持つ札幌では米・大豆を活用した新商品開発への取組みが進んでいるが、全般的には農業サイド、特に農協から十分な協力が得られないケースがあり、各商工会議所は事業の仕組みづくりに苦労している。着実に進行している事例を見ると、農業サイドのやる気を引き出して農商工の円滑な連携関係をまとめあげるリーダーが必ず存在する。連携事業を創出・推進する上で人材の確保・養成が不可欠であることが指摘された。

4) 革新的生産・商品製造で成果を上げる生産者も出てきている<外部セミナーでの紹介事例>

鳥取県の「有限会社田中農場」では、作物が自然に育つ環境をつくることを基本とし、約20年かけて借地を集積。堆肥等の有機物を使用した栽培米を栽培し、独自のルートで全国各地へ販売。また、農産物を原材料とした加工品(酒米・黄粉・酒まん・黒豆茶等)の製造販売も手掛けて成功を収めている。一方、石川県の「金沢大地」は土地利用型大規模有機穀物生産を推進し、有機栽培された農産物を材料に、納得いく製法で作られた安全で美味しい食品の通信販売も手がけ、根強い支持者を持って好調な販売を続けている。

5) 技術革新で「安心・安全」を求める消費者に応える植物工場<アンケート結果・外部セミナーでの紹介事例>

松戸市の「株式会社みらい」は店舗内の植物工場で生産した野菜を店頭で販売し、また、亀岡市の「株式会社スプレッド」は生産効率向上により国内最大規模の生産を行っている。先進的な「工」の

技術と、自ら需要家となるか、需要家との橋渡しの機能を持つ「商」との協力により安心・安全で透明性の高い商品生産を実践する「植物工場」は、自然との戦いという農業生産の弱点をカバーする側面を持っている。技術開発の進捗や生産コストの低減により今後着実に普及していくと見込まれ、雇用の受け皿に成長するとともに、生産システムについては砂漠・寒冷地域等向けの輸出ビジネスに発展していくことが期待される。

4. 農商工連携のメリット

農商工連携事業はスタートして未だ日が浅いこともあり、地域経済の成長を牽引するまでには至っていないものの、生産者の意欲を喚起して地域の活力回復の契機となり、また一定の雇用を創出して地域経済に貢献しつつある事例も出てきている。各地商工会議所からのアンケート結果や政策委員会でのヒアリング結果、さらには最近の動き等から、農商工連携のメリットを挙げると以下のとおりである。

1) 生産者の視点・意識変革による「安心・安全で、売れるモノづくり」の実践

生産者が消費者の嗜好やニーズに関する情報を的確かつタイムリーに入手できるようになり、そうした情報に基づき消費者視点に立った計画的・戦略的な生産体制が強化される。

2) 取引慣行の改善や的確なリスク管理による経営の安定化

古い体質に根差した取引慣行の可視化・透明化を図って契約取引に基づく計画的な生産体制を構築し、また自然との戦いという不確実性の下で、短期的な視点に加えて市場の動向を踏まえた中長期的視点でのリスク管理による効率経営を実践していくことで経営の安定化が進む。

事例：倉敷青果荷受組合「JAと連携した数量調整による契約取引のリスク軽減」 等

3) 新たな発想による付加価値創造

新たな地域資源の発掘が喚起・促進され、資源活用の際に既成の枠組みを超えた発想に触れる機会が増えて斬新な商品開発への取組みが加速する。また、既存の資源の新たな価値発見、新商品生産におけるストーリーづくりやブランド構築による付加価値創造が促進される。

事例：美唄商工会議所「ハスカップネットワーク事業」

ひたちなか商工会議所「ほしいも学校プロジェクト」 等

4) 流通機能の強化による販売機会の拡充・多様化

物流の近代化・効率化やIT活用による情報化への対応により、直売・通販等販売ルートを拡充させて国内消費市場へのアクセスが容易になるとともに、国際競争の意識も高まって輸出機会創出の可能性が広がる。

事例：松江商工会議所「NEW松江菓子海外事業展開」

鹿児島商工会議所「鹿児島ビジネス市場」

佐伯商工会議所「世界一・佐伯寿司海外展開プロジェクト」 等

5) 生産・加工・販売の一体化や他分野との融合・複合による新たな雇用受け皿の創出

生産・加工・販売の一体化の促進や、今後成長が期待される分野～健康・観光・教育・介護等～との融合・複合により、生産者の創意と工夫を活かす場が増えて生産現場の士気が高まり、新たなビジネスモデルの創出や雇用の拡大につながる。

事例：小松商工会議所「新・食紀行南加賀～育て・学べ・遊べ～」

山口商工会議所「第6次産業推進事業情報交換会」

株式会社伊藤園「JAと連携した茶産地育成事業」 等

6) 生産者・商工業者ネットワーク構築による地域経済基盤の強化

生産者と商工業者、あるいは農協と商工会議所等経済団体との相互信頼に基づくネットワークが構築されることで、消費者の嗜好や生活スタイルの多様化に沿った多種多様なビジネスチャンスの掘起しが進み、地域経済活性化へのシナジーが増幅する。

事例：滝川商工会議所「滝川地産地消ふるさとづくり協議会」

宇都宮商工会議所「うつのみやアグリネットワーク」

豊後高田商工会議所「産業連携による昭和の町をハレの場とした特産品開発プロジェクト」 等

7) 「食」を起点とした農業再生の国民的運動への基盤づくり

地産地消という草の根の活動、食育や食文化の伝承という教育・文化活動とも結合させて推進することで、農業再生に対する国民一人一人の意識・関心を高めて国民的な運動につなげ得る。

事例：松江商工会議所「農商工連携促進事業（食育を絡めた加工食品開発等）」 等

以上のようなメリットを認識した上で生産者と中小商工業者が一体感をもって連携事業を実現することが地域経済活性化に役立つと考える。

5. 農商工連携推進に向けての商工会議所の取組み、呼びかけおよび提言

【商工会議所における取組み】

日本商工会議所は、各地商工会議所による農商工連携事業の創出・推進への支援を強化し、また可能な限り地域間格差を解消して全国的な底上げを図っていくことに主眼を置き、以下の施策を実行していく。

1) 各地商工会議所に対する支援強化

各地商工会議所を対象として、農商工連携の重要性についての認識の徹底と事業案件創出のノウハウや各種支援策の活用等連携支援のレベルアップを目的に、研修を実施する。また、各地の連携事業のデータベースを構築し、商工会議所ネットワークにおいて情報の共有化を進める。さらに、各地での範となる優良な、あるいは目覚ましい成果を上げた連携事業を表彰する顕彰制度の創設を検討する。

2) 生産者との定期的情報交換の実現

農商工連携事業の創出・推進に携わる人材の確保・育成への共同取組み、および相互理解のための意思疎通を目的に、中央・地方で定期的に情報交換を行う。

3) マッチング事業の継続開催を支援

経済産業省・農林水産省の主催によって各地で開催されているマッチング事業に対し、商工会議所として従来以上に効率的・効果的な支援を行う。また、マッチング後のフォローアップに努める。

4) 周知活動の推進

全国的な運動を醸成することを目的に、メディアと連携して各種イベントを企画実施する。また、担当省庁の地方出先機関やメディア地方支局との連携により、地域における草の根的なイベント展開に注力する。さらに、地域における食育や食文化の伝承に関する活動にも農商工連携の視点で参画していく。

【生産者・団体への呼びかけ】

1) 農業経営における「消費者視点」への意識の転換

農業の衰退に歯止めをかけて地域経済の活性化をもたらすことが期待される農商工連携を進める上で最も重要なことは、農商工業者それぞれが供給者視点から消費者＝需要者視点へ意識を転換することである。本委員会のヒアリングにおいても、全国農業協同組合中央会（JA全中）から新時代の生産・販売戦略の中で「消費者視点」にも留意していくとの考え方が示された。今後、生産現場で農商工連携が着実に実践され、地方組織の意識改革・行動変化につながるようJA全中による一層の指導・支援が期待される。また、上記2)、3)、4)については生産者・団体の協力・協働が不可欠であり、具体的推進のための協働体制構築に向けて生産者・団体の積極的な取組みを求めたい。

2) 各地農協の農商工連携への積極的な取組み

イトーヨーカドーの事例で示されているように、当該農業法人が円滑に経営を進めている最大の要因は、企業が地元との調和に配慮した運営に努めていることに加えて、地元農協が積極的に協力して事業に参画していることであり、農協の指導の下で生産者と企業が一体感をもって法人経営に当たっていることである。こうした農協の取組みが全国に拡大していくことが強く望まれる。

3) 環境配慮型農法への積極的な取組み

環境配慮型の有機農法への消費者の関心は非常に強く、より安全で美味しい商品に対する購買行動が顕著になっている。生産者・団体はこうした現実を目を向けて、環境配慮型の農法を推進する体制を強化するとともに、農商工連携を活用する方策を検討していくことを求めたい。商工会議所としても、環境重視の観点から協力していきたい。

【政府に対する提言】

1) 「消費者視点」からの経営に資する環境づくり、価格政策実現

以上見てきたとおり、これまで生産者・団体に欠けていたのは「消費者視点」であり、消費者視点からの経営を実践していくための環境づくりなしには農業の再生は「絵に描いた餅」に終わることを十分認識する必要がある。特に、米価は生産調整(減反政策)により高水準に維持されてきたが、これは消費者に過度の負担を強いるものであり、消費者視点で見れば価格政策は是正を要すると考える。

2) 貿易自由化に対する的確な対応

また、貿易拡大を基盤にした経済政策により戦後の高度成長を達成したわが国が、現在協議中の国際的な貿易自由化の枠組みから離脱することは許されない。「新成長戦略」(基本方針)に掲げたアジア経済戦略の実現を目指す上でも、農業を含めた貿易自由化に的確に対応していくことが不可欠である。

3) 農商工連携支援策の一層の充実

「安心・安全」「鮮度重視」「食味へのこだわり」等消費者の嗜好の多様化や高度化、さらには国際競争等ますます厳しくなる環境の下では、農商工連携事業により地域特産品・地域ブランド品等「地域ならではの商品」を創出する取組みを全国各地に拡充することが、農業が抱える構造的な課題を解消していくことにつながり、農業の再生と地域経済力の増進をもたらすと考える。各地で実施されている事業を中長期視点で育み、全国的な底上げが実現するよう各種支援メニューの一層の

充実が不可欠である。

①人材の確保・育成支援策の創設

農商工連携事業を点から面へと全国に拡大していくには、プロデューサー・コーディネーター人材を確保・育成し、これら人材が効果的かつ円滑に活動できる環境づくりや制度整備が極めて重要である。

特に、プロデューサー・コーディネーターを目指す若手人材の育成は喫緊の課題である。このため、各省庁の関連施策を束ね直し、中長期視点から農商工連携に特化した総合的な人材確保・育成支援策を創設されたい。

②既存支援策の一層の拡充および柔軟な運用

農商工連携支援に関する政府予算を増額させるとともに、全国的な底上げに結びつくよう支援策のより柔軟な運用を進められたい。

i) 事業支援の補助率引き上げ

資金が乏しい生産者・事業者にもできるだけチャンスを与えるという考え方に立った補助率の引き上げ

ii) 提出書類の絞り込み等現場の事務負担軽減

iii) 業種転換による農業参入にチャレンジする中小商工業者への支援策強化

iv) 経済産業省ならびに農林水産省が各地で開催・推進しているマッチング事業の継続および生産者の積極的な参画促進

v) 産地・消費地という関係のみならず、食育にもつながる都市と農村の人的交流や観光交流等の促進

【地方自治体に対する提言】

「地域主権」の下では、現場により近い地方自治体の農商工連携における役割が、一段と高まると考えられる。地方自治体は、下記のとおり農商工連携への支援拡充をより一層強力に進められたい。

- 1) 生産者と商工業者間のマッチングや生産ネットワーク拡充等への支援
- 2) 耕作放棄地の有効活用策を含めた農地の利用促進策の拡充
- 3) 生産現場での技術革新・環境対策等に関する積極的な支援・参画

以上

<提出先>

政府、省庁、政党等

<実現状況>

○今後10年の農政のあり方を示す「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）において、第1次産業と第2次・第3次産業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業の「6次産業化」の推進が盛り込まれた。

○22年度農林水産予算では、農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開、新産業

創出等を支援する「未来を切り拓く 6 次産業創出総合対策」として総額 131 億円が新規に計上された。
また、経済産業省予算では、地域製品の販売促進・新商品の開発支援等の農商工連携関連予算として
137.4 億円が計上された。

以上

(3) 刊行物等

- ビジネス認証サービスタイプ1-A 総合パンフレット（3月）
- 販売士メールマガジン 第33号～第44号
- 日商 ニュース・ファイル第708号～第771号
- Eメール通信 第586号～第634号
- メールマガジン「まちづくりニュース」 第95号～第98号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」 第37号～第60号
- メールマガジン「Q u a l i」 第105号～第116号
- DCプランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第153号～第176号
- 日商PC通信 第63号～第65号
- 会議所ニュース（旬刊）第2315号～第2345号
- 石垣（月刊）第347号～第358号
- 所報サービス（月刊）2009/4～20010/3

<資料サービス>

資 料 名	送 付 月 日
地域コミュニティの担い手をめざして新・がんばる商店街77選 商店街支援の新法を活用ください～平成21年8月7日より認定申請の受付を開始～ 地域でがんばる商店街を全力で応援します！ タウンマネジメントのススメ～協議会活動の推進に向けて～ 元気なまちをめざして！中心市街地活性化5つの基本計画5つの協議会 全国産業観光フォーラム in 上州とみおか09 平成21年度「商工会議所政策・調査担当研修会」のご案内 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 仕事と家庭生活の両立	H21.8
平成20年度地域資源∞全国展開プロジェクト成果報告書 「第6回グルメ&ダイニングスタイルショー」入場券	H21.10

(4) 技術・技能の普及

① 検 定

ア. 珠 算

(i) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6月28日（第186回1級～3級）、10月25日（第187回1級～3級）、22年2月14日（第188回1級～3級）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級27,420名、2級41,683名、3級59,084名の合計128,187名で、前年度（120,424名）と比較して7,763名の増加（前年度比6.4%増）となった。合格者数は、1級7,530名、2級14,490名、3級29,914名の合計51,934名であった。

○第 186 回珠算能力検定試験

(6 月 28 日 (日)、421 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	9,071	8,590	2,370	27.6
2 級	13,804	12,854	4,966	38.6
3 級	20,558	19,262	10,233	53.1
合計	43,433	40,706	17,569	—

○第 187 回珠算能力検定試験

(10 月 25 日 (日)、418 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	8,401	8,040	2,282	28.4
2 級	12,647	12,054	4,287	35.6
3 級	18,728	17,770	9,246	52.0
合計	39,776	37,864	15,815	—

○第 188 回珠算能力検定試験

(22 年 2 月 14 日 (日)、416 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	9,948	9,773	2,878	29.4
2 級	15,232	14,862	5,237	35.2
3 級	19,798	19,294	10,435	54.1
合計	44,978	43,929	18,550	—

○珠算能力検定試験 1 級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第 186 回 27 名
- 2) 第 187 回 26 名
- 3) 第 188 回 29 名

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 45 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 13 日～22 年 1 月 31 日までの間に、全国 40 盲学校等で施行した。受験者数は 182 名で、合格者数は 94 名であった。

○第 45 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 13 日 (金) ～22 年 1 月 31 日(日)、40 盲学校等で施行)

クラス	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
A クラス	5	4	0	0
B クラス	13	12	1	8.3
C クラス	32	31	13	41.9
D クラス	40	37	15	40.5
E クラス	50	50	38	76.0
F クラス	42	39	27	69.2
合 計	182	173	94	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6 月 14 日 (第 122 回 1 級～4 級)、11 月 15 日 (第 123 回 1 級～4 級)、22 年 2 月 28 日 (第 124 回 2 級～4 級) の 3 回施行した。その結果、受験者数は、1 級 39,818 名、2 級 266,838 名、3 級 403,462 名、4 級 3,215 名の合計 713,333 名で、前年度と比較して 62,163 名の増加 (前年度比 9.5%増) となった。合格者数は、1 級 2,982 名、2 級 51,529 名、3 級 115,720 名、4 級 881 名の合計 171,112 名であった。

○第 122 回簿記検定試験

(6 月 14 日 (日)、491 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	18,253	14,399	1,464	10.2
2 級	78,645	57,616	14,700	25.5
3 級	136,981	107,000	44,086	41.2
4 級	1,322	1,114	415	37.3
合計	235,201	180,129	60,665	—

○第 123 回簿記検定試験

(11 月 15 日 (日)、493 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	21,565	16,568	1,518	9.2
2 級	97,389	74,371	28,585	38.4
3 級	140,245	108,429	53,728	49.6
4 級	974	764	162	21.2
合計	260,173	200,132	83,993	—

○第 124 回簿記検定試験

(22 年 2 月 28 日 (日)、491 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
2 級	90,804	66,330	8,244	12.4
3 級	126,236	95,092	17,906	18.8
4 級	919	725	304	41.9
合計	217,959	162,147	26,454	—

ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1 級を 22 年 2 月 17 日 (第 37 回)、2 級を 10 月 7 日 (第 37 回)、3 級を 7 月 11 日 (第 64 回) と 22 年 2 月 17 日 (第 65 回) に施行した。

その結果、受験者数は、1 級 1,603 名、2 級 13,533 名、3 級 34,681 名の合計名で、前年度 (46,810 名) と比較して 3,007 名の増加 (前年度比 6.4%増) となった。合格者数は、1 級 230 名、2 級 6,755 名、3 級 16,416 名の合計 23,401 名であった。

昭和 48 年度に第 1 回試験 (3 級のみ) を施行して以来、これまでに、のべ 1,632,581 名が受験し、804,576 名が合格している。22 年 3 月末日現在の販売士資格登録者数は、1 級 4,598 名、2 級 78,060 名、3 級 171,166 名の合計 253,824 名となった。

○平成 21 年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	164 (第 37 回)	1,603 (3)	1,358 (3)	230 (0)	16.9 (0.0)
2 級	288 (第 37 回)	13,533 (128)	12,185 (123)	6,755 (45)	55.4 (36.6)
3 級	319 (第 64 回)	17,430 (210)	16,134 (198)	7,986 (65)	49.5 (32.8)
3 級	314 (第 65 回)	17,251 (303)	15,797 (287)	8,430 (98)	53.4 (34.1)
合計	—	49,817 (644)	45,474 (611)	23,401 (208)	—

※ () は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト (文部科学省後援)

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間の 10 分間以内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

21 年度の実験者数は、2,420 名 (ゴールドホルダー 211 名) であった。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の

中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の3科目で構成されており、3科目すべてにおいて最上位のS評価を取得した者は、ビジネスキーボードマスターとして認定する。

21年度の受験者数は1,081名であった。

オ. DCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験（社団法人金融財政事情研究会との共催）

DCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験は、10月11日（第14回1級、第15回2級）に施行した。

受験者数は、1級919名、2級3,413名の合計4,332名で、前年度と比較して1級は、201名の減少（前年度比21.9%減）、2級は447名の減少（前年度比13.1%減）となった。合格者数は、1級が211名、2級は1,595名の合計1,806名であった。

○平成21年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率(%)
1級(第14回)	919	701	211	30.1
2級(第15回)	3,413	2,749	1,595	58.0
合計	4,332	3,450	1,806	—

合格者のうち、希望者はDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格（1級、2級とも）を登録（資格の有効期間は2年間）できる。1級の登録者は「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」、2級の登録者は「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、22年3月末日現在の「1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は2,231名、「2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は4,991名である。

カ. 計算力・思考力検定試験（日本数学協会後援）

計算力・思考力検定試験は、次代を担う子供たちの基礎能力の育成のみならず、社会人として必要な職業能力の1つとしての計算能力や計数感覚、論理的思考力を向上させることを目的に施行している。レベルは、1級～10級までの13段階（準級含む）あり、5月23日（第14回3級～4級、第16回5級～8級、第11回9級～10級）と11月7日（第12回1級～準2級、第15回3級～4級、第17回5級～8級、第12回9級～10級）の年2回施行した。

受験者数は合計602名で、合格者数は合計440名であった。

○平成 21 年度結果

級	施行 会場数	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級～準 2 級 (第 12 回)	13	18	18	1 級 : 0 準 1 級 : 2 2 級 : 1 準 2 級 : 2	1 級 : 0.0 準 1 級 : 11.1 2 級 : 5.6 準 2 級 : 11.1
3 級 (第 14 回)	12	5	5	1	20.0
3 級 (第 15 回)	13	3	3	0	0.0
準 3 級 (第 14 回)	12	6	6	1	16.7
準 3 級 (第 15 回)	13	5	5	0	0.0
4 級 (第 14 回)	12	7	7	3	42.9
4 級 (第 15 回)	13	4	4	0	0.0
5 級 (第 16 回)	12	23	23	5	21.7
5 級 (第 17 回)	13	12	12	1	8.3
6 級 (第 16 回)	12	41	39	29	74.4
6 級 (第 17 回)	13	25	24	16	66.7
7 級 (第 16 回)	12	58	55	43	78.2
7 級 (第 17 回)	13	41	39	31	79.5
8 級 (第 16 回)	12	86	83	67	80.7
8 級 (第 17 回)	13	66	65	48	73.8
9 級 (第 11 回)	12	57	55	54	98.2
9 級 (第 12 回)	13	45	42	42	100.0
10 級 (第 11 回)	12	60	58	55	94.8
10 級 (第 12 回)	13	40	39	39	100.0
合計	—	602	582	440	—

キ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、平成 15 年 7 月に創設したもの。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

21 年度の受験者数は合計 236 名で、合格者数は合計 98 名であった。

ク. 日商ビジネス英語検定試験（日本貿易振興機構（ジェトロ）後援）

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、IT 時代に対応した国際ビジネスコミュニケーション手段として、英語を活用できる人材を育成するために、15 年 9 月に創設し、現在は 1 級～3 級の試験を施行している。

21 年度の受験者数は、1 級 33 名、2 級 178 名、3 級 479 名の合計 690 名で、合格者数は、1 級 7 名、2 級 69 名、3 級 361 名の合計 437 名であった。

ケ. EC（電子商取引）実践能力検定試験（財団法人日本情報処理開発協会・電子商取引推進協議会後援）

EC 実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会が到来する中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキル

をもつ人材の育成に資することを目的とし、ネット試験により平成 16 年より施行している。

21 年度の受験者数は、2 級 21 名、3 級 320 名の合計 341 名。合格者数は、2 級 13 名、3 級 193 名の合計 206 名であった。

コ. 電子会計実務検定試験（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会後援）

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、17 年 6 月に創設された。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「P C A 会計」の 4 種類となっている。

21 年度の受験者数は上級 17 名、中級 521 名、初級 2,830 名の合計 3,368 名、合格者数は上級 4 名、中級 439 名、初級 2,123 名の合計 2,566 名であった。

サ. 日商 P C 検定試験

日商 P C 検定試験は、I T を活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用の 2 分野からなり、18 年度より 1 ～ 3 級、Basic（基礎級）を施行している。

受験者数は文書作成分野が合計 22,501 名、合格者数は合計 14,745 名であった。データ活用分野の受験者数は合計 14,178 名、合格者数は合計 9,939 名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、商工会議所ネット試験会場に対して、全国各地で指導者説明会を開催した。

○21 年度試験結果

<文書作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	37	11	29.7
2 級	3,788	2,014	53.2
3 級	16,671	11,009	66.0
Basic	2,005	1,711	85.3
合計	22,501	14,745	—

<データ活用>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	32	8	25.0
2 級	2,494	1,675	67.2
3 級	9,975	7,026	70.4
Basic	1,677	1,230	73.3
合計	14,178	9,939	—

また、指導者説明会の実績は、次のとおり。

○日商 P C 検定試験指導者説明会

日商 P C 検定試験を施行しているネット試験機関を対象に、指導、運営方法を中心とした説明会を開催した。具体的には同検定試験の学習指導を通じて実務能力の習得を図り、「就職力」の向上につなげる方法や、「ジョブ・カード制度」をはじめ「通学型基礎力養成研修事業」、「緊急人材育成支援事業」など、同検定試験の指導内容とも一致する I T スキルの修得を目的とする国の職業訓練事業について紹介した。

日付	開催地	開催場所	対象ブロック	試験機関数
8 月 5 日	大阪会場	関西経理専門学校	関西・中国・四国	101
8 月 6 日	東京会場	T K P 銀座 ビジネスセンター	北海道・東北・北陸信越・ 関東	119
8 月 17 日	福岡会場	福岡商工会議所	九州	68
8 月 21 日	名古屋会場	名古屋商工会議所	東海	48

上記のア～サの各種検定試験等の認知度の向上及び普及を図るために、主に以下の媒体により、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対して P R を行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	3,000 万ビュー ※のべ 2,100 万人（見込み）が利用
商工会議所検定試験ガイド(21 年度版)	220,000 部
P R ポスター（6 種）	129,000 枚
パンフレット ・販売士検定	15,000 部
リーフレット ・日商 P C 検定	50,000 部
P R チラシ ・商工会議所検定試験企業向け P R チラシ	450,000 部
検定情報ダイヤル（NTT ハローダイヤル） TEL:03-5777-8600	12,421 件

このほか、新聞や資格関連雑誌・ガイドブック等に各種検定試験の紹介記事を掲載した。

② 各種検定試験最優秀者の表彰

20 年度に施行した各種検定試験の 1 級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は 21 年 6 月 11 日（木）に行った。

次の表の（ ）内は、受験した商工会議所名。

第 119 回簿記	池 田 亮 平 氏（京都）
第 120 回簿記	齋 藤 雅 明 氏（市川）
第 36 回販売士	片 岡 沙央里 氏（東京）
日商 P C（文書作成）	室 川 英 人 氏（諏訪）
日商 P C（データ活用）	藤 森 俊 樹 氏（松本）
日商ビジネス英語	安 田 茂 樹 氏（東京）

③ 日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、企業や教育現場において、求められるニーズに対応した質の高い指導ができる指導者を育成・認定する制度である。

全国各地の教育機関、企業等でIT指導にあたっている日商マスターを対象とした、第12回日商マスター研究学会を7月19日（日）～20日（月・祝）にキャリアック（商工会議所福利研修センター）において開催した。同研究学会では、日商マスターが日頃の研究成果の発表や情報・意見交換を通して自己研鑽を行った。

また、新たに日商マスターを目指している指導者を対象とした「日商マスター認定制度集合研修」を10月10日（土）～12日（月・祝）に開催した。同研修会では、中小企業のIT化支援に向けた知識や、指導者として身につけるべき教育技法、キャリアコンサルタントの役割、eラーニングの指導法について説明した。

【登録者数、研修会の実施状況等】

○日商マスター数（22年3月末日現在）：271名

○日商アソシエイトマスター（22年3月末日現在）：25名

○指定教育機関（22年3月末日現在）：85機関

○日商マスター認定制度集合研修（第1段階）

平成21年10月10日（土）～12日（月・祝）（於：日商研修室）

○日商マスター認定制度集合研修（第2段階）

平成21年10月11日（日）～12日（月・祝）（於：日商研修室）

○日商マスター認定試験

2月21日（日）8名受験（合格者6名）

○その他

・第12回日商マスター研究学会（当所後援）

7月19日（日）～20日（月・祝）（於：キャリアック（商工会議所福利研修センター）・36名参加）

・マスタークラブ代表者会議

平成22年3月6日（日）（於：日商研修室・14クラブ17名参加）

・eラーニング受講申込者数 のべ262名

④ 商工会議所eラーニング事業

当所ではネット試験会場を対象に、試験のみならず学習支援ツールとして20年6月より本格的にeラーニングコンテンツの提供を開始している。提供するコンテンツは日商PC検定や販売士検定など各種検定試験の学習、ビジネスにおいて必要不可欠なマナーやコミュニケーション能力の向上、営業職や販売職として必要な知識の修得、パソコンの基本的なスキルの修得など30種類におよぶ。

これらのeラーニングコンテンツは、ネット試験会場において、各種検定試験の受験対策指導や研修などの教材として使用されただけでなく、産学連携事業の一環として、法政大学キャリアセンターの「トータルキャリア教育」において、転職・再就職希望者を対象にした職業能力の向上支援ツールとしてeラーニングを活用した。また、光産業創成大学院大学「起業講座」において、創業を目指す受講生が経営者として必要なビジネススキルを醸成するプログラムの一部として商工会議所eラーニングが組み込まれた。

(5) 経営改善普及事業

① 小規模事業者経営改善資金融資制度

関係方面への働きかけの結果、平成 21 年度からは、貸付限度額が 1,500 万円となり、融資期間は運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内、据置期間は運転資金 1 年以内、設備資金 2 年以内となった。(22 年度までの特例措置)。

21 年度の商工会議所における推薦実績は 24,441 件(前年度比 93.04%)、1219 億 6972 万円(同 103.7%)となった(表 1)。

これによって、商工会を含めた融資実績は 42,655 件(同 92.8%)、1,872 億 4,406 万円(同 100.9%)となり、貸付規模 3,900 億円に対する消化率は 48.0%となった(表 2)。

この結果、昭和 48 年 10 月の制度発足以来の商工会を含めた融資累計は、472 万 8,001 件、11 兆 3,329 億 4,967 万円となった。

一方、事故率(金額ベース)については、3 年度を底に上昇傾向にあったが、13 年 2 月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、17 年度に入り減少傾向に転じたが、20 年度より再び上昇し、21 年度末においては 5.0%となっている(ピークは 16 年 12 月末の 5.53%)。

表 1 推薦実績

件数(件)	金額(百万円)
24,441 (93.04)	121,969.7 (103.7)

() 内は前年度比 (%)

表 2 融資実績(含商工会)

融資規模 (億円) ①	融 資		消化率 (%) ③/①	平均融資額 (万円) ③/②
	件数②	金額(百万円) ③		
3,900	42,655	187,244	48.0	439.0

図 1 金額ベースの構成比(含商工会)

(1) 用途別構成比 (単位: %)

運 転 資 金	設 備 資 金
80.7	19.3

(2) 新再別構成比

新 規 貸 付	再 貸 付
29.5	70.5

(3) 業種別構成比

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービス業	卸 売 業	その他
25.6	26.8	16.9	15.8	8.5	6.4

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
58.2	41.8

② 小規模事業対策関連会議関係

三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量により実施されているが、各都道府県の厳しい財政事情等を受け多くの地域で小規模事業対策予算の縮小が行われている。商工会議所等による小規模事業対策が円滑に遂行され、地域商工業の総合的な発展が推進されるよう、各都道府県においては、小規模事業対策予算ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費の安定的かつ十分な確保が求められる。商工会議所では、小規模事業者の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新への支援に取り組むほか、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策の一層の拡充・強化を図るとともに、経営指導員等の一層の支援力向上を図ることが求められている。このため当所では、各ブロック商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催し、併せて、地域力連携拠点事業における先進的な支援手法・事例の紹介を通じて、経営改善普及事業がより効果的に実施できるようブロック別先進事例普及研修会を実施した。また、当所主催により特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。このほか、要請に応じて、各地商工会議所連合会等の主催による諸会議、研修会等に参加し、最新情報の提供等による支援を行った。

<小規模企業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
21. 9. 8～9	地域力連携拠点事業連絡会議	浜松
10. 5～6	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議	浜松
10. 13	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京
10. 20	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	札幌
10. 22～23	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	倉吉
10. 27	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	高松
11. 4	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	宮崎
11. 5	東北六県ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	福島
11. 10	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪
11. 25	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	岐阜
11. 26	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	七尾
22. 2. 10	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京

<ブロック別先進事例普及研修会>

開催期日	会 議 名	場 所
21. 10. 13	関東ブロック先進事例普及研修会	東京
10. 21	北海道ブロック先進事例普及研修会	札幌
10. 23	中国ブロック先進事例普及研修会	倉吉
10. 27	四国ブロック先進事例普及研修会	高松
11. 4	九州ブロック先進事例普及研修会	宮崎
11. 6	東北六県ブロック先進事例普及研修会	福島
11. 10	近畿ブロック先進事例普及研修会	大阪
11. 25	東海ブロック先進事例普及研修会	岐阜
11. 27	北陸信越ブロック先進事例普及研修会	七尾

<各地商工会議所連合会等主催研修会・諸会議での説明>

開催期日	会 議 名	場 所
21. 6. 18	19 大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	横浜
6. 24	平成 21 年度山口県内商工会議所経営指導員等研修会	山口
6. 29	広島商工会議所連合会「小規模事業研究会」	広島
7. 1	平成 21 年度山口県内商工会議所経営指導員等研修会	山口
8. 6	小規模企業支援のあり方に関する説明会	田辺
9. 10～11	19 大都市商工会議所中小企業相談所長会議	札幌
10. 15	「平成 21 年度経営指導員研修会（特別コース）」（静岡県連主催）	沼津
10. 21	「平成 21 年度経営指導員研修会（特別コース）」（静岡県連主催）	磐田
10. 26	「小規模企業経営支援情報・金融連携事業」にかかるシステムの利用講習会（全国商工会連合会主催）	福崎
10. 30	「小規模企業経営支援情報・金融連携事業」にかかるシステムの利用講習会（全国商工会連合会主催）	大阪
11. 13	「小規模企業経営支援情報・金融連携事業」にかかるシステムの利用講習会（全国商工会連合会主催）	那覇
11. 19	「平成 21 年度経営指導員研修会（特別コース）」（静岡県連主催）	藤枝
12. 9	「小規模企業経営支援情報・金融連携事業」にかかるシステムの利用講習会（全国商工会連合会主催）	松山
22. 1. 28	19 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	さいたま
22. 2. 22	会議所運営事務連絡会議（北海道商工会議所連合会主催）	札幌

(6) 研修会等

期 日	研修会等の名称	参加者数	開催場所	主 な 内 容
4. 13	特定原産地証明書 発給事務に係る研 修会（未経験者お よび経験者対象）	19 名	東京	○E P A制度の概要について ○原産地規則について ○発給システム操作説明について ○習熟度チェック ○質疑応答（日本商工会議所・国際部課長 山 内清行）
4. 14	特定原産地証明書 発給事務に係る研 修会（未経験者お よび経験者対象）	14 名	大阪	○E P A制度の概要について ○原産地規則について ○発給システム操作説明について ○習熟度チェック ○質疑応答（大阪商工会議所・証明センタ ー所長 麻野良二氏、日本商工会議所・国際 部主査 原 伸一）
4. 24	平成 21 年度創業 人材育成事業担当 者説明会	192 名	東京	○創業人材育成事業趣旨説明（中小企業 庁 経営支援課 課長補佐 荒井敏光氏） ○清算等の事務手続き全般について ○事例発表（相模原商工会議所 経営指導員 布施昭愛氏、相模原商工会議所 登録専門 家 松雪文彦氏） ○質疑応答
5. 13～15	平成 21 年度商工 会議所会報編集担 当研修会	59 名	カリアック 浜松市楽器博 物館	○会報編集の基礎・実践（日本エディタース クール講師 西村良平氏） ○浜松市楽器博物館見学
5. 21～22	TOAS 研修会（「組 織団体・会費／デ ータ活用編」）	20 名	日商アキバオ フィス研修室	○Admin の各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と 実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答（松本商工会議所 上原勇氏、松 澤剛氏）
5. 22	TOAS 研修会（「経 理編」）	15 名	日商アキバオ フィス研修室	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答（松本商工会議所 上原勇氏、松 澤剛氏）
5. 25～27	平成 21 年度第 1 回 商工会議所貿易証 明業務担当者研修 会	39 名	カリアック	○貿易書類の基礎（東京商工会議所・貿易実 務講座講師 三倉八市氏） ○商工会議所の証明制度と登録業務 ○証明発給業務実習 ○外国原産地証明、インボイス証明 ○サイン証明、訂正、その他 ○習熟度チェック（東京商工会議所・証明セ ンター所長 赤木剛氏）
5. 27～29	平成 21 年度商工 会議所若手職員研 修会	88 名	カリアック	○若手職員に期待することー商工会議所タ テからナナメからー（日本商工会議所 理 事・事務局長 坪田秀治） ○日商を使いこなそうー日商の活用術ーおよ びコンプライアンスの徹底について（日本 商工会議所総務部課長 高山祐志郎他） ○浜松商工会議所の事業活動について（浜松 商工会議所 事務局長 森重信氏） ○プレゼンテーション技術の向上、職場内コ ミュニケーションの活性化、コミュニケー ションスキルの向上（株式会社フォーコン パスコミュニケーションズ 中村真理氏） ○工場見学

6.2～3	ジョブ・カード制度普及促進事業担当者研修会（新任者向け）	77 名	キャリアック	○本年度ジョブ・カード事業推進のコンセプト（日本商工会議所） ○ジョブ・カード制度の概要について（厚生労働省） ○各種事業の進め方について（日本商工会議所） ○委託費の取り扱いについて（厚生労働省） ○業務日誌等の各種書類の作成等について（日本商工会議所） ○有期実習型訓練に対する助成金について（雇用・能力開発機構） ○各種事業の効果的な進め方について（株式会社オリエン特総合研究所、札幌商工会議所、横須賀商工会議所、松山商工会議所）
6.4～5	平成 21 年度地域資源∞全国展開プロジェクトセミナー	117 名	全国町村議員会館	○地域資源∞全国展開プロジェクトについて（中小企業庁経営支援部経営支援課課長 補佐 荒井 敏光 氏） ○平成 21 年度地域資源∞全国展開プロジェクトについて（日本商工会議所流通・地域振興部課長 羽生 明央） ○事務手続き説明（事業遂行、予算執行に係る留意事項、今年度のスケジュールについて）（日商事務局） ○「強いブランドを創る 3 つのポイントについて」（街づくりカウンセラー 今村まゆみ氏） ○事例発表（米沢商工会議所総務企画部 数間 美幸 氏、小山商工会議所事務局長 大関 幸秀 氏、大川商工会議所地域振興課 山崎 勝幸 氏） ○展示会の活用について（株式会社ビジネスガイド社事業部次長 藤波 信義 氏） ○広報事業・事業評価事業等への協力依頼（日商事務局） ○地域資源∞全国展開プロジェクトの進め方について（㈱日本総合研究所総合研究部門 ソーシャル・イノベーション研究クラスター上席主任研究員 柿崎 平 氏） ○地域資源∞全国展開プロジェクトの活用に向けて（日本商工会議所流通・地域振興部担当部長 鈴木 真人） ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について（日本商工会議所流通・地域振興部課長 羽生 明央）
6.12	平成 21 年度 J A N 企業（メーカー）コード登録受付業務担当者説明会	44 名	（財）流通システム開発センター会議室	○流通情報システム最前線（（財）流通システム開発センター 理事 斎藤 静一氏） ○JAN 企業（メーカー）コード登録受付業務の手順及びコンプライアンスの徹底について（日本商工会議所 流通・地域振興部 副部長 會本 尚） ○JAN 企業（メーカー）コード登録受付事務処理のチェックポイント」（（財）流通システム開発センター 流通コードサービス部次長 田代 環 氏、課長 門脇 美智江氏、課長代理 小柄 裕子 氏、研究員 小川 勝 氏）

6. 15	日アセアン包括的 経 済 連 携 協 定 (AJCEP) と原産地 規則について	361 名	大阪	○日アセアン (AJCEP) 協定と原産地規則について (経済産業省 原産地証明室国際係長 山田高広氏) ○特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所 国際部課長 山内清行)
6. 17	日アセアン包括的 経 済 連 携 協 定 (AJCEP) と原産地 規則について	405 名	東京	○日アセアン (AJCEP) 協定と原産地規則について (経済産業省・通商政策局経済連携課 三田紀之氏、同 課長補佐 宮崎拓夫氏) ○特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所 国際部主査 原伸一)
6. 25～26	TOAS 研修会 (「組 織団体・会費／デ ータ活用編」)	21 名	日商アキバオ フィス研修室	○Admin の各種設定に関する解説と実習 ○組織団体・会費の各種設定に関する解説と実習 ○データ活用に関する各種設定と実習 ○質疑応答 (松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)
6. 26	TOAS 研修会 (「経 理編」)	18 名	日商アキバオ フィス研修室	○経理システムに関する解説と実習 ○質疑応答 (松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)
6. 29～30	ジョブ・カード制 度普及促進事業担 当者研修会 (企業 開拓推進員、訓練 コーディネータ ー、登録キャリ ア・コンサルタント 向け)	67 名	キャリアック	○ジョブ・カード制度について (厚生労働省) ○訓練実施計画や助成金の申請手続き上の留意点について (雇用・能力開発機構) ○登録キャリア・コンサルタントの役割と、その実務について (日本商工会議所) ○訓練カリキュラムおよび評価シート (様式 6) の作成方法について (雇用・能力開発機構) ○事例発表・意見交換 (札幌商工会議所、横須賀商工会議所、松山商工会議所)
7. 1～3 7. 6～7	(財)日本容器包装リ サイクル協会から の委託業務に関す る研修会	189 名	キャリアック	○容器包装リサイクル法と容リ協会の役割・業務について (財)日本容器包装リサイクル協会) ○委託業務 (普及啓発業務) について (財)日本容器包装リサイクル協会) ○委託業務 (申込受付業務) について (財)日本容器包装リサイクル協会) ○オンラインシステム (REINS) について (財)日本容器包装リサイクル協会) ○問い合わせ事例から学ぶ事業者への対応について (財)日本容器包装リサイクル協会) ○分科会による討論・意見交換 ○商工会議所環境行動計画について (日本商工会議所 産業政策第二部)

7.2～3	“新現場主義セミナー” 産業観光をどう動かすか	22 名	東大阪商工会議所	○基調講演「産業観光と地域振興について」（日本商工会議所観光専門委員会委員長 須田 寛 氏） ○東大阪商工会議所における産業観光の取り組みについて（東大阪商工会議所 中小企業相談所所長代理 神戸 直樹 氏） ○ものづくり企業における見学受入れ態勢について（フジ矢株式会社 代表取締役社長 野崎 恭伸 氏） ○取組み事例発表①（尼崎商工会議所 産業部 産業振興グループリーダー 小林 史人 氏） ○取組み事例発表②（高梁商工会議所 地域振興担当 遠藤 正博 氏） ○パネルディスカッション（進行：日本商工会議所 流通・地域振興部 担当部長 鈴木 真人、パネラー：事例発表者） ○「ものづくりのまち東大阪」見学モデルコース視察（株式会社竹中製作所～司馬遼太郎記念館）
7.9～10	ジョブ・カード制度普及促進事業担当者研修会（企業開拓推進員、訓練コーディネーター、登録キャリア・コンサルタント向け）	76 名	キャリアック	○ジョブ・カード制度について（厚生労働省） ○訓練実施計画や助成金の申請手続き上の留意点について（雇用・能力開発機構） ○登録キャリア・コンサルタントの役割と、その実務について（日本商工会議所） ○訓練カリキュラムおよび評価シート（様式 6）の作成方法について（雇用・能力開発機構） ○事例発表・意見交換（名古屋商工会議所、広島商工会議所、山口商工会議所）
7.23～24	平成 21 年度「実践まちづくり担当者研修会」	72 名	虎ノ門パストラル	○中心市街地再生の取り組みについて（経済産業省商務情報政策局 商務流通グループ 中心市街地活性化室長 須藤 治 氏） ○中心市街地活性化支援策について（国土交通省都市・地域整備局 まちづくり推進課 政策第一係長 吉竹 宣也 氏） ○中心市街地活性化事例発表Ⅰ（宮崎商工会議所 中小企業相談所副所長 松山 茂 氏） ○中心市街地活性化事例発表Ⅱ（中津川商工会議所 支援室室長 鷹見 直基 氏） ○事例発表者に対する質疑応答 ○中心市街地活性化基本計画の取り組みを目指す地域で使える（株）全国商店街支援センターの支援策について（（株）全国商店街支援センター取締役・支援センター長 服部 年明 氏） ○中心市街地活性化の現状と課題 最近の地域経済の動向や中活法を踏まえた中心市街地の現状についての講演（日本経済新聞 消費産業部次長 白鳥 和生 氏）
8.25	日スイス協定に係る発給事務担当者向け説明会	8 名	東京	○日スイス協定の特定原産地証明の判定審査および発給事務のポイント等について（日本商工会議所・国際部課長 山内清行）

8. 25	日スイス EPA に基づく特定原産地証明書発給手続きに関する説明会	230 名	東京	○日本・スイス経済連携協定と原産地規則の概要について（経済産業省・貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室係長 吉野欣臣氏） ○第一種特定原産地証明書の発給手続きについて（日本商工会議所・国際部課長 山内清行） ○第二種特定原産地証明書の認定手続について（経済産業省・貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室係長 吉野欣臣氏）
8. 26	日スイス協定に係る発給事務担当者向け説明会	12 名	大阪	○日スイス協定の特定原産地証明の判定審査および発給事務のポイント等について（日本商工会議所・国際部 山内清行）
8. 26	日スイス EPA に基づく特定原産地証明書発給手続きに関する説明会	90 名	大阪	○日本・スイス経済連携協定と原産地規則の概要について（経済産業省・貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室室長 赤木俊則氏） ○第一種特定原産地証明書の発給手続きについて（日本商工会議所・国際部課長 山内清行） ○第二種特定原産地証明書の認定手続について（経済産業省・貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室室長 赤木俊則氏）
8. 28	特定原産地証明書発給事務に係る研修会（初級者向け）	7 名	東京	○経済連携協定の概要等の一般的知識および原産地規則 ○判定審査および発給事務のポイントおよびシステム操作（日本商工会議所・国際部 原伸一）

8.31～9.2	平成 21 年度検定試験担当職員研修会	41 名	カリアック	○商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進について ○商工会議所検定業務の実施に係る重要ポイントについて～コンプライアンスの徹底、検定試験の厳正施行、新型インフルエンザへの対応等～ ○商工会議所検定の活用・普及推進に関する事例発表等 ・諏訪地域における販売士検定試験の共同開催について（茅野商工会議所 総務振興課 窪田周悟氏） ・館林商工会議所の検定事業ならびに学習センターモデル事業について（館林商工会議所 事務局長 田村美喜雄氏）（（有）バージョンアップ 代表取締役 内藤典宏氏） ・簿記検定・PC検定・電子会計実務検定に関する社会的評価と今後の推進について（城南静岡高等学校 教務部長 久保田和夫氏） ○簿記検定・販売士検定の普及推進に関する実務上のポイントについて～検定HP・イントラネットの上手な活用の仕方等～ ○産業人材の更なる育成へ！～プレゼンテーション能力の向上～（（株）アイル・キャリア 代表取締役 五十嵐康雄氏） ○ネット試験の普及促進について～ITを活用した人材育成事業の展開～ ○分科会討議（テーマ） ・検定拡充 5%運動の推進に向けた受験者数拡大のための方策等について ・コンプライアンスの徹底、検定試験の厳正施行について ・商工会議所検定に係る業務上の問題点（疑問点）や解決策等について ・新型インフルエンザの国内感染発生に伴う対応について ・新しい商工会議所検定試験のアイデアについて ・その他 ○平成 22 年度各種検定試験施行日等に関するアンケート調査中間集計結果について ○分科会報告 ○研修総括
9.2	共同展示商談会「feel NIPPON 秋 2009」出展者説明会	21 名	東京	○展示会活用法について（㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏） ○出展の心構えについて（小山商工会議所 事務局局長 大関 幸秀 氏） ○地域資源を活用した事業開発の進め方（（有）河崎妙子事務所 レストラン・プロデューサー 河崎 妙子 氏） ○各種お申込及び注意事項について（㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏、サクラインターナショナル(株) 営業企画部 サブマネージャー 五十嵐 直人 氏） ○現場スケジュールと小間位置について（㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏）

9.3～4	商工会議所 I T 経営サポーターズ研修会 (WEB マネジメント編)	45 名	カリアック	○オリエンテーション (日本商工会議所情報化推進部 部長 小松 靖直) ○事例発表 (横須賀商工会議所情報企画課 課長 工藤幸久氏) ○「I T 経営戦略とは？」 (GMO ホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室長 大澤貴行氏) ○「ウェブサイトの活用について」 (GMO ホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室長 大澤貴行氏) ○意見交換会 ○「商工会議所職員のウェブマネジメント」 (GMO ホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室長 大澤貴行氏) ○講評及び質疑応答 (GMO ホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室長 大澤貴行氏) ○日商からのお知らせ
9.14	地域資源掘り起こしセミナー in 北海道	29 名	札幌	○北海道の観光、農業・食～地域資源活用の課題 (株)日本政策投資銀行北海道支店企画調査課長 大橋 裕二 氏) ○強い地域ブランドを創る 4 つのポイント (街づくりカウンセラー 今村 まゆみ 氏) ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の活用に向けて (日本商工会議所流通・地域振興部担当部長 鈴木 真人) ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」取り組み事例発表 (札幌商工会議所部会・産業部産業 2 課 奥 瑛子 氏) ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」事務手続きについて (日商事務局)
9.24	日ベトナム協定に係る発給事務担当者向け説明会	3 名	東京	○日ベトナム協定の特定原産地証明の判定審査および発給事務ポイント等について (日本商工会議所・国際部主査 原 伸一)
9.24	日ベトナム経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会	354 名	東京	○日ベトナム経済連携協定と原産地規則について (経済産業省・通商政策局経済連携課課長補佐 宮崎拓夫氏) ○特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所・国際部主査 原伸一)
9.25	日ベトナム協定に係る発給事務担当者向け説明会	7 名	大阪	○日ベトナム協定の特定原産地証明の判定審査および発給事務ポイント等について (日本商工会議所・国際部主査 原 伸一)
9.25	日ベトナム経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会	262 名	大阪	○日ベトナム経済連携協定と原産地規則について (経済産業省・貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室室長補佐 笠井康広氏) ○特定原産地証明書の発給手続きについて (日本商工会議所・国際部主査 原伸一)

9.30	地域資源掘り起こしセミナーin東京	29名	東京	○「《地域“イキイキ化”計画》～地域資源掘り起こし∞全国展開戦略～」（マーケティングコンサルタント 西川 りゅうじん氏） ○地域資源を活かした地域の活性化（㈱日本政策投資銀行地域企画部長 吉田 和正氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の活用について（日商事務局） ○全国展開プロジェクトの具体事例について（㈱日本経済研究所調査局調査第一部長 野田 健太郎氏） ○JAPANブランド等中小企業支援施策について（関東経済産業局産業部経営支援課長 高橋 多佳美氏）
10.7～9	平成21年度商工会議所保険・共済担当者研修会	64名	カリアック	○保険業法改正に関する最近の動向について（日本商工会議所） ○中小企業者のリスクの多様化について①～消費者保護とリコールリスクの拡大～（東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 課長 横山 昌彦氏） ○中小企業者のリスクの多様化について②～メンタルヘルスと長期療養リスクへの対応について～（東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 課長 横山 昌彦氏） ○商工会議所におけるコンプライアンスについて（日本商工会議所） ○共済制度運営における留意点について（アクサ生命保険株式会社 CCI営業統括部 営業推進グループ部長 田中 康二氏） ○今求められる共済制度とは？（アクサ生命保険株式会社 CCI営業統括部 営業推進グループ部長 田中 康二氏） ○商工会議所事例発表（西尾商工会議所 業務課 若杉 真吾氏、福島商工会議所 商工サービス課 小場 将文氏） ○グループ別討議
10.19	地域資源掘り起こしセミナーin四国	17名	高松	○「社会起業・コミュニティビジネスによる地域活性化」～熊本県、高知県の地域再生の現場から（イング総合計画株式会社代表取締役 齊藤 俊幸氏） ○「強い地域ブランドを創る4つのポイント」（街づくりカウンセラー 今村まゆみ氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の活用について（日商事務局） ○「全国展開プロジェクトの具体事例について」（㈱日本経済研究所調査局調査第一部長 野田 健太郎氏） ○小松島商工会議所 事例発表「平成20年度本体事業：メタボに本気のコマツシマ フィジカル・プロテクション事業」（小松島商工会議所常議員 中川 正道氏、青年部会長 松崎 浩文氏） ○「JAPAN ブランド等中小企業支援施策について」（四国経済産業局産業部中小企業課取引係長 長本 雅樹氏）

10.21～23	平成 21 年度商工会議所経理担当職員研修会	80 名	カリアック	○商工会議所運営におけるコンプライアンスについて（日本商工会議所事務局） ○商工会議所の会計実務 ・各地会議所の事例と商工会議所会計基準 ・共済事業の正しい経理処理について ・収益事業の概要および地方税の解説 ・商工会議所が行う収益事業の法人税の申告書作成（ケーススタディー） （公認会計士 伊藤嘉基氏） ○消費税の実務と決算処理のポイント（公認会計士・税理士 城所弘明氏） ○事業承継税制のポイント（公認会計士・税理士 城所弘明氏） ○情報交換会（分科会）・報告会
10.22	地域資源掘り起こしセミナーin大阪	31 名	大阪	○「全ては顧客視点～いかにして考え、行動するか～」(株式会社藤巻兄弟社代表取締役社長 藤巻 幸夫 氏) ○「地域資源を活かした地域の活性化」(㈱日本政策投資銀行地域企画部地域振興グループ課長 大西 達也 氏)) ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」事務手続きについて（日商事務局） ○事例紹介と全国展開事業の活用について（㈱日本経済研究所調査局調査第一部長 野田 健太郎 氏）
10.26～28	平成 21 年度 商工会議所管理職研修会	31 名	カリアック	○「商工会議所の現状と課題、運営におけるコンプライアンス」（日本商工会議所総務部課長 高山祐志郎） ○「研修のねらいと進め方」、「管理者に期待される役割」、「リーダーシップ」、「部下指導・育成」、「問題の共有化」（産業能率大学 総合研究所 講師 小山誠二氏） ○質疑応答ほか
10.28～30	平成 21 年度 商工会議所政策・調査担当職員研修会	47 名	カリアック	○講義および演習「地域活性化ビジョンのまとめ方ー『知産創育』地域を目指し、地域価値倍増を」（日本能率協会コンサルティング 最高顧問 近藤修司氏） ○講義「『磨き屋シンジケート』の構築についてー知産創育ネットワークで得たもの」（燕商工会議所 地域振興課 課長補佐 高野雅哉氏） ○講義「政策・調査担当職員に求められるリサーチ能力ー経済調査のポイント」（日本銀行 調査統計局 地域経済担当 担当総括 企画役 荒木光二郎氏） ○演習「データの分析ならびにレポート作成の実務演習（グループ別）」（日本銀行 調査統計局 地域経済担当 担当総括 企画役 荒木光二郎氏）

10. 28、29 11. 6、16	商店街活性化・まちづくり担当者研修会	【札幌】 12 名 【東京】 41 名 【大阪】 45 名 【福岡】 24 名	札幌商工会議所（11.16） 東京商工会議所（10.28） 大阪商工会議所（11.6） 福岡商工会議所（10.29）	○地域商店街活性化法について～法律の概要、基本方針、事業計画申請等について～（【札幌】北海道経済産業局産業部流通産業課 商業振興室長 佐々木 啓孝 氏、【東京】中小企業庁商業課 課長補佐 井上 正人 氏、鈴鹿 有一郎 氏、【大阪】近畿経済産業局流通・サービス産業課 総括係長 安藤 慎二 氏、【福岡】九州経済産業局流通・サービス産業課長 斉田 浩 氏） ○（株）全国商店街支援センターについて～センターが行う支援事業の内容等について～（【札幌】（株）全国商店街活性化支援センター 活性化事業企画グループ グループ長 中山 章 氏、【東京】（株）全国商店街活性化支援センター 副センター長 橋本 猛 氏、【大阪】（株）全国商店街活性化支援センター 人材育成グループ 事業運営マネージャー 田中 暁 氏、【福岡】（株）全国商店街活性化支援センター 活性化事業企画グループ グループ長 中山 章 氏）
10. 29～30	平成 21 年度全国商工会議所業務・検定担当者会議	52 名	神戸商工会議所	○商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進とジョブ・カード制度について ○平成 22 年度各種検定試験の施行日等および検定業務の実施に係る重要ポイントについて ○珠算能力検定試験の現状について（日本珠算連盟 検定担当 渡邊慶子氏） ○グループ別意見交換会 ○グループ別意見交換会総括 ○市内視察
10. 30	地域資源掘り起こしセミナーin九州	22 名	福岡	○「観光振興成功の秘訣～地域資源利活用のすすめ～」（観光カリスマ工藤事務所代表 工藤 順一 氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」事務手続きについて（日商事務局）の活用について ○「全国展開プロジェクトの具体事例について」（（株）日本経済研究所調査局調査第一部長 野田 健太郎 氏） ○「JAPAN ブランド等中小企業支援施策について」（九州経済産業局）
11. 6	地域資源掘り起こしセミナーin中国	22 名	広島	○地域資源を活かして企業と地域を元気にする！（（株）クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 三宅 曜子 氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の具体事例について（（株）日本経済研究所 調査局調査第一部長 野田 健太郎 氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」取組事例発表（備前商工会議所 産業振興部係長 大井 裕史 氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の活用に向けて（日商事務局） ○JAPAN ブランド育成支援事業等について（中国経済産業局 中小企業課 企画係長 中井 靖 氏）

11. 9～11	平成21年度第2回 商工会議所貿易証 明業務担当者研修 会	93 名	カリアック	○商工会議所の貿易証明とは？ ○貿易関係証明発給業務マニュアルの主な改訂ポイント ○日本原産地証明 ○日本原産地証明書の作成 ○外国原産地証明書、インボイス証明書、サイン証明書、その他証明書、訂正処理等 ○貿易関係証明書審査の実際 ○登録実務の実際と留意点 ○習熟度テスト（大阪商工会議所・証明センター所長 麻野良二氏）
11. 13	地域資源掘り起こしセミナーin中部	26 名	名古屋	○継続して選ばれる地域資源がブランドになる（日本ブランドアソシエーツ株式会社ブランディングディレクター 豊隅 優 氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の活用に向けて（日商事務局） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」取り組み事例について（㈱日本経済研究所 調査局調査第一部長 野田 健太郎 氏） ○「平成 19 年度本体事業：「春日井サボる化計画」プロジェクト（サボテンブランド構築事業）」（春日井商工会議所経営指導課経営指導員 林越 宏治 氏）について ○「全国展開プロジェクトの具体事例について地域資源活用プログラムについて」（中部経済産業局）
11. 27	地域資源掘り起こしセミナーin北陸	12 名	金沢	○日本の産業の未来をイメージする（有限会社マサミデザイン デザイナー 高橋正実氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の活用に向けて（日商事務局） ○「地域資源∞全国展開プロジェクトの取り組み事例発表」【事例 1】「平成 20 年度調査研究事業：口コミ投稿サイト「おやき巡りマップ」作成・若手後継者育成プロジェクト」、「平成 21 年度本体事業：信州おやきブランド化事業」（長野商工会議所総務部会員課 山谷由美子氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクトの取り組み事例発表」【事例 2】「平成 20 年度本体事業：ステンレス製リユースマイカップの開発」（燕商工会議所・産業振興課課長補佐 高野雅哉氏）
12. 4	地域資源掘り起こしセミナーin東北	13 名	仙台	○「農業ビジネスによる地域おこし」（㈱大地を守る会 代表取締役社長 藤田 和芳氏） ○「地域資源を活かした産業振興の秘訣～観光・物産の取り組み現場より～」（㈱ANA 総合研究所 主席研究員 日垣 敏之 氏） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の活用に向けて（日商事務局） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」の具体事例について（㈱日本経済研究所 調査局調査第一部長 野田 健太郎 氏）
12. 7	EPA 活用セミナー 「特定原産地証明書申請のポイント」	38 名	浜松	○EPA の概要と原産地規則（日本商工会議所・東京事務所主任調査役 加藤和夫氏） ○特定原産地証明書の発給手続き（日本商工会議所・国際部主査 原伸一）

12. 7～8	商工会議所 I T 経営サポーターズ研修会 (I T 経営実践編)	17 名	カリアック	○「現地調査 (工場見学)」 (鳥居食品株式会社) ○全体セッション 1「経営者への IT 経営インタビュー」 (IT コーディネータ・浜松総務部代表取締役 木村玲美氏、鳥居食品株式会社代表取締役 鳥居大資氏) ○グループ演習 1「現状、課題の理解、提案テーマの決定」 ○全体セッション 2「経営者への再インタビュー」 (IT コーディネータ・浜松総務部代表取締役 木村玲美氏、鳥居食品株式会社代表取締役 鳥居大資氏) ○グループ演習 2「提案内容の検討①」 ○グループ演習 3「提案内容の検討②」 ○全体セッション 3「経営者への提案プレゼンテーション」 ○全体セッション 4「「経営者からのフィードバック」」 (IT コーディネータ・浜松総務部代表取締役 木村玲美氏、鳥居食品株式会社代表取締役 鳥居大資氏)
12. 8	地域資源∞全国展開プロジェクト活用個別セミナー	3 名	札幌	○「地域資源に気づくために」 (㈱日本経済研究所) ○「地域資源を活かし、事業展開していくために」 (㈱日本経済研究所) ○「商工会議所として取り組んでいくために」 (㈱日本経済研究所)
12. 11	貿易関係証明書発給業務マニュアルの改訂説明会	124 名	東京	○貿易関係証明書の位置付け ○「マニュアル」改訂の背景と趣旨 ○主な改訂のポイントと運用開始のタイミング ○事例研究ー改訂手続きを実際の業務にどのように反映させるか？ー ○「マニュアル」改訂に伴う貿易関係証明発給手続きの留意点 ○「マニュアル」改訂の今後 ○質疑応答、個別相談 (大阪商工会議所・証明センター所長 麻野良二氏)
12. 17	共同展示商談会「feel NIPPON 秋 2009」出展者説明会	30 名	東京	○展示会活用法について (㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏) ○出展の心構えについて (日商事務局) ○現場スケジュールと小間位置について (㈱ビジネスガイド社 事業部次長 藤波 信義 氏) ○各種お申込及び注意事項について (サクラインターナショナル㈱ 営業企画部 サブマネージャー 五十嵐 直人 氏)
12. 22	地域資源∞全国展開プロジェクト活用個別セミナー	5 名	東京	○「地域資源に気づくために」 (㈱日本経済研究所) ○「地域資源を活かし、事業展開していくために」 (㈱日本経済研究所) ○「商工会議所として取り組んでいくために」 (㈱日本経済研究所)

22. 1. 18	地域資源∞全国展開プロジェクト活用個別セミナー	14 名	東京	○「地域資源∞全国展開プロジェクト応募にあたってのスケジュール・注意点等」（日商事務局） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト 22 年度の実施に向けて」（日商事務局） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト事業化の流れと検討ポイントについて～事例を参考に～」(株)日本経済研究所)
1. 22	地域資源∞全国展開プロジェクト活用個別セミナー	8 名	大阪	○「地域資源に気づくために」(株)日本経済研究所) ○「地域資源を活かし、事業展開していくために」(株)日本経済研究所) ○「地域資源∞全国展開プロジェクト」22 年度調査研究事業提案に向けて（日商事務局）
1. 22	地域資源∞全国展開プロジェクト活用個別セミナー	7 名	大阪	○「地域資源∞全国展開プロジェクト次年度の提案に向けて」（日商事務局） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト事業化の流れと検討ポイントについて～事例を参考に～」(株)日本経済研究所)
1. 28～30	平成 21 年度 全国商工会議所事務局長研修会	49 名	カリアック	○商工会議所をめぐる最近の課題について（日本商工会議所理事・事務局長 坪田秀治） ○新政権における政策決定システムと主要政策課題の動向について（日本商工会議所理事・産業政策第一部長 青山 伸悦） ○経営改善普及事業をはじめとする中小・小規模企業支援について（日本商工会議所中小企業振興部長 五十嵐克也） ○地域資源を活用した地域振興等について（日本商工会議所理事・企画調査部長・流通地域振興部長 高橋和憲） ○商工会議所のコンプライアンスとビジョン策定等について（日本商工会議所総務部長 朽原克彦） ○各地で活用できる日商の諸制度・事業等についてー商工会議所研修制度、叙勲・褒章、日商表彰制度、広報キャンペーン等ー（日本商工会議所総務部課長 高山 祐志郎） ○商工会議所に求めること（株式会社安震代表取締役 杉田 規久男氏） ○商工会議所事務局に求められる役割（浜松商工会議所専務理事 坂本 豁氏） ○事例・意見発表「わが商工会議所の事業活動と事務局長としての心構え」（北海道商工会議所連合会事務局長 最上泰氏、奥州商工会議所事務局長 菅原新治氏、船橋商工会議所事務局長 西村由美氏、福井商工会議所理事・事務局長 宮崎和彦氏） ○グループ討議 ○事務局長として押さえておきたい労務管理のポイントと就業規則（高野労務管理事務所） ○質疑応答ほか

1. 29	地域資源∞全国展開プロジェクト活用個別セミナー	7 名	福岡	○「地域資源∞全国展開プロジェクト次年度の提案に向けて」（日商事務局） ○「地域資源∞全国展開プロジェクト事業化の流れと検討ポイントについて～事例を参考に～」(㈱日本経済研究所)
2. 2～3	平成 21 年度マル経総合研修会	130 名	カリアック	○マル経小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について（講師：中小企業庁経営支援部小規模企業政策室小規模支援二係長 高橋 光氏） ○マル経融資制度小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）の事務処理上および審査上の留意点について（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部企業融資部経営改善貸付課長 井上 健氏） ○コンプライアンスの徹底について小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の不正貸付事故の防止について（日商事務局） ○グループ別討議 ○グループ別討議結果報告および全体意見交換 ○ケーススタディ解説
2. 3～5	平成 21 年度マル経基礎的研修会	130 名	カリアック	○金融業務の基礎知識（預金・融資業務） ○金融検査と金融検査マニュアルについて ○決算報告書の読み方 ○経営分析について （以上、講師：東京商工会議所 経営支援部 中小企業支援センター 金融対策担当課長 鳥光 周一氏） ○グループ別討議 ○グループ別討議報告（各班代表） ○マル経融資推薦書・推薦付属書等の記入および検討のポイントについて ○ケーススタディ解説 （以上、講師：株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業本部 企業融資部 経営改善貸付課長 井上 健氏） ○ケーススタディ解説
2. 10	EPA 活用セミナー「特定原産地証明書申請のポイント」	118 名	名古屋	○EPA の概要と原産地規則（経済産業省・原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏） ○特定原産地証明書の発給手続き（日本商工会議所・国際部主査 原伸一）
2. 17	EPA 特定原産地証明書発給セミナー	35 名	福井	○EPA の概要と原産地規則（経済産業省・原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏） ○EPA とビジネスチャンス（日本繊維産業連盟・常任幹事 伊集院秀樹氏） ○EPA における原産判定と発給申請の方法・留意点－繊維分野を中心に－（日本商工会議所・大阪事務所長 麻野良二氏） ○特定原産地証明書の発給手続き（日本商工会議所・国際部 原伸一）
2. 18	EPA 特定原産地証明書発給セミナー	37 名	福山	○EPA の概要と原産地規則（経済産業省・原産地証明室国際係長 山田高広氏） ○EPA とビジネスチャンス（日本繊維産業連盟・常任幹事 伊集院秀樹氏） ○EPA における原産判定と発給申請の方法・留意点－繊維分野を中心に－（日本商工会議所・大阪事務所長 麻野良二氏） ○特定原産地証明書の発給手続き（日本商工会議所・国際部 原伸一）

2. 25	第 5 回地域活性化シンポジウム スイスに学ぶインバウンド 3000 万人時代	41 名	法政大学市ヶ谷キャンパス	○基調講演「インバウンド振興による地域活性化について～なぜスイスは観光で成功したのか～」(ザンクト・ガレン大学(スイス)、公共サービス・ツーリズム研究所 所長 Pietro Beritelli 氏) ○パネルディスカッション インバウンド振興の取り組み事例等を受け、地域活性化への効果や有効性等について意見交換(コーディネーター:法政大学大学院教授・地域研究センター副所長 岡本 義行 氏、パネリスト:日本政府観光局(JNTO) 海外プロモーション部長 平田 真幸 氏、社団法人日本観光協会 常務理事 丁野 朗 氏、スイス政府観光局日本・東アジア局長 Roger Zbinden 氏、法政大学現代福祉学部教授 岡崎 昌之 氏)
3. 25	特定原産地証明書発給事務に係る研修会(未経験者および経験者対象)	2 名	東京	○経済連携協定の概要等の一般知識 ○特定原産地証明の発給事務(原産地規則や審査ポイント等) ○発給システム操作説明等について(日本商工会議所・国際部主査 原伸一、龍谷悠子)
3. 25	インターネットによる簿記検定試験の受験申込受付システムに係る説明会	31 名	東京	○開会・挨拶 ○事務局説明 ○システム説明(㈱デジタルチェック・㈱スタンディア、イメージ情報開発㈱、青梅商工会議所) ○質疑応答

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
4. 1～5. 20	第 22 回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社、(社)ニューオフィス推進協議会	総
4. 1～22. 3. 5	第 49 回防錆技術学校	(社)日本防錆技術協会	事
4. 1～22. 3. 31	身近な子育て応援活動の推進	(財)こども未来財団	企
4. 1～22. 3. 31	2009 年度「国連公用語英語検定試験」	(財)日本国際連合協会	事
4. 1～22. 3. 31	平成 21 年度社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム「産業活性化へ向けた社会人再チャレンジ層の起業支援プログラム」	(学)光産業創成大学院大学	事
4. 1～22. 3. 31	文部科学省の「平成 21 年度大学等教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」	青山学院大学	事
4. 8～7. 31	2015/2019 ラグビーワールドカップ日本招致活動	財団法人日本ラグビーフットボール協会	総
4. 16～17	特定非営利活動法人危機管理対策機構 NPO 認証 10 周年記念演習・セミナー・訓練	特定非営利活動法人危機管理対策機構	中
4. 22～27	第 7 回伊勢神宮展	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
4. 22～10. 1	2009 年度グッドデザイン賞	(財)日本産業デザイン振興会	事
4. 24	TOM ネット NPO 認証 10 周年記念まちづくりシンポジウム	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
4. 28	天皇・皇后両陛下 ご成婚 50 周年・ご即位 20 周年記念コンサート	産業経済新聞社	総
4. 28～5. 13	エコミュージカル「ホープ・ランド 希望の大地へ！冒険の旅立ち」	劇団ふるさときやらばん	総
5. 3	憲法タウンミーティング	社団法人日本青年会議所	企
5. 3～4	第 51 回全日本こけしコンクール	第 51 回全日本こけしコンクール事務局	流
5. 7～9	2009 日本ホビーショー	(社)日本ホビー協会	事

5. 21～22	SCM ソリューションフェア 2009	(社)日本ロジスティックスシステム協会	流
5. 25	平成 21 年度外国人留学生就職指導ガイダンス	(独)日本学生支援機構	産二
5. 25、27	クリエイティブ・オフィス・セミナー	(社)ニューオフィス推進協議会、(社)日本オフィス家具協会	総
5. 26～29	2009NEW環境展 東京会場	株式会社日報アイ・ビー	産二
5. 27	CO2 排出権取引と省エネセミナー	土浦商工会議所	産二
5. 27～29	中小企業総合展 in Kansai	(独)中小企業基盤整備機構	中
6. 1～ 22. 3. 31	第 17 回社会に開かれた大学・大学院展 Web 大学・大学院展 2009	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6. 2	「インドネシア経済投資セミナー」	国際機関日本アセアンセンター	国
6. 3	社会保険労務士制度創設 40 周年記念国際シンポジウム	全国社会保険労務士会連合会	産二
6. 4～5	大阪ビジネス EXPO2009	大阪ビジネス EXPO2009 運営委員会	流
6. 4～10	第 30 回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6. 5～7	BOWLEX JAPAN 2009 in OSAKA	(社)日本ボウリング場協会	総
6. 8～12	Interop Tokyo2009	Interop Tokyo 実行委員会	情
6. 12	日経産業新聞フォーラム 2009「中国ネットビジネス成功の秘訣」	日本経済新聞社	国
6. 15～20	第 30 回台湾貿易・技術・投資商談訪日団	(財)台日経済貿易発展基金会	国
6. 16～18	安全 健康 快適フェア 2009ー安全衛生総合展ー	中央労働災害防止協会	産二
6. 17～25	第 11 回欧州最新物流・流通視察	日本小売業協会	流
6. 19	日経産業新聞フォーラム 2009	日本経済新聞社	流
6. 19	フィリピン投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
6. 20～21	第 8 回産学官連携推進会議	内閣府政策統括官、参事官	中
6. 24	ITMS 研修セミナー	ITマネジメント・サポート協同組合	情
6. 25	防災トイレフォーラム 2009	日本トイレ研究所	総
7. 1～ 22. 2. 26	第 13 回日本計画行政学会計画賞	日本計画行政学会	総
7. 2～5	第 59 回湘南ひらつか七夕まつり竹飾りコンクールに対する会頭賞	神奈川県平塚市	流
7. 4～5	第 1 回グリーン EXPO	グリーン EXPO 実行委員会	産二
7. 6～11	第 3 回 CLMV 若手有望指導者招聘事業	財団法人貿易研修センター	国
7. 7	全国がんばる商店街フォーラム&交流会	(株)全国商店街支援センター	流
7. 9	ふるさとテレビ設立 4 周年記念七夕シンポジウム	特定非営利活動法人ふるさとテレビ	総
7. 12	第 38 回全国氷彫刻展夏季大会	特定非営利活動法人 日本氷彫刻会	中
7. 15～17	自治体総合フェア 2009	(社)日本経営協会	流
7. 15～17	企業誘致フェア 2009	(社)日本経営協会	流
7. 15～17	いきいき移住交流フェア 2009	(社)日本経営協会	流
7. 17～12. 12	eco japan cup 2009	一般社団法人環境ビジネスウィメン他	産二
7. 21	モノづくり推進シンポジウム～今こそ拓け！モノづくりの未来～	日刊工業新聞社	広
7. 22～23	第 29 回全国高等学校 IT・簿記選手権大会	(学)立志舎	事
7. 22～23	第 54 回全国和裁技術コンクール	(社)日本和裁士会	事
7. 22～23	平成 21 年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県知事	流
7. 24	第 5 回教育旅行シンポジウム	(財)日本修学旅行協会	流
7. 27	日経ビジネスイノベーションフォーラム『企業間取引における電子手形の有用性』～求められる業務効率向上と資金調達の円滑化～	日本経済新聞社クロスメディア営業局	中
7. 28	第 7 回中小企業都市サミット	中小企業都市連絡協議会	中
7. 29	平成 21 年度全国発明表彰	(社)発明協会	事
7. 31	地域力創出フォーラム	(独)中小企業基盤整備機構	流

7 月	蓄熱月間	(財) ヒートポンプ・蓄熱センター	産二
8. 2	第 25 回わんぱく相撲全国大会	(財) 日本相撲協会、(社) 東京青年商工会議所	総
8. 5～7	e-LearningWORLD2009-Expo&Conference	e-LearningWORLD2009 実行委員会	中
8. 7(8. 1～7)	機械の日・機械週間	(社) 日本機械学会	中
8. 13～20	第 7 回学生のための国際ビジネスコンテスト OVAL Tokyo 2008	学生シンクタンク WAAV 内 OVAL 実行委員会	中
8. 14	第 32 回フレッシュヤーズ産業論文コンクール 2009	日刊工業新聞	中
8. 28～29	ITC Conference 2009	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会	情
8. 28～30	日本産業カウンセリング学会第 14 回大会	日本産業カウンセリング学会	産二
8. 30～9. 6	学生のためのビジネスコンテスト KING2009	学生シンクタンク WAAV	総
9. 1～10. 31	第 35 回「屋外広告の日」キャンペーン	(社) 全日本屋外広告業団体連合会	産一
9. 2～4	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル 2009	(社) 日本ジュエリー協会	流
9. 2～4	第 13 回チャイナファッションフェア	日中経済貿易センター	国
9. 3	2009 日本パッケージングコンテスト	(社) 日本包装技術協会	事
9. 3～5	N-E X P O / K A N S A I ' 09	株式会社日報アイ・ビー	産二
9. 3～ 22. 6. 10	第 7 期チャイニーズマネジメント&マーケティングスクール (CMMS) 東京開講	日本香港協会全国連合会	国
9. 8	更生保護制度施行 60 周年記念全国大会	法務省、東京都、(社) 全国保護司連盟、(更) 日本更生保護協会、(更) 全国更生保護法人連盟、日本更生保護女性連盟、日本 BBS 連盟、(更) 更生保護事業振興財団	企
9. 10～16	第 4 回米国商業施設・物流センター視察会	日本小売業協会	流
9. 12	若ものを考えるつどい	(社) 日本勤労青少年団体協議会	産二
9. 12～13	2009 発明くふう展覧会	2009 発明くふう展覧会事務局	事
9. 13、22. 3. 7	九州観光マスター検定試験	福岡商工会議所	事
9. 16	かばん技術創作コンクール 2009	(社) 日本鞆協会	事
9. 16	中小企業問題に関する無料法律相談及びシンポジウム	日本弁護士連合会	中
9. 24～10. 1	環境衛生週間	環境省	産二
9. 25	第 6 回全国県境地域シンポジウム	社団法人東三河地域研究センター	流
9. 26～27	第 17 回ナマステ・インディア 2009	NPO 法人日印交流を盛り上げる会	国
9. 28～10. 2	第 15 回国連 C E F A C T フォーラム	日本貿易関係手続簡易化協会	国
9. 28～ 22. 1. 18	明治大学 2009 年度後期学部間総合講座「クオリティ志向型人材育成と技術経営 (MOT)」	明治大学商学部	事
9. 28～ 22. 1. 18	明治大学 2009 年度後期学部間総合講座「ライン型資本主義の将来とコーポレート・ガバナンス」	明治大学商学部	事
9. 30～10. 2	暮らしの包装商品展 2009	(社) 日本包装技術協会	事
10. 1	第 28 回工場緑化推進全国大会	(財) 日本緑化センター	産一
10. 1	情報化月間特別行事「デジタル J a p a n の未来像-e から i への意義」	財団法人 日本情報処理開発協会	情
10. 1	第 5 回全国高等学校簿記競技大会	城西国際大学	事
10. 1	日本インターンシップ学会第 10 回大会	日本インターンシップ学会	事
10. 1～10. 2	ESD の 10 年・地球市民会議 2009	「ESD の 10 年・世界の祭典」推進フォーラム	企
10. 1～ 22. 3. 31	日本クリエイション大賞 2009	(財) 日本ファッション協会理事長	流
10. 3	平成 21 年度外国人留学生就職活動準備セミナー	独立行政法人 日本学生支援機構	産二

10. 3	第2回日本・ニュージーランド・パートナーシップフォーラム開催案内	ニュージーランド大使館	国
10. 4、11. 28 ～29	平成 21 年度消費生活アドバイザー試験	(財) 日本産業協会	事
10. 6～10	CEATEC JAPAN (シーテックジャパン) 2009	(社) 電子情報技術産業協会	産一
10. 7	JISA コンベンション 2009	社団法人情報サービス産業協会	情
10. 8～10	地域フォーラム：日本－ポーランド 2009	駐日ポーランド共和国大使館	国
10. 14～16	第 6 回グルメ&ダイニングスタイルショー秋 2009	(株) ビジネスガイド社	流
10. 14～16	第 50 回海外日系人大会	財団法人海外日系人協会	国
10. 15～16	標準化と品質管理全国大会 2009	(財) 日本規格協会	事
10. 15～17	諏訪圏工業メッセ 2009	諏訪圏工業メッセ 2009 実行委員会	流
10. 19～25	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	有限責任中間法人 日本ファッション・ウィーク推進機構	流
10. 20～23	2009 日本国際包装機械展 (第 27 回展)	(社) 日本包装機械工業会	事
10. 21～23	危機管理産業展 2009	(株) 東京ビッグサイト	産二
10. 21～27、 11. 26～12. 1	工芸都市高岡 2009 クラフトコンペティション	工芸都市高岡 2009 クラフトコンペ実行委員会	流
10. 22～23	全国産業観光フォーラム in 上州とみおか 2009	全国産業観光フォーラム in 上州とみおか 2009 実行委員会	流
10. 23	2009 年 NDC モードコレクション	(社) 日本デザイナークラブ	事
10. 23	NDC フレッシュコンテスト	(社) 日本デザイナークラブ	事
10. 23～24	2009 上田地域産業展	上田地域産業展運営委員会	流
10. 23～11. 3	第 10 回全日本金・銀創作展	第 10 回全日本金・銀創作展開催委員会	中
10. 26	土地月間講演会「地域社会に貢献する土地の有効活用」	(財) 都市みらい推進機構、(財) 土地総合研究所	流
10. 27～28	ロジスティックス全国大会 2009	(社) 日本ロジスティックスシステム協会	流
10. 28	平成 21 年度「事業承継フォーラム」	(独) 中小企業基盤整備機構	産一
10. 29	第 5 回新事業創出全国フォーラム in 福岡	社団法人九州ニュービジネス協議会	中
10. 29	第 30 回「緑の都市賞」	(財) 都市緑化基金	産二
10. 31～11. 1	第 8 回ドリーム夜さ来い祭り	第 8 回ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11. 1～21	TOKYO URBAN LIFE 2009	TOKYO URBAN LIFE 2009 実行委員会、財団法人店舗システム協会	流
11. 1～22	第 51 回日本民芸公募展	(財) 日本工芸館	流
11. 1～30	第 50 回品質月間	(財) 日本規格協会	事
11. 4～5	第 23 回東京ビジネス・サミット 2009	第 23 回東京ビジネス・サミット 2009 実行委員会	中
11. 4～5	平成 21 年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	(財) あしたの日本を創る協会	流
11. 4～5	平成 21 年度あしたのまち・くらしづくり全国フォーラム	(財) あしたの日本を創る協会	流
11. 4～6	東京国際航空宇宙産業展 2009 (産業交流展 2009) ASET2009	東京都、(株) ビックサイト	中
11. 4～6	2009 特許・情報フェア・コンファレンス	日本工業新聞社事務局事業部内 (フジサンケイビジネスアライズ石原)	中
11. 4～6	中小企業総合展 2009 in Tokyo	(独) 中小企業基盤整備機構	中
11. 4～12. 17	下請適正取引推進シンポジウム 2009	財団法人中小企業取引振興協会	中
11. 5	平成 21 年度中小企業経営診断シンポジウム	(社) 中小企業診断協会	中
11. 6	2009 全日本洋装技能コンクール	(社) 日本洋装協会、(社) 全日本洋装技能協会	事
11. 6	第 8 回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社) 全国産業廃棄物連合会他	産二
11. 6～12	第 31 回米国最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11. 9～10	流通大会 2009	(財) 流通経済研究所	流
11. 9～ 22. 3. 23	「平成 21 年度中小企業情報セキュリティ対策促進事業」中小企業向け指導者育成セミナー	特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会	情

11.12	日本産業広告賞	日刊工業新聞社	産一
11.14～15	日本ベンチャー学会第12回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11.16	知的資産経営フォーラム2009	日本弁理士会	中
11.17	中小企業のための知的資産経営フォーラム	(独)中小企業基盤整備機構	中
11.17	平成21年度全国職業能力開発促進大会・職業能力開発推進者経験交流プラザ	中央職業能力開発協会	事
11.17～18	2009 経営者イノベーション・コンファレンス	(財)社会経済生産性本部	総
11.17～20	ヨルダン・イラク・パレスチナ展	日本貿易振興機構(ジェトロ)	国
11.18	愛知県産業立地セミナー	愛知県知事 神田真秋	流
11.18	「第5回日独フォーラム イン ジャパン 2009」	ドイツ貿易・投資振興機関	国
11.18	第19回マレーシア総合セミナー「アジアの共栄」生物多様性の保全と森林の再生について考えるシンポジウム	社団法人日本マレーシア協会	国
11.19	企業成長戦略セミナー	日本小売業協会	流
11.19	2009 CRM ベストプラクティス賞	CRM 協議会	情
11.19～20	第47回全日本包装技術研究大会	(社)日本包装技術協会	事
11.20～24	平成21年度千代田学 千代田区における『ワーク・ライフ・バランス』と『ライフ・ワーク・バランス』のモデル作りに係る展示会	明治大学商学部	事
11.20～22.2.10	電子認証セミナー「広がる電子署名活用分野」	日本情報処理開発協会	情
11.21	ビジネスコンテスト TRIGGER2009	特定非営利法人スプリングウォーター	中
11.24	CO2 排出権取引と省エネセミナー	日立商工会議所	産二
11.25～27	SAMPE JAPAN/先端材料技術展 2009	先端材料技術協会	産一
11.25～28	2009 国際ロボット展	(社)日本ロボット工業会	産一
11.25～28	システム コントロール フェア 2009	(社)日本電機工業会	産一
11.27	第48回電話応対コンクール全国大会	(財)日本電信電話ユーザ協会	総
11.27	第4回モノづくり連携大賞	日刊工業新聞社	広
11.27	MCPC モバイルソリューションフェア 2009	モバイルコンピュティング推進コンソーシアム 会長 安田靖彦	情
11.30、12.7	日本卸売協会フォーラム 2009	一般社団法人 日本卸売協会	流
11月	2009 中国(広東)－日本経済技術貿易合作交流会	広東省対外貿易経済合作庁	国
12.1	第58回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
12.1～31	平成21年度大気汚染防止推進月間	環境省、(独)環境再生保全機構、他	産二
12.2～4	2009 年第51回全国カタログ・ポスター展	(社)日本印刷産業連合会、(株)印刷出版研究所	事
12.2～4	I F F T/インテリアライフスタイルリビング	社団法人国際家具産業振興会、メサゴ・メッセフランクフルト(株)	国
12.3	第43回SDAアワード	(社)日本サインデザイン協会	事
12.3	中国山東省地域発展戦略説明会	中国山東省政府駐日本経済貿易事務所	国
12.4	トップセミナー ～ビジネスチャンスを生み出す次世代スパコン～	(財)計算科学振興財団	総
12.7	マレーシア副首相タンスリ・ダト・ムヒディン・モハマド・ヤシン閣下との会議と昼食会	マレーシア工業開発庁東京事務所	国
12.10～12	エコプロダクツ 2009	(社)産業環境管理協会、日本経済新聞社	産二
12.15	AUTO COLOR AWARDS 2010	(財)日本ファッション協会	流
12.15	ミャンマー投資セミナー	国際機関日本アセアンター	国
12.17	沖縄国際航空物流ハブ構想シンポジウム	沖縄県	企
12.17～25	平成21年度全国伝統的工芸品公募展	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
22.1.13	第61回全国カレンダー展	(社)日本印刷産業連合会、(株)日本印刷新聞社	事

1. 13～19	第 10 回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 13～22	第 4 回米国魅力の三都市最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 20～22	第 34 回日本ショッピングセンター全国大会	(社)日本ショッピングセンター協会	流
1. 21	企業再生支援機構説明会/中小企業再生支援フォーラム in 福岡	(株)企業再生支援機構	中
1. 22	平成 21 年度 情報通信ベンチャービジネスプラン発表会	独立行政法人情報通信研究機構	情
1. 24	「阪神・淡路大震災 15 周年記念事業」・第 12 回「世界の若者会議 2009」	特定非営利活動法人 国際教育文化交流協会 (SIENCE)	国
1. 27	企業の森づくりフェア 2010	(社)国土緑化推進機構	産二
1. 27～2. 1	伝統的工芸品展 2010～和 NEXT～	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
1. 28	Creative Japan 平成 21 年度全国大会 in 桐生	(財)日本ファッション協会理事長	流
2. 1	産学連携オープンセミナー	(社)日本ツーリズム産業団体連合会	流
2. 1～28	第 21 回「職場における健康診断推進運動」	中央労働災害防止協会、社団法人全国労働衛生団体連合会	産二
2. 2	Japan Venture Awards2010	(独)中小企業基盤整備機構	中
2. 2～4	ベンチャーフェア Japan2010	(独)中小企業基盤整備機構	中
2. 2～5	第 69 回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2010	(株)ビジネスガイド社	流
2. 2～5	Kyoto Style Cafe 2010	ファッション京都推進協議会	流
2. 2～5	第 7 回グルメ&ダイニングスタイルショー春 2010	(株)ビジネスガイド社	流
2. 3	企業再生支援機構説明会/中小企業再生支援フォーラム in 高松	(株)企業再生支援機構	中
2. 3～5	ジャパンテキスタイルコンテスト 2009	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	国
2. 5	関東 IT 経営応援隊 DAY2010	関東 IT 経営応援隊事務局	情
2. 8～10	第 3 回地域資源セクション 2010	(独)中小企業基盤整備機構	流
2. 9	春節セミナー「『東アジア共同体構想』の未来図ー日中港のコラボレーション」実施	香港貿易発展局	国
2. 10～12	ENEX2010「第 34 回地球環境とエネルギーの調和展」	(財)省エネルギーセンター	産二
2. 13	地域に根ざした食育コンクール 2009	(社)農山漁村文化協会	流
2. 15	～日本の未来は女性が創る～働く女性の全国交流会	財団法人 21 世紀職業財団、読売新聞社	産二
2. 16～22	第 8 回伊勢神宮展	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
2. 19～20	第 9 回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2. 19～24	第 43 回なるほど展	(社)婦人発明家協会	事
2. 23～24	地域活性化とファミリービジネスセミナー	経済産業省	産一
2. 23～26	第 31 回フード・ケータリングショー	(社)日本能率協会	流
2. 23～26	第 10 回厨房設備機器展	(社)日本能率協会	流
2. 24	地域再生フォーラム in 東京 - 地域主導のまちづくり -	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
2. 25	平成 21 年度全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰式	総務省消防庁	企
2. 25	日本・モンゴルビジネス交流セミナー	日本貿易振興機構 (ジェトロ)	国
2. 25	情報通信ベンチャーフォーラム 2010	独立行政法人情報通信研究機構	情
2. 26	平成 21 年度 街元気シンポジウム	(独)中小企業基盤整備機構	流
2. 26	海外人材採用研究会	(学)立命館	事
3. 1	米国メインストリートプログラム公開セミナー	東京大学大学院	流
3. 1～31	平成 21 年度「自殺対策強化月間」	内閣府	中
3. 2～25	企業再生支援機構説明会/中小企業再生支援フォーラム (広島・仙台・札幌・名古屋)	(株)企業再生支援機構	中
3. 3～4	観光・集客サービス産業創造フォーラム 2010	株式会社アール・ピー・アイ	流
3. 4	ソーシャルビジネス全国フォーラム	経済産業省	流
3. 4～5	第 10 回 GSC シンポジウム	グリーン・サステイナブル ケミストリー	総

3.4～7	第6回エコプロダクツ国際展	国際機関 APO（アジア生産性機構）	国
3.5～7	NIPPON MONO ICHI - 第5回和のある暮らしのカタチ展 -	(独) 中小企業基盤整備機構	流
3.9	第20回流通交流フォーラム	日本小売業協会	流
3.9～11	フランチャイズ・ショー 2010(第26回)	日本経済新聞社	流
3.9～12	JAPAN SHOP 2010（第39回店舗総合見本市）	日本経済新聞社、(財)店舗システム協会	流
3.9～12	リテールテック JAPAN 2010(第26回流通情報システム総合展)	日本経済新聞社	流
3.9～12	SECURITY SHOW 2010（第18回セキュリティ・安全管理総合展）	日本経済新聞社	流
3.9～12	街づくり・流通ルネサンス特別企画展「LED Next Stage 2010～さらに広がる LED の可能性」(第3回)	日本経済新聞社	流
3.11	日本 WHO 協会インフルエンザ対策セミナー	日本 WHO 協会	総
3.16	第35回（平成21年度）発明大賞表彰	(財)日本発明振興協会、(株)日刊工業新聞社	事
3.16	第36回やまなし観光土産品コンクール	山梨県土産品協会	流
3.19	MCPC award 2010	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム	情
3.20～21	全国古式砲術鉄砲サミット in 彦根	井伊直弼と開国150年祭実行委員会	総
3.22～28	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構	流
3.24	大学教育・学生支援推進事業 ミニフォーラム『地方に若者を戻そう！』	明治大学商学部	事
3.26	平成21年度財団法人日本英語検定協会成績優秀者・優秀団体表彰式	(財)日本英語検定協会	事
3.28～4.4	第3回インド最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
平成21年度	平成21年度地域産品販路開拓支援基金事業	全国商工会連合会	流
平成21年度	日本在外企業協会理事兼企画委員の推薦について	日本在外企業協会	国
平成21年度	平成21年度赤十字法人社資（赤十字事業資金）募集	日本赤十字社	総
平成21年度	渋沢栄一賞実施事業	埼玉県庁	総
平成21年度	健康知識測定テスト	東京商工会議所	総
平成21年度	平成21年度国旗のある自由画コンクール	(社)国旗協会	総

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

19年度は「わが国の基本政策に関する政策提言活動とその実現」、「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新・再チャレンジへの挑戦支援」、「まちづくりの推進と地域資源を活かした地域産業振興」、「グローバル経済戦略の推進と国際活動支援」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」を重点項目として活動した。

20年度は、「経済危機打開に向けた緊急要望活動」、「国や自治体が取組むべき施策の積極的な提言」「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」「急速に進む国際化・グローバル化への対応」「ビジネス現場に大きな変革をもたらす デジタル化・ネットワーク化への対応」「中小企業の人材育成・確保」「地域資源を活かした地域活性化への取り組み」「地球環境問題への対応」「新時代に対応した商工会議所の 組織・財政・運営基盤の強化」を重点項目として活動した。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、緩やかな回復過程にあるものの、自律的回復には至っていない。特に、中小企業は、倒産・廃業が高水準で推移するなど極めて厳しい状況が続いている。現下の難局から、わが国経済を再び回復軌道に乗せるためには、政府による景気対策や雇用対策を切れ目なく実施し、地方や中小企業の隅々にまで経済対策の効果を浸透させていくことが重要である。同時に、政府がとりまとめた「新成長戦略」を早期に実行することにより、有効需要を拡大させるとともに、企業のイノベーションや国際競争力の強化等、供給サイドの施策もあわせたバランスのとれた持続的な経済成長とデフレの克服を確実に実現していくことが強く求められている。

日本商工会議所は、20年7月に策定した商工会議所中期行動計画、「勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～」に基づき、地域経済社会を変革するイノベーションを絶え間なく引き起こしていく原動力となるべく、これまでの2年間活動してきた。中期行動計画の最終年となる22年度においては、20・21年度の活動を評価したうえで、その総仕上げを行う。

具体的には、日本商工会議所と全国商工会議所との強固なネットワークを基盤に、新政権の下での政策展開、政策決定システムに対応した活動を展開することで、当面の最大の課題である早期景気回復と、新成長戦略を早期に実行するよう働きかけ、苦境にある中小・小規模企業の経営基盤・活力強化と、疲弊する地域の活性化などに向けて、総力をあげて取り組む。また、地域総合経済団体にふさわしい組織・財政・運営基盤を確立するため、日本商工会議所自らもイノベーションと改革に取り組む。さらに、新しい時代の商工会議所の活動理念を明確化させるために、中期行動計画の検証・評価を踏まえ、第28期(22-25年)行動計画の策定を行う。

以上のことを基本方針に、22年度においても引き続き、日本商工会議所と全国の商工会議所が連携して「現場」に立脚したきめ細かな商工会議所活動に努め、「役に立つ商工会議所」、さらには「なくてはならない商工会議所」となることを目指し、下記の諸事業を強力に推進する。

○平成22年度事業活動項目

1. 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現
2. 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
3. 急速に進む国際化・グローバル化への対応
4. ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応
5. 中小企業の人材育成と雇用の確保
6. まちづくり・観光・ものづくり等地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援の強化
7. 地域・中小企業における地球温暖化対策の推進
8. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

Ⅲ 関係団体等

1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄（当所専務理事） 専務理事 宮城 勉（当所常務理事）
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0181
職 員 数 2名 基本財産 700 万円（当所出捐額 50 万円）

(1) 退職年金共済制度（昭和 38 年 9 月実施）

- ① 本共済制度については、キャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10 年国債 5 年平均利回り＝に連動する）の枠組みにより運営されており、本年度は 3 年ごとの財政再計算（第 15 回）による制度点検が 11 月に行われた。その結果、現行の「予定利率 1.5%」「指標利率(上限)1.2%」「掛金率 68%（1000 分の 68）」が引き続き適用されることとなった。
- ② 年金資産の運用については、バランス型（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統 4 資産で構成）、かつ低リスクを基本方針とし、信託銀行と投資顧問会社に委託している。本年度は、一昨年のも米金融危機から波及した世界的な経済悪化の最悪期を脱して、内外株式相場が共に回復基調に転じた結果、為替相場の動向については不安定だったものの、3 年度ぶりに予定利率を上回る実績となった。
また、年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催して運用委託先機関のヒアリングを実施し、運用実績の評価、運用方針、次年度運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ③ 本制度の新規加入者は 189 名、退職者は 237 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 203 カ所 3,551 名となった。本年度末基金現在高（時価総額）は、171 億 9 百万円となった。
- ④ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベースで 260 名（うち、年金受給資格者で一時金とした者 135 名）に対して 17 億 76 百万円であった。年金給付は 539 名（退職年金 518 名・遺族年金 21 名）に対して 5 億 18 百万円であった。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 48 年 4 月実施）の加入商工会議所は 256 カ所 4,707 名、死亡・高度障害保険金給付額は 7 件 1,100 万円で、掛金額の 47.4%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 42 年 8 月実施）の加入商工会議所は 375 カ所 4,507 名、入院・死亡・災害保険金給付額は 12 件 5,144 万円で、掛金額の 40.2%（本人・配偶者加入）が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和 55 年 1 月実施）には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。傷害保険の加入商工会議所は 92 カ所 751 名、支払保険金は 28 件 41 万円であった。また、所得補償保険の加入商工会議所は 21 カ所 35 名、支払保険金は 0 件 0 円で、無事故払戻保険料は 15 万円であった。
- ④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（平成 4 年 8 月実施）には保険期間によって 80 歳型（定期医療保険）と終身Ⅱ型（終身医療保険）があり、80 歳型の加入商工会議所は 185 カ所 511 名、支払保険金は 36 件 404 万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は 37 カ所 50 名、支払保険金は 7 件 100 万円

であった。

⑤ 休業補償プラン(平成 11 年 9 月実施)の加入商工会議所は 12 カ所 48 名、給付は 0 件 0 円であった。

⑥ 福利厚生施設(宿泊施設)については、「豊友倶楽部メンテルス大塚・巣鴨」のほか、「マロウドイン赤坂」、「シーサイドホテル芝弥生会館」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員 154 名の利用に供した。

(3) その他

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、教養の向上に関する事業の一環として経済・景気情報等の提供を行った(アドレス <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>)。また、平成 20 年 12 月 1 日に本格スタートした新公益法人制度に関する諸情報の収集等を行った。

(4) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 日本珠算連盟

理 事 長 森田 悦男

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階

T E L (03)3518-0188 (代) F A X (03)3518-0189

事務局員数 5名

(1) 組 織

連盟会員 260 団体、その会員は 4,214 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 21 社
役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 5 名、理事 36 名、
監事 3 名、職員 3 名

(2) 事業概況

① 検定試験（受験者数）

○珠算能力検定試験（1 級－3 級 1,255 カ所 128,187 名）

＜日商からの事務委託＞

○珠算能力検定試験（4 級－6 級 1,541 カ所 50,439 名）

＜日商からの事務委託＞

○珠算能力検定試験（7 級－10 級 1,225 カ所 30,949 名）

○暗算検定試験（1 級－6 級 1,292 カ所 64,339 名）

○暗算検定試験（7 級－10 級 561 カ所 4,497 名）

○段位認定試験（準初段－十段 727 カ所 13,690 名）

○読上算検定試験（1 級－6 級 52 カ所 2,277 名）

○読上暗算検定試験（1 級－6 級 49 カ所 2,122 名）

② 競 技 大 会 等

○あんざんグランプリジャパン 2009

参加選手 210 名（7/19 於：東京都江東区「東京国際展示場」）

○2009 社会人計算技能コンテスト～魅せろ！大人の脳力戦～

参加選手 41 名（10/10 於：大阪市港区「ORC200 オーク広場」）

○2009 年全国あんざんコンクール 111 団体 16,668 名

○2009 年全国そろばんコンクール 154 団体 19,904 名

○各地珠算競技大会の支援・後援 156 カ所、賞状 666 枚、メダル 700 個

③ 珠算指導者講習会

＜基 礎＞3 カ所 155 名 ＜低学年＞4 カ所 422 名 ＜応 用＞8 カ所 418 名

＜暗 算＞2 カ所 100 名 計 17 カ所 1,095 名

④ 研修会等

○幼児・暗算セミナー 参加者 75 名（7/12 於：神奈川県茅ヶ崎市「茅ヶ崎商工会議所」）

○幼児・暗算セミナー 参加者 39 名（9/6 於：新潟県新潟市「新潟県立生涯学習推進センター」）

○幼児・暗算セミナー 参加者 49 名（9/27 於：京都府京都市「京都商工会議所」）

○珠算指導者講習会 参加者 70 名（10/31～11/1 於：大分県別府市「花菱ホテル」）

- 塾見学研修会 参加者 55 名（3/28～29 於：千葉県習志野市「小倉珠算学院」）
- ⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 40 名（8/9～11 於：名古屋市東区「第二富士ホテル」）
- ⑥ 優良生徒表彰 141 団体／賞状 4,601 枚、メダル 1,607 個
- ⑦ P R チ ラ シ（第 30 号）42 万枚
- ⑧ そろばん P R リーフレット 11 万 7 千部
- ⑨ 刊 行 物 『日本珠算』（年 6 回発行）第 612 号～第 617 号

3. 国際珠算協会日本国内委員会

会 長 中村 利雄（当所専務理事）

事 務 局 東京都千代田区神田須田町2丁目3番 NBF 須田町ヴェルデビル9階
日本商工会議所事業部内

国際珠算協会は、1961年（昭和36年）11月、日本、韓国、台湾の3カ国の商工会議所、珠算関係団体を構成機関として設立され、各国にはそれぞれ「国内委員会」が設置された。

日本国内委員会においては、珠算振興の一環として、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による「珠算技能国際認定証」を交付している。

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の1級～3級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。21年度は、1級～3級までの合計で889名に交付した。

（備考）国際珠算競技大会

国際珠算競技大会は、1961年（昭和36年）から日本、韓国、台湾の3カ国持ち回りで開催（1964年（昭和39年）までは毎年、以降隔年で開催）していたが、第23回大会（2001年（平成13年）8月に神戸市で開催）以降、当面の間、開催を見送ることとした。これは、各国の珠算界を取り巻く環境が厳しくなっており、特に韓国では2001年から珠算検定を廃止したことや本大会に出場できる選手がいないことから、従来の名称や実施方法のままであれば参加することは不可能であると表明しているため。

4. (社)日本販売士協会

会 長 大島 博

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03)3518-0191

(1) 会員の状況

正会員 30 団体、特別会員 106 団体、賛助会員（登録講師）687 名

(2) 事業の概要

1. 販売士制度の普及および振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のような P R 事業を実施したほか、販売士制度表彰の第 3 回表彰式を実施した。

①販売士検定試験リーフレット「小売業で即戦力となる知識を修得できる！」の作成・配布（15,000 部）

②“販売士のいる優良店” 標示登録制度の推進

③優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進

・団体・法人表彰の部 5 社 ・個人表彰の部 3 名

④通信教育講座の開講

・2 級更新 3,533 名 ・3 級更新 3,823 名 ・2 級養成 185 名 ・3 級養成 263 名

2. 各地販売士協会等との連携事業および活動強化のための支援

①ブロック別販売士協会運営懇談会の開催

地区内の販売士協会の情報交換の場として、全国 5 ヲ所で、販売士協会運営懇談会を開催した。各地区共通のテーマとして、日本販売士協会の組織・事業活動、各地販売士協会の現状と課題、販売士制度の普及・振興策について、懇談した。

②各地販売士協会の現状調査の実施

ブロック別販売士協会運営懇談会を開催するにあたり、各地販売士協会の現状について、調査を実施した。

③地域販売士交流会の開催のための協力・支援

当協会賛助会員および各地販売士協会会員の研修と交流を目的として、九州地域で交流会が開催され、講師謝金等の助成を行った。

④流通・接客セミナーの開催支援

流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 13 回）

⑤各地販売士協会事業への後援

⑥販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 29 ヲ所）

3. 講習会等講師の養成と視察研修事業

①講師登録研修会の開催

「平成 21 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を平成 21 年 8 月 5 日（水）・6 日（木）、東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、全国各地から 1 級販売士をはじめとする 92 名が参加した。

②登録講師研修会の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、平成 22 年 3 月 12 日（金）、東京・

品川区の日精ホールにおいて「第 31 回登録講師研修会」を開催し、43 名が参加した。また、前日に情報交換の場として、研修会参加者による「交流会」を開催し、16 名が参加した。

③最新商業施設等視察会の実施

当協会と日本小売業協会との共催により、平成 21 年 7 月 24 日(金)に仙台地域(27 名参加)、平成 22 年 2 月 5 日(金)に関西地域(21 名参加)を対象に視察会を実施した。

4. 人材育成事業等の実施

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、販売士講座担当教員向け販売士育成講習会を平成 21 年 8 月 6 日(木)に東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、15 名が参加した。

5. 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジンによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

5. 全国観光土産品連盟

会 長 細田安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 宮城 勉（当所常務理事） 他 10 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03)3518-0193~4
職 員 数 2 名

(1) 第 50 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 12 月 11 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 47 都道府県の 576 社より 1,274 点（菓子 461 点、食品 663 点、民芸品 150 点）。入賞品の表彰式は 22 年 2 月 10 日、東商スカイルームで開催した。

<大臣賞入賞作品>

菓子の部<厚生労働大臣賞>沖縄ちやたんの塩入り塩ちんすこう、食品の部<農林水産大臣賞>あんこうともあえ、民芸の部<国土交通大臣賞>屋久杉のお香、工芸の部<経済産業大臣賞>和風コースターゆかいな仲間たち。他に日商会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と日商会頭並びに全観連会長努力賞が各部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

①「旅フェア 2009」への参加

5 月 29 日～31 日に旅フェア実行委員会（(社)日本観光協会）主催の「旅フェア 2009」が神奈川県・パシフィコ横浜で開催され、上記第 49 回審査会入賞品を展示 PR した。

(3) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により観光土産品等事業者セミナーを開催。① 6 月 24 日、山形県山形市・山形商工会議所にて開催、参加者 20 名、講演テーマ「公正取引委員会の最近の活動状況について」（公正取引委員会事務総局東北事務所取引課課長 渡辺明人氏）。② 6 月 30 日、香川県高松市・高松商工会議所会館にて開催、参加者 15 名、講演テーマ「香川県産品の振興策について」（香川県観光交流局県産品振興室室長代理 古市智氏）。③ 8 月 28 日、栃木県宇都宮市・宇都宮市文化会館にて開催、参加者 27 名、講演テーマ「加工食品の品質表示」（独立行政法人農林水産消費安全技術センター消費安全情報部交流技術課主任調査官 天野克哉氏）。④ 9 月 17 日、青森県青森市・青森県観光物産館アスパムにて開催、参加者 19 名、講演テーマ「JAS 法における食品表示について」（青森県農林水産部食の安全・安心推進課 佐藤新吾氏）、「青森発！新商品開発のポイント」（財団法人 21 あおもり産業総合支援センター応援コーディネーター 加藤哲也氏）、「知的財産とブランド」（青森県知的財産支援センター・青森県知的財産所有権センター・特許情報活用支援アドバイザー 田中智氏）、「～その商品、ホームページに営業させてみませんか？～御社の商品を、もっと魅力的に輝かせるホームページの作り方」（コクヨ EC プラネットフォーム株式会社 仁科昭彦氏）。⑤ 9 月 18 日、福岡県福岡市・ソラリア西鉄ホテルにて開催、参加者 22 名、講演テーマ「JAS 法と食品表示について」（福岡農政事務所表示・規格課表示・規格指導官 佐藤孝洋氏）。⑥ 11 月 27 日、宮城県仙台市・ハーネス仙台にて開催、参加者 44 名、講演テーマ「JAS 法における食品表示について」（独立行政法人農林水産消費安全技術センター消費安全情報課専門調査官 高橋賢二氏）。⑦ 2 月

16 日、千葉県鴨川市・鴨川ホテル三日月にて開催、参加者 31 名、講演テーマ「商売繁盛は笑いから」（三遊亭金太郎氏、マグナム小林氏）。⑧ 2 月 18 日、宮城県仙台市・仙台商工会議所にて開催、参加者 33 名、講演テーマ「基礎からよくわかる！JAS 法に基づく食品表示セミナー」（農林水産省東北農政局表示・安全部計画調整係長 本石俊明氏・表示安全部業務管理第 2 係長 蘇武宏幸氏）。⑨ 2 月 18 日、沖縄県那覇市・那覇商工会議所にて開催、参加者 52 名、講演テーマ「JAS 法とは」（独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター門司事務所主任調査官 土屋寛道氏）。⑩ 3 月 19 日、栃木県宇都宮市・とちぎ男女共同参画センターにて開催、参加者 41 名、講演テーマ「モンスタークレマーといかに向き合うか!?～元・百貨店クレーム対応責任者が伝授するクレーム対処法～」(クレーム対応コンサルタント 川合健三氏)。

(4) 第 20 回全国観光土産品連盟会長表彰

東京都中央区銀座 7-16-15 株式会社 清月堂本店 代表取締役会長 水原 正一朗 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第 50、51 号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第 50 回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

6. 全国観光土産品公正取引協議会

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品公正取引協議会会長）

副 会 長 片谷秋田県協議会会長 他 8 名

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03) 3518-0193~4

(1) 公正競争規約の遵守励行と周知徹底

地方・地区協議会の認定審査会、試買検査会等の実施を奨励し、規約の遵守励行を呼びかけると同時に違反商品については改善するよう指導した。また、地方・地区協議会に新認定マークの作成を呼びかけ、その普及・促進に努めた。一方、消費者センターや一般消費者から寄せられた苦情を処理するとともに規約の解釈等についての質問に対応した。

(2) 審査会等の実施

地方・地区協議会では認定審査会、試買検査会を実施し、公正競争規約に基づき必要表示事項、過大包装、特定事項の表示基準などについて審査している。本協議会では、認定審査会で合格した商品に認定証を交付しているが、21 年度認定数は 21 協議会 1,338 点であった。

(3) 第 44 回全国大会（福岡大会）の開催

本協議会主催・福岡協議会の主管で 10 月 15 日～16 日の 2 日間、福岡県福岡市・西鉄グランドホテルで開催。参加者 122 名。第一部 記念式典、第二部 セミナーとして消費者庁設置で企業は何を備えるべきか（電通パブリックリレーションズ コミュニケーションデザイン局イシュー・リスクマネジメント部部长 阪井完二氏）。続いて、事例発表・新認定マークの活用について（栃木県観光土産品公正取引協議会会長 福田幸信氏）が発表された。第三部 記念講演・九州新幹線・新博多ビルと街づくり（九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長 唐池恒二氏）を聴取した。

(4) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品連盟共催により観光土産品等事業者セミナーを開催。全国観光土産品連盟（3）補助対象セミナーの開催の項参照。

(5) 表 彰

全国協議会表彰規程に基づく 21 年度の表彰。

<永年勤続者 会員の部 5 名>

(6) 広 報

「会報」第 67 号、第 68 号を発行するとともに、ホームページにて協議会事業、観光土産品公正競争規約の内容などを紹介した。

7. (財)伊勢神宮式年遷宮奉賛会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事 務 局 東京商工会議所ビル3階 TEL (03) 3283-7048

(1) 概 要

平成18年4月からスタートした募金活動は4年目を迎え、募金活動が本格化し、企業・団体・個人から広く協力が寄せられ、奉賛の実が大いに挙がった。

本年度の募金目標額は昨年度と同様、40億円という大きな額であったが、募金活動が全国的に展開され、所期の目標額を上回ることが出来た。

(2) 募金活動

募金総額220億円のうち、75億円は業界団体等を中心に実施する中央募金で、145億円は47都道府県の地区本部を通じて実施する地区募金で調達することになっており、本年度の募金目標額は中央募金15億円、地区募金25億円の合計40億円であった。

中央募金については、前年度同様、業界団体に加えて、主要企業に対する募財活動を積極的に展開した。個別企業を順次、訪問のうえ、募金の趣旨・式年遷宮の意義等を説明し、奉賛協力をお願いした。

一方、地区募金については、全国47都道府県に設置された地区本部の組織を基盤に、全国各地において、募金活動が広範囲に展開された。

奉賛金実績は中央募金が2,158,426,400円、地区募金が3,733,700,630円の合計5,892,127,030円となった。

(3) 広報活動

前年度に引き続き、『日本の源郷 伊勢神宮』『伊勢神宮式年遷宮 Q&A』等の各種資料を通じて、遷宮の文化的意義についてご理解を得るための広報活動を積極的に展開した。更には、伊勢神宮式年遷宮広報本部（本部長：田中恆清氏）との緊密な連携の下、同本部が主催した「伊勢神宮展」（於：京都、郡山）や「伊勢神宮式年遷宮写真パネル展」（於：川崎）等に積極的に協賛協力するなど、式年遷宮の意義や重要性に関する周知・広報活動を実施した。

(4) 免税措置

平成19年2月23日に指定寄附の告示があった第62回神宮式年遷宮の費用に充てるための寄附金は平成22年2月22日付け財務省告示第59号をもって、1年間の期間延長（平成22年2月23日～平成23年2月22日）が許可された。

8. (財)日本産業協会

会 長 歌田 勝弘（味の素㈱特別顧問）

理 事 11 名 監 事 2 名 評 議 員 12 名

事 務 局 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3 階 T E L (03)3256-7731

職 員 数 33 名（非常勤嘱託を含む） 基本財産 5 億 2,936 万 4,828 円

当協会は、大正 10 年 3 月にその前身である（社）博覧会協会と（財）国産奨励会の合併により発足し、第二次大戦後は社会情勢の変化に伴い活動を停止していたが、昭和 55 年 10 月に通商産業大臣（当時）の事業認定を得て、「消費生活アドバイザー資格」の試験実施団体として活動を再開した。現在は、特定商取引に関する法律第 61 条の「特定商取引適正化事業」を実施する指定法人（内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省および国土交通省の 5 府省共同指定）となっており、消費生活アドバイザー試験の実施をはじめ申出制度の普及・相談業務などの事業を行っている。なお、消費生活アドバイザー資格は、平成 21 年 9 月の内閣府消費者庁の発足に伴い、内閣総理大臣および経済産業大臣の事業認定資格となった。

(1)「消費生活アドバイザー制度」は、「消費者と企業・行政のかけ橋」として、消費者の意向を企業経営に反映させるとともに、消費者からの苦情相談などに対して迅速かつ適切なアドバイスができる人材を「消費生活アドバイザー」として認定し、企業の消費者対応の適正化や消費者志向経営の一層の推進に役立てようとするものである。本資格試験（第 1 次試験：択一、第 2 次試験：面接・論文）は、日本商工会議所ならびに札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の各商工会議所の協力を得て実施している（仙台・広島・高松は第 1 次試験のみ実施）。平成 21 年度の試験の概況は、次のとおりである。

① 受験申請者数は、2,741 人（対前年度比 7.2%減）で、498 人が合格（合格率 20.2%）した。申請者数の内訳は、男性 1,384 人（対前年度比 6.9%減）、女性 1,357 人（同 7.6%減）となった。

② 合格者数 498 人の内訳は、男性 293 人、女性 205 人で、女性の比率が前年度の 48.1%から 41.2%へと減少した。年齢別構成では、30 歳未満 55 人、30 歳代 146 人、40 歳代 177 人、50 歳代以上 120 人となっており、合格者の平均年齢は 43.0 歳で、対前年度比で 1.2 歳上回った。職業別構成では、有職者が 437 人で 87.8%を占め、無職者は 56 人で 11.2%となり、有職者の比率が若干増加した。また、業種別では、製造業（30.3%）が最も多く、以下金融・保険業（19.3%）、運輸・通信業（15.5%）、国・地方公共団体（6.8%）、サービス業（5.0%）、卸・小売業（4.2%）などとなっている。

③ 合格者のうち、称号付与申請のあった 488 人（前年度および前々年度合格者を含む）に対しては平成 22 年 4 月 1 日付けで消費生活アドバイザーの称号を付与し、これにより本制度創設以来の消費生活アドバイザー資格取得者の累計は 12,821 人となった。

(2) 消費生活アドバイザー資格保有者が更新の要件として受講する更新研修のうち、受講者の利便性を高めるため、従来の集合講座（6 都市で開催）に加えて、平成 19 年度から新たに導入した e ラーニング講座は、学習コンテンツなど質的向上を図ったほか、講座数を 3 講座から 4 講座に拡大した。また、受講者数は、集合講座で延べ 6,261 人、e ラーニング講座で延べ 2,533 人の計 8,794 人であった。

(3) 消費者教育・啓発事業の一環として通信講座を実施しているが、本年度新規受講者数は 3,136 人（講座開講以来の累計は 148,327 人）であった。なお、通信講座で使用するテキストは毎年度、法令改正や経済・社会状況の変化に合わせ、記述内容の改訂を行っている。平成 22 年度版の編集・制作においては、例年の

マイナー改訂に加え、平成 21 年 9 月の内閣府消費者庁などの発足に伴う大きな法令・制度改正を反映するため、必要な科目については記述内容の大幅な見直しを行った。

- (4) 昨年度に引き続き、情報化の進展に伴い社会問題化している様々な消費者問題に対応するための「電子商取引モニタリング事業」および、特定商取引法に基づく指定法人としての責務を果たすための「特定商取引適正化事業」をそれぞれ受託し、これを実施した（両事業は平成 21 年 9 月、経済産業省より内閣府消費者庁に移管）。

「電子商取引モニタリング事業」では、当協会内に設置した「電子商取引モニタリングセンター」において、インターネット通信販売・迷惑メールに係る広告・表示やインターネットオークションにおける法令遵守状況などに関する調査を行い、その結果を経済産業省（内閣府消費者庁）に報告した。また、「特定商取引適正化事業」については、特定商取引法の規定に基づく主務大臣に対する申出制度の一層の活用を推進と、特定商取引の適正化に資することを目的として、本制度に係る指導・助言や啓発活動などを展開した。

- (5) 賛助会員を主な対象として、社会的関心が高まっている、企業における消費者志向経営の推進や消費者対応の適正化、消費生活アドバイザーの活用促進などに資するためのセミナーや交流会を開催した。また、各種事業活動を効果的、効率的に推進するため、事務局体制の整備を図ったほか、新公益法人制度への円滑な移行に向けて、移行体制や移行スケジュールなどについて検討を行った。

さらに、消費生活アドバイザー資格保有者の活躍の場を拡げることおよび、地域・中小企業の消費者志向経営の推進に資することなどを目的に、経済産業省中小企業庁および（独）中小企業基盤整備機構が実施した「新現役チャレンジ事業」に積極的に参画した。

- (6) 消費生活アドバイザー制度の普及・促進を図るため、広報誌「あどばいざあ」（季刊）の刊行やリーフレット・ポスターの作成・配布、経済産業省中小企業庁によるネットマガジン配信のほか、新聞、雑誌などを活用して全国的に PR を展開した。加えて、リーフレットを主要書店などで配布し、本制度の周知に努めた。また、（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会に本制度の普及事業を委託し、各地で説明会などを開いた。さらに、本制度や当協会の事業活動をより広く紹介するため、ホームページの改善を行うとともに、情報提供の強化・充実を図った。なお、試験結果については、日本経済新聞社の協力を得て、同紙の各地域面に合格者氏名を掲載したほか、共同通信社を通じて加盟各社に合格者氏名を配信した。

9. (財)日本産業デザイン振興会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事 務 局 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5階 TEL (03) 6743-3772

職 員 数 14名 基金財産 9 億9,000万円 (内基本財産 4 億4,000万円)

(1) Gマーク事業

21 年度のグッドデザイン賞事業は、国内外の企業・団体等から 2,952 件の応募を受付けた。1 次審査および 2 次審査を 4 カ月間かけて厳正に行い、1,034 件 (591 社) のグッドデザイン賞を選出した。受賞対象のなかから、特に優れたものに贈るグッドデザイン大賞 1 件をはじめとし、グッドデザイン特別賞 34 件、ロングライフデザイン賞に 25 件が選出された。また、今年度より「近未来の生活を示唆するデザイン」を評価するフロンティアデザイン賞を新設し 6 件が選出された。8 月下旬に東京ビックサイトで行った 2 次審査会場を一般に公開するデザインフェア「グッドデザイン・エキスポ」を開催し約 4.3 万人の来場者を集めたほか、受賞対象を掲載したイヤブックスの刊行、期間限定ではあるがグッドデザイン賞受賞商品を展示販売するショップを東京ミッドタウン・ガレリアにオープンする等々、様々な振興活動を展開した。

(2) 東京ミッドタウン デザイン・ハブの展開

関係機関とともに設立した「東京ミッドタウン・デザイン・ハブ」において、次の事業を展開した。

- ① 展示事業…展示スペース (約 450 平方メートル) では様々な領域にわたるデザイン情報の受発信基地としての役割を果たすべく、テーマを設けた企画展を延べ 11 回開催した。
- ② 人材育成事業…海外の優秀な教育研究機関と国内大学の参加によって、産学連携による新しいデザイン開発をテーマとした人材育成を図るための施設 (インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター) を設けており、国際シンポジウムをはじめ、セミナー等を合わせて 7 回開催した。

(3) 地域デザイン振興事業

国内各地域におけるデザイン振興施策の情報交換を行うため「全国デザイン振興会議」を開催した。

(4) 国際デザイン交流事業

4 月にはイタリア・ミラノにおいてミラノサローネ開催期間中に合わせ「JAPAN DESIGN SELECTION2009」展の開催、11 月にシンガポールにおいて J C C (シンガポールにおける日本文化交流施設) 開設に際して「JAPAN GOOD DESIGN」展等の展示を行い海外に向けてのアピール活動を積極的に推進した。協定を締結したタイの D E 賞とは継続して連携を深耕化した。

また、I C S I D (国際インダストリアルデザイン団体協議会) をはじめとする海外デザイン関係機関との情報交流を行い、連携を拡大した。

(5) 「デザイン月間」推進事業

10 月をデザイン月間とし、全国の地方自治体、経済団体、デザイン団体等で実施する事業を「デザイン月間」記念事業として登録し、支援した。

10. 一般社団法人 日本商事仲裁協会（平成 21 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行）

理 事 長 山本幸助（平成 21 年 4 月 1 日から）

（岡村会頭は平成 21 年 4 月 1 日に理事・会長を退任、同年 6 月 2 日から最高顧問に就任）

事 務 局 東京都千代田区神田錦町 3－17 廣瀬ビル 3 階 T E L (03) 5280－5200

（平成 21 年 6 月 1 日から）

職 員 数 15 名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

① 仲裁

- 1) 仲裁事件：平成 21 年度に取扱った件数は、継続的売買・物品販売・建設請負・ライセンス契約等に関する紛争について、新規申立て 19 件、前年度からの継続 19 件の合計 38 件であった。その内 8 件については仲裁判断が出され、6 件は取下げにより 1 件はその他の理由により終了した。この結果、平成 22 年度への継続事件は 23 件となった。
- 2) 協力協定の締結：香港国際仲裁センターと本協会は、日本企業と中国企業との間の国際商事仲裁における協力関係を強化し、仲裁による効果的解決を促進することを約した協力協定を締結した。この結果、本協会が外国との ADR 機関と締結した協力協定の累計は 46 となった。

② 調停

- 1) 国内調停事件：ADR 法に基づく法務大臣による業務認証を平成 19 年 12 月 27 日に取得したものの、平成 21 年度に取扱った件数は、1 件と低調であった。
- 2) 国際調停事件：平成 21 年度は、申立てがなかったが、前年度からの継続事件は 1 件であった。

③ 斡旋

斡旋事件：平成 21 年度に取扱った申立て斡旋件数は、2 件であった。

(2) 商事紛争に関する相談事業

- ① 一般相談：相談・問合わせのうち、国際取引契約や紛争に関するものは 418 件であり、国内商事紛争に関するものは 17 件であった。
- ② 法律相談：渉外弁護士による無料法律相談は、東京・大阪および名古屋の各事務所で開催し、その相談件数は合計 50 件であった。また、東京および大阪の 2 事務所において毎月開催している中国相談の件数は合計で 42 件であった。

(3) 調査研究および普及活動

- ① 図書収集閲覧・刊行：商事仲裁・国際取引関連図書等を収集・閲覧に供するなど有効活用を行った。
- ② 調査研究：「国際取引研究会」を、大阪事務所ではウィーン売買条約と国際商事仲裁をテーマに 7 月に公開フォーラムを開催し、その研究成果を広く一般に披露した。名古屋事務所では仲裁条項や準拠法等をテーマに 6 回開催し、メンバー相互による調査・研究を行った。

③ 普及活動

- 1) 国際商事仲裁・調停推進事業：国際取引とその紛争解決の契約上の留意点について事前啓発のための無料セミナーを、協会単独ならびに各地商工会議所・外国法事務弁護士事務所・(株)日本仲裁人協会・(財)日中経済協会などの関係団体や海外の大学・弁護士会などとも共同して開催した。
- 2) 国内 ADR 推進事業：ADR に関する概要を広く PR するため関連パンフレットの送付を各地商工会

議所や関係団体等の要請に応じて行ったほか、東京商工会議所中小企業相談センターにおいてADR相談を12回開催した。また、平成16年度より3年にわたり経済産業省から委託を受け作成した「調停人養成教材（基礎編・中級編・法的知識編）」を引続きホームページに掲載し、普及に努めた。

- 3) 広報活動：月刊機関誌「JCAジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第22号・23号」の発行のほか、ホームページを刷新し、仲裁・ADRなど本協会の諸事業の広報普及活動を実施した。
- 4) 有料講習会：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、仲裁・取引契約・紛争予防・輸出入の実務、外為・貿易決済等をテーマに計19回のセミナー・講習会を開催し、仲裁・調停制度の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、一昨秋の世界的金融恐慌等の影響により逡巡傾向に歯止めがかからず、前年度比約1,700件減少し6,566件であった。また、日本発給のATAカルネ通用国・地域は前年度と同様の66カ国・地域となっている。

なお、カルネ事業の普及推進のため、「JCAジャーナル」誌に『カルネ便り』欄を連載しトピックを紹介するとともに、日本商工会議所発行「会議所ニュース」「石垣」などにカルネに関する広告および紹介記事を掲載したほか、東京商工会議所発行「東商新聞」12月20日号の「施策ワンポイント」欄にATAカルネ制度がとりあげられた。

(5) 一般社団法人への移行と東京事務所の移転

公益法人制度改革にいち早く対応し、平成20年12月12日に内閣総理大臣宛に一般社団法人への移行認可申請を行い、平成21年3月18日に認可を受けて、平成21年4月1日から新法人としての活動を行うとともに、東京事務所を平成21年6月1日に千代田区神田錦町3丁目17番地へ移転した。

11. (財)日本ファッション協会

理事長 馬場 彰
副理事長 平井 克彦、畑崎 重雄、古屋 勝彦、滝 茂夫、中村 利雄（当所専務理事）
理事 30名 監事 2名 評議員 55名 顧問 5名 参与 14名
相談役 岡田 卓也、山口 信夫（当所名誉会頭）
事務局 東京都中央区日本橋室町1-5-3 福島ビル6階 TEL (03) 3242-1677
職員数 22名（契約社員等含む） 設立 平成2年4月4日（通商産業大臣認可）
基本財産 16億1,600万円（平成22年3月31日現在） 出捐企業・団体数 163 賛助会員数 532

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て広がり、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。ファッションの向上を図るため、具体的な事業として、アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む都市の再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰、世界的なトレンドカラーに関する普及啓発など豊かな生活文化の創造を目指した事業を実施している。

(2) 事業概要

- ① アジア各国との生活文化・ファッションに関する相互理解と相互交流を図り、豊かな生活文化の創造を推進するために、平成15年度に設立した「アジアファッション連合会」の第6回大会を11月にベトナム・ハノイで開催した。
- ② 地域活性化に向け、平成15年度より「生活文化創造都市」の普及に取り組み、平成21年度は生活文化創造都市推進事業として「生活文化創造都市の指標化調査『改訂版』」を広く全国のまちづくり関係者等に配布した。また、有識者よりなる「生活文化創造都市推進会議」の協力を得て、平成22年1月に「Creative Japan 平成21年度全国大会 in 桐生」を開催するとともに、地域における創造都市推進の普及と事例収集を兼ねて、3月に南さつま市と旭川市で「地域会議」を実施した。
- ③ 映画のすばらしさを与えてくれた作品と多くの上質な映画を公開した配給会社を表彰する「ベストシネマ賞」と「シネマ夢倶楽部賞」のほか、映画を通して生活文化や地域社会の発展などに貢献のあった団体、行政を表彰する「シネマ文化賞」の表彰式を2月に開催した。さらに、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを顕彰する「日本クリエイション大賞」の表彰式を3月に開催した。自動車のカラーデザインの向上を図ることを目的にオートカラーアワード2010の表彰式を12月に開催した。
- ④ 14カ国が集まり、シーズン2年前にファッションのトレンドカラーを決定するインターカラー委員会を日本で初めて開催し、2011年秋冬カラーを決定した。併せて、インターカラー日本開催記念シンポジウム、トークセッション&交流パーティーを実施した。
- ⑤ 日本のプロダクツ・インテリア分野、ウイメンズウェア分野、メンズウェア分野、メイクアップ分野に向けて、協会の編集によるトレンドカラー情報を発信した。併せて、色彩文化醸成のために、「色彩講座」「カラーデザイン塾」「カラートrendセミナー」などを開催した。
- ⑥ 東京の5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）のストリートファッションを紹介するウェブサイト「Tokyo Street Style」が260万ページビュー／月、21万ユニークブラウザーと日本最大級のファ

ッション・ウェブマガジンとなり、またアジアを中心に欧米各国からもアクセスが増加した。

12. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)

代表取締役 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

所在地 静岡県浜松市西区村櫛町 4597 浜名湖頭脳公園内 TEL (053) 484-4155

(1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)キャリアック (商工会議所福利研修センター) の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

(2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 静岡県浜松市 ③資本金 5,000万円

④役員 取締役9名 監査役1名 (22年3月31日現在)

代表取締役: 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

常務取締役: 藤井 史朗

取締役: 宮城 勉 (当所常務理事) 取締役: 岡部 義裕 取締役: 灘本 正博

取締役: 細谷 孝利 取締役: 赤堀 眞一郎 取締役: 坂本 豁

取締役: 中川原 尚人 監査役: 中島 芳昭

⑤従業員数 15名

(3) 事業概要

①稼働状況

21年度の利用者は、宿泊利用が15,037人、日帰り利用が1,090人で、合計16,127人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ2,523人減、稼働率では3.2ポイント減の19.52%となった。利用者のうち研修利用は72%、福利利用は28%となりました。

また、本年度の主だった利用者の内訳は、商工会議所・企業・団体・教育機関・医療機関・労働組合・趣味の会など幅広く、特に大学・高等学校等の教育機関等の利用が多くなっている。

②営業活動・各種イベント等の実施

稼働率UPをはかるため、日本商工会議所・各地商工会議所、アクサ生命保険㈱の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を精力的に展開した。また、インターネットやマスコミなどのメディアを通じて施設のPRを行ったほか、インターネットで宿泊を受け付ける企業との連携強化や各地商工会議所の機関紙やHPへの施設紹介記事の掲載を行った。さらに、利用促進を図るため、「季節限定・四季彩りプラン」、「新・研修プラン」、「キャリアックプラン」、「バーベキュープラン」等の独自企画を実施するとともに、各団体・機関の行うセミナー、イベント等の誘致を積極的に実施した。また、商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会の受け入れを行った。

③債権・債務状況

当所とキャリアックの間に記載すべき債権・債務関係はない。

13. (財)日本容器包装リサイクル協会

理事長 山本 和夫 副理事長兼専務理事 石井 節
理事 44名 評議員 51名
事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL (03)5532-8597
職員数 35名 基本財産 1億2,028万5千円

当協会は、平成21年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

(1) “リサイクルの環”づくりのコーディネーターとして、72,014の特定事業者からリサイクルを受託

①特定事業者から預かった費用でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者および「容器」を製造している事業者（「特定事業者」）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル（＝容リ法では「再商品化」という）の義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国の家庭から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーターとして、また、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。21年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者（22年3月末日現在の申込ベースの実績、過去に遡った申込分は含まない）は、72,014社（20年度は、71,329社）であった。

②分別収集物を保管する全国1,662施設ごとに電子入札でリサイクル業者を選定

当協会では、全国1,583市町村（一部事務組合を含む）と21年度業務実施契約（引取契約）を締結した。同市町村が各家庭から排出された使用済み容器包装を分別収集・保管している1,662（20年度1,668）カ所の保管施設ごとに、再商品化事業者（リサイクラーとも言う）からの電子入札（一般競争入札）を受け付け、その落札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者227社（同229社）にリサイクル業務を委託した。

③再商品化申込みの受付と普及啓発業務を、各地商工会議所・商工会の協力で実施

当協会では、政令（H7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、特定事業者からの再商品化（リサイクル）の委託申込の受付業務および普及啓発活動を行った。

普及啓発活動については、両団体の地域特性に応じた方法で、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、容器包装リサイクル制度の普及を推進した。

21年度は、例年の普及啓発活動に加えて、東京を初めとする主要10都市において関係商工会議所の主催・商工会の協力を得て、特定事業者向けに「容器包装リサイクル制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、本制度の更なる普及浸透に力を注いだ。

(2) 健全なりサイクルのための社会的コストの適正化を追求

① プラ製容器包装リサイクルに係る落札単価の高止まり傾向は僅かに是正

当協会では、健全なりサイクルのための社会的コストは、より適正であることが求められるとの基本認識のもとで種々の工夫を重ねている。特に、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関して、21年度の再商品化事業者の入札選定に際しては、上限値を21年度は93,000円/トンに設定（20年度は97,000円/トン）、加えて国からの指示により全材料リサイクル事業者ごとの査定処理能力に77%を乗じた量を落札可能量とする等の措置を講じたが、材料リサイクルの落札単価が前年度比約6%アップしたため、平均落札単価（加重平均、21年3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ）は62,751円/トン（20年度は64,494円/トン）と前年度比で2.7%減に留まり、高止まり傾向は僅かな是正となった。

これに加えて、市町村から当協会へのプラスチック製容器包装の引き渡し量が、当初計画量を大きく下回る等の要因もあり、21年度の4素材合計の再商品化委託料支出（再商品化事業者に支払ったリサイクル費用、約413億円）は、当初予算額（約567億円）を大きく下回った。

② プラ製容器包装の再商品化に係る22年度平均落札単価は、前年度比8.6%ダウン

22年度の再商品化事業者の選定に関する入札に当たっては、材料リサイクル手法優先の要件として、21年度と同様に品質基準値の設定や上限値95,000円/トン（21年度は93,000円/トン）の設定等を行うとともに、国の中央環境審議会および産業構造審議会の合同による再商品化手法検討会における中間取りまとめを受けて、優先枠を市町村申込み量の50%とし、同時に、優先枠をA枠・B枠に分け、新たに導入した総合的評価制度に基づく枠配分を実施した。

これにより、21年12月から22年1月にかけて実施した入札の結果、プラ製容器包装の22年度の平均落札単価は57,347円/トン（21年度は62,751円/トン）となり、21年度に比べ8.6%（5,404円/トン）の低下となった。

(3) 市町村で、プラ製容器包装分別収集物の品質改善のための“出前講座”を実施

容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装分別収集物の品質改善は、容器包装リサイクル制度を効率的・効果的に機能させるための重要課題の一つとなっている。このため、当協会では、分別収集物の引取り・再生処理を委託している再商品化事業者の協力を得て、特に、プラスチック製容器包装のベール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの：写真上）の品質調査の厳正な実施と品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

こうした中で、各市町村には分別収集物の品質改善の必要性が理解されつつあるが、当協会では、市町村の取り組みをさらに支援していくための活動として、20年度から、プラスチック製容器包装収集物の品質改善等をテーマとした勉強会「出前講座」を実施し、21年度においても、50市町村の担当者を対象に19回（複数の市町村による合同開催あり、20年度は15市町村の対象者を対象に15回）開催した。

(4) 市町村への資金拠出

① 改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」により、21年9月に初めて市町村および一部事務組合（「市町村等」）への資金拠出を行った。今回対象となったのは1,408市町村等で、拠出総額は約95億円であった。

本制度は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって低減された成果に応じて資金拠出する仕組みであり、当協会では、容リ法改正の18年度以降、本制度の主旨について継続して周知に努めてきた。21年度においても、その内容について、特定事業者や市町村等の関係者に理解を深めてもらうため、当協会の諸会議での説明、各種広報媒体でのPR等を通じて、関係業界・特定事業者・市町村担当者への周知に努めた。

②PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出額は約13億円

PETボトル、紙製容器包装およびガラスびんの一部の有償入札（＝再商品化事業者が当協会に金銭を払ってリサイクル業務を受託する場合の入札）に伴う収入については、従来から、主務5省見解に基づいて、消費税相当額を除く全額を、対象市町村等からの引取量および落札単価に応じて拠出（＝寄付）している。21年度中の618市町村等への拠出実績は13億746万円（20年度は、738市町村等で48億9千690万円）となった。（注：この支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

なお、21年度の拠出実績が20年度を大きく下回ったのは、20年9月以降の世界的金融不安に端を発した、中国への使用済みPETボトルの一時的な輸出停止などによる大きな市況変動が、21年度入札に大きな影響を及ぼしたためである。

(5) 不正・不適正行為の防止策を強化

当協会では、協会内に「危機管理委員会」（常勤理事7名などで構成）および「危機管理コア委員会」（危機事象の緊急対応のため関係する常勤理事などで随時編成）ならびに「拡大危機管理委員会」（常勤理事7名、弁護士、公認会計士等の外部有識者で構成）を設置し、不正防止策を厳格に行うための体制を整備している。21年度においても、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を基本とした不正請求事件等の再発防止のための諸方策を実施した。

具体的には、再商品化事業者に関して、入札資格登録段階での厳格な要件審査、再商品化段階での日報・月報等の操業記録の提出指示や現地検査、措置規程の見直しを行う他、必要に応じて再商品化製品の販売先の現地調査等を実施した。また、当協会における体制整備の一環として21年5月に設置を公表した“公益通報窓口”が機能し、不正・不適正行為に対する事前防止に大きな効果を発揮した。また、そういった行為が発見された場合にも、行政および弁護士等関係者との迅速な協議により的確な措置をとることができた。

(6) ただ乗り事業者対策を自主的に継続

再商品化（リサイクル）義務のある特定事業者でありながら容器包装のリサイクル義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策は、特定事業者間の公平性を確保するためにも、当協会が、国との連携を密にしながら継続的に取り組んでいる重要な課題である。

当協会では、自主的な取り組みとして(イ)国の対策を支援するため再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”と“申込事業者リスト”を主務5省に提出、(ロ)前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請（年4回）、(ハ)当年度申込（契約）事業者のうち、過年度（12年度～20年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、(ニ)特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、(ホ)全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、

商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動の実施等、を行った。

さらに、21 年度は、主要 10 都市の商工会議所主催で「容リ制度に関する特定事業者向け説明会および個別相談会」を開催（上記のとおり）するとともに、20 年 10 月から行っている協会ホームページへの“委託料金事業者別リスト”（公表同意事業者のみ）の掲載は、引き続き行った。

こうした取り組みによって、21 年度は 807 社（20 年度 1,626 社）から 6 億 2 千 500 万円（同 7 億 9 千 300 万円）の過年度分申込を受付けた。

(7) 2 年余の準備期間を経て「公益財団法人」に移行

当協会では、20～21 年度の両年度の事業計画において、21 年度中の公益財団法人への移行を目標に掲げて、公益認定申請に向けた諸準備に取り組んできた。

20 年 12 月 1 日の新法施行により特例民法財団となった当協会は、同年 12 月の理事会・評議員会において、制度改革に対応するために理事会・評議員会の“組織再編”の方向性について了解を得たことを皮切りに、21 年 3 月の理事会・評議員会では、組織再編の内容を確定。同年 5 月には、主務省認可による「最初の評議員選定委員会」において、新法人格移行後の最初の評議員を選定した。さらに、同年 10 月の理事会・評議員会では、定款変更（最終案）および新法人格に移行した後の役員及び会計監査人を決定し、同月末に公益認定申請の手続を行った。

その結果、22 年 3 月 25 日、内閣府から当協会に対して公益認定書が交付され、同年 4 月 1 日付で特例財団法人である容リ協会を解散し、新たに「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に移行した。

14. 商工会議所年金教育センター

理事長 中村 利雄（当所専務理事）

理事 9名 監事 2名 顧問 2名

事務局 東京都千代田区神田美土代町7 東英美土代ビル2階

職員数 2名 設立 平成13年9月12日

（ホームページ <http://www.cci-nenkin.jp>）

（1）設立の目的

商工会議所の会員企業を中心とした中小企業や個人事業主等が、安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会環境を整えるために、各地商工会議所等の中小企業団体が行う企業年金・退職金制度、ライフ・プランニング、金融商品、投資等に関する各種教育、啓発・普及活動を側面から支援することを目的とする。

（2）事業概要

①教育研修事業

○平成22年3月31日で資格の有効期間（2年間）が満了する1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）を対象として、平成21年10月30日（土）および11月23日（祝）に東京都千代田区で1級資格更新研修会を開催した。これは、従来からの資格更新のための通信教育講座に加えて開催したもので、160人が参加した。

○各地商工会議所が開催する企業年金・退職金制度に関するセミナーに対し、企画、助言および講師の紹介、教材の提供等によって支援した。

②出版・企画事業

○「適年対策実務マニュアル」（2,210部）をはじめ、「個人型確定拠出年金Q&A（制度編）」（1,007部）や「確定拠出年金法関連条文集」（831部）などの書籍等を作成、頒布した。

③IT活用事業

○日本証券業協会証券教育広報センターと連携し、確定拠出年金制度や資産運用などについてインターネットで学習できる投資教育ネット・プログラム「お金と暮らしのウェブ・プログラム」の普及推進に努めた。

○ホームページのコンテンツを充実させ、企業年金・退職金制度に関するトピック的なニュースや解説等、タイムリーな情報提供に努めた。

④DCプランナー（企業年金総合プランナー）支援事業

○1級または2級のDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録している者に対する情報提供サービスの一環として、メールマガジンを毎月2回（1日・15日）定期的に配信したほか、会報「DCプランナー」を年2回（8月・2月）発行した。

○資格の有効期間（2年間）が平成22年3月31日で満了する1級または2級のDCプランナー（企業年金総合プランナー）を対象とした資格更新通信教育講座を開講した。受講者数は、1級（593人）と2級（1,807人）の合計で2,400人。

○より実践的な知識が求められる1級については、資格の登録者から、「通信教育講座だけではなく、退職給付制度改革のケーススタディや法令等の動向などに関する最新の情報を内容とした集合研修を開

催してほしい」との意見が寄せられていたことから、1級の資格登録者を対象とした資格更新のための研修会を東京で開催した（平成21年10月30日（土）および11月23日（祝）、参加者数は160人）（前掲）。

○受験者数の拡大のために、ホームページ等の各種広報媒体を活用してDCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験のPRに努めた。特に、メールマガジンでも、1級の資格登録者からの投稿記事を基に、「合格体験記」として紹介した。

⑤調査・研究事業

○企業年金・退職金制度の改善要望として、適格退職年金制度（適年）の移行促進のための広報強化・相談体制の拡充ならびに中小企業の閉鎖型適年受給者に関する税制措置の延長、特別法人税の撤廃、確定拠出年金における中途引き出し要件の一層の緩和、年齢・加入期間による制約の緩和ならびに個人型確定拠出年金の対象拡充、適年から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換措置、等を日本商工会議所に提言した。

⑥その他

○国や関係諸団体、各種マスコミ機関等と連携し、商工会議所年金教育センターの活動を各方面に広くPRした。